

発刊登録番号
11-1430000-000093-10

ISSN 2093-548X

2012年発行

2011年度 知的財産白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE



特許庁

<http://www.kipo.go.kr>

目次

第1篇 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策

推進方向 34

第1節 知的財産分野における国内動向----- 34

1. 概観 34

2. 国内動向と知的財産政策の推進方向 35

第2節 知的財産分野の国際動向----- 38

1. 概観 38

2. 国際動向及び対応策 41

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果 46

第1節 特許庁のビジョンとミッション----- 46

第2節 ビジョン達成のための戦略目標及び管理課題----- 48

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築 48

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進 48

3. 公正な知的財産社会の実現 48

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現 49

第3節 実践課題別2011年の主要成果 ----- 50

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築 50

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進 51

- 3. 公正な知的財産社会の実現…………… 52
- 4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現…………… 53

第2篇 G5水準の知的財産サービス体系の構築

第1章 審査・審判サービスの高度化…………… 56

- 第1節 特許・実用新案分野…………… 56
 - 1. 特許・実用新案の速急な権利化及び審査品質の向上…………… 56
 - 2. 特許・実用新案審査のインフラ改善…………… 69
 - 3. 特許審査における国際協力の強化…………… 74
- 第2節 商標・デザイン分野…………… 81
 - 1. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上…………… 81
 - 2. 商標・デザイン審査インフラの改善…………… 92
 - 3. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築…………… 114
- 第3節 審判分野…………… 120
 - 1. 審判を通じた知財権の速急な紛争解決…………… 120
 - 2. 審判品質の向上…………… 123
 - 3. 口述審理の拡大実施及び充実化…………… 130
- 第4節 審査品質管理制度の運営…………… 133
 - 1. 審査評価制度の運営…………… 133
 - 2. 審査品質向上のための審査能力開発支援…………… 139
- 第5節 出願、登録など方式審査分野…………… 142
 - 1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査…………… 142
- 第6節 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化…………… 143
 - 1. 実務中心の専門教育課程…………… 143
 - 2. e-ラーニングを活用した全国民向け知的財産常時学習の推進…………… 146

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化…………… 151

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制

度の構築……………157

第1節 特許・実用新案分野…………… 157

1. 特許法・実用新案法の国際的な調和及び顧客利便性の増進…………… 157
2. オーダーメイド型3トラック特許審査制度の改善…………… 161
3. グリーン技術に対する超高速審査制度の導入…………… 164
4. 世界的水準の特許・実用新案審査基準への改正…………… 166

第2節 商標・デザイン分野…………… 170

1. 商標法改正の推進…………… 170
2. デザイン保護法改正の推進…………… 173

第3節 審判分野…………… 180

1. 顧客オーダーメイド型審判処理制度の施行…………… 180
2. 韓・日審判分野交流協力基盤の強化…………… 182

第3章 グローバル知的財産協力の拡大……………187

第1節 先進5カ国特許庁(IP5)体制の強化…………… 187

1. 先進5カ国特許庁による協力推進の経過…………… 187
2. 先進5カ国特許庁長官会合の主要成果…………… 187
3. 今後の推進計画…………… 190

第2節 商標先進4カ庁(TM4)体制の発足…………… 191

1. 商標先進4カ庁協力推進の経過…………… 191
2. 商標先進4カ庁会議の主要成果…………… 191
3. 今後の推進計画…………… 192

第3節	二カ国間及び多国間協力の積極的な推進-----	193
1.	主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	193
2.	知的財産権に対する二国間協力対象国家の多角化	194
3.	知的財産分野の多国間交渉での能動的な対応	196
4.	南北産業財産権の交流協力基盤の強化	208
5.	知財権分野における貿易交渉対応	211
第4節	最貧国・途上国に対する知的財産支援の拡散-----	216
1.	推進背景	216
2.	主要推進成果	219
3.	知的財産シェアリング事業の国際的拡散	224
第5節	グローバル特許行政情報化のリード-----	228
1.	グローバル特許行政情報化に向けた国際協力の強化	228
2.	韓国型特許行政情報システムの海外拡散	237
 第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現244		
第1節	特許行政情報システムの開発-----	244
1.	3世代特許ネットの推進背景	244
2.	3世代特許ネットの推進内容	245
第2節	特許行政情報システムの運営-----	248
1.	特許ネットシステムの委託運営	248
2.	知識管理システム(KOASIS)の運営	251
第3節	特許情報DBの構築-----	254
1.	知的財産権情報データの拡充及び管理	254
2.	韓国特許英文抄録の発刊及び普及	261
3.	公報の発刊及び普及	264
第4節	電算設備の運営及び維持-----	267

1. 特許ネットシステムインフラの高度化	267
2. ユーザー支援顧客満足度の向上	271
3. 情報保護体系の強化	273

第5章 成果主義文化の内在化及び変化管理活動の

推進276

第1節 成果主義文化の内在化	276
1. 特許庁成果管理制度の概要	276
2. 成果主義文化の定着	279
第2節 変化管理推進	282
1. 提案活動の活性化	282
2. 創意実用的な組織文化活動の展開	286

第6章 知的財産政策の国家レベルでの推進292

第1節 概観	292
第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進	293
1. 推進背景及び概要	293
2. 推進内容及び成果	293
3. 今後の推進計画	294
第3節 知的財産権政策強化の基盤作り	296
1. 知的財産政策研究の強化	296
2. 知的財産政策研究のインフラ構築	299

第3篇 知的財産の経済・産業的な活用の推進

第1章 政府R&Dと知的財産権の連携強化307

第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化 ----- 307

1. 政府R&D特許技術動向調査 307
2. 政府R&D特許成果の管理 316
3. 政府R&D特許コンサルティング 321
4. 政府R&D研究ノート支援 329

第2節 標準特許の創出支援 ----- 333

1. 標準特許の分析及び戦略樹立支援 333
2. 標準特許DBの構築及び標準特許人材の養成 338

第2章 知識財産権に強い中小・中堅企業の育成 .343

第1節 IP-R&D連携戦略の高度化 ----- 343

1. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援 343
2. 先端部品・素材のIP-R&D戦略支援 348

第2節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化 ----- 353

1. 地域特許総合コンサルティング事業 353
2. 中小企業知的財産経営コンサルティング 368
3. 地域ブランド・デザイン価値の向上 379
4. 非英語圏ブランド開発支援事業 388

第3節 地域における知的財産権インフラの構築 ----- 395

1. 地域知識財産センターの運営 395

第3章 産・学・研における優秀特許技術の創出・

活用の促進400

第1節	大学・公共研究機関の優秀特許の創出・活用の促進-----	400
1.	特許管理専門家の派遣.....	400
2.	大学・公共(研)の有望技術発掘及び特許事業化の支援	403
3.	創意資本の育成	406
4.	知的財産生態系の事業化・活性化の支援	409
第2節	優秀な知的財産権の創出・活用に向けたインフラの拡大-----	413
1.	需要者中心の特許技術取引システムの構築	413
2.	特許技術の初期商用化支援事業	418
3.	中小企業のIP活用戦略の支援	421
4.	特許技術評価の支援事業.....	424
5.	国有特許の活用促進	429
6.	職務発明補償制度の定着促進	434
7.	国際出願費用支援を通じた権利化支援	440
第4節	伝統産業の知的財産競争力の強化-----	443
1.	伝統産業IP競争力向上支援事業	443
2.	伝統産業DB構築事業	445

第4篇 知的財産を通じた公正社会の実現に寄与

第1章 需要者中心のサービス改善.....449

第1節	顧客中心のサービス体制の構築-----	449
1.	顧客指向的な手数料体系への改編	449
2.	出願・登録分野の特許行政制度の改善	451
3.	顧客と共にするサービス・制度の改善	455
第2節	顧客感動電子請願サービスの提供-----	460
1.	24時間電子請願サービスの支援	460
2.	ホームページ(特許路)を通じた電子出願サービスの支援	471

3. 顧客指向型特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営 473
4. 知的財産権判例情報の統合検索サイト構築 476

第2章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成 .479

- 第1節 知的財産専門人材の養成----- 479
1. 知的財産権に強い大学(院)人材の養成 479
 2. 企業・大学間の新産学協力プロジェクト推進 504
 3. 企業の知的財産専門担当者養成及びインフラ構築 518
 4. 弁理士情報公開及び研修制度の導入 526
- 第2節 創意的発明人材の発掘・育成----- 532
1. 発明教育の基盤構築及び制度化 532
 2. 学生レベル・学校レベル別の発明教育推進 537
 3. 発明活動が優秀な学生及び教員の発掘・拡散 544
- 第3節 社会的弱者に対する配慮拡大----- 551
1. 疎外地域・階級の青少年に対する分かち合い発明教育 551
 2. 社会的弱者のための無料弁理サービス 553
 3. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化 556
 4. 社会的企業の知的財産競争力向上 562
- 第4節 発明振興イベントの開催----- 565
1. 第46回「発明の日」記念式開催 565
 2. 特許技術賞授賞 568
 3. 発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展の開催 571
- 第5節 女性発明振興活動の展開----- 575
1. 女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識の向上 575
 2. 女性発明の事業化支援 579

第3章 国内・外における知的財産保護の強化583

第1節 韓国内の知的財産権保護活動の強化-----	583
1. 特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化	583
2. 模倣品の申告褒賞金制度	586
第2節 新知的財産権の保護強化-----	588
1. 企業の営業秘密保護のための制度改善	588
2. 半導体設計財産の振興	591
第3節 海外知的財産権の保護強化-----	598
1. 海外での知的財産保護の必要性	598
2. IP-Deskを通じた知的財産権支援強化	599
3. 企業の国際特許紛争対応能力向上	601

第5篇 分野別出願、審査・審判、登録の現状

第1章 韓国の国内出願分野607

第1節 産業財産権全般-----	607
1. 産業財産権の出願動向	607
2. 外国人の出願動向	609
3. 法人及び個人の出願動向	610
4. 女性及び学生の出願動向	611
5. 代理人有無別の出願動向	612
6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願動向	613
7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願動向	614
第2節 権利別・産業部門別の出願-----	616
1. 特許・実用新案登録出願の動向	616
2. デザイン登録出願の動向	617
3. 商標登録出願の動向	618

第3節	公的機関及び大学の特許出願-----	620
1.	公的機関の特許出願動向.....	620
2.	大学の特許出願動向.....	621
第4節	自国民・外国人の地域別・業者別出願-----	623
1.	自国民の出願動向.....	623
2.	外国人の出願動向.....	625
第2章 PCT及びマドリット国際出願分野.....		627
第1節	PCT国際出願-----	627
1.	全世界PCT国際出願の動向.....	627
2.	韓国のPCT国際出願状況及び見通し.....	628
3.	国際調査・国際予備審査の動向.....	634
4.	PCT国際出願の韓国国内段階への移行動向.....	636
第2節	マドリット国際商標出願-----	639
1.	世界の国際商標出願動向.....	639
2.	韓国を本国官庁とした国際商標出願の動向.....	641
3.	韓国国内の指定国官庁動向.....	644
第3章 登録分野.....		647
第1節	産業財産権全般-----	647
1.	産業財産権登録動向の概要.....	647
2.	2011年度登録の細部動向.....	647
第2節	年次登録の動向-----	659
第3節	存続権利の動向-----	660
第4節	国際商標(マドリット)登録の動向-----	661

第4章 審査分野.....662

第1節 総括-----	662
第2節 特許及び実用新案の審査-----	664
1. 特許出願審査	664
2. 実用新案出願審査	666
3. PCT国際調査及び予備審査	668
第3節 商標及びデザイン審査-----	669
1. 商標登録出願審査	669
2. デザイン登録出願審査.....	671
3. 異議審査	673

第5章 審判分野.....675

第1節 審判請求及び処理動向-----	675
1. 権利別の審判請求及び処理件数の動向	675
2. 審判請求人別の審判請求動向	677
3. 自国民・外国人間の当事者系の審判請求動向	678
4. 韓国の国内企業・外国企業間の審判請求動向	680
5. 中小企業・大企業間の審判請求動向	680
6. 審判処理期間の動向	681
第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決動向-----	682
第3節 最高裁判所の上告提起及び宣告動向-----	684

付録

1. 歴代庁長.....	686
---------------------	------------

2. 機構・定員・予算状況	687
3. 特許庁所管の法令状況	689
4. 特許庁関連のマスコミ報道の目録(2011年).....	690

表目次

<表Ⅰ-1-1>韓国における産業財産権出願の推移	35
<表Ⅰ-1-2>主要国における産業財産権の出願状況	36
<表Ⅱ-1-1>審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限.....	58
<表Ⅱ-1-2>審査パート制の構成状況.....	60
<表Ⅱ-1-3>特許審査分野における専門職位(計68).....	62
<表Ⅱ-1-4>開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果	67
<表Ⅱ-1-5>特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況	69
<表Ⅱ-1-6>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績	70
<表Ⅱ-1-7>国際出願先行技術調査事業の推進実績	71
<表Ⅱ-1-8>国際特許分類事業の年度別推進状況	72
<表Ⅱ-1-9>審査官向け新技術教育事業の推進実績	73
<表Ⅱ-1-10>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況.....	75
<表Ⅱ-1-11>PCT国際調査の依頼状況.....	75
<表Ⅱ-1-12>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国家.....	76
<表Ⅱ-1-13>共同先行技術調査プログラムの施行状況.....	79
<表Ⅱ-1-14>主要国における商標・デザインの審査処理期間(ヶ月)の状況..	81
<表Ⅱ-1-15>2011年商標・デザイン審査品質向上推進体系	82
<表Ⅱ-1-16>2011年商標・デザイン審査品質管理計画推進課題の状況.....	82
<表Ⅱ-1-17>2011商標・デザイン審査品質管理計画の推進体系	84
<表Ⅱ-1-18>2011年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況....	87
<表Ⅱ-1-19>2011年商標分野における外部専門家招聘講演の状況	87
<表Ⅱ-1-20>2011年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況.....	88

<表Ⅱ-1-21>2011年商標フォーラムの開催状況	89
<表Ⅱ-1-22>2011年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況	89
<表Ⅱ-1-23>2011年商標・デザイン審査品質管理計画の推進実績	90
<表Ⅱ-1-24>2011年商標・デザイン審査評価件数の状況	90
<表Ⅱ-1-25>2011年度顧客満足度調査結果(審査分野).....	92
<表Ⅱ-1-26>商標・デザイン分野の審査実務関連教育の実施状況	96
<表Ⅱ-1-27>2011年商標・デザイン分野制度研究会の運営状況	97
<表Ⅱ-1-28>無審査対象物品の拡大内訳	100
<表Ⅱ-1-29>商標調査分析事業における品質点数	106
<表Ⅱ-1-30>マドリッド国際商標登録出願の品質点数.....	108
<表Ⅱ-1-31>商標(図形商標)分類事業の品質点数.....	108
<表Ⅱ-1-32>商標調査分析報告書の活用率	111
<表Ⅱ-1-33>2011年デザイン審査資料の保有状況.....	113
<表Ⅱ-1-34>知財権侵害訴訟件数の推移	120
<表Ⅱ-1-35>最近5年間の審判請求件数の推移	121
<表Ⅱ-1-36>審判官の定員と審判処理期間	122
<表Ⅱ-1-37>2011年判例評釈公募の結果	125
<表Ⅱ-1-38>2011年裁判所勤務結果発表会の開催結果.....	126
<表Ⅱ-1-39>審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況	129
<表Ⅱ-1-40>主要国における審査評価制度の運用状況.....	134
<表Ⅱ-1-41>2011年度審査エラー率の状況	135
<表Ⅱ-1-42>2011年度総合審査品質指数	137
<表Ⅱ-1-44>方式審査処理期間の遵守率	142

<表Ⅱ-1-45>教育訓練の状況(2011年教育実績).....	144
<表Ⅱ-1-46>知的財産e-ラーニング教育対象別の運営状況.....	150
<表Ⅱ-1-47>2012年国際セミナー及び外国人対象の教育計画.....	156
<表Ⅱ-2-1>特許法条約の主要内容.....	158
<表Ⅱ-2-2>2011年改正された特許法施行令の主要内容.....	160
<表Ⅱ-2-3>オーだメイド型3トラック特許審査制度の利用状況.....	162
<表Ⅱ-2-4>2011年審査基準の主要改正事項.....	167
<表Ⅱ-2-5>デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較.....	178
<表Ⅱ-2-6>2011年優先、迅速及び一般審判の対象件数.....	181
<表Ⅱ-3-1>IP5の10大基盤プロジェクト.....	188
<表Ⅱ-4-1>知識管理システム(KOASIS)の主要機能.....	252
<表Ⅱ-4-2>特許及び実用新案検索DBの構築状況.....	255
<表Ⅱ-4-3>デザイン検索DBの構築状況.....	256
<表Ⅱ-4-4>商標検索DBの構築状況.....	256
<表Ⅱ-4-5>2011年度のデータ管理業務処理の状況.....	260
<表Ⅱ-4-6>韓国特許英文抄録DBの構築状況.....	262
<表Ⅱ-4-7>韓国特許英文抄録の国内・外配布機関.....	263
<表Ⅱ-4-8>2011年公報発刊件数.....	265
<表Ⅱ-4-9>インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発 送件数.....	265
<表Ⅱ-4-10>特許ネットシステムの稼動時間.....	268
<表Ⅱ-4-11>電算装備の運用状況.....	269
<表Ⅱ-4-12>年度別ユーザー支援の状況.....	271
<表Ⅱ-5-1>3庁舎アカデミーの開催状況.....	287

<表Ⅱ-6-1>政策研究委託の推進プロセス及び運営	297
<表Ⅱ-6-2>2011年知的財産政策研究委託のテーマ	298
<表Ⅱ-6-3>2011年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容	301
<表Ⅱ-6-4>2011年知的財産基礎研究の主要内容	304
<表Ⅲ-1-1>2011年の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況	309
<表Ⅲ-1-2>研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査	313
<表Ⅲ-1-3>R&D主体別の優秀特許比率	317
<表Ⅲ-1-4>研究遂行主体別の特許出願件数及び特許生産性の状況	322
<表Ⅲ-1-5>2011年研究室特許戦略支援事業の状況及び支援内容	324
<表Ⅲ-1-6>2011年研究室特許戦略支援事業の成果	324
<表Ⅲ-1-7>政府R&D特許戦略専門家派遣事業の支援内容	325
<表Ⅲ-1-8>政府R&D特許戦略専門家派遣事業の事業成果	326
<表Ⅲ-1-9>2011年政府R&D研究ノートインフラ構築事業の内容	330
<表Ⅲ-1-10>研究ノート活用促進総合支援プログラムの内容	332
<表Ⅲ-1-11>国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2011年12月)	334
<表Ⅲ-1-12>2011年R&D標準特許創出支援事業の推進成果	336
<表Ⅲ-1-13>2011年国際標準案特許戦略化事業の推進成果	336
<表Ⅲ-1-14>2011年標準特許の後続管理事業の推進成果	337
<表Ⅲ-1-15>2009～2010年の標準特許要旨DBの構築内容	339
<表Ⅲ-1-16>2011年標準特許ポータルサイトのサービス内容	340
<表Ⅲ-2-1>支援企業優秀事例	347
<表Ⅲ-2-2>2011年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の支援状況	350
<表Ⅲ-2-3>2011年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の成果分析	351

<表Ⅲ-2-4> 支援企業の優秀事例	351
<表Ⅲ-2-5> 特許情報総合コンサルティングの事業規模及び自治体マッチング状況	354
<表Ⅲ-2-6> 特許情報総合コンサルティング事業の推進における主要実績	356
<表Ⅲ-2-7> 地域知識財産センターの設置状況	356
<表Ⅲ-2-8> IPスター企業に対する支援の成果(2011年)	359
<表Ⅲ-2-9> 2011年IPスター企業の現状(203社)	359
<表Ⅲ-2-10> 2011年地域ブランド・デザイン価値向上事業の内容	380
<表Ⅲ-2-11> 2011年地域ブランド・デザイン価値向上支援事業の遂行地域	380
<表Ⅲ-2-12> 2011年地域ブランド・デザインコンサルタントの採用状況	382
<表Ⅲ-2-13> 2011年地域ブランド・デザイン主要事業の推進状況	383
<表Ⅲ-2-14> 2011年地域ブランド事業支援企業の状況	384
<表Ⅲ-2-15> 2011年地域デザイン事業支援企業の状況	386
<表Ⅲ-2-16> 非英語圏ブランドの開発状況	389
<表Ⅲ-2-17> 地域知識財産センターの設置運営状況	397
<表Ⅲ-3-1> 米国との大学・公共研究機関の技術移転の状況	400
<表Ⅲ-3-2> 大学の技術移転・事業化専担(主管)部署設置などの現状	401
<表Ⅲ-3-3> 特許管理専門家派遣機関の状況	401
<表Ⅲ-3-4> 特許管理専門家派遣機関の実績状況	402
<表Ⅲ-3-5> 研究開発費及び博士級研究人材の状況(2010年)	403
<表Ⅲ-3-8> 特許出願件数及びシェア(2008年～2010年)	404
<表Ⅲ-3-7> 有望特許の発掘及び特許事業化の主な支援内容	405
<表Ⅲ-3-8> 2011年特許事業化戦略支援課題の成果	406
<表Ⅲ-3-9> マザーファンド組合と子ファンド組合の結成及び創意資本の	

投資計画	408
<表Ⅲ-3-10> 公共機関保有技術共同活用支援事業における構築段階別支援 事項	410
<表Ⅲ-3-11> 権利別の技術移転の実績	415
<表Ⅲ-3-12> 類型別技術移転の実績	416
<表Ⅲ-3-13> 最近5年間の初期商用化支援事業の実績	419
<表Ⅲ-3-14> 最近3年間支援を受けた試作品の事業化実績	420
<表Ⅲ-3-15> 中小企業IP活用戦略の支援実績の細部状況	422
<表Ⅲ-3-16> 最近3年間の中小企業IP活用戦略支援事業の活用率	423
<表Ⅲ-3-17> 最近5年間の評価費用支援の実績	426
<表Ⅲ-3-18> 2011年技術金融連携評価の支援実績	427
<表Ⅲ-3-19> 最近3年間の発明評価結果の活用率	427
<表Ⅲ-3-20> 発明評価機関の指定状況	428
<表Ⅲ-3-21> 年度別国有特許権の保有状況	430
<表Ⅲ-3-22> 年度別国有特許権の実施状況	431
<表Ⅲ-3-23> 国有特許登録・処分補償金の支給状況	433
<表Ⅲ-3-24> 近年韓国における法人の特許出願の推移	435
<表Ⅲ-3-25> 民間企業の職務発明補償の実施率	438
<表Ⅲ-3-26> 国際出願費用支援実績の細部状況	441
<表Ⅲ-3-27> 国際出願費用支援件の登録率状況	441
<表Ⅲ-4-1> 2008～2010年の支援実績：江原寧越郡(東江愛)など42の地自体 を支援	444
<表Ⅲ-4-2> 伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績	446
<表Ⅳ-1-1> 5年間特許顧客満足度の推移	458

<表Ⅳ-1-2>5年間電話親切度の推移.....	458
<表Ⅳ-1-3>2003年に完了した主要改善事項.....	461
<表Ⅳ-1-4>2004年完了した主要改善事項.....	461
<表Ⅳ-1-5>2005年24時間電子請願サービスの拡大.....	463
<表Ⅳ-1-6>24時間電子請願サービスの段階別開通時期.....	463
<表Ⅳ-1-7>2006年完了の主要改善事項.....	464
<表Ⅳ-1-8>2007年完了の主要改善事項.....	465
<表Ⅳ-1-9>2008年完了の主要改善事項.....	466
<表Ⅳ-1-10>2009年完了の主要改善事項.....	468
<表Ⅳ-1-11>2010年完了の主要改善事項.....	469
<表Ⅳ-1-12>2011年完了の主要改善事項.....	469
<表Ⅳ-1-13>ホームページ(特許路)を通じたWeb出願の状況(2005.11~2011. 12).....	472
<表Ⅳ-1-14>年度別特許情報検索サービス(KIPRIS)の使用者状況.....	475
<表Ⅳ-2-1>大学の知的財産教育支援の状況.....	480
<表Ⅳ-2-2>2011年大学講座開設運営の支援状況.....	481
<表Ⅳ-2-3>2011年大学院講座開設運営の支援状況.....	488
<表Ⅳ-2-4>2011年大学創意発明大会の授賞内訳.....	493
<表Ⅳ-2-5>大学創意発明大会の出品状況.....	494
<表Ⅳ-2-6>2011年大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況.....	494
<表Ⅳ-2-7>2011年大学創意発明大会の団体受賞者状況.....	497
<表Ⅳ-2-8>2011年大学創意発明大会の指導教授受賞者状況.....	497
<表Ⅳ-2-9>大学の知的財産教授教育状況.....	500
<表Ⅳ-2-10>大学の知的財産教授教育プログラム.....	501

<表Ⅳ-2-11>学会学術大会の知的財産セッション開設状況	501
<表Ⅳ-2-12>知的財産専門学位課程の運営状況	503
<表Ⅳ-2-13>競合部門別の書面審査基準	506
<表Ⅳ-2-14>競合部門別の最終審査基準	507
<表Ⅳ-2-15>2011年の授賞内訳	508
<表Ⅳ-2-16>2011年の細部推進日程	509
<表Ⅳ-2-17>部門別の受賞状況	511
<表Ⅳ-2-18>最多受賞大学及び最多応募大学の順位	511
<表Ⅳ-2-19>2011年「D2Bデザインフェア」受賞者状況	516
<表Ⅳ-2-20>2011年の中小企業知的財産職務教育課程状況	519
<表Ⅳ-2-21>2011年の海外知的財産戦略人材養成課程状況	521
<表Ⅳ-2-22>2011年中小企業研修院と連携した知的財産課程の状況	522
<表Ⅳ-2-23>2011年のCIPO朝食会セミナー開催状況	524
<表Ⅳ-2-24>代理人有無別の出願件数	526
<表Ⅳ-2-25>1980年以降の産業財産権法改正状況	527
<表Ⅳ-2-26>韓国弁護士と日本弁理士の情報公開制度の比較	528
<表Ⅳ-2-27>韓国弁護士と日本弁理士の研修制度の比較	529
<表Ⅳ-2-28>発明教育の職務研修費用支援機関数	533
<表Ⅳ-2-29>サイバー発明教育研修院の教育状況	534
<表Ⅳ-2-30>発明教育の研究学校運営状況	534
<表Ⅳ-2-31>2011年発明教育センターの教育運営状況	536
<表Ⅳ-2-32>年度別発明教室の設置状況	538
<表Ⅳ-2-33>発明教室の利用者状況	539

<表Ⅳ-2-34> 発明英才教育状況	540
<表Ⅳ-2-35> 発明英才教育プログラム開発状況	540
<表Ⅳ-2-36> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育内容	542
<表Ⅳ-2-37> 大韓民国学生発明展示会の出品件数	546
<表Ⅳ-2-38> 大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数	547
<表Ⅳ-2-39> YIP(青少年発明家プログラム)状況	548
<表Ⅳ-2-40> 発明奨学生の年度別選抜人数	549
<表Ⅳ-2-41> 2011年分かち合い発明教育の運営状況	552
<表Ⅳ-2-42> 年度別疎外地域・階級のための分かち合い発明教育の状況	553
<表Ⅳ-2-43> 特許相談センター類型別の運営実績	555
<表Ⅳ-2-44> 特許相談センター相談請願人別の運営実績	555
<表Ⅳ-2-45> 審判・訴訟関連の支援実績	555
<表Ⅳ-2-46> 審判・訴訟関連対象者別の支援実績	555
<表Ⅳ-2-47> 社会的企業の支援状況	563
<表Ⅳ-2-48> 授賞種類	568
<表Ⅳ-2-49> 女性の知的財産権登録状況	576
<表Ⅳ-2-50> 女性の知的財産権出願状況	576
<表Ⅳ-3-1> 模倣品取締まり状況	584
<表Ⅳ-3-2> 主要品目別の取締り状況(2011)	585
<表Ⅳ-3-3> 類型別の褒賞金支給状況(2006～2011)	587
<表Ⅳ-3-4> 企業の産業機密流出状況	588
<表Ⅳ-3-5> 企業の営業秘密管理実態	589
<表Ⅳ-3-6> 第12回大韓民国半導体設計大会の授賞状況	593

<表Ⅳ-3-7>2011年Core-A教育支援状況	594
<表Ⅳ-3-8>2011年Core-A適用チップの製作状況	595
<表Ⅳ-3-9>2011年の半導体IP検証支援状況	596
<表Ⅳ-3-10>海外知的財産権保護ガイドブック発刊状況(計21ヶ国)	603
<表Ⅳ-3-11>知的財産権紛争対応のコンサルティング成功事例	604
<表Ⅴ-1-1>過去5年間の権利別出願状況	607
<表Ⅴ-1-2>自国民と外国人別の出願状況	609
<表Ⅴ-1-3>法人・個人別の出願状況	611
<表Ⅴ-1-4>女性及び学生の出願状況	612
<表Ⅴ-1-5>代理人有無別の出願件数	613
<表Ⅴ-1-6>主要国の過去5年間の特許出願状況	614
<表Ⅴ-1-7>過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況	615
<表Ⅴ-1-8>産業部門別の特許・実用新案登録出願状況	616
<表Ⅴ-1-9>産業部門別のデザイン登録出願状況	617
<表Ⅴ-1-10>NICE分類別の商標登録出願状況	618
<表Ⅴ-1-11>公的機関の特許出願状況	620
<表Ⅴ-1-12>公的機関の最多特許出願順位	620
<表Ⅴ-1-13>大学の特許出願状況	621
<表Ⅴ-1-14>大学の最多特許出願順位	622
<表Ⅴ-1-15>自国民の地域別出願状況	623
<表Ⅴ-1-16>韓国国内10位の最多出願企業出願状況	624
<表Ⅴ-1-17>外国(法)人の国別出願状況	625
<表Ⅴ-1-18>外国人上位10位の最多出願企業別出願状況	626

<表 V-2-1> 韓国のPCT国際出願件数	629
<表 V-2-2> 韓国国内の最多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況	630
<表 V-2-3> 個人対法人のPCT国際出願状況	632
<表 V-2-4> 媒体別のPCT国際出願状況	632
<表 V-2-5> 言語別のPCT国際出願状況	634
<表 V-2-6> PCT国際調査用写本の受付状況	635
<表 V-2-7> PCT国際予備審査の請求状況	635
<表 V-2-8> PCT国際調査機関の指定状況	636
<表 V-2-9> PCT国際出願の韓国の国内段階(指定官庁)の移行件数	637
<表 V-2-10> 年度別の韓国の国際商標電子出願状況	642
<表 V-2-11> 2011年度の韓国上位10位の国際商標最多出願企業状況	643
<表 V-2-12> 2011年度の韓国を指定した上位10位の外国最多出願企業状況	646
<表 V-3-1> 過去5年間の設定登録状況	648
<表 V-3-2> 2011年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況	649
<表 V-3-3> 2011年の物品群別デザイン登録状況	650
<表 V-3-4> 2011年の部門別商標登録状況	651
<表 V-3-5> 2011年の個人・法人別登録状況	652
<表 V-3-6> 過去5年間の個人・法人別登録状況	652
<表 V-3-7> 2011年の代理人有無別登録状況	653
<表 V-3-8> 過去5年間の自国民・外国人登録状況	654
<表 V-3-9> 2011年市・道別登録状況	655
<表 V-3-10> 2011年の外国の国別設定登録状況	656
<表 V-3-11> 2011年の韓国の国内最多登録法人状況	657

<表 V-3-12> 過去5年間の権利別年次登録状況	659
<表 V-3-13> 2011年現在の存続権利状況	660
<表 V-3-14> 2011年の国別国際商標(マドリット)登録状況	661
<表 V-4-1> 権利別の審査処理状況	662
<表 V-4-2> 特許1次審査処理状況	664
<表 V-4-3> 特許審査終結処理状況	665
<表 V-4-4> 実用新案1次審査処理状況	666
<表 V-4-5> 実用新案審査終結処理状況	667
<表 V-4-6> 旧実用新案(先登録制度)審査状況	667
<表 V-4-7> PCT国際調査及び予備審査状況	668
<表 V-4-8> 商標登録出願の1次審査処理状況	669
<表 V-4-9> 商標登録出願審査の終結処理状況	670
<表 V-4-10> 国際商標登録出願の1次審査処理状況	670
<表 V-4-11> 国際商標登録出願の審査終結処理状況	671
<表 V-4-12> デザイン登録出願の1次審査処理状況	672
<表 V-4-13> デザイン登録出願審査の終結処理状況	672
<表 V-4-14> 異議申立て件数、異議申立て率及び異議認容率	673
<表 V-5-1> 権利別の審判請求状況	675
<表 V-5-2> 権利別の審判処理及び前置登録状況	676
<表 V-5-3> 審判請求別の審判請求状況	677
<表 V-5-4> 自国民・外国人間の当事者系審判請求状況	679
<表 V-5-5> 韓国の国内企業・外国企業間の審判請求状況	680
<表 V-5-6> 中小企業・大企業間の審判請求状況	680

<表 V-5-7>年度別の審判処理期間状況	681
<表 V-5-8>特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	682
<表 V-5-9>最高裁判所の上告提起及び宣告状況	684

目次

<図Ⅱ-1-1>CPR(Community Patent Review)制度の運営プロセス.....	66
<図Ⅱ-1-2>特許審査ハイウエーの概要.....	77
<図Ⅱ-1-3>2007～2011年商標・デザイン審査エラー率及び拒絶決定適合率の状況.....	91
<図Ⅱ-1-4>公知デザイン審査資料の収集・整備の状況.....	110
<図Ⅱ-1-5>審査品質担当官室の組織図.....	133
<図Ⅱ-1-6>審査品質警報システムの概念図.....	138
<図Ⅱ-1-7>2011年知的財産教育分野における国際協力.....	155
<図Ⅱ-2-1>オーダーメイド型3トラック特許審査制度の概要図.....	162
<図Ⅱ-2-2>超高速審査の期間短縮効果の比較.....	165
<図Ⅱ-2-3>デザイン活用分野.....	175
<図Ⅱ-2-4>デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較.....	176
<図Ⅱ-2-5>オーダーメイド型審判プロセスの概要.....	181
<図Ⅱ-4-1>3世代特許ネットの開発目標.....	246
<図Ⅱ-4-2>年度別電子化処理期間及びエラー率の状況.....	258
<図Ⅱ-4-3>最近3年間韓国特許英文抄録の検索状況.....	264
<図Ⅱ-4-4>特許情報システムインフラ構成図.....	269
<図Ⅱ-5-1>特許庁成果管理システムの特徴.....	276
<図Ⅱ-5-2>特許庁BSC成果管理のサイクル.....	277
<図Ⅱ-5-3>特許庁の成果評価運営体系.....	278
<図Ⅱ-5-4>個人成果管理の主要内容.....	280
<図Ⅱ-5-5>公正評価指数.....	281

<図Ⅱ-5-6>提案制度の運営プロセス	284
<図Ⅱ-6-1>知的財産専門図書館の写真	302
<図Ⅱ-6-2>知的財産情報サービスシステムの構成図	303
<図Ⅲ-1-1>国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系	309
<図Ⅲ-1-2>先行特許調査のプロセス	312
<図Ⅲ-1-3>課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系	312
<図Ⅲ-1-4>特許技術動向調査事業の支援を受けた課題と受けていない課題の成果比較・分析	315
<図Ⅲ-1-5>政府R&D特許成果の主要分析結果	317
<図Ⅲ-1-6>政府R&D特許移転率及び移転件数	318
<図Ⅲ-1-7>政府R&D1件当たりの特許移転料	319
<図Ⅲ-1-8>国家間技術移転率及び1件当たり技術移転料の比較(2009年) ...	322
<図Ⅲ-1-9>研究室別のIP-R&D獲得戦略の樹立プロセス	323
<図Ⅲ-1-10>2011年研究室特許戦略支援事業の優秀事例	324
<図Ⅲ-1-11>政府R&D特許戦略専門家派遣事業の体系図	326
<図Ⅲ-1-12>政府R&D特許戦略専門家派遣事業の優秀事例	326
<図Ⅲ-1-13>政府R&D特許コンサルティング事業に対する主要意見	328
<図Ⅲ-1-14>研究ノートの定義	329
<図Ⅲ-1-15>政府R&D研究ノートインフラ構築事業の関連写真	331
<図Ⅲ-1-16>標準特許創出支援事業の概念図	335
<図Ⅲ-1-17>2011年標準特許教育の履修状況	340
<図Ⅲ-1-18>標準化機関別の標準特許DBの構築計画	341
<図Ⅲ-2-1>貿易紛争の展開様相	344
<図Ⅲ-2-2>製品と技術に対するパラダイムの転換	345

<図Ⅱ-2-3>先端部品・素材IP-R&D戦略支援のプロセス	350
<図Ⅲ-2-4>地域特許情報総合コンサルティング事業の推進体系	355
<図Ⅲ-2-5>中小企業知的財産経営コンサルティングの概要	370
<図Ⅲ-2-6>中小企業知的財産経営コンサルティングの年度別支援状況	370
<図Ⅲ-2-8>2011年コンサルティングの主要内容及び分布	371
<図Ⅲ-2-9>特許管理S/Wの実行画面(例)	372
<図Ⅲ-2-10>中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度	374
<図Ⅲ-2-11>中小企業CEOからの感謝の手紙	374
<図Ⅲ-2-12>企業類型別の職務発明補償規定の活用推移	375
<図Ⅲ-2-13>地域知識財産センターの状況	397
<図Ⅲ-3-1>有望特許発掘及び事業化の段階別プロセス	404
<図Ⅲ-3-2>R&D IP協議会の組織	410
<図Ⅲ-3-3>技術ニーズ説明会の推進過程	412
<図Ⅲ-3-4>インターネット特許技術広場のホームページ	414
<図Ⅲ-3-5>地域別巡回事業説明会の様子(ソウル)	420
<図Ⅲ-3-6>職務発明制度のメカニズム	436
<図Ⅳ-1-1>判例DBの構築状況	477
<図Ⅳ-2-1>大会の主要進行日程及びプロセス	491
<図Ⅳ-2-2>大会の審査プロセス及び基準	492
<図Ⅳ-2-3>2011大学創意発明大会の受賞作集	498
<図Ⅳ-2-4>2011年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加後援機関(46 機関)	510
<図Ⅳ-2-5>デザイン権公募展の審査手続き	514
<図Ⅳ-2-6>2011年大賞及び金賞受賞作	515

< 図IV-2-7 > KINPA Annualコンファレンス開催模様.....	524
< 図IV-2-8 > 弁理士情報公開システム.....	530
< 図IV-2-9 > KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育体系.....	543
< 図IV-2-10 > 2011年の訪問型分かち合い発明教室運営体系.....	552
< 図IV-2-11 > 消費者団体と共同で広報実施.....	557
< 図IV-2-12 > 消費者団体と共同で広報街頭キャンペーン・パフォーマンス.....	558
< 図IV-2-13 > TV公益広告及び地上波放送の広報映像.....	559
< 図IV-2-14 > 広告公募展対象作品及び青少年教育コンテンツ.....	559
< 図IV-2-15 > 青少年体験学習活動の様子.....	560
< 図IV-2-16 > 関連機関とのIP保護協力チャネルの活性化.....	561
< 図IV-2-17 > 第46回発明の日の国務総理祝辞.....	566
< 図IV-2-18 > 電子弦楽公演.....	567
< 図IV-2-19 > 2011年今年の発明王月桂冠の授与.....	567
< 図IV-2-20 > 受賞者の発明品紹介.....	568
< 図IV-2-21 > 優秀発明品の展示.....	568
< 図IV-2-22 > 受賞マークの種類.....	569
< 図IV-2-23 > 2011年上半期の特許技術賞授賞式.....	570
< 図IV-2-24 > 2011年下半期の特許技術賞授賞式.....	570
< 図IV-2-25 > 2011年上半期の受賞発明品紹介.....	570
< 図IV-2-26 > 2011年下半期の発明品紹介.....	570
< 図IV-2-27 > 商標・デザイン権展のキャラクター展示館.....	573
< 図IV-2-28 > 大韓民国発明特許大典の開幕式.....	574
< 図IV-2-29 > 優秀発明品の観覧.....	574

< 図Ⅳ-2-30 > 国務総理表彰受賞作の試演	574
< 図Ⅳ-2-31 > ポラロイド写真撮影イベント	574
< 図Ⅳ-2-32 > 授賞式	574
< 図Ⅳ-2-33 > 韓国の女性経済活動参加率推移(34ヶ国基準)	575
< 図Ⅳ-2-34 > 大韓民国世界女性発明大会の開幕式	580
< 図Ⅳ-2-35 > 女性発明品博覧会	581
< 図Ⅳ-2-36 > 女性発明国際フォーラム	581
< 図Ⅳ-3-1 > 模倣品取締りの写真	585
< 図Ⅳ-3-2 > 営業秘密原本証明制度利用流れ図	590
< 図Ⅳ-3-3 > 営業秘密保護教育・広報資料	590
< 図Ⅳ-3-4 > 半導体設計財産の振興事業体系図	592
< 図Ⅳ-3-5 > 技術貿易収支赤字の推移及び主要国の技術貿易収支比率	598
< 図Ⅳ-3-6 > 国際知的財産権紛争情報ポータル詳細検索機能画面	603
< 図Ⅴ-1-1 > 過去5年間の権利別出願推移	609
< 図Ⅴ-1-2 > 主要国の過去5年間の特許出願推移	614
< 図Ⅴ-2-1 > 全世界のPCT国際出願状況	627
< 図Ⅴ-2-2 > 2011年の全世界PCT最多出願国の順位	628
< 図Ⅴ-2-3 > 韓国のPCT国際出願状況	629
< 図Ⅴ-2-4 > PCT韓国の国内段階(指定官庁)の移行状況	637
< 図Ⅴ-2-5 > 年度別の世界国際商標出願状況	639
< 図Ⅴ-2-6 > 2011年度の世界国際商標の最多出願国上位10位	640
< 図Ⅴ-2-7 > 年度別の世界国際商標登録状況	640
< 図Ⅴ-2-8 > 2011年度の世界10位指定国状況	641

<図 V-2-9>年度別の韓国国際商標出願状況	642
<図 V-2-10>2011年度の韓国国内出願人上位10位の指定国状況	643
<図 V-2-11>外国人韓国を指定した国際商標登録出願状況	644
<図 V-2-12>2011年度の韓国を指定した上位10位の締約国状況	645
<図 V-5-1>権利別の審判請求状況.....	676
<図 V-5-2>年度別の審判処理状況.....	677

第 1 編

知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第1節 知的財産分野における国内動向

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

1. 概観

1990年代以後先進国を中心に、あらゆる経済活動の中心として資本や労働力などを通じた物理的な生産活動より、無形である知的財産の創出、拡散、活用が国家における付加価値の創出、企業における競争力や成長の源泉となる知識基盤経済へシフトしつつある。経済協力開発機構(OECD)の加盟国の国内総生産において情報通信産業、R&Dのような知識基盤分野が占める比重は既に50%を超えているものと推定されている。

それにより先進企業は特許のような知的財産を武器にして市場参入への障壁を構築したり、競合社を攻撃することで持続的な競争優位の確保を図るなど知的財産中心の経営戦略を推進してグローバル競争体制に対応している。このような競争で勝利した企業は市場を安定的に先占できるが、もし敗れた場合は市場から退出、もしくは群小企業に転落している。同時に、知的財産が独立した収益創出の手段として認識され始め、商品やサービスの生産・提供無しで知的財産の売買、ライセンスを通じた収益を創出する特許管理会社(NPEs, Non Practicing Entities)の活動も増えつつある。

一方、米国、日本、中国など主要国は知的財産権の創出、活用、保護活動を後押しできる制度的資産、マンパワーなどを備えるため、政府レベルでの知的財産政策推進体制を構築するなど知的財産戦略を国家発展の核心政策として推進している。

韓国の企業もヨーロッパの財政危機による世界経済の不確実性の増加など厳しい経済環境の中でもR&Dなど未来志向的な投資を通じて新しい技術やブランドを先占するために力を入れ、その結果、米国の金融危機による経済不況で2008、2009年減少した

特許と商標など知的財産権の出願が2010年に引き続き2011年にも連続増加した。また、韓国政府もこのような国内・外における環境の変化に積極的に対応し、知識財産を通じた国家及び企業の競争力向上のために特許、商標、デザイン関連の審査・審判処理期間を短縮する一方、主要先進国との知的財産分野における協力を強化するなど、世界最高レベルの知的財産行政体系の構築に向けて努力を傾けてきた。また、国家レベルで知的財産政策を推進するために17代国会から立法推進した知識財産基本法が制定・施行され、国家知識財産委員会が設置され、37の部処と自治体が協力して第1次国家知識財産基本計画を樹立した。

2. 国内動向と知的財産政策の推進方向

産業財産権の出願推移を通じて韓国の知的財産動向を見ると、2011年産業財産権の出願は371,016件で前年(349,273件)に比べて6.2%増加し、特許出願は178,834件(受付基準)で前年(170,101件)に比べて5.1%増加し、産業財産権及び特許出願の件数ともに世界4位の水準を維持している。

＜表 I - 1 - 1＞韓国における産業財産権出願の推移

(単位：件)

区分	2009年	2010年	2011年
特許	163,523	170,101	178,834
実用新案	17,144	13,661	11,853
商標	103,433	108,324	123,807
デザイン	57,903	57,187	56,522
計	342,003	349,273	371,016

韓国民のPCT国際出願は毎年持続的に増加し、2011年の場合前年(9,669件)に比べて8%増加した10,447件で世界5位を占め(WTO統計基準)、国内及び国際出願ともに世界的な水準を維持していることがわかる。特に、1946年産業財産権の出願が始まって以

来65年ぶりに世界で8番目に産業財産権の総出願数700万件を突破した。

<表 I-1-2> 主要国における産業財産権の出願状況

<主要国の産業財産権の推移>

<PCT国際特許出願の推移>

(単位：千件)

(単位：千件)

区分	2008年	2009年	2010年	区分	2009年	2010年	2011年
中国	1,526	1,807	2,294	米国	45,627	45,008	48,596
米国	898	838	878	日本	29,802	32,150	38,888
日本	553	500	499	ドイツ	16,797	17,568	18,568
韓国	344	342	349	韓国	7,900	12,296	16,406
ドイツ	208	191	193	フランス	8,035	9,669	10,447

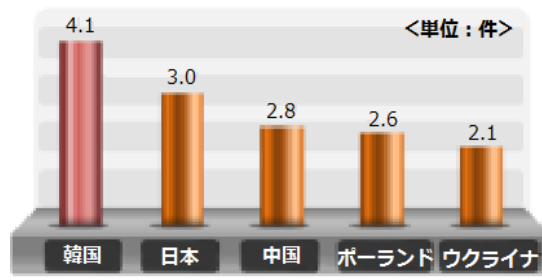
(出処：各国年報)

(出処：WIPO、2012.3(暫定))

同時に、技術革新を通じて国家競争力を高めるために持続的な研究開発に対する投資を拡大した結果、2010年GDP及びR&D投資対比内国人の特許出願件数は世界1位で、量的な特許生産性は世界最高のレベルを維持している。



<GDP10億\$当たり内国人の特許出願件数(2011、WIPO)>

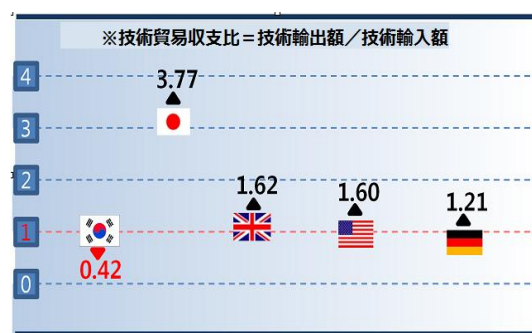


<R&D100万\$当たり内国人の特許出願件数(2011、WIPO)>

しかし、このような産業財産権出願の量的成長にもかかわらず、実質的に収益を創出している核心・源泉特許が不足し、技術貿易収支における赤字の規模は持続的に増加しているのが現状である。



<技術貿易収支における赤字の推移
(2011、教科部)>



<技術貿易収支の比率(輸出/輸入)
(2011、OECD)>

そこで、R&Dの量的投入の水準に合う良質な技術の確保を通じて競争力を持ち、かつロイヤルティー収入の獲得が可能な高品質の知識財産権が創出・活用できるよう、知識財産分野に対する戦略的な投資及び支援を拡大する必要がある。

そのためにはまず米国、日本など先進国レベルの品質の高い審査・審判サービスを提供することで適時に権利化して活用できるよう、制度の面からのバックアップを強化していく必要がある。

また、特許情報を国家研究開発事業に積極的に活用することで重複研究を防止し、効率的な研究開発への投資が行われるようにしなければならない。企業に対しては核心・源泉技術に対する知識財産権を先占し、標準特許の創出を促進することでグローバル競争力の向上に向けた企業の知的財産経営を支援していく必要がある。

第2節 知的財産分野の国際動向

顧客協力局 国際協力課 技術書記官 ユン・セヨン

1. 概観

20世紀政治中心の国際秩序体制が21世紀に入ってから知識財産の創出・拡散・活用が経済活動の中心となり、国富創出と競争力の源泉となる知識基盤産業を中心とした経済中心体制へと変わりつつある。これは1950～70年代に政治的な体制競争による軍事力の優位を基に超優越的な地位を享受していた先進国が、1980年代から中進国・発展途上国の経済的な躍進によって経済の面で危機感を感じ始め、この過程で自国の経済発展を図りながらも強大国としての地位も維持しようと、既存の資本や労働中心の経済体制を技術開発と知識中心の知識基盤経済へと、パラダイムそのものを変えようとしたためである。そこには情報・通信技術の発達と同時に、WTOの設立という世界貿易環境の変化もまた大きく影響している。

経済中心の国際秩序体制の下で知的財産の重要性は一段と大きくなっている。これは知識基盤経済の下で富の創出や経済成長の源泉が天然資源、労働、資本などの物的資源から科学技術、ブランド、デザインなどの知的財産へとその中心が急激にシフトしているためである。先進国は特許権、商標権など知的財産権を市場独占の手段としてのみならず、後発側の市場参入そのものを封じる手段としても活用している。これによって知識と技術開発、そして知的財産をめぐる国家間の競争はさらにその激しさを増して展開されている。

国家間知的財産の先占競争はWIPO、WTO、APECなど多国間協議体を舞台にしても類似した様子で展開されている。即ち、各国は自国優位の国際知的財産権規範を創出するために尽力し、先進国と途上国間、各地域グループ間の利権を巡る対立も日増しに激しさを増している。同時に、工業生産品、農産物、サービス、知的財産権などを含む経済秩序の広範囲にわたる自由化傾向もさらに広がりつつある。

従って、世界各国は知的財産権を国富創出の核心要素として認識し、国家競争力強化のための国家レベルでの知財権発展ビジョンを提示し、各種の知財権振興政策を開発・施行している。米国・日本及びEUなど先進国が国際特許出願(PCT)の大半を占めていることから分かるように、先進国は知的財産政策を持続可能な成長のための核心国家戦略として認識し、優秀な知的財産の創出と効果的な活用を通じた産業競争力の強化に力を入れている。発展途上国もまた知的財産戦略がなければ自国の経済成長にも限界があることを認識し、知的財産の創出・活用に向けた自国のシステム構築に取り組んでいる。

また、知的財産権問題は現在重要な国家間の貿易問題となっている。先進国が発展途上国に対する通商圧力の主要手段として知的財産権を利用し、知的財産権が国際貿易摩擦の「主要問題」として登場すると同時に、各種FTAにおいても知財権が独立的な交渉分野となっている。

これとともに、先進国は自国の産業保護と後発国家に対する参入障壁を構築するため、貿易政策と連携して強力な知的財産保護政策を推進している。米国は2004年からSTOP(Strategy Targeting Organized Piracy)プロジェクトを推進しているが、米貿易委員会の提訴件数においても知的財産権関連の提訴が絶対多数を占め、知財権紛争件数も増加している(2008年39件、2010年52件が知財権関連の提訴である)。日本もまた2002年関税定率法を改正し、自国知的財産侵害物品の自国内輸入及び通関禁止措置を制度化している。

このように知的財産の重要性が高まるにつれ、全世界的に産業財産権の出願が急増している。1960年代以後出願倍増の所要期間が急速に短くなる傾向を見せたが[(1960年)95万件→(1992年)184万件→(1993年)279万件→(1996年)585万件]、2000年以降出願の増加傾向は鈍くなりつつある[(2010)686万件]。また、最近は知的財産権の対象と範囲が急激に拡大しつつある。インターネットやバイオなど新産業関連の特許出願が急増し、地理的表示、伝統知識、公衆保健、民間伝承(フォークロア)なども新しい議論の対象となっている。

このような特許出願の増加は審査滞積の累積につながり、主要国は審査官の増員など個別的な努力とともにそれを国際的に解決するために国家間審査協力(Work-sharing)を推進することになり、現在知財権国際社会においても主要問題として議論されている。2006年に特許審査ハイウェー制度が提案され、2011年現在韓国を始め、日本、米国など全世界の22カ国が参加しているが、韓国はそのうち9カ国と施行中である。

2008年には韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国など全世界の知的財産Top5国家間の審査協力体制であるIP5協力体制が正式に発足した。2009年にはIP5協力体制への移行に向けて特許分類、情報化、特許審査政策に対する3つの実務グループを設けた。同実務グループでは10つの基盤課題を国家別に2つずつ担当して課題を遂行している。IP5体制は2010年から定着化段階に入り、2011年には特許法の調和に関する議論がIP5特許審査政策実務グループで展開されるようになった。また、米国、日本ヨーロッパ、韓国間の統計に関する議論が中国を含めたIP5間の議論に拡大し、5つの特許庁間での審査協力と審査環境を標準化していくための議論がより活発に行われている。

また、知的財産権の出願が急増し始めた1980年代以降、知財権に対する権利保護意識が強まったことで国家間、企業間、個人間の知的財産権紛争が急激に増加している。特に、核心技術を保有している企業からの特許攻勢が激しさを増し、高額のロイヤルティーが要求され、特許侵害訴訟で負けた場合は莫大な賠償金を支払わざるを得ないケースが増えている。また、源泉技術の特許を保有した先発企業が特許プール(Pool)を形成し、後発企業の事業進出を事実上封鎖する現象も発生している。

知的財産権紛争の増加とともに特許侵害に対する国際的な監視もますます厳しくなっている。これは海外出願の急増とともに権利化された海外特許を基に現地における知財権侵害に対する広範囲の対策を講じているものである。EUの場合、韓国商工会議所に知的財産委員会を構成して侵害対策を講じている。また、米国貿易代表部は各国の知財権保護状況を調査するために代表団を派遣するなど、あらゆる外交圧力を行使している。また、米国、EU、日本など先進国は知財権を貿易交渉の主な手段として活用している。

2. 国際動向及び対応策

米国や日本、ヨーロッパなどの主要先進国は知的財産を経済成長のエンジンとして認識し、知的財産行政体制の調整機能を強化している。

イ. 米国

まず、米国は1999年9月国務部、商務部、米国特許庁など合計13の機関で構成された「国家知的財産権法執行調整委員会」(NIPLECC : National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council)を設置し、各政府省庁と民間部門間の知財権協力・調整を強化している。また、2008年10月には同委員会を大統領所属の知的財産執行調整官として格上げすることを骨子とする法案を通過させ、知的財産を国家レベルで管理・調整している。

また、米国特許庁の主管で5年毎に国家知的財産政策及び戦略を樹立しているが、2002年「21世紀戦略計画(21st Century Strategic Plan)」を樹立したことに引き続き、2006年にこれを継承する「5カ年戦略計画(Strategic Plan 2007-2012)」を樹立・発表した。

米国政府はこのように国内では「21世紀戦略計画」に基づいた特許行政システムの革新を迫る一方、海外における違法コピー防止を通じて自国の知財権を保護するため、2004年10月に法務部、税関、国土安全保障部、特許庁など知財権関連の政府組織を網羅して「STOP(Strategic Targeting Organized Piracy)プロジェクト」を推進している。これは海外で自国の知財権を保護するために関連機関が共同で対応していこうとする戦略といえる。米国の経済成長や高級雇用を促進するため、2010年オバマ政府は世界経済で優位を占められる知識財産分野を積極的に活用することを強調し、国家レベルでの知財権保護の総合戦略を発表した。

オバマ政権においても米国のこのような知的財産中心の政策はさらに強化され、気候変動及びエネルギー安保など国家レベルでのアジェンダ解決においてもIPの役割を

強化していくことを明らかにしている。同時に知的財産中心政策を通じてグリーン成長及び雇用創出にも貢献していくことを明らかにしている。

ロ. 日本

日本もまたいわゆる「失われた10年」から脱する方策として知的財産立国を選択し、知的財産の創出、保護、活用及び人材育成など4つの分野から50あまりの主要政策を盛り込んだ「知的財産戦略大綱」を2002年発表した。また、このような政策を推進するために「知的財産基本法」を制定すると同時に、総理室に「知的財産戦略本部(本部長：首相)を設置(2003)することで、関連省庁の施策を総合・調整するとともに知的財産推進計画を作成して推進していく核心機構として運営している。知的財産戦略本部は日本のほぼ全ての知的財産に関連する決定と方向を決めていると言えるくらい実質的に運営されている。知的財産戦略本部では日本政府の新成長戦略と連動した「知的財産推進計画2010」を策定・推進している。一方、2005年4月には東京高等裁判所の支部として知的財産高等裁判所を設置し、専門人材を集中配置するとともに特許権に関する裁判の控訴審を専門的に担当させている。

また、日本は模倣品・海賊版対策を日本外交上の重要施策として定め、外務省内に「知的財産権侵害対策室」を設置し、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作成して海外公館に配布している。また、関税率法を改正して2003年4月から自国に輸入される特許権侵害物品に対応するため、「特許権侵害物品の水際差止申立制度」を運営するなど国内外における自国の知財権保護に取り組んでいる。

ハ. 欧州連合(EU)

欧州連合(EU)は加盟国間の統合的かつ戦略的な知的財産システムの構築に力を入れている。まず、「成長するヨーロッパのための議題」レベルで知的財産政策を推進している。EU理事会内の競争力委員会を中心に、知識基盤社会への移行を加速させるための政策の一環としてEU共同体知的財産システム整備のためのモデル制定を推進している。

また、ヨーロッパ革新スコアボード(European Innovation Scoreboard)を通じて加盟国間の知的財産創出及び活用水準を比較・管理しながら、第6次中長期革新計画(FP6、2002～2006)でIPR Guidelineを制定し、EUの研究開発事業の参加者たちに知的財産権に対するアドバイスや支援を提供するために1998年からIPR Help-deskを運営している。

EU加盟国もまた知的財産寄りの政策を目指している。イギリスの場合、特許庁の業務領域に著作権業務を統合させ、イギリス特許庁をイギリス知財権庁(UKIPO)に拡大改編(2007.4)した。フランスは弁護士と弁理士の職域を統合する知的財産代理制度の改編方向を推進中である。EUは2003年共同体特許裁判所の設置に関する提案書をEU理事会に提出して以来、スペインとイタリアなど一部の国家で公式言語と関連する合意が難航しているものの、単一効果を持つヨーロッパ特許及び特許裁判所の設立に向けて活発な動きを見せている。

二. 中国

中国は呉儀副総理が2004年1月「知的財産権に対する戦略推進」を指示し、各界の議論を経て中国「国家知的財産権戦略制定委員会」を2005年1月に設立した。委員会は国務院所属23省庁の主要責任者及び外部専門家で構成され、国家知的財産権戦略の樹立及び推進に関する役割を遂行している。強力な権限を持つ委員長である呉儀副総理が知財権に対する関心が高く、委員会活動を直接管掌しているため、同委員会は設置後短期間で効率的に運営されているものと評価されている。また、中国は2008年知的財産を通じた小康社会の実現を目標に「国家知財権戦略綱要」を発表し、2020年まで知的財産権の創造、運営、保護、管理能力の向上に向けて国の力を集中させている。2011年10月14日中国国家知識産権局、国家工商行政管理総局、商務部など10の省庁は知的財産業務及び管理のために国家知的財産権事業発展12次5ヵ年(2012～2015)を発表した。特に、中国は米国、ヨーロッパなど世界各国から知財権侵害防止のための要求を意識し、2011年11月9日国務院商務会議を開いて中国全国における知的財産権侵害取締りに向けた対策も講じている。

このように米国、日本、EUなど先進国は対内的には自国の知財権創出及び保護のために努めると同時に、対外的にはWIPO、WTO、APECなど国際機関を通じて自国に有利になるよう知財権規範の統一化に向けて持続的に取り組んでいる。

ホ. 韓国

韓国では1998年まで米国など先進国の知的財産保護強化の要求に対する消極的な対応体系の構築という、個別省庁レベルでの知的財産政策だけが推進された。

韓国は米国、日本などのように国全体レベルで知的財産政策方向を企画・統合・調整できる機関が存在しない状態であった。特に、1998年以後、特許庁、産業資源部など一部の部処を中心に知的財産を効率的に管理するための政策が推進され始めた。1998年に「特許裁判所」が設立され、2000年に「技術移転促進法」が制定された。2001年に特許法の「職務発明補償制度」が改正されたことがその代表例である。国際特許紛争及び模倣品侵害の急増などが主要懸案となり、2004年を前後にして国家科学技術委員会など政府レベルの協議体で知的財産政策が徐々に議論され始めた。韓国政府も知識基盤のグローバル競争体制に効果的に対応するために2009年9月29日第15回国家競争力強化会議で知的財産強国の実現に向けた戦略を樹立した。同実現戦略では政府レベルで重点的に推進する課題として、経済・産業分野における知的財産の活用促進、グローバル水準の法・制度の構築、インフラの先進化など3大分野を提示した。特許庁は2008年12月24日に産・学・官の知的財産関連15機関と共同で21世紀知識財産ビジョンと実行戦略を樹立し、知的財産強国に向けた青写真を構築した。また、2009年10月には国務総理室に知識財産戦略企画団を設置し、国家知識財産委員会の設立、知識財産基本法の制定などを政府レベルで推進した。この結果、2011年5月19日「知識財産基本法」が制定・公布され、2011年7月20日施行された。「知識財産基本法」の制定によって知的財産と関連して散在している政府のアビリティーを統合する根拠を設けたことで、知的財産政策に対する予測可能性と執行能力を向上することができた。

へ. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対して韓国の対応策を模索してみるとすれば、まず知財権分野の外交力を強化して現在進行中である知財権国際規範の形成に能動的かつ積極的に参加する必要がある。

特に、主要国が知的財産に関する中長期総合計画を樹立して知的財産分野の競争力強化に力を入れているように、韓国も長期マスタープランを作成し、政府レベルでの業務推進方策を模索する必要がある。

特に、国際的にはPCT制度、特許審査ハイウェイ制度のような国家間審査協力制度の改革議論に積極的に参加する必要がある。同時に、特許法条約(PLT)、特許実体法条約(SPLT)のような国際的な知財権制度の統一化議論にも積極的に参加し、韓国企業にとって有利な方向に国際的知財権規範が形成できるようにしなければならない。

最近韓国企業の海外進出が活発になるに連れ、知財権侵害が増加しているだけに韓国企業の知的財産保護に向けた努力をさらに強化していく必要がある。まず、海外における知的財産権侵害に効果的に対応するために海外現地での保護機能を強化すると同時に、体系的な侵害状況調査を実施しなければならない。また、海外に散在している様々な組織(KOTRA海外支社、韓国知識財産保護協会、国際機構派遣者、公共研究機関の海外支部など)と有機的な協力体制を強化し、現場中心の総合対応システムを構築することも優先的に進めていくべき課題である。

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果

第1節 特許庁のビジョンとミッション

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

韓国の知的財産競争力は経済発展の歴史と軌を一にしている。韓国開発研究院によれば特許出願が年間1%増加する場合、経済成長率が3～5年にわたって0.11%上昇するという分析も出たことがある。特に、2011年に韓国は世界で9番目に特許登録件数1百万件を突破すると同時に貿易1兆ドル国家となった。このようにグローバル経済環境が求める企業競争力と知的財産間の関連性が強くなるに連れ、国家・企業にとっては知的財産競争力を高める上での国の支援策が主要関心事として浮上している。

短くなる製品寿命周期、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2014年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援していると同時に、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大などさまざまな方策を策定・推進している。そこで、企業及び国家競争力を高めるためには審査処理期間の短縮、審査品質の向上及びグローバル協力の強化などに向けた政府の努力が求められる。

また、未来市場を先占するための国家間・企業間の知的財産競争は激しくなりつつある。保護貿易の主な手段が反ダンピング提訴から知的財産権の侵害を根拠とする輸入禁止へと変わり、先進企業はR&D、M&Aなどを通じて知的財産を確保・蓄積し、それをもとに莫大なロイヤルティーを要求したり、訴訟を提起するなど競合社及び後発企業をけん制している。一方、韓国の場合はR&D投資の持続的な拡大などによって特許の量的規模は世界的水準になっているが、核心・源泉特許、標準特許が相対的に不足しているため技術貿易収支の赤字規模が持続的に増加している。そこで、韓国企業が特許紛争に効果的に対応することで未来市場を先占するよう、特許情報分析を通じたR&D投資誘導など韓国企業が核心・源泉・標準特許を発掘・創出できる政府の支

援策が求められている。

このような知的財産に対する国内外の環境変化や知的財産と関連した多様な顧客からのニーズなどを反映し、特許庁は先進一流国家の建設に貢献できる知的財産ビジョンを設定した。「知的財産基盤の先進一流国家の実現」を長期ビジョンとして設定し、具体的な履行に向けた「知的財産の創出・権利化・活用を促進し、保護を強化することで技術革新と産業発展に寄与」というミッションを導き出した。また、具体的な政策方向としてG5水準の知的財産サービス体系の構築、知的財産の経済・産業分野での活用促進、公正な知的財産社会の実現を設定した。

第2節 ビジョン達成のための戦略目標及び管理課題

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築

韓国特許庁はG5水準の知的財産サービスを提供するために出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面で競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進的な知的財産制度の運営、グローバル知的財産協力の拡大、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関に求められる最高レベルの能力を確保するために努力した。

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進

未来市場をリードする競争力のある知的財産権の創出及び経済・産業的活用を促進するために研究開発と知的財産権の連携を強化し、企業の知的財産競争力を強化するために努力した。まず、国家が推進する研究開発における特許情報の活用を拡大し、重複投資の防止など政府R&Dの投資効率性を高めるために努めた。また、中小・中堅企業に対してはIP-R&D連携戦略支援を充実化させ、地域有望中小企業をIPスター企業として総合支援するなど、知的財産権に強い中小・中堅企業の育成に向けて努力した。

3. 公正な知的財産社会の実現

産業界が必要とする知的財産専門人材の養成、創意的な発明人材の早期発掘・育成、無料弁理支援など社会的弱者を配慮した知的財産制度の運営を拡大し、知的財産が尊重されると同時に公正に実現される社会的基盤の構築に向けて努力した。また、商標権特別司法警察権を通じてオン・オフラインで模倣品の取締りを強化し、中国・ベトナムなどに設置されたIP-DESKを通じて特許紛争への対応など知的財産権支援を強化

することで知的財産権の保護水準を高めるために努力した。

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

企業型中央責任運営機関である特許庁は顧客を配慮した多様な特許行政サービスを提供するとともに、成果主義文化を定着させ顧客及び成果中心の責任経営を実現することでビジョン達成に寄与するために努力している。特に、電子出願サービス、手数料納付制度の改善などを通じて顧客の便宜を図り、成果・職務・能力中心の成果管理制度の運営及び創意・実用文化を内在化することで顧客及び成果中心の責任経営の実現を目指した。

第3節 実践課題別2011年の主要成果

企画調整官 企画財政担当官室 工業事務官 キム・ソンギル

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築

特許庁は世界最高レベルの知的財産行政能力を構築するために審査・審判の処理期間と品質の面において競争力のある水準を維持し、主要先進国と知的財産協力の強化及び最貧・途上国を対象に知的財産協力事業を拡大するなど努力を傾けてきた。

まず主要国に比べて競争力ある水準の審査処理期間を維持するために審査官の増員、先行技術調査アウトソーシングの拡大、PCT専門担当部署の運営などの努力を傾けた結果、2011年特許審査処理期間が年平均16.8ヵ月で、米国(2010年25.7ヵ月)、日本(2010年28.7ヵ月)、ヨーロッパ(EPO)など主要国に比べて迅速な審査処理サービスが提供できた。また、出願人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」の中から審査時期が選択できる顧客オーダーメイド型3トラック審査制度と超高速審査制度を持続的に補完・推進し、出願人が希望する時期に審査処理の結果が受け取れるようにした。

全世界的に急増しつつある出願増加の流れに対して効果的に対応するため、特許庁は先進5カ国特許庁(IP5)¹の協力体系を強化すると同時に、先進商標庁G4会議体(TM4)の構築に成功した。また、10大基盤課題を共同推進するなど主要先進国との協力を強化することで、韓国企業が海外で知財権を獲得際にかかる費用と時間が節約できるようにした。一方、韓・米FTA締結による特許法、実用新案法、商標法を改正し、ヘーグ協定加盟に備えてデザイン制度を国際化するなど対内外の環境変化に対応した知的財産制度と基準を先進化した。同時に、現地オーダーメイド型適正技術支援の発掘、開発及び普及、途上国の優秀生産品に対するブランド開発支援、途上国公務員に対す

¹ 全世界特許出願の約80%を占める先進5カ国の特許庁で、中国、米国、日本、韓国、ヨーロッパの特許庁を指す。

る知的財産教育の拡大実施など最貧国・途上国に対する知的財産協力事業を持続的に推進することで、韓国固有の知財権援助モデルを体系化すると同時にグローバル拡散を通じて国際社会にIP5特許大国としてのイメージを与えた。

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進

韓国は持続的に研究開発投資を拡大した結果、産業財産権出願件数において世界4位(2010年)、GDP及びR&D投資対比内国人特許出願件数で世界1位(2010年)など量的な側面からは世界最高水準を維持しているが、核心・源泉特許不足によって技術貿易収支の面では赤字規模が持続的に拡大するなど質的な面での競争力はまだ不十分な状況である。そこで、韓国特許庁は競争力ある知的財産権をより多く創出し、経済・産業的な活用を促進するために持続的な努力を傾けている。

まず、国家が推進する研究開発を遂行する際に事前に類似した研究があるかどうかを点検する特許技術調査を実施し、R&D予算の重複投資を防止した。特に、2011年にはR&D部処との事業費分担(5:5)を通じてR&D部処が申請した課題全体にまでその支援対象を拡大すると同時に、政府R&D事業結果を通じて創出された特許のクオリティーが評価できる指標を開発・普及することで品質中心の成果管理体系を構築するなど、政府R&D事業における投資効率性と質的成果を高めるために注力した。

また、対日貿易収支の赤字規模が大きい先端部品・素材分野のR&Dを行っている中小企業82社を対象にオーダーメイド型知財権ポートフォリオ構築を支援した。同時に、中堅企業などが未来市場をリードする核心技術に対して知的財産権が確保できるよう、次世代LEDなどグリーン成長及び新成長エンジン分野における40の核心技術を対象に知的財産権中心の技術獲得戦略支援事業を推進した。

そして、全国31の地域知識財産センターを通じて2千5百社あまりの中小企業の特許・ブランド・デザイン権利化及び事業化を支援するとともに、海外進出中小企業に対する現地オーダーメイド型ブランド開発を支援するなど、中小企業の知的財産の創

出・活用活動を支援し地域経済の活性化と雇用創出を図った。

大学・公共(研)機関の各環境に適した特許管理体系の構築を支援するために特許管理専門家を派遣し、大学・公共(研)が保有する有望特許技術を体系的に発掘して技術移転及び事業化を支援するなど大学・公共(研)の知的財産能力を高めるために取り組んだ。

3. 公正な知的財産社会の実現

知的財産専門人材の養成、社会的弱者を配慮した知的財産制度の運営などで知的財産が尊重され、かつ公正に実現できる社会的な基盤を作り、国内外の知的財産権を効果的に保護することで知的財産を通じた公正社会の実現に貢献できるよう努力した。

まず、産業界が必要としている専門人材を養成するため、理工系以外でも有望な知財権創出分野である医学・薬学及びデザイン系列の学科に知財権講座の開設を拡大する一方、専門担当教授の確保など教育インフラを構築し、特化された優秀教育モデルを作りあげて他の大学に拡散するため3つの大学を知的財産教育先導大学として選定した。同時に、産学協同プログラムであるキャンパス特許戦略ユニバーシアード、D2Bデザインフェア(旧、デザイン権コンテスト)、大学創意発明大会などを持続的に開催し、各専攻分野の人材を実戦に強い知的財産創出・活用人材として養成した。

また、クリエイティブな発明人材を早期発掘・育成するためにKAIST、POSTECHと共同で知的財産基盤の次世代英才起業人教育課程を開設・運営支援し、YIP(Young InVentors Program : 青少年発明家プログラム)、学生発明大会など様々なプログラムを開発・支援することで学生たちの創造力の啓発及び発明教育を促進した。同時に、教育環境が劣悪な過疎地域・低所得者層の青少年たちの創造力を向上させるため、過疎地域の学校、保育園などを対象に訪ねていく発明教室及び発明キャンプなどを開催した。

社会的弱者階層を対象に無料弁理サービスを拡大し、審判・訴訟代理及び費用支援を拡大するなど、知的財産権分野における二極化問題の解消に向けて力を入れた。

一方、知的財産権を効果的に保護するため、2010年発足した商標権特別司法警察隊を通じて模倣品の製造・流通を積極的に取り締まると同時に、オンライン専門担当捜査班の新設、デジタル科学捜査装備の構築でオンライン模倣品流通事犯に対する刑事立件など模倣品取り締まりの執行力を強化した。中国・ベトナムなどに設置されたIP DESKを通じて海外に進出した韓国企業の知的財産権支援を強化し、紛争情報の事前提供、国際知財権紛争対応コンサルティング、知財権訴訟保険など国際特許紛争に対する事前・事後の支援を強化することで輸出企業の知財権競争力を高めるよう取り組んだ。また、営業秘密の生成時点及び原本であることを証明する営業秘密原本証明制度を導入し、企業の営業秘密を保護すると同時に技術漏洩を防止した。

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

特許庁は企業型責任運営機関として顧客のニーズを反映した特許行政サービス体制を構築し、職員の専門性及び能力の強化、業務方式の改善などを通じて顧客及び成果中心の責任経営を実現するために努力した。

商標権の濫用を防ぎ、公正な利用を図るため、使わない商品まで指定する保存商標に対して手数料加算制度を導入した。同時に、ネットバンキングのみならず現金自動預け払い機(ATM)でも手数料が納付できるようにし、3年以上の年次登録料一括先払い割引(5%)制度を導入することで手数料に対する便宜を図った。また、スマートフォンなどモバイル機器を活用してカスタマイズされた知財権相談サービスを実施し、特許顧客の相談事例検索などのためのモバイルコンテンツを提供する一方、過誤納手数料に対してメールやショットメッセージサービスなど手数料還付金の案内手段を多様化するなど出願人の便宜を図った。

特に、成果評価と人事制度を連携させ、職員個人の能力と組織に対する貢献度を基

に昇進などの補償が行われる成果管理システムを定着させた。同時に、新たな人材を求める部署と職員の意思を同時に考慮して人材を配置する人事ドラフト制を持続的に運営することで適材適所の人事運営が可能になることを目指した。

また、職員の創造力及び変化管理能力の向上に向けてSERICEOなどオンライン知識コンテンツサービスを職員に提供し、オーダーメイド型変化管理教育、様々な創意・提案制度の運営などを通じて職員の自己啓発及び組織文化改善のために力を入れた。

第 2 編

G5水準の知的財産 サービス体系の構築

第1章 審査・審判サービスの高度化

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築

第3章 グローバル知的財産協力の拡大

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現

第5章 成果主義文化の内在化及び変化管理活動の推進

第6章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1章 審査・審判サービスの高度化

第1節 特許・実用新案分野

1. 特許・実用新案の速急な権利化及び審査品質の向上

電気電子審査局 特許審査政策課 獣医事務官 イ・チュンホ
工業事務官 チョン・ジドク

イ. 推進背景及び概要

最近知的財産5強(IP5：米国、日本、ヨーロッパ、中国及び韓国)体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2011年15,716件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が増大しつつある。このような国際的特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としてのプレゼンスを高めるためには特許・実用新案の速急な権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるに連れ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業たちが特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社への牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、大企業の特許出願件数は2006年63,848件から、2011年47,409件へと多少減少したものの、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それによって審査品質に対する関心もいつもよりさらに高まっている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処

理期間の短縮のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があるといえる。同時に、これは国内外の出願人に速急な権利確保を支援すると同時に、先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるための計画である。

ロ.推進内容及び成果

1)優秀審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた品質能力の強化

イ)優秀人材の補充

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用した。2011年には70人の専門人材を補強し、持続的な増員を推進しつつある。このように増員された専門人材は体系的な審査官教育などを経て審査業務に投入されるため、審査生産性や審査品質の向上に大きく貢献している。2011年特許出願の1次審査処理件数は17万4,283件で2010年比38.7%増加し、審査終結処理件数は15万1,184件で2010年比37.0%増加した。また、審査請求した日より1次審査までかかった特許審査処理期間もまた主要国の中で最も速い16.8ヵ月を維持した。

ロ)審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行され

た。また、審査官の昇級に必要な資格要件及び昇級手続きを規定化し、2005年9月「審査官等級運営に関する規定」を制定し、2011年6月まで計9回にわたって改正を行った。それにより審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、先任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、先任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するために、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、先任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

一方、2011年6月改正された内容には審査官に昇級の機会を拡大提供し、充実した昇級教育運営を通じて実務能力を高めるために必修教育課程を多様化すると同時にオンライン教育課程を追加するなど昇級教育課程の改編が含まれている。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2011年12月末基準で首席審査官が68人で9.4%、責任審査官が99人で13.6%、先任審査官が263人で36.1%、審査官は298人で40.9%を占めている。

<表Ⅱ-1-1> 審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対

			程のうち1つ	応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長 登録決定及び拒絶決定
		選択	審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ	
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	意見提出通知、協議通知 など
		選択	審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ	
先任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知 など
		選択	中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ	

ハ)審査パート制

審査官の増加により、効果的に審査品質を管理すると同時に類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務処理速度を向上させるため、技術分野別に7人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的に施行するようになった。

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官で優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決済を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、

審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

＜表Ⅱ－1－2＞審査パート制の構成状況

(2011年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
機械 金属 建設 (9課)	一般機械	一般機械、工作機械、産業機械、建設機械
	自動車	自動車フレーム、自動車サッシュ、自動車部品
	運搬機械	移送システム、物流システム、造船航空システム、陸上輸送
	原動機械	エンジン、燃焼装置、動力装置、エネルギー装置
	精密機械	光学機械、計測機械、試験機械
	空調機械	空気調和、流体機械、冷凍機械、熱伝達
	金属	金属材料、製鋼、表面処理、金属加工
	建設技術	住居環境、建築構造、水資源環境、基盤施設、土木構造
化学生命 (9課)	複合技術 1	微細特殊加工、ロボット・ゲーム、制御機械
	生命工学	遺伝子工学、生物工程、医療・衛生、生物分析、生化学
	化学素材	有機化学、高分子応用、高分子合成、無機化学
	精密化学	素材工程、光化学、応用材料、ナノ材料
	環境エネルギー	エネルギー、水処理、大気、資源・廃棄物
	薬品化学	製剤・化粧品、合成医薬、天然物医薬、バイオ医薬
	繊維生活用品	繊維加工、繊維素材、繊維機械、生活用品
	食品生物資源	食品保全技術、食品製造技術、生物資源生産、生物資源加工
電気電子 (6課)	複合技術 2	治療診断、セラミックス、粉体工程
	国際特許	新素材、バイオ、医薬、医療電子機器
電気電子 (6課)	電気	電気機器、電気素子、電気エネルギー、電気制御、スマートグリッド

	電子	印刷回路、電子機器、電子応用、電子回路
	半導体	半導体露光工程、半導体配線・蒸着、半導体エッチング工程、半導体集積工程
	電子商取引	デジタルコンテンツ、ビジネスシステム、電子商取引システム、U-Health
	ユビキタス	光ネットワーク、デジタルホーム、無人認識、センサーネットワーク
	複合技術 3	医療機器、二次電池パッケージ、電子素子
情報通信 (7課)	通信	通信端末、通信回路、通信システム、通信サービス
	情報	デジタル記録再生、光磁気記録、メモリ回路、データ処理システム
	映像機器	映像素子、PDP、映像駆動
	コンピュータ	コンピュータシステム、メモリシステム、コンピュータインターフェース
	ディスプレイ	液晶駆動回路、液晶画像処理、OLED、液晶表示素子
	デジタル放送	DTV、放送装備、画像処理
	ネットワーク	ネットワーク制御、スイッチングネットワーク、通信プロトコル、無線伝送

2011年12月末基準で、審査課(チーム)別に3~5つの審査パートを運営し、特・実審査局の中で計119の審査パート(機械金属建設審査局34、化学生命工学審査局36、電気電子審査局24、情報通信審査局28)を運営している。

このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

ニ)特許審査分野における専門職位

特許審査分野における専門職位制度は特殊な専門性が求められると同時に苦情多発または社会問題として注目されることで業務重要度は高いものの忌避の対象となる技術分野を専門職位として指定し、審査熟練度を高める基盤を整えるために2009年4月から導入された。

2011年12月現在、33の技術分野担当及び35のIPC分類担当職位に対して計68の専門職位(機械金属建設審査局18、化学生命工学審査局18、電気電子審査局17、情報通信審査局15)を指定・運営し、専門職位手当の支給及び人事上の加算点付与など様々なインセンティブを提供している。

このような特許審査分野における専門職位制度は審査官の能力開発及び長期勤務を誘導し、該当分野の業務遂行における専門性の画期的な向上が図れるものと期待される。

<表Ⅱ-1-3> 特許審査分野における専門職位(計68)

区分	機械金属 建設審査局	化学生命 工学審査局	電気電子 審査局	情報通信 審査局
	9	9	7	8
特定技術分野における 専門職位	国防関連の出願、変速機、半導体移送装置、無限動力など	細胞、OLED素子、燃料電池システム、セラミックスなど	LED、核工学、半導体、金融システム、保安システムなど	無線ネットワーク、フラッシュメモリ、PDP、コンピュータアーキテクチャーなど
IPC分類担当 の専門職位	9	9	10	7
合計	18	18	17	15

2) 審査ノウハウの共有拡大及び効率的な審査成果管理体制の整備

イ)審査品質履歴カード

2010年以後観点別審査評価の本格的な実施により審査品質履歴カードを改善して審査官に提供した。観点別審査評価は手続きの効率性、明細書解釈の正確性、検索の充実性、拒絶理由の一貫性、顧客指向性など5つの評価観点別に細分化して評価を行う方式で、これを通じて審査品質の弁別力を高め、品質誘引機能を高めることができる。

これによって改善された審査品質履歴カードを通じて観点別審査評価結果を累積・管理することで、各審査官が評価観点別に審査能力を自ら判断し、弱点を分析・改善できるようにしているため、審査品質の向上に貢献できるものと期待されている。

ロ)審査官履歴管理カード

審査人員の増加で審査官個々人の審査業務成果を総体的に把握することが難しくなったため、審査官別の審査結果を要約・整理して統合管理するため、2006年から審査官管理履歴カードを構築・運営している。審査官履歴管理カードは担当審査官以外にも管理者であるパート長、課長、局長が閲覧でき、内容が簡単に把握できるよう身元情報、審査評価、審査実績、審査品質、上司の意見などの項目で構成され、審決の細部履歴も参考資料として提供している。

特に、2010年には審査官のための自己診断機能の実現、管理者のための品質管理機能強化及びユーザー利便性向上のためのIPC別登録決定率の期間別照会機能の追加、審査官別業務処理タイプ情報の提供、審判関連情報リンクなどの改善策を講じて施行した。

これを通じて全体的な審査業務成果が簡単に把握でき、技術分野別に審査の安全性と信頼性が確保できると同時に、審査の責任性及び自負心を高め、審査品質の向上に貢献できると期待される。

ハ)審査業務管理カード

審査業務管理カードは審査官間の審査業務ノウハウの共有活性化のために導入された既存の審査ノウハウ集、業務引継カード、知識管理カードを統合することで、より活用性及びアクセシビリティの高い審査業務ノウハウの共有体系を構築するため2007年12月に構築された。

担当技術分野の概要、出願動向、主要統計、先行技術検索のノウハウ、主要先行技術文献目録、業務参考資料など他審査官と共有できる項目で構成されている審査業務管理カードは、他の資料では見ることのできない実務から直接体得した知識も記載されているため、実務中心の審査ノウハウ共有に重要な役割を果たしている。

このように審査業務と関連した多様な資料として活用できる審査業務管理カードは個人の経験・知識を蓄積・共有することで、特許審査品質向上への基盤作りはもちろん、後任審査官の審査業務適応度向上にも大きく寄与している。

ニ)審査報告書

最近審査官の審査処理量の増加により制度的に審査品質を高める必要性が増大したことで、2005年から審査報告書を導入した。出願番号など基本事項、先行技術調査文献、審査履歴、審査メモで構成された審査報告書は電算化作業を経て2006年から外部の先行技術調査依頼結果物がある案件に限って制限的に運営されたが、2007年からは全ての終結処理件を対象に全面的に施行された。

2008年10月からは管理者による審査品質管理の効率性を高めるために審査報告書に「検索履歴」欄を新設し、審査官が審査に着手する際に特許決定件又は記載不備とだけ拒絶理由を通知した件などに対して自由に検索履歴を記載するようにした。

このような審査報告書の活用を通じて、審査官が検討した先行技術目録などから審査の適切性が簡単に判断できるだけでなく、審査官の責任を強化すると同時に自負心

を高めることで審査の品質向上にも貢献している。

ホ)協議審査制度

技術の発達及び融・複合化の流れで複合技術の出願が増加していることから、2000年3月から関連技術分野を専攻した審査官間の協議審査を制度化して運営している。協議審査のプロセスを見ると、主審査官が協議審査の必要性を判断して副審査官を選定し、関連技術分野に対する審査を共同で遂行した後、共同名義で審査結果通知書を発送する形式で進められる。

最近の主要改正内容を見ると、2007年3月協議審査実績の換算点数を本審査遂行実績の20%から30%へと上方修正することで合理的な実績点数を付与し、2008年12月には技術分野別専門家DBを構築して審査の際に協議審査官目録を提供すると同時に協議審査の内訳記載を義務付けるなど制度運営を充実化した。また、2009年1月には審査業務の生産性向上のために協議審査実績の換算点数を調整し、協議審査の際に主審査官の換算点数10%を削減するようにした。2010年7月には外国先行技術文献の検索及び活用を促進するために協議審査の対象を拡大し、外国語諮問審査官との協議審査を施行した。

へ) 通知書の標準化

審査生産性や審査品質を高めるために特許・実用新案の出願に対する通知書の標準化作業を2010年から推進した。これを通じて模範通知書の引用文句をDB化し、審査官に通知書の標準文案集を提供することで審査能力を強化した。

3)対内外の審査協力拡大を通じた品質向上基盤の構築

イ)開かれた審査制度のパイロット・テスト実施

技術の発展により先行技術文献の量が日増しに膨大化するに連れ、特許庁審査官の

検索業務負担も益々増加しつつある。そこで、先端技術分野を中心に現業の技術専門家の最新資料アクセシビリティ及び技術専門性を審査に活用する開かれた制度の導入が検討されている。

開かれた審査制度とは、出願人が申請したり特許庁が選定した公開特許出願件を対象に出願技術をインターネット上に掲載した後、該当技術分野の専門家がレビュアーとして関連選考技術文献と意見を提示すると、特許審査官がそれを特許審査に活用する制度であり、現在米国、日本、オーストラリアなどで本格導入に向けて既にパイロット・テストが完了、もしくは施行中である。

<図Ⅱ-1-1>CPR(Community Patent Review)制度の運営プロセス



一方、2010年公開されたIT分野の出願50件を対象にパイロット・テストを実施した結果、43件に対して計136件の意見が提出され、審査着手41件のうち提出意見を引用した件は17件で意見引用率が41%に達した。2011年2次パイロット・テストではIT分野25件、BT分野25件を対象に実施した結果、32件に対して計101件の意見が提出され、

審査着手30件のうち提出された意見を引用した件が10件で引用率33%を記録した。

<表Ⅱ-1-4>開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果

区分	実施期間	対象件	意見提出件 (審査着手件)	提出され た意見	登録レビューアー (参加レビューア ー、参加率)	意見 引用件
韓国	2010(1次)	50件	43(41)件	136件	53(8,15%)人	17件 (41%)
	2011年(2次)	50件	32(30)件	101件	69(19,28%)人	10件 (33%)
米国	2007～ 2008(1次)	40件	36(36)件	173件	2,092(365,17%)人	13件 (36%)
日本	2008	39件	37(35)件	120件	253(22,9%)人	13件 (37%)
豪州	2009～ 2010	31件	30(30)件	106件	30(19,63%)人	11件 (37%)

ロ)国際的な特許協力体制の強化

2009年から先進5カ国特許庁(IP5：韓・米・日・中・EPO)間の相互協力が具体化したことで、国家間審査実務の共通点と差異に対する比較分析、審査官教育課程の交互参加、審査官合同ワークショップの開催などを通じて審査基準に対する国際的な調和と国家間審査結果に対する相互信頼を確保するために取り組んでいる。

また、韓・中・日の特許審査専門家が実務者協議体を構成し、3国間の特許協力を図っている。2010年には3国間の進歩性判断基準を相互比較し、共同で報告書を発刊した。また、2011年には仮想事例に対する3国間の進歩性判断結果を比較研究して審査基準と実務の差を総合的に検討を行い、審査結果を相互活用するための基盤を構築

している。

ハ.評価及び発展方向

以上のように、優秀人材の効果的な管理、品質管理体制の持続的な改善、対内外における審査協力の拡大などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供できる確実な基盤作りに成功した。

今後、審査官等級制は教育要件の現実化を通じて審査官に昇級のチャンスをより多く提供し、首席・責任審査官など優秀なキャリア審査官に対するメリットを拡大していく予定である。そして審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専門担当パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画である。また、パート長の責任及び権限強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。また、特許審査分野における専門職位制度は業務生産性向上及び審査専門性向上のためにフレキシブルに運用する予定である。

審査業務管理カードは形式的な記載を避けるとともに審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別ウィキ方式の形態で構築する予定である。また、審査報告書はIP5情報化分野基盤課題(「検索戦略の共有及び文書化」)との連携など今後の活用可能性に対する追加検討を通じて改善事項を持続的に発掘していく計画である。同時に、協議審査制度に対しても協議件数の推移及び協議の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完していく予定である。

開かれた審査制度に関しては、対象技術分野を拡大するとともに開かれた審査専用システムを構築することで制度を国内に本格導入する計画である。同時に、国家間特許相互協力もまた強化しIP5特許庁及び韓・中・日間の様々な共同研究などを通じてグローバル水準の審査能力を持続的に確保していく予定である。

2. 特許・実用新案審査のインフラ改善

電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 チェ・ジョンユン
 電算事務官 アン・ジョンファン
 工業事務官 キム・ギルス

イ. 先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼し、迅速な特許審査を支援すると同時に特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在技術分野別の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-5> 特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

*注：2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が先行技術調査専門機関の指定取消を自ら要請してきたため、専門機関の指定が取消される。

特・実出願に対する先行技術調査事業は当該年度における審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングが行われている。2011年には約221億ウォンを投入して81,50

0件をアウトソーシングとして依頼した。

<表Ⅱ-1-6> 特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	1992～ 2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
審査処理件数	1,207,491	180,432	240,665	143,554	109,328	105,508	137,940	192,236
アウトソーシング件数	286,290	78,824	80,825	74,432	78,593	59,782	64,484	81,500
アウトソーシング比率(%)	23.7	43.7	33.6	51.8	71.9	56.7	46.7	42.4
執行額 (百万ウォン)	51,554	16,316	17,021	16,897	17,711	15,836	17,540	22,168

*注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

同時に、2008年には先行技術調査専門機関間の調査品質競争体制を強化するため、調査品質による調査量の差等配分比率を拡大し、国際出願先行技術調査のアウトソーシングを推進するための根拠となる規定を設けるなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2008-20号)した。

2009年には特許及び実用新案先行技術調査報告書の文献に対する一部活用の際は評価点数を調査文献活用件数によって差等適用し、不良調査評価項目を審査官満足度項目で管理できるように「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2009-45号)した。

さらに、2010年度には未公開出願書及び当該先行技術調査報告書内容の流出を防止するための根拠規定の整備及び先行技術調査報告書品質評価基準を合理化するために品質評価報告書に間接活用項目を新設するなど「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2010-18号)した。

一方、2009年には急増しつつある外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、国際出願先行技術調査事業を推進

し、2011年度には約43億ウォンを投入し、6,870件を依頼した。

<表Ⅱ-1-7> 国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
審査処理件数	国内	2,902	3,630	4,462	5,802	6,148	5,699	7,281	9,201
	外国	11	19	292	2,478	6,788	11,169	13,529	13,785
アウトソーシング件数		※ 国際出願先行技術調査事業は					5,672	5,200	6,870
アウトソーシング比率(%)		2009年から外国PCT国際調査の依					50.8	38.4	49.8
執行額(百万ウォン)		頼件に対して遂行					3,222	3,266	4,314

*注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷外国PCT審査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすとともに効率を高め、2011年度審査処理期間を16.8ヵ月に短縮することに貢献した。今後も先行技術調査専門機関の管理監督及び教育訓練を徹底することで先行技術調査の品質をより高める必要がある。

ロ.国際特許分類事業

国際特許分類(IPC、International Patent Classification)とは、「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類と先行技術文献の検索、審査官業務の指定などに活用されている。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を遂行してきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して国際特許分類業務を依頼すること

ができ、2000年に「国際特許分類付与専門機関の指定に関する運営要領」を制定して運用中である。

これにより、国際特許分類事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が遂行している。

国際特許分類事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2011年には約24億ウォンあまりを投入し、新規出願分類191,422件及び再分類67,014件を依頼した。

＜表Ⅱ－1－8＞国際特許分類事業の年度別推進状況

区分		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
新規付与	件数	174,006	177,500	188,000	225,310	206,226	194,097	196,093	191,422
	単価(ウォン)	8,250	8,500	8,680	8,870	9,050	9,270	※参照	
	金額(百万ウォン)	1,436	1,509	1,632	1,998	1,866	1,799	1,937	1,886
再付与	件数	—	56,500	33,883	—	92,680	77,602	78,192	67,014
	単価(ウォン)	—	6,550	6,760	—	7,050	7,226	7,370	7,370
	金額(百万ウォン)	—	370	229	—	653	558	576	494
執行額(百万ウォン)		1,436	1,879	1,861	1,998	2,519	2,357	2,513	2,380

※特許出願は9,500ウォン、PCT国際出願は13,200ウォン(2010年から特許とPCT単価を差等化)

IPC分類の一貫性を確保しつつ、審査の質レベルを高めるために、特許庁職員で構成されるIPC検証班を運営している。このように高くなった品質を基に2009年からは米国特許文献再分類を代行するために二回にわたって韓－米特許庁間のMOUを締結

(第1次MOU(2009年～2010年)：1万7千件あまり、単価17\$；第2次MOU(2011年～2012年)：34千件あまり、単価22\$)し、これによる後続措置として米国特許文献の再分類事業を推進し、今後知的財産輸出の基盤作りに取りかかっている。

ハ.審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高めることで最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び実習中心の審査官向けオーダーメイド型教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。

<表Ⅱ-1-9> 審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座)	700

	及び複合技術3つの講座を運営)	
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677
2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677

2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大化した。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年度には現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を実施した。

3. 特許審査における国際協力の強化

電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 ソン・ベッムン
工業事務官 キム・テス

イ.PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連した先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人

が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2011年基準で計17の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行している。

<表Ⅱ-1-10> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

ヨーロッパ特許庁(1978)、米国(1978)、日本(1978)、スウェーデン(1978)、オーストリア(1978)、ロシア(1978)、オーストラリア(1980)、中国(1994)、スペイン(1995)、大韓民国(1999)、カナダ(2002)、フィンランド(2003)、インド(2007)、ブラジル(2007)、ノルディック(2008)、イスラエル(2009)、エジプト(2009)

* ()は施行年度で、ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が急増し、2011年には前年比13.0%増加した25,666件の依頼を受けた。このうち15,716件は外国出願人から依頼されたもので、9,950件は国内出願人からの依頼である。

<表Ⅱ-1-11> PCT国際調査の依頼状況

区分		2007	2008	2009	2010	2011
国内	英語	2,079	2,619	1,818	2,065	1,949
	韓国語	3,992	4,546	5,272	6,765	8,001
外国		2,853	11,653	13,978	13,877	15,716
計		8,924	18,818	21,068	22,707	25,666

2011年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国家は米国、インドネシア、シンガポールなど合計13カ国であり、特に米国のグローバル企業からのPCT国際出願に対する国際調査依頼が中心となっている。

<表Ⅱ-1-12>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国家

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009 予定)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)

国際調査要請の多い外国企業はインテル、マイクロソフト、3M、グーグルなどグローバル企業が大半を占めているが、これは世界的な企業が韓国特許庁の審査能力を認めているという意味で解釈でき、世界的な企業の先導技術を理解できるくらい韓国の技術レベルが高くなっているという証拠でもある。

このような外国PCT国際調査業務は韓国特許庁の必須業務である国際調査を通じて習得した知識と審査環境を活用して外国PCT業務を行うもので、追加的な税金負担なく高級雇用が創出できると同時に、韓国の先導技術を先行技術資料として提供することで国内企業の海外紛争予防の効果がある。

ロ.国家間審査結果の相互活用

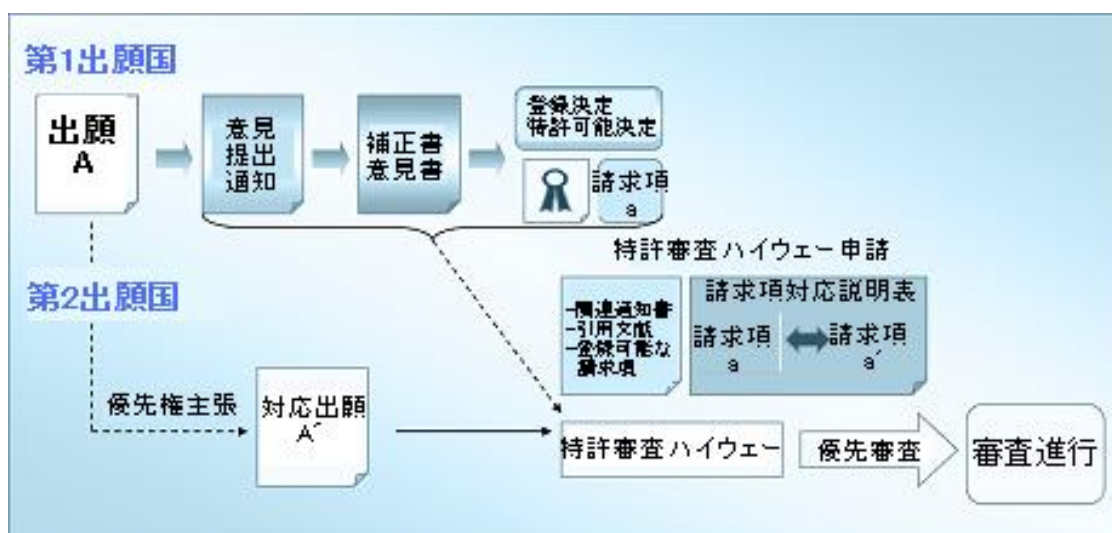
全世界の特許出願が着実に増加しているが²、特許出願の増加は特許庁の立場からすると業務処理の負担が増えると同時に審査処理が遅くなり、発明家の特許権取得を遅延させる原因となる。

² 全世界の特許出願は1,201,042件(1998年)から1,907,915件(2008年)へと59%が増加(出処：WIPO統計資料)

このような問題を解決するために主要国特許庁は世界特許出願の中の相当数が複数の国家に共通的に出願されている点³に注目し、特許庁が相互の審査結果を活用すれば審査品質を高めると同時に審査速度も速くなり、発明者はより迅速かつ少ない費用で特許が取得できるということに着目し、国家間特許審査結果の活用を積極的に推進している。

国家間で特許審査結果を相互活用するために様々な方法が議論されているが、現在韓国、日本、米国など主要国特許庁は「特許審査ハイウエー」を特許制度の一部として反映して施行中、もしくは試験的に実施している。

<図Ⅱ-1-2>特許審査ハイウエーの概要



特許審査ハイウエー(Patent Prosecution Highway、PPH)は両国に共通して申請された特許出願に対し、先に特許を出願した国から特許可能という審査結果が出た場合、もう一方の国はその審査結果を活用して該当する特許出願を他の出願より速く審査(優先審査)する制度である。

韓国は2007年4月から日本と特許審査ハイウエーを実施中であり、米国とは2008年1

³ 実例として2008年度全世界の特許出願約190万件のうち、約84万件(44%)が外国人出願、外国人出願の大半は優先権主張を伴う重複出願と推定される。(出处：WIPO統計資料)

月から1年間試験的に実施した後、2009年に韓－米特許審査ハイウェーを全面実施へと転換して施行している。

2009年にはデンマーク(2009.3)、イギリス(2009.10)、カナダ(2009.10)及びロシア(2009.11)の順に特許審査ハイウェーのパイロット・プログラムを施行し、2010年にはフィンランド(2010.1)及びドイツ(2010.7)を、2011年にはスペイン(2011.7)を対象国に追加することで特許ハイウェー対象国が計9カ国に拡大された。

また、PCT国際審査の段階で肯定的な判断を受けた場合、これを特許審査ハイウェーの対象として認める国際特許審査ハイウェー(PCT-PPH)を導入し、2011年7月から米国と施行している。

このように韓国特許庁は国家間の特許審査結果の活用を通じた業務協力及び審査品質向上のために特許審査ハイウェー対象国を拡大している。今後も特許審査ハイウェーを始めとする国家間特許審査結果の活用に関する議論はより活発に展開される見通しである。

特に、韓－米の間では特許審査ハイウェーのみならず、両国の審査官が相互協力して特許審査を行う戦略的迅速審査(SHARE⁴)⁴というパイロット・プロジェクトを2009年9月から施行することで、米国との戦略的パートナーシップをより強化すると同時に両国間の審査協力を拡大していくための基盤を整えた。

ハ.共同先行技術調査プログラム

共同先行技術調査プログラム(Joint Prior Art Search Program)は各国に共通して出願された案件に対し共同で特許審査を行うことで、特許庁間の審査品質に対する信頼を確保し、今後審査結果を相互認定するための基盤を構築するプログラムである。

⁴ SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination, 戦略的審査処理)：国家間審査協力制度の一つで、両国に共通して同じ特許が申請された場合、先に出願された第1国がまず特許を審査し、後で出願された第2国は第1国の審査情報を活用して該当特許を審査する制度

共同先行技術調査プログラムに参加する審査官は両国に共通して出願された件に対して事前に特許を審査した後、両国の特許庁を相互訪問し、審査結果に対して比較及び討議を行う一方、相手国の審査制度及び実務などを経験することで他国の審査制度及び実務に対する理解を深めることができる。

韓国は2000年から日本との共同先行技術調査プログラムを始めとして、中国(2003年)、ドイツ(2006年)、オーストラリア(2007年)などと共同先行技術調査プログラムを施行している。

2009年から米国及びイギリスと、2011年からスペイン及びロシアと共同先行技術調査プログラムを新たに推進し、両国の審査官が特許制度及び審査実務全般に対して交流できるきっかけを設けた。

<表Ⅱ-1-13> 共同先行技術調査プログラムの施行状況

年度	韓-日	韓-中	韓-ドイツ	韓-イギリス	韓-米国	韓-オーストラリア	韓-ロシア	韓-スペイン
2000	(PDP)							
2001	(化合物)							
2002	(半導体)							
2003	(自動車)	(医薬)						
2004	(商取引) (電池)	(無線通信)						
2005	(医療・衛生) (半導体)	(機械) (化合物) (LCD) (商取引)						

2006	(ロボット) (半導体)	(調理機具) (車両部品) (接続装置) (半導体)	(コンピューター) (LCD)					
2007	(放送) (建築)		(ディスプレイ) (半導体パッケージング)			(医薬品) (無線通信)		
2008	(洗濯機) (医薬品)	(空気調和機) (電気通信技術)	(内燃機関) (化学素材)					
2009	(LCD) (発電機) (燃料電気)	(半導体) (医療機器)	(冷凍) (酵素) (LED) (無線)	(高分子化合物) (デジタル情報伝送符号化)	(燃料電池) (半導体)			
2010	(電界発光光源) (コンピュータインターフェース)		(エンジン) (遺伝子) (金属) (無線)		(燃料電池) (半導体)			
2011	(印刷回路) (スタジオ)	(燃料電池) (デジタル通信)	(車両) (薬品) (半導体) (記憶)				(光学) (化合物) (電気測定)	(掃除) (化合物)

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ハン・ヒョソク

イ. 推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いいため迅速な審査処理を通じた権利化が何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

<表Ⅱ-1-14> 主要国における商標・デザインの審査処理期間(ヶ月)の状況

区分	韓国(2011)	米国(2011)	日本(2010)
商標	9.98	3.1	5.3
デザイン	8.8	-	6.5

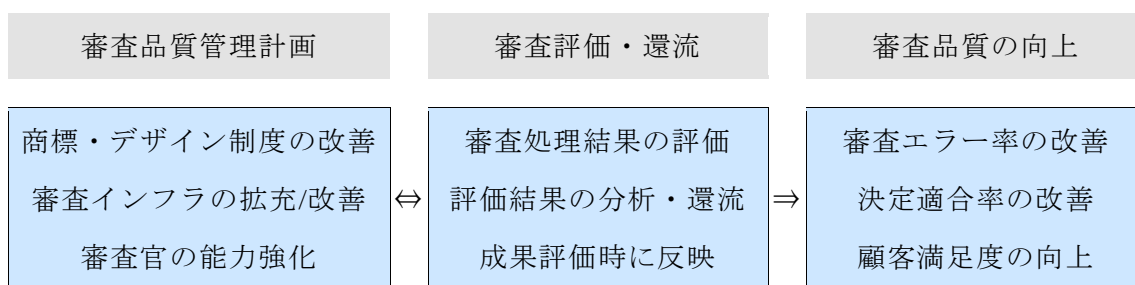
そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理物量を増やすなどの努力を通じて2011年度の商標審査処理期間は9.98ヶ月、デザイン審査処理期間は8.8ヶ月を達成し、2010年に比べて審査処理期間を商標0.62ヶ月、デザイン1.2ヶ月それぞれ短縮した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するため特許庁は「高品質の審査サービスの提供」を審査パラダイムとして定め、顧客を提出した出願書を審査している。2011年度には商標及びデザインの審査品質を高めるためのこれまでの努力が実を結ぶようにする一方、迅速かつ正確な審査処理サービスを提供するために様々な方案を講じて推進した。

審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能

力の強化が同時に実現されてこそ可能である。特許庁では2011年度にこれら3要素を全て盛り込んだ「商標・デザイン審査品質管理計画」を樹立・推進した。そして、審査処理の結果を評価し、その結果を成果評価に反映するなど審査品質の向上に向けた好循環の体系を構築・推進した。

<表Ⅱ-1-15>2011年商標・デザイン審査品質向上推進体系



ロ. 推進内容及び成果

1)商標・デザイン審査品質管理計画の樹立・施行

イ)推進概要

2011年も商標・デザイン分野の審査品質を高めるために審査インフラの最適化、効率的な審査品質管理、審査官審査能力の強化など3つの分野25課題で構成された商標デザイン「審査品質管理計画」を樹立・施行した。

<表Ⅱ-1-16>2011年商標・デザイン審査品質管理計画推進課題の状況

推進分野	細部推進課題	備考
審査インフラ	ロカルノ分類制度の構築に向けたデザイン検索ガイドの発刊	
	商標/サービス業分類体系の改編及びDBの整備	

の補強 及び審 査支 援 (9)	商標制度改善事項などを反映した商標審査システムの改善
	デザイン制度改善事項などを反映したデザイン審査システムの改善
	商標審査支援のための調査分析及び分類事業品質の向上
	デザイン審査支援のための調査分析及び物品分類事業の推進
	商標・デザイン審査処理計画の樹立・施行及び審査モニタリングの実施
	商標・デザイン審査品質責任制の実施
	商標・デザイン審査品質自己診断制の実施
商標・ デザイ ン制度 のグロ ーバル 化 (7)	シンガポール条約加盟に向けた商標法の改正
	規制緩和などのためのデザイン保護法令の改正
	商標5庁(韓・米・OHIM・中・日)の協力強化
	デザイン国際出願制度の導入(ヘーグ協定加盟)の推進
	審査の客観性及び一貫性の強化のための商標審査基準などの改正
	グローバル水準のデザイン審査基準の改正
	代理人のいない出願人のために拒絶理由別の対応分析事例集の発刊
審査官 の審査 能力強 化 (9)	商標・デザイン専門審査官の特別採用
	デザイン物品別の部分名称説明書の発刊
	韓・中・日デザインフォーラム及びヘーグ協定関連のセミナー開催
	商標フォーラムの開催
	商標審査官の専門性を高めるための教育強化
	デザイン審査官の専門性を高めるための教育強化
	商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催
	音・匂い商標及び証明標章の米国・ヨーロッパ審査基準解説集の発刊
商標取消差戻し審決事例集の発刊	

ロ)推進体系

商標・デザイン審査品質管理計画は「課題選定→計画樹立→履行実績の点検及び分析→総合評価及び還流」など4段階の管理体系を整え、四半期ごとに推進実績を点検・分析した後、不十分な課題に対しては廃止または修正・補完する日没制方式で推進した。

＜表Ⅱ－1－17＞2011商標・デザイン審査品質管理計画の推進体系

1段階	<p>2011 審査品質管理計画推進課題の選定(1～4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 意見収集(審査官、出願人、多出願企業、弁理士など) ✓ 2010年度審査品質管理計画推進実績の分析及び還流 ✓ 2011年度商標デザイン審査局の核心推進業務への反映など
2段階	<p>2011 審査品質管理計画の樹立(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 課題別に管理番号付与、担当者の指定及び細部推進計画の樹立 ✓ 2011商標・デザイン審査品質向上総合管理計画の樹立
3段階	<p>課題別履行実績の点検及び分析(四半期別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 四半期別に推進課題の履行実態及び推進実績を点検 ✓ 推進実績が不十分な課題の分析→補完または廃止
4段階	<p>2011 審査品質管理計画の総合評価及び還流(2012年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2011年度審査品質管理計画推進実績の総合評価及び分析 ✓ 審査品質向上基盤の造成に必要な課題選別→継続推進

ハ)2011審査品質管理計画の主要推進内容

(1)商標・デザイン制度の改善に向けた法令改正

2011年度商標分野における大きな問題の一つは「韓-EU及び韓-米FTA」妥結に備えた関連制度への反映に向けた商標法の改正であった。当初韓-EU FTA商標法改正案の国会通過は第3四半期を目標としていたが、政府のFTA早期発効に向けた速急な立法推進方針に因應するため、利害関係者に対する追加懇談会、立法調査官及び国会専門

委員への説明などを経て、6月臨時国会で処理できるようにし、韓-EU FTA履行商標法が公布(2011.6.30)された。

韓-米FTA商標法改正案は2011年年内処理が不透明な状況下で議員発議に備えた修正案を用意するなど年内処理に向けて積極的な措置を取り、商標法改正案が電撃的に国会本会議を通過(2011.11.22)した後、法公布日である12月2日に合わせて下位法令を改正するなど環境変化に迅速に対応した。

また、デザイン権利保護のための制度改善を持続的に推進し、無審査対象物品の拡大(10→18分類)を通じて迅速な権利化を図った。また、デザイン出願時の提出図面数の縮小(7→1以上)を通じた出願人の利便性向上、有名キャラクターを真似た模倣デザインの登録を防止するための審査基準などを強化した。

一方、NICE第10版及び取引現状を反映した商品・サービス業分類体系である類似群体系の改編で審査の品質及び正確性を高めた。また、商品間の類似判断基準を弾力的に運営すると同時にデパートなど総合小売業をサービス業名称として認めるなど審査の正確性と出願人の利便性を高めるために制度改善に力を入れた。

(2)商標・デザイン審査インフラの拡充及び改善

高品質の商標・デザイン審査サービスを創出するためには審査インフラの最適化が必要である。2011年度は類似判断の範囲が広い卸・小売業、修理業、特殊加工業などのサービス業と商品類似群の細分化を推進し、先出願及び先登録商品・サービス業DB(140万件あまり)の整備を完了した。

また、より進んだデザイン審査システムを構築するためのデザインDBの整備及び指針書を作成するとともに、最近注目を集めている「有名キャラクター」に対する保護策を迅速に提供して模倣出願に対する創作性の適用要件を強化するきっかけを作った。同時にデザイン制度の国際化を図るためにロカルノ協定に加盟し、それによる実務指針書の作成及び検索システムの電算設計などを推進した。

一方、商標法及びデザイン保護法など上位法の改正事項を反映し、審査処理過程で現れた問題点を補完するため、商標及びデザイン審査基準と審査事務取扱規程を改正することで審査処理の一貫性を図った。

そして、審査官の審査負担を減らすために図形商標など商品及びデザイン物品の分類事業、先行商標・デザイン調査分析事業、商標・デザイン審査システムの改善などの審査支援事業も推進した。

(3)効率的な審査品質の管理

商標・デザイン審査処理業務を効率的に運営することで審査品質を高めると同時に審査処理期間を短縮させるために上・下半期別に審査処理計画を樹立・施行した。そして、審査対象の商品類及びデザイン物品類別に審査難易度を分析し、審査実績の点数に差をつけるなど審査実績を公正に管理するために努力した。

また、審査パート別審査評価の結果を審査パート長の成果評価に反映する「審査品質責任制」を実施し、半期別に局、審査課及び審査官別の審査処理結果を分析して提供した後、審査官自ら審査品質を診断できるようにする「審査品質自己診断制」を施行するなど、顧客に高品質の商標・デザイン審査サービスを提供することで顧客満足度を高めるよう取り組んだ。

(4)審査官の審査能力の強化

審査品質は審査処理業務を直接行う審査官の能力によって左右される。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、商標デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催、研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、審査参考資料の発刊など様々な方策を講じて施行した。

審査争点/ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点又はノウハ

ウを発表させることで審査官間における審査情報の共有・拡散という効果を狙ったもので、これを各四半期ごとに定例化し、審査官の能力を高める契機を作った。

＜表Ⅱ－1－18＞2011年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

日付	優秀事例として褒賞されたテーマ	備考
第1四半期 4.4(月)	ハングルのみでできた標章、変形された英語単語の標章、識別力の弱い結合商標などの性質表示判断事例	商標2審査化課 シン・ドンダル事務官
第2四半期 7.11(月)	他人の業務と係わる物品と混同を招く恐れのあるデザイン審査及び判例の検討	デザイン1審査課 イ・ミョンスク事務官
第3四半期 10.6(木)	商標法第7条第4項第1号規定に対する再検討	商標3審査チーム イ・ミオク事務官
第4四半期 12.13(火)	図形の識別力判断に対する審・判決事例の研究	商標3審査チーム イ・ビヨンド事務官

一方、企業のCEO、弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会を計26回開催した。

＜表Ⅱ－1－19＞2011年商標分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
2.15	外国の異議申立制度の検討	イ・ドッジェ 弁理士 (特許法人ファウ)
3.15	INTA's Trademark Office Practices Benchmark Database	Neil A. ROOT (ナム&ナム弁護士)

4.12	著作権法と商標法によるキャラクターの保護とその限界	イ・チョルナム 教授 (忠南大学法務大学院)
5.13	NAVERの商標及び著作権問題に対する対応戦略	ユン・ヨソン 室長 (NHN(株)法務グループIP戦略室)
6.15	ドメインの理解及び国際的なドメイン政策の変化	チン・チュンヒ チーム長 (韓国インターネット振興院)
7.14	ヨーロッパと米国における結合商標の識別力判断基準の検討	チョン・テホ 教授 (円光大学ロー・スクール)
8.4	インターネットにおける商標の使用	ペク・ガンジン 高等裁判所判事 (ソウル高等裁判所)
9.15	品種保護制度と名称審査	イ・スンイン 審査官 (国立種子院)
12.20	日本商標法上の商標使用意思確認制度	イ・ウンジン 弁理士 (特許法人ウイン)

<表Ⅱ-1-20> 2011年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
3.18	ユーザーが望む真の経験とは?	イム・サンヨン 責任 (現代自動車電子センターUXパート)
4.12	グローバル自動車メーカーのデザイン経営の現状と展望	ク・サン 教授 (ハンバツ大学デザイン科)
6.9	デザイン審査効率化のための知能型検索システムの動向	キム・ジョンテ 代表 (Odd Concepts)
6.14	インテリアデザインの現状及び最新動向	キム・チャンヒョン 弁理士 (ユミ特許法人)
6.21	書体デザインの実際と最近の動向	クオン・ソッキョン 首席デザイナー (サンドルコミュニケーション)

11.24	デザイン実務に関する争点及び建議事項	キム・ウン 弁理士 (リ&モク 特許法人)
-------	--------------------	--------------------------

そして、審査官の専門性を高めるため、2回の商標フォーラムを開催した。

<表Ⅱ-1-21>2011年商標フォーラムの開催状況

日付	場所	発表テーマ	発表者
6.13	韓国知識センター19階	インターネット上の商標紛争問題	キム・ビョンイル教授など8人
11.24	グランド・インターコンチネンタルホテル	国家競争力強化のための商標管理戦略	イ・ジャンウ会長など5人

国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

<表Ⅱ-1-22>2011年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	発表テーマ	備考
1.17	デザイン保護範囲の拡大による影響分析及び解決案に関する研究報告書の発刊	
1.25	商標取消差戻し審決事例集の発刊及び配布	
1.27	物品分類誤分類事例集の発刊	
3.21	代理人にいない商標出願人のための拒絶理由別対応事例集の発刊	
3.31	物品の区分表(デザイン物品分類区分に関する告示)の発刊	
9.27	音・匂い商標及び証明標章の米国・ヨーロッパ審査基準解説集の発刊	
11.30	『日本特許庁意匠審査基準』冊子の発刊	

12.06	『米国デザイン特許審査基準』冊子の発刊	
12.14	2011デザイン制度研究会発表集の発刊	

ニ)2011商標・デザイン審査品質管理計画の推進実績

3つの分野25の課題で構成された2011年度商標・デザイン審査品質管理計画を推進した結果、22の課題は計画通り推進完了し、「シンガポール条約加盟に向けた商標法の改正」など法令課題は国会日程により2012年度に繰り越して推進する予定である。

＜表Ⅱ－1－23＞2011年商標・デザイン審査品質管理計画の推進実績

分野別	推進課題	推進実績			備考
		推進完了	繰越推進	推進不十分	
審査インフラの補強/審査支援	9	9	-	-	
商標デザイン制度のグローバル化	7	4	3	-	
審査官能力の強化	9	9	-	-	
計	25	22	3	-	

2)商標・デザイン審査処理結果の評価及び還流

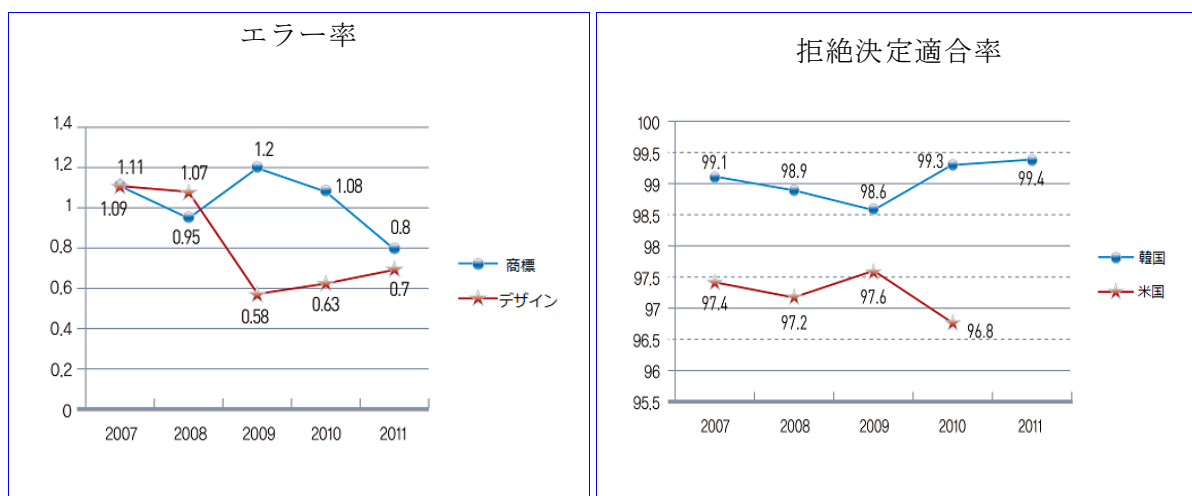
特許庁は独自に審査品質水準を測定し、その結果に対する対処策を講じて審査品質を向上させるため、審査処理結果に対するサンプリング評価を実施している。2011年度商標・デザイン分野の審査評価は審査品質担当官室の評価官が審査評価対象件数の2.00%である3,495件を評価し、審査課長が0.30%である530件を評価した。

＜表Ⅱ－1－24＞2011年商標・デザイン審査評価件数の状況

評価者	評価件数	評価対象件数	評価比率	備考
評価官	3,495	174,573	2.00	
審査課長	530	174,573	0.30	
計	4,025	174,573	2.30	

2011年度審査評価の結果、商標・デザイン審査エラー率は0.80%で前年(0.86%)より多少低くなり、最近5年間商標・デザインのエラー率は1%以下を記録し、徐々に低くなる安定化傾向を示していることが分かった。

<図Ⅱ-1-3> 2007～2011年商標・デザイン審査エラー率及び拒絶決定適合率の状況



特許庁は審査品質が多少低い審査事例を分析し、審査官に還流させるなど審査評価を通じた審査品質の向上を図っている。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁が独自に2010年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度調査を行った結果、審査分野の総合満足度は上昇したが、顧客が感じる記載事項の理解し易さは70.56%で総合満足度(74.13%)より低いことが分かった。このような現象は審査制度改善及び

インフラ拡充と審査官能力の強化を通じた内部的な審査品質向上体系はある程度定着しつつあるが、総合満足度より低い満足度項目は持続的な改善が必要であり、通知書の作成内容など顧客が直接体験する審査処理結果物に対しては特許庁の更なる努力が必要であるといえる。

＜表Ⅱ－1－25＞2011年度顧客満足度調査結果(審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の理解し易さ	関連法規適用の正確性	審査官の審査専門性	審査過程の公正性	審査官の親切さ
下半期	74.13	70.56	75.32	73.38	75.97	77.04
上半期	69.24	63.35	69.91	69.36	70.23	70.92

特許庁では2012年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そして還流体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、顧客が理解し易く通知書を作成するなど高品質の商標・デザイン審査サービスを提供し、顧客が肌で感じる審査品質満足度を高めるために努力を傾ける計画である。

2. 商標・デザイン審査インフラの改善

商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	チョウ・ウォンソク
		行政事務官	イ・ジョング
		行政事務官	チャン・レウイ
	デザイン審査政策課	行政事務官	コ・ジェホン
		行政事務官	キム・ジフン

イ.商標・デザイン審査制度及び審査システムなど審査インフラの改善

1)推進背景及び概要

イ)商標・デザイン審査基準などの改正

2011年度には韓-EU FTA履行に向けた商標法の改正により、協定付属書に登載された地理的表示を保護するために当該地理的表示と同一・類似した後出願商標に対する拒絶規定を設けた。また、企業の自由な経済活動を保障するため、法人が他法人の名称で商標を出願した場合、他法人の名称が一般需要者間で周知の名称又は商号でない場合には登録可能になるよう商標審査基準を改正した。そして、審査の一貫性を高めると同時に出願人の予測可能性を確保するために先登録商標が審判や訴訟係留中である場合、後出願商標を審査保留できるよう商標・デザイン審査事務取扱規程を改正した。また、商標紛争の早期解決のために、利害関係人も出願中の商標に対して優先審査が申請できるよう商標登録出願の優先審査申請に関する告示を改正した。

また、デザイン保護法下位法令の改正事項を反映し、「分かり易い法令」整備基準に合わせるため2011年2回にわたってデザイン審査基準を改正した。主な改正内容は、①模倣出願を防止するための創作性要件の強化、②デザイン類似判断の基準及び新規性適用要件の明確化、③公共機関の標章に対する不登録事由の緩和、④図面作成方法の要件緩和、⑤審査保留手続きの改善及び⑥3Dモデリング図面審査基準の具体化などである。

ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化するため、審査官の審査実務早期適応のための職務教育を実施した。審査エラー発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるために国際知識財産研修院の新規審査官課程に商標デザイン審査基準の解説課程を新設した。また、新規審査官課程及び中堅審査官課程に意見提出通知書及び拒絶決定書の作成事例練習を強化することで審査の信頼性及び責任性を強化した。

ハ)審査品質向上に向けた審査システムの改善

2011年には韓-EU FTA履行に向けた商標法の改正により協定付属書に登載された地理的表示を保護するため、審査システムの開発及び商標法に改正によって新設された拒絶理由に対する標準拒絶文句などを通じて審査の迅速性及び利便性の向上に向けた商標審査システムの改善を行った。また、意見提出通知書など各種通知書の文書編集機能強化、審査点検表の機能改善及び異議申立審査画面の機能改善を通じてより迅速かつ便利な検索システムを構築することで審査品質及び正確性を高めた。

また、2011年上半期にデザイン制度改善公募を実施し、デザイン審査の効率性を増進できる方策を採択してデザイン審査システムに反映した。その主な内容は①3Dモデリング図面のファイル形式の拡大、②動的画像アイコンデザインの場合は参考図を動画ファイルで提出可能、③デザイン審査メモ及び通知書作成メニューの改善などである。

ニ)全面的な商品・サービス業分類体系の改編

これまで維持してきた商品・サービス業分類体系はその類似範囲があまりにも広く設定されていたため、実質的に非類似した商品及びサービス業に対しても商標登録が不可能で、出願人からは商標選択範囲の縮小で不満が出たり、審査官からは過剰な検索件数で審査負担が増えるなどの副作用が存在した。

このような問題点を解消するため、2012年1月1日から施行予定であるニース分類(NICE Classification)10版の改編時期に合わせて、産業発展の現状に合うように類似範囲(類似群)を細分化及び調整することで、商品取引現状との乖離を解消するとともに類似判断の正確性を高めるための商品・サービス業分類体系の改編作業を推進した。

2)推進内容及び成果

イ)商標・デザイン審査基準などの改正

第一、「商標審査基準」の改正内容は以下のとおりである。韓-EU FTA協定付属書に登載されたEUの162個と韓国の64個の地理的表示を保護するため、当該地理的表示と同一・類似する後出願商標が同一、若しくは同一と認識される指定商品に出願される場合は拒絶するようにし、同地理的表示が商標構成に表現されたり付記的に構成された場合及び地理的表示を英語に翻訳、ハングル・英語・ローマ字表記法などに音訳したり～種類、～類型、～様式、～模倣品などのような表現で構成された場合にも拒絶するよう規定した。また、企業の自由な経済活動を保障するために法人が他法人の名称で商標を出願した場合、他法人の名称が一般需要者間で周知の名称又は商号でない場合は登録が可能になるよう改正し、商標法第6条第1項第1号の通常使用する方法及び図形(模様)商標の識別力判断基準などを改正した。

また、商品審査の手続きを簡素化し、審査官の負担を減らすために先登録商標の商品との同一・類似判断を商品分類政策事務官との協議を通じて類似群コードとは異なる判断ができるように商標審査基準を改正した。

第二、審査の一貫性を高めると同時に出願人の予測可能性を確保するため、先登録商標が審判や訴訟係留中である場合は後出願商標を審査保留できるようにし、無審査処理期間を2ヶ月調整するなど商標・デザイン審査事務取扱規程を改正した。また、商標権侵害による紛争を早期解決するため、出願人のみならず利害関係人も出願中の商標に対して優先審査が申請できるよう商標登録出願の優先審査申請に関する告示を改正した。

2011年改正されたデザイン審査基準の主な内容を見ると、①漫画やゲームなどのキャラクターが放送などに周期的に登場する場合は広く知られた形象として看做す、②公共機関が自己名称や主なマーク(シンボル)以外の標章を出願する場合は登録可能、③部分拡大図を図示した場合は拡大された部分が何処なのか明確に分かる場合には基本図面でその表示が省略可能、④先出願デザインが秘密デザインである場合は図面など実体的な事項が掲載された公報の発効日以後に拒絶理由を通知、⑤3Dモデリング図面で複数デザイン登録出願をする場合は各デザインごとに3次元モデリングファイル形式で提出などである。

ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

(1)転入審査官に対する教育の強化

2011年には商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適応及び審査実務能力を早期に培養させることで審査エラー率を最小化し、一定水準以上の均質な審査品質確保に寄与できるよう、転入審査官の職務教育(OTL)を実施した。

＜表Ⅱ－1－26＞商標・デザイン分野の審査実務関連教育の実施状況

区分	局内部	研修院	特許審判院
対象別教育	転入審査官及び新規採用審査官の職務教育(OJT)*	新規・中堅審査官課程 (2つの課程)	-
分野別教育	商標フォーラム	法令及び事例研究課程 (12の課程)	-
職務深化 専門教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令教育 (2つの課程)

*教育実績：転入審査官の職務教育(5回、37人)

(2)審査官向け関連法令教育の強化

産業発展及び取引現実の多様化・複雑化による審査関連法令の持続的な変化に対応するため、実務中心の商標・デザイン制度研究会を開催して審査官の関連法令に対する認識及び審査品質の向上を図った。

地理的表示、ドメイン名、著作権法と商標法によるキャラクターの保護と限界、結合商標の識別力判断など知財権関連の法令及びその他専門分野に対し、企業のCEO及

び外部専門家を招いて教育を行った。また、最近の商標・デザイン分野における技術発展と話題となっているテーマに対して商標フォーラムを開催するなど、新しい政策及び制度変更事項を審査官間で共有することで審査実務に役立てるようにした。

＜表Ⅱ－1－27＞2011年商標・デザイン分野制度研究会の運営状況

日付	発表テーマ	発表者
1.18	商標審査基準など改正案の説明	チョ・ウォンソク 事務官
2.10	特許法改正案の主要内容	イム・ヒョンソク 書記官
2.15	外国の異議申立制度の検討	イ・ドッジェ 弁理士
3.18	ユーザーが望む真の経験とは？ デザイン物品の区分に関する告示一部改正案の説明	現代自動車電子センターUX パート イム・サンヨン責任 アン・ビョンオク 事務官
3.15	1) INTA's Trademark Office Practices Bench-mark Database 2) 韓国・EU FTA協定履行による商標法改正事項の説明	Neil A. ROOT チョ・ウォンソク 事務官
4.12	著作権法と商標法によるキャラクターの保護とその限界	イ・チョルナム教授(忠南大学)
4.12	グローバル自動車メーカーのデザイン経営状況と展望 デザイン保護法下位法令改正事項の教育	ハンバツ大学 ク・サン教授 アン・ビョンオク 事務官
5.2	工業上利用可能性など改正デザイン審査基準の説明	アン・ジュンヨン 事務官
5.3	改正デザイン審査基準の説明会	アン・ジュンヨン 事務官
5.1	NAVERの商標及び著作権問題に対する対応戦略	ユン・ヨソン 室長 (NHN(株) 法務グループIP戦略室)

6.9	デザイン保護法改正案の主要内容の説明 デザイン審査効率化のための知能型検索システムの動向	キム・ジメン 書記官 OddConceptsキム・ジョンテ 代表
6.14	インテリアデザインの現状及び最新動向	韓国インテリアデザイナー協会(KOSID)、ユミ特許法人 キム・チャンヒョン 弁理士
6.15	ドメインの理解及び国際的なドメイン政策の変化	チン・チュンヒ チーム長 (韓国インターネット振興院)
6.21	書体デザインの実際と最近の動向	サンドルコミュニケーション クオン・ソッキョン 首席デザイナー ハンヤン情報通信 キム・ジュン 理事
6.30	韓・EU FTA付属書の地理的表示保護関連の商標審査基準改正(案)の説明	チョ・ウォンソク 事務官
7.14	デザイン法令改正反映のための韓国建築家協会との懇談会	建築家協会/弁理士/情報院/特許庁
7.14	ヨーロッパと米国における結合商標の識別力判断基準の検討	チョン・テホ教授(円光大学)
8.4	インターネットにおける商標の使用	ペク・ガンジン 判事 (ソウル高等裁判所)
8.30	デザイン史の理解(西洋と韓国)	産業財産経営支援チーム キム・ジョンギョン 事務官
9.15	品種保護制度と名称審査	イ・スンイン 審査官 (国立種子院)
9.26	ユーザー中心デザインの理論と実際	キム・ジフン 審査官
10.21	有名キャラクター模倣デザインの審査方案	カン・ギョンホ 課長
11.2	韓・米FTA履行のための商標法令改正案の説明及	チョ・ウォンソク 事務官

	び意見収集	
11.24	デザイン実務に関する争点及び建議事項	リ&モク 特許法人 キム・ウン 弁理士
12.19	デザイン審査基準の改正事項及び意見収集	アン・ジュンヨン 書記官
12.20	日本商標法上の商標使用意思確認制度	イ・ヨンジン 弁理士 (特許法人ウイン)

ハ) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査システムの改善

(1) 審査品質の向上に向けた審査システムの構築

2011年には韓-EU FTA履行に向けた商標法の改正により協定付属書に登載された地理的表示を保護するため、審査システムの開発及び商標法の改正によって新設された拒絶理由に対する標準文句などを通じて、審査の迅速性及び利便性を高めるために商標審査システムを改善した。また、意見提出通知書など各種通知書における文書編集機能の強化、審査点検表の機能改善及び異議申立審査画面の機能改善などを通じてより迅速かつ便利な検索システムを構築することで審査品質及び正確性を高めた。

(2) 顧客満足度の向上に向けた通知書の改善

出願人が意見提出通知書だけで拒絶理由が簡単に理解できるように標準文案に改善した。また、出願人に分かり易い拒絶決定書を作成するために出願人アンケート調査及び主要国の拒絶決定書を参考にして拒絶決定書を簡素化すると同時に、他の通知書も分かり易い用語に改善して顧客満足度を高めた。

(3) 商標デザイン検索システム機能の高度化

商標検索システムの検索結果に消滅した商標の消滅原因を表示することで審査官が関連規定の適用状況を速やかに判断することができるようにした。また、検索システ

ムの検索結果エラーを防止するために英文字の大・小文字入力方式を改善するとともに、商標の標章及び観念分析のために各種辞書(フランス語、ドイツ語、イタリア語など)をシステムに搭載して審査業務の利便性及び正確性を高めた。

2011年デザイン審査システム改善の主な内容を見ると、①3Dモデリング図面でお願する場合に使用できるファイル形式にIGESファイル形式を追加し、②動的画像アイコンデザインをお願する場合にデザインの特徴を説明する上で必要な参考図に限って動画ファイルで提出できるようにし、③出願人の便宜を図るために意見提出通知書の案内文欄に図面作成要領などが自動的に記載されるようにする機能を新設した。

(4)デザイン分類体系の整備

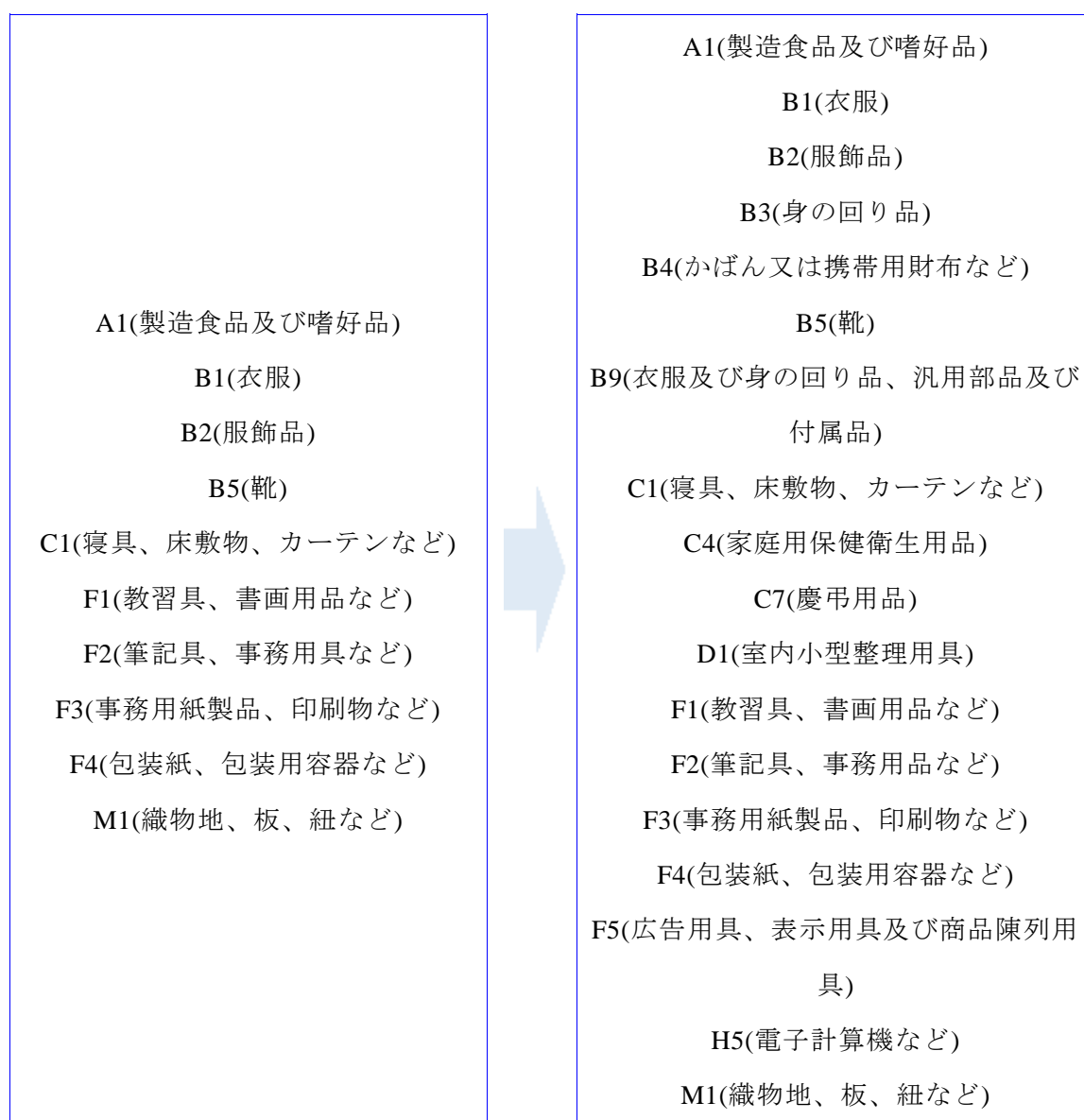
ロカルノ分類と韓国分類の調和のため①韓国分類全体1万6千あまりの物品に対して対照表を作成し、②ロカルノ分類と韓国分類の構造的な違いを分析して韓国分類約7,125物品に対する分類指針を設け、③デザインDBのうち分類が消滅したデータを整備し、④デザイン分類業務の品質を高めるために誤分類事例発表会を定期的に運営した。

(5)デザイン無審査登録出願対象物品の拡大

デザイン業界の要求を反映するとともに世界的に無審査物品を拡大する流れに対応するため、「デザイン物品分類区分に関する告示」を改正して無審査対象物品の範囲を拡大した。ライフサイクルの短い物品及び新規性などによって拒絶される比率の低い物品などの選定基準を適用し、B3(身の回り品)、B4(かばん又は携帯用財布)など8つの分類を無審査対象物品に追加した。

<表Ⅱ-1-28>無審査対象物品の拡大内訳

従来(10つの分類)	改正(18つの分類)
------------	------------



(6)商品・サービス業分類体系の改編

(イ)推進経過

商品分類体系改編事業は3カ年事業(2009～2011)として推進し、2009年5～10月にはサービス業細分化研究委託事業を推進し、2010年3～10月には商品細分化研究委託事業を推進した。

このような研究委託事業の結果を基に2011年5月には商品・サービス業分類体系改

編報告を行い、商標法施行規則類似商品・サービス業審査基準及び商品・サービス業告示目録の改正に向けた実務的な検討作業に入り、2011年11～12月には立法措置を完了し、2012年1月1日から新しい商品・サービス業分類体系を施行することとなった。

(ロ)推進成果

商品・サービス業分類体系の改編で諸品・サービス業の類似範囲(類似群)が324から504に大幅細分化され、類似範囲が180増えたことで従来に比べて55.6%増加した。具体的には商品の場合、類似範囲が277から301に[24増加]増加し、サービス業は47から203に[156増加]増え、従来に比べて大幅細分化されたことで実際の取引現状を最大限反映する改編作業を完了した。

同時に、類似商品・サービス業審査基準の総則を前面改正し、商品・サービス業審査を強化した。また、同審査基準の指定商品名称表記方式をハングルと英文名称を併記し、商品・サービス業に対する国際分類(ニース分類)名称に対する理解を高める作業も並行して行った。

3)評価及び発展方向

2011年度には韓-EU FTA履行に向けた商標法の改正により、協定付属書に登載された地理的表示を保護するために当該地理的表示と同一・類似した後出願商標に対する拒絶規定を策定するとともに商品審査を簡素化するなど審査基準を改正した。また、審査の一貫性を高めると同時に出願人の予測可能性を確保するために審査保留規定を新設し、デザイン無審査出願処理期間を2ヶ月に合理的に調整するなど審査事務取扱規程を改正した。また、商標紛争を早期解決するために出願人のみならず利害関係人も出願中の商標に対して優先審査を申請できるよう商標登録出願の優先審査申請に関する告示を改正した。

一方、審査官の対内外的な専門知識を涵養するために知財権関連の法令教育を行い、商標・デザイン分野への転入審査官及び新規採用審査官の業務適応及び審査実務能力

を早期に培えるよう審査官職務教育(OJT)を実施した。また、最近の商標・デザイン分野における技術発展と話題となっているテーマに対して商標フォーラムを開催するなど、それなりに審査品質を向上させるための制度・手続き上の努力を傾けた一年であったと評価できる。

また、2011年度は実際の取引現状との乖離を解消し、類似判断の正確性を高めるための商品・サービス業分類体系を大幅改編して立法化する措置を完了したことで、審査の正確度、ユーザーサービスの質を高めるために努力した。

2012年には商標先進4庁(G4)正式メンバーとして国内商品分類制度の国際的基準の適合性及び正確性を確保し、国内人の海外出願が集中する米国、ヨーロッパ、日本及び中国の商品分類制度を比較・研究して各国の商品分類制度の特徴及び正式商品名称のハングル翻訳本を提供することで海外出願の正確性及び利便性を一層高めていく予定である。

ロ. 商標・デザインの審査支援

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ジョング
デザイン審査政策課 行政事務官 キム・ジフン

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似した先出願・先登録商標、そして出願商標と同一・類似してはいないが関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項、「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関に対して商標検索を依頼することができる」という規定に基づき実施されている。

ロ)国際商標登録出願のマドリッドDB構築事業

特許庁はマドリッド議定書の施行(2003.1.10)により、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と英文指定商品の分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、国際商標審査業務が迅速かつ効率的に行われるようにしている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳(DBによる自動翻訳を除いた手動翻訳を意味する)し、専門調査機関が翻訳した英文指定商品を分類した後、指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合には未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などに表記することで商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ)商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を向上させ、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を新たに始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づき分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標で出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は、デザイン出願量の増加による審査人材補強の限界を克服するため、審査業務の一部であるデザイン資料検索を外部専門調査機関に依頼することで、審査官の業務負担軽減や迅速な審査を通じた出願人の利便性の向上、長期的にはデザイン審査品質の向上に貢献するため、2008年度にパイロット・事業として初めて導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第25条の2第1項、「特許庁長はデザイン登録出願審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

公知デザイン審査資料の収集・整備事業はデザイン保護法が規定した出願デザインの新規性審査の実効性を確保するためにデザイン保護制度の導入以来続けられてきたが、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入を契機として従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージに変換する方式に転換した。

この事業の主な目的はデザイン審査資料を収集・加工して審査に活用することで高品質の審査サービスを提供し、新しい公開・公知デザインを迅速に確保することで新規性、創作性の判断などデザイン審査制度の実効性を確保することである。

ヘ) デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定(Locarno Agreement Esta

blishing an International Classification for Industrial Designs)であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2011年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など52カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)、及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などヘーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

2)推進内容及び成果

イ)商標調査分析事業

特許庁は2003年、「韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に商標検索に必要な専門人材・文献・装備などの備え状況を審査して、民間では初めて「㈱WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

特許庁は同事業の品質を高めるため、商標専門調査機関の調査員を対象に調査品質向上方案を模索するためのワークショップ、商標法理論及び審査実務深化教育及びセミナーなどを定期的に実施した。その結果、事業の満足度を示す品質評価点数が2008年83.4点、2009年84.71点、2010年86.38点、2011年92.13点と右肩上がりの点数を記録している。

<表Ⅱ-1-29>商標調査分析事業における品質点数

区分	2008年	2009年	2010年	2011年
品質点数(点)	83.4	84.71	86.38	92.13

特に、事業品質をより強化すると同時に事業の効果を高めるため、2009年から商標調査報告書の活用による審査官審査点数削減制度を導入・運営している。また、2009年12月長期的な事業推進方向やこれまでの実績を客観的に評価するために外部専門評価機関による本事業の財政成果評価を行った。

2010年9月には審査官－サーチャーのマッチング制度を導入し、審査官－サーチャー間の双方向コミュニケーションを通じて事業品質が大幅向上した。また、2010年からは課業対象範囲を拡大し、文字だけで構成された商標のみならず、図形商標(純粋図形及び文字図形の複合商標)を商標調査分析事業に含めた。図形商標検索は文字商標に比べて類似判断に対する熟練知識の要らない比較的単純業務であるにも関わらず、審査官が同一類似した図形を探すために多量(文字商標の約5倍)の図形を検索するのに多くの時間が費やされるため、審査官の業務負担が増える要因となっていた。そこで、それに関する負担を減らすことで全体的に審査品質の向上を図った。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

特許庁は2009年度にマドリッド国際商標登録出願DB構築事業を英文指定商品の国文翻訳から英文指定商品の調査分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで国際商標1次審査処理期間の目標を9ヶ月以内に達成することに貢献した。

また、事業を効率的に運営すると同時に品質を高めるために2009年から「(財)韓国特許情報院」の他に「(株)WIPS」を商標調査専門機関として新たに参入させることで本事業を競争体制で運営している。

英文指定商品翻訳事業の誤訳率を見ると、競争体制の導入初年度である2009年度には2008年度の0.09%に比べて大幅減少した0.03%を記録し、2010年には多少増加した0.07%を記録したが、2011年度は再び0.02%に減少した。

英文指定商品の分類事業における誤分類率も2009年度に3.20%を記録したが、2010

年度には0.38%、2011年度には0.35%と誤分類の事例が大幅改善されている。

＜表Ⅱ－1－30＞マドリッド国際商標登録出願の品質点数

区分	2008年	2009年	2010年	2011年
誤訳率(%)	0.09	0.03	0.07	0.02
誤分類率(%)	-	3.20	0.38	0.35

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

特許庁は2009年新たにスタートさせた商標(商品)分類事業と商標(図形商標)分類事業の品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため多角的な努力を傾けた。商品分類と図形分類の理論及び実務深化教育、セミナー、誤分類会議、商品分類審査官または特許庁図形分類担当者と調査機関サーチャー間の定期的な交流などを実施し、業務ノウハウを共有すると同時に審査官とサーチャー間の意見交換や円滑なコミュニケーションを図ることで、誤分類件や誤分類率を徹底的に管理した。

このように事業の品質を高めるために特許庁と調査機関間で共同の努力を傾けた結果、事業導入の初年度である2009年度の商標(商品)分類事業の誤分類率は1.0%を記録したが、2010年には0.22%と大幅減少し、2011年度には0.40%と小幅上昇した。図形商標分類事業の誤分類率も2009年度は6.09%を記録したが、2010年には2.77%と大幅減少し、2011年度には2.96%へと大幅上昇した。

＜表Ⅱ－1－31＞商標(図形商標)分類事業の品質点数

区分	2009年	2010年	2011年
商品誤分類率(%)	1.00%	0.22%	0.40%
図形商標誤分類率(%)	6.09	2.77	2.96

ニ)デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標及び専門調査機関の指定に関する運営要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで該当年度の下半期からデザイン調査分析事業を実施した。

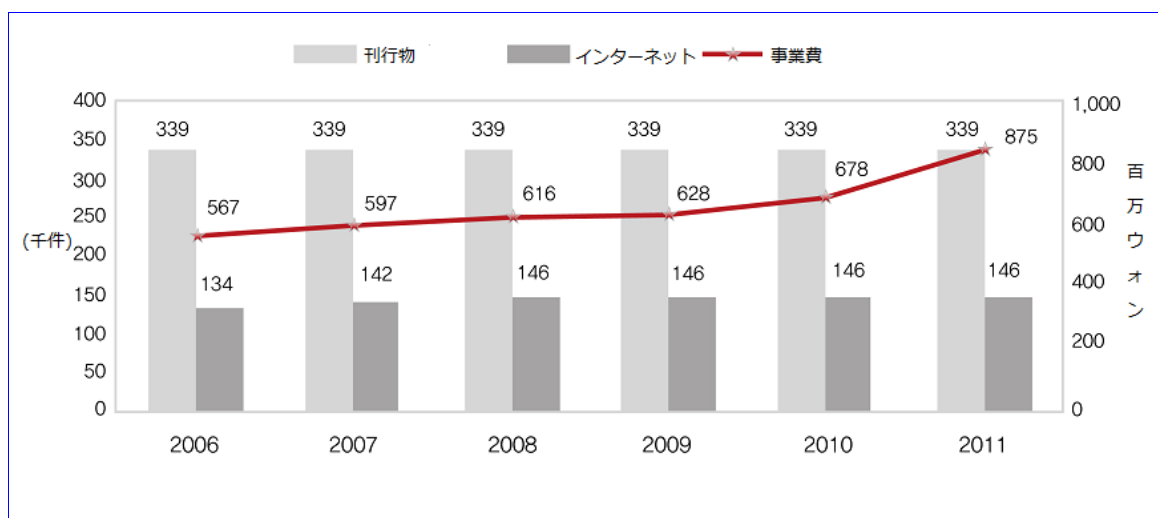
この事業はデザイン保護法第25条の2の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティー管理能力を備えた企業(法人)をデザイン専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関との委託契約を通じて年間事業量を配分する方式で進めた。

事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成にあり、そのためにデザイン保護法に関する教育と審査官・サーチャーター間の討論会の開催、審査品質向上を目指した半期別ワークショップの開催などを通じてサーチャーターの業務能力を高めた。同時に、報告書の評価基準や方法を専門調査機関の運営要領(特許庁告示)に具体的に規定し、客観性と透明性を確保した。その結果、依頼した報告書の品質に対する満足度が2009年86.2点から2010年度には94.3点に上昇し、2011年度には93.6点を記録するなどデザイン審査品質の向上に貢献している。

ホ)公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は最新の公知デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにデータとして構築する事業であり、それに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となっているデザインは、第一、インターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOのデザイン登録・公開公報に収録されるデザインなど、大きく3つで構成される。2012年度はこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインもDBに搭載し、審査参考証拠資料収集の幅を拡大する予定である。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

＜図Ⅱ－1－4＞公知デザイン審査資料の収集・整備の状況



へ)デザイン国際分類であるロカルノ協定に加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2009年1月から第9版が施行されている。ロカルノ分類は行政的性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ分類に加盟する目的は、第一に、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応し、新ヘーグ協定加盟に備えるためのものであり、この協定に備えてロカルノ分類体系に転換するためである。第二に、デザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追及に適しているためである。第三に、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。

3)評価及び発展方向

イ)商標調査分析事業

商標審査の品質を向上させると同時に審査業務の負担を減らすために始めた商標調査分析事業は、審査官の商標調査分析報告書の活用率が2006年98.8%から2009年99.5%、2010年99.5%へと持続的かつ安定的な傾向が見られ、事業のメリットを直接享受する商標審査官たちの業務に大きく役立っていることが分かった。

＜表Ⅱ－1－32＞商標調査分析報告書の活用率

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
活用率(%)	96.8	98.4	98.7	98.8	99.69	99.9	99.5	99.5	99.7

特許庁は審査人員の増員には限界があるため、アウトソーシング物量を審査処理物量の約30%水準で維持させながら、2015年には50%まで拡大していく計画である。また、報告書の品質を高めるための品質管理及び評価体系の改善に向けた努力も続けていく予定である。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

本事業は国際商標審査官の業務を軽減させ、マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで審査品質を向上させることにその目的がある。そのような目的を達成するために、審査官の水準に合った翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるための多角的な努力で誤訳率及び誤分類率をさらに減らせるよう管理していく予定である。

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確に商標を分類しつつ、分類業務を速やかに遂行して審査業務を迅速かつ円滑に行うことである。このような目的を達成するため、特許庁は理論及び実務教育を持続的に実施することで分類人材の能力を強化し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと類別(商品類/図形商標分類)のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、商品分類及び図形商標分類は専門調査機関に100%アウトソーシングした業務であり、調査機関内に分類専門家を育成し、国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官と同レベルの調査人材の確保と審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安全管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、デザイン審査マニュアルを具体的に整備して専門調査機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)を通じたデザイン資料の伝送と専門調査機関の保安全管理にも万全を期している。一方、2012年度には調査分析報告書の品質を高めると同時に活用度を最大化するため、デザイン専門調査機関のサーチャーにも未公開先出願DBに対する検索権限を与える方を推進中であり、審査処理期間の短縮とデザイン審査官業務負担の軽減のために調査分析事業のアウトソーシング規模を2011年の6,514件から10,228件まで拡大する計画である。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業の目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、迅速に特許庁の審査官に提供することである。したがって、2010年度の事業は

デザイン出願の推移を考慮して物品別に審査資料の収集量を決めた後に毎月納品した。審査官の満足度は73.9%、納品データの検収搭載率は98.6%であることが分かった。

2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させ、KOTRA、駐韓外国公館などとの業務協力を通じて外国で公開されているデザイン資料の収集能力を大幅強化する一方、持続的に重複データを取り除く作業を通じて公知デザインDBの健全性維持に取り組んでいる。2011年末現在デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

<表Ⅱ-1-33>2011年デザイン審査資料の保有状況

	区分	数量(千件)	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1,069,960	1960～	随時
	実用新案公報	461,279	1999～	随時
海外	日本公報	1,251,711	1960～	週1回
	WIPO公報	119,136	1998～	月1回
	OHIM公報	490,754	2003～	年5回
	米国公報	190,999	2002～	年5回
	ドイツ公報	128,806	2006～	年5回
	過去の外国公報	676,892	～1999	
その他	カタログ、インターネット	3,921,117	1980～	年5回
	画像デザイン	159,452	2003～	年5回
	字体	29,931	1999～	年5回
	計	8,500,037	8,500,037	

へ)デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

韓国はロカルノ協定に加盟するため、2011年1月17日WIPOにロカルノ協定案を寄託し、3ヶ月後である2011年4月17日付で協定が発効した。関連政策としては、デザイン

物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。また、新ヘーグ協定加盟に備えてデザイン分類体系を整備するなどシステムを構築しつつある。

3. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ユン・ウグン

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

1) 推進背景

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は属地主義に基づいて審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくなかったためである。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始めた。

2) 推進内容及び成果

このようなトレンドの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の声を反映させ、韓国出願人の海外出願の

際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟への必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4カ庁(TM4)体制の発足に成功した。韓国は2011年第1回TM4会議に出席して共通認定商品・サービス目録構築事業、ユーザーグループとの連席会議に積極的に参加し、2013年第3回TM4会議をソウルで開催することで合意した。

同時に商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパの法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会議も開催した。専門家会議を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。

3)今後の推進計画

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM4会議に積極的に参加する予定である。また、TM4会議には政府代表団だけでなくユーザーグループ代表が出席して外国の制度改善点に対して直接意見を開陳できるため、ユーザーたちの活発な会議参加を積極的に奨励する計画である。

また、TM4会議の正式会員ではないものの世界最大の商標出願国として商標分野の国際議論に影響力を発揮している中国とも緊密な関係を維持していく予定である。韓国は2011年11月商標分野の韓中長官会合で合意された内容をもとに中国と専門家会議を開催し、中華商標年会に参加して中国の商標制度の動向に対する情報を収集する予定である。

ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ユン・ヒョンジン

1)Design Law Treaty(DLT)

イ)推進背景

WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会」は全世界のデザイン法及び実務の統一化のために、「産業デザイン法及び慣行に関する会議文書」を2007年から2009年まで手続きや規定に関して数年間の協議を経て、2010年にデザインの単純化と統一化に向けた会議文書の草案を取りまとめた。

このような会議文書は今後のデザイン法条約のための事前的な文書であることを考えると、韓国はこれに積極的に参加して総合的かつ体系的に対応できる制度基盤の土台を事前に作っておく必要性が提起された。

ロ)推進内容及び成果

WIPO事務局は会議文書の背景説明において、産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を導入し、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザインプロセスを導入しようとするもので、商標法条約、特許法条約などと類似していると説明している。

この条項は出願、代理人、出願日、新規性例外条項、創作者名義での出願、出願の分割、公告延期、交信住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権の申請、実施権の修正・取消、実施権の未登録、実施件の表示、名義変更、名前・住所の変更などの法21条、規則15条で構成されている。

このような条項の中で出願、出願日、創作者出願、出願分割、公告延期、交信住所、申請書類、更新、期限の救済、権利回復などの条文は既に韓国のデザイン保護法に反映されている。特に、出願日に影響を与える瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供するための法改正案(国会係留中)を通じて出願人保護により力を入れている。

但し、新規性喪失の例外、実施権の申請、実施権の修正・取消、名義変更申請に関する条項は出願人に対する手続きの簡素化よりは権利関係の客観性及び法的安全性などを考慮すると、より多くの議論が必要な規定であると見られる。

ハ)今後の推進計画

現在まではデザイン法条約(DLT)議論に対して先進国と途上国の間で異見があったため議論を続けるかどうか不透明であったが、デザイン法と実務に対する実質的な議論を続けることで合意し、DLT採択に向けた外交会議の開催可能性も高くなっているため、韓国の意見を積極的に反映する必要がある。

特に、次期会議からはデザイン法及び実務に対する議論が主な議題になるものと見られるため、韓国も同案件に対して代理人及び出願人の意見を積極的に取り入れて議論に積極的に参加しなければならない。

2)ヘーグ協定ジュネーブ法加盟

イ)推進背景

貿易規模1兆ドル時代を迎え、韓国企業の競争力あるデザインを海外で簡単かつ速やかに保護する必要性が高まっている。2008年多出願企業人1,000人を対象に行われた商標デザイン制度の改善方案に対するアンケート調査で66.3%がヘーグ協定加盟に賛成し、2009年国政監査でも特許、商標のようなデザイン部門の国際出願システムの導入が急がれるという点が指摘された。

ロ)推進内容及び成果

ヘーグ協定は一つの出願書をWIPOに提出すれば、複数の指定国に出願する効果があるデザインの国際登録に関する条約であり、1966年法と1999年法で構成されている。韓国は実体審査を行う国家であり、審査国家の加盟を容易にするため様々な宣言を可

能にした1999年ジュネーブ法への加盟を確定した。

特許庁は2009年デザイン審査課、出願課、登録課、情報企画課などの担当でヘーグ協定の導入に向けたTFを構成し、国際デザイン出願システムを導入するためのアクション・プランを設け、それに基づいて法令改正案草案の構想及び協定加盟に向けた宣言事項の発掘を完了した。

2010年3月にはヘーグ協定に対する審査官と一般企業の理解を深めるため、世界知識所有権機関(WIPO)の専門家を招いて国際セミナーも開催すると同時に、ヘーグ協定文及び出願ガイドの英韓対訳本も発刊・配布した。

2011年には外交部にヘーグ協定加盟の依頼を完了し、WIPOとの会議を開催して条約加盟と関連した両側の立場と問題事項を把握し、両側が今後も積極的に協力していくことで合意した。デザイン分野の産・学・官委員会を通じて学界及び産業界を対象に制度に関する広報も着実に展開した。同時に、9月国会にヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案を提出し、協定加盟のための基盤を整えた。

ハ)今後の推進計画

協定加盟に向けた大きな枠組みはヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案で設けられたが、手数料納付及び書式整備などの細部的なプロセスは今後下位法令の改正を通じて取り纏める必要がある。

また、実際制度を活用する産業界においてその効用性を最大にするためには制度に対する理解が先行されなければならない。特許庁では今後も多出願企業を対象にヘーグ協定に対する説明会、セミナー開催を通じて制度の広報を続けていく計画である。

同時に、条約加盟の効果を最大化するため、韓国が多く出願しているが未だに協定に加盟していない日本、中国、米国などとも協定加盟に対する各国の関連情報を交換し、加盟過程において必要な協定内容の修正などで共同対応していく計画である。特

に、日本、中国とはデザイン専門家会議及びデザインフォーラムなどのチャンネルを通じて緊密に協定加盟と関連する議論を続けていく予定である。

第3節 審判分野

1. 審判を通じた知財権の速急な紛争解決

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ムン・ソンフップ

イ. 推進背景

最近サムスンとアップル間で引き起こった特許紛争(2011年4月)、オースラムとLG・サムスン間のLED照明特許紛争(2011年6月)など韓国グローバル企業を対象にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU FTA発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の通関保留措置が強化されたことで知財権紛争は持続的に増加すると見られ、国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた最近急激に増加している。

<表Ⅱ-1-34> 知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2007年	2008年	2009年	2010年
侵害 1審	70	74	129	184
侵害 2審	25	28	41	54
最高裁判所	6	8	14	14

* 出処：最高裁判所司法年鑑(<http://www.scourt.go.kr> ⇒ 情報広場 ⇒ 司法年鑑(統計)
⇒ 当該年度民事PDFファイル)

また、最高裁判所は特許無効審決が確定されない限り、進歩性に関する無効事由が存在しても侵害訴訟裁判所でそれが判断できないという立場を堅持してきたが、最近には一般侵害訴訟裁判所で進歩性の有無まで判断するケースが頻繁に登場し、それを肯定する最高裁判所の判例も登場している。したがって、特許紛争中である特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が長く遅れる場合、侵害訴訟裁判所が審判の結果を

待たずに判決するようになったことで同一事案に対して紛争機関間で互いに異なる結論が出る可能性も高くなった。

一方、IP5主要国は知財権紛争を速急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間目標を2010年24.5ヶ月から2011年19.5ヶ月に短縮することで審判の競争力確保を図っている。また、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加した特許紛争事件の処理のために審判官の増員を持続的に推進している。その反面、韓国の場合は2009年グローバル経済危機の影響で審判請求が一時減少したが、景気回復及び審査処理量の増加によって再び増加(2010年13,872→2011年14,430)している。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させるため企業の競争力はもちろん国家競争力まで弱くする結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することは特許紛争の早期解決のために必ず必要と言える。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを踏まえて、審判処理期間を年平均10ヶ月以内に提供するため、様々な政策を樹立・施行している。

ロ. 推進内容及び成果

知財権を巡る紛争が激しくなるに連れ、特許審判を通じて紛争を解決しようとする需要が持続的に増え、審判請求件数は2010年13,872件から2011年14,430件へと4%増加した。

<表Ⅱ-1-35>最近5年間の審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
審判請求件数	特許	11,703	13,144	11,389	9,829	10,137
(増加率)	実用新案	(11.6%)	(12.3%)	(△13.4%)	(△13.7%)	(3.1%)

	商標	5,897	5,720	4,194	4,043	4,293
	デザイン	(17.9%)	(△3.0%)	(△26.7%)	(△3.6%)	(6.2%)
	合計	17,600	18,864	15,583	13,872	14,430
		(13.6%)	(7.2%)	(△17.4%)	(△11.0%)	(4.0%)

しかし、2007年以後審判官の定員は88名で凍結され、審判処理期間は2007年5.9ヶ月水準から2010年9.9ヶ月へと大きく遅延している。

<表Ⅱ-1-36> 審判官の定員と審判処理期間

区分		2007	2008	2009	2010	2011
審判官 (名)	特許・実用新案	65	65	65	65	65
	商標・デザイン	23	23	23	23	23
	合計	88	88	88	88	88
審判処理期間(ヶ月)		5.9	5.7	8.0	9.9	9.5

*2010年主要国の特許審判処理期間(決定系/当事者系)：日本24月/7月、米国7.7月/10.3月

このような厳しい状況の中で特許審判院は特許紛争に関するリーダーの役割を強化するため審判の早期処理を最優先目標と定め、年平均審判処理期間を前年比0.4ヶ月短縮された9.5ヶ月に設定した。

短縮された審判処理期間の目標を達成するため、審判官経歴係数1当たり24点を基準に審判処理実績目標を120%超過達成するようにするとともに、審判官の年平均欠員率(審判院88名に対する経歴係数損失比率)を最小化し(2010年11%→2011年7.7%)、口述審理及び説明会の加点などあらゆる実績加点の縮小及び廃止を通じた追加的な努力(経歴係数5.32追加確保の効果)を並行し、審判処理期間を短縮するための努力を惜しまなかった。

このような審判長及び審判官の献身的な努力の結果、2011年末審判官1人当たり審判処理実績を目標比126%水準で超過達成した。また、審判官の審決件数もまた10,570件で前年比(9,274件)14%程度大きく増加し、2011年年平均審判処理期間は当初の目標である9.5ヶ月水準で達成し、前年比0.4ヶ月短縮できた。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように対内外的に厳しい審判環境の中でも特許紛争の需要者に審判結果を速やかに提供できるようになった点、2010年までは審判処理期間を年末1ヶ月を基準に算定したが、2011年から全体審判処理件に対して年平均概念を導入することで紛争需要者が肌で感じる処理期間と事実上差がなくなった点などは肯定的に評価できる内容である。

しかし、拒絶決定不服審判のような決定系審判事件と無効審判のような当事者系審判事件別に審判処理期間を区分すると、2011年年平均審判処理期間は決定系審判事件の場合10.3ヶ月、当事者系審判事件の場合7.7ヶ月で前年比各々0.6ヶ月程度短縮できた水準で、一般民事裁判の仮処分事件の平均処理期間が5ヶ月未満であることや法定処理期間が5ヶ月以内である点を踏まえるともう少し短縮する必要があると思われる。

但し、審判官1人当たり審決件数の場合は主要国に比べて多少高い水準であり(2007年12月6シグマ6次ウェーブ「審判官1人当たり適正審判物量算定」の最終結果)、口述審理も民事裁判水準に拡大施行(2007年161件→2011年757件)したことで審判官の負担が日増しに増加していることを考えると、まず審判官の増員を持続的に推進するとともに1人当たり審判処理件数も適正な水準に調整する必要があると言える。

2. 審判品質の向上

特許審判院 審判政策課 行政事務官 チェ・ジョンテ

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の核心的な要素と認識されつつあり、核心的な知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の公正かつ正確な解決は何より優先すべき政策目標になる。これまで特許審判院は適正な審判処理期間の維持とともに審判品質を高めるための審判制度の改善及びインフラ拡充などに大きな努力を傾けた。

2011年には審判品質と連携した評価及び補償システムを強化し、審判品質の向上に向けた活動を積極的に推進した。特に、審判便覧改正検討会議(46回)、最高裁判所判例読会(38回)、審決文読会(23回)などを通じて審判実務のプロセス及び審判基準に関する再定立を行い、その結果審判便覧の全面改正、最高裁判所の判例分析集などを発刊してそれを活用できるようにした。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審判品質向上のための評価及びフィードバックシステムの運営

イ) 審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標、デザイン、機械金属建設、化学生命工学、電気電子など5つの分野別に構成される。分野別に首席審判長が委員長、審判官4人が委員として参加し、四半期毎に1回開催される。特許裁判所が審決取消を宣告した事件は全て即時評価対象にし、審決が取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされている。同時に、分野別評価委員会が評価した事件を再検証するために審判院長が主宰する品質評価検証委員会を運営し、品質評価の公正性及び客観性を高めた。審判品質評価委員会は2011年計199件の取り消された審決の原因を分析し、品質向上方を議論した。

四半期毎の審判品質評価とともに分野別に優秀審決文を選定して褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受けた後、審判官評価団の評価を通じて分野別に最終候補を選定し、優秀審判文選定委員会が優秀審決文を最終決定し、2011年計18件(商標・デザイン分野6、機械分野6、化学分野4、電気分野4)が選定された。

ロ)優秀判例評釈の公募

特許審判院は知的財産権関連の裁判所の判例研究を通じた審判品質の向上を目的として特許庁の全職員を対象に判例評釈を公募した。審査官及び審判官が計19件を提出し、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から最優秀1編、優秀1編、奨励3編を最終選定した。選定された優秀判例評釈に対しては庁内掲示板での掲載、発表会の開催、「判例評釈集発刊」を通じて庁内外で知識を共有している。

<表Ⅱ-1-37>2011年判例評釈公募の結果

等級	発表テーマ	所属	作成者
最優秀	商標の類似判断の時、全体観察と分離観察の基準及び判断方法に対して	審判3部	イ・ビョンヨン
優秀	結合発明の進歩性判断に関するアプローチ方法の変化及び問題点	機会金属 建設審査局	チョ・ジフン
奨励	消極的な権利範囲確認審判において当事者間で争いがない場合確認の利益	審判7部	キム・ビョンピル
奨励	結合発明における進歩性判断の基準	電気電子 審査局	イ・スンジュ
奨励	特許が受けられる権利を譲渡した発明者の地位考察	情報通信 審査局	ボク・サンムン

ハ)裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加するよう裁判所に技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所15名、最高裁判所6名、ソウル中央地方裁判所2名、検察庁3名が派遣されている。特許審判院はこの裁判所勤務者らが特許庁に復帰した後、実際に取り扱った事件の争点及び解決過程に対するノウハウが審査官・審判官に十分に伝えられるよう、裁判所勤務結果発表会を2011年3月に開催した。多くの関心と参加の中で裁判所復帰者11名のうち、書類審査を通じて最終的に選ばれた6名が発表し、優秀者3名を選定して褒章を実施した。

＜表Ⅱ－1－38＞2011年裁判所勤務結果発表会の開催結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
最優秀	特許侵害訴訟の実務事例	特許裁判所	チェ・スンサム
優秀	特許権侵害に対する特許権者の保護	特許裁判所	コ・テウック
奨励	侵害訴訟の概要を中心に	最高裁判所	イン・チボック

2) 審判品質の向上に向けた活動及び審判インフラの拡充

イ) 審判便覧の改正

特許審判院は審判便覧の全面的な検討を通じて裁判所水準の審理が可能になるように便覧内容を大幅補強し、審判実務における審判便覧の実用性を最大化した。

審判便覧を改正するために特許審判院長の主宰の下で各審判部別の選任審判官及び審判政策課職員が5ヶ月の間、毎週2回(1回当たり2時間以上、計46回)の深みのある改正検討会議を開催した。また、毎回テーマ別の改正案を発表し、十分な議論と討論を通じて最終案を導き出した。

今回の改正は審判関連法令及び訓令の改正内容のみならず、審決文の書式、主文記載方法、口述審理及び証拠調査などが大々的に補強され、再審判例の追加及び判例不備事項の補完など便覧内容における大幅な改善が行われた。

ロ)審決文読会の実施

特許審判院は審決文品質向上の一環として経歴審判官の審判処理ノウハウを共有・学習するために審決文読会を実施した。2011年3月から毎週1回系23回(46件)の審決文読会が開催されたが、該当主審審判官の審決文全般に対する十分な事前検討及び発表とともに、特許審判院長を始めとする各分野の審判長たちが積極的に参加して審決文の形式及び体系、作成時の留意事項、審決文の法理適用などに関して助言を惜しまなかった。

ハ)『最高裁判所判例分析集』及び『商標・デザイン判決文要旨集』の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性及び正確性を高めるため、これまで特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析して各種の判例集を発刊してきた。

2011年10月に発刊された『最高裁判所特許判例分析集』及び11月に発刊された『最高裁判所商標・デザイン判例分析集』は2008年から2010年まで最高裁判所で本案判断した特許実用新案182件と商標・デザイン102件を対象に5ヶ月(2011.4～2011.9)にわたって行われた特許審判院長主宰の最高裁判所判例検討会議(計38回)の結果物であり、各事件毎に審判段階から特許裁判所及び最高裁判所に至る事件の履歴を順次に整理し、事件の経緯及び主要争点を比較して把握しやすくした。この本が発刊されてから特許庁のみならず関係機関及び弁理業界からも多くの関心や問合せが寄せられている。

また、審査・審判の活用のために2010年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集(XII)』及び『デザイン判決文要旨集(VII)』を発刊した。

ニ)商標判決における類似判断事例に関する細部分類体系の構築

商標の類似判断は商標審査及び審判業務の核心争点であると同時に最も頻繁に議論される事項であり、その判断及び判断方法に対する精巧な基準定立は迅速・正確かつ一貫した審判サービスを提供する上で何よりも重要である。

そこで特許審判院ではこれまで最高裁判所及び特許裁判所の商標判例を中心に商標類似判断事例の全般に対する細部的な分類体系を構築し、細部分類別の判断事例を提示するよう政策研究課題を遂行した。

争点別分類体系を①単一商標と結合商標、②全体観察、分離観察、要部観察に大きく分類し、類型別判断事例によって下位分類に細分化した。また、細部分類別に該当判決に対する概要を作成することで審査官・審判官が簡単に争点判例が探せるようにし、審査・審判の品質及び業務能率性を高めると同時に教育資料及び判例調査研究に活用できるようにした。

3)審判官の養成及び教育課程の充実化

イ)審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させると同時に審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を設けた。指導審判官との1:1マッチングで、教育対象の審判事件を選定し、審判合議体における合議のための合議要旨書の作成補助及び合議後の審決文の作成補助を中心に教育が行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させた。本教育は年1回の課程として運営され、計41名が履修した。

ロ)審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

審決文読会、自習学習、セミナーなど学習方法に関係なく毎月4回以上各審判部が

自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営した。学習実行の後は審判情報共有フォルダー「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部の選定などの基礎資料としても活用することでそれらを活性化させた。本学習は2011年1年間622回実施された。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を実施することで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果、最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を四半期ごとに実施した。

ハ．評価及び発展方向

2011年には審判品質の管理及び向上活動を強化する一方、審判の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したと評価される。

一方、2011年審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2010年より多少高い水準である。また、特許裁判所で審決が取り消される比率は2010年と類似する水準であるが、最近当事者たちの権利に対する認識向上や対応力向上で新しい証拠の提出など状況の変化によって審決が取り消される比率が増加しつつあることを考えると、審判官の帰責による審決取消率その分低くなったと考えられると同時に、これは特許審判院の審決正確度が高くなったことを意味する。

<表Ⅱ-1-39> 審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2007	2008	2009	2010	2011
----	------	------	------	------	------

審決取消率(%)	23.4	23.4	23.6	21.3	22.6
提訴率(%)	18.9	18.8	15.2	15.7	17.3

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営方式を改善して審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また審判処理加点の現実化を通じた審判品質向上活動を強化するなど審判品質の向上に向けてより実質的な方策を講じて積極的に推進する予定である。

また、審判の能力強化のため、新規審判官教育を審決文作成方法及びミスしやすい部分などに集中することで審決文の品質を高めた。同時に、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例を中心に敗訴原因分析及び討論で進めるなど審判官教育を強化した。また、毎年実施する判例評釈の応募資格を既存の庁内職員から弁理士、ロースクール学生など外部に拡大すると同時に、判例評釈のプレゼンスを高めつつ参加を誘導するために褒賞勲等を特許庁長賞から長官賞に格上げする計画である。

3. 口述審理の拡大実施及び充実化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 キム・ワンス

イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理とは審判の両当事者が審判廷に出席し、3人合議体の審判部の前で口述攻防をさせることで争点を早期に整理する審理方式である。口述審理は早期に争点が整理できるので、審判官及び当事者の事件理解度を高め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えて口述審理を拡大実施している。特に2011年には口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方策を講じて推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1)口述審理の基盤作り及び口述審理施行の拡大

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を5室(大田4、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理の支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。2011年口述審理開催件数は計757件で、前年度の開催実績(647件)より17%以上増加した水準で口述審理を拡大施行した。

2)口述審理の進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判関連の人及び審判官のために口述審理進行プロセス及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を発刊・配布し、これを改正審判便覧にも反映した。同時に、口述審理を撮影して口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象にそれを教育・広報することで口述審理の進行プロセスが簡単に理解できるようにした。

3)口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

審判顧客の利便性を高めるため、特許庁ホームページに口述審理公開傍聴予約システムを構築し、審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、審判関連の口述審理調書及び速記録などをオンラインで閲覧できるシステムを構築した。

ハ. 評価及び発展方向

2011年は口述審理を本格的に実施してから2年目になる年で、裁判所からは特許審判院での口述審理が技術争点に対する専門性が高く、裁判所とは違って速記録が提供されるために口述審理において議論された内容が正確に把握できるという点で肯定的な評価を得ている。また、リラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、審判当事者にとって多く役立っているとマスコミにも報じられている(2011.12.28付け連合ニュース、アジア経済など)。また、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっただけでなく、実質的な第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

今後も特許審判院は当事者・代理人及び見習い弁理士を対象に訪ねていく口述審理教育を拡大する予定である。また、口述審理調書及び速記録を「特許路」を通じて提供するなど顧客の利便性を高める一方、早めに争点を整理するため当事者に尋問する事項を口述審理前に予め通知することで争点に対する集中審理を実現するなど口述審理の効率を最大化していく予定である。また、口述審理優秀事例動画及び口述審理マニュアルを活用して代理人及び見習い弁理士などを対象に持続的に教育を実施するなど口述審理の効率化を図る予定である。

第4節 審査品質管理制度の運営

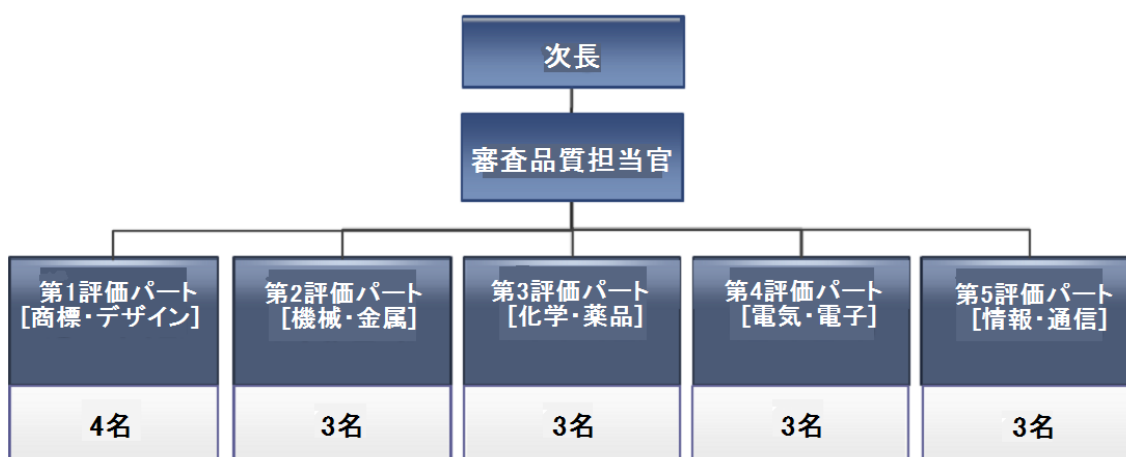
1. 審査評価制度の運営

審査品質担当官 放送通信事務官 ハン・チュンヒ

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査業務及びPCT国際調査業務に対する自主評価を実施して不十分な審査を防止し、補完事項を発掘・改善することで高品質の審査サービスを提供するために導入された。審査評価を常時施行するため、2000年8月に審査評価チームが発足し、2008年3月には審査品質管理の企画・診断及び分析を強化するために経営革新本部所属から次長直轄の審査品質担当官室へと所属と名称を変更した。2011年には審査評価官1名を増員し、審査品質担当官室の審査評価官は計16名となった。

<図Ⅱ-1-5> 審査品質担当官室の組織図



＜表Ⅱ－1－40＞主要国における審査評価制度の運用状況

国家	主要運用状況
米国 特許商標庁 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価組織は庁レベルの評価組織(OPQA:Office of Patent Quality Assurance)と審査局内の評価組織(TQAS:Training Quality Assurance Specialist)に二元化 ・ 審査官が処理した最終決定(登録、拒絶)件と審査が進行中である件に対してランダムサンプリングを通じて評価した後、その結果を審査官と審査課長に通知 ・ 評価結果は教育資料として活用され、審査官個人及び審査課長の成果評価に反映
ヨーロッパ 特許庁 (EPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁長直属の内部監査局内に品質監査課(DQA:Directorate Quality Audit)を設置し、独立的に評価 ・ 登録特許件及び先行技術調査報告書に対してランダムサンプリングして評価 ・ 評価結果は審査制度、審査組織及び教育の改善資料として活用
日本 特許庁 (JPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質監理官室(Quality Management Office)を新設(2007.4) ・ 品質監理官室は審査品質管理及び統計を担当し、品質管理委員会の評価官が内国出願及びPCT出願の審査最終件をランダムサンプリングして評価を実施 ・ 評価結果は審査基準や審査指針の改正など審査プロセスの改善に活用
中国 特許庁 (SIPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査品質管理政策業務を担当する品質統制処と評価業務を遂行する品質評価組で構成 ・ 審査評価監理班の評価官が内国出願及びPCT出願の審査最終件をランダムサンプリングして評価を実施 ・ 評価結果は組織成果評価と教育及び制度改善などに活用

ロ. 推進内容及び成果

1)審査評価

審査評価は審査品質担当官室の審査評価官による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評価指針に基づいて評価が行われる。

審査評価の結果は審査部署の組織成果評価に反映され、審査官の出来高給と昇進評価に直・間接的に影響を与えている。

イ)審査評価官による審査評価

特許・実用新案の場合は単独審査官が半期別3件、共同審査官は2件を、商標・デザインの場合は単独審査官が半期別20件、共同審査官は9件をサンプリングして評価した。特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断と審査プロセス全般の適正性に対して評価している。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算でランダムサンプリングする。

2011年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は522名の審査官を対象に1,494件、商標・デザインの場合は87名の審査官を対象に1,699件、PCT報告書は729件を評価した。また、下半期の評価は特許・実用新案の場合537名の審査官を対象に1,538件を、商標・デザインの場合は92名の審査官を対象に1,796件を、PCT報告書は835件を評価した。

<表Ⅱ-1-41> 2011年度審査エラー率の状況

区分	評価件数(件)	エラー件数(件)	審査エラー率(%)
特許・実用新案	3,032	27	0.9
商標・デザイン	3,495	27	0.8
PCT報告書	1,564	23	1.5

2)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査終了した件に対して評価し、特許・実用新案の場合、審査官1人当たり半期別1件をサンプリングして評価した。商標・デザインの場合、審査官1人当たり半期別3件をサンプリングして評価した。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送し、審査が完

了した件を電算でランダムサンプリングする。

2011年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は522人の審査官を対象に524件、商標・デザインの場合は87人の審査官を対象に254件を評価した。下半期の評価は特許・実用新案の場合537人の審査官を対象に538件を評価し、商標・デザインの場合は92人の審査官を対象に276件を評価した。

2)総合審査品質指数

総合審査品質指数は審査品質と関連する主要要素を抽出した後、その各要素の目標比達成度に適切な加重値を与えて計量化した値であり、2000年度に初めて導入された。2011年度は審査環境の変化に応じて審査品質測定の正確性を高めるために一部の要素と加重値を修正した。

総合審査品質指数を算定するための要素は審査評価表の平均得点を始め、出願人満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の取消差戻し率、請求項削減率、拒絶理由受容度など計5つの項目で構成される。

このうち最も比重の高い要素は審査評価表の平均得点であるが、これは全体審査官の審査結果を審査品質担当官室で評価を行った後、その結果を計量化した審査評価点数に対する平均として55%の加重値を与えた。また、残りの要素はその重要性によって各々異なる加重値を与えた。

一方、総合審査品質指数を構成する各要素の目標値は審査品質の全般的な上昇傾向を踏まえて最近2年間達成率の平均値として設定し、測定の結果2011年審査品質指数は目標値より1.1%超過達成した101.1点を記録した。

＜表Ⅱ－1－42＞2011年度総合審査品質指数

構成要素	加重値(%)	2011年の目標	2011年の結果(点)
審査評価表の平均得点	55	99.53	99.63
審査品質満足度アンケート調査の結果	15	71.07	71.43
拒絶決定不服審判の取消差戻し率	10	25.48	28.30
登録決定件に対する請求項削減率	10	14.84	13.82
拒絶理由の受容度	10	19.04	24.43
総合審査品質指数	-	100	101.1

3)審査評価規定及び指針の改正

優秀事例の選定基準を合理的に改正するなど審査評価の公正性及び信頼度を高め、ポジティブ評価を通じて審査品質向上に向けた基盤を整えた。

他審査課長評価の客観性及び公正性を高めるために優秀または欠缺事項に対して他審査課長1人の単独評価制から他審査課長3人の協議評価制への変更を骨子とする審査評価規定を改正した。

審査評価指針の場合、特許・実用新案の審査評価において先行技術調査報告書または国際調査報告書に記載された適切な先行技術を引用したとしても通知書及び決定書作成の充実度によって奨励類型として評価を受けることができるように審査評価指針を改正した。また、商標・デザインの場合、審査官の不要な努力を減らすために「審査メモ」に審査官決定の根拠となる理由が簡潔かつ明確に記載された場合でも優秀事例として選定されるように評価指針を改正した。

4)審査着手評価制度の施行及び審査品質警報システムの構築・運営

リアルタイムで審査品質動向を把握するため、毎月審査に着手した件に対してサン

プリング評価を2011年試験的に施行した。半期別に施行する定期評価は審査が終了した件に対して施行するが、一方の着手評価は初めて審査に着手した件に対して施行するものである。毎月着手件の1～2%に対してサンプリング評価を行い、評価基準は審査評価指針に基づく。

毎月審査着手件に対する評価を通じて欠陥率の動向を把握して欠陥率が一定の水準以上増加する場合、その程度によって管理警報または危険警報を発令し、欠陥増加の原因分析と対策を樹立することで審査品質の早期安定化を図っている。

＜図Ⅱ-1-6＞審査品質警報システムの概念図



ハ. 評価及び発展方向

2011年度特許・実用新案分野の審査エラー率は0.9%で、2010年度の1.2%に比べて0.3%P減少した。また、商標・デザイン分野においても2011年度は0.8%で2010年度の1.1%に比べて0.3%P減少し、全般的に特許庁の審査品質が2010年に比べて向上したものと評価される。

他審査課長評価時に協議評価制度を導入・施行することで他審査課長評価の公正性と客観性を高めた。また、審査評価優秀事例の類型を拡大し、ポジティブ型評価体制を定着させることで審査官が自発的に審査品質を高めるようにした。

今後特実分野に適用している観点別審査点検表をさらに細分化・具体化し、商標・デザイン分野の審査評価にも適用するなど審査評価制度の客観性と一貫性を高めるた

めに評価制度を整備する計画である。

また、PCT報告書に対する外部顧客の満足度調査を実施して審査品質改善計画に反映することでPCT報告書に対する審査品質と顧客満足度の向上を図る計画である。

2. 審査品質向上のための審査能力開発支援

審査品質担当官 放送通信事務官 ハン・チュンヒ

イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上し、知的財産権の出願が急激に増加するにつれ、主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた業務軽減を目的としてPPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許庁間の協力関係を拡大している。

知的財産権分野で国際的な協力関係を維持するためにはグローバル水準の審査品質を確保することが重要である。競争力のある審査処理期間とともにグローバル水準の審査品質を達成するためには審査評価結果のフィードバック機能の強化、審査能力開発支援などを通じて持続的に品質向上に向けた努力が必要である。

ロ. 推進内容及び成果

1)審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会

審査パート制は2000年から審査局別に試験的に運営され、2005年に審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで審査パート制が本格的に施行された。また、審査パートは審査品質管理のための基礎単位であり、審査品質を高める上で重要な役割を果たしている。

審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会は審査パート別の審査品質分析及び審査官－審査評価官間の対話を通じて審査品質を効率的に管理し、審査能力開発を支援するため2011年に初めて施行された。

<表Ⅱ－1－43>2011年度審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会の開催結果

審査局	上半期			下半期		
	審査パート数	申請パート数	申請率(%)	審査パート数	申請パート数	申請率(%)
商標デザイン	21	5	24	23	9	39
機械金属建設	28	15	54	28	19	68
化学生命工学	26	8	31	30	18	60
電気電子	22	18	82	22	19	86
情報通信	24	13	54	24	21	88

2)審査品質チェックポイント集の発刊

審査業務は特許庁の最も基本的かつ重要な業務であり、迅速かつ正確な業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず特許関連法令の解釈と適用、通知書の作成など審査実務に関する知識と能力が極めて重要である。

そこで特許庁は審査効率性及び審査品質を高めるために2007年から2011年まで5年間の審査欠缺事例の中で頻繁に発生する審査欠缺を類型別に分析し、審査欠缺発生防止のためのチェックポイントを提示した『特許実用新案及びPCT報告書審査品質UPチェックポイント集』を発刊・配布した。

ハ. 評価及び発展方向

2011年に初めて実施した審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会は審査パー

ト別の審査能力の強み及び弱点の分析情報を提供し、審査評価結果のフィードバック機能を強化することで審査品質の向上に貢献したものと評価されている。

また、審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会を定例化して審査能力の開発を持続的に支援し、説明会を通じて発掘された電算関連改善事項は単純な欠缺防止レベルでシステムを改善していく計画である。

特許・実用新案及びPCT報告書に対するチェックポイント集は審査部署に配布され、審査過程で頻繁に発生する審査欠缺を防止すると同時に、審査官の学習または教育資料として活用している。

今後、商標・デザイン分野に対してもチェックポイント集を発刊・配布することで審査品質を高めるための審査能力開発を支援する計画である。

第5節 出願、登録など方式審査分野

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ
 登録課 行政事務官 クォン・イングック
 国際出願課 行政事務官 キム・ウォンヨン

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

方式審査処理期間目標制の施行によって2011年受付書類の99.98%を期限(6日)内に方式審査を完了した。そのために出願登録方式審査のプロセスを持続的に改善し(2011年61件の改善事項を発掘)、新規転入者に対する1:1密着指導、方式審査事例集の発刊など持続的に努力した。

<表Ⅱ-1-44>方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
合計	1,670,139	1,669,846	99.98%
出願	1,036,742	1,036,686	99.99%
国際出願	27,908	27,905	99.99%
登録	605,489	605,255	99.96%

また、方式審査の正確性・一貫性を高めるために出願分野ではワンストップ書式作成システムの構築、段階別エラー通知サービス及び提出書類見本案内制度を施行した。また、2011年産業財産権法令の改正事項を反映した「出願方式審査指針書」を修正・発刊し、方式審査担当者の実務能力と専門性を高めるための努力も並行した。登録分野においても申請人の主な苦情事項に関する審査基準を明確に整備し、同一内容の申請件は同一担当者に集中配分して効率性と一貫性を高めた。また、方式審査研究会の活性化を通じて方式審査担当者の実務能力と専門性を強化した。

第6節 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化

1. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 アン・ウファン

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標にして、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。また、政府レベルで知的財産政策を円滑に推進するため、関係省庁及び自治体公務員を対象に知財権一般教育と業務に適用可能な実務教育を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営しているが、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるため、事例中心の教育と討論方式の授業を行っている。

その他にも特許と商標デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決判例研究、PC T課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の教育課程に優秀審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施する一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)の講師比率を拡大して教育に投入する

など基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施して教育品質を高めるため似努力を傾けている。

＊外部専門家の活用比率：(2010)85/377名(23%)→(2011)104/396名(26%)

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授要員の拡充、法律教育のサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に応じたグローバル知財権核心リーダー養成のために関連する専門教育を拡大した。

国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程の運営を通じて職務に対する実務能力を高めている。審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の多い職員に対する専門課程を新設するとともに教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

＜表Ⅱ－1－45＞教育訓練の状況(2011年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育日数	修了者数
新規審査官(37期)	20	74
新規審査官(38期)	20	35
新規審査官(39期)	20	93
中堅審査官(29期)	10	69
中堅審査官(30期)	8	38
審判訴訟制度	10	22
審判官	55	55
商標法基礎(10期)	6	39
特許法基礎(13期)	6	71

商標法高級	6	23
特許法高級	6	62
デザイン保護法	5	30
デザイン審査・審判実務	3	33
民法Ⅰ(5期)	10	32
民法Ⅱ(4期)	10	86
民事訴訟法(5期)	5	27
知的財産権(22期)	5	37
明細書及び請求範囲解釈	2	26
先行技術調査	3	16
デジタルカメラとフォトショップ	3	33
エクセル	3	35
パワーポイント	3	23
知財権実務者	5	32
職務能力課程	1	44
知的財産権(23期)	5	26
PCT審査(基礎)	2	38
特許審査事例研究(高級)	2	40
民法Ⅰ(6期)	10	22
民事訴訟法(6期)	5	29
知的財産権(24期)	5	26
商標権特別司法警察課程	3	21
商標法基礎(11期)	6	22
知的財産権指導要員	5	30
計		1,289

一方、他部署公務員を対象にする正規教育の場合、知的財産権制度全般に対する理

解を深めるための知的財産権課程と知的財産権保護業務に従事する公務員の業務能力を強化するための知的財産権指導要員課程を運営した。知的財産権課程の運営を通じて各省庁公務員の知的財産権に対する認識を高め、国家知的財産政策の施行を積極的に支援できる基盤を整えた。また、知的財産権指導要員課程の運営を通じて取締り業務に従事する警察、自治体担当公務員が取締り現場で実際適用できる模倣品取締り要領及び事例など実務教育を強化した。

また、自治体公務員の地域ブランド創出及び管理に関する戦略的マインドを根付かせるためオーダーメイド型知的財産教育を積極的に拡大し、安東市役所、達西区役所など7つの機関、326名の公務員を対象に自治体別特性に合った知財権教育を実施した。

ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育、そして法律専門性を高めるための知財権法律教育などの様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化すると同時に現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

同時に、他省庁及び自治体公務員教育は業務担当者を対象にした知財権一般教育と実務教育を実施することで公共部門における知財権に対する認識拡大を図ったが、今後は政府各省庁及び自治体を対象に国家知的財産基本計画の政策目標及び基本方向の共有、段階別推進戦略の理解を通じた知的財産政策の円滑な推進のために幹部公務員に対する教育に重点を置いて推進する予定である。

2. e-ラーニングを活用した全国民向け知的財産常時学習の推進

国際知識財産研修院 教授課 行政事務官 ノ・ヒョンシク

イ. 推進背景及び概要

韓国の知的財産政策方向を決める知的財産基本法が制定され、第1次知的財産基本計画(2012～2016年)が樹立され政府と公共機関を中心に知識基盤社会の礎を築くための具体的な実行計画を推進している。それに歩調を合わせて知的財産に関する教育がその一軸を担っているが、特に最近サムスンとアップルの特許訴訟をきっかけに社会全体に知的財産に対する高い関心を呼び寄せている。韓国政府も2015年まで少・中等教育にデジタル教科書を導入するなど急変する知的財産社会に対応している。

特許庁は知的財産分野の核心人材を養成するために中小企業など実務中心の知的財産教育の拡大、知的財産で創造性を発揮する新鋭(小・中・高)の育成、需要者オーダーメイド型コンテンツ開発を通じた知的財産情報の供給など低費用・高比率のe-ラーニングを活発に推進している。

急増する教育ニーズに効率的に対処しつつ、多様な階層に知的財産の学習機会を提供するためにはスマートフォンなどデジタル媒体を活用した教育サービスのみならずインターネット基盤のオンラインコンテンツとライブ放送を結合したe-ラーニング常時学習体系の構築が急務である。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院では知的財産教育が必要な8つの分野に優先的に無料教育を支援している。創意力中心の青少年、実務人材中心の企業と大学生、発明教育を指導する教員、発明の拡散を図る必要のなる特許関係機関、審査・審判の専門性が必要な特許庁公務員及び中央・地方自治体公務員など生涯周期別の生涯教育を実施している。

フラッシュアニメ及び動画で作られた計187のコンテンツを中心に300人まで同時アクセス可能なインターネット基盤のライブ放送を結合したオンライン教育を実施する

とともに事例中心の実習が必要な明細書作成などは集合教育を並行している。

同時に、知的財産に強い中小企業を支援するために「中小企業IPリーダー5千人」を2015年まで養成し、「中小企業特許能力深化教育」を通じて業種別に特許に強い中堅企業を支援している。

また、小学生から高校生まで一貫した創意活動が必要な青少年のために発明記者団を運営している。体験活動と発明品に関する作文を通じて発明記者に論理的思考を持たせる機会を提供している。このような発明記者団の活動はほぼオンラインで実施されているので大規模で様々な教育が行えるというメリットがある。

一方、発明教師の職務教育は30時間と60時間課程など「遠隔職務研修」を通じて行われるため、必要な単位を気軽に取得できる。最近発明教育のためには必須履修課程として認識され始め、発明教師の中では大変人気の高い課程である。

e-ラーニング教育の効率的な管理と支援のために進度率の確認、受講認証など職務教育が必要な企業などを対象に教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供して計436の機関を対象に団体教育(B2B)を実施し、オンライン教育システムを備えた企業にはコンテンツを貸すことで知的財産教育を拡大している。2011年には中小企業研究員など計393千名を教育し、企業と公務員教育機関などを中心にオンライン中心の教育需要が毎年6万名ずつ増加している。

ハ. 評価及び発展方向

教育環境が相対的に劣悪である中小企業の教育を支援するため、オーダーメイド型知的財産e-ラーニングを提供し、特許に強い中小企業研究員を養成している。また、青少年発明記者団の運営を改善して2011年度発明記者の規模を1,000名に拡大し、彼らが作成した1,562件の発明記者は年6回にわたって発明新聞に掲載することで創意的な知的財産若手の育成に向けた基盤を構築した。

発明教員の遠隔職務研修の効率性を改善して年5,500名を教育した結果82%の高い修了実績を達成し、青少年対象の「私がまさに特許マイスター」というコンテンツを開発し、小・中・高の学生たちの発明教育に活用している。

アプリケーションの開発、教育管理システム(LMS)及びライブ放送システムの構築でスマートラーニングとインターネット基盤のe-ラーニングを同時に提供するなど、全国民が時間と場所に囚われず知的財産教育にアクセスできる環境を構築した。

特に、様々な階層が参加できるe-ラーニング常時学習体系を構築して中央・地方公務員と弁理士義務教育など関係機関を対象に知的財産教育を推進するなど、知識基盤社会に対応できる社会的能力を高めるのに一翼を担っている。

今後はインターネット放送を組み合わせることで中小企業の現実を考慮した実務・事例中心に中小企業に対する知的財産教育をさらに拡大し、大企業の特許管理・創出ノウハウが共有できるよう中小企業に対する教育機会を拡大していく計画である。

また、2015年小・中学校におけるデジタル教科書の導入に合わせて拡張現実の体験などコンテンツの変化が求められているが、それだけでなく需要者を中心として知的財産情報が生産・共有できるよう知的財産ポータルアクセシビリティを強化し、創意活動の教育課程として認められている発明記者団の規模を大幅拡大して青少年の発明活動と作文能力を高めるように記者団の管理能力及び教育課程開発などシステム構築に力を集中していく計画である。

また、弁理士義務教育など関係機関の職務教育をさらに専門化し、中央・地方公務員のe-ラーニング教育課程を拡大して公共分野における知的財産に対する認識を持続的に高めていく方針である。

＜表Ⅱ－1－46＞知的財産e-ラーニング教育対象別の運営状況

教育対象	教育形態		教育運営状況		
			教育課程の形態	運営方式	受講者数 (2011年基準)
1.企業	B2 C	一般人	開かれた教育	知的財産の認識向上	15,351名
		中小企業	中小企業 IPリーダー	基礎、混合課程	750名
	B2 B	中堅企業	特許能力 深化教育	中級、オーダーメイド 型教育	486名 (企業12社)
		大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	9,953名 (企業52社)
		中小企業	団体教育	基礎、企業職務教育	4,548名 (企業166社)
		公共機関	団体教育	基礎、企業職務教育	72,971名 (22機関)
	2.関係 機関	B2 B	関係機関の職員	団体教育	先行技術調査機関教育
3.弁理 士	B2 B	弁理士及び職員	団体教育	(見習)弁理士職務教育 と連携	4,676名
4.大学 生	B2 B	理工系	団体教育	単位課程と連携	27,235名 (148講座)
		デザイン	団体教育		788名 (11講座)
		教育大/師範大	団体教育		722名 (21講座)
		法大/経商大	団体教育		1,359名

					(9講座)
5.青少年	B2 C	青少年	開かれた教育	自律受講	14,175名
	B2 B	小学校	団体教育	学生生活指導と連携	114,506名 (学校67校)
		中学校	団体教育		60,079名 (学校90校)
		地域教育庁	団体教育4		45,271名 (46教育機関)
6.発明 記者	B2 C	青少年	開かれた教育	発明体験の記事作成	1,000名
7.発明 教員	B2 C	小学校	個別職務研修	年5期数、単位取得	2,950名
		中学校			1,684名
		幼稚園など			898名
	B2 B	小学校	教育庁団体教育	年1期数、職務教育	147名
		中学校			93名
		その他			43名
8.公務 員	B2 C	特許庁	個別教育	年5期数、職務教育	11,142名
	B2 C	中央/地方	個別教育	職務教育(中公教共同)	420名
計		教育対象8、コンテンツ187(3年経過68個)			393,598名

* 知的財産e-ラーニング：オンラインコンテンツ＋インターネット放送＋課題実習
(例：61＋4＋5)

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 教育企画課 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出し、国家を豊かにする知識基盤経済社会では知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードしていく創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質の両方面から持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野に亘って知的財産専門家が必要であるという認識が社会からも共感を得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様かつ革新的な試みや努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産教育支援を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定を受け、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、「韓・中・日研修機関長会合」、「世界IP教育機関長シンポジウム」などに参加し、知財権教育発展に向けた協力を強化すると同時に、シンガポールIP ACADEMY、中国知的財産権培训中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、ブラジル特許庁、ベトナム科学技術部研修院(MTI, Management Training Institute)、日本工業所有権情報研修院(INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、教材相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

ロ.推進内容及び成果

国際知識財産研修院は2011年にWIPOと共同でブラジル、エジプト、インドネシアなど世界各国の特許審査官を対象に特許法・特許実務教育課程を運営し、KOICAと共同でASEAN地域の知財権関連公務員及び専門家を対象に韓・ASEAN知財権教育課程を運営するなど、計13回、183名を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計2,123名の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

世界各国(計9カ国)の特許審査官16人が参加したWIPO特許法・特許実務教育課程は4月5日から14日まで運営され、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程、KOICA協力のチュニジア公務員に対する知財権教育課程、韓－ASEAN FTA経済協力の一環として設けられた韓－ASEAN知財権教育課程が運営された。これを通じてアジアを始め、様々な地域の特許審査官及び大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展の様子を経験してみる機会を提供した。

外国人教育課程意外にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。11月1日から3日までは中国、インド、ベトナム、タイ、フィリピンなどア・太地域の16カ国の知的財産権政策担当者及び関係者30人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「特許庁の人的資源開発の挑戦及び対応」をテーマにしたセミナーを開催した。IP機関の社会的役割や人的資源の開発と関連する戦略を共有する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家知的財産戦略の樹立など知的財産専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関連する有用な情報を提供した。

11月22日から24日までは中国、ラオス、ミャンマーなどアジア・太平洋地域11カ国の知財権専門家20人、WIPO関係者、国内知財権関連従事者が出席した中で、「知的財産と共同体基盤社会の発展(Intellectual Property and Community-Based Development)」というテーマでワークショップを開催した。

国際知識財産研修院は世界主要知的財産教育機関との協力も拡大している。8月23日から25日までの3日間、米国のジョージアに位置する米国特許商標庁研修院でWIPO主管の第5回IP教育機関長シンポジウムに参加した。本シンポジウムを通じてIP教育訓練発展に向けた技術的補完と技術移転、IP教育訓練発展に向けた持続可能な経費確保・協力的なパートナーシップ、IP教育訓練の技術的補完のためのグローバル問題と挑戦など7つの推進課題について議論が行われた。このような共同セミナーの結果を第6回世界IP教育機関長シンポジウムで点検・発展させていく計画である。

また、11月16日韓・中・日の研修機関長が集まって第2回研修機関長会合を開いたが、会合を通じて3国の人材養成機関が教育訓練に関する情報及びノウハウを共有する一方、知的財産分野人材育成に関するシナジー効果創出の必要性に対する共通認識の下で今後協力活動推進に向けた2大原則に合意した。また、e-ラーニング発展方案を模索するための共同セミナー、PCT共同セミナーなど共同協力活動のための提案を共有し、2012年第3回研修機関長会合で3機関の協力活動を具体化していく計画である。

国際知識財産研修院は日本、中国などと二国間協力も強化している。日本工業所有権情報研修館(INPIT)とは2010年締結した業務協力協約をもとに2011年5月26日具体的な情報意見交換に向けて国際知識財産研修院で実務会議を開いた。また、11月15日には日本東京で日本知財権関係者を対象に韓国の知財権に対する理解を深めるセミナーを開催した。中国の場合、2007年から中国知識産権培训中心(CIPTC)と国際知識財産研修院が交互に主管する共同セミナーを開催しているが、2011年には6月8日ソウルで「中国における商標権侵害に対する行政的救済手続き及び保護戦略」をテーマにした第4回セミナーの開催に成功した。12月6日には中国北京で両研修機関間の業務協力のための会議を開き、e-ラーニングコンテンツ交換に対する協議、e-ラーニング事業の推進状況及びノウハウ共有などe-ラーニングを中心にした協力強化方法に関して議論した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府の要請による委託教育課程の開設である。国際知識財産研修院は2011年にベトナム特許庁

から要請を受け、ベトナム特許庁の特許審査官及び商標審査官を対象にした委託教育課程を実施した。5月17日から20日の間にはベトナム特許庁の商標審査官11名を対象に韓国の商標制度及び審査システムに対する課程を運営し、9月27日から30日までベトナム特許庁特許審査官10名を対象に韓国特許法及びガイドラインに対する課程を運営した。また、タイ商工部の要請を受け、タイ商工部公務員6名が参加した中で国際商標制度とマドリッドシステムに対する理解を深めるための委託教育課程も開催した。

<図Ⅱ-1-7> 2011年知的財産教育分野における国際協力

世界各国を対象にした知財権教育課程	WIPOワークショップ
	

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はIP5特許庁体系構築の主役として、国際的に知財権分野の先進国として、その能力が認められている。しかし、それはその分国際的な責任や義務も果たさなければならないという意味である。

2011年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産教育支援の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めると同時に、世界最高の知的財産人材養成機関を目指して持続的に努力していく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく。また、IP5特許庁研修機関との協力を強化し、2012年開催される予定の第6回世界研修機関長シンポジウムでこれ

まで議論されたアクションプラン実行課題の履行状況の点検及び新規協力課題の発掘を主導的に推進していく計画である。

<表Ⅱ-1-47>2012年国際セミナー及び外国人対象の教育計画

区分	推進内容	細部日程
第一四半期	WIPO特許審査官課程の運営	3月
	KOICA ASEAN知財権課程の運営	
第二四半期	WIPO商標審査官課程の運営	4月
	ベトナム特許審査官課程の運営	5月
	IP5審査官共同教育課程の運営	5～6月
	WIPO Summer School課程の運営	6月
	第5回韓・中研修院共同セミナー	6月
	中東(GCCPO)特許審査官課程の運営	8月
第6回世界IP教育機関長シンポジウム参加		
第三四半期	ベトナム商標審査官課程の運営	9月
	KOICA途上国知的財産制度課程の運営	
	第3回韓・中・日研修機関長会合に参加	
第四四半期	WIPOアジア・太平洋地域セミナーの計画及び運営	10月

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築

第1節 特許・実用新案分野

1. 特許法・実用新案法の国際的な調和及び顧客利便性の増進

電気電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 イム・ヒョンソク

イ. 推進背景及び概要

各国の特許制度の統一化・単純化を目標とする特許法条約(Patent Law Treaty)が2000年6月に妥結、2005年4月に発効し、イギリス、フランス、オーストラリア、ロシアなど計29カ国(2011年12月基準)が加盟するなど全世界的に拡大しつつある。そこで、今後の特許法条約加盟に備えて特許法条約の内容を特許法・実用新案法改正案に反映する作業を推進した。

一方、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定」(以下本節では「韓-米FTA」とする)の合意事項を反映するため、設定登録遅延による特許権の存続期間延長制度の導入、公知例外適用期間の延長(6→12ヶ月)、特許権取消制度の廃止、特許侵害訴訟における秘密維持命令制度の導入を内容とする特許法・実用新案法の改正を行った。また、上記設定登録遅延による特許権の存続期間延長制度の導入と関連する出願人による遅延期間及び過料の加重・減輕基準を具体的に定義する特許法・実用新案法下位法令を改正した。

その他にも審査効率性及び明細書の品質を高めるために出願人に背景技術を明細書に記載するよう義務付ける内容の特許法・実用新案法の改正(ノ・ヨンミン議員代表発議)を行った。

ロ. 推進内容及び成果

特許法条約は特許取得及び維持手続きを国際基準に合わせ、出願人のミスによる特許の拒絶・取消を最小限に抑えることで国民の特許獲得の機会を拡大するものであり、特許法条約の主要内容を反映して特許制度先進化に向けた特許法・実用新案法の改正案を構築した。

＜表Ⅱ－2－1＞特許法条約の主要内容

区分	主要内容
出願日の認定	出願形式を大幅自由にし、論文や外国語でも出願可能
権利救済	期限未遵守によって消滅した権利が回復できる制度の導入
代理人	在外者も国内代理人無しで出願できるよう要件を緩和(出願後の手続きは除く)
優先権の主張	優先権主張の訂正・追加・回復機会の拡大

特許制度先進化に向けた特許法・実用新案法の改正案は特許法条約内容の反映と同時に、国内外の環境変化に対応した法改正へのニーズに応え、難しい漢字でできた法律用語を理解しやすいハングル表現に替え、長く複雑な文章を簡潔・明確にする、いわゆる分かりやすい法令作りを推進した。

特許法・実用新案法の改正案を設けるために2010年1月から5月まで特許法改正推進団を運営し、数ヶ月にわたり審査官の意見を収集した。また2010年から2011年にわたって庁内関連部署懇談会計3回、外部専門家懇談会計4回及び地域別巡回説明会計3回(ソウル、大田、釜山)などを実施し、出願、審査、審判、訴訟など実務に与える影響と予想される問題を様々な視点から検討した。2010年11月29日及び2011年7月22日には国民公聴会を開催して特許法・実用新案法の改正に対する国民の理解を深め、2011年8月立法予告を実施した。

一方、韓-米FTAの合意事項を反映するため、2011年12月2日公布された改正特許法(法律第11117号)・実用新案法(法律第11114号)では特許権存続期間の合理的な保障のた

めに出願人の責任でない事由で基準日⁵より遅れて特許登録された場合はその遅延期間分だけ存続期間を延長する登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入(特許法第92条の2～5新設)、特許侵害訴訟で営業秘密を知るようになった当事者などには裁判所が秘密を維持するよう命令する秘密維持命令制度の導入(特許法第224条の3～5、第229条の3新設)、出願人が特許出願の前に論文発表などを通じて自分の発明を公開したとしても公開日より6ヶ月以内に出願すれば拒絶理由から除外する公知例外期間を12ヶ月に延長し(特許法第30条第1項改正)、特許権者の合理的な権利保護のために単純に特許発明の不実施だけを理由として特許権を取り消していた現行制度を廃止する(特許法第116条削除)改正を行った。韓-米FTAの合意事項を反映するための特許法・実用新案法は韓-米FTA発効日(2012年3月15日)より施行される予定である。

その他にも審査効率性及び明細書の品質を高めるために出願人に背景技術を明細書に記載するよう義務付ける内容の特許法・実用新案法の改正(ノ・ヨンミン議員代表発議、法律第10716号・第10502号)を行い、2011年7月1日施行後行われる出願から適用された。

特許法・実用新案法の下位法令(施行令・施行規則)の改正は計11回行われた。2011年2月22日公布(2011年4月1日施行)された改正特許法施行令では代理人が2人以上である場合は送達を受ける者を指定すればその代表代理人に通知書を発送する書類送達代表代理人制度及び審決または決定の謄本を情報通信網を通じて送達受けられるようにする審決文電子送達制度を導入した。また、2011年2月25日公布(2011年4月1日施行)された改正特許法・実用新案法の施行規則では審査猶予申請の拡大及びUN公用語での特許証発給対象の拡大などを通じて出願人及び代理人の便宜を図った。

また、2011年6月23日公布(2011年7月1日施行)された改正特許法・実用新案法施行規則では特許法・実用新案法の改正(ノ・ヨンミン議員代表発議)による明細書への背景技術記載の義務付けと関連する規定及び別紙書式を改正し、2011年9月28日公布(2011年9月30日施行)された特許法・実用新案法施行規則では特許協力条約(PCT)規則改正事項及び個人情報保護法(法律第10465号)の制定と関連する個人情報収集時の同意規定

⁵ 出願日後4年または審査請求日後3年のうち遅い日

新設などを反映した。

韓-米FTA履行のため、2011年12月2日公布(2012年3月15日施行)された改正特許法・実用新案法施行令及び施行規則では登録遅延による特許権の存続期間延長期間から除外される意見提出通知によって意見書提出期間のような出願人による遅延期間を定義し、違反回数、違反程度などによる過料加重・減軽基準を具体的に規定した。

<表Ⅱ-2-2>2011年改正された特許法施行令の主要内容

区分	改正内容	公布日(施行日)
書類送達代表 代理人制度	2人以上が特許に関する手続きを踏む場合、書類送達代表者を選定して申告すればその代表者に送達	2011.2.22. (2011.4.1.)
審決文電子 送達制度	出願人が電子文書利用申告をした場合、審決または決定の謄本を情報通信網を利用して送達	2011.12.2. (2012.3.15.)
出願人による 遅延期間	登録遅延による存続期間延長期間から除外される意見書提出期間、再審査請求期間、請求で延長された期間など出願人による遅延期間の定義	2011.12.2. (2012.1.1.)
過料加重・ 減軽基準	違反回数、違反程度などによって過料を加重したり、減軽する基準を具体的に規定	2011.12.2. (2012.1.1.)

ハ. 評価及び発展方向

2012年には特許制度先進化に向けた特許法・実用新案法の改正のために法制処の審査など立法手続きを経て特許法・実用新案法の改正案を国会に提出する予定である。

一方、特許法条約の反映によって特許管理人がいなくても在外者が踏むことのできる手続きなど特許法・実用新案法改正案で下位法令に委任した事項及びPCT規則改正事項を反映し、電子文書利用申告と関連する手続きなどに関する改正事項を含む特許法・実用新案法施行令及び施行規則改正案を設けて特許法・実用新案法改正案の公布

及び施行に合わせて改正する予定である。

2. オーダーメイド型3トラック特許審査制度の改善

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 クォン・ソンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は「一律的な特許審査処理期間の短縮」から「顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供」するための特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に補完している。

ロ. 推進内容及び成果

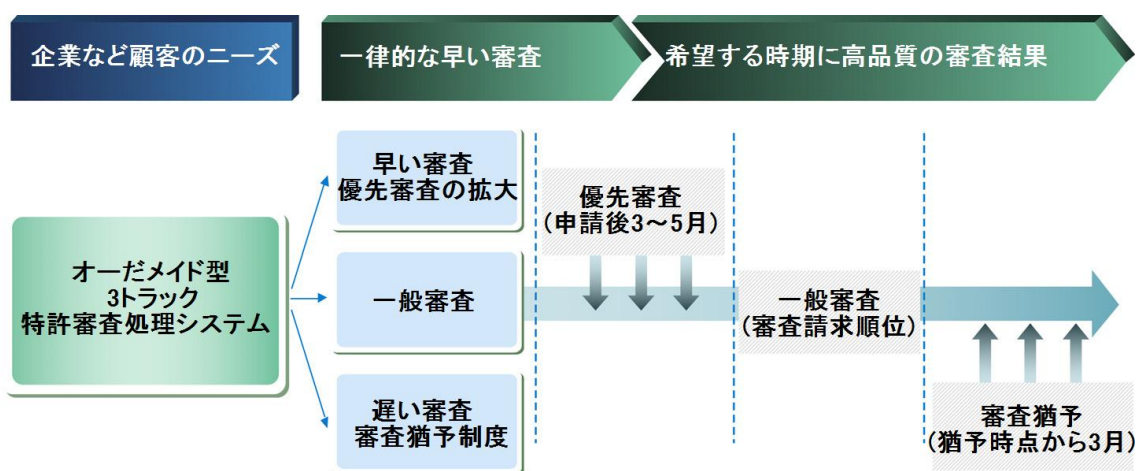
オーダーメイド型3トラック特許審査制度は速い/一般/遅い審査の3種類のサービスの中から出願人が自分の特許戦略に従って審査処理時点を直接選択できるようにする制度である。出願人は速い審査を通じて速やかに特許権を獲得し、独占的な地位を先占することができる。一方、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

速い審査は専門機関に先行技術調査を依頼した優先審査を通じて誰でも利用することができる。即ち、ベンチャー企業の出願など特定出願として制限された従来の優先審査対象に含まれなくても、特許庁が指定した先行技術調査専門機関⁶に優先審査用の先行技術調査を依頼し、その調査結果を特許庁長に通知するよう要請さえすれば、誰でも速い審査サービスを受けることができる。

⁶ 特許庁が指定した先行技術調査専門機関：韓国特許情報院、(株)WIPS、IPソリューション(株)

一般審査は審査請求の順位によって審査結果を提供しているが、平均審査処理期間を18ヶ月内外(2011年基準)で維持している。遅い審査は開発された技術の事業化時期や市場性調査などで一般審査より遅く審査を受けようとする特許出願人を配慮したものであり、審査猶予希望時点を書いて申請すればその時点から3ヶ月以内に審査サービスを受けることができる。

<図Ⅱ-2-1>オーダーメイド型3トラック特許審査制度の概要図



2011年オーダーメイド型3トラック特許審査制度の運営状況を見ると、専門機関先行技術調査依頼優先審査申請は8,095件で全体審査請求(161,591件)の5.0%、審査猶予申請は147件で全体審査請求の0.1%を占めた。

<表Ⅱ-2-3>オーダーメイド型3トラック特許審査制度の利用状況

(単位：件)

		<3-Track制度 施行以前>		<3-Track制度施行以後>			
区分		2007年	2008年 (1～9月)	2008年 (10～12月)	2009年	2010年	2011年
申	優先審査	12,792 (8.2%)	11,897 (10.6%)	4,301 (9.1%)	20,317 (13.7%)	20,896 (13.4%)	22,190 (13.7%)

請	先行技術 調査依頼	-	-	210 (0.4%)	2,685 (1.8%)	7,622 (4.9%)	8,095 (5.0%)
	一般審査	142,820 (91.8%)	100,486 (89.4%)	41,982 (89.1%)	126,276 (85.2%)	134,128 (86.0%)	139,254 (86.2%)
	遅い審査	-	-	858 (1.8%)	1,698 (1.1%)	946 (0.6%)	147 (0.1%)
	全体審査請 求	155,612	112,383	47,141	148,291	155,970	161,591

特許庁は国家産業の発展、出願人の権益保護などを考慮し、緊急処理の必要性が相対的に少ない拡大された専門機関先行技術調査依頼優先審査の処理期間を従来の申請後3ヶ月から5ヶ月に延長(2011年1月施行)した。また、遅い審査の申請期間を審査請求日から6ヶ月以内から9ヶ月以内に拡大(2011年4月施行)することで出願人の遅い審査利用における利便性を高め、審査請求料を猶予希望時点2ヶ月前まで納付すれば済む審査請求料納付猶予制度(2011年1月施行)を導入することで出願人の金銭的な負担を緩和した。

一方、先行技術調査専門機関の優先審査用先行技術調査報告書に対する品質評価は行われていたものの、品質評価を活用して個別件に対する品質担保方案は不十分であった。このような先行技術調査管理体系を改善するための方案として、審査官が先行技術調査報告書に対して「未活用」と品質評価した場合、その結果を出願人に通知し、出願人が調査料の一部払戻しまたは追加依頼件の調査料に対して割引サービスが受けられるようにした。

また、優先審査補完指示を出す場合は出願人以外の専門機関にも同時に通知し、報告書未提出など専門機関に帰責自由がある場合には専門機関が直接対応できるように制度を改善した。一方、各専門機関は2011年から先行技術調査料の手数料体系を機関別に多様化し、出願人に選択の自由を与えた。

ハ. 評価及び発展方向

出願人はオーダーメイド型3トラック特許審査制度を利用し、自分の特許戦略に基づいて「速い審査」、「一般審査」、「遅い審査」の3つのサービスのうち一つを選択することで特許審査時期を自由にコントロールできる。今後も特許庁は制度の利用状況や顧客からのニーズを持続的に把握し、オーダーメイド型3トラック特許審査制度をさらに発展させていくための努力も続ける予定である。

3. グリーン技術に対する超高速審査制度の導入

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 クォン・ソンホ

イ. 推進背景及び概要

グリーン技術超高速審査制度とは、出願人がグリーン成長国家発展戦略の各種支援政策によって研究・開発したグリーン技術特許出願に対して超高速審査を申請した場合、特許庁が該当出願を迅速に審査して1ヶ月以内に審査結果を提供する制度である。同制度の施行のために特許法施行令・施行規則・優先審査告示など関連法令を改正して2009年10月1日から施行した。

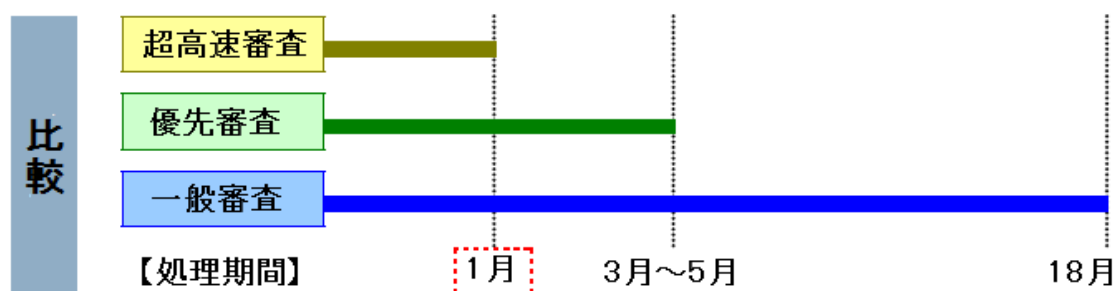
ロ. 推進内容及び成果

2010年4月「低炭素グリーン成長基本法」の施行により、グリーン技術として上記法令に基づいた各種支援政策関連の特許出願も超高速審査の対象に含まれるよう、グリーン技術超高速審査の対象を拡大した。これを通じてグリーン技術認証、グリーン専門企業の確認、グリーン産業投資会社の投資などグリーン成長に向けた政府の各種支援政策と直接関連する特許出願も超高速審査を受けることができるようになった。

超高速審査が申請された出願は申請日基準から見ると全体の処理期間が最長28日

(1ヶ月以内)になるよう制度が設計された。一般審査の場合は平均審査処理期間が18ヶ月内外(2011年)であることを考えると超高速審査が申請された出願が如何に迅速に処理されているのかが分かる。

<図Ⅱ-2-2>超高速審査の期間短縮効果の比較



ハ.評価及び発展方向

超高速審査の申請状況を見ると、制度施行2年3ヶ月間(2009年10月～2011年12月)計479件(2009年52件、2010年230件、2011年197件)が申請され、そのうち362件(2009年39件、2010年173件、2011年150件)が超高速審査の要件を全て満たして超高速審査を受けた。審査処理期間の面では申請要件を補完する場合など特別な事由がある場合を除いて全て申請後1ヶ月以内に審査結果が提供され、最も速い特許決定は申請から11日後に結果が出た。また、超高速審査を利用した早期権利化のメリットが大きく、一度超高速審査を利用した出願人が再度利用するケースも徐々に増加している。

外国の優先審査制度と比較してみても、申請後1ヶ月以内に審査結果が提供されるという点で全世界で最も速い審査制度と評価されている。今後も特許庁は「グリーン技術の早期特許権利化支援」という政策目標を充実に達成できるよう、グリーン技術超高速審査制度を拡大・発展させていく計画である。

4. 世界的水準の特許・実用新案審査基準への改正

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 パク・ギソク

イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務の国際協力時代を迎え、世界的に認められる高品質の審査のためには優秀審査人材及び審査支援のインフラ拡充とともに具体的かつ明確な審査基準の整備が不可欠である。また、特許先進5カ国特許庁(I P5 : 韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)間でも審査結果の相互活用を促進するため、共通の特許審査基準の構築を基盤課題の一つとして推進している。

このような状況に逸早く対応し、韓国の審査環境に適するグローバル水準の審査基準にアップグレードするため、2009年特許要件部分の審査基準改正に引き続き、2011年1月には明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加など特許審査手続き全般に関する審査基準の改正作業を行った。

一方、2011年7月には改正特許法・実用新案法を反映して明細書背景技術記載に関する審査基準を新設し、その他優先審査及び審査手続き関連の審査基準を補完した。

ロ. 推進内容及び成果

2011年1月審査基準改正の際、先進5カ国特許庁間の特許手続き審査基準及び審査実務に関する比較研究結果などを反映して47の主要項目を含む全体審査基準のうち39%に対して新設及び改正を行い、目次体系及び叙述体系を改編するなど2002年以後8年ぶりに審査指針書を全面改正した。また、審査指針書のうち既に英文化された特許要件項目の他に特許手続き項目を追加で英文化して外国出願人及び代理人などに提供するなど、国際協力時代に適した審査基盤を構築するために努力した。改正された特許審査基準の全文及び英文特許審査基準は特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)の「情報広場>刊行物>審査指針、基準、マニュアル」からダウンロードできる。

2011年1月審査基準の主な改正事項としては、明細書記載要件に関して特許法施行規則で規定する必須記載項目別に詳細な説明の記載方法要件に対する審査基準を詳細に作成し、審査実務上頻繁に発生する事例を挙げて具体的な運用方法を提示した。また、現行法令体制に従って詳細な説明の記載要件を「実施可能要件」及び「記載方法要件」に分けて審査方法を詳細に記述した。また、詳細な説明に欠缺がある場合の拒絶理由通知方法を明確にし、請求項に記載された発明が簡単に実施できるのであれば記載方法の要件に違背したとしても拒絶理由を通知しないよう規定した(以上審査指針書第2部第3章)。また、審査効率性の向上に向けて単一性審査手続きを具体的に細分化し、単一性有無による審査対象請求項の確定方法を明確に提示した(第2部第5章)。そして、最新の最高裁判所判例を反映して新規事項に対する判断原則を改善し、分割・変更出願の場合、新規事項追加判断の対象はその出願で最初に添付された明細書・図面であり、原出願の明細書でないことを明確化(第2部第6章、第4部第2章など)する一方、周知慣用技術が補正によって追加される場合の判断方法を新設した(第4部第2章)。

その他の主要改正事項は以下のとおりである。

<表Ⅱ-2-4>2011年審査基準の主要改正事項

2011年審査基準の主要改正事項
①指定期間、法定期間による期間の延長可能の可否、延長可能な期間などを一目瞭然に整理(第1部第3章4.1-4.4)
②発明者の訂正に関する具体的な運用基準の設定(第2部第1章2.)
③発明の名称が不適合である場合の取扱方法の新設(第2部第2章4.)
④パラメーター発明など特殊な発明の実施可能要件の新設(第2部第3章2.3.2)
⑤特許法施行令第5条第1項、第2項及び第6項に関する審査基準の追加(第2部第4章6.)
⑥請求範囲提出猶予制度の利用可否の判断基準の新設(第2部第4章7.)
⑦微生物関連出願の審査基準の再整備：微生物寄託時期、新規事項の追加判断基準な

ど(第2部第6章)

- ⑧公知例外主張関連証明書類の明確化(第3部第2章5.5.1)
- ⑨国際特許出願の公知例外主張審査基準の新設(第3部第2章5.5.3)
- ⑩国際特許出願における先願の地位審査基準の改正：特許法第201条第6項を反映し、翻訳文記載発明に先願の地位を認める(第3部第5章4.1)
- ⑪競合出願が設定登録された場合の協議可能判断規定の新設(第3部第5章5.)
- ⑫特許法第81条第3項を参考して出願継続に関する定義規定の新設(第4部第1項3.1)
- ⑬特許法第51条第1項括弧規定の解釈基準の新設(第4部第3章2.)
- ⑭取消差戻しされた出願において補正却下と関連する審査基準の新設(第4部第3条4.)
- ⑮IPC確定分類手続きを審査実務に合わせて具体化(第5部第1章3.5)
- ⑯拒絶理由を再び通知せず、拒絶決定できる場合に関する審査基準の補完(第5部第3章5.2)
- ⑰再審査請求において差し戻さなければならない場合を明確化(第5部第4章2.2)
- ⑱分割・変更出願の公知例外主張、優先権主張の適法否判断基準の明確化(第6部第1章4.)など

また、国民が審査基準により接しやすくするため、e-審査基準など需要者にやさしいウェブサービス(特許庁ホームページ>特許広場>権利別情報案内>特・実審査基準)を構築してアクセシビリティを高めると同時に顧客参加方案も拡大した。特許顧客であれば誰でも特許審査基準ウェブサービスにアクセスして審査基準資料などをダウンロードしたり、審査基準に対する意見も提示できるようになった。

一方、2011年7月には明細書に背景技術の記載を義務付けた改正特許法を反映し、背景技術記載要件に対する審査基準を新設し、韓-米PCT-PPH優先審査、新規性/進歩性拒絶理由通知時の注意事項、周知慣用技術の証拠資料などに関する審査基準を補完するなど顧客を配慮した高品質審査を目指す基準確立のために努力している。

ハ. 評価及び発展方向

韓国の特許制度が顧客のニーズを積極的に反映した「オーダーメイド型」に改善・

施行されることによって、企業など特許顧客に便利な特許制度の基盤が整えられ、それによる特許顧客からの好評も増えつつある。また、知的財産権のグローバル化時代を迎え、特許・実用新案の審査基準も先進国水準に引き上げ、国際協力時代に問題なく備えることができた。

今後も国際規範を反映した特許法・実用新案法の改正など特許制度の国際調和に積極的に参加する一方、顧客が便利に手続きを踏んで大切な知的財産が守られるよう特許制度を改善していく予定である。また、このような制度改善を支えるため、顧客を配慮した世界的水準の特許・実用新案の審査基準の維持・補完に向けた努力も続けていく予定である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標法改正の推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 オ・サンジン

イ. 推進経過

特許庁は韓・米FTA(2007.6.30正式署名)を履行するため、音・匂いなどの非視覚的な商標と証明標章を導入し、商標専用使用権の登録義務を廃止する一方、法定損害賠償制度と秘密維持命令制度を導入するなどを内容とする商標法の一部改正案を作成し、同改正案は2011年11月22日国会本会議通過の後、12月2日付で公布された。

一方、上記の改正案には商標法で準用していた特許法条文(74)を商標法に直接規定する内容が含まれているため、今後は国民が「商標法」だけでも商標制度を簡単に理解できるようにすることで多くの不便が解消された。

その他に2010年10月国会に提出された韓-EU FTA履行に向けた商標法一部改正案は2011年6月23日国会本会議で修正可決された後、同月30日付で公布され、7月1日付で施行された。

ロ.韓-米FTA履行に向けた商標法一部改正案(2012年3月15日施行予定)

1)非視覚的な商標(音・匂いなどの商標)の保護

近年IT技術及びマーケティング手段の発展によって音・匂いなど視覚的には認識できないものも市場で商標として使われているケースが増えている。このような時代の変化に対応するため、特許庁は音・匂いなど視覚的には認識できないものも商標登録

を許容する根拠規定を設けた。商標法第2条の定義規定に音・匂いなど非視覚的な商標に対する定義を新設し、非視覚的な商標を商標法上の保護対象に含めた。このような非視覚的な商標として幾つか例をあげると、音商標は「インテルの効果音」や「MGMのライオンが吠える音」などがあり、匂い商標としては「レーザープリンターナーのレモンの香り」などがある。

2)証明標章制度の導入

証明標章とは証明標章権者から使用許諾を得た第三者がその標章が使用される商品・サービス業の品質、原産地などを証明するために使用する標章を指す。証明標章は商品の品質保証機能を強化するとともに消費者に正しい商品情報を提供することで、最善の選択が可能になり、結果的に消費者の満足度を高めることができる。また、公共団体や民間団体が既存の認証表示を証明標章として登録を受けた場合、知的財産権として保護されるため財産権性が高まる効果が期待できる。

3)商標専用使用権登録を効力発生要件から第三者対抗要件に変更

従来は商標専用使用権を登録した場合のみ専用使用権として効力が発生したが、今は専用使用権を登録しなくてもその効力が発生できるようにした。即ち、専用使用権の設定は当事者間の契約で自由に決める事項であるため、登録しなかったとしてもその効力を否定することは不合理である点を改善するためのものである。但し、商標使用権者が保護及び善意の第三者を保護するための補完措置として専用使用権の登録を第三者対抗要件に変更した。

4)偽造商標侵害に対する法定損害賠償制度の導入

偽造商標侵害に対する法定損害賠償制度とは商標権者が偽造商標による実際の損害を立証できなくても、法令で定めた一定金額または一定限度の金額を損害として認定できる制度を指す。これを通じて商標権者の権利がより強く保護され、知的財産権の特性による損害額立証の難点を補完する制度的措置が整備された。

5) 訴訟手続きにおける秘密維持命令制度の導入

従来は商標権侵害訴訟の過程で原告が損害を立証するために必要な書類の提出を要求した場合、被告は当該書類が営業秘密に該当するという理由で拒絶できたため損害立証が困難であった。このような問題を解決するため、侵害訴訟において裁判所が秘密維持命令を下し、それを違反した場合は刑事罰が賦課できるように根拠規定を新設した。即ち、訴訟手続き上の準備書面・証拠調査などを通じて営業秘密が公開された場合、訴訟当事者の申請によって裁判所は当該営業秘密が訴訟遂行以外の目的で使用・公開されることを禁止するように命令できる。

6) 特許法準用規定の解消による体制字句及び文句の修正

商標法で準用していた特許法条文(74)を商標法に直接規定した。これを通じて国民が商標法をより簡単に理解できるものと期待される。

ハ. 韓-EU FTA履行に向けた商標法一部改正案の施行(2011年7月1日)

2011年6月30日付けで公布された商標法一部改正案では韓-EU FTA合意事項を反映するため、協定によって保護される他人の地理的表示と同一もしくは類似する商標の登録を拒絶する根拠を新設し、商標権または専用使用権の侵害行為に対する没収対象品目に侵害物の製作に使用された材料を追加する一方、追加登録された指定商品に対する商標権の存続期間を明示するなど現行制度の運営上頭になった一部不備な部分を改善・補完した。

ニ. 評価及び発展方向

韓・EU FTAの履行過程で、属書書に記載された地理的表示と同一・類似する後出願商標を拒絶するようにして権原のない者が商標登録受けることを防止して権利の安定かを図った。また、韓-米FTA履行のための商標法は商品などの取引現状を商標法に

反映する方向の改正が行われたが、企業の商標選択範囲が広がって企業の競争力向上に寄与する一方、民事訴訟過程で提出された書類に含まれる営業秘密に対する保護が強化されたことでより進んだ国際商標秩序を構築するチャンスができたことに意義がある。したがって、これをきっかけに韓国企業の商標の価値を高めるのはもちろん、現地に適したブランド管理戦略を使って米国市場に対する攻略策を講じることが求められる。

2. デザイン保護法改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・ヒョンジン

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎えてグローバル一流企業は革新的なデザイン、創造力溢れるブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

しかし、このようなデザインの重要性に比べて現在韓国のデザイン保護制度は50年前初めて制定された「意匠法(現在のデザイン保護法)」と大きく変わらない。特に、製品デザインを前提とするデザインの保護対象、出願書に記載された物品に限定される狭いデザイン権の保護範囲、世界で最も厳しい図面要件審査などは急変しつつあるデザイン市場を支えることができず、むしろ足を引っ張っているのが現状である。

そこで、特許庁はデザイン団体、企業、学界及び法曹界など様々な人からの意見や批判を聞き入れ、デザイン保護対象や保護範囲の拡大などを主な内容とするデザイン保護法改正(案)を整え、2010年7月国会に提出した。

また、特許庁はデザイン分野の国際出願システムである「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定(ジュネーブ法)」に加盟するため、デザイン保護法改正(案)を追加で作成し、2011年9月国会に提出した。ヘーグ協定を利用する場合、一つの手続き

で複数の国家に出願する効果が得られ、登録後もデザイン権の一元的な管理が可能になる。ヘーグ協定への加盟は国際出願方式において出願人にとって選択の幅が広がる効果が得られるものと期待される。

ロ. 推進内容及び成果

1) デザインの保護対象の拡大

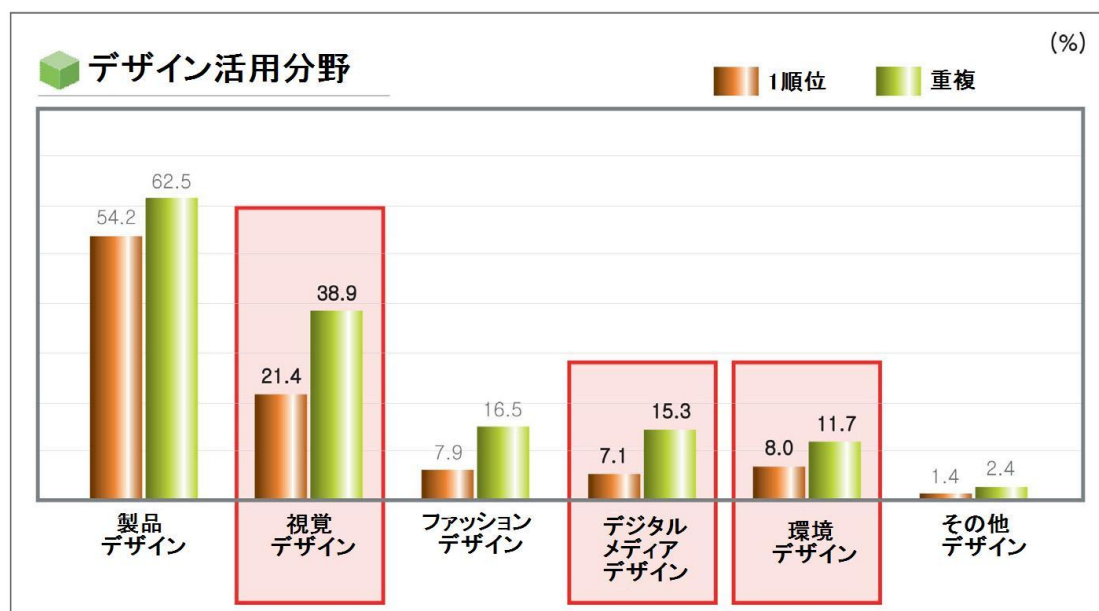
現在、デザイン保護法は画像デザイン、フォントデザインなど産業界からのニーズを持続的に反映してきたが、根本的に「製品デザイン」を中心に保護されている。

しかし、デザイン環境がアナログからデジタルに変化したことでデザインの保護対象も変化が求められる。特に、「グラフィックシンボル、ロゴ、アイコンなど」模様と絵柄を強調するデザイントレンドによって、デザイン保護対象の拡大に対するニーズがデザイン業界を中心に増大しつつある。

このようなデザイン保護制度とデザイン環境とのギャップはデザイン制度の活用度を必然的に低下させざるを得ない。2009年韓国デザイン振興院が発表した韓国のデザイン活用分野などを考慮すると、デザイン保護法上の保護対象の拡大は必然ともいえる。

デザイン保護対象と関連して国際的な動向を見ると、「グラフィックシンボル」など2次元平面デザインはヨーロッパ、米国などでは既にデザイン権として保護されている。また、「産業デザインの国際分類制定に関するロカルノ協定」でも正式物品名称として許容しているなど、デザインの保護対象の拡大は当然なこととして認められている。

＜図Ⅱ－2－3＞デザイン活用分野




出処: 知識経済部、韓国デザイン振興院/産業デザイン統計調査総括報告書 2009. 39ページ

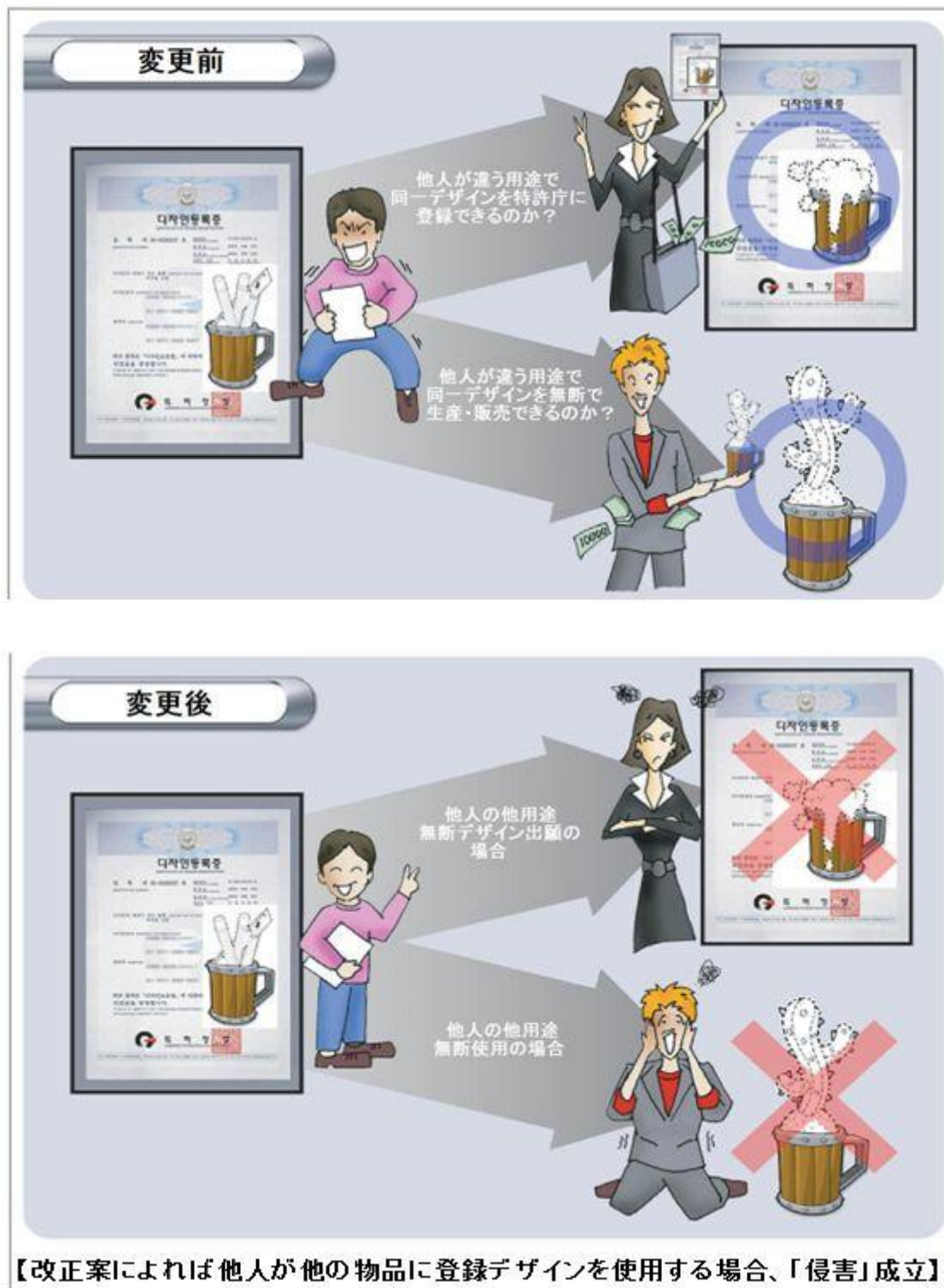
特許庁はこのようなデザイン環境と国際的な流れを反映し、既存の製品デザインのみならずグラフィックシンボル、ロゴなど2次元平面デザインとインテリアデザインなど新しい領域をデザインの保護対象とするデザイン保護法改正(案)を設けた。

2) デザイン権の保護範囲の拡大

現在のデザイン保護法はデザイン権の権利範囲を出願書に記載された物品と同一・類似した場合に限定しているため、最近のOne Source、Multi-Use、Convergence(融合)トレンドを反映するには足りない。結局登録デザインを模倣して他の物品に使用(登録)する場合、それを制止する方法がなく、デザイン制度自体の有用性が問題となっ

ている。例えば、特許庁のキャラクターである「」が正しく保護を受けるためには、模倣可能な全ての物品(人形、文房具、衣類、靴、帽子など)に対してデザイン登録を受ける必要があり、高費用の制度となっている。また、最近流行している「スマートフォン」の場合、電話、MP3プレーヤー、PMP、パソコンなどを融合させた製品であるが、現在物品の類似概念では正確に捉えられない限界がある。

<図Ⅱ-2-4>デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較



一方、先進国の場合はデザイン権の範囲を「物品」に限定していない。ヨーロッパはデザイン権の保護範囲を全体的に同一・類似した印象を与えるデザインまで全て含め、物品の名称はデザインの保護範囲に影響を与えないと明確に規定している。特許法によってデザインを保護している米国は、「物品」を異にして第三者が登録デザインを使用する場合、追加的な賠償条項を入れてデザイン権者の損害賠償請求を可能にしている。

今後はデザイントレンドを反映し、創作「デザイン」そのものが模倣から保護される制度にする必要があり、このような趣旨を反映してデザイン保護法改正(案)はデザイン権の保護範囲を出願書に記載された「物品」に限定しないことを明確にした。

3) ヘーグ協定による国際出願手続きの導入

国内出願人が一つの出願書に登録を受けようとする複数の国家を指定し、直接または締約当事者官庁を通じて世界知的所有権機関(WIPO)にそれを提出すると、指定した全ての国家に出願した効果が発生する国際デザイン出願制度を導入し、韓国民が海外でデザイン権を簡単かつ便利に取得できるようにした。

また、外国の出願人が韓国を指定国として国際デザイン登録出願をする場合には原則として国内で出願されたものと同じ効果を発生するものとし、審査と関連する全ての規定を適用するが、協定と相異なる一部の部分に対しては別途の特例規定を設けて国際出願に対する審査・登録手続きを明確にした。

4) その他の主要改正内容

権利保護対象及び保護範囲の拡大以外にも現在国会に提出されたデザイン保護法の改正(案)は複数デザイン制度の改善、存続期間の延長、新規性喪失例外制度の改善、類似デザイン制度の改善(関連デザイン制度の導入)、再審査請求事由の拡大など出願人の便宜と権利を保護するための内容が盛り込まれている。

＜表Ⅱ-2-5＞デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較

区分	現行	改正(案)
複数デザイン	○無審査品目 ○最大20個まで認定 ○全体登録/全体拒絶	○審査/無審査品目全て可能 ○最大100個まで可能 ○一部登録/一部拒絶
存続期間	○設定登録日より15年	○設定登録日より出願日後20年
新規性喪失例外	○出願時主張&出願日後30日以内に証明書類を提出	○審査官が拒絶理由を通知したり、第三者の異議申出や無効審判請求がある場合、意見書(答弁書)などによって主張
類似デザイン	○独自の権利範囲が認められない<判例>	○関連デザイン制度に変更 -独自の権利範囲を認定
再審査請求事由	○図面の補正に対してのみ再審査請求が可能	○補正事項全部に対して再審査請求が可能

ハ. 評価及び発展方向

デザイン権保護法改正(案)は2010年7月デザイン制度改善法案及び2011年9月ヘーグ協定による国際出願導入などの法案が国会に提出された。

デザイン保護法改正(案)を通じてデザイン制度の外側で保護されなかったデザインが法的に保護されることでデザイナーの創作意欲が高まると期待できる。また、デザイン権の権利範囲を現実に合わせて拡大することで、デザインの模倣を防止し、新しく独創的なデザインの創作を促すことになると期待される。最終的には韓国のデザイナーと企業のデザイン競争力が強化すると期待される。

一方、韓国のデザイン競争力が毎年高まるにつれ、海外市場で韓国企業の優れたデザインを迅速かつ簡単に、そして費用の負担なく保護する必要性も高まってきた。特に、貿易規模が1兆ドルを超え、主要国とのFTAが活発に進められている状況の中で、

韓国の優れたデザインが海外で簡単かつ迅速に保護を受けられるための制度の導入が急がれる。

第3節 審判分野

1. 顧客オーダーメイド型審判処理制度の施行

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ムン・ソンフッ

イ. 推進背景及び概要

合理的な審判処理計画の樹立、審判官の追加的な自助努力を通じた審判処理目標の超過達成、院長主宰の審決文読会及び審判品質評価委員会の開催を通じた審判品質向上活動、口述審理争点審問書及び審決文の電子送達制度導入を通じた審判制度・システムの改善、計46回の審判便覧改正会を通じた審判便覧(第10版)の改正と分野別最高裁判所判例分析集の発刊を通じた審判インフラの構築など様々な努力を通じて2003年14ヶ月であった審判処理期間が2010年9.9ヶ月、2011年9.5ヶ月に大きく短縮された。

しかし、2011年当事者系審判事件の平均審判処理期間は7.7ヶ月で、一般民事裁判所の法定処理期間である5ヶ月より依然として高い水準であり、一般民事裁判所で侵害禁止仮処分を申請した場合は3～4ヶ月以内に処理される点を考えると、従来の画一的な審判処理期間の管理だけでは審判当事者たちの多様なニーズに応えるには限界があるため、特許審判院は「顧客オーダーメイド型審判処理制度」を設けて施行している。

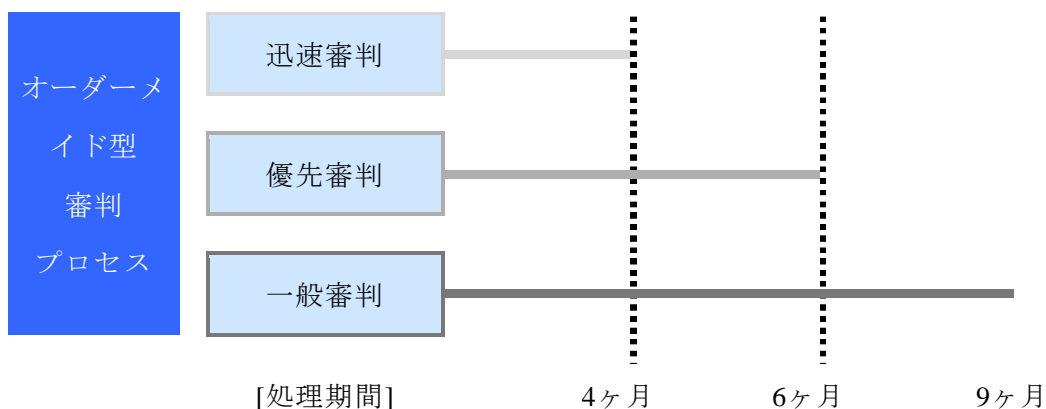
ロ. 推進内容及び成果

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、速やかな処理を要する審判事件に対する審判プロセスを3-トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)で設計して管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係留中である権利範囲確認審判事件と両当事者が迅

速審判同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連のある特許出願の中で超高速審査による決定に対する拒絶決定不服審判事件を対象にしている。迅速審判のプロセス進行は答弁書提出期間満了日から1ヶ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日より2ヶ月内に審決することを標準プロセスと設定し、審判請求日より4ヶ月内に当事者は審決文を受け取ることができる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては各々6ヶ月と9ヶ月を基準にして審判プロセスが進められる。

<図Ⅱ-2-5> オーダーメイド型審判プロセスの概要



また、2010年から無効審決の取消訴訟継続中に請求された訂正審判は審判結果が裁判所の特許無効判断に重大な影響を与えることから、審決取消訴訟の弁論終結前に迅速な処理が求められるため、無効審決取消訴訟の弁論終結前に請求された訂正審判を迅速審判の対象として追加した。また、審判請求日より6ヶ月内に審決する決定系審判事件を審理終結予定時期の通知対象として追加することで、当事者の審判に対する予測可能性を高め、十分な意見提出機会を与えるようにした。

<表Ⅱ-2-6> 2011年優先、迅速及び一般審判の対象件数

2011年請求	商標・デザイン	特許・実用新案	全体
優先審判	460	1,217	1,677
迅速審判	6	44	50

一般審判	3,827	8,876	12,703
計	4,293	10,137	14,430

ハ. 評価及び発展方向

以上のように特許審判院は迅速審判、優先審判、一般審判の3トラック顧客オーダーメイド型審判処理制度を充実に推進することで特許紛争の効率的な処理に寄与した点で肯定的な評価を得ている。

しかし、最近貿易委員会で知財権関連の不公正貿易審判を行う過程で特許有効性に対して直接判断し、さらには特許審判院の審決と不一致する事例(2011年9月日本のキャノン社と韓国企業5社間の貿易紛争)も発生している。また、地方裁判所の侵害訴訟において審決の遅延によって特許審判院の結果を待たずに独自判断するケースも徐々に増えていることを考えると、今後もう少し補完すべき側面もある。

例えば、侵害訴訟と関連する権利範囲確認審判のみならず無効審判までも迅速審判の対象に含めて審決の結果が侵害訴訟に参考として使われるようにし、侵害禁止仮処分事件や貿易委員会の知財権関連事件の場合も迅速審判の対象に含めて紛争当事者のみならず貿易委員会や裁判所など第3機関でも特許審判院の審決結果が活用できるようにすることで特許審判院が名実ともに特許紛争の先導的な役割を果たせるよう努める予定である。

2. 韓・日審判分野交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ハ・ソンホ

イ. 推進背景及び概要

2010年12月1日韓・日特許庁長官会合で韓・日両国間で審判専門家会合を開催することで合意したことを受け、2010年から毎年韓・日審判専門家会合を開催している。

この会合を通じて韓・日両国は各国の審判制度に対する情報交換と相互理解を深め、両国の審判制度の違いと長・短所を把握して審判制度をさらに発展させるため努力している。2011年第2回韓・日審判専門家会合では特許紛争と関連し、迅速・正確な審判結果の提供と審判品質の維持のための韓・日両国審判制度を議論することで迅速かつ効率的な紛争解決方策を模索した。



ロ. 推進内容及び成果

1)第2回韓・日審判専門家会合の概要

イ)日時：2011.11.30(水)13：50～17：00

ロ)場所：日本特許庁審判部(東京)

ハ)出席者

 KIPO (5人)		 JPO (5人)	
コ・ジュンホ	審判9部 審判長	Kosuge, Kazuhiro	首席審判長
ミン・ビョンユック	審判7部 審判官	Kitamura, Hiroki	審判課 企画班長
パク・ソンウ	審判9部 審判官	Komiya, Shinji	審判企画室 班長
パク・ヒョンダル	審判政策課 事務官	Seki, Keisuke	審判課 企画係長
チャン・マンチョル	日本駐在官	Takahashi, Masaru	国際課 班長

2)主な議論内容

イ)迅速・正確な審判処理のための日本改正審判制度及びシステムの紹介

日本の改正審判制度は審理充実性を高めると同時に審決所要期間を短縮するため、

①審決取消訴訟提起後の訂正審判請求を禁止し、無効審判中に「審決予告」で審判合議体の判断を提示して訂正の機会を提供するようにした。②無効審判確定審決の第三者効を廃止し、無効審判で有効審決が確定した場合にも当事者及び参加人を除いた第三者は同一事実・同一証拠で無効審判請求ができるようにした。③訂正審判及び無効審判中の訂正を各請求項別に請求できるよう明文化し、無効審判の請求項別審決に対する訴の有・無を特定するために必要な書類を裁判所が特許庁長に送付するよう規定した。④口述審理前に「審理事項通知書」を活用して審判合議体の暫定的な意見、争点整理事項などを明確に整理するようにした。⑤経済産業省の審判処理期間目標設定に基づいて毎年初め審判官の定員、前年度未処理件数などを考慮して処理目標を定め、毎月目標比処理実績を審判部各部門長に報告するようにした。

ロ)両国の審判品質維持のための制度及びシステムの比較

(1)韓国特許審判院

①四半期毎に審判品質評価及び評価検証委員会を運営し、四半期別の審決取消件に対する取消原因を分析・評価・検証し、優秀審決文を選定する。②判例分析会議、審判便覧の改正などを通じて審判基準及び実務指針を整備する。③審決文読会、審判官経歴別職務教育の実施などを通じて審判人材の専門性を強化する。④半期に1回特許審判院長が審判長の口述審理指揮に対する適正性を評価して口述審理の充実性を図る。⑤「口述審理争点審問書」通知制度を導入して審理充実性の向上を図っている。

(2)日本審判部

①審判個別事件に対してチェッカーレビューシステムを導入し、3人合議体の他に部門長が、判断が困難である場合は首席審判官も判断に参加して審理のプロセス及び内容を点検する。②年2回企業の知財権担当者、弁理士及び弁護士が参加する技術分野別の審決研究会を開催して審決・判決のレビューを行う。③無効審判の場合、全ての事件を対象に口述審理を実施する。④「審理事項通知書」を通じて事前に争点事項を明確に整理し、審理充実性の向上を図っている。

ハ)税関の水際取締り関連の日本審判部の対応プロセス及び現状把握

日本関税法には特許、実用新案またはデザイン権を侵害する懸念のある通関物品に対して日本税関長が特許庁長官に意見を照会できるよう規定(2002年改正、2003年4月施行)している。特許庁長官はそれに対して意見照会日より30日以内に書面でその結果を税関長に送付する。

ハ. 評価及び発展方向

韓・日両国は今回の審判専門家会合を通じて「知財権紛争の迅速かつ効率的な解決」という共通する主要関心事項を確認し、持続的な情報交流の必要性を認識した。

特に、2011年改正された日本審判制度の「改正背景」、「改正内容」及び「期待効果」に対する立体的な分析を通じて、迅速・正確な審判結果を提供することを目的として韓国審判制度への適用可能性を検討し、今後予想される知財権紛争の管轄集中、審決取消訴訟における裁判所の審理範囲の制限など対外基盤環境の変化に備えて韓国審判制度の中長期発展計画を樹立するための基礎資料として積極的に活用する予定である。

また、日本審判部は迅速な審判処理のための3トラック(迅速・優先・一般)審判処理システム及び迅速・優先審判対象の拡大方案、優秀審決文の選定及び審判品質評価・検証委員会など審判品質の高度化に向けた韓国側の評価制度と韓国側の口述審理充実化方案に対して肯定的な反応を示した。

そこで、韓・日両国は審判分野の持続的な交流と次期韓・日審判専門家会合(第3回)の韓国開催に合意した。韓国側からは韓・日両国の審判分野判断基準の調和及び審判結果共有に向けた韓・日審判結果交流事業を提案し、日本側は審決の国際的な判断基準の調和及び当事者の満足度向上の側面で望ましい意見として受け入れ、今後の議題として積極的に検討するという意見を示した。

今後韓・日審判分野の持続的な交流を通じて両国の審判制度と審判品質をグローバル水準に発展させ、さらには中国との審判交流を積極的に推進してアジア3国の特許審判協力体系をさらに強化していく計画である。

第3章 グローバル知的財産協力の拡大

第1節 先進5カ国特許庁(IP5)体制の強化

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 キム・テグン

1. 先進5カ国特許庁による協力推進の経過

経済体制の知識基盤経済への変化と先進国の知的財産重視政策によって全世界における知的財産出願が着実に増加しつつある。伝統的な多出願国家である米国、日本、ヨーロッパに続き、最近韓国と中国の知財権出願も急増している。それによって韓・米・日・中・EUなど先進5カ国特許庁からの出願が全世界出願の約80%に達している。このような特許出願の急増によって5カ国特許庁の審査負担及び審査滞積もまた急増し、それを解消するための5カ国特許庁間特許協力の必要性もまた高くなった。

そこで、2007年5月米国のハワイで5カ国特許庁の庁長が初めて会合を開いてIP5の協力に対して議論した後、2008年5月次長級実務会談を通じてIP5間の本格的な業務協力に向けた協力枠組みに関して意見を交わした。同会議で韓国はIP5間協力の必要性を力説し、IP5協力体制の発足に向けて2008年IP5特許庁長官会合を韓国で開催することを提案した。同提案によって2008年10月27～28日に韓国の済州でIP5特許庁長官会合が開催され、この会合でIP5業務協力のビジョンやビジョンの実現に向けた10大基盤課題を樹立することで合意した。その後、2010年4月中国の桂林で開催されたIP5長官会合で10大基盤課題の短期所要資源が確定され、各庁の基盤課題の推進を総括・調整するプログラム管理グループ(Program Management Group)の責任と任務が確定されたことで10大基盤課題の推進が本格的に動き出した。

2. 先進5カ国特許庁長官会合の主要成果

2008年10月27～28日間IP5特許庁長官会合が済州で開催され、韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国の庁長及び実務関係者が参加した中でIP5間の相互協力方策及び世界特許システムの発展のための踏み込んだ議論を展開した。

IP5は特許審査関連の国際的な懸案解決のためのIP5間特許審査協力(Workin-sharing)を公式推進することで合意し、細部的にはIP5協力のビジョン、推進目標、今後のロードマップ及び推進体系などに合意し、合意録に公式署名する大きな成果を挙げた。

また、IP5間審査協力を推進するための10大基盤課題を推進することで合意し、個別庁が課題2つずつを担当して主導国の役割を果たすことで合意した。同時に、審査官の自発的な参加誘導及び士気高揚、基盤課題の円滑な履行のためにIP5審査官間のワークショップを開催することにも合意するなど具体的な実践計画を導出した。

<表Ⅱ-3-1> IP5の10大基盤プロジェクト

主導国	10大基盤プロジェクト(Foundation Project)
ヨーロッパ(EPO)	共通分類、共通検索DB
日本(JPO)	共通出願書式、検索(審査)結果共有システム
韓国(KIPO)	審査官訓練戦略、機械翻訳
中国(SIPO)	審査実務・品質管理のための共通指針、共通統計指標
米国(USPTO)	検索(審査)支援ツール、検索戦略の共有及びアプローチ

これは従来個別国家が独立的に審査業務を行っていたものを複数の国が協力して特許審査を行うもので、特許審査業務のパラダイムそのものが変わることであり、パラダイム・シフトによって今後各国の特許制度及び審査環境も相当部分変化が予想される。

また、IP5間の審査協力を通じて、韓国企業がより速く、簡単に海外で特許が獲得できると見られ、今後国家間審査プロセスが標準化されれば、一つの出願書で複数の

国家に同時出願できるなど海外での特許獲得における顧客利便性は大幅増加する見通しである。

2008年10月濟州会議で審査協力のビジョンが定立し、10大基盤課題の推進に具体的に合意し、2009年各々の基盤課題履行に向けた実務グループ会議が活性化したことから、従来先進3カ国特許庁である米国、日本、ヨーロッパ特許庁間の実務会議が速いスピードでIP5実務会議に代わり、IP5体制が定例化する段階に突入した。10大基盤課題を効率的に推進するため、分類実務グループ(WG1)、情報化実務グループ(WG2)、特許審査実務グループ(WG3)の3大実務グループを構成し、各実務グループの活動に積極的に参加している。分類実務グループでは韓国が強みを持っている技術分野を国際共通特許分類に反映するため努力する一方、情報化実務グループでは共通検索文献、審査結果共有システム、言語の壁を解消するための機械翻訳など6大情報化基盤課題に積極的に参加している。特許審査政策実務グループでは審査官ワークショップ、教育訓練交互参加及びe-ラーニングを通じて審査ノウハウ、審査基準などの調和を図り、IP5審査官に直接に役立つ政策課題を実施している。

2011年には6月に長官会合を通じて共通分類プロジェクトの加速化及び審査結果配布の適時性の重要性に対して共感し、業務協力の基盤としてPCT制度の発展のためには支援が必要であることに同意した。特に、どう会合ではIP5協力体制の下で特許庁和(Patent Harmonization)問題を取り扱うことで合意し、以後12月に開かれた特許審査政策実務グループ会議では特許調和プロジェクトの具体的な方法及び日程に対して合意した。IP5が全世界特許出願において占める比重を考えると、これは全世界特許システム及び実務調和において極めて大きな進展であると評価できる。

また、上記の特許審査政策実務グループ会議ではIP5統計グループの新設が確定されたが、中国を統計グループに受け入れることで新たな知財権大国として浮上している中国の知財権状況をより効率的に把握できるものと期待できる。

3. 今後の推進計画

2012年6月にはIP5長官・副長官会合がフランスで開かれる予定であり、分類実務会議(2012年3月、日本東京)、情報化実務会議(2012年7月、米国)、特許審査政策実務会議(2011年下半年、日本)など分野別実務会議が開催される予定である。

2012年には特許法及び実務の調和が最も大きな話題になるものと予想されるが、上記の6月長官・副長官会合でその推進方向及び専門家グループの構成などについて議論される予定である。

韓国はIP5間の協力活動とともに米国、日本、ヨーロッパ、中国など参加国との二カ国間会談を通じても二国間の審査協力をより拡大し、IP5協力がさらにスピードアップできるよう努める計画である。

第2節 商標先進4カ庁(TM4)体制の発足

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ユン・ウグン

1. 商標先進4カ庁協力推進の経過

最近サムスンとアップルの知財権紛争からも分かるように知的財産権分野における商標及びデザインの重要性が浮き彫りになっている。2010年世界的に商標・デザイン出願の規模は大きく増加(商標11.8%、デザイン13%)し、伝統的な多出願国家である米国、日本ヨーロッパ、韓国、ブラジルだけでなく、中国、インドの商標・デザインの出願も急増しつつある。韓国は商標出願において世界4位の商標出願強国であるものの、これまで商標・デザイン分野の国際協力体制において積極的な役割を果たすことができなかった。このような状況の中で韓国企業の海外商標・デザイン権利の確保を支援するために商標・デザイン分野の国際的な協力を強化する必要性が提起された。

そこで韓国特許庁は商標・デザイン分野の国際協力拡大のために2009年4月既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3カ庁(TM3)体制への加盟に対する議論を始めた。2009年12月に商標3カ庁会議に公式参加する意思を表明し、TM3は2010年商標3カ庁会議で韓国のオブザーバー参加を決定した。さらに一歩進んで2011年5月に開かれたTM3中間会議では韓国特許庁が商標3カ庁会議に正式会員として参加することが決められ、2011年12月には第1回商標先進4カ庁会議を通じて商標先進4カ庁体制が本格的に発足した。この会議では新しい会議運営規則の制定、4カ庁間の協力事業検討及びユーザーグループとの共同会議など有意義な成果を挙げ、これを通じて韓国は商標・デザイン分野でグローバル協力体制を強固にするきっかけを設けた。

2. 商標先進4カ庁会議の主要成果

2011年12月5日から7日まで商標先進4カ庁(TM4)会議が米国ワシントンで開催された。

本会議には韓国、米国、日本、ヨーロッパのTM4正会員を始め、オブザーバーとしてWIPO及び中国関係者が出席し、4カ庁間の協力事業及び世界商標・デザインシステムの発展に向けた踏み込んだ議論が展開された。

3日間にわたる会議で韓国特許庁の正会員加盟により会議の名称を新しくTM4(Trade mark Four)に決定し、2013年度会議を韓国で開催することで合意した。また、以前推進していた共通認定商品・サービス目録構築事業において韓国特許庁は新規名称の登載及び拒否権行使と関連して既存の正会員と同じ権利を持ち、共通状態表示事業の細分化された指標開発に向けたワーキンググループの構成に合意した。そして、日本が提案した図形商標検索事業を新規協力事業として採択した。また、ユーザーグループとの共同会議を通じてユーザーからの建議事項を収集し、4カ庁の今後の協力方向に対して討論した。

韓国特許庁は第1回商標先進4カ庁会議を通じて従来米・日・ヨーロッパ主導の協議体に参加し、商標分野G4体制を構築することで、商標強国としてのプレゼンスを高めることができた。また、米・日・ヨーロッパ3カ庁及びユーザーグループとの議論を通じて韓国の商標関連法令・審査慣行を先進化することができると見込まれる。これを通じて韓国企業が海外でより効果的に商標管理できる環境が作れると予測される。

3. 今後の推進計画

2012年12月には前会議にオブザーバーとして参加した中国が正式会員として参加し、商標先進5カ庁会議(TM5)がヨーロッパで開催される予定である。その他にも商標分野の二国間協力レベルで韓国特許庁と中国、ヨーロッパ商標庁との長官会合が開かれる予定である。

特許庁はTM5レベルでの協力活動とともに個別国家との協力強化を通じて世界商標・デザイン分野の知財権議論で主導的な役割を果たし、商標・デザイン分野における韓国企業の海外知財権の確保及び保護のために努める計画である。

第3節 二カ国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

顧客協力局 国際協力課 施設事務官 キム・ロッセ

イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の中で主要構成員として登場したことから、韓国の企業体、研究員などが海外の主要国に出願する国際出願が持続的に増加している。したがって、韓国の出願人が特許権、商標権などを海外市場で正当な保護を受けながら事業を展開するためには、海外における韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで、特許庁では米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発である主要国と二国間協力関係を持続的に発展させることで、韓国企業が現地で出願及び登録手続きを迅速・正確に進めて知財権紛争から正当な保護を受けられる環境を作るために努力している。

また、特許審査分野においては特許審査滞積による経済的な損失が全世界的に重要問題として浮上し、特許庁間の業務協力(working-sharing)が審査滞積の解消のための解決策として脚光を浴びるようになったことから、外国特許庁との二国間協力を通じてよりスピーディで高品質の特許審査サービスを提供するための方策を模索した。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長との長官会合を開催し、二国間知的財産権関連の主要懸案及び協力事業の推進に合意し、それに基づいて両国特許庁の該当実務部署が後続措置を取るプロセスで進められる。長官会合とともに両庁間局長クラス以上のハイレベル実務会談や課長クラス以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2011年の1年間特許庁はヨーロッパ、日本、中国、フランス、スペイン、オーストラリアなどと長官会合を開催し、共同先行技術調査、審査官交流など特許審査交流プログラムの施行合意、特許情報交換などで合意した。特に、スペインとの特許審査ハイウェー(PPH)施行により韓国とPPHを施行する国は計9カ国に増え、中国とはPPH施行に合意するなどPPHを通じて韓国企業が海外で特許登録をより速く簡単に受けられるようになった。

審査分野における業務協力のために米国特許庁及びヨーロッパ特許庁と通信制御・半導体など8つの技術分野PCT協業審査(collaborative search and examination)をパイロットプログラムとして実施し、米国特許庁とは国際特許出願(PCT)までPPH施行を拡大する国際特許審査ハイウェー(PCT-PPH)を試験的に実施(日本、中国とは施行に合意)したことで、他の特許庁の審査結果を活用して審査滞積が解消できる方案を積極的に模索した。

同時に、特許庁はこれまで特許分野に比べて相対的に不十分であった商標及びデザイン分野の国際協力を強化するために力を入れた結果、商標分野先進4カ庁の正式構成員となり、米国、日本、ヨーロッパ商標庁とグローバル協力体制が構築できた。

ハ. 評価及び発展方向

PPH及びPCT-PPHの拡大を通じて韓国企業が海外でより迅速かつ効率的に知的財産権を獲得する道を切り開き、国際的な業務協力を通じて韓国企業が高品質の特許審査サービスを受ける基盤を構築した。同時に、商標分野におけるグローバル強力体制を構築したことで海外知的財産権の保護基盤がより強固なものになった1年であったといえる。

2. 知的財産権に対する二国間協力対象国家の多角化

顧客協力局 国際協力課 施設事務官 キム・ロッセ

イ. 推進背景及び概要

知的財産が主要成長エンジンとして注目を集め、韓国企業が知的財産権の獲得を希望する国家も多角化している。そこで、特許庁は韓国企業の進出及び交流が拡大している次世代有望経済圏の国家を中心に知財権外交の幅を広げるための努力を続ける計画である。

ロ. 推進内容及び成果

2011年の1年間特許庁は米国、EPO、日本、中国など主要パートナーとの二国間協力を持続的に推進すると同時に、アジア、中東、南米、アフリカ地域に知財権分野協力の範囲を拡大するために努力した。

アジア地域で最も速い経済成長を達成している国の一つで、韓国企業が積極的に進出しているベトナムとは長官会合を通じて情報化協力、ベトナム審査官向けの教育課程の提供及び講師派遣、ベトナムでの知財権保護強化のための協力などで合意し、二国間知財権協力を続けるための土台を確保した。

これまで交流が不十分であった中東・南米地域の国家とは知的財産権協力のための基盤作りに力を入れた。まず、中東地域の拠点国家であるUAEとは2010年に締結された包括的協力に向けたMOUを基盤に、多様な分野の知的財産権の交流活性化について議論され、中東地域の特許協力機構である湾岸協力会議特許庁(GCCPO)とも協力議論を始めた。南米地域の場合、韓国特許庁を特許協力条約(PCT)上の国際調査機関として指定するMOUをペルーと締結し、南米地域に特許審査サービスの提供をさらに拡大するきっかけを作った。

アフリカ地域の場合、持続的な経済成長及び韓国企業の進出拡大が予想されるエチオピアに韓国訪問知的財産権研修課程を提供するなど知財権協力基盤作りに力を入れ

た。また、アフリカ内のフランス語圏知的財産権機構であるOAPIとハイレベル会談を通じてアフリカ内のフランス語圏国家との知財権交流活性化に向けた土台作りに成功した。

ハ. 評価及び発展方向

2011年はベトナムと知財権分野において戦略的パートナー関係を持続する基盤を構築し、他のアセアン国家に協力範囲を拡大する基盤を構築したといえる。これを基に遠くない未来には韓国が新しい成長軸であるアジア地域において知財権分野のリーダーとして役割を果たせるものと期待される。

また、2011年は中東、南米、アフリカなど従来協力が不十分であった国家との協力を強化した1年であったといえる。今後は今回構築された友好的な関係を基に該地域内の他の国との協力範囲を拡大できるものと期待される。

このような活動は最終的には該当国家の知財権制度の発展に役立つだけでなく、知財権保護の重要性も同時に認識させることで韓国企業の海外知的財産権の保護基盤構築に大きく役立ったといえる。

3. 知的財産分野の多国間交渉での能動的な対応

顧客協力局 多国間協力チーム 行政事務官 パク・ウンギョル

イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機関)

1)第49回WIPO総会

2011年9月26日から10月5日までスイスのジュネーブで開催された第49回WIPO総会でイ・スウォン庁長は基調演説を通じて、グローバル経済危機と財政危機を克服し、

再び跳躍するため企業と個人の革新活動を促進できるよう、国際知財権システムの効率化と役割強化を呼びかけた。特に、PCT国際特許及びマドリッド国際商標システムなどに対するWIPO顧客サービスが重要であることを強調した。同時に、韓国出願人の国際デザイン登録における利便性向上のためのヘーグ協定加盟推進など韓国の知財権活動を紹介した。

一方、特許庁長はフランシス・ガリーWIPO事務総長及びギフト・シバンダアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)事務総長に会い、特許庁－WIPO－ARIPO3者間のARIPO特許行政情報化プロジェクトの共同推進及び支援のための技術協力MOUを締結した。同MOUを通じて三機関はARIPO特許情報化システムの開発・運営、情報化専門家の派遣及びARIPO実務者招待教育など能力強化部分で協力すると約束した。また、特許庁長とWIPO事務総長は知財権教育分野の韓国信託基金を設置するためのMOUも締結した。韓国側は2012年から韓国信託基金の2億ウォン増額を決め、両側は知財権教育分野における人材開発と教育担当者の訓練のための相互協力を約束した。

2)特許協力条約(PCT)の改革論議

2008年4月と5月にそれぞれ開催された第15回PCT国際機関会議と第1回PCT実務会議で議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に2009年2月WIPOが国際審査の完結性・適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査などを骨子とする「PCT発展ロードマップ」を作成した。2009年と2010年に開催されたPCT国際機関会議とPCT実務会議では同ロードマップを基にPCT協業審査、補充的な国際調査、韓国特許庁が提案した「3-Track PCTシステム(出願人が速い審査、一般審査、遅い審査の中から選択)」に対する議論が行われた。

2011年3月に開催された第18回PCT国際機関会議では中国特許文献をPCT最小文献として追加するよう上位意思決定機構に上程することで合意し、韓国－EPO－米国間協業審査の試験的な実施に対して経過報告が行われた。その他にもPCT国際調査及び予備審査報告書の品質向上方案に対して議論され、補充的な国際調査制度の活性化が必要であることが指摘された。2011年6月に開催された第4回PCT実務グループ会議では

PCTシステム機能改善勧告案の実行結果、第三者情報提供システムの開発、品質フィードバックシステムの開発などPCTシステム開発に係わる問題と中国特許文献のPCT最小文献への追加、不可抗力な事由による期間未遵守に対する救済方案などPCT規定改正関連事項を主要議題として議論した。韓国代表団はPCTシステムの機能改善と関連し、国際調査や審査の品質を高めるために特許庁間の相互協力やwork-sharingの重要性を強調したが、一方南アフリカ共和国とインドは途上国の能力を強化するとともに技術的及び財政的に支援する方向になるべきであると強調した。

3)特許法常設委員会(SCP)

WIPOは1998年から特許法常設委員会(Standing Committee on the Law of Patents : SCP)を通じて特許法の世界的な統一化に向けた議論を展開してきた。2000年特許出願人の便宜を図ると同時にコストを削減するために特許プロセスを統一した特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件を統一するための特許実体法条約(SPLT)に対する議論を展開してはいるものの、先進国と途上国間はもちろん先進国間の意見対立によってなかなか合意までには達していない状態である。

2010年には途上国グループが「特許権の制限と例外(Exception and limitation to patent rights)」を新しい議題とし提案し、特許除外対象と特許権の制限に対して特許権の制限範囲の拡大を主張した。そこで、先進国グループはSCPが途上国主導の下で特許権を制限する方向に偏って流れていくのは望ましくないという共通認識の下で、特許制度の調和に係わる新しい議題(特許品質)を提案することでSCP本来の設立趣旨に合った環境を整えるべく努力を傾けた。

2011年5月に開催された第16回SCP会議は4つのテーマ(国際特許システム、特許除外対象及び例外、顧客－代理人特権、技術移転)の報告書に関する各加盟国の意見と検討の結果発表及び新たに提案された議題(特許の品質、特許と保健)に対する検討を中心に行われたが、各議題に対する立場の違いによって先進国と途上国間の政治的対立が続いた。途上国は特許制度そのものが技術移転、公衆保健などグローバル問題に障害になるものと想定する立場を堅持し、SCPの活動結果が特許制度の否定的な側面を

強調する方向に出るよう様々な試みを行った。一方、先進国は途上国の主張に対する直接的な反駁を自制する代わりに、特許の品質などの問題を提起した。

2011年12月に開催された第17回SCP会議では「特許品質」に対して第16回SCP会議でカナダとイギリスが提案した提案書に対する各国の意見が反映された修正提案書、デンマークと米国の追加提案書が提出され議論されるなど、足踏み状態であった特許法調和議論が「特許品質」テーマの下で徐々に進展を見始めた。一方、途上国が提案した「特許権の除外及び例外」と関連し、アンケートに対する各加盟国の答弁内容をとりまとめて作成された報告書を補完して議論を進めることで合意した。

今回の会議で本格的に議論され始めた「特許と公衆保健」と関連してSCP開発アジェンダ関連活動の問題が議論された。先進国はWIPO内の他委員会の活動と重複を避ける方向でSCP議論が進められるべきであると主張したが、一方、途上国はSCPのmandateに合致する事業に対する議論は可能であると主張するなど、依然として先進国と途上国間の対立が続いた。次期SCP研究テーマとして国際特許システム、特許除外対象及び例外、特許品質(異議申出制度を含む)、顧客と特許助言者間のコミュニケーションに対する秘密保持、特許と保健、技術移転に関する議論を続ける予定である。

4)商標法常設委員会(SCT)

SCTは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化・統一化のための商標法条約をWIPO主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項に関して持続的に議論することで合意した。SCTは2002年以後8回の会議を通じて商標法条約を改正することでシンガポール条約を採択した。

2011年3月開催された第25回SCT会議では商標とインターネット、医薬品の非財産的国際名称、国家名称の保護、産業デザイン法と慣行に関する条文(案)などのテーマに対する議論を続けた。デザイン法条約の採択判断においては加盟国間で異見が生じ

たが、デザイン法と慣行に対する実質的な議論を続けることで合意した。商標とインターネットと関連するテーマではトップレベルドメインの拡張による商標権侵害問題の重要性が提起されたことから、事務局がICANNの動向に対する文書を作成して次期会議で議論することにした。国家名称の商標登録排除に関する議論を続けるかどうかに関しては異見が生じたが、事務局が関連各国の状況を整理した文書に各国の意見を追加・補完した後、次期会議で引き続き議論することを決めた。

2011年10月開催された第26回SCT会議ではデザイン法条約議論が開発アジェンダ勧告案(Development Agenda Recommendation)を充分反映していないという発展途上国からの指摘から、ワーキンググループを構成してデザイン法条約による費用便益の分析、条約採択が途上国に及ぼす影響などを追加研究を推進することにした。法(Article)と規則(Regulation)に分けて議題化されたデザイン法条約の条文別検討では加盟国間の大きな異見が見られない条文が一部ピックアップされた。インターネット仲介者の法的責任に関するinformation meeting開催の必要性に対しても合意に達したが、WIPO建物の火災によって会議が中断され、議論し切れなかった議題は次期会議で再び議論することにした。

5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR:Genetic Resources)及び伝統知識(TK:Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会(IGC)」を構成した。

2009年会議ではアフリカグループ、GRULACグループなど遺伝資源・伝統知識保護の強い保護を主張する国家と先進国間の意見の食違いが露呈されたにもかかわらず、両陣営は数回にわたる公式及び非公式協議を経て最終的にIGC権限範囲(mandate)の延長に合意し、(1)文案交渉(text based negotiation)、(2)確実な日程設定(definite time frame)、(3)法的拘束力(legally binding international instrument)に関するIGC権限範囲の内容を確定した。

2010年12月に開催されたIGCでは専門家たちが提案した11の条文草案全体に対する加盟国の意見収集を完了した。また、非公式「草案作成グループ(Drafting Group)」を別途運営し、文句を簡素化した。2011年2月に2週間開催された会期間作業班会議(IWG、Intersessional Working Group)を通じて遺伝資源及び伝統知識に対する各国専門家が参加し、各テーマに対する踏み込んだ議論を展開した。伝統知識に関しては文案別交渉よりは各条文に対する加盟国からの意見を収集して文案を整理した。一方、遺伝資源に関しては遺伝資源の目的と原則(Objectives and Principles)に関する文案を作成する上で各国の立場をとりまとめ、2011年5月に開かれた「第18回IGC」で報告した。18回会議ではIWG議論内容だけでなく、既存の文案を持って各参加者と文案交渉を続けた。2011年7月に開催された第19回会議ではIGC mandateの再延長が最も大きな話題であり、結局2013年までmandateを延長することで合意したが、これは2011年9月WIP O総会で最終承認された。2012年総会でこれまでの議論を基に外交会議(Diplomatic Conference)の開催及び残ったmandate内のIGC開催回数を決める予定である。

特許庁は韓国の立場を文案に反映するため、より積極的に交渉に臨む予定である。韓国が量的には遺伝資源の貧国であるが、技術の面では先進国と同等のレベルの富国である点を考慮し、韓国国内の生命工学の発展とこれを商業化する国内企業の利害関係を徹底分析し、類似した議題を議論する生物多様性条約(CBD)、食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)で主張する韓国の立場に抵触しない確固たる対応論理を持続的に備えていく予定である。

6)国際特許分類(IPC)会議

IPC(International Patent Classification)は発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系である。1971年に締結された「国際特許分類に対するストラスブール協定」によって設立され、現在ストラスブール協定の加盟国は62カ国あり、韓国は1999年10月8日に加盟した。

WIPOはIPC改正実務会議及びIPC専門家会議を通じてIPC改正を議論しているが、IPC改正実務会議はIP5特許庁が構築した共通分類及び他のIPC加盟国が提案したIPC改正

案に対して議論し、IPC専門家会議はIPC実務会議で議論されたIPC改正案の採択可否を最終的に確定する。

2010年11月に開催された第24回IPC改正実務会議では25(機械12、電気11、化学2)の改正案、35(機械14、電気18、化学3)の定義プロジェクト、16(機械6、電気3、化学7)の整備プロジェクトの検討を通じた国際特許分類(IPC)の改正案採択可否及び誤謬修正などを議論した。韓国代表団はF005(太陽光関連の電気分野)改正案に対する議論を主導した。

2011年2月開催された第43回IP専門家会議では韓国側が初めて細分化して提案した太陽光技術分野の分類表を始め、56の改正プロジェクトが最終承認され、2012年1月に改正されるIPCに反映された。

特許庁は韓国産業に適したIPC改正のために今後もIPC改正関連の会議に引き続き積極的に参加し、世界的な競争力を持つ韓国技術分野のIPCへの反映または細分化に向けて新規IPC改正プロジェクトを積極的に発掘・提案する予定である。

7)マドリッドシステム

マドリッドシステムはマドリッド協定(Agreement)とマドリッド議定書(Protocol)で構成され、マドリッド協定またはマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加盟したものと看做される。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟し、加盟国はマドリッド協定及び議定書の改正を議論するためにマドリッドシステム改善に向けた実務会議を毎年開催している。

2011年7月に開催された第9回マドリッド実務会議ではマドリッド基礎要件の廃止、国際登録分割制度の導入、マドリッドシステム簡素化に向けた共通規則の改正方案などを議論した。加盟国間の「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見が対立し、事務局が集中攻撃及び転換制度に対して追加研究を進め、これを基に次期会議で再び議論することにした。国際登録の分割制度導入に対しても加盟国間の立場が対立し、次期会議でスイスなどが具体的な対案を提示し、

それに対して再び議論することで合意した。

8)開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化させるため、2004年開発アジェンダ(Development Agenda)が発足した。WIPO加盟国は開発アジェンダ議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。2007年9月の総会でWIPO公式活動領域として途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連の6つのクラスター(A~F)⁷、45つの勧告(recommendation)を採択した。その具体的な履行方法を議論するため、2008年から発足した開発委員会(CDIP)は2011年まで22のプロジェクトを採択・推進している。2010年4月開催された第5回CDIP会議では第3回及び第4回CDIP会議の時に韓国が提案した事業を基に作成された事業文書「ビジネス発展のためのIPと商品ブランディング」及び「開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力の強化」が開発アジェンダ履行事業として提出され、途上国と先進国の両方から好評や積極的な支持を得て採択された。

2011年5月開催された第7回CDIPでは新規プロジェクトの推進に積極的である途上国グループとそれに消極的な先進国グループが激しく対立した末、会議が「中止(suspension)」された。11月に再開された第7回会議では5月会議で問題となっていた「途上国と最貧国間IPと開発協力増進プロジェクト」及び同プロジェクトによる「アニュアルコンファレンス及び地域間会議(inter-regional meeting)への先進国参加の可否及び資格問題」に対する議論が続開された。

ロ.APEC知財権専門家会議(IPEG)

韓国はAPEC IPEGで域内の知財権協力に向けた議論に積極的に参加する一方、実質的な事業提案・遂行国としての地位を強化しつつある。2009年APEC域内各国に知

⁷ Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性及び公共政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識アクセス)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

財権専門家を養成するためのオンライン・コンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材の養成事業」を展開し、同事業のフォローアップ事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成の高級課程」を提案して事業を展開している。これとは別に新しいIPの創出及びこれを通じて最貧国及び途上国が支援できる事業を推進するため、21のAPCE加盟国及び国際機関、NGOなどを招請し、2010年6月ソウル「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。また、途上国地域商品のブランド化のための直接的な支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業」をAPECに後続提案し、事業承認を獲得して事業を展開している。2008年以後2011年までIP-Xpediteを利用した教育プログラム及び途上国の地域商品ブランド支援を通じて韓国は知的財産分野においてAPEC域内で援助の対象から実質的な提供国として立場を定立し、これを通じて韓国の影響力を強める契機を設けた。

このような影響力の拡大とともに韓国は2011年3月開催された第32回会議で「特許自動評価システム、SMART」及び「特許情報を活用した適正技術の開発とイノベーション」を発表した。2011年9月に開催された第33回会議では「知的財産基本法の制定と国家知的財産戦略」及び「模倣品取締りのための特別司法警察隊の保護活動」を発表し、韓国の進んでいる知財権制度及びサービスを知らせる一方、特許取得に関するAPEC協力構想などに対する議論で多様な意見を開陳するなど韓国のプレゼンスをさらに高めた。

ハ.その他国際機関及び多国間交渉

1)WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)の創設以降、貿易を円滑にするための後続交渉は持続的に展開されてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足した世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)交渉はWTO発足以来初の多国間貿易交渉である。「開発」という名が付いた理由は以前の交渉とは違って途上国の開発に重点を置く必要があるという途上国からの主張を反映したためである。交渉スタート当時の計画では2005年以前に交渉を一括妥結

方式で終えることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品市場開放に対する先進国と途上国の対立などにより2006年交渉が中断され、以後交渉が再開されたが2008年再び決裂した。

大部分の貿易交渉と同様、DDA交渉においても知的財産権分野は最も議論の余地が多い分野の一つである。ワインと蒸留酒の地理的表示(Geographical Indication、GI)の通知及び登録のための多国間登録先(Multilateral Register)設立の問題、GI特別保護対象拡大の問題、貿易関連知的財産権(Trade Related Intellectual Property Rights、TRIPS)協定と生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)との関係など主要議題において理論的かつ原則的な問題から加盟国間の意見対立が続いている。

加盟国は2010年下半期に2011年中のDDA交渉妥結を再び目標として定める一方、TRIPSで議論されているGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年開始することで合意し、その準備作業に入った。2011年4月にはWTO DDA交渉グループの分野別現状報告書を通じてDrafting Group協議を通じて初めて単一のテキストを作り出すという成果を挙げた。しかし、GI関連多国間登録システムの設立に限定されているにもかかわらず、GI保護が適用される商品範囲など本質的な部分で加盟国間の立場の違いが解決されてないことが明らかになった。2011年10月にDDA TRIPS議長主催の非公式協議があったが、交渉が行われた結果、加盟国間の意見の差が少ないLow-conflict問題(通知、登録、手数料(fees and cost))に対して技術的な協議を進めることが求められ、依然として範囲(Scope)に対するMandateと関連して、EU、スイス、中国などW/52グループとJoint Proposalグループ(チリ、米国、オーストラリアなど)間では立場の違いが存在していることが明らかになった。

2)生物多様性条約(CBD)と遺伝資源アクセスと利益分配(ABS)

1992年生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用から発生する利益の公平な分配を目的とする。CBDの採択で国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的権利を認めるようになった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず、被害を受けたと主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な分配」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国から事前通報承認(Prior Informed Consent、PIC)を得なければならず、利用方法及び正当な利益の配分条件などに対して相互合意条件(Mutually Agreed Terms、MAT)に従うことを規定した。

2002年第6回CBD当事国総会で遺伝資源アクセスと利益分配(Access and Benefit Sharing、ABS)に対する「ボーン(Bonn)ガイドライン」を採択し、ABS履行に対する実質的な指針を提供した。しかし、「ボーンガイドライン」は法的拘束力のない自発的な指針に過ぎず、ABSに対する拘束力のある国際規範を整備するため、2002年持続可能発展世界首脳会議(WSSD)で国際規範創設のための交渉を開始することを勧告した。そこで当事国はABS実務作業グループ会議を通じてABS国際規範文案を作成するための交渉を進めたが、遺伝資源の提供国と利用国間の顕著な立場の違いを調整することには失敗した。

しかし、2010年3月第9回ABS作業グループ会議で既存の文案を改善した31の条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作られ、法的拘束力のある「ABS議定書」の採択を目前に迫った。そして、ついに2010年10月第10回生物多様性条約の当事国総会でABS議定書(名古屋議定書)が採択された。「名古屋議定書」は資源を利用する国家は該当資源を提供する国家の手続きに従って事前承認(prior informed consent)を得た後アクセスするようにした。利益分配と関連しては、議定書発効以後に資源の利用から発生した利益に対して相互合意した契約条件(mutually agreed terms)に基づいて利益を分配するようにした。また、アクセス及び利益分配の手続きに関する国内規定の整備及び手続き履行状況をモニタリングする点検機関(checkpoint)を設置することで合意した。現在、各国は国内履行に向けた法制度の整備作業を進めているが、韓国は環境部主管の下で名古屋議定書履行TFチームを構成し、履行準備に万全を期している履行において最も重要な問題は連絡機関(focal point)、責任機関(competent national authority)、点検機関(check point)など多数の主要機関を指定することである。特に、遺伝資源アクセ

スを要求する際、PIC(事前通知承認書)を発給することになる責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関の指定と関連して関係省庁間で緊密な協力が求められる。

二. 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)

知的財産権の侵害を規律する国際的規範としては「TRIPS(Trade-related aspects of intellectual property rights)」があるが、TRIPS協定は知的財産権保護のための最小限の内容のみを規定している各国に対する勧告事項であり、知的財産権侵害に対する強制的・効果的な執行には不十分である。従って、知的財産権侵害に対して法的拘束力のある国際的レベルの新しい規範が求められ、そこで2005年7月日本の小泉首相がG8首脳会議の時、TRIPS協定を補完する新しい協定の制定の必要性を提起した。これに対するフォローアップとしてACTA交渉が始まったが、2007年12月から2008年3月まで3回の予備交渉と2008年6月から2010年9月まで11回の本交渉を経て協定が締結された。

2011年10月東京でACTA公式署名式が開催されたが、韓国及び米国、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、モロッコなど8カ国が署名に参加した。ACTAは6番目の国家の加盟書(批准書)が寄託され、30日が経過した後発効する。

ACTAは既存の知財権国際条約であるTRIPSの執行分野を補完し、知財権執行に関してさらに強化された国際的に拘束力のある規範の設立を目的としている。最終協定文は知財権侵害に対する水際措置(通関保留措置)、民事手続き及び刑事執行分野に対してTRIPSより強化されたレベルの規範を採択している。

民事執行分野では代表的に第三者に対する仮処分制度を導入し、損害賠償原則を侵害被害者に有利にさせ、損失利益、侵害物品の価額、侵害者が取った利益の一つとして算定できるようにした。また、商標、著作権に対して法定損害賠償と推定損害賠償を導入した。同時に、侵害予防のための暫定措置、第三者に対する侵害予防暫定措置、証拠保存のための暫定措置制度を導入した。

水際措置分野では権利者の申請による通関保留と職権による通関保留制度を知財権侵害物品の輸入と輸出に対して導入させた。また、侵害物品が商業的チャンネルで再流通しないように措置を取り、権利者に侵害物品の船積、物品の数量などの情報や船積者、荷受人(consignee)、輸入者などの情報を提供する制度を導入した。

刑事執行では処罰対象を拡大し、商標偽造、著作権、著作隣接権の違法コピー、偽造ラベル・包装などの輸入と使用、映画の違法コピー(bootlegging)まで刑事処罰の対象に入れた。また、法人に対する刑事責任を義務付け、知財権侵害行為に対して侵害者個人だけでなく法人にも責任を負わせた。侵害に利用された材料、道具、証拠文書、侵害行為から発生した資産などを刑事的没収の対象に入れ、強力な処罰を可能にした。

ACTAは知財権を効果的に保護するため努力している韓国政府の政策と軌を一にするものである。従って、韓国特許庁は外交通商部、法務部及び文化部などの関連機関との協力を通じて知財権執行に関する韓国のイメージを高め、国内産業に及ぼす影響を最小化すると同時に、韓国企業の知財権が海外で常に保護される国際的な環境作りを目指して後続措置を持続的に進める予定である。

4. 南北産業財産権の交流協力基盤の強化

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 チョン・イルナム

イ. 推進背景及び概要

南北は1991年「南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書」（以下、「南北基本合意書」とする）を採択し、1992年同合意書の第3章南北交流・協力の履行と遵守のための「付属合意書」で産業財産権保護のための措置を取ることで合意した。

また、南北間の経済協力が本格化した時点である2000年に締結された「南北間の投資保障に関する合意書」には知的財産権及びこれと類似した権利を「投資資産」の定義に含めることで、知的財産権保護のための土台を整備した。

同時に、南北両側はWIPO設立条約、パリ協約、特許協力条約、マドリッド議定書など、産業財産権関連の国際条約にもほぼ加盟済みであり、PCTを通じた国際特許出願及びマドリッドルートを通じた国際商標出願など産業財産権の相互出願及び登録が制度上可能な状況である。

しかし、このような交流協力に向けた制度的環境及び韓国側の対内外的な努力にもかかわらず、現在まで北朝鮮は韓国の産業財産権出願または登録を事実上認めておらず、産業財産権当局間の公式的な交流も行われていない。

従って、韓国特許庁は開城工業団地など北朝鮮に進出した韓国企業の知的財産権の保護及び今後北朝鮮の経済が開放された時に北朝鮮の中で韓国企業と第3国の企業の間で起こり得る知的財産紛争に備えるため、南北間の産業財産権交流の協力を積極的に推進している。

ロ. 推進内容及び成果

南北産業財産権当局間の公式的な交流が行われていない状況の中で、特許庁はWIP Oなど国際機関が主管するセミナーに参加する北朝鮮の産業財産権関連担当者と非公式的に意見交換を行っている。

具体的に、2005年7月に中国北京で開かれた「PCTセミナー」で韓国は北朝鮮の発明総局関係者と会い、南北間の産業財産権協力の必要性及び相互間の期待効果、長短期協力推進方向及び今後の戦略に対する相互の意見を交換し、南北間で産業財産権交流協力に関する細部合意書(案)を伝えた。これは南北における産業財産権に係わる初の意見交換の場を設け、北朝鮮知的財産権当局の知的財産権認識の向上、北朝鮮発明総局関係者との接触を通じた南北産業財産権協力議論が可能になった点で意義がある。

2006年9月モンゴルで開かれた「WIPO主管セミナー」でも南北産業財産権協力に関して国家品質管理局の関係者と意見を交換した。そこで、北朝鮮は産業財産権協力の必要性には共感しながらも、その方式は国際条約などによる相互出願よりは南北間の共同事務所などを設置して直接出願する方策を望んでいるものと判断される。

また、2007年7月ジュネーブでWIPO韓国基金(Korea Trust Fund)を通じて開催された「北朝鮮代表团Study Visitセミナー」では、北朝鮮の発明総局など関連機関の関係者に特許行政革新、特許技術の事業化及び移転に対する重要性和韓国特許庁のこれまでの革新に向けた努力と成果を伝えた。同セミナーはWIPO職員を除けば北朝鮮代表团だけが参加した初のセミナーで、北朝鮮が知的財産権分野に大きな関心を寄せていることから、今後北朝鮮との産業財産権協力は北朝鮮側の必要に応じて徐々に活性化していくものと期待される。

特に、2007年12月に開催された「南北経済協力共同委員会」で産業財産権分野の協力問題が議題として上程されたが、北朝鮮側の議論拒否によって最終協定文では投資環境の造成や制度的な保障問題を協力・推進するために構成した「南北経済協力制度分科委員会」で産業財産権関連の議題について議論することで最終合意した。

そして、2008年に「南北産業財産権制度の調和方策」研究を進め、北朝鮮の知的財産権分野の活動能力の現状、実現可能な南北知的財産協力モデル及び南北間の知的財産権制度の統合方法を提示した。

しかし、現在南北間産業財産権交流協力は南北関係という政治的環境の中で体系的に推進されず、散発的に進められたため、目に見える成果を導き出していない状況である。

知的財産権の南北交流協力は単純に一人の個人や企業の権利保護に限られたものではなく、南北間で財貨、サービス、資本、技術、知的創作物など全ての有無形の物的財産が円滑に流通する制度的な枠組みであり、基盤である。

北朝鮮は韓国企業が直ぐ活用できる技術を持っているとは思えないが、閉鎖的で孤立した環境の中でも相当なレベルの技術を独自開発し、活用していると思われる。従って、外国の最新技術動向、技術商用化と関連した教育及び情報支援、特許権利化に必要な明細書の作成教育などが支援されれば、今より商業的価値の高い特許が作り出せるものと評価される。

南北産業財産権の協力問題は基本的に南北間の政治的関係という枠組みの中でしか進められないという限界をもっているが、同分野は南北問題の相互主義原則を標榜した「実用的な対北朝鮮政策」基調に適した非政治的・経済的な問題である。

従って、特許庁は対北朝鮮投資協力事業の安全装置として韓国産業財産権の保護、相互出願、登録許容に向けた南北産業財産権協力を体系的に推進する予定であり、近いうちに南北当局間の産業財産権議題に対する議論が始まることを期待している。

5. 知財権分野における貿易交渉対応

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 キム・スンオ

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA : Free Trade Agreement)は特定国家間で排他的な貿易特恵を相互に付与する協定であり、FTAで代表される地域主義(regionalism)はグローバル化とともに今日国際経済を特徴付ける大きな流れとなっている。WTO体制の発足(1995年)を前後にして、多国間貿易交渉などを通じて全般的な関税水準が低くなったことで、他の分野にまで協力領域を拡大しようとする傾向が強まり、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に拡大しつつある。このような傾向により、最近のFTAは商品の関税撤廃の他にもサービス及び投資自由化まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途の章に含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野におけ

る貿易環境の変化によって、特許庁はFTA交渉を通じて知的財産権分野の貿易摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外でより保護を受けられる環境を作るために努力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は第一番目のFTA交渉国であるチリ(2004.4.1.発効)を始め、シンガポール(2006.3.2.発効)、EFTA⁸(2006.9.1.発効)、ASEAN⁹(2007.6.1.発効)、米国(2007.6.30.署名、2011.3.15.発効)及びEU(2011.7.1.暫定発効)、ペルー(2011.8.1.発効)とのFTAに署名したり、FTAを発効した。インドとの包括的経済連携協定(CEPA¹⁰)は2010年1月1日付けで発効された。(各協定の主要内容は以下の表を参照)

区分	主要内容
○韓・チリFTA(2004.4.1.発効)	○チリが韓国の高麗人参、キムチ、宝城緑茶を地理的表示で保護 ○韓国はPisco(ワイン、蒸留酒)、Pajareto(ワイン、蒸留酒)、Vino Asoleado(ワイン)の3つの地理的表示に対して独占権を付与
○韓・シンガポールFTA(2006.3.2.発効)	○韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願に対するISA/IPEA指定 ○韓国特許出願と同一なシンガポール出願の速い審査処理
○韓・EFTA(2006.9.1.発効)	○2008年までローマ協約など3つの国際条約に加盟及び遵守 ○GIの保護、未公開情報(undisclosed information)の保護

⁸ European Free Trade Association(欧州自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

⁹ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーベトナムと構成

¹⁰ Comprehensive Economic Partnership Agreement: 商品交易、サービス交易、投資、経済協力など経済関係全般を包括する内容を強調するために採択された用語であり、実質的に自由貿易協定(FTA)と同じ性格である。

○ 韓・ASEAN FTA(2007.6.1.発効)	○知財権の保護強化 ○知財権分野の情報交換及び協力強化
○韓・米FTA(2007.6.30.署名、2012.3.15.発効)	○登録遅延による特許権存続期間の延長制度の導入 ○公知例外適用期間の12ヶ月延長 ○音・匂い商標の認定及び証明標章制度の導入 ○商標侵害に対する法定損害賠償制度の導入 ○知財権侵害関連の民事訴訟で裁判所の権限強化
○韓・インドC EPA(2010.1.1.発効)	○PCT ISA/IPEA指定、特許手続きの簡素化などの分野で協力 ○両国特許庁間で別途協力MOU締結の推進
○韓・EU FTA(2011.7.1.暫定発効)	○GIは協定付属書に記載して保護(使用が確立された先行商標は引き続き保障) ○医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
○韓・ペルーFTA(2011.8.1.発効)	○GIは付属書交換方式で保護 ○遺伝資源(GR)/伝統知識(TK)はCBD Textの宣言的内容などで妥結

現在、韓国は8カ国と交渉が進行中(日本、カナダ、メキシコ、GCC¹¹、オーストラリア、ニュージーランド、コロンビア、トルコ)である。

日本とのFTAは2003年12月から2004年11月まで6回にわたり交渉が行われたが、以後国民世論の悪化、靖国神社参拝のような外交問題、特定交渉分野で続いている見解の違いなどで交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉再開のための実務協議を毎年2回開催している。

カナダとは2005年7月から2008年3月まで13回にわたってFTA交渉が行われた。知財権分野は第13回交渉で妥結された。主要合意事項は知財権分野の協力、知財権共同委

¹¹ GCC(Gulf Cooperation Council;ガルフ沿岸協力会議):ガルフ湾と隣接した6カ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成された中東経済協力体

委員会の設置及びリスト交換を通じた両国の地理的表示の保護などである。

メキシコとは2006年2月から6月まで3回にわたって戦略的経済補完協定(SECA¹²)形式で交渉が進められたが、商品の開放水準などに対する見解の違いで交渉がしばらく中断された。しかし、2007年12月FTAに方向を変えて第1回交渉が、2008年6月に第2回交渉が行われた。知財権分野の主要争点事項は地理的表示の保護、音及び匂い商標の認定、PCT ISA/IPEA指定などがある。

GCCとは2008年7月から2009年7月まで3回にわたってFTA交渉が行われたが、第2回交渉から知財権分野が議論され始め、知財権分野ではTRIPS協定の遵守を再確認し、知財権関連の問題が発生した場合は協議体を構成して解決できるようにする方針である。

オーストラリアとは2009年5月から2010年5月まで5回にわたってFTA交渉が行われた。両国は米国とFTAを締結した経験があり、知財権分野では米国とのFTAを基に提示した韓国の草案に対してオーストラリア側は柔軟な立場であり、有名商標の保護、市販許可目的の医薬品特許の実施侵害免除(Bolar条項)、法廷損害賠償制度の導入などを除いた大部分の協定文案に対して合意に達している。

ニュージーランドとは2009年5月から2010年5月まで4回にわたってFTA交渉が行われ、知財権分野では遺伝資源及び伝統知識に関する問題が残りの争点であるが、これはニュージーランドが原住民を配慮して提示した文案で、韓国側は文案の水準をより下げることがを要請している。

コロンビアとは2009年12月から2011年10月まで5回にわたってFTA交渉が行われ、知財権分野では生物多様性などを除いた大部分の条項に合意した。コロンビアは生物多様性分野で遺伝資源/伝統知識の事前同意、これを活用した特許の出処公開、利益

¹² Strategic Economic Complementation Agreement : 全商品を交渉の対象とせず、自由化対象である商品の範囲を交渉を通じて決定する、FTAより多少自由化レベルが低い形態の貿易協定

配分などで強い義務を賦課しようとするが、韓国側は韓-ベルーでのような宣言的水準の文案で妥結するために努力している。

トルコとは2010年4月から2011年3月まで3回にわたってFTA交渉が行われ、知財権分野では証明標章制度の導入及び両国の地理的表示を付属書形態で交換することで合意した。しかし、有名商標の保護においてはトルコ側の消極的な立場で保護範囲に対する両国見解の違いで合意には達しなかった。

ハ. 評価及び発展方向

韓国政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化していく見通しである。2012年上半期中に中国とのFTA交渉が開始すると予想されるが、韓・中FTAは両国の経済規模、貿易量、地理的隣接性などを考慮する時、どの国とのFTAより大きな影響を与えるものと予想されるため、交渉開始前から研究事業を実施し、関係機関の意見を集めるなど政府レベルで交渉準備に万全を期している。一方、韓・中FTAとは別に韓・中・日FTA交渉のための産官学共同研究など韓・中・日FTA交渉開始に向けた準備が始まり、韓・日FTAの再開を希望する声も高くなっているため、近いうちに名実ともに北東アジア経済時代を迎えると見られる。韓国は米国及びEUとのFTA締結を通じて知財権保護において既に相当なレベルに達しているため、今後締結するFTAでは韓国が既に施行している制度の効果を最大にする戦略の樹立及び持続的な努力が求められる。

第4節 最貧国・途上国に対する知的財産支援の拡散

顧客協力局 多国間協力チーム 工業事務官 パク・ヒョンス

1. 推進背景

2011年国内スマートフォンユーザーが2千万人を超えるほどスマートフォンの人気
が熱い。毎日のように数え切れないアプリケーションが登場するスマートフォンは
人々のライフスタイル変え、必需品となりつつある。このように先端技術は暮らしを
豊かにし、経済成長を牽引する。

しかし、全世界の人々がこのような科学技術と経済発展の恩恵を享受しているわけ
ではない。全世界的に約11億人が1日1ドル未満のお金で暮らしており、毎年600万人
の子供たちが飢えで死んでいく。また、1億人以上が家もなく生きている。このよう
な貧しさや貧困はわずか60年前の韓国が経験していたものである。韓国は1950年韓国
戦争直後1人当たり国民所得が67ドルに過ぎない最貧国の一つであった。しかし、そ
の後奇跡的な経済成長を成し遂げ、2011年基準1人当たり国民所得2万2千ドル、GDP
世界12位の経済大国となった。

韓国がこのように目覚ましい成長を成し遂げた主な要因としては韓国国民の勤勉性と
優秀なマンパワー、政府の政策支援などを挙げられるが、1945年植民地支配から解放
されてから50年余りの間、現在の価値で換算すると約600億ドル(70兆ウォン相当)に達
する先進国からの援助が最も大きな足掛かりとなったことは否定できない。

最貧国と途上国に対する援助が人道的なレベルを超え、彼らが貧しさを克服して経
済的に成長するほうが新しい需要が発生して先進国にも役立つ。また、最終的には世
界経済の持続可能な発展を可能にするという点で世界各国は国際開発協力に積極的に
乗り出している。

イ. 国際開発協力の最近の動向

1950年代先進国と国際機関が南北問題(開発格差)を解決するために本格的に発展途上国(以下「途上国」)に対する政府開発援助(ODA¹³)を提供する当時、国際開発協力は戦後復興と解放された植民地に対して提供する補償の性格が強かった。1960年代には貧困と低開発問題の解決に大きな進展は見えなかったが、1970年代に入って国連がGNP対比0.7%のODA提供を国際的な目標として掲げ、1971年国連総会を通じて24カ国を最貧国(LDC、least developed country)として指定し、国際開発協力の強化を主張する。それによって1970年代中盤以降国際社会は人間の基本的な欲求を満たすことを開発戦略として採択し、既存のマクロ的な援助方式から保健、衛生などよりミクロ的な方式に転換した。

しかし、1970年代と1980年代の世界経済危機は国際開発協力の方式をより市場志向型の構造調整及び改革を重視する方向に転換させた。OECD開発援助委員会(DAC)は途上国の努力を前提とする持続可能な経済成長(sustainable economic growth)、衡平な所得分配、環境保全及び人口増加の抑制を主要目標として提示した。それによって1990年代DACの援助政策は途上国の持続可能な開発のための環境、貧困撲滅、保健、教育、開発と女性などの世界的な目標にフォーカスが当てられた。しかし、このような努力にもかかわらず先進国の財政圧迫、冷戦終息による援助誘引の弱化などで全般的なODA規模は減少した。

世界化による南北問題の深刻化及び国際開発協力成果の低迷は国際社会に共同努力の必要性を認識させた。それを受け、2000年に国際社会と国連はミレニアム宣言(Millennium Declaration)を通じて国際開発協力の主要目標を設定し、それを達成するための具体的な目標と細部指標を提示するミレニアム開発目標(Millennium Development Goals、MDGs)を採択した。

¹³ 政府開発援助(ODA、official development assistance):中央及び地方政府を含む公共機関が途上国の経済発展と福祉増進を目的に途上国または国際機関に提供する無償援助及び有償援助

2015年を目途にMDGsを達成するための国際社会の取り組みは援助規模の増加、援助効果の増大などの議論につながり、2000年以後国際社会において国際開発協力に対する議論はますます活発になりつつある。特に、MDGs達成のための取り組みの中心にあるODAの量的拡大は2000年以後具体的な目標設定とともに強調されている。2002年モンテレー宣言は供与国の援助目標をGNI対比0.7%に設定し、2005年第60回国連首脳会議では国際社会のODA拡大を呼びかけた。そこで、DACはODA/GNI比率を2009年OECD平均である0.31%から2015年まで0.7%に増大することを目標として定め、ODAの量的増大に向けて取り組んでいる。

このような国際的なODA拡大傾向に伴い、これまで知的財産権の創出とインフラ構築に焦点を合わせてきた世界知的所有権機関(WIPO)も2007年9月総会でWIPOの公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ(Development Agenda)関連の45個の勧告(recommendations)を採択し、その具体的な履行方法を議論するため2008年から開発委員会(CDIP)を組織して2011年まで22のプロジェクトを採択・推進中である。

ロ. 韓国ODAの現状

韓国は戦後復興のために国際社会から多くの援助を受けた代表的な国家として出発したが、その援助をうまく活用して経済開発に成功した結果、現在は新興援助供与国(2010年1月1日OECD/DAC加盟)となった。韓国のDAC加盟はグローバル国際社会で国家間援助が始まって以来援助を受ける側から援助する側に変った初事例であったため世界から注目を集めた。

韓国のODAは大きく対外経済協力基金(EDCF)と韓国国際協力団(KOICA)を通じて行われている。1987年に韓国輸出入銀行を通じて発展途上国に対する譲許性借款を支援するため300億ウォンを出資してEDCFを造成することで有償ODAの基盤を整えた。一方、KOICAは無償援助機関として1991年に設立され、従来各政府機関が散発的に実施してきた技術協力、人材交流事業などを統合して管理するようになった。また、各種のNGOや専門的な国際機関と連携し、発展途上国への支援を後援する方式も追加的に運営している。

韓国のODA規模は着実に増えつつある。2000年には2億1200万ドルに過ぎなかったが、2010年には5倍を超える11億7400万ドルを記録している。GNI(国民総所得)対比ODAの比率が0.12%(OECD国家のうち27位)に止まり、国連の勧告値である0.7%やOECD/DAC平均である0.32%とは大きな差があるが、急激かつ着実に増加する傾向を見せているのは事実である。韓国政府は今後ODA/GNI比率を2012年0.15%、2015年には0.25%まで増やす計画を持っている。

<2010年度韓国のODA実績(百万ドル)>

構成項目	2009年	2010年	増減率(%)	比重(%)
ODA(A+B)	816	1,174	43.8	100.0
二国間ODA(A)	581	901	55.0	76.7
無償援助(KOICAなど)	367	574	56.3	
有償援助(EDCF)	214	327	52.6	
多国間ODA(B)	235	273	16.3	23.3
ODA/GNI(%)	0.10	0.12	0.02%p	-

もはや韓国は途上国の経済発展に実効的かつ持続可能な支援を通じてODAの先進化のための方案を真剣に考える時期を迎えている。既存の単なる物質的援助に対して途上国の自活能力開発及び持続可能性と関連した疑問が提起されたのは事実である。一方、知的財産を活用したODAは途上国が知的財産を創出・活用できる能力を培うことで経済発展を達成するための原動力を提供する根本的な対策になり得る。

2. 主要推進成果

知識基盤社会において世界経済がともに成長していくためには知財権からの利益を後進国も享受できることを見せ、先・後進国間の知財権格差を縮める努力が必要である。韓国は世界4位の知的財産先進国として国際社会からの期待も大きいだけに、韓

国特許庁は「知識」と「技術」、即ち知的財産をどのようにシェアできるのか考え始めた。悩んだ末、ついに二つの方法論を開発した。最貧国に対する生存型適正技術の普及と途上国の優秀商品に対するブランド獲得支援がそれである。

適正技術(Appropriate technology)とは「高額投資が要らず、エネルギー使用が少なく、誰でも簡単に習って使うことができ、現地の原材料を使い、小人数で生産可能な技術」である。簡単に言えば、先進国では活用度が低くないが、途上国では効用が大きい技術である。アフリカでは数百万人が水不足で苦しむ、子供5人うち1人は生まれて5分が過ぎないうちに命を落とす。大半はコレラや赤痢のような水系感染症の所為であるが、飲む水は数km離れているところにあるため、水を運ぶことは大変なことである。彼らのために一気に75リットルの水を入れ、簡単に転がして運べるよう円柱型で設計された「Q Drum」と、汚染した上水源から99.9%のバクテリアを除去する「Life Straw」がその適正技術と言える。イギリスの経済学者E.F.シューマッハーが著書「スモール・イズ・ビューティフル」の中で低開発国家のための小規模生産技術である「中間技術」(Intermediate Technology)を初めて言及したが、これが後に「適正技術」という概念に拡大した。米国、ヨーロッパなどでは1970年代から適正技術に対する関心と研究が本格化した。

ブランド獲得の支援は途上国の農産物、特産物など多数の商品がよい品質にもかかわらず商標及びブランド力の不足で適正な評価を受けられない問題を解決するための事業である。事業初期段階である2009年には韓国YMCAが輸入・販売する東チモール産フェアトレードコーヒーに特許庁デザイン審査官がフェアトレードブランドを開発して付着した結果、コーヒーの売上が2倍も増える成果を挙げた。



<フェアトレードブランド>

実質的に途上国国民や生産者に役立つためには彼らが本当に必要としているものを知ることが重要であり、そのために途上国の事情に詳しい人からアドバイスを求めることが必要であった。そこで、特許庁は韓国の開発支援NGOを直接訪問し、趣旨を説

明して協力意思を打診した。幾つかのNGOのうちGood Naversが関心を示し、2009年9月機関間業務協約を結んだ。Good Naversは1991年設立された韓国の国際開発支援NGOであり、全世界に22の支社を構え、海外開発支援事業を展開している。

特許庁の事業案に対してGood Naversのアフリカのチャド支部長が積極的に乗り出したことで、韓国特許庁とGood Naversは2009年11月アフリカの



<ドライマンゴーの製造過程>

チャドに共同出張に出かけた。チャドはアフリカの中北部に位置している国で、海から隔離されている上、大半の地域が砂漠気候であるため、「アフリカの死んだ心臓」と呼ばれる国である。嘗てフランスの植民地であったが、1960年代に独立し、人口約1000万人、国民所得約1500ドルで、スーダン、ソマリアとともに世界最貧国として知られている。

チャドは他のアフリカ諸国のように山林荒廃によって伐木禁止令が出され、国民たちが薪を手に入れることが出来ず、炊事に困っていた。また、マンゴーが多く生産され、品質もまた優れていたが、長期保管技術や施設がなかったため、マンゴーを商品化できずにいた。このような現地調査結果を基に、サトウキビかすを利用した調理用炭及びドライマンゴー製造関連の適正技術普及とドライマンゴー製品に対するブランディング支援を推進することを決めた。

サトウキビ炭とドライマンゴーの製造工程及び機器開発はチョン・ハンチョル博士(AEKYUNG化学研究院)、ホン・ソンウク教授(HANBAT大学化学工学科)、チャン・ヘドン(HANNAM大学食品工学)など14人の



<砂漠化で薪を手に入れることが難しくなり、自転車で隣国のカメルーンまで行って薪を運んでくるチャド国民>

「シェアリングと技術」所属の科学技術者たちが担当した。「シェアリングと技術」

は適正技術を研究する教授及び研究員で構成された科学技術者NGOとして2009年設立された。

サトウキビかす
またはトウモロコシ皮を利用して炭を作る技術はMIT D-Lab(適正技術講座)で開発・公開された代表的な適正



<サトウキビ炭の製造過程>

技術である。実際サトウキビ炭を作る方法は簡単である。まず、サトウキビの皮を釜に入れて燃やした後、粉碎して炭粉を作り、キャッサバ(澱粉性の植物根で接着剤の機能)と炭粉を混ぜて固め、圧搾した後に乾かせば完成する。チャドのサトウキビ炭開発の核心は電気施設が劣悪な現地事情に合わせて炭を電気無しで大量生産できる設備を開発することがカギであったが、シェアリングと技術の研究陣は特許情報からアイデアを得て電気が無くても炭が大量生産できる燃焼筒、粉碎機、成型機を開発した。

フィリピンなど東南アジアで主に生産されるドライマンゴーは種を取除いたマンゴーを細かくカットして砂糖水に漬けた後、60～80℃の熱風で乾燥させると完成する。この工程の核心は最適の糖度を得る砂糖漬けの工程と自然乾燥機の製作であった。砂糖漬け工程は数回の実験を経て砂糖の配合比率と適正温度及び時間を算出し、自然乾燥機は特許文献からアイデアを得て、太陽熱を利用した木造乾燥台を開発した。

ドライマンゴー製造工程の開発と並行してドライマンゴー製品のブランド開発も行われた。チャド現地調査の時、ンジャメナ(チャドの首都)の市場ではカメルーンから輸入されたドライマンゴー製品が1パックで約4,000CFAフラン(為替レート1ドル



<ドライマンゴーブランド>

=440CFAフラン)で売られていたが、ドライマンゴー製品を5,000CFAフラン程度で販売できるよう高級化戦略を取り入れることを決め、国内の専門ブランディング企業

(メタブランディング)を通じてマンゴブランド開発を開発した。「社会的な性格を持つ公益ブランド」と「輸入品のイメージを持つプレミアムマンゴブランド」を標榜し、チャドがフランス語圏であることを踏まえて1次的に開発されたSweeTree、C'estavous、MangoRingoなど10のブランド候補の中から現地嗜好調査の結果、フランス語で甘さ(Délicieux)、楽しさ(Delicé)と豊かさ(Riche)の組合せ造語である「DELRICHE」を最終ブランド名称として選定し、関連デザインもチャド現地嗜好調査を基に選定した。

チャドオーダーメイド型サトウキビ炭の製造及びドライマンゴの適正技術とブランド開発過程で特許庁、Good Navers、シェアリングと技術、メタブランディングの担当者は随時ソウルと大田を往来しながら実務会議を開いた。また、適正技術は現地適用テストが重要であったため、チャドに2回も足を運んだ。出張当時チャド出張チームは50℃を超える猛暑、マラリア・黄熱病などの伝染病、劣悪な衛生、20時間以上かかるフライト時間などあらゆる危険と苦勞を乗り越えざるを得なかった。

Good Naversはこのような厳しい過程を経て開発された適正技術とブランドを活用して長期的にはチャド現地にサトウキビ炭とドライマンゴ製品を生産・販売する「社会的企業¹⁴」を設立する計画である。チャドの「社会的企業」は調理用薪問題の解決、環境保護の効果のみならず炭とマンゴ製品販売を通じた収益と雇用創出にも貢献するなど、チャド経済発展の礎をを築くものと期待されている。

2011年にはカンボジア及びマラウイに対する需要発掘のためにカンボジアKoun Trei地域の飲用水環境を改善することにし、家庭用浄水器の開発・普及を推進している。家庭用浄水器は㈱ウンジンケミカルがR&D特許センターの先行特許文献検索支援を受けて推進しているが、簡単な構造で電力が要らず、維持費が安いことが特徴である。2011年12月テスト製品の現地適用テストを終え、最適化過程を経て2



<カンボジア浄水器>

¹⁴ 非営利組織と営利企業の間形態で、社会的目的を追求しつつ営業活動も行う企業

012年中にカンボジアに普及する予定である。

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

イ. WIPO韓国信託基金事業

特許庁はWIPOを通じた途上国支援事業により積極的に参加するため、2004年WIPOと「韓国－WIPOファンド設置のための機関間約定」を締結し、韓国信託基金(Korean Trust Fund)を設置した。そして、これを活用した途上国支援事業をWIPOと共同で実施している。途上国に対して知的財産分野の行政情報化を支援し、途上国の知的財産情報に対するアクセシビリティを強化する目的で、特許庁は途上国の特許庁がPCT(Patent Cooperation Treaty)による国際特許出願の時に電子出願が拡大できるようPCT-ROAD¹⁵の開発及び普及を主要事業として推進した。その他にも途上国の総合的な知的財産行政発展の方向を提示するため、知的財産専門家を現地に派遣し、知的財産法制度、審査、情報化など各部門に対して政策諮問を提供する活動を重点的に推進した。

2004年7月第1次年度事業の着手と同時に発足したWIPO韓国信託基金事業は第7次年度事業の一部と第8次年度事業が推進中である。第1次年度から第7次年度まで計47億ウォンが投入され、情報化コンサルティング、特許情報検索サービス支援、最貧国知的財産情報センターの設立支援など計51の細部事業が推進され、これを通じてアジア・太平洋、中東、中南米、中部・東ヨーロッパ、アフリカの71カ国が支援を受けた。

2010年からは「途上国国民の暮らしの質の向上」、「知財権行政能力の強化」、「知財権認識の向上」という3大原則を定め、それに基づいて国家別に状況に応じた知的財産能力構築プログラムを提供している。これまでの事業がシステム普及、ユーザー教育など途上国政府関係者を主な対象者とする活動が中心となってきたのに比べ、途上国が直接知的財産を活用して暮らしの質を改善し、経済発展が図れるよう支援し

¹⁵ PCT-ROAD : PCT Receiving Office Administration 韓国とWIPOが共同開発した国際出願受付システム、国際出願書の受付、処理及び管理機能を担当

ようという趣旨である。2011年には途上国適正技術公募展(マレーシア、エチオピア)、特許情報活用及び適正技術に関するセミナー(メキシコ、ペルー)、地域基盤開発に関する政策討論、途上国特許庁審査官に対する特許法・審査実務教育など7つの細部事業の推進に成功した。

ロ. WIPO開発委員会(CDIP)事業の採択

CDIPでは特許庁が2009年提案した「適正技術情報の普及¹⁶事業」及び「ブランド支援¹⁷事業」が1年余りの議論を経て2010年4月第5回会議で開発アジェンダパイロットプロジェクトとして正式採択された。これは加盟国が発議した事業がWIPO開発アジェンダ事業として正式承認された最初の事例として多くの加盟国から注目を集めた。事業に関する議論及び採択の過程でアジア・アフリカ・南米地域の最貧国・途上国が事業を提案した韓国側に対し感謝の意を表すると同時に韓国への支援要請が殺到した。

WIPOブランド支援事業は2010年7月から2013年6月まで3年間88.5万スイスフラン(約10億ウォン)が投入される予定で、タイ(柳細工、綿織物、シルク)、パナマ(伝統手芸品、コーヒー、パイナップル)、ウガンダ(コットン、胡麻、バニラ)に対してブランド戦略樹立を支援する計画であり、2011年末現在ブランディング戦略草案を構築している。

WIPO適正技術情報普及事業は2011年1月から2012年12月まで2年間67万スイスフラン(約8億ウォン)が投入される予定で、ネパール(有機炭の製造、生姜類農作物の乾燥技術)、バングラデッシュ(高層ビル建築のための地盤処理技法、ゴミ再処理技術)、ザンビア(雨水を活用した灌漑法、太陽光を活用した浄水器法)に対して2011年末現在国別に適正技術landscapeが構築され、2012年には選定された適正技術を実現する計画である。

¹⁶ 正式名称：開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力強化
(Capacity-Building in the Use of Appropriate Technology-Specific Technical and Scientific Information as a Solution for Identified Development Challenges)

¹⁷ 正式名称：最貧国・途上国におけるビジネス発展のためのIPと商品ブランディング
(IP and Product Branding for Business Development in Developing Countries and LDCs)

特許庁はWIPOのパイロット事業推進が成功するよう各事業担当者に情報提供及び経験伝授などを積極的に支援している。

ハ. APEC1村1ブランド事業

2010年6月にはAPECと共同で「1村1ブランド国際セミナー」をソウルで開催した。同セミナーは国家ブランド委員会とソウル市が後援し、KOICA、ワールドビジョン(国際援助開発NGO)など国内のみならずWIPO、WTO、UNDPなど国際機関から計150人余りが参加し、ブランドの活用及び重要性に関する国内・外の高い関心を確認した。



<1村1ブランドセミナー>

2011年にはAPEC域内国家の優秀農産品及び特産物などに対してブランディング戦略樹立を支援する「1村1ブランド支援事業」を新規で提案(4月)し、最終承認(7月)された。それによってAPEC予算(約1億ウォン)を確保し、韓国知識財産研究院、韓国生産性本部とともに中国の竹繊維及びチリのフルーツカクテルに対するブランド確保及び戦略開発を推進している。

<APEC1村1ブランド事業の支援対象商品>

中国竹繊維製品	チリのフルーツカクテル
	

最貧国・途上国に対する知的財産シェアリングは既存の「現物」中心の支援ではなく、「知識」と「技術」を提供するものであり、政府援助においても斬新な試みであると同時に大きな意味を持つ試みといえる。正に「魚」ではなく「魚を釣る方法」を教えることである。また、お金や資源を提供する援助は社会・環境上の問題を発生させるのに比べ、適正技術は根本的にエコ技術に属し、ブランド支援も知識の伝授で公害を発生させないため、正にクリーン援助と言える。

また、同事業の推進を通じて特許庁はこれまで私的財産保護のためのローカル機関から対外的に知財権の創出、管理及び活用に対する援助事業を主管する専門機関としてのプレゼンスを確立することができた。

特許庁は今後も国内外のNGOとともに最貧国・途上国に適正技術を普及し、ブランド支援を拡大しつつ、模範事例を発掘し、これを国内・外に伝える計画である。同時に、KOICA、外交部などと協力して同事業を国家ODA事業と連携させ、民間企業の社会貢献事業及びNGOとの協力を拡大して国家的な援助事業として拡散させるための体制を整っていく計画である。

韓国が米国、日本などに比べて量的な寄与は劣るかも知れないが、韓国の経験と知識を基にしたこのような質的な面での寄与を増やしていけば、これは韓国だけができる差別化された国際的な寄与になると同時に国のプレゼンスを高めることにつながると見られる。

第5節 グローバル特許行政情報化のリード

1. グローバル特許行政情報化に向けた国際協力の強化

情報企画局 情報協力チーム 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機構(WIPO)の統計によれば、2011年韓国は特許業力条約(PCT)による国際特許を10,447件出願し、2010年に引き続き世界5位の多出願国家となった。多出願企業ランキングでもLG電子8位、サムスン電子15位、多出願大学ランキングでもKAIST5位、ソウル大6位を記録した。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最低限資料」として認められ、14の特許庁(国際調査機関)がPCT国際出願を審査する時は韓国の特許文献を必ず事前に検討するようになった。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効されたことで、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することが可能になった。一方、韓国は米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間審査情報及び優先権書類を交換することで、審査結果の相互活用及び行政効率の向上を図っている。

韓国特許庁はこのような国家技術力の向上及びPCT最低限資料発効、そして先進特許庁の動向を総合分析した結果、韓国の特許情報に対する需要が大きく伸びると判断し、韓国の特許文献を含む特許情報に簡単にアクセスして利用できる国家間特許情報交換・活用システムを構築している。

一方、知的財産情報化分野のグローバル動向を見ると、持続的に増加する各国の審査・審判業務の負担を減らすため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活性化しつつある。先進国は既存の3極(米、日、ヨーロッパ)体制から転換された5極体制(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)の下で庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に力を入れている。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバ

ーグループを設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力を入れている。アジア途上国も東南アジア国家連合(ASEAN : Association of Southeast Asian Nations)を通じて知財権協力を強化すると同時にITインフラ拡充及び共通教育課程案の樹立に集中している。

このような国際情勢の中で韓国特許庁がグローバル特許情報化をリードしていくためには主要国との情報化協力強化は欠かせない。IP5体制で情報化課題を主導的に遂行して韓国特許庁の地位を強化し、国際的な協力パートナーとしての地位を固める必要がある。

1999年特許庁は世界初のインターネット基盤電子出願サービスを提供して以来、持続的なシステム改善を通じて世界最高水準の情報化システムを運営している。これまでのノウハウを基に世界知的所有権機関と共同協力事業を行うことで世界知財権行政情報化分野の発展にも貢献している。一例としてPCT条約国の業務効率化のために2004年WIPOと共同で国際特許出願受付システム(PCT-ROAD:PCT-Receiving Office Administration、国際出願を受付・処理・管理することができるシステム)を開発し、毎年機能を改善して30カ国特許庁に普及した。PCT-ROAD事業を通じて中・小規模特許庁のPCT行政情報化に貢献し、PCT情報化分野を韓国特許庁がリードしていくことで世界特許行政情報化分野における韓国の地歩を固めつつある。

一方、2006年からは国際機関との協力を通じて知的財産権英文教育システムを作って普及した。まず、初級者のために世界知的所有権機関国際教育院(WWA)のオンライン教育課程を活用して大学教育課程を開設し、世界知的所有権機関中小企業局(SME)のIP for Businessという原稿を活用して中級者向けのIPパノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリアなどとAPEC基金を活用して専門家用のIP Xpediteを開発した。

ロ. 推進内容及び成果

1)主要国特許庁との情報化協力の強化

イ)IP5特許庁の情報化協力

全世界における特許出願の急増による審査滞積が世界的な問題として台頭することにより、これを解決するためのIP5間協力がますます求めらつつある。このような状況の中で2007年5月、2008年10月開催されたIP5長官会合を経て、5カ国間の審査業務協力に向けた10大基盤課題を推進することで合意し、2011年3月まで3回にわたって開催された後続実務会議を通じて具体的な実行方案を議論した。

10大基盤課題は韓国特許庁の主導課題である機械翻訳を始め、他庁の主導課題である検索情報の共有、検索及び審査支援ツール、共通検索文献、共通出願書式、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システムなど計6つの情報化基盤課題を含めている。

韓国特許庁は機械翻訳課題の主導庁として、IP5共同プロジェクトであるエラー検取事業を完了し、最新技術である翻訳メモリー1万件を構築し、韓・英機械翻訳システムの翻訳品質を改善する事業を展開した。エラー検取事業を土台に2012年に機械翻訳機を改善し、品質評価を行う予定である。また、他国主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システムに対しても積極的に意見を述べる活動を展開することで、IP5体制の下で情報化課題の主導的な遂行及び様々な代案の提示を通じて国際情報化議論において韓国特許庁の地歩を固める成果を挙げた。

今後韓国特許庁はIP5情報化課題の遂行に積極的に参加し、合理的かつ適用可能なソリューションを提示することで、庁間の相互協力に向けた情報化基盤を拡大し、最終的には韓国企業・出願人のR&D能力強化のために取り組んでいく予定である。

ロ)韓-日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は2011年5月日本で開催された第14回韓・日情報化専門家会議で、優先権証明書類を安全かつ効率的に交換するための方案を議論した。また、IP5間の審

査情報統合照会サービス((OPD、One Portal Dossier)を構築するための具体的な方策を議論するなど、両庁はIP5情報化基盤課題の円滑な遂行のための相互協力することで合意した。韓国特許庁は日本との情報化協力を通じてIP5情報化基盤課題の議論過程で意見を調整し、合理的な情報化モデルを提示するなど、仲裁者としての積極的な役割を果たしていく予定である。

ハ)韓-中特許庁の情報化協力

韓-中特許庁は両庁の特許審査情報に対するアクセシビリティの向上と審査品質の向上に関して2011年4月韓-中知財権関連了解覚書(MOU)を締結し、2011年7月中国で開催された韓-中情報化専門家会議では特許・実用新案など過去の公報を交換することで合意した。特に、2011年11月からは電子的手段(File Transfer Protocol)を通じてデータを交換することで、従来の航空便を通じた交換方式に比べて関連費用を削減することができた。

ニ)韓-中-日特許庁の情報化協力

韓・中・日3国特許庁は2011年10月韓国で開催された第9回韓・中・日情報化専門家グループ会議で各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制の下で3国間共同発展のために持続的に協力することで合意した。3国特許庁は効率的に統計データを交換するために統計データ目録を整備し、3国ホームページの活用度を高めつつ体系的に管理するための方策について議論した。

韓国特許庁は3国間情報化協力を通じて情報化が急速に進んでいる中国及び日本と共同協力を強化することで、IP5体制の中で韓国特許庁の役割及びプレゼンス強化を図ることができると期待される。このような努力はグローバル知的財産時代を迎え、北東アジア地域特許庁間の実質的な協力の枠組みを構築したという点で重要な意味を持つと言える。

ホ)韓-ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁は2005年6月に包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結してから毎年MOU履行のための年間協力計画(Work Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。

今後、韓国特許庁はEPOとの情報化専門家会議で韓国特許庁出願人の便宜を図り、韓国特許庁の情報化能力を高める新しい議題と共同協力事業を発掘する予定である。また、EPOとの持続的な技術共有及び新技術の導入を通じ韓国特許庁のプレゼンスを高めていく予定である。

へ)韓-米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月包括的協力のための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUのフォローアップとして2008年10月開催された情報化実務会議で両庁審査官の業務効率性を高め、両庁審査官間の協力を強化するため、PCT文書の双方交換、仮想協業システムなど様々な協力事業を推進することで合意した。

2009年度には両庁間でSHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)プロジェクトを試験的に行い、オンラインを通じて両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互提供するシステムを構築した。これを通じて両国は審査品質を高めることができ、業務効率性の向上によって審査滞積の解消に大きく貢献できると期待している。また、出願人は韓国特許庁の高い品質の審査サービスで韓国のみならず米国でも安定的かつ強力な特許権の獲得が可能になると期待している。

2)国際機関との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は2006年から2010年までWIPO中小企業局と協力して知的財産権の基本概念及び活用戦略に関する知財権英文コンテンツである「IPパノラマ」を開発した。韓国特許庁は途上国支援のためにタイ、ポルトガル、エストニア、ハンガリーなどと

IPパノラマ自国語版の開発に関する協定を締結し、2009年6月にはWIPOとIPパノラマを国連公用語で開発することで合意した。それにより、2009年アラビア語、2010年スペイン語、フランス語版IPパノラマ開発が完了した。

2011年10月アルゼンチンのブエノスアイレス、ガボンのリーブルビルで南米とアフリカ地域WIPO国際シンポジウムとともにスペイン語及びフランス語版IPパノラマ発売イベントが開催された。同シンポジウム期間中に韓-アルゼンチン特許庁及び韓-OA PIハイレベル会談が開催され、両機関間の知財権共同協力方策に関する大きな枠組みを構築する契機となった。

また、韓国特許庁はAPEC特別基金を確保し、2006年から特許情報の検索及び活用に関する知財権コンテンツIP-Xpediteを開発した。2009年にはアジア・太平洋地域の21カ国の加盟国を対象にするオン・オフライン知財権情報活用教育課程の運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の推進に成功し、2010年には「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」を提案し、APEC基金14万7千ドル(USD)を確保した。それによって、2011年10月にはAPEC加盟国を対象に教育参加者別のオーダーメイド型教育課程を提供し、国内特許情報システムの優秀性を広報し、APEC加盟国を対象にした最大規模のオン・オフラインブレンディッド教育課程を提供した。

韓国特許庁は韓-WIPOが共同開発したPCT-ROADを2005年初めて発売した。以後現在までアイルランド、ブラジル、マレーシア、南アフリカ共和国、メキシコなど全世界の30カ国に普及した。持続的な品質改善及び機能高度化作業を経て2011年4月新しいバージョンが発売されたことで、世界各国の特許庁から注目を集めている。特に、受理官庁から送られてくるPCT電子出願データの整合性はPCT加盟国から送られてくるすべてのデータの中で最も品質が優れているため、WIPO内部からもその優秀性が認められている。また、PCT-ROADユーザーのシステム活用能力を向上させるため、2009年2月WIPOと共同でPCT行政情報化教育を実施して参加者から大きな反響を得た。

一方、2009年1月韓国語がPCT国際公開語として発効されたことを受け、WIPO情報

化システムでハングルが処理できるようにハングルフォントを整備し、出願人が韓国語でPCT出願ができるように支援するため、PCT電子出願ソフトウェア(PCT-SAFE)の韓国語バージョンを開発・普及した。また、韓国語国際出願に対する外国特許庁と企業のアクセシビリティを高めて韓国特許情報の需要を増やし、韓国語国際特許をより効果的に保護するため、韓国特許庁はWIPOと共同で2011年11月から韓国語PCT公報の韓-英機械翻訳サービスを提供している。

3)国家間特許情報の交換・活用システムの構築及び運営

韓国特許庁は2003年樹立された「特許庁間の審査結果相互活用のための審査情報公開システム構築計画」を土台に、海外特許庁審査官が韓国特許情報にアクセスしやすくするため、2005年11月韓国特許公報の韓-英機械翻訳サービス(K-PION : Korean Patent Information Online Network)を開始した。以後、2006年11月から審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月から英文キーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA : Korean Patent Abstract)検索サービスを提供した。2008年12月からは韓国特許公報を英文キーワードで検索できるようにし、韓国特許情報の活用手段が多様化した。

2009年にはデザイン及び商標に対する検索、韓国語PCT文献検索を追加し、審査文書に含まれた添付文書のリンクを提供するなど検索機能を強化した。2010年にはIP5情報化基盤課題の一つである連合検索方策として海外特許庁の検索システムにK-PION検索サービスの拡大、審査文書に含まれた添付文書リンクの提供、ポータル機能及びヘルプデスク機能の付加など機能の高度化に力を入れている。今後このサービスを日本特許庁、中国特許庁を含む他の海外特許庁に普及する計画である。また、2011年にK-PION検索サービスの品質を高めるため、審査及び公報文書で頻繁に使われる約1万件の常用句を基にして翻訳辞書をアップグレードした。

K-PIONを通じた高品質の韓・英機械翻訳サービスを提供するため、韓国特許庁は特許文献に頻繁に使われる文型を分析し、380万個に達する特許専門用語辞書及び審査用語辞書を構築した。その結果、米国、ヨーロッパ、日本の特許庁を含む38の外国特許庁がK-PIONを通じて韓国特許情報を利用している。

これとは別に、韓国特許庁は2009年12月国内企業の海外進出を手助けするため、対国民用検索サービスであるKIPRISに海外登録商標検索機能を追加し、国内外ユーザーにサービスを提供している。現在、米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標8百30万件余りが検索可能で、今後ヨーロッパ、ニュージーランドなど海外主要国の商標DBを確保して搭載する予定である。

また、特許庁は3極(米・日・ヨーロッパ)とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を、2008年11月からは審査情報を相互交換している。また、米国からのPCT国際調査依頼件数の急増によって、2008年11月からPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を電子的に交換している。また、TDA基盤サービスの安定性を高めるため、国家及びサービス別分散システムを構築し、TDAの既存ネットワーク装備 (Virtual Private Network)をアップグレードしてセキュリティー機能を強化した。

韓-米間TDAを通じた審査情報及び優先書類の相互交換が可能になったことで、2009年9月から韓-米間審査業務負担を減らすための審査業務協力プログラムである韓-米SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)パイロットプロジェクトを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対して第1庁がまず審査に着手し、第2庁は第1庁の審査結果活用が可能になるまで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトで、特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムで審査報告書を提供している。

そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access SerVice)を構築し、3極特許庁の他、中国、イギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。現在IP5は情報化基盤課題の中で審査結果及び優先権書類交換課題でDASを通じた優先権書類の保安性と便宜性に対して議論中であり、それを反映して優先権書

類交換システムを改善するために引き続き努力を傾ける計画である。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて韓国特許情報を普及し、海外における国内特許権の保護基盤を強化してきた。また、IP5基盤課題中の機械翻訳課題の主導庁として韓-英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外審査官のアクセシビリティ向上のために努めている。これを通じて国際特許権紛争の原因を最小限に抑え、国際社会における韓国技術の国際的なプレゼンスを高めることができると期待している。

審査情報を各国の特許庁と共有することで同じ特許出願に対する審査結果を相互活用でき、審査期間の短縮及び審査品質の向上につながる。2013年4月審査結果共有システムの1段階テストが予定されているが、そのためのIP5情報化基盤構築に向けた最適方策を樹立して韓国特許庁の情報化システムを先進化する予定である。また、優先権書類の電子的交換を通じて特許行政効率や出願人利便性の向上、行政処理費用の削減にも役立つものと期待している。

韓国特許庁が製作したIPパノラマは2011年10月アルヘンチン、ガボンで開催されたスペイン語及びフランス語版IPパノラマ発売イベントで南米及びアフリカ地域の主要特許庁関係者から世界初のスペイン語及びフランス語ユーザー向けのグローバル知財権コンテンツとして好評を得た。また、知財権コンテンツの開発及び知財権認識拡散事業の経験を基に2012年にAPEC特別基金を確保するため、APEC域内の大学生に焦点を合わせたオーダーメイド型ブレンディッド知財権教育プログラムを新しく提案する予定である。この新規事業を通じてアジア・太平洋地域大学生の知財権認識を高め、国際社会に友好的な環境づくりが可能になると期待している。

韓国特許庁は今後も二国間及び多国間で多様かつ充実した情報化協力事業を推進していく計画である。また、PCT-ROADのような成功事例をもとに、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼を確保することに総力をあげて取り組む計画である。

同時に、特許行政情報化分野の世界標準定立においてリーダーとしての地位を確保し、さらには世界特許行政情報化発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報企画局 情報協力チーム 技術書記官 コ・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

情報通信技術の発達は全世界的に国家全般におけるパラダイムの変化を生み出し、特にこのような流れの中で電子政府事業は行政業務の革新と国民に対するサービスの変化をもたらした国家競争力の産物として、新しいIT市場を主導している。そこで韓国政府も特許情報化システム、関税情報化システムなど6つの電子政府システムを発展途上国の電子政府構築を支援するための「電子政府6大戦略課題」として選定し、政府レベルで電子政府の海外進出を積極的に支援している。電子政府事業を中心に成功したIT産業分野の技術を発展途上国に伝授して国家間の情報格差を解消すると同時に、新しいIT海外進出市場を創出して国家競争力を高めることが電子政府海外進出の目的といえる。

今日、世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率よく処理し、出願人の利便性を高めるため、特許分野における電子政府の実現に拍車をかけている。特に、3極特許庁と言われる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国の特許行政の情報化のみならず「世界特許システム」を開発し、発展途上国を含む全世界の特許庁に普及しようとする計画を推進するなど、特許行政の情報化分野において熾烈な主導権争いが繰り広げられている。このような状況の中で、特許ネット技術移転事業は知財権行政情報化分野で技術標準の国際的な主導権を確保し、多くの国からの支持基盤確保及び発展途上国との戦略的パートナー関係を形成することで、国際社会で国益優先の多国間関係を形成するための土台を構築すると同時に、民間SI企業の海外市場進出を支援すること

に意義がある。

世界知的所有権機関(WIPO)では毎年知財権情報化標準会議を開催し、特許文書及びデータと関連する国際標準の制定・改正を議論している。知財権情報化標準の新設または変更は、特許行政の全プロセスを電算化した膨大な特許ネットシステムを運営している韓国にとってはリスク要因になる可能性が大きい。もし韓国の特許システムが採択している標準とは違う方向で世界標準が採択されれば、莫大な予算をかけて開発した特許ネットシステムがグローバル情報化の流れに乗り遅れ、それを補完するためにはまた違う予算と人材の投入が求められることになる。そのような無駄を予防し、知財権分野の世界標準を韓国に有利な方向に誘導することで最終的には韓国民が創出した知財権の国際的保護水準を強化するためには、情報化標準国際議論の場で韓国の立場が充分反映されるよう主導権を確保しようとする努力が必ず必要である。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁が開発・運営している電子政府システムである特許ネットシステムは3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマーキングの対象となっているだけでなく、APECが域内発展途上国特許庁に対する情報化協力事業の担当者として韓国特許庁を選定し、さらには世界知的所有権機関(WIPO)がPCT国際出願の電子的処理のためのシステム開発及び普及事業のパートナーとして韓国特許庁を選択するなど、韓国特許庁の電子政府システムは世界的にも注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネット基盤の電子出願システムを実現した韓国特許庁の特許行政情報化水準を高く評価し、2002年度発展途上国の特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金を提供することを決めた。このようにして得たAPEC特別基金を活用して、韓国特許庁はタイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインドの特許庁に対し、情報化コンサルティングを行った。これにより、APEC域内加盟国から高い評価を得るとともに、特許行政情報化分野をリードする国家として浮上した。

特許ネット海外進出は主要拠点国家を中心に2006年から本格的に推進された。2006年2月、タイ商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請した。そこで韓国特許庁は韓国通信、LG-GNSなどとコンソーシアムを構成し、2006年下半期に予備事業提案書を提出した。その後、両国は両国特許庁間のパイロット事業にも合意したが、タイで起きたクーデタにより、同事業の推進は保留となった。2006年12月末タイの政局が安定を取り戻したことで協議が再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結すると同時に、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知財権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョン開発事業に着手した。これにより韓国特許庁はIP Center構築事業参加のために他国と競争する際に確固たる競争的な優位を確保した。

2003年8月韓・インドネシア特許庁間で締結された包括的な協力のための了解覚書(MOU)をもとに、韓国特許庁は2007年の上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査事業を行い、総額33百万ドル規模の特許情報化事業を共同推進することで合意した。2007年9月両国特許庁はインドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結し、2008年インドネシア政府は事業妥当性調査の結果をもとにインドネシア特許情報システム構築事業を国策事業で推進する借款事業として公式選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府が提供する借款である対外経済協力基金(EDCF : Economic DeVelopment Cooperation Fund)事業として確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業を支援するための技術協力了解覚書(MOU)を締結し、両国政府は2010年8月33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年事業妥当性調査として始まったモンゴル特許情報化事業は2010年4月335万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)政府開発援助(ODA)事業として確定され、メイン事業者であるLG-CNSがシステム開発に参加し、2011年12月モンゴル特許情報化システム(IPOMnet)を開通した。モンゴル特許情報化事業を推進するため、特許庁は2011年6月韓-モン技術協力MOUを締結し、管理者・実務者の韓国招請研修などを通じて能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。途上国特許情報化事業の成敗はシステム開通後の安定的な運営・維持が鍵となるため、韓-モン情報化実務会議を通じて

モンゴル特許庁の安定的なシステムの運営・定着を誘導する計画である。

2009年知財権教育分野への協力をスタートしたアゼルバイジャン特許情報化事業は2010年妥当性調査を経て、2011年2月420万ドル規模のKOICA ODA事業として確定された。2011年8月メイン事業者として選定されたシリウスソフトが2013年開通を目標にシステム開発を推進している。特許庁は事業モニタリング、評価、技術諮問及び能力強化プログラムの提供などを通じてアゼルバイジャン特許情報化事業を支援することになる。

特許ネットシステムはアジア(モンゴル・インドネシア)と中東(アゼルバイジャン)に引き続き、アフリカ進出を予定している。特許庁は2010年11月樹立した「特許ネットアフリカ進出の基本推進戦略」でアフリカの英語圏18カ国の政府間知財権協力機関であるアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)を特許ネットの進出拠点として活用することを決め、2010年12月ARIPOと知財権分野の包括的協力MOUを締結した。ARIPO本部所在地であるジンバブエのハラレで開かれた韓-ARIPO-WIPO情報化実務会議で特許庁は3国間技術協力MOU締結を提案し、同年9月WIPO総会(ジュネーブ)でMOU署名式を行った。ARIPO特許情報化事業がKOICA ODA支援事業として確定されれば、アフリカ国家の特許行政情報化インフラの構築に大きく貢献する見通しである。

一方、韓国特許庁は海外特許庁の情報化事業に参加して特許ネットシステムの全体モデルを普及することと並行して、個別単位業務の電算化を支援するシステムを開発・普及するモジュール化事業も推進している。国際特許出願受付システム(PCT-ROAD: PCT-Receiving Office Administration)がモジュール化事業の代表的な結果物である。2005年からWIPOの要請で国際出願を受付・処理・管理できるシステムであるPCT-ROADの共同開発を完了し、2005年ベトナム・イスラエルなど7カ国に、2006年にはマレーシア、インドネシアなど5カ国に普及した。また、スペイン特許庁から基金6万スイスフランの提供を受け、スペイン語バージョンのPCT-ROADを開発完了した。2007年にはキューバ・ドミニカ共和国などラテンアメリカ国家を含む6カ国に普及し、2008年にはブラジル、ユーラシア特許庁など6カ国、2009年にはニュージーランド、チリ、タイなど合計4カ国、2011年アイルランド、ウクライナに普及し、現在PCT-ROA

D利用国は30カ国に達している。

韓国特許庁は特許ネットシステム(KIPOnet)の開発・運営経験をもとに、情報化標準会議(SDWG)などWIPO標準の制定・改正議論に積極的に参加している。同時に、3極(米・日・ヨーロッパ)など主要国特許庁との二国間協力を通じ、情報化の国際標準と関連する共同対応方案を模索する上でKIPOnetの互換性や安全性の確保に力を入れている。

情報化分野のWIPO国際標準は情報化標準会議(SDWG)の傘下に設置された多数の分科委(Task Force)会員間のオンラインブログであるWikiフォーラム議論を経てその草案が作られる。したがって、標準の実際内容と関連する制度的・行政的・技術的議論及び検討は分科委で行われ、標準の採択と関連するプロセス的な検討及び最終承認はSDWG本会議で行われているといえる。このようなWIPO標準議論の活動と関連し、韓国特許庁は2002年から商標標準分科委員長を務め、商標分野の標準作業をリードしているだけでなく、XML4IP(ST.96)など主要分科委に参加して標準論議の動向を持続的にモニタリングしつつ韓国の意見を積極的に開陳している。

一方、WIPOは知財権情報に対する国家間共有・交換の持続的な拡大とともに、XML(eXtensible Markup Language)文書など関連標準の国際的議論の必要性と重要性が増してきたことから、加盟国の同意を得て2010年から既存の実務グループ協議体であるSDWGをCWS(Committee on WIPO Standards)常設委員会に格上げし、情報化標準議論をさらに強化している。しかし、2010年10月CWSの目標設定と途上国への支援方式に対する途上国グループと先進国グループ間の異見が発生したため、CWS会議が最終日に中断された。2012年4月にCWS会議が再開される予定で、既存のSDWGと類似した形で運営されると見られる。したがって、各特許庁は新しいCWS体制の下で自国の制度及び業務プロセスに適したWIPO標準の制定・改正に向けた努力をさらに強化すると予想される。

標準制定作業は一般的に分科委員会の委員長の主導で行われる。具体的にみると、まずCWS加盟国やWIPO事務局から特定分野に対する標準制定・改正と関連した提案

が本会議の議題として提出されると、既存課題(task)との重複性などを検討し、課題を新設するかどうかを決めた後、分科委委員長(Task Force Leader)を選出する。通常議題を提案した国家が該当分科委の委員長役を務めることになるが、手続き上加盟国間の満場一致で任命される。任命された分科委委員長は今後の議論範囲及び方向を含む「事業計画書(Project Brief)」を提出し、CWS会議で承認を受ける。分科委は委任を受けた範囲の標準議論作業を遂行することになる。

分科委委員長はWikiフォーラムを通じて加盟国間の議論を進め、委員との協議を経て作業日程を確定する。定められた作業日程に従って加盟国の該当標準と関連した技術の活用状況などに関するアンケート草案をWikiフォーラムを通じて提示し、分科委員から検討意見を収集して最終案を作成した後、それをWIPO国際事務局に移管させ、3つの言語(英語、フランス語、スペイン語)で加盟国に配布する。その後、収集されたアンケート調査結果を基に新しい標準の草案を作成し、それをWikiフォーラムに上程して分科委員から検討意見を収集した後、標準最終案を作成する。この標準案を次期CWS会議に上程して同意を得れば、標準として公表される。

CWS会議の際、分科委員会委員長は標準制定作業に対する経過報告及び加盟国の建議・質疑事項に答えると同時に、同期間にかかれる分科委会議を主宰し、Wikiフォーラムを通じて提示された主要問題について交わされた討論の結果を会議録として作成して国際事務局に提出する。

第1回CWS会議では商標標準の他にもST.10/C(書誌データ構成要素の表記)の改正案採択と各特許庁の出願番号及び優先権番号の使用状況と関連アンケート案作成に関する議論を展開した。既存のXML標準案(特許-ST.36、商標-ST.66、デザイン-ST.86)を代替するXML統合標準案(SML41P)に対しては新しい標準番号(ST.96)が付与され、分科委会議で共通エレメント(GICE)を含むXML41Pの設計規則、具体的なスキーマなどに対する細部議論が行われた。また、WIPOの情報化計画であるWIPO STADとPatentscopeに対する経過報告があり、ST.26(ヌクレオチド及びアミノ酸塩基序列表記のためのXML勧告案)を採択した。

一方、韓国特許庁はCWS傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書(ATRs)」、「文書標準」など12の主要分科委に参加して活動している。特に、「商標イメージ処理に関する標準」と関連して該当分科委の委員長として制定作業をリードし、2010年10月第1回CWS会議で本文内容を確定し、付録に添付される文書を回覧させるなど、標準完了に向けた議論をリードした。同標準を制定するため、韓国特許庁は①加盟国に商標イメージに関するアンケートを配布して回答を回収②回収されたアンケートの分析結果をWikiフォーラムを通じて共有③加盟国の追加意見収集及び反映などのプロセスを充実に行った。現在、WIPOに商標標準分科委のWikiフォーラムが開設され、加盟国の意見収集が迅速に行われている。2012年第2回CWS会議で商標標準制定が完了する見通しである。

ハ. 評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定されるなど、韓国特許庁の情報化水準はAPEC、WIPOなど国際機関はもちろん海外特許庁からも好評を得ている。また、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力を希望している。特に、ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム(EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合を提案するなど、これまで3極特許庁の主導で進められてきた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。このように韓国特許庁は情報化システム開発など情報化国際協力事業の主要パートナーとして認識されている。

韓国特許庁はシステム開発など情報化ノウハウをもとに先進特許庁国際機関情報化システムに特化した情報化協力事業モデルを持続的に発掘していく予定である。また、情報化標準議論においてリーダーの役割を果たすと同時に、3極特許庁との協力を強化することで知財権分野におけるリーダー的存在の特許庁を目指す計画である。

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現

第1節 特許行政情報システムの開発

1. 3世代特許ネットの推進背景

情報企画局 情報企画課 放送通信事務官 ソン・ドングック

。イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通は特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式への変革を意味し、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を担当し始めたことを意味する。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化する特許顧客の情報化ニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年まで3年間構築された特許ネットⅡはいつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」という目標の下で推進された。特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入した。同時に、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど特許ネットシステムをアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡ開通以降数年が経過する間、特許行政環境が急変したため、全く新しい特

許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ヘーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて、国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正される予定であり、それを受けて特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初特許ネット開通以降法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加してシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理で特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報が提供できる新しいシステムが求められた。

2. 3世代特許ネットの推進内容

情報企画局 情報企画課 放送通信事務官 ソン・ドングック

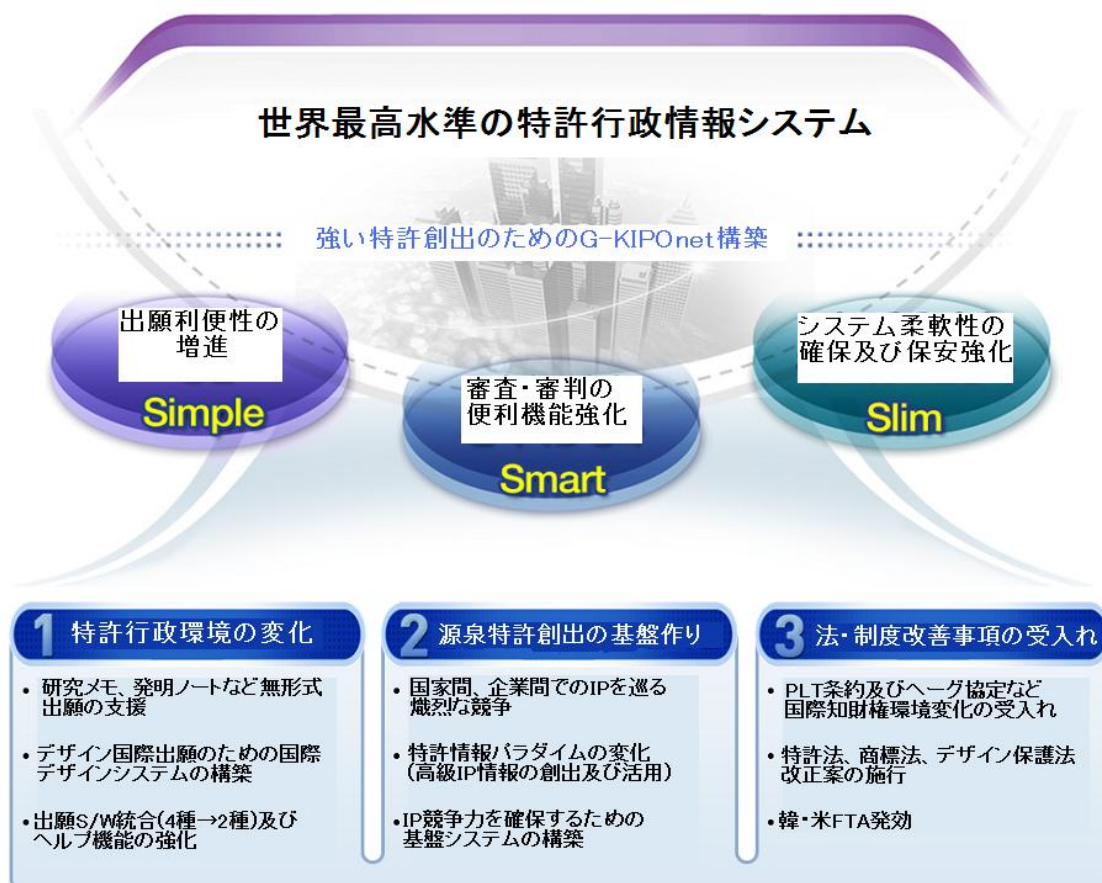
イ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月「3世代特許ネットの構築戦略計画」が樹立され、それによって3世代特許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には2010年設計結果物を基に実現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の流れに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせて2012年1月に1次開通する予定である。

ロ. 主要推進内容及び成果

<図Ⅱ-4-1>3世代特許ネットの開発目標



2012年1月に1次開通する3世代特許ネットでは特許出願のために必要であった最低4種の出願SWを2種に統合させることで出願SW設置による出願人の不便を減らし、出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化した。また、出願プロセスが簡単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。また、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索し、国内出願書類をPCT国際出願書類に自動変換可能な出願システムを構築することで、強い知財権を創出するための電子出願環境を造成した。

審査能率をアップさせるため、24時間無中断審査を可能にし、特許ネットにアクセ

スすれば何所でも連続して業務が行える仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境構築を完了した。また、審査対象件の技術内容と類似した先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符合を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能も構築を完了した。

システムの側面では業務システムの共通機能モジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスを容易にした。また、データ品質改善とシステム性能アップのため、従来US7ASC II形態で管理されてきたデータをUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることでセキュリティー体系も強化された。

ハ．評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日ユーザーサービスを提供した特許ネット I、IIシステムに引き続き、世界最高水準の特許行政情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。2012年にはPCT、審判、国際商標システムに対して分析・設計及び構築が段階的に進められる予定であり、ヘーグ協定、特許法条約、シンガポール条約、ロカルノ協定、ウィーン協定など国際条約加盟による法改正をシステムに反映して3ヵ年計画で推進された3世代特許ネットの構築を完了して2013年最終的に開通する予定である。

第2節 特許行政情報システムの運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 パク・スンチョル

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間情報技術専門業者に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して運営の効率を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外ユーザーの要求に迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。1998年3月当時企画予算処の情報システム運営に対する民間委託方針に基づき、特許庁は1999年1月特許ネットの開通と同時に公共機関としては初めて特許ネットシステムの民間委託運営をスタートした。特許ネットシステムの運営は応用システム部門と基盤システム部門に分離して委託・運営している。

特許ネットシステムの運営業務は出願・登録・審査・審判など特許行政における20の応用システムと知識管理・成果管理・ホームページなど一般行政における14の応用システムの運営を委託している。

また、基盤運営部門はDBセキュリティーの脆弱性及び特許情報漏洩などセキュリティー事故に対する懸念から事業者を傘下機関である韓国特許情報院に変え、基盤運営の安定性・保安性を強化した。基盤部門は韓国特許情報院の職員が100%運営することで、特許情報漏洩のシャットアウト、ストライキなど非常事態時の対応策、職業安定性によるサービス品質向上などのための礎を築いた。

ロ. 推進内容及び成果

1) 応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は特許行政分野における20の応用システム及び一般行政分野における14の応用システムを安定的かつ効率的に運営すると同時に、特許ネットシステムに知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を適時反映することで、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に特許ネット運営サービス水準を定量的に測定評価し、運営事業者の責任を明確にするためにサービス水準協約(SerVice LeVel Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新規で発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービスの品質を上げると同時に委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年長期継続契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては、業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費概念を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システム運営サービスの向上に相当な成果を上げていると評価されている。

また、2011年には特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業の特許行政システム運営事業と中小企業事業の一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に応えていえる。

2)基盤システム部門

特許ネット基盤システム運営部門はサーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど電算支援を効率的に運営・メンテナンスし、特許ネット新規システムの開発及び構築に伴うサービス運営業務を安定的に行うことで、世界最高水準の特許行政情報システムの構築に寄与している。

主要運営業務は電算機、ディスク、ネットワーク、現場支援、特許電算センター・保安管制センターなどの運営、データベース運営、オンライン運営、セキュリティー運営、SBC運営及びITSM(Information Technology Service Management)運営に分けることができる。

1999年から2004年まで主電算機供給業者との調達随意契約によって運営していた 방식을、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定する方式に変え、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤システムの運営委託とメンテナンスを統合・運営している。

2006年には大規模H/W電算資源に対する多年間の運営経験を基にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際的な水準のITサービス管理概念(ISO 20000)を導入し、運営効率性を向上させるための革新的な業務を持続的に遂行している。

2007年にはSLAにISO 20000履行遵守率、現場支援顧客満足度など国際水準のサービス品質及び利用者支援強化のための指標を発掘・補完し、基盤システム運営サービスの持続的な品質管理及び向上を図っている。

2012年には3世代開通によるシステム安定化を図るため、SLAにサービス稼働率、DBチューニング件数など使用者が直接肌で感じる指標を選定して基盤システムの性能改善に万全を期する予定である。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱して一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業でなく委託運営事業として遂行すると同時に、特許庁内部情報化人材による運営管理体系を強化することで特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく予定である。

また、SLAのインセンティブとペナルティー規定をさらに合理的に設定し、特許ネット顧客満足度を客観的かつ計量的に測定できる新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の高品質特許ネット運営サービスを提供するため、特許ネットシステムの運営サービス水準を持続的に高めていく計画である。

2. 知識管理システム(KOASIS)の運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 イ・ジン

イ. 推進背景及び概要

知的財産の重要性に対する認識が高まり、知的財産権の出願が急増している。そのため、審査処理期間を短縮して審査品質が改善するには審査官の業務能力を強化し、業務効率性を高めることが重要な課題として浮上した。それを受けて、特許庁は各個人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有できるよう体系的に管理する必要があるという認識の下で、2000年政府機関としては初めて知識経営宣言式を開催し、知的財産権を管掌する主務官庁として知識経営の先導的役割を遂行するための出発点を構築した。更に、2001年8月に知識管理及び補償に関する指針を制定し、同年9月に知識管理システムを構築するなど体系的な知識管理が行われる基盤を構築した。

その後、知識の創出から共有及び活用に至るまで効率的に管理できる知識管理システムを持続的に改善した。2004年には知識管理システムが単純に知識を蓄積する貯蔵所の役割を果たすのではなく、審査・審判システム、検索システム、業務管理システ

ムなど業務処理のための各種情報システムを有機的に連携して業務処理過程において必要な知識をより容易に活用できるように支援する、全社的知識ポータルとしての機能を大幅拡大した。

<表Ⅱ-4-1>知識管理システム(KOASIS)の主要機能

区 分	内 容
知識登録	業務ノウハウ、産出物、参考資料など業務知識、知識Q&A、Wiki知識
知識検索	知識マップを活用した分類別検索、キーワード及びタグを通じた統合検索
知識検証	登録知識承認処理、知識評価、知識カテゴリーの移動、知識修正及び廃棄
マイレージ管理	知識活動によるマイレージ付与及び個人別/部署別の実績管理
コミュニティー	局/課の情報コーナー、同好会などオンラインコミュニティー構成、コミュニティー別の掲示板及び会員管理
システム管理	知識マップ/掲示板/コミュニティー/知識専門家管理、利用統計及びモニタリング

2005年からは特許庁の内部だけの知的共有から脱し、外部との知識共有を活性化するため、NAVER(2005)、EMPAS(2006)などの民間ポータルでも知的財産権情報を容易に検索できるようにした。また、研究機関と知識管理システムをオンラインで連携し、2011年現在韓国電子通信研究院など19の機関に対して、特許庁知識管理システムに蓄積されている特許関連の法・制度及び審査・審判などに対する知識をリアルタイムで提供している。

ロ. 推進内容及び成果

2011年1月には知識管理システムで利用率の高いメニューを中心に主要メニューを単純化し、全体的に統一感のある洗練されたデザインを適用して使用者が便利に利用できるように、知識管理システムをリニューアルして開通した。また、同年3月にはこれまで蓄積されて量的に大きく増加した知識が簡単に検索できるように統合検索機

能を高度化する作業を完了した。それによって、一度の検索で知識のみならず知識管理システムに登録された一般掲示物、旧電子文書、オンナラシステムの電子文書及びメモ報告まで迅速かつ簡単に一つの画面で見ることが可能になった。

このような知識管理システムの改善作業とともに全職員が知識活動に積極的に参加できるように多様な支援活動も併行した。四半期毎に知識活動優秀者に対する褒賞を実施したが、知識登録・回答登録など知識活動の実績と専門家の評価結果によって知識マイレージを付与して昇進人事及びインセンティブに反映した。また、知識活動参加者の裾野を広げるため、これまで知識活動優秀者として褒賞を受けていない人のうち優秀な活動をした「新米知識人」を選定して褒賞したり、貯めた知識マイレージを文化商品券に交換できる「知識マイレージクーポン制」を実施することで、知識活動に対する職員の関心を高める契機を作った。

ハ．評価及び発展方向

これまで特許庁の知識管理は業務中心のハイクオリティー知識を作り出し、それを共有・活用することに重点をおいて推進した点で肯定的に評価できるが、知識管理システムと業務システム間の連携に関しては一定の限界が存在した。今後は業務と知識がより緊密に連携した新しいタイプの知識管理システムを構築する予定である。業務と関連する法令、規定、指針、マニュアルなどの核心知識を業務システムに有機的に連携させ、必要な知識を一々探すのではなく業務プロセスによってそれに該当する知識を適時提供する業務ポータルとして進化させていく計画である。

第3節 特許情報DBの構築

1. 知的財産権情報データの拡充及び管理

イ. 検索DBの持続的な拡充

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ

1) 推進背景及び概要

特許庁は国民と審査官が先行技術検索に活用できるよう、1999年から国内外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許庁など海外31の機関から特許技術データを入手しているが、この中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載し、検索・活用している。2011年12月現在、検索DBに搭載された国内・外の知的財産権データは20,213万件に達しているが、これは前年に比べ1,033万件が増加したもので、毎年1,000万件以上増加している。現在審査官利用率を基準にした場合、日本、米国、EPOデータの利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程で調査が義務付けられているPCT最小限文献に韓国特許文献が含まれるようになり、韓国検索DBの品質が重要事項として登場した。それを受け、韓国特許庁は2009年に精製用DBを構築し、検索DBに国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前に体系的に整備・加工するシステムを構築した。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築してエラーデータの発生を防止し、既に蓄積されているデータのエラーを自動的に探知及び整備できる体系も構築した。

2) 検索DB構築の状況

＜表Ⅱ－4－2＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2011年12月末基準、単位:千件)

入手機関	資料の種類	構築年度	資料形態	件数
国内	書誌	1948 ～ 2001	Text	260
		1983 ～ 1998	Image	782
	公開公報	1983 ～ 2005	SGML	1,220
		2005 ～	XML	939
		1947 ～ 1998	Image	283
	公告公報	1979 ～ 2005	SGML	835
		2005 ～	XML	698
英文抄録(KPA)		1979 ～	SGML	1,712
日本	書誌	1975 ～ 1998	Text	6,970
	公開請求項/明細書	1986 ～ 1992	SGML	823
	登録請求項/明細書	1986 ～ 1993	SGML	929
	特許、実用新案の公開登録(実用)公報	1971 ～ 1996	Image	8,045
		1993 ～ 2004	SGML	4,372
		2004 ～	XML	3,195
	特許、実用新案公告	1950 ～ 1979	Image	1,765
		1994 ～	SGML	1,522
		2004 ～	XML	1,278
	特許抄録イメージ	1975 ～ 1996	Image	5,159
日本特許英文抄録(PAJ)	1976 ～	SGML	9,029	
ヨーロッパ	DOCDB 2.0	1974 ～	Text	81,245
	ヨーロッパ公開(Espace-A)	1978 ～ 1999	Image	914
		1975 ～ 2004	SGML	1,477
		2004 ～	XML	873
	ヨーロッパ公告(Espace-B)	1980 ～ 1999	Image	356
		1980 ～ 2004	SGML	742
2004 ～		XML	350	
国際公開パンフレット(Espace-world)	1978 ～ 2002	SGML/Image	1,266	
WIPO	国際公開パンフレット	2002 ～	XML	1,814
米国	特許公告	1975 ～	Image	4,663
		1976 ～	SGML/XML	4,267
	特許公開	2001 ～	Image	2,885
		2001 ～	SGML/XML	2,912
台湾	特許公開書誌/抄録	2000 ～	Text	402
イギリス	特許公開	1991 ～	SGML/XML	226
中国	特許公開/公告(英文抄録)	1985 ～	Text	3,616
カナダ	特許公開/公告	1999 ～	SGML/XML	646

オーストラリア	特許公開/公告	1998 ～	SGML	773
ドイツ	特許、実用新案の公報	1991 ～	Image	1,347
フランス	特許公報	1992 ～	Image	273
計		160,863		

＜表Ⅱ-4-3＞デザイン検索DBの構築状況

(2011年12月末基準、単位:千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	先出願	1960 ～	Text/Image	3,693
	先出願全文イメージ	1960 ～ 1998	Image	181
	国内公報	1966 ～	Text/Image	5,225
	国内公報全文イメージ	1966 ～ 1998	Image	244
	拒絶包袋全文イメージ	1992 ～ 1998	Image	36
	登録書類綴全文イメージ	1966 ～ 1999	Image	235
	登録原簿全文イメージ	1948 ～ 1991	Image	132
	カタログ	1980 ～	Text/Image	9,613
	画像デザイン	2003 ～	Text/Image	330
	フォント	2004 ～	Text/Image	93
	実用新案デザイン	1970 ～	Text/Image	2,879
日本		1965 ～	Text/SGML	1,265
		1965 ～	Image	4,979
ドイツ		1988 ～	Text/Image	1,084
WIPO		1999 ～	Text/Image	407
OHIM		2003 ～	Text/Image	2,491
過去海外資料		1975 ～	Text/Image	1,867
米国		1997 ～	Text/Image	390
計		35,144		

＜表Ⅱ-4-4＞商標検索DBの構築状況

(2011年12月末基準、単位:千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	書誌	1950 ～	Text	2,611

見本イメージ	1950 ～	Image	2,455
拒絶包袋全文イメージ	1989 ～ 1998	Image	151
登録書類綴全文イメージ	1974 ～ 1999	Image	527
登録原簿全文イメージ	1952 ～ 1991	Image	379
合計	6,123		

3)評価及び発展方向

国内・外から特許データを入手して検索DBを持続的に拡充する一方、高品質のデータを生産して対外に提供するために2009年に精製用DB及び「データ品質管理システム」構築を完了し、検索DB品質管理の土台を構築した。その後もデータ品質管理体系を持続的に運営及び高度化してエラーデータを整備することで、検索DBの品質が持続的に向上した。

今後も特許庁は国民と審査官がより膨大で質の高い知的財産権データを活用できるように検索DBに搭載する海外データを拡充し、「データエラー自動検証のための業務規則(Business Rule)」を拡充するなど、データ品質管理体系も持続的に高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する上で不都合がないように、データの普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

ロ. 特許文書電子化センターの運営

情報企画局 情報管理課 行政事務官 キム・ジョンジャ

1)推進背景及び概要

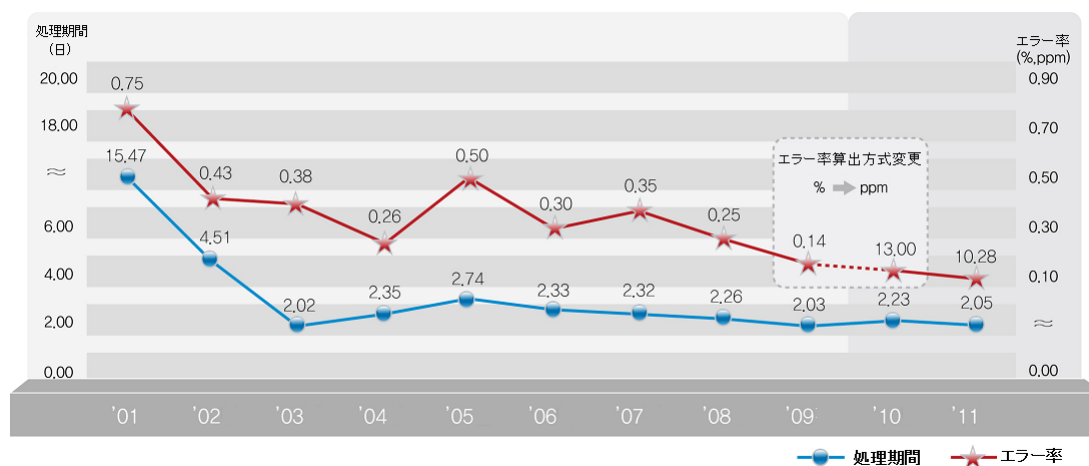
特許ネットシステムは紙の要らないペーパーレス(paperless)特許行政を行うために構築された情報化システムである。そこで、特許庁は書面で受付られた全ての書面書類を電子化する目的で、特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を2001年1月

に設立し、特許法に基づいて特許文書電子化機関として指定された韓国特許情報院に委託して電子化業務を運営している。電子化センターの主要業務は出願書、中間書類など特許庁に提出される全ての書面書類を電子化することである。

2) 推進内容及び成果

電子化対象書類は777種で、2011年には特許庁に提出された書面書類計7万3千件を特許ネットで活用できるよう電子化し、迅速かつ正確な審査・審判に寄与した。また、電子化エラー率を核心成果指標(KPI)として選定・管理しているが、電子化エラー率10.28ppm¹⁸を達成し、高品質の特許データを拡充した。特に、特許審判審決文の中に存在する個人情報の非実名化を推進したことで個人情報の保護強化にも大きく貢献した。

<図Ⅱ-4-2> 年度別電子化処理期間及びエラー率の状況



3) 発展方向

1999年インターネット基盤の電子出願システムである特許ネットが開通して以来、

¹⁸ PPM(PPM, Parts Per Million) : 百万率、電子化100万ラインのうち、エラーライン数

特許電子出願率は毎年増加の傾向にあったが、2010年、2011年には電子出願率が各々95.6%と95.8で95%台を維持していることから書面での出願も続くものと見られる。今後も電子化処理の所要期間の安定的な維持と無欠点電子化データの確保のために持続的な努力が必要と考えられる。特に、未公開特許文書を取り扱う側面で、先進化されたセキュリティー強化プロセスとシステムを構築していく計画である。

ハ.データ管理専門担当組織の運営

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ

1)推進背景及び概要

1999年1月から本格稼動した特許ネットシステムが安定し、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データのエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のために同専担組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託・運営している。専担組織は特許情報DB構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データ整備、データ品質管理業務を行っている。

2)推進内容及び成果

専担組織運営の初年度である2002年にはデザインカタログ、書面包袋など62千件の過去の書面資料を電子化し、特許庁の検索及び特許ネットDBデータのエラー・漏れ85千件を整備した。

2003年に文字商標の円滑な検索のために、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式を導き出し、データ整備のマスタープランを樹

立するなど、データ品質管理の基盤を構築した。また、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には政府機関としては初めてデータ品質管理の自動化システムを構築した。その結果、特許庁は政府機関としては初めてデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一データ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベル2を獲得した。

2009年には、データ品質管理だけを専門的に担当する別途の組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理の自動化システムを高度化し、データ品質管理指針及び手続きを構築した。特に、特許庁データ品質管理規定(訓令第643号)を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより体系化した。

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定し、情報システム開発の際データ標準の遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改正して配布した。また、データ品質を重視する文化を定着させるため、定期的にデータ品質管理教育を実施した。

2011年には特許データ品質管理の先進化を図るため、EPOなど先進特許庁と国内役所及び民間銀行の情報化インフラをベンチマークし、2012年特許ネットⅢの開通に伴ってこれに最適化したデータ構造運営のためにデータ構造管理計画を樹立・運営した。また、特許データ検証式(BR)の導出及びエラーデータの整備を通じてデータ品質指数を前年に比べて高めることができた。

<表Ⅱ-4-5>2011年度のデータ管理業務処理の状況

(単位:千件)

区分	データ品質管理	特許情報DB構築	システム運営管理	特許情報共同
----	---------	----------	----------	--------

	検証式	BR 分析	検証式による データ整備	DB検証 及び 整備	国内	国外	公報 発刊	優先 権 交換	顧客 要請 処理	活用
実績	180	20	3,822	93	2,067	8,128	392	22	12	57,013

3) 評価及び発展方向

高品質の特許データは特許審査の品質向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化システムの安定した運営とデータ標準及び構造管理などの活動を行うとともに、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(Ownership)を付与して現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで全社的に品質を重視する文化を構築している。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及など管理体制を改善し、全社的なデータ品質統制管理が持続的に行われるようにデータ品質管理システムを高度化しつつ、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化することで世界最高水準の特許行政サービスの実現に向けた基盤を構築する計画である。

2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 行政事務官 キム・ジョンジャ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外で国内知的財産を保護すると同時に特許多出願国家としての地位を高めるため、国内に出願された特許技術の内容を英文で要約した韓国特許英文抄録(KPA¹⁹)を発行している。発刊された韓国特許英文抄録は海外で韓国の特許技術を保護する

¹⁹ KPA(Korean Patent Abstracts)

上で先行特許技術調査及び技術動向把握のための資料として海外特許庁及び関連機関に迅速に普及している。

2005年10月WIPO PCT総会で韓国特許文献がPCT最小文献に含まれたことを受け、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小文献として提供している。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を、海外審査官及び利用者が迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約文及び代表図面で構成されている。

ロ.推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊した。1997年から特許3極(米国、ヨーロッパ、日本)が共同開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年度から国内出願技術の海外保護を強化するために、韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許から公開特許に拡大し、2010年にはKPAデータ標準を既存のSGMLからグローバルデータ標準であるXMLに変更し、2011年から登録特許の場合は先行技術調査文献情報を追加して提供している。特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計412億ウォンを投入し、2011年に発刊した128,232件を含めて計1,711,725件の英文抄録を発刊した。

<表Ⅱ-4-6> 韓国特許英文抄録DBの構築状況

(単位:件)

区分	1979～ 2001	2002～ 2004	2005～ 2007	2008	2009	2010	2011	合計
登録特許	177,052	20,237	62,254	36,679	14,543	12,503	16,470	339,738
公開特許	127,702	247,680	527,296	111,411	119,812	126,324	111,762	1,371,987
小計	304,754	267,917	589,550	148,090	134,355	138,827	128,232	1,711,725

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作して46の海外特許庁と国際調査機関、国立中央図書館など国内34の機関に無料で普及している。また、発刊された韓国特許英文抄録は誰でも無料で検索できるように特許情報検索サービス(www.kipris.or.kr)を提供している。

＜表Ⅱ－4－7＞韓国特許英文抄録の国内・外配布機関

区分		内容
海外 (46ヶ所)	特許庁 (39ヶ所)	日本、中国、台湾、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、エジプト、南アフリカ共和国、米国、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、ブラジル、イタリア、キルギス、ロシア、スペイン、スウェーデン、オーストリア、ギリシャ、ドイツ、スイス、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア
	関連機関 (7ヶ所)	EPO、ARIPO、APCTT、WIPO、JAPIO、ユーラシアン特許庁、中国特許研修院
国内(34ヶ所)		国立中央図書館、韓国科学技術研究院、地域知識財産センターなど34ヶ所

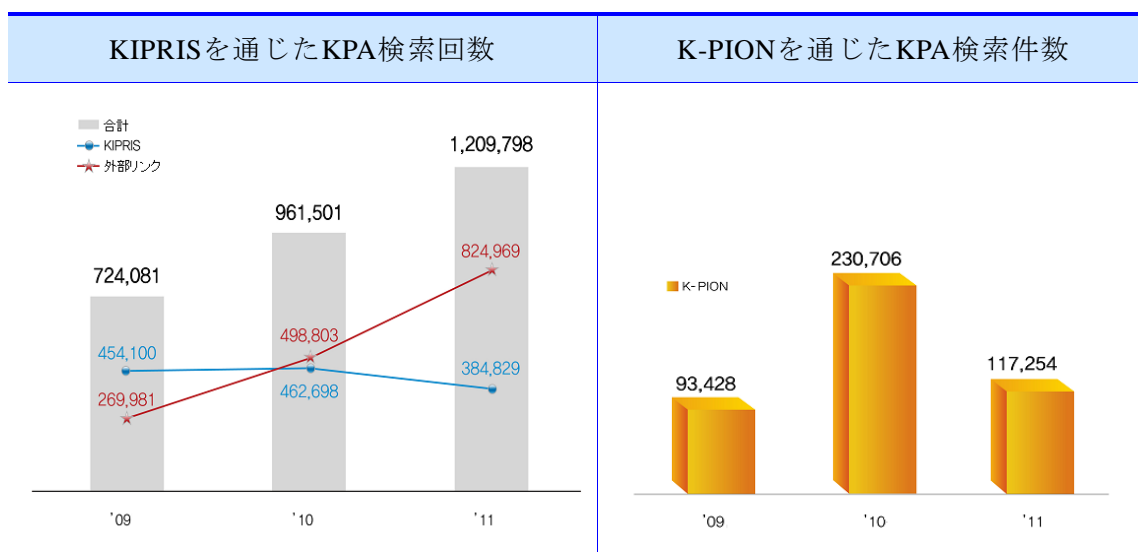
ハ．評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が注目され、グローバル特許紛争が激化している中、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国家の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシアなどの非英語圏国家は自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊することで自国の特許を海外に普及するため取り組んでいる。

これまで韓国も海外審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるよう、韓国の特許公報に対する英文抄録を適時に発刊し、迅速に普及することで海外における韓国特許技術の保護に寄与してきた。今後も外国の審査

官が特許審査の際にKPAを積極的に活用して韓国特許技術を先行技術として引用できるようにKPAの効用価値を高め、検索の利便性を高めるためのコンテンツを拡大するなど持続的に努力していく計画である。

<図Ⅱ-4-3>最近3年間韓国特許英文抄録の検索状況



*外部リンク：PatentScopeなど他の検索サービスとのリンクサービス

3. 公報の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明された技術内容を公に公開することで、発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMで発刊し、2001年7月から世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページ、www.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧することができる。別途プログラムの設置が要らず、インターネット環境であれば閲覧可能にするためPDF文書タイプで発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、月2回DVDで製作され33の機関(国内10、海外23)に配布している。そして、検索DBにも搭載され、特許技術情報サービス(www.kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供されている。

ロ. 推進内容及び成果

＜表Ⅱ－4－8＞2011年公報発刊件数

(単位:件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標公告	公示送達	計
139,312	11,364	80,959	13,180	39,179	99,199	7,049	390,242

＜表Ⅱ－4－9＞インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発送件数

(単位:名/件)

区分	2002～ 2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	計
加入人数	2,693	3,602	2,268	1,804	501	231	141	11,240
発送件数	947,701	687,700	876,027	862,113	1,007,156	900,248	802,714	6,083,659

2011年にはエアメールで公報DVDを普及する従来の方式から脱し、国内外の電子的なデータ提供体系を構築した。まず、中国特許庁にオンラインFTPサービスで産業財産権公報データを普及し、今後も持続的に中国以外の他の国にもオンラインFTPサービスで公報データを普及していく予定である。

ハ. 評価及び発展方向

現在特許庁は発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野の最新特許技術情報を要する人のために、新しく発刊された公報と関心分野の情報リストを電子メールで送信する「関心分野メールサービス」を実施している。2011年7月からは出願人に自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をEメールで予め通知する「公報発刊予告サービス」を導入した。また、12月には国民が公報サービスを利用する上でより判りやすく活用できるようにするため公報書式を改正するなどユーザーの利便性を高めるため努力した。

韓国特許庁は今後も特許技術情報流通の拡大、ユーザーの利便性増進及び権益保護、さらには国家競争力を高めるために、国民に対して国際標準とIT新技術が反映された世界最高水準の公報サービスを提供するため引き続き努力を傾ける計画である。

第4節 電算装備の運営及び維持

1. 特許ネットシステムインフラの高度化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 イ・サンユン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野の核心インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けた特許ネットシステムのインフラ高度化を持続的に推進している。最近の主要インフラ構築及びインフラ高度化状況を見ると、2006年には災害、テロなど各種非常事態に備えた特許ネット災害復旧システムの構築を完了した。2007年には政府統合電算センターの発足に伴い特許ネットサービス及び災害復旧関連の主要電算資源を光州及び大田に位置する政府統合電算センターに移転・構築した。2009年には新規開発システムの事前検証のための特許ネット品質検証環境を構築し、2010年には老朽化した電算装備を大容量・高性能電算装備に交替・統合させ、通信装備の性能を改善した。2011年にはセキュリティー強化、業務効率性の向上のためにユーザーレベルの業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に変えた。

特許ネットインフラを物理的な構成観点から見ると次のとおりである。事務処理、電子出願、検索、審査など大半の特許情報システムは光州統合電算センターで稼動中であり、災害復旧センターは大田政府統合センターに構築されている。災害に備えてリアルタイムでデータのバックアップが行われているが、もし災害が発生した場合は4時間以内に自動で転換できる復旧体系を構築している。特許庁電算センターは政府統合電算センターが運営している特許ネットサービスを支援するために必要な統合セキュリティー管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなど運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムを備えている。

特許ネットシステムの開通以後、サービスの拡大及びユーザーからの多様なニーズ

に因るため、電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成を通じた安定性の強化、システムチューニングを通じた性能改善などを持続的に推進している。

ロ.推進内容及び成果

2011年には審査業務の生産性を最大に上げるため、事務処理システムのバックアップ及び配置作業、メンテナンスなどに必要な時間を最適化することで特許ネットシステムの稼動時間を延長した。

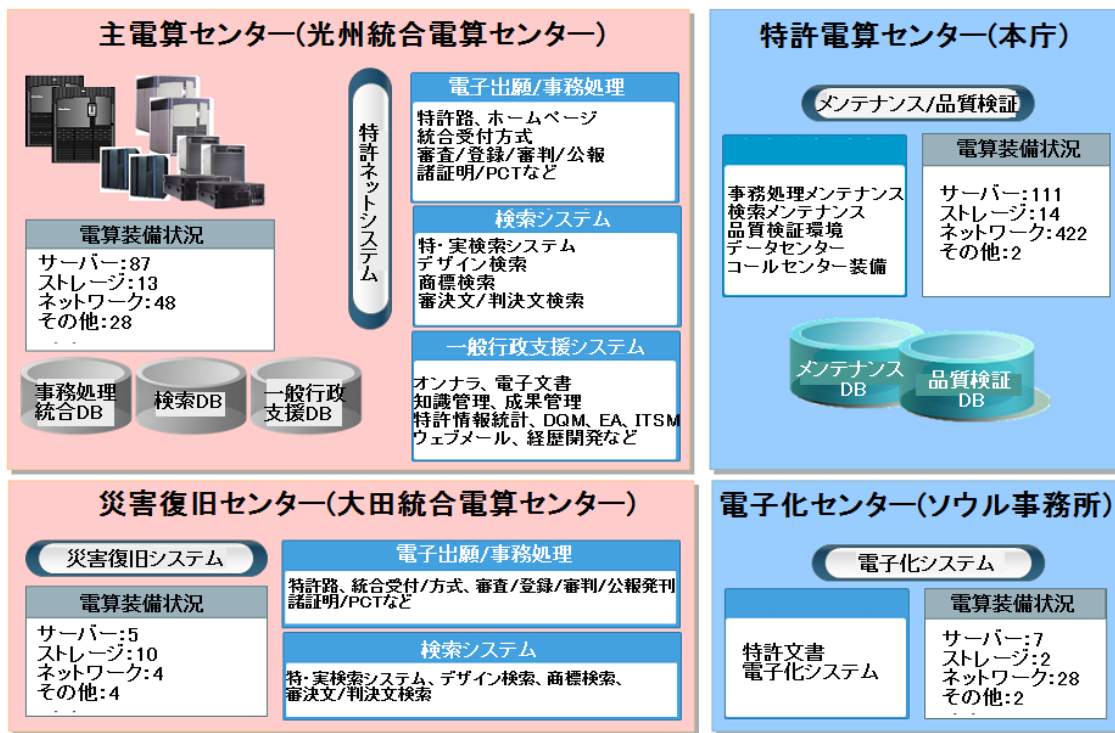
＜表Ⅱ-4-10＞特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	ウィークデーの 休日
従来の運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在(2011.02以後)	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

*休日の特許ネットサービス利用者は平均141人で、平日比12.2%利用中

2011年に開発された3世代特許ネットのユーザー団インフラとしてサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を構築し、特許ネットデータのセキュリティー強化及びユーザーの特許ネット業務環境を改善した。また、サーバーレベルのサービス性能及び品質を高めるため、DB Query及びシステム運営環境改善、障害予防のための異常兆候モニタリング体系の構築、障害発生時の対応のための二重化及び災難復旧訓練などを実施した。その他にもインターネット電話の導入を通じた予算削減の努力も並行した。

<図Ⅱ-4-4> 特許情報システムインフラ構成図



<表Ⅱ-4-11> 電算装備の運用状況

区分	主要施設及び装備
*サーバー210台、ディスク26台 1,073TB、ネットワーク装備502台、バックアップ装備6台、ユーザーパソコン3,106台など	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> サーバー111台(NTを含む)、ストレージ14台(Disk 10、SAN 4) ネットワーク装備422台、バックアップ装備2台
統合セキュリティー 管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> 侵入遮断システム7台、侵入探知システム2台、統合リスク管理システム2台 電子出願認証システム1台 その他セキュリティー装備(VPN、IPS、ContentsFilterなど)11台

光州政府統合電算センター	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー87台(NT含む)、ストレージ13(Disk 9、SAN 4) ◦ネットワーク装備48台 ◦その他28台(バックアップ装備3、JukeBox 2、侵入遮断システム10、侵入探知システム3、電子出願認証システム2、その他セキュリティ装備8)
災害復旧センター (大田政府統合電算センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー5台(NT含む)、ストレージ10(Disk 6、SAN 4) ◦ネットワーク装備4台、その他4台(侵入遮断システム1台、侵入探知システム1台、電子出願認証システム1台、その他セキュリティ装備1台)
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー7台(NT含む)、ストレージ2(Disk 1、SAN 1) ◦ネットワーク装備28台、その他2(バックアップ装備1、統合リスクリスク管理システム1)
特許行政用ユーザー パソコン及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> ◦パソコン3,106台(ノートパソコン139台を含む) ◦プリンター417台、スキャナー127台、バーコードリーダー/プリンター85台

ハ. 今後の発展方向

2012年には3世代特許ネットサービスが1月から新規運営が予定されているため、ユーザーが体感する性能の最適化、障害予防活動及び障害対応訓練の強化、電算資源の再配置などを通じた活用度増進及び予算削減などの活動を強化する計画である。

ユーザーが肌で感じる性能を最適化するためにサービス提供領域別(サーバーレベル、ネットワークレベル、ユーザーレベル)に性能チューニングを行う予定である。また、障害の予防・早期探知・探知時の迅速な措置のためのサービス管制体系を構築・運営する予定である。

電算インフラの拡充・改善では3世代特許ネットインフラを増設し、老朽化した電算資源を交替する計画である。また、電算資源の再配置を通じた利用効率性を高め、

二重化構成の拡大を通じた一般行政及びユーザー向け共有システムの安定性向上、インターネット電話の2段階導入などを通じた予算削減及びサービス品質の高度化などを行う予定である。

2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備(パソコン、モニター、パソコン用ソフトウェア、プリンタなど)の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速・正確なサービス支援を行うことでユーザーの不便を最小化する役割を担っている。

<表Ⅱ-4-12>年度別ユーザー支援の状況

サービス支援事項	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
障害受付及び処理	30,961 件	33,200 件	35,003 件	32,253 件	32,654 件
訪問サービス	3,066 件	3,714 件	3,753 件	2,899 件	2,914 件
在宅勤務支援	2,339 件	1,546 件	1,353 件	1,463 件	1,648 件
集中支援サービス		167 名/ 572 回訪問	253 名/ 795 回訪問	250 名/ 743 回訪問	389 名/ 1,117 回訪問

ロ. 推進内容及び成果

性能・機能改善、障害予防など最適な電算事務環境を提供するためユーザー支援チームは現場の顧客からのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。また、随時懇談会を開催して運営者の立場ではなく顧客の

立場から感じる不便などを把握して改善するよう努力した。

このようにして集められた意見を事務用電算装備・SWの購入及びサービス支援計画に積極的に反映・施行した結果、庁職員を対象にした顧客満足度評価で2010年下半期82.53点から2011年下半期には歴代最高点である85.65点を獲得し、ユーザー満足度の向上及びサービス品質の向上という二つの目標を同時に達成した。

ユーザー電算環境に大きな変化をもたらすものと見られる3世代特許ネットシステム及びSBC(Server Based Computing:サーバー基盤コンピューティング)システムの開通に向けた事前準備として、2011年優先的に24インチワイドモニター254台を購入し、審査官を中心に支援すると同時に、425台の老朽化したパソコンなどを交替・設置して業務効率性を高めた。

ハ. 今後の発展方向

2012年には最高のユーザー電算環境を提供することを目標に、庁内のアンケート調査及び顧客ニーズの常時反映などを通じて改善策を樹立・施行する予定である。また、SBCシステム性能の高度化及び耐用年限が過ぎた事務用電算装備(パソコン500台及びモニター1,000台)を最新装備に切り替えて業務効率性を高める計画である。

一方、対象顧客(職員)の増加、最新IT技術による障害類型の多様化に伴い、障害処理のための熟練技術がさらに求められるようになり、ユーザーのニーズに応えることがますます難しくなっている。そこで、この問題を解決するためにユーザー支援チームでは関連IT技術を習得するための自主セミナーを毎月開催し、障害対応能力を高めていく予定である。

同時に、顧客には集中支援サービスの対象拡大、アフターサービスの強化、障害分析システムの活用を通じたオーダーメイド型顧客サービスの実施などで、サービス品質を高めるための様々な努力を傾けていく予定である。

2012年にはこのようなユーザー支援サービスの多様な努力を通じてユーザーの満足度をより一層高められると期待している。

3. 情報保護体系の強化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2005年に365日24時間体制のセキュリティー管制センターを構築し、2006年12月に中央行政機関としては初めて情報保護関連の国際認証であるISO27001を獲得した。そして、2009年特許庁侵害事故専担対応チームの発足など、情報保護を強化するための多様な管理体系及び最新のセキュリティーシステムを構築・運営してきた。その結果、2009～2010年連続で「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞し、2007～2011年5年連続で国家情報院主管の「情報保安管理実態評価」で最優秀機関に、2008～2011年4年連続で行政安全部主管の「個人情報保護水準診断」で最優秀機関として選ばれるなどの目に見える成果を達成した。

2011年にも行政機関の中で最高の情報保安水準を維持するため、政策、組織、技術など情報保安各分野が有機的に連携できるよう多角的な努力を段階的に遂行した。

ロ. 推進内容及び成果

第一、庁職員の情報保護認識を高め、サイバー侵害事故に対する対応プロセスを熟知させるため、庁職員を対象にしたハッキングメール通報訓練、保安担当者の侵害事故対応プロセス点検訓練など自主的にサイバー危機に対応した統合訓練を実施した。また、最近多角化しつつあるサイバー侵害類型に効果的に対応するため、既存の運営中の侵害事故対応プロセスを細分化・多角化することで発生し得る侵害事故に対する対応体系をさらに強化した。

第二、9月30日に新しく施行された「個人情報保護法」に備えて住民番号が保存されているデータベーステーブル全体を対象に暗号化を拡大・適用し、これを通じて個人情報保護体系をさらに改善した。また、個人情報を収集する全ての書式及び関連ホームページ画面に対する事前点検を通じて収集目的が不明確であったり、不必要な個人情報項目に対する削除及び変更作業を進め、そのために「特許法施行規則」など関連法令の改正作業を行った。

第三、2011年に発生した3.4DDoS攻撃と金融圏保安事故を契機に特許庁も運営及び保安体系に対する事前点検の必要性が浮上した。そこで、保安コンサルティング事業を通じて特許ネットシステム全般に対する安定性点検を行った。保安コンサルティング事業ではISMS(情報保護管理体系)に基づいて特許ネット運営全般に対する情報保護水準を測定し、不備点を見つけ出し、各不備事項に対しては改善策を講じて適用した。また、主な内・外部システムを対象に保安脆弱性を点検して措置を取ることでシステムの全般的な保安水準を強化した。

最後に、3世代特許ネットシステムのユーザーレベルインフラとしてクラウドコンピューティングの一種であるサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を構築したが、これを通じて全ての特許文書がサーバーに保存される構造を持つ。これを通じて特許情報の流出をシャットアウトできるなど保安性が一層強化された。

特許庁はこのような多角的な努力の結果、2009～2010年2年連続で情報保護と関連して大統領機関表彰を受賞した。また、国家情報院が主管する「情報保安管理実態評価」と行政安全部主管の「個人情報保護水準診断」でも連続して1位を維持するなど政府機関の中では最高の情報保護体系を構築・運営していると評価されている。

ハ. 今後の発展方向

特許庁はこのような評価結果に満足せず、ますます知能化・多角化しつつあるサイバー攻撃に効率的に対応できる様々な対応体系を持続的に樹立することで、顧客の大

切な特許情報が安全に保管されるよう最善を尽くしていく予定である。

第5章 成果主義文化の内在化及び変化管理活動の推進

第1節 成果主義文化の内在化

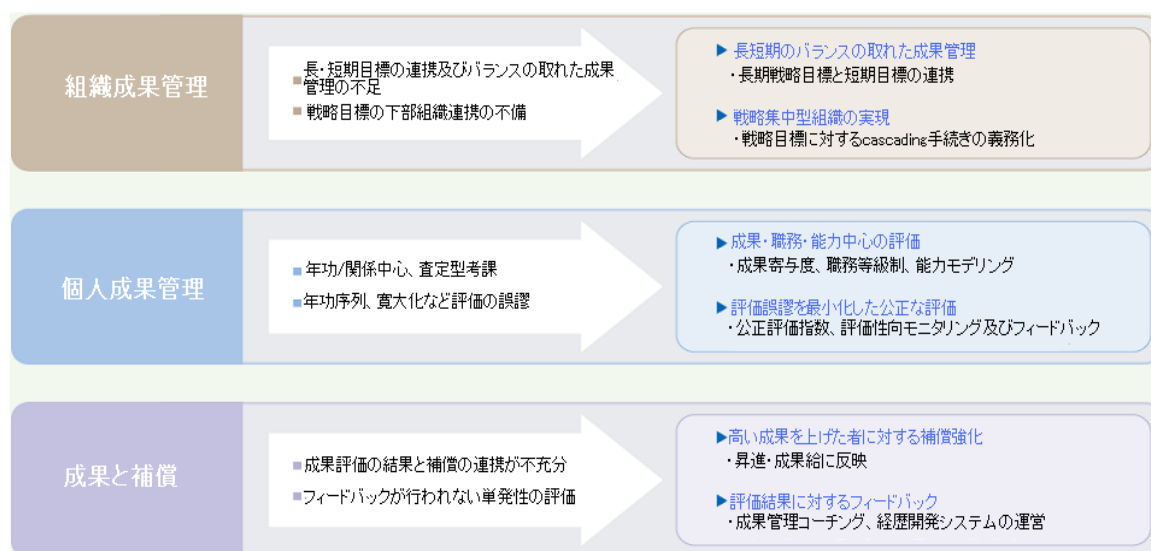
1. 特許庁成果管理制度の概要

企画調整官 成果管理チーム 行政事務官 ソル・ミンスク

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2005年に組織成果と個人成果を有機的に連携し、組織と個人の共同発展を図るとともに成果に伴う責任を強化するため、成果と補償体系を連携した成果管理システムを導入して以来、責任運営機関に適した成果管理制度の定着のために、成果契約制度、職務等級制度、能力モデリングなどの成果管理制度を順次的に導入した。

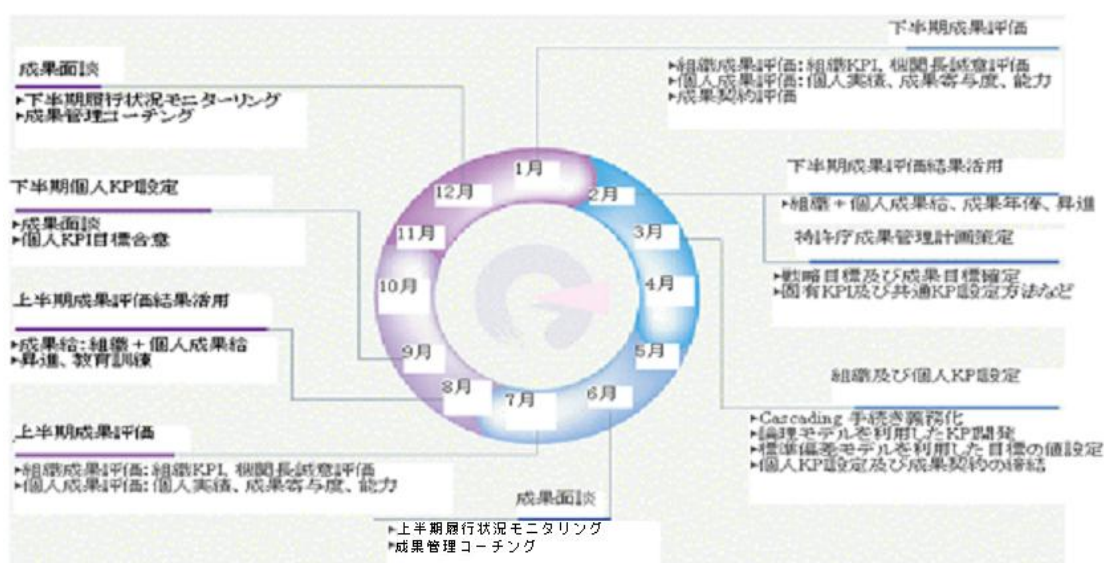
<図Ⅱ-5-1>特許庁成果管理システムの特徴



ロ. 推進内容及び成果

特許庁の成果管理システムは毎年成果管理計画を策定し、庁全体のミッションとビジョン、戦略目標及び成果目標を設定した後、これを局・課単位の組織成果管理及び個人成果管理に展開させ、履行状況を点検し還流する構造の成果管理サイクルを形成している。

<図Ⅱ-5-2> 特許庁BSC成果管理のサイクル



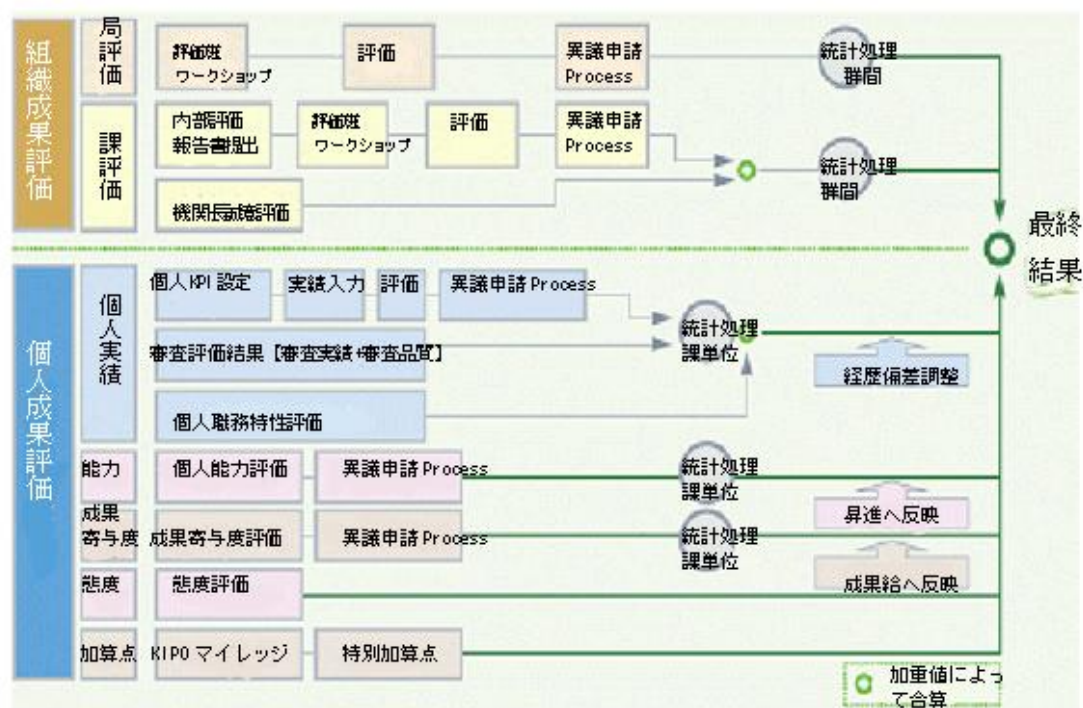
組織成果管理は、全職員が共通に達成しなければならない共通KPI、部署の主要業務を代表する固有KPIで成り立ち、KPIで設定することが困難な業務に対しては機関長の定性評価で補完している。

個人成果管理は、個人KPI、能力、成果寄与度などで構成されている。具体的に、部署員は部署長との成果面談を経て個人KPIを設定し、経歴開発の計画を立てる。課長級以上は上級者と成果契約を締結することになる。そして、成果評価と職務等級制度を連係した職務中心の成果管理制度を指向し、職級別に重要度及び困難度が高い職務遂行者に対しては、一定の職務値を付与して成果評価にインセンティブを付与している。

このような個人及び組織の成果評価結果は、課長級以上は成果年俸及び成果契約評価、4・5級以下は成果賞与金及び昇進評価など報酬と人事の部分に直接的に関係し、成果管理における強力な誘因を提供している。

特に、特許庁の成果管理システムは組織成果を個人の成果と連係しているのもので、高位職であるほど組織成果に対する反映の比重が高く、組織成果に対する責任を強くしている。

<図Ⅱ-5-3> 特許庁の成果評価運営体系



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、BSCに基づいた成果管理制度の導入以来、職員との意見収斂を通じた持続的な制度改善の努力により、責任運営機関の実情に符合する成果管理制度を定着してきた。その結果、部署全体を対象にした成果管理能力、成果管理文化、計画及び還流など、成果管理の全般的な水準を評価する国務総理室の成果管理水準診断において

2008年は「発展段階」、2009年と2010年には最高水準の「成熟段階」として大統領表彰を受賞するなど、対外的にも高い評価を受けた。

今後も成果管理制度を通じて、対内的には持続的な成果創出のための動機を誘導し、対外的には特許行政の透明性と責任を強化して競争力のある機関として生まれ変わるよう積極的に制度を運営していく計画である。

2. 成果主義文化の定着

企画調整官 成果管理チーム 行政事務官 ソル・ミンスク

イ. 成果主義への認識転換

特許庁は2005年に成果管理制度を導入した後、年功序列などの評価慣行を改善するために、幹部級及び一般職員を対象に持続的なコミュニケーションチャンネルの構築及び制度の補完を通じて、順次に成果主義に対する認識を切り替えてきた。

特に、成果管理制度の運営に対し、実質的な責任がある部署長の認識向上及び変化を導くために、定期的なワークショップ及び教育を実施し、成果管理の履行程度をモニタリングするなど、認識転換のための努力を持続的に傾けてきた。

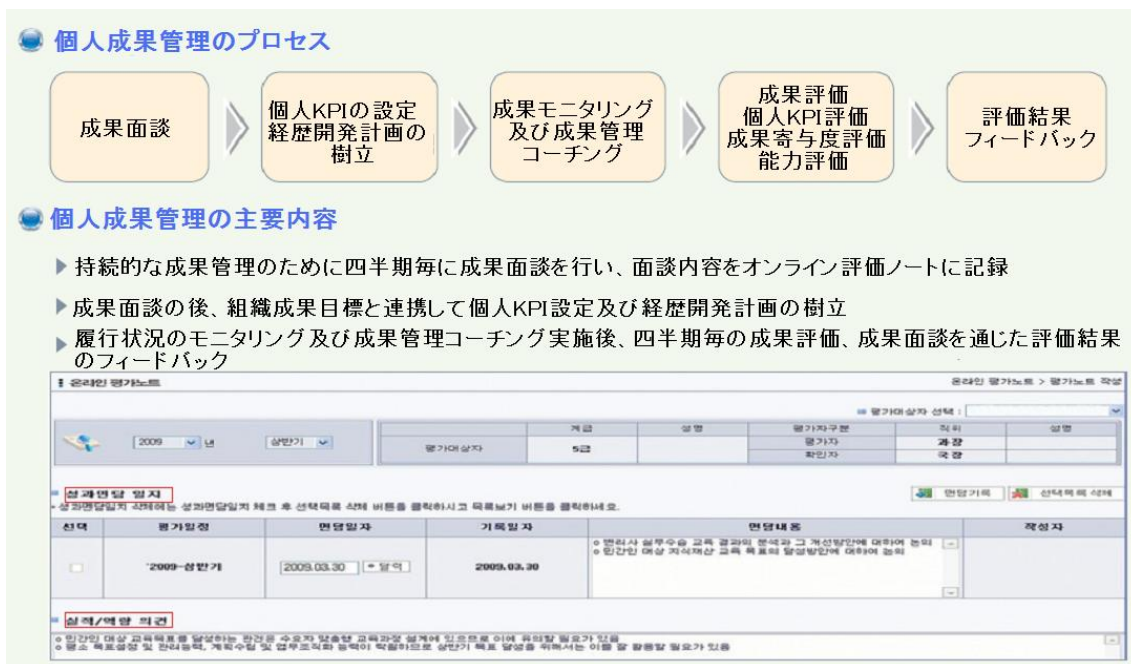
ロ. 成果主義文化の定着のための努力

特許庁は、成果主義が組織文化として内在化することができるように、職のレベルに適合した成果管理の履行手段を構築した。

まず先に、部署長と部署員間の四半期別の成果面談運営を、全職員が履行しなければならない共通指標として設定し、成果管理の履行を制度化した。成果面談を通じて部署長は部署員に対して成果向上のための助言及びコーチングを行い、これを通じて

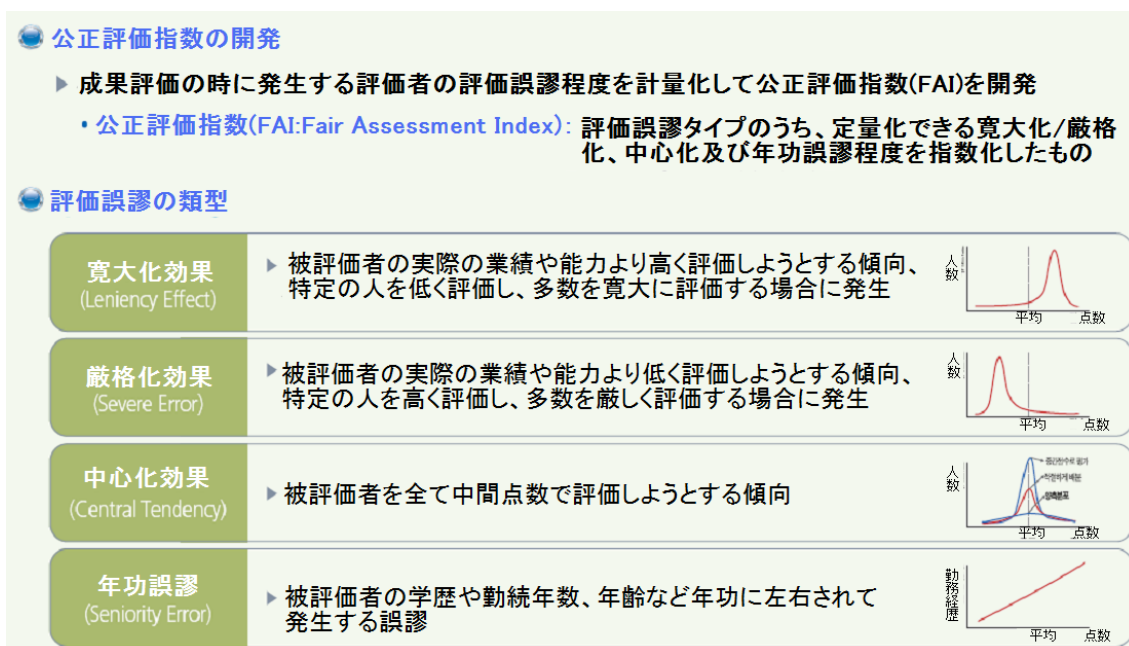
部署員の個人成果目標及びKPIが設定され、成果評価の結果に対するフィードバックが提供できるようにした。

<図 II -5-4> 個人成果管理の主要内容



次に、公正な評価文化の定着のために、評価時に発生する寛大化及び厳格化、年功誤謬程度を指数化した公正評価指数を開発して評価者に提供した。評価者は評価前・後の公正評価指数を通じて自分の評価傾向を認知することになり、評価ミスを最小化することができるようになった。

<図Ⅱ-5-5> 公正評価指数



一方、中間管理者の成果管理リーダーシップを向上するために、半期別に成果評価能力強化ワークショップを実施し、評価制度に対する理解を高め、職員に対するコーチング能力などを向上できるようにした。また、半期別の成果管理リーダーシップ診断により、部署長の成果管理プロセスの履行を促して成果管理の文化が定着できるようにしている。

ハ. 評価及び発展方案

特許庁は、成果管理制度の導入と共に、成果主義の安定的な定着及び職員の受容度の向上のために多様な制度を併行してきた。今後も成果面談及び成果管理コーチングなどをより活性化して成果管理に対する職員の共感を呼ぶとともに、成果管理の文化を内在化することができるように努力を傾けていく予定である。

第2節 変化管理推進

1. 提案活動の活性化

企画調整官 行政管理担当官室 行政事務官 キム・ジョンシク

イ. 推進背景及び概要

一人の創意的な人材が数万人の雇用を創出できる創造経営の時代において、企業競争力の源泉として創造力に対する関心は政府機関も例外ではない。知的財産をリードする主務機関である特許庁も国家競争力を強化するとともに国民の暮らしの質を高めるため、「21C知的財産先進一流国家の実現」という組織ビジョンを設定し、国民が信頼して気楽に利用できる特許行政制度を構築するために努力している。

このような制度改善の推進背景には、国民が特許行政サービスを利用する過程でその制度改善の効果を直接肌で感じなければならぬため、国民の声に耳を傾けるシステムとして国民提案制度を運営している。また、職員がこれまで現業に従事しながら経験した制度の不十分なところを改善しようとする努力を反映し、公務員提案制度も同時に運営している。

このように提案制度は特許庁の政策が正しい方向に進んでいるかどうかに対して国民の意見を収集する窓口としての役割を果たしている。さらに、国民及び内部職員の無形のアイデアが無駄にならずに制度化することで、予算削減や国民に対する行政サービスの品質向上につながり、国家競争力を強化する上でも大きく貢献している。

しかし、政策コミュニケーション活性化及び行政効率性の向上に寄与する提案制度がシステム的には素晴らしいとしても、自由にアイデアが出せる環境が構築されていなければ名ばかりのものになってしまう。特許庁では国民がいつでも自由に政策提案ができるように、インターネット国民申聞鼓(<http://www.epeople.go.kr>)提案コーナーを通じて随時提案を受け付けている。また、時宜を得た政策課題を発掘するため、別途

に提案公募制度を運営している。

ロ．推進内容及び成果

1)提案制度の運営

まず、特許庁では国民との政策コミュニケーション活性化の窓口構築及びアイデア発掘のために提案公募を活性化した。知的財産先進一流国家の実現に向けて知的財産権分野で公正な競争と衡平な機会を保障する公正な社会を実現するため、国民・公務員提案特別公募を行った。その結果、零細事業者の先使用商号と登録商標との衝突を緩和するための方策が検討され、制度改善課題に反映して推進中である。また、知的財産権教育から疎外されてきた障害者及び障害者教育教師を対象に訪ねていく知的財産権教育課程を設けて、知的財産権の創出・保護・活用に対する障害者たちの認識を高める土台を構築した。

また、発明に対する国民全体の認識を高め、知的財産に親しみを感じる社会基盤を作るため、毎年5月発明の月を「提案強調の月」と指定した。また、特許庁分野全体に対する新規政策及び業務改善アイデアを発掘するため、国民・公務員を対象に提案公募を実施した。特に、発明雰囲気の拡散を目指した提案特別公募では、優秀提案選定の際に国民と公務員の提案をそれぞれ区分して授賞することで、国民が特許行政サービスの改善に積極的に参加するよう働きかけた。その結果、デザイン保護法など法令改正事項及び手数料納付を便利にするためのシステム改善事項など様々な分野で実行可能で波及効果の大きい高品質の提案が採択された。

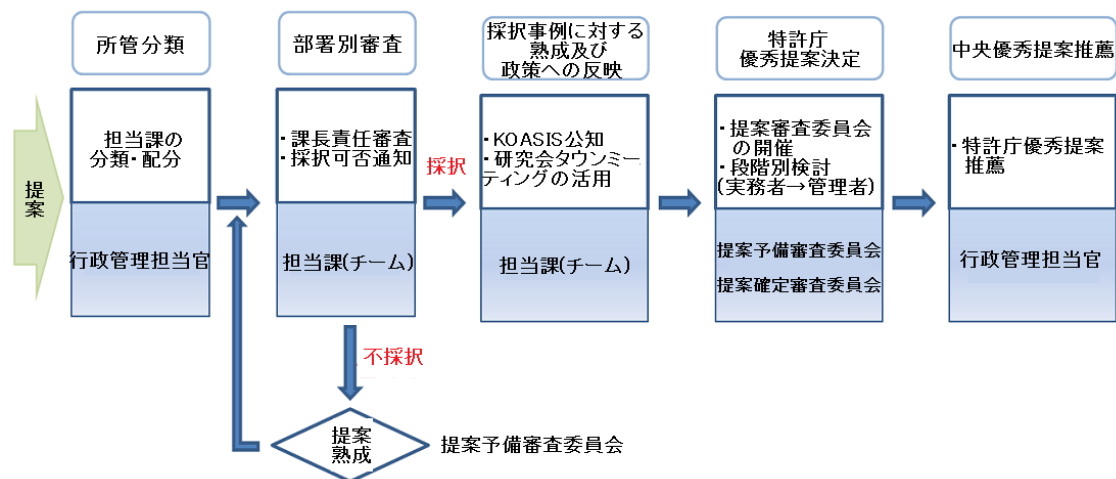
一般国民を対象に運営する提案公募の他にも現場の部署では所管業務を改善するために需要者及び専門家を対象にテーマ型公募提案を別途実施した。商標・デザイン分野法令の不備な点を改善し、商標・デザイン権利の活用及び事業化の促進に向けた新規政策を発掘するため、弁理士、企業人など政策専門家を対象に提案公募を実施した。また、庁内における知識の創出・共有・活用など知識活動の活性化及び知識管理の充実を図るため、知識需要者である庁職員を対象に提案を公募した。

そして、提案特別公募が単発で終わることを防止し、公務員自ら持続的に制度を改善する努力を続けるように、2011年下半期には職員が自分の業務を創意的に改善する1人1アイデアを提案する「My Job Ideaキャンペーン」を展開した。職員が自分の業務と関連した問題点を把握して改善事項を提案すると、課長の責任下で課内の構成員間でアイデアの実現可能性、妥当性、効果性などに対し討論を行い、アイデアを補完・熟成する過程を経た。この過程を通じて課内の懸案事項及び当面課題に対し構成員間で共通認識を形成することができ、コミュニケーションの活性化を通じた組織文化の発展にも寄与した。

2)提案プロセスの改善

提案制度が政策コミュニケーション活性化及び行政サービスの品質向上の機能を充実に果たせるためには提案者の自発的な参加も重要であるが、現場の声にオープンな態度で耳を傾けて業務を改善しようとする提案採択審査者の意思も重要である。特許庁では大切なアイデアが提案処理担当者の無関心によって無闇に捨てられることなく、改善効果が現れるように提案採択審査段階から実施完了段階までのプロセスを定立・保管して施行している。

<図Ⅱ-5-6>提案制度の運営プロセス



第一、提案に対して実務者が検討して採択可否を決める方式から、担当課長責任の下で提案の受付から結果通知までの過程全体を課長(チーム長)の責任の下で管理するようにすることで、提案採択審査の信頼性を確保した。採択されなかった提案に対しては提案者が再審を要請することが可能で、再審要請があった提案については提案者、担当部署長及び行政管理担当官が参加した上で、共同審査を行うようにした。第二、これまで提案制度を運営する過程で蓄積された不採択提案の中から、実現可能性及び活用性の高い提案を選別し、熟成及び再審査の機会を与えることで、大切なアイデア資源が無闇に捨てられることを防ぎ、創意的なアイデア発掘の負担を減らした。第三、優秀提案者に対する褒賞のみならず、所属職員の提案受付率、採択率、引用率など部署提案活動評価指標を構築して優秀部署に対しても授賞することで、提案を活性化する環境を作った。特に、優秀提案に対する褒賞金も一律支給する方式から脱し、アイデア評価会議を開催して局長クラスの審査委員が提案事例別に褒賞金を各々確定することで、提案の品質水準に合った差等補償が行われるようにした。

＜アイデア評価会議＞

- ・ (評価委員)次長(委員長)及び補職局長(11名)
- ・ (アイデア評価)提案事例発表後、評価委員は割当てられた褒賞金限度内で提案事例別に自由にファンディング
- ・ (優秀提案選定)提案別にファンディングを受けた報奨金合計順位によって優秀提案等級を決め、ファンディングを受けた金額で褒賞

ハ. 評価及び発展方向

公正社会実現に向けた提案公募、発明の月の提案公募などテーマ別公募提案を通じて国政懸案及び特許庁の主要政策に対して国民と触れ合う機会をもち、不採択提案に対して提案熟成及び再審機会を与えることで、大切なアイデアが無闇に捨てられることを防止した。また、提案制度を介して課構成員間で双方向のコミュニケーションが活発に行われるようにし、庁内の懸案事項及びビジョンに対して職員全体のコンセン

サスを得るとともに、職員の創意的な問題解決能力を高める機会を得た。

2012年度も社会的弱者に対する支援など共同発展に向けた政策課題を発掘するため、職員が日常生活の中から感じた不都合なことに対して公募提案を実施する計画であり、業務改善に向けた創意的な提案活動が持続的に行われ、国民が先進化した特許行政サービスを肌で感じられるよう、提案制度を活性化していく計画である。

2. 創意実用的な組織文化活動の展開

企画調整官 行政管理担当官 行政事務官 ムン・ウンジョン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2006年に企業型の中央責任運営機関に切り替え、成果主義の経営に突入した。徹底した成果管理システムの導入及び成果による報酬支給などの成果中心の個人別・組織別評価が行われた。しかし、このような急速な変化とは対照的に、組織文化に成果主義はなじまず、行き過ぎた競争により共同体意識の弱体化が懸念された。そこで、特許庁は組織内の協力とコミュニケーション文化を実現しつつ、個人の創意能力開発も同時に実現できる変化管理活動を展開することにした。

ロ. 推進内容及び成果

1) 変化管理ワークショップ

特許庁は成果主義及び業務専門化による部署間の壁と疲労感を緩和し、創意実用的な組織文化に対する構成員間のコンセンサスを得るためのプログラムとして、交流・コミュニケーションを目指した「変化管理ワークショップ」という変化管理教育を施行した。

変化管理ワークショップは「Best20ワークショップ」と「ブラウンバック・ワークショップ」で運営された。「Best20ワークショップ」は成果評価で上位の20部署を対象に行われたが、従来1泊2日のオーソドックスなワークショップから脱皮し、各部署が創意性開発訓練、新規業務発掘セミナー、チームワーク強化訓練などワークショッププログラムを自ら設計させることで、自律的な創意実用能力の涵養を図った。また、「ブラウンバック・ワークショップ」は昼食時間を活用して局職員間のコミュニケーションと調和を促すワークショップであり、計11回(局10、所属機関1)にわたって計1,490名が参加した。このようにコミュニケーションを強化し、自律的な参加文化を作るためのワークショップを実施した結果、大多数の職員から高い満足度と創意的かつ実用的な教育という評価を得た。

2) 3庁舎アカデミーの実施

公務員の変化管理教育に新しい変化の風を吹き込み、効果的な教育を行うため、大田(テジョン)庁舎の入居機関と共同で様々な分野で成功した有職者らを招請し、市民とともに講演を聞く「3庁舎アカデミー」を開催した。

第1回目の3庁舎アカデミーは2009年8月、「躊躇うことのない挑戦、情熱と夢」というテーマで登山家のオム・ホンギル隊長を招請し、ヒマラヤ登頂に向かったチャレンジ情熱とリアルな経験を共有することから始まった。

2011年は計7回にわたって3庁舎アカデミーを開催し、参加を希望する住民は事前予約がなくても入場できるようにした。住民とともに参加できる機会を与え、社会懸案に対する認識、チャレンジ精神及び共感を得る契機を作り、公職社会教育に新しい幕を開けたという評価を得た。

<表Ⅱ-5-1>3庁舎アカデミーの開催状況

区分	招請有職者	講義のテーマ
----	-------	--------

1回(2009.8.6)	登山家 オム・ホンギル	躊躇いのない挑戦、情熱と夢!
2回(2009.9.8)	ボクサー ホン・スファン	最も苦しい時期を機会に変える!
3回(2009.10.17)	国立癌センター院長 イ・ジンス	癌、考えを変えてこそ勝つ
4回(2009.12.15)	医師、経済専門家 パク・ギョンチ ヨル	健康な資産管理の原則
5回(2010.2.10)	変化管理ミュージカル公演	心を動かす料理人
6回(2010.3.25)	「チョンガクネ八百屋」イ・ヨンソ ク	成功秘話
7回(2010.4.26)	「ウオナンソリ」監督 イ・チュン ニョル	映画、人生、そして疎通
8回(2010.5.24)	コメディアン チョン・ジェファン	美しい言葉環境を夢見る
9回(2010.6.21)	マラソンランナー ファン・ヨンジ ヨ	汗は絶対に裏切らない
10回(2010.7.19)	漢方医師 キム・ホンギョン	太極旗に盛り込まれている健康哲学
11回(2010.9.10)	前ワールドビジョン国際救護チーム 長 ハン・ビヤ	地図の外へと歩け!
12回(2010.10.20)	「勝つ習慣」の著者 ジョン・オク ピョ	1等組織作り-勝つ習慣
13回(2011.1.27)	チョ・インソンと空軍軍楽隊	チョ・インソンと空軍軍楽隊 公演
14回(2011.3.31)	サンジ大学韓医科学大学教授 キ ム・ミョンドン	韓国の伝統韓医薬で健康を守 ろう!
15回(2011.5.24)	文化財庁庁長 チェ・グァンシク	法古創新
16回(2011.6.15)	国立バレエ団	解説付きのバレエ公演
17回(2011.9.8)	大韓アーチェリー協会専務理事	挑戦と情熱のリーダーシップ

	ソ・ゴウオン	
18回(2011.10.25)	民族文化コンテンツ研究院長 パク・ジェヒ	古典から学ぶわが人生のモメンタム(泰山に登れば天下が見える)
19回(11.11.22)	中央公務員教育院長 ユン・ウンギ	より大きな大韓民国、考えのフレームを変えよう!

3) マルチメディア知識コンテンツ教育サービス

社会全般の多様な最新トレンド及び主要 이슈などの情報を習得することで、創意的政策能力を育成するため、庁職員にマルチメディア知識コンテンツ教育サービスを提供した。マルチメディア知識コンテンツ教育サービスは定形化した教育ではなく、自分の関心分野に対する様々な知識を受講者に提供するオンライン学習環境であり、受講者の98%が満足を示し、97%が自己啓発及び業務全般に有用であると評価した。

また、制度的には職員の自発的な学習を奨励するため、毎月の学習状況をチェックし、月120分を履修できなかった職員に対しては受講権利を回収し、学習希望待機者に受講権利を与えるなど、誠実な学習履修を促す措置を取った。

2010年は計460人に教育サービスを提供し、2011年には業務用パソコンのみならず、家庭用パソコン・スマートフォン・タブレットパソコンなどを通じて受講できる教育サービスを提供した。

4) ハッピーリーディング

知識基盤社会の発展、知的財産基本法の制定など知的財産の重要性が増大していることから、特許庁には知的財産関連政策をリードする主務機関として構成員の創意能力の強化が求められるようになった。最近多数の地方自治体及び公共機関では読書を通じて必要な情報と知識を習得する読書経営を推進することで、個人の自己啓発及び

組織の知識競争力を確保している。

特許庁は2011年度から図書マイレージを提供するハッピーリーディングプログラムを実施し、構成員の専門知識習得及び創意的な政策能力を高めた。また、書評登録及び有名著者の特別講義の開催(年2回)を通じて創意実用読書活動を共有・拡散した。

ハッピーリーディングプログラム参加者の82.55%がプログラムに満足を示し、80.21%がハッピーリーディングが変化管理精神の向上に有用であると評価した。

5)知的財産都市の探訪

特許庁は職員の帰属意識とプライドを高めると同時に、業務の効率性を高めるため、構成員が仕事と家庭で発展する家庭を配慮した変化管理活動を展開した。

2011年から実施した家族と同行する知的財産都市探訪は安東、全州など知的財産都市の知識経営の事例を見学・体験するプログラムとして運営された。家族と共にする知的財産都市探訪は職員のみならず職員家族の特許庁に対する理解を高めて共感を得ることに貢献した。また、創意提案活動優秀者、組織活性化への寄与者を対象に行うことで成果主義経営を実現した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は1年間組織構成員の協力・疎通を強化し、自発的な参加を促す変化管理プログラムを推進することで、政府の主要国政方向である創意実用的な組織文化を作る上で大きく寄与した。参加者が自律的に設計・選択して教育を受ける「変化管理ワークショップ」、住民と共有する「3庁舎アカデミー」、組織及び構成員の創意能力の涵養を目指した「マルチメディアコンテンツ教育サービス」と「ハッピー・リーディング」など変化管理のための様々な教育とプログラムを通じて変化管理精神を拡散した。

特許庁の変化管理活動の目標及び運営方向は、構成員自らが自発的に参加する教育環境を作ることによって、構成員全体が創意・実用的な価値を自ら理解・実践し、組織成果を最大化することである。このような運営方向は特許庁固有の組織文化の定着及び構成員の帰属意識・プライドの向上に貢献すると期待している。また、今後変化管理教育と組織文化活動の持続的な推進を通じて知的財産政策をリードする主務機関としての特許庁のプレゼンスも高くなるものと期待している。

第6章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ

知的財産権が国家競争力の核心要素として登場したことから、グローバル競争社会に対応できる政府レベルの知的財産政策推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年3月大韓商工会議所など17の民間団体とともに「知的財産強国推進協議会」を構成し、知的財産分野初の国家戦略報告書である「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を政府と企業そして市民社会に提示した。引き続き2009年7月には知的財産政策を本格的に国家アジェンダ化するため、13の省庁と共同で「知的財産強国実現戦略」を樹立し、大統領主宰の国家競争力強化委員会に報告した。

国家競争力強化委員会の報告を契機に、国務総理室に知的財産政策協議会と知的財産戦略企画団が設置され、知的財産政策が特許庁など一部省庁だけの政策ではなく、政府レベルの政策として発展することとなった。以後特許庁は知的財産政策協議会及び知的財産戦略企画団と緊密な協力の下で、知的財産基本法の制定、国家知的財産委員会の設置、第1回国家知的財産基本計画の樹立など、国家知的財産政策の基になるインフラの構築に努めた。また、今後も新しい知的財産イシューを持続的に発掘し、政府全体の協力の下で政策化し、韓国が21世紀知的財産強国として跳躍できるよう努力と支援を惜しまない計画である。

第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ

1. 推進背景及び概要

21世紀以後知識基盤経済への急激な転換に伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中し、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

伝統的に特許を重視する米国は2008年「Pro-IP」法と呼ばれる「知的財産のための資源・組織の優先化法」を制定し、ホワイトハウスに知的財産執行調整官を設置した。日本は2002年小泉総理が自分の政府を「知的財産内閣」と命名し、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部を設置すると同時に、本人が本部長に就任するなど知的財産立国を宣言した。最近恐ろしいスピードで急成長している中国も2008年国家知財権戦略綱要を樹立し、2009年全人代では知的財産戦略を国家3大発展戦略の一つとして採択した。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要があり、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要であった。

2. 推進内容及び成果

特許庁は国家的なコンセンサスを得るため、2009年産・学・研の指導者たちを集い「知的財産強国推進協議会」を発足させ、産業界、学界、市民団体などの志を一つにまとめて「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を構築した。これを契機に国家競争

力強化委員会で「知的財産強国実現戦略」が採択され、「知的財産政策」が国家アジェンダとなった。

2010年は国家的なアジェンダとして浮上した知的財産政策が国務総理室を中心に国家レベルで推進され始めた元年とも呼べる。特に、国務総理室に「知的財産政策協議会(議長：総理室長)」と事務局である「知的財産戦略企画団」が設置されたことから、国家レベルでの知的財産政策が本格的に動き始め、知的財産基本法の制定案を18の省庁が共同作成して国会に提出するなど、国家レベルでの知的財産戦略の推進に向けた意義深い一歩を踏み出すことができた。

2011年は国会に提出された知的財産基本法を制定し、知的財産に関する政府レベルでのマスタープランである第1次国家知的財産基本計画を樹立した。また、国家知的財産戦略の推進における司令塔である国家知的財産委員会を発足させることで、韓国も名実共に知的財産強国の実現に向けた制度・行政的な枠組みを構築した記念すべき1年であると言える。まず、国務総理室など関係機関との協力の下で、国会常任委員長(政務委員会)及び両党幹事と直接会って協力を求めるなど総力をあげた結果、4月臨時国会で反対票無しで知的財産基本法が通過し、発明の日に合わせて5月19日制定に至った。また、特許庁は知的財産基本法の制定を記念し、知的財産中心の新しい国家発展戦略を議論するため、国務総理及びWIPO事務総長など国内外の主要人物を招いて知的財産戦略国際セミナーを開催した。そして、知的財産基本法の施行に合わせて7月には大統領所属機関として国家知的財産委員会が発足し、国家知的財産委員会は20余りの関係省庁と16の広域自治体と共同で今後5年間知的財産分野のマスタープランである第1次国家知的財産基本計画を11月に樹立・議決した。第1次国家知的財産基本計画は5大政策方向(知的財産の創出、保護、活用、基盤、新知的財産)、20大戦略目標、55の成果目標、133の管理課題の体系で構成されているが、今後5年間計10兆2千億ウォンの財源を投資することを骨子としている。特許庁は133の管理課題のうち75の管理課題に対して主管・協力機関として参加するなど、第1次国家知的財産基本計画の樹立における中心的な役割を果たした。

3. 今後の推進計画

2011年がかつて特許庁と文化庁などを中心に偏って進められた知的財産政策が政府全体に拡大するように知的財産基本法と国家知的財産委員会など基本法制と行政体系を構築した年であるとすれば、2012年は第1次国家知的財産基本計画を通じて提示された中長期戦略を具体化するための知的財産政策実践の元年と言える。

まず、第1次国家知的財産基本計画のビジョンと目標を達成するためのアクションプランである2012年国家知的財産施行計画を国家知的財産委員会など関係機関と協力して構築する予定である。また、知財権訴訟の専門性と実効性を高めるための特別専門委員会の活動を強化し、企業と国民の便益が保障できるよう努力する。そして、韓国特許庁の主要政策課題が国家知的財産委員会など政府レベルの観点で議論・政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れて問題を提起することに積極的に取り組む計画である。

1980年代初め、米国は日本製造業の攻勢や貿易赤字の危機に直面し、1990年代日本は「失われた10年」という長期不況を経験した。しかし、この巨大な二つの先進国は「知的財産政策の強化」という切り札で困難を乗り越えた。特に、日本は2002年知的財産戦略本部の設立を基点に技術貿易の黒字規模が大幅増加した。

韓国は世界金融危機から最も早く、そして最も克服に成功した国として認められている。これからはもう一歩先に進み、強力な知的財産政策を推進して韓国がビジョンとして掲げた「知的財産強国」に向けて跳躍する時であり、特許庁は新しい知的財産政策を持続的に発掘・提示し、知的財産強国により近づけるよう取り組んでいく予定である。

第3節 知的財産権政策強化の基盤作り

1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 コ・ヒスン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど、社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善方針を導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部の需要調査、学界・企業の需要に基づいて委託する政策研究課題のテーマを選定している。その主な内容は以下のとおりである。

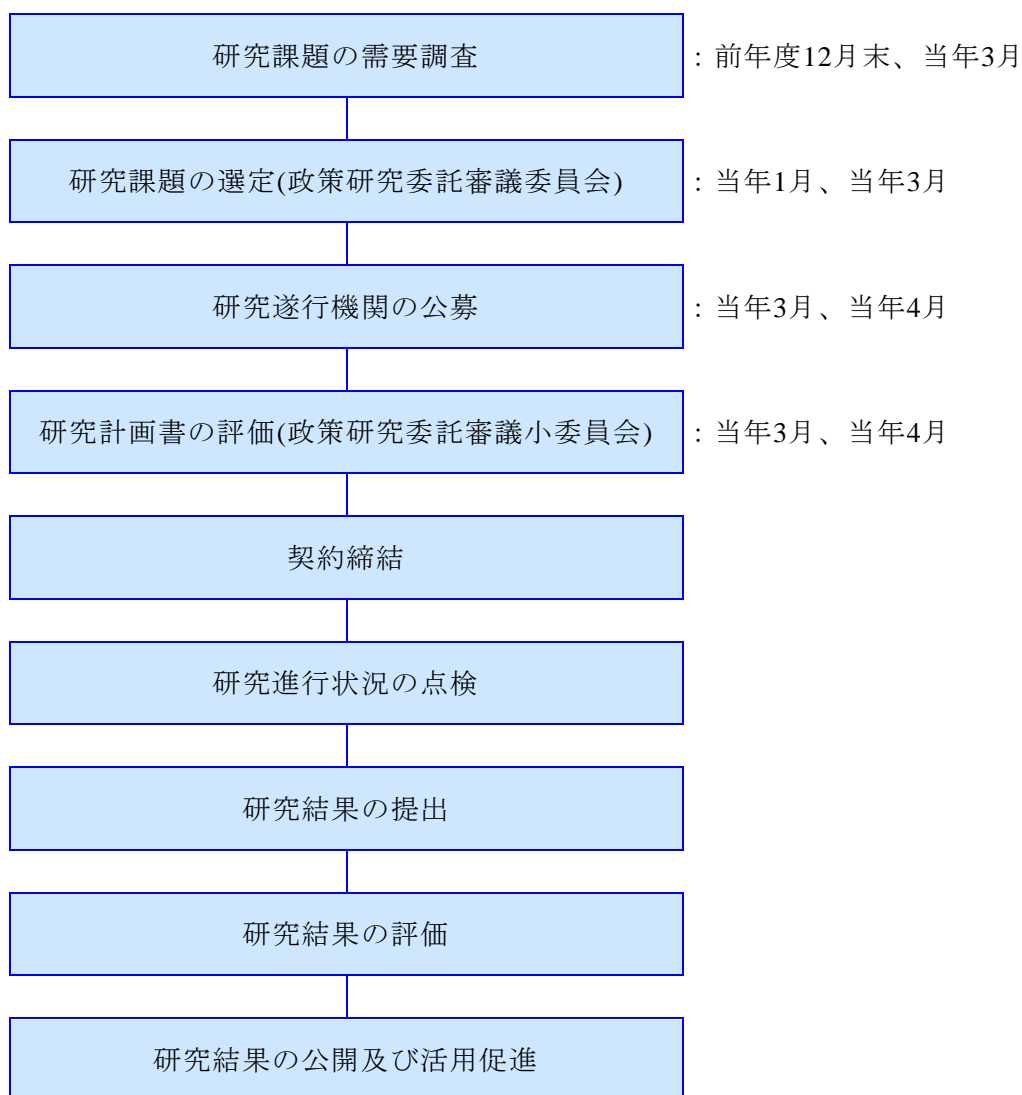
- 特許・商標などの産業財産権とコンピュータプログラム、地理的表示など新知的財産権と関連した法・制度の研究
- 科学技術、貿易、中小企業、人材育成、国民保健など国家の主要政策と知財権政策を連携させるための政策研究
- 主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析し、政府の法・制度改

善策を導き出す研究

○自由貿易協定(FTA)及び知財権関連の国際条約など国内外の環境変化に伴う国家知的財産対応戦略を樹立するための政策懸案の研究

政策研究委託テーマは政策研究委託審議委員会で決め、公開競争を通じて該当分野で最高の専門機関(専門家)と契約を締結し、研究を遂行している。政策研究委託の推進プロセス及び運営は以下の通りである。

<表Ⅱ-6-1>政策研究委託の推進プロセス及び運営



* 「政策研究委託管理規定の施行細則」(特許庁訓令第648号)運営

2011年に行った研究課題は以下のとおりであり、研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)または政策研究委託サイト(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

<表Ⅱ-6-2>2011年知的財産政策研究委託のテーマ

区分	課題名
1	国内地理的表示制度の統合化方案
2	知的財産サービス業の育成のための租税減免など支援策の研究
3	Open Marketでの商標権侵害に対する保護方案の研究
4	インテリアデザインのデザイン保護体系及び保護範囲の研究
5	ヘーグ協定加盟国のデザイン制度研究
6	知財権の実効性確保のための研究
7	合理的な手数料体系の定立のための研究
8	効率的な審査品質管理のための適正審査評価標本規模に関する研究
9	外国語書面特許出願制度の導入による法令改正及び実務運営方案の研究
10	韓米FTAを反映した改正特許法の施行に向けた下位法令の改正方案の研究
11	融複合技術の新概念の定立及び国際特許分類及び融複合性の分析
12	現行不正競争防止法の問題点及び改善策の研究
13	主要国における知的財産行政体系の構築効果に関する研究
14	公正な技術開発環境構築に向けた営業秘密保険制度の改善に関する研究
15	オンライン-グローバル環境に適した産業財産権登録制度の研究
16	知財権情報の普及・活用促進に向けたデータ商品化及び価格政策樹立の研究
17	知的財産人材の需給状況及び展望調査
18	未活用特許の産業・市場観点分析を通じた活用促進モデルの定立
19	特許庁の組織性と評価体系及び成果指標の改善
20	特許微生物寄託制度の改善方案に関する研究

21	知的財産と経済発展に関する研究
22	OECD協力方案に関する研究
23	現代技術環境における知財権侵害成立要件の運営
24	最適な審査品質管理要素の分析及び管理体系の構築に対する研究
25	ヘーグ協定及びロカルノ分類の導入によるデザイン無審査品目の再調整方案研究
26	先行調査によるデザイン審査削減率算定基準に関する研究

ハ. 評価及び発展方向

これまで政策研究委託の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2010年知財権研究委託事業を通じて行われた27の課題の政策活用率は77.8%で、2008年(66.6%)、2009年(71.4%)を記録し、着実に右肩上がりの傾向を見せている。2010年27件の中で法令の制定・改正及び制度改善に14件(51.8%)、推進中の事業改善に7件(26.0%)が活用された。今後は特許政策の樹立及び発展のための法令・制度改善課題の比重を持続的に増やす必要がある。知財権分野の政策研究委託を通じて急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を講じて普及していることを考えると、知財権政策研究委託結果の活用は引き続き強化していかなければならない。

今後も政策研究委託の結果が知財権の政策樹立に直接反映されるよう、法令・制度改善課題の比重を拡大し、重複研究防止のための重複性の事前検討、課題中間点検の強化など研究管理機能も強化し続ける予定である。また、課題の活用度及び課題評価の結果を課題選定の際に反映し、課題品質の改善も推進していく計画である。

2. 知的財産政策研究のインフラ構築

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 パク・ゾンイル

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会において国家競争力を高めるためには、知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

米国・ヨーロッパ・日本・中国など知的財産強国の他にも主要新興国(ロシア、ブラジル、サウジアラビア、アルゼンチン)の知的財産に対する動向情報まで把握し、国内外の知財情報DBをモニタリングして収集した情報の中から、政策的な示唆点が多い知的財産権関連情報をメーリングサービスで毎週提供している。

一年間収集した世界動向及び学術情報などの知財関連情報の分析を基に未来の変化に対応するため、外国政府及び企業の政策動向を『Global IP Trend 2011』を通じて提示した。そして、争点となったIP問題に対して専門家が参加する座談会や様々な立場の専門家が作成した論文を通じて、立体的かつ深層的な分析情報を提供するため、多様なコンテンツの構成で知財権研究活性化事業と政策成果を広報した。また、主な知財政策問題や懸案課題に対して集中的に議論した分析情報を「知識財産政策」(年4回)を通じて提供した。

2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

知識財産基本法の制定を記念し、国内外に知的財産アジェンダを拡散する機会を設けるため、国務総理、WIPO事務総長など国内外の知的財産リーダーが参加した「国

家発展のための知的財産戦略国際セミナー」を開催した。

また、韓国知的財産研究の産学協力を活性化するため、「韓・米共同知的財産シンポジウム」を開催し、1990年代から続いた米国National Academiesの研究事例を発表するきっかけを作った。

「2011年行政学共同学会大会」を始め、公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」が可能になった。また、知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有の活性化を通じて、専門性を強化した意見収集の場として活用した。

<表Ⅱ-6-3>2011年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

行事名
「2011行政学共同学会大会」
「不正競争防止法を通じた新知的財産権の保護方案」フォーラム
「伝統知識及び遺伝資源の国際議論への対応」フォーラム
「知的財産権の範囲拡大による権利保護方案」フォーラム
国家発展に向けた知的財産戦略の国際セミナー
韓・米共同知的財産シンポジウム

3)知識財産研究の基盤作り

IP研究の裾野拡大及び研究環境作りのために開催された2011年大学(院)生知財権優秀論文公募展には計140チームから申込みがあり、前年比申請チーム数が53%増加し、ますます知的財産分野に対する大学(院)生の関心が高まっていることが立証された。論文審査の結果、一般的に提出された論文の質が高くなったという評価の中で、忠南大学法学専門大学院チームの「抗体医薬品の登場、医薬特許の新たな局面-特許紛争を中心とした研究-」が最優秀賞を受賞した。

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連の法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌であり、現在韓国研究財団に登載候補誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、単行本約6,000冊、研究報告書1,438冊、フォーラムセミナー資料299冊、定期刊行物2,793冊など計10,530冊に達する膨大な資料を保有し、オーストラリアIPRIAなど知的財産関連の海外7つの機関と資料交流を行うなど、知的財産専門図書館としての役割を充実に果たしている。また、E-bookシステムの導入及びKYOBO文庫のOne-Touchシステムの導入などを通じて持続的に利用者の利便性を高めている。

<図Ⅱ-6-1>知的財産専門図書館の写真



<知的財産専門図書館の内部>



<知的財産専門図書館の書架>

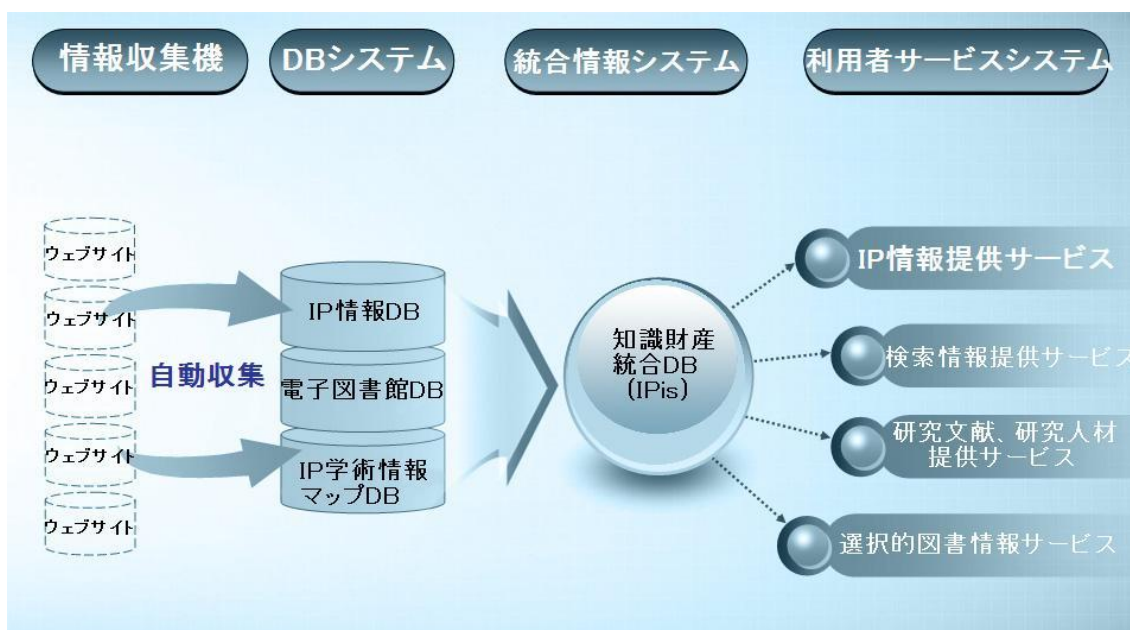
4)知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案

資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2011年12月基準で大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関など会員数は7,764名に達している。また、文字の大きさ調節システム及びモバイルウェブ(m.kiip.re.kr)、毎週送信するニュースレターなどを通じてユーザー利便性を高めている。

また、IP学術情報マップを構築し、知的財産分野の戦略的な学術振興のための総合的な知的財産研究DBと国内外の知的財産研究人材ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の29,000件余りの学術誌に対する情報を検索・閲覧することができる。

<図Ⅱ-6-2> 知的財産情報サービスシステムの構成図



5) 知的財産基礎研究への支援

知的財産基本法と知的財産基本計画が制定されたことから、知的財産基本法の精神と知的財産基本計画を効果的に推進するため、政府の積極的な研究推進が求められる時点である。

そこで、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための調査・分析、未来の核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究、これを通じて知的財産及び新知的財産の未来予測研究など、他の知的財産関連研究の基礎的資料と方法論を提供する中大型基礎研究の遂行を支援している。

2011年の主な推進実績を見ると、各基礎課題別報告書の発刊、基礎課題別基礎資料DBの構築、IP法令・判例などのDBフォーマット及び検索のための分類体系を構築した。

＜表Ⅱ－6－4＞2011年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
知的財産制度の実効性を高めるための法制度の基礎研究	知的財産制度の実効性を阻害する要因を研究し、知的財産制度の発展方向を定め、制度の存立根拠を構築
新知的財産権の動向分析及び法的保護方案	新知的財産、特に食糧安保及び医薬品接近権問題の核心にある遺伝資源と関連する国内外の動向分析及び対応戦略の樹立
国家知的財産戦略の樹立に関する研究	国家知的財産基本計画及び施行計画の樹立を支援する政策及び戦略樹立報告書を作成し、知的財産問題に対する争点調整に活用
海外主要国のIP関連法制度及び政策動向の調査・分析	国内外の知的財産法制情報の総合サービス普及体制を構築し、今後インターネットウェブを通じた関連情報の提供
知的財産競争力及び特性指標の開発	IP活動主体の競争力とIPそのものの特性を定量的に測定・分析可能な指標を開発し、知的財産関連意思決定の効率性及び信頼性の向上
研究開発で創出された知的財産成果の質的評価方法論の開発	国家R&D特許の質的評価指標の開発を通じて専門家の深層評価、大規模な国家R&D事業戦略樹立の基礎資料

発	を提供
IP価値評価方法論の開発	IP基盤の取引拡大、特許紛争の激化、著作権・コンテンツの活用などIPの特徴を反映した価値評価技法の必要性が増大したことから、この方法論を開発

第 3 編

知的財産の経済・産業的活用の促進

第1章 政府R&Dと知的財産権の連携強化

第2章 知的財産権に強い中小・中堅企業の育成

第3章 産・学・研における優秀特許技術の創出・活用の促進

第1章 政府R&Dと知的財産権の連携強化

第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

1. 政府R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 イ・ソンウ

イ. 推進背景及び概要

国家研究開発事業は、国家競争力強化のために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間から開発するには負担が大きい技術分野に対して推進される。国費で運営されるこのような研究開発の予算規模は毎年持続的に増加している。しかし、量的な成長にもかかわらず、質的な技術革新の部分は、先進国に比べて依然として効率性が低い。また、研究開発の結果を技術移転・商品化などの経済的成果につなげる知的財産管理もまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を有することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として2005年から特許技術動向調査を試験的に実施して以来、2006年2,099課題、2007年3,433課題、2008年4,802課題、2009年4,012課題、2010年3,335課題、2011年4,424課題の国家研究開発事業に対する特許技術動向調査及び先行特許調査を支援した。

ロ. 推進内容及び成果

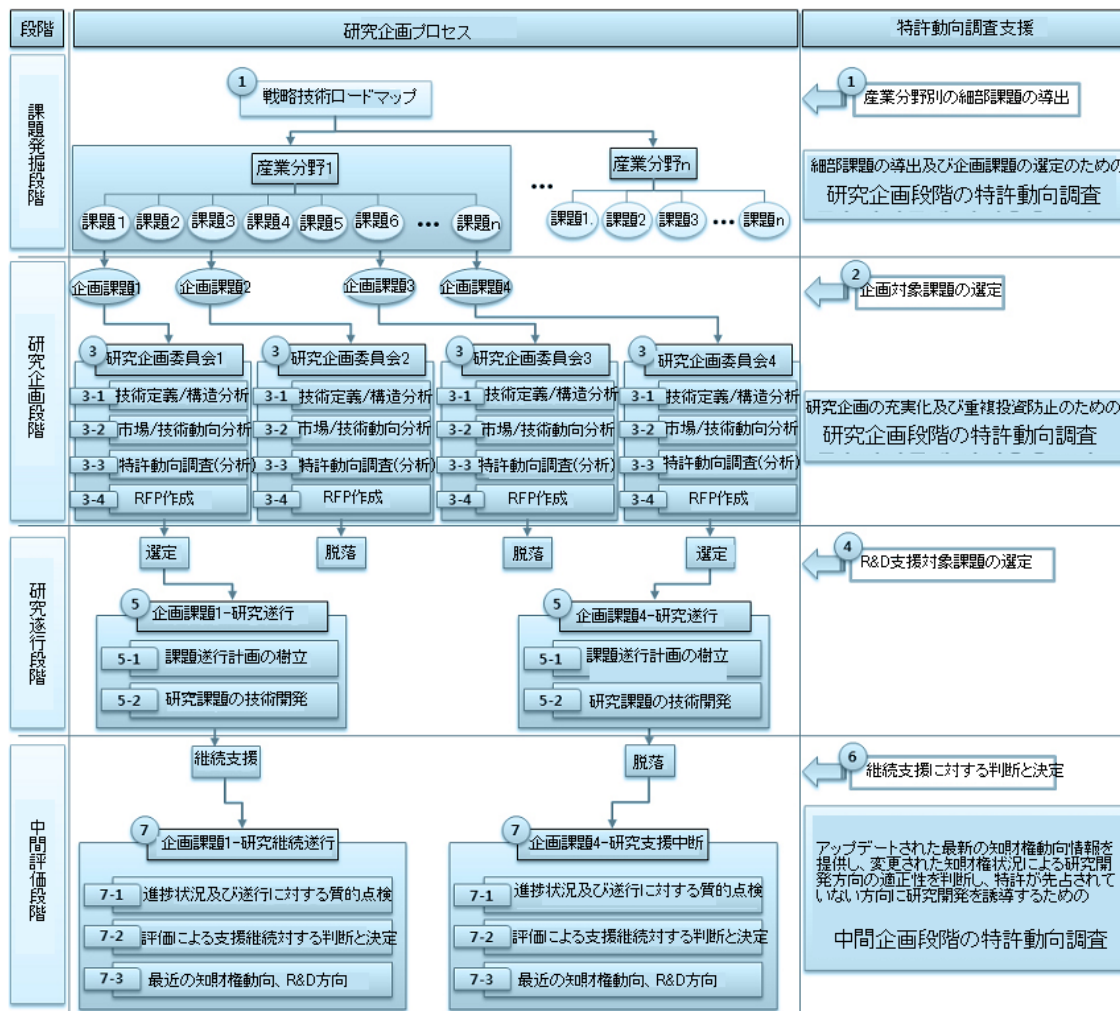
特許動向調査は、教育科学技術部、知識経済部など研究開発機関が中長期、大型研究開発事業を行う際に研究企画段階、研究遂行段階で開発中の技術と一致する先行特許の存在有無と類似特許の動向などを提供し、特許が先占されていない方向に研究開発を誘導することを目的としている。そのため、各機関の研究開発事業企画のための予算、期間には特許動向調査が反映されるよう、国家研究開発事業の運営要領・指針など関連規定に特許動向調査に対する具体的な施行計画を設けるようにした。

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画の際に特許動向調査

特許庁は国家研究開発機関との協議の下で特許動向調査を支援する事業及び課題を選定した後、特許動向調査の結果物を該当機関に提供する。各機関では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2006年には、4機関で211課題、2007年には6機関で290課題、2008年には7機関で407課題、2009年には7機関で413課題、2010年には9機関で558課題、2011年には11機関694課題について研究企画段階の特許動向調査を実施した。

<図Ⅲ-1-1> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



また、同事業から得た分析結果物である「特許動向調査報告書」はウェブサイトであるe-特許国(www.patentmap.or.kr)を通じて公開し、一般研究者も研究、技術開発を行う際に活用することができる。

<表Ⅲ-1-1> 2011年の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

区分	主管省庁	研究開発の事業名	事業課題数
研究企画	教育科学技術部	未来基盤技術開発事業	1

時の特許 動向調査		未来有望融合技術パイオニア事業	8	
		原子力技術開発事業	12	
	国土海洋部		Greenup30事業	5
			建設技術革新事業	1
			交通体系効率化事業	2
			未来鉄道技術開発事業	1
			地域技術革新事業	1
			先端港湾建設技術開発事業	1
			海洋研究企画事業	6
	気象庁	気象気候地震開発事業	29	
	企画財政部	国家研究開発事業予備妥当性調査	8	
	農林水産食品部	水産技術開発事業	4	
	農村振興庁		家畜疾病予防技術開発事業	5
			農業昆虫資源技術開発事業	7
			農畜産物機能性評価事業	4
			農業基礎研究事業	21
	放送通信委員会	放送通信技術開発事業	20	
	保健福祉部	保健医療研究開発事業	25	
	山林庁		山林科学技術開発事業	2
			林業特定研究事業	9
中小企業庁	購買条件付き新製品技術開発事業	9		
知識経済部		グリーン産業先導型二次電池技術開発事業	3	
		未来自動車用繊維素材研究開発支援事業	5	
		未来知能型新インフラ企画事業	1	
		民軍兼用技術開発事業	6	
		産業融合源泉技術開発事業(事前企画)	25	

		産業融合源泉技術開発事業(新産業)	74
		産業融合源泉技術開発事業(エネルギー)	80
		産業融合源泉技術開発事業(情報通信)	114
		産業融合源泉技術開発事業(主力)	57
		素材源泉技術開発事業	22
		エネルギー技術開発事業	36
		エネルギー技術研究院機関固有事業	1
		機械研究院(材料研究所)機関固有事業	6
		次世代情報ディスプレイ技術開発事業	6
		韓国建設技術研究院機関固有事業	12
中間企画 時の特許 動向調査	教育科学企画部	未来有望融合技術パイオニア事業	
		新技術融合型成長エンジン事業	51
	国土海洋部	海洋生命工学事業	4
	知識経済部	再生エネルギー技術開発事業	4
		エネルギー技術開発事業	1
		電力研究開発事業	1
11機関			694

2)国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

先行特許調査は短期小型研究開発事業においてBottom-up方式で研究する課題を選定する際、該当分野の先行特許などを事前に調査し、研究開発の結果が重複することを未然に防ぐために推進された。特許庁は<図Ⅲ-1-3>のようなプロセスを通じて各機関に「先行特許結果報告書」を提供し、各機関は研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定することで、先行技術を考慮した研究開発を通じて効率性の向上を図っている。

<図Ⅲ-1-2> 先行特許調査のプロセス



2006年には7機関1,888の課題、2007年には13機関3,143の課題、2008年には14機関4,395の課題、2009年には10機関3,599の課題、2010年には11機関2,777の課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援し、2011年には11機関3,730の課題に対して先行特許調査を実施した。

<図Ⅲ-1-3> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



代表的な事例として、これを通じて2011年中小企業庁の中小企業革新技术開発事業(未来先導)で類似する先行特許があると調査された497課題中の277課題が支援対象選定評価で最終的に脱落(脱落率55.7%)し、事業性のない課題に開発費用が投じられることを防止した。

課題選定評価委員を対象に実施した先行特許調査の有用性に関するアンケート調査では、回答者の82.6%が「重複投資の防止及びより優秀な研究課題の選定に役に立った」と答えた。

<表Ⅲ-1-2> 研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

区分	主管機関	研究開発事業名	事業課題数
課題選定時の先行特許調査	教育科学技術部	公共福祉安全研究事業	28
	国土海洋部	未来海洋産業技術開発事業(未来海洋技術開発)	24
		未来海洋産業技術開発事業 (海洋中小ベンチャー支援事業)	27
	農林水産食品部	高付加価値食品技術開発事業(1、2次)	288
		生命産業技術開発事業(1~7次)	641
		水産実用化技術開発事業(1、2次)	67
		輸出戦略技術開発事業	7
		先端生産技術開発事業	21
	農村振興庁	15大アジェンダ研究開発事業	245
		ウ・ジャンチュンプロジェクト事業	38
	文化財庁	文化遺産融複合研究(1、2次)	6
	文化体育観光部	スポーツ科学技術開発基盤作り(1、2次)	37
	保健福祉部	保健医療研究開発事業	81
		韓医薬産業育成製品化支援研究開発事業	6
		韓医薬先導技術開発事業(上半期)	14
		韓医薬先導技術開発事業(下半期)	15
	防衛事業庁	国防核心技術開発事業	40
消防防災庁	人的災難安全技術開発事業	11	
	自然災害低減技術開発事業	50	

		災難安全技術開発基盤構築事業	25
		次世代核心消防安全技術開発事業	9
中小企業庁		購買条件付き新製品技術開発事業(1~4次)	264
		官民共同投資技術開発事業(1~7次)	102
		産学研共同技術開発全国事業	37
		研究装備活用技術開発事業	57
		融複合技術開発事業	236
		製造現場グリーン技術開発事業(上半期)	134
		製造現場グリーン技術開発事業(下半期)	140
		中小企業技術革新開発事業(未来先導課題)	577
	知識経済部		グローバル専門技術開発事業 (繊維製造工程、生活産業)
環境部		未来有望グリーン環境技術産業化促進事業	4
		次世代エコイノベーション技術開発事業(1~5次)	393
		土壌地下水汚染防止技術開発事業(1、2次)	46
		環境融合新技術開発事業	3
12機関			3,730

ハ. 評価及び発展方向

国家研究開発事業の中でR&D機関7つの企画対象課題181個を対象に特許動向調査の結果を提供してアンケート調査を行った結果、55の課題(約30.4%)が特許動向調査を活用して研究企画の方向または研究内容を転換・修正したことがわかった。

また、ソウル大学経済研究所は特許情報活用の結果、2010年に2,964億ウォンの国家研究開発予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は支援を受けていない国家研究開発事業に比べて、課題当たり2.37個の特許が追加的に創出され、創出された特許の質が1.5倍優れていることから、特許技術動向調

査事業が国家研究開発事業の予算節減及び強い特許の創出に貢献していると分析した。

＜図Ⅲ－1－4＞特許技術動向調査事業の支援を受けた課題と受けていない課題の成果比較・分析



2010年まで費用の全額を特許庁が予算を負担する方式で行われたが、財源不足で需要比64.7%のみ支援が行われる問題を解決するため、2011年から特許動向調査の対象を各R&D機関の需要全体に拡大し、調査費用は特許庁と該当機関が分担(50 : 50)する方式に変更した。

これを通じて2012年特許動向調査に713課題、先行特許調査に3,099課題を支援する予定である。

特許技術動向事業は、研究開発の特性を考慮したオーダーメイド型特許分析の提供を通じて、より競争力のある研究企画報告書の創出を図る。また、知財権中心の技術獲得戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用し、研究企画段階だけではなく、研究を通じて開発された技術が事業と連携され収益が得られるよう、国家研究開発事業の周期全体への特許情報の活用を支援する予定である。

今後も特許庁は国家研究開発の主管機関、専門機関と共同で同事業を持続的に推進し、韓国国家研究開発事業の効率性を高めると同時に、特許情報活用の制度化を通じた国家競争力の向上に向けて最善を尽くしていく計画である。

2. 政府R&D特許成果の管理

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 イ・ソンウ

イ. 推進背景及び概要

政府のR&D予算は、2003年4兆9,036ウォンから2011年14兆9,000億ウォンに年平均約14.9%の増加を記録している。このように国家研究開発事業のR&D予算規模が徐々に拡大しているため、R&D投資の効率性に関する政府の関心もまた増大した。そこで、政府は大型化・複合化しつつある国家研究開発事業に対する政府全体の総合管理体制を構築するため、1998年から国家科学技術委員会を中心に毎年「国家研究開発事業の調査・分析・評価」を実施している。

2003年パイロット事業以後、2005年から毎年政府R&D特許成果の調査・分析を実施して報告書を発刊し、2005年12月には成果中心のR&D評価の強化を基本枠とする「国家研究開発事業などの成果評価及び成果管理に関する法律」を制定した。2006年8月には第21回国家科学技術委員会で議決された「研究開発成果評価基本計画」を基に今後5年間(2006～2010)研究開発成果評価施行の基本方向と原則を提示した。また、政府R&D成果を特許出願する時に課題固有番号が記載できるように特許法及び実用新案法の施行規則を改正(2006.12)し、国家研究開発事業の管理などに関する規定(2007.2、以下「共同管理規定」)を通じて国家研究開発事業の研究成果を特許出願する時に課題出所の記載を義務づけるなど関連法令を持続的に整備した。

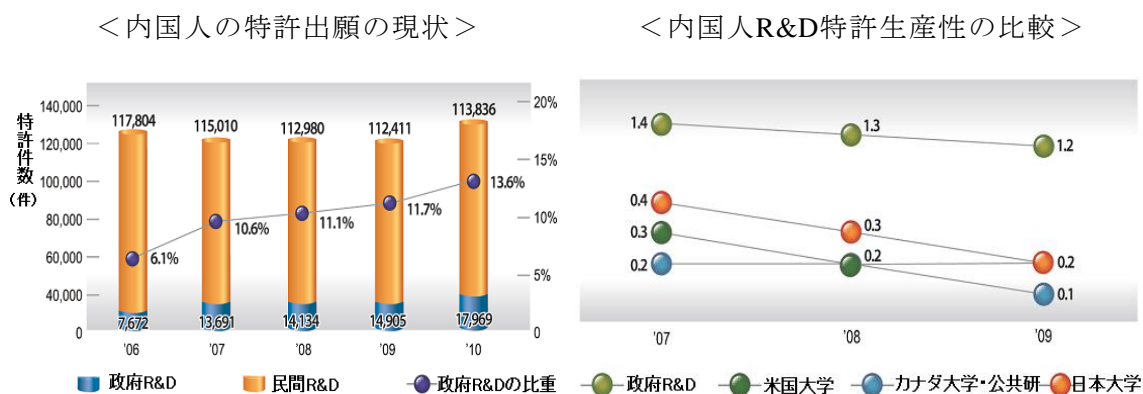
特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるため、第27回科学技術関係長官会議(2007.9)で教育科学技術部と共同で「研究成果の管理・活用に向けた活性化方策」を報告し、「共同管理規定」に特許成果物の専担機関としてR&D特許センターを指定することを審議・議決した。また、同会議で「政府R&D特許成果の調査・分析結果」を国家科学技術委員会に単独で報告し、そのフォローアップとして毎年国家科学技術委員会に国家研究開発事業で発生した特許成果の量的、質的レベル及び活用状

況を分析して、これを基に政府R&D特許成果を効率的に管理する方策を講じて、報告している。

ロ. 推進内容及び成果

特許成果の量的、質的分析の結果をR&D機関に提供し、政府R&D政策の樹立及び事業評価に活用するように支援するため、2010年度政府R&D特許成果(国内出願17,969件、国内登録4,641件など)を機関別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2006～2010年に国内及び外国に登録された政府R&D特許を専門家評価及びオンライン評価システムを利用して実的なレベルを分析した。

<図Ⅲ-1-5> 政府R&D特許成果の主要分析結果



* (量的成果)政府R&Dで創出された国内出願は2006年度7,627件から2010年度17,969件に2倍以上増加

<表Ⅲ-1-3> R&D主体別の優秀特許比率

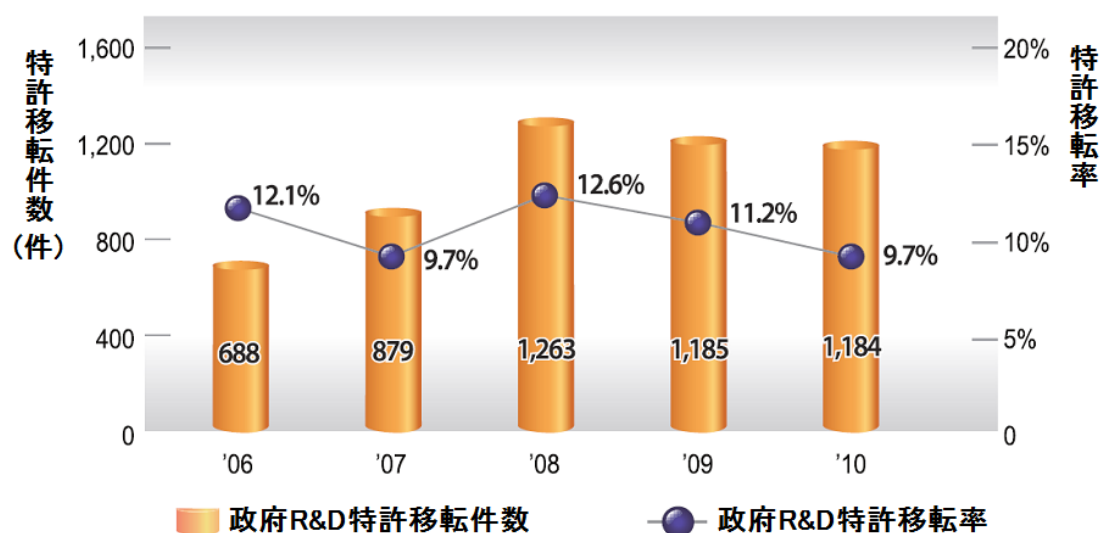
区分	専門家評価			オンライン自動評価		
	政府 R&D	民間 R&D	外国人	政府 R&D	民間 R&D	外国人
優秀特許比率(%)	6.2	10.5	28.9	3.7	11.2	32.2

* (質的評価)優秀特許比率は政府R&D特許が民間R&D特許、或いは外国人特許に比べ

て相対的に低い。

政府R&D特許成果の活用状況を分析するため、政府R&D特許成果を保有している公共部門124(大学89、公共研35)機関を対象に、2006～2010年に移転された政府R&D特許成果活用実態の調査・分析を行い、政府R&D事業(投入)、特許など技術成果(中間成果)、技術移転成果(最終成果、11,229件)を連携した構造化された技術移転データベースを構築した。

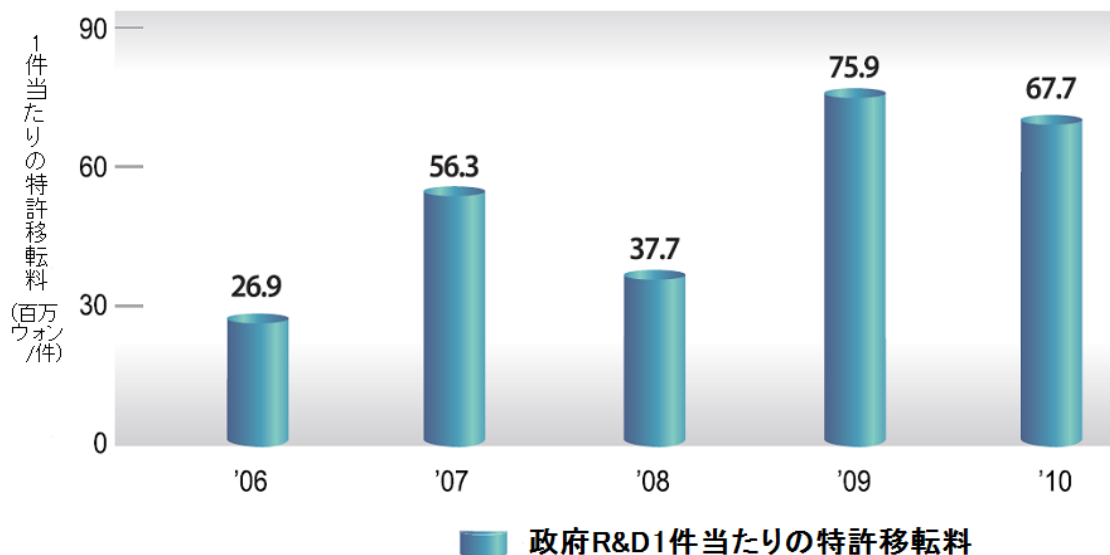
<図III-1-6> 政府R&D特許移転率及び移転件数



・(特許移転率)大学及び公共研究機関の政府R&D特許成果の当該年度特許移転率*は、2006年12.1%から2010年9.7%に一部減少する。

*当該年度の特許移転率=当該年度の特許移転件数/当該年度の特許出願件数

＜図Ⅲ－1－7＞政府R&D1件当たりの特許移転料



- ・(1件当たりの特許移転料)大学及び公共研究機関の1件当たりの特許移転料は2006年26.9百万ウォンから2010年67.7百万ウォンに、最近5年間約2.5倍増加。

政府R&D特許成果の管理を強化するため、政府R&D特許成果として申告された特許の中から個人名義の特許状況を調査[個人名義の特許出願1,174件、登録特許606件の中で、個人名義として残っている特許数は出願815件、登録410件(2011年7月基準)]し、その結果を関係機関に提供した。

政府R&D事業成果の中で特許成果に関する支援をさらに強化し、国家科学技術委員会が実施する特定評価、開放型評価及び機関が実施する成果活用評価など政府R&D事業評価で特許成果分析結果を積極的に支援した。

従来は国家科学技術委員会のNTISシステムに研究成果として入力した特許権だけを成果として認めていたが、効率的な政府R&D特許成果管理体系の基盤を作るため、2011年からは課題出所を記載した特許権も新しく特許成果として認めるようになった。特許庁は成果管理体系の簡素化に向けて政府R&D特許出願の時に研究課題の出处記載比率をさらに高められるよう取り組んでいく方針である。

また、それをバックアップするため、政府R&D関係機関及び研究管理専門機関などを対象に研究課題の出处記載出願状況及び政府R&Dで創出された出願の特許登録状況を毎月提供している。また、詳細情報を政府R&D特許成果管理システム通じて照会できるようにし、関連機関の課題出处記載に対する認識を高めると同時に、特許成果管理体制の効率化を支援している。

そして、政府R&D特許成果の創出、管理及び活用と関連する主要懸案を把握し、それを改善するために政策的な示唆点を研究した「政府R&D特許成果の 이슈ー・ペーパー資料集」を発刊・配布することで、政府R&D特許成果に対する認識向上を図った。

ハ. 評価及び発展方向

2012年には2011年度政府R&D特許成果データを収集・整備するため、NTISシステムを通じて申告された特許成果及び特許出願時の研究課題出所を記載した特許成果を収集・検証して整備する予定である。また、多様な特許分析指標を活用して2011年度政府R&D特許成果(海外特許成果を含む)の主な特徴を導出・分析し、国内特許及び米国登録特許の評価(専門家評価及び自動評価システム)を通じて政府R&D特許成果の实的レベルを分析する予定である。

特に、特許成果の分析を2011年度より高度化する予定であるが、審査・審判の経過情報など関連特許情報をより考慮した分析を強化する予定である。また、質的水準対応指標(3極特許、ファミリー情報、請求項数など)を積極的に活用して特許の質的水準の分析を強化する予定である。

毎月実施する政府R&D特許成果の提供範囲を拡大し、従来政府R&D遂行機関や関連研究管理機関にだけ特許成果情報を提供していたものを拡大し、2012年からは研究機関にも特許成果情報を提供する計画である。また、提供するコンテンツも審査経過情報、特許の活用(実施権の設定、譲渡など)情報などを全般的に拡大する計画である。

政府 R&D 事業遂行結果を評価する時、特許成果に対する体系的な評価支援に向けた特許成果評価支援モデルを開発し、研究開発事業の固有な特性や評価類型に合わせて差別化された評価を支援する予定である。特に、国家科学技術委員会が 2013 年から試験的に推進する予定の研究開発事業追跡評価に備えて各機関の追跡評価指標を収集及び調査し、特許成果管理システムを通じて追跡調査項目を新設して別途のデータベースを構築する計画である。

そして、政府 R&D 特許成果の他にも、自治体が独自に行う公共 R&D 成果の中で特許成果の管理を支援するため、自治体の成果管理状況を把握し、特許成果の管理需要を調査して支援する計画である。

今後も特許庁は質的成果中心の政府 R&D 事業が展開されるよう、政府 R&D 特許成果管理体系を持続的に先進化していく予定である。

3. 政府R&D特許コンサルティング

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主査 イ・ゾンホ
行政主査 パク・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

政府 R&D の予算は 2007 年 9.8 兆ウォンから 2011 年には 14.9 兆ウォンを記録するなど、政府 R&D の成果を高めるため毎年投資が拡大されつつある。

* 政府 R&D 予算の拡大：(2007)9.8 兆→(2008)11.1 兆→(2009)12.3 兆→(2010)13.7 兆→(2011)14.9 兆(2011、国家科学委員会)

このような持続的な投資拡大によって政府 R&D 特許出願の量的成長は達成されたが、政府 R&D を遂行した大学・公共研究機関の優秀特許比率は平均 4～7% 台を記録し、質的生産性が低迷している状況である。

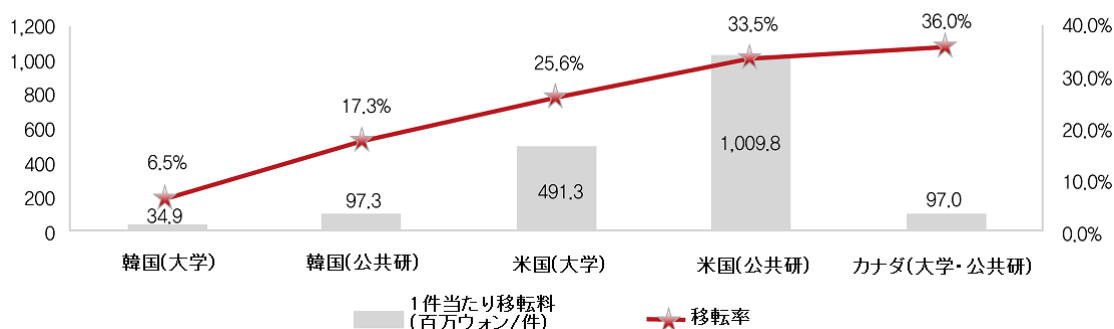
<表Ⅲ－1－4> 研究遂行主体別の特許出願件数及び特許生産性の状況

区分	大企業	中小企業	大学	公共研
特許出願件数	1,670 件	2,396 件	6,541 件	6,459 件
特許生産性 (10 億当たり)	1.3	1.5	1.9	1.0
優秀特許比率	14.6%	4.8%	3.2%	1.7%

* 2010 年政府 R&D 特許成果調査分析報告書(特許庁、2012)

また、2009 年韓国で政府 R&D を通じて創出された大学・公共研の特許 1 件当り平均技術料収入及び技術移転料は米国の大学・公共研に比較して大きな差を見せているが、これは政府 R&D に参加する研究者の知的財産に対する認識不足及び研究実績中心の特許出願によって高品質の特許が不足しているためである。

<図Ⅲ－1－8> 国家間技術移転率及び1件当たり技術移転料の比較(2009年)



* 2010年政府R&D特許成果調査分析報告書(特許庁、2012)

** 韓国は政府R&D特許だけの移転状況、米国及びカナダは大学・公共研の技術(特許、ノウハウなどを含む)移転状況

したがって、特許庁は国家 R&D 事業の効率を最大に引き上げ、強い知的財産権の創出基盤を作るため、大学・公共研究機関に知的財産研究開発戦略を支援する「研究室特許戦略支援事業」及び「政府 R&D 特許戦略専門家派遣事業」など政府 R&D 特許コンサルティング支援事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 研究室特許戦略支援事業

2007 年からスタートした「研究室特許戦略支援事業」は、政府 R&D を遂行する研究室に R&D 過程全体を対象とするオーダーメイド型 IP-R&D 戦略樹立支援を通じて、知的財産成果の創出・管理・活用の最大化を支援する事業であり、2011 年まで計 205 の研究室を支援した。

<図Ⅲ-1-9> 研究室別の IP-R&D 獲得戦略の樹立プロセス



*IP 管理・活用能力：特許情報検索能力、IP R&D 戦略樹立能力、研究ノート作成状況など

2011 年には各機関別に選抜された 40 の IP 優秀研究室に対する支援を行い、大学・公共研の産学協力団との連携を強化しつつ、コンサルティング結果物に対する権利化及び後続支援が組織レベルで行われるように事業推進体系を変更した。また、特許コンサルティング支援を通じて新規 IP 獲得戦略(221 件)、問題特許対応戦略(239 件)、R&D 方向提示(141 件)などの成果を上げた。

＜表Ⅲ－１－５＞2011年研究室特許戦略支援事業の状況及び支援内容

区分	コンサルティングレベル	支援規模	支援期間	支援内容
上半期	統合IP-R&D戦略	25研究室	14週	R&D特許技術分析を通じたIP-R&D連携戦略を支援
下半期	支援コンサルティング	15研究室		

＜表Ⅲ－１－６＞2011年研究室特許戦略支援事業の成果

区分	IP獲得戦略	問題特許 対応戦略	技術移転 戦略提示	R&D 方向提示	特許能力 向上(教育)	合計
上半期	121	175	19	76	32	423
下半期	100	64	-	65	9	238
合計	221	239	19	141	41	661

＜図Ⅲ－１－１０＞2011年研究室特許戦略支援事業の優秀事例

- (J 大文化産業研究所) 5年間の長期プロジェクトを完成するための基盤を構築するために、現在保有技術、特許弱点の分析、今後のポートフォリオ及びR&D方向を明確に設定。
- (S 大ネットワーク研究室) 進めようとしている研究方向に対して特許動向を分析することで、初期段階である研究課題が空白領域であることが確認でき、これを活用して源泉性のある特許が創出できる機会を獲得することができた。これと関連して2件の源泉特許を作り出し、追加研究を通じてポートフォリオを具体化する計画である。
- (A 研究院植物生理学実験室) 関連技術に対する市場、技術及び特許動向に対する分析結果が提供されただけでなく、IP-R&D戦略まで提供されたため、大変満足している。関連研究分野に対して把握し難かった部分に対してまで調査・分析し

てくれたため、新たに気付いたことが多く、大変役に立った。特に、D社の技術移転戦略分析は今後の戦略樹立に大変参考になると思われる。

2)政府R&D特許戦略専門家派遣事業

「政府R&D特許戦略専門家派遣事業」は、政府R&D事業団及び研究団などに特許戦略専門家を派遣してオーダーメイド型知的財産ポートフォリオ構築を支援する事業であり、R&D特許センターの特許戦略専門家、政府R&D事業団、産学協力団、弁理士、技術専門家で構成された知識財産戦略委員会を中心に、支援事業団別の特許戦略コンサルティングを支援している。

＜表Ⅲ－1－7＞政府R&D特許戦略専門家派遣事業の支援内容

区分	戦略	所要期間	支援内容
基本戦略	戦略遂行 課題発掘	1ヶ月	事業団または研究団の基本的な状況分析を通じたR&D状況の診断、既特許出願の権利分析及び補強、核心細部課題の選定、詳細なニーズ分析など全体的な事業推進戦略の提示及び相互協議
核心戦略	IP-R&D 戦略樹立	4ヶ月	核心細部課題別の環境(市場、技術、競走上の動向など)分析、主要技術分野(Tech-tree)別の特許及び論文技術動向分析、源泉特許、障壁特許及び活用特許の発掘及び対応戦略樹立を通じた特許ポートフォリオ戦略の構築、環境及び特許分析を通じた新規R&D方向の提示、中長期的な技術ロードマップの樹立など技術獲得戦略の構築

2011年には計10の大学・公共研究機関国家R&D事業団に特許戦略専門家を派遣し、戦略的知的財産権創出戦略を樹立・支援することで、強い特許の創出を支援するとともに、知的財産教育などを通して研究者の知財能力の強化を図った。

<図Ⅲ-1-11> 政府R&D特許戦略専門家派遣事業の体系図



その結果、新規IP獲得戦略(101件)、R&D方向提示(31件)など計185件の知的財産権中心のR&D革新戦略を導き出した。

<表Ⅲ-1-8> 政府R&D特許戦略専門家派遣事業の事業成果

区分	IP獲得戦略	問題特許 対応戦略	R&D方向提 示	技術事業化	特許能力向上	合計
合計	101	28	31	13	12	185

<図Ⅲ-1-12> 政府R&D特許戦略専門家派遣事業の優秀事例

- (A社) 原発技術分野の固有化及び海外市場進出に向けた強い特許ポートフォリオの構築
⇒(新規出願) 約38件のアイデア導出及び新規特許出願19件(2010~2011)
(固有化支援) APR+核心技術に対する固有化推進実務者協議会に参加、設計会社の固有化業務に対する法律諮問など
(オーダーメイド型戦略) 新規IP創出と並行して事業団の重点技術分野(水素保存、遊離化)対象に知財権中心の技術獲得戦略を推進
- (B社) 未来有望オミックス基盤バイオエネルギー源泉特許を獲得するためのポートフォリオを構築

⇒ (源泉特許の創出) 酵母を利用したバイオエタノールの特許/論文を分析し、源泉特許の創出及び分析

(有望技術の提示) 統合工程用酵母菌株の障壁特許分析及び空白技術の導出

(オーダーメイド型戦略) 源泉特許を引き出すため、事業団の重点技術分野(バイオエタノール)を対象に深みのある知財権中心の技術獲得戦略を推進

。(C社) ナノ構造生体エネルギー研究分野の源泉特許を確保するためのポートフォリオの構築

⇒ (源泉特許の創出) 人体移植可能な自己発電型なバッテリー源泉特許を創出するため、知財権中心の技術獲得戦略方法論を適用

(有望技術の提示) 他分野(全固体電池) 技術を本事業に適用する時、必要な expandable構造、適合性コーティング技術など特許戦略の提示

(オーダーメイド型戦略) 源泉特許を創出するため、事業団の重点技術分野(ナノバッテリー)を対象に深みのある知財権中心の技術獲得戦略を推進

ハ. 評価及び発展方向

1)研究室特許戦略支援事業

2011年の「研究室特許戦略支援事業」は研究室の特許生産性を高めると同時に、技術移転など成果拡散に大きく寄与し、参加研究室から好評を得た。2012年には支援予算及び支援課題数を大幅拡大し、「大学・公共研IP-R&D戦略支援事業」を通じて支援する予定である。

*(2011年)40課題/1,600百万ウォン→(2012年)47課題/2,820百万ウォン

2)政府R&D特許戦略専門家派遣事業

2011年本事業の支援を受けた大学・公共研の主な意見をまとめると以下のとおりである。

＜図Ⅲ－1－13＞政府R&D特許コンサルティング事業に対する主要意見

- (A 事業団) 本事業を通じて関連特許や関連研究の動向を把握でき、大変役に立った。これを基に研究団の特許出願の方向、特許管理、研究方向及び研究アイデアを獲得することができた。本課題結果を参考にして、人工光合成分野で核心特許技術を創り出せるよう研究を進める予定である。本課題を支援する特許庁のみならず、特許戦略専門家にも感謝する。
- (B 事業団) チーム別のアイデアミーティングを通じて 40 件の新規アイデアを提案することを目標に事業を進めたが、常時使用技術、重大事故対応技術、基本設計技術などに対して目標値を超えるアイデアを創り出すことができた。また、長期間事業支援を受けることができて大変役に立っただけでなく、内部からも best practice であると考えている。
- (C 研究団) 短い事業期間であったが、研究団に適した特許戦略を構築したことに対して満足している。特に、生体挿入融合電池の具体的なモデル構造に対する戦略コンサルティングを取り入れ、主要テーマにする予定である。また、傾斜基板を利用して金属表面積にナノパターンを形成する技術や粉末型 LiPON を利用して固体電解質を製作するための戦略は新しいアプローチであり、研究団に新たな R&D 方向を提示する。

「政府R&D特許戦略専門家派遣事業」は、2012年には知識財産戦略委員会を主軸として基本戦略樹立(2ヶ月)と核心戦略樹立(9ヶ月)まで計11ヶ月間の特許戦略コンサルティングを推進する計画である。また、特許戦略専門家が支援事業団を定期的に訪問し、知的財産権中心の技術獲得戦略方法論とIP能力教育などを通して、短期間で高品質の成果を達成できるように取り組んでいく予定である。

4. 政府R&D研究ノート支援

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 パク・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

政府R&Dに対する投資が持続的に拡大するとともに、研究開発情報の創出・保護・活用が重要問題として浮び上がっている。しかし、研究成果関連の紛争や技術移転の時の必須資料である研究ノートの作成率が低迷していることから、政府R&D情報及び成果に対する保護基盤作りはまだ不十分であると言える。

* 政府R&D予算の拡大:(2009)12.3兆→(2010)13.7兆→(2011)14.9兆→(2012)15.9兆(2012、国家科学委員会)

<図Ⅲ-1-14>研究ノートの定義

○ 研究ノートとは

研究者が研究の開始から研究成果の報告・発表または知的財産化に至るまでの過程と結果を記録した資料であり、研究成果の先取権及び独自性の重要な根拠として活用されている。米国など先進国では、特許紛争発生の際に発明日時などの客観的な立証のために最も重要な証拠資料の一つとして活用されている。

しかし、最近政府研究開発情報の体系的な記録・管理の上で研究ノート作成の重要性が浮き彫りになったことで、2011年から国家R&D事業を行う時は研究ノート作成を義務付けるなど*、政府レベルで研究ノート作成の活性化政策が推進されている。

* 「国家研究開発事業の管理などに関する規定」第9号第1項15号研究ノートの作成及び管理に関する事項

ロ. 推進内容及び成果

2007年から「知財権保護に向けた研究ノート関連の教育・広報」事業を推進した特許庁は、2011年6月傘下機関であるR&D特許センターに「研究ノート拡散支援本部」(www.e-note.or.kr)を設立し、政府R&D事業に参加する大学・公共研を対象に研究ノート活用を促進するための多角的な支援を展開している。

行政安全部(電子文書真贋確認センター)と連携し、電子研究ノート作成時点認証サービスの提供、電子研究ノート時点認証SWの普及、研究ノートハンドブックの製作・配布、研究ノート教育、研究ノートセミナー・公募展の開催など、研究者の認識を改善するための多様な支援を行っている。

<表Ⅲ-1-9> 2011年政府R&D研究ノートインフラ構築事業の内容

区分	内容
電子研究ノート時点認証連携サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 電子研究ノートの証拠能力を確保するため、政府R&D課題を遂行している大学・公共研の電子研究ノートシステムと行政安全部の時点認証との連携を支援
電子研究ノート時点認証SWの支援	<ul style="list-style-type: none"> 機関用：大学、研究所の2機関 政府R&D課題用：23機関(政府R&D90課題、500名)
研究ノートハンドブックの製作	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発情報の記録・管理の重要性及び電子研究ノートシステム構築・運営のためのガイドを提供(1,500部配布)
研究ノートの拡散セミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> 研究ノートの必要性、作成法及び活用事例の伝播に向けた研究ノート拡散セミナーを開催(230名参加)
研究ノート作成手記コンテスト	<ul style="list-style-type: none"> 研究者及び研究管理者を対象に研究ノート作成手記コンテストを開催(53機関、81名参加)
研究ノート教育	<ul style="list-style-type: none"> 研究ノートの作成及び管理方法に対する訪問教育の実施(韓国生産技術研究院の他27機関3,148名) 研究ノートの作成・管理法に対するオンライン教育(1,200名履

	修)
書面研究ノート の普及	・書面研究ノートの様式開発及びサンプル普及(2,000部)

<図Ⅲ-1-15> 政府R&D研究ノートインフラ構築事業の関連写真

<p>研究ノート拡散セミナー</p> 	<p>研究ノート拡散支援本部ホームページ構築</p> 
<p>研究ノートハンドブック、パンフレットの製作・配布</p> 	<p>研究ノート教育</p> 

ハ. 評価及び発展方向

2012年からは正しい研究ノート制度の定着及び研究ノートの作成・管理・活用能力が早期に向上できるよう、「研究ノート総合支援事業」を推進する計画である。参加機関(4機関)を対象に研究ノートの作成・管理能力の診断、研究ノート及び知財権教育、電子研究ノートシステムの構築及びSW支援、事後管理などを総合的に支援する予定である。

＜表Ⅲ－1－10＞研究ノート活用促進総合支援プログラムの内容

区分	支援内容
研究ノート 能力診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究ノートの作成・管理状況を点検し、問題点や難点を把握 － 機関別能力診断を通じて、研究ノート使用活性化に向けた機関別オーダーメイド型戦略及び細部推進方を提示
研究ノート 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究ノートの作成・管理、特許出願方法、技術流出など知財権教育
電子研究 ノート システム 構築の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子研究ノートシステム構築のためのプロセス設計諮問 － 電子研究ノートの基本要件及び細部技術の説明 － 電子研究ノートシステムを構築・運営している機関事例を紹介 － 選定機関に適した電子研究ノートシステム構築の諮問 ・ 電子研究ノート時点認証SWの普及
事後支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間経過後、研究ノート使用安定化のための事後支援
広報支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究ノート活性化のための広報支援 － 研究ノートポスター、ハンドブック、書面研究ノートの標準様式提供など

特許庁は政府R&D事業結果が着実に蓄積されて強い特許が創出できるように総合支援事業を推進する他にも、関係機関協力支援体系の樹立に向けた「研究ノート実務協議会」の運営、研究ノート教育プログラムの専門化など、様々な活用政策を推進する計画である。

第2節 標準特許の創出支援

1. 標準特許の分析及び戦略樹立支援

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 技術書記官 チョ・クァンヒョン

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でもいつも同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及び使用者環境改善に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。²⁰

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合し、その中で標準特許²¹という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤルティ収入を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

韓国の状況を見ると貿易1兆ドルに達する輸出強国であるにもかかわらず、輸出入が増加するほど核心・源泉技術(特許)の不足で特許ロイヤルティを始め、技術貿易収支の赤字幅は毎年増加している。特に、韓国の主力産業であり、標準特許の影響力が大きい電気電子・情報通信分野は2009年全体技術貿易収支赤字金額の中で55.6%(27億ドル)を占めている。

しかし、ISO、IECなど国際標準化機関に申告された韓国の標準特許は、2011年12月の調査結果、全体の3.5%に過ぎないくらい微々たる水準である。また、標準特許は

²⁰ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定で、WTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

²¹ 標準文書の規格を技術的に実現する過程で必ず利用しなければならない特許で、特許請求範囲の請求項の中の一つ以上の請求項が標準文書に読まれる特許

長期間を要する標準化期間とR&D、特許、標準など個別能力の戦略的な協力によって創出されるため、一部の大企業や公共研究機関を除けば、標準特許を保有している機関は皆無の状況である。

<表Ⅲ-1-11> 国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2011年12月)

順位	国家	数	比率	順位	国家	数	比率
1	米国	3,183	36.6%	6	大韓民国	301	3.5%
2	日本	1,719	19.8%	7	オランダ	225	2.6%
3	フランス	932	10.7%	8	イギリス	195	2.2%
4	フィンランド	866	9.9%	9	スウェーデン	195	2.2%
5	ドイツ	481	5.5%	10	オーストラリア	131	1.5%

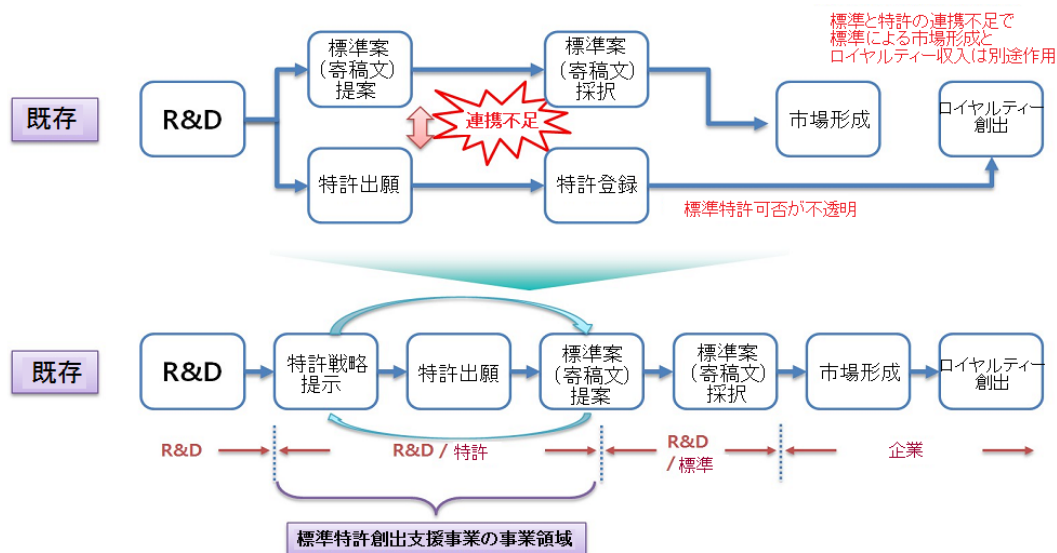
(出所：韓国特許情報院標準特許センター)

このような状況の中で、特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を構築し、それによる庁内の専門組織の編成及び国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

標準特許分析及び戦略樹立事業は、技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&Dから国際標準案の開発、標準化活動に至るまで全段階の標準特許の創出を支援する事業である。

<図Ⅲ-1-16> 標準特許創出支援事業の概念図



従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終的な国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが時々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて、優秀なR&D成果が標準特許になれるように支援する事業である。

まず、2011年にはこれまで進められきた4世代モバイル通信のような大規模なIT重点技術の標準特許戦略支援中心から国際標準化を推進する細部R&D課題遂行機関と連携して分析技術をさらに明確にし、単純な特許戦略支援から特許と標準の連携戦略を支援する方向に事業方向を切り替えた。その結果、政府及び民間R&D14課題を支援し、計91の戦略を導出し、77件の国内外特許出願とこれを反映した20件の標準案(寄稿文)がITU-Tなど国際標準化機関に提出された。

＜表Ⅲ－1－12＞2011年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略 戦略提示	②特許			③標準 標準案 (寄稿文) 提案
				標準特許 発掘	特許出願	特許 補正	
次世代応用プラットフォームのための大容量WDM-PONシステム開発など14課題	ETRIなど 11機関	ITU-T SG15 など 8機関	91件	6件	77件 (国内64、 国外13)	-	20件

そして、R&Dが一定部分終了し、国際標準案の開発だけを目的とする国家標準化機関の開発課題と連携し、従来技術中心の標準案作成から標準特許の創出が可能になるように特許中心の戦略的標準案が開発できるように支援した。その結果、2011年には磁場融合通信など計7課題を支援し、標準、特許分析などを通じて49の戦略を導出した。また、これを反映した24件の国内外出願及び16件の既存特許に対して標準に適合するように補正を行った。そして、上記特許が反映された12件の標準案(寄稿文)がISO/IEC/JTC1など国際標準化機関に提出された。

＜表Ⅲ－1－13＞2011年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略 戦略提示	②特許			③標準 標準案 (寄稿文) 提案
				標準特許 発掘	特許出願	特許 補正	
磁場融合通信/電力伝送技術標準開発など7課題	KETI など5 機関	ISO/IEC JTC1 SC6 など5機関	49件	5件	24件 (国内 19、国 外5)	16件 (関連 標準 5)	12件

また、国内産・学・研の保有特許活用性を高めるため、保有特許と国際標準との相互比較及び分析を通じて新規標準特許を発掘し、一部補正を支援して標準特許になるように支援した。これに通じて計17機関の499件の特許申請を受け、1次申請された特許と標準を検討して比較分析が可能な144件の特許を選定した結果、計5件の標準特許を発掘し、8件に対しては標準特許になれるように戦略を提供した。

<表Ⅲ-1-14> 2011年標準特許の後続管理事業の推進成果

産学研申請特許	検討対象	標準・特許の比較分析	
		標準特許の発掘	標準特許化戦略の提供
499件(産117、学36 2、研20)	144件(産38、 学105、研1)	5件 (産1、学4)	8件 (産2、学5、研1)

ハ. 評価及び発展方向

これまで2年間余りの事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準特許を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011年推進された標準特許創出支援事業は、R&D現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究室、研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることで、その基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

しかし、事業推進過程で支援課題の一部標準化段階がほぼ標準化完了時点で支援されたため、標準案(寄稿文)は提案したが、採択されてもその影響力が微々たるものになってしまう可能性があり、有意味な標準特許を獲得するためには、できれば標準化初期段階の課題を選定して支援する必要がある。また、R&D及び標準化期間(通常3年以上)と同事業の支援期間(単年度)が異なり、標準化進行中に特許戦略支援が中断される場合は、これまで着実に作ってきた特許が無駄になってしまう可能性があるため、これに対する対応策が求められる。

したがって、2012年からは支援課題を選定する時からR&D機関の標準化能力、標準化段階などを考慮し、さらに影響力のある標準特許が創出できるように事業を推進する予定である。また、市場性、標準特許の確保可能性、標準化段階を考慮して前年度支援課題の中から一部を選定し、標準化活動を集中支援することで、これまでの特許が最終標準特許として完成するよう積極的に支援する予定である。最後に、今後政府の支援がなくてもR&D機関が自ら標準特許を創り出せる体系を備えるよう、教育訓練を通じて自発的な創出基盤も拡大していく計画である。

2. 標準特許DBの構築及び標準特許人材の養成

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 放送通信事務官 キム・ソング

イ. 推進背景及び概要

標準特許DBの構築は、標準特許の創出・対応能力が足りない国内産学研に標準特許と関連する情報を総合的に提供するために推進された。本DBが構築される前にオン・オフライン上で提供されていた標準特許関連情報は、標準や技術動向、特定技術分野に対する特許動向と断片的な情報だけが提供された。さらに、提供されるこの情報さえもあらゆる民間及び公共機関に散在していたため、情報に対するアクセスは大変不便であった。

標準特許DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1²²、ITU、ETSI、IEEE²³など)の標準文書に宣言された特許情報及び特許プール(MPEG LA²⁴など)に登載された標準特許情報を収集・分析し、産学研が便利に活用できるよう要旨リストDBを構築

²² JTC1(Joint Technical Committee 1)：ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

²³ IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

²⁴ MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許のライセンスを権利者の代わりに処理する団体

する事業である。また、主要標準技術と関連する標準特許オーダーメイド型統合情報をウェブ上に一括提供することでアクセシビリティを高め、標準特許の創出能力が不足している国内産・学・研が標準特許関連情報をより簡単に活用できるようにするための事業である。

標準特許人材養成事業は産学研の研究開発者及び標準または特許業務担当者に標準と特許の関係を理解させ、標準特許の重要性を認識させるために推進された。

実際、産学研においてR&Dと標準またはR&Dと特許を連携した標準活動や特許活動はある程度行われているが、大半の産学研でR&D－特許－標準を連携した標準特許創出に向けた活動はほとんど行われていないため、標準特許創出能力は極めて不足している状況である。そこで、標準特許人材養成事業を通じて産学研の研究者と特許または標準担当者を対象にした標準特許教育を通じて、標準特許専門人材を養成し、産学研の標準特許の創出能力を高めていく。

ロ．推進内容及び成果

標準特許DBの構築を通じて、2009年には計2,945件に対する標準特許要旨DBを構築し、2010年には計4,000件の詳細DBとこれを含めて各種の標準特許関連情報を産学研に提供するための標準特許ポータルサイトを構築した。2011年にはETSIで宣言されたLTE-Advanced、UMTS関連の標準特許3,000件、ITU、ISO/IEC、IEEE、MPEG-LAなどに宣言された標準特許2,000件に対する標準特許要旨DBを構築し、標準特許ポータルサイトを通じて国内の産学研に提供している。

<表Ⅲ－1－15> 2009～2010年の標準特許要旨DBの構築内容

(単位：件)

標準化機関 年度	MPEG LA	IEEE	JTC1	ISO/IEC	ITU	ETSI	計
2009	2,011	627	307	-	-	-	2,945
2010	1,350	-	-	549	801	1,300	4,000

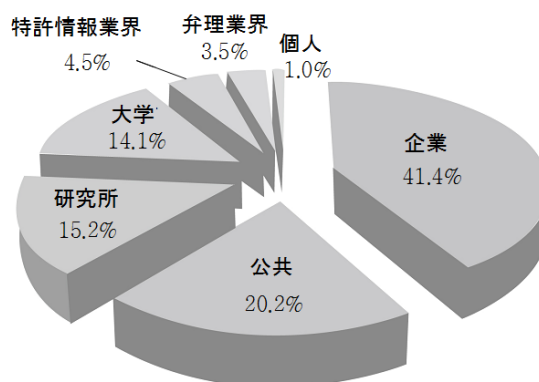
2011	500	260	509	388	343	3,000	5,000
------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------

<表Ⅲ-1-16> 2011年標準特許ポータルサイトのサービス内容

主要項目	情報構築の状況	
標準特許DB	・ 主要標準化機関の標準関連特許	31,923件
	・ 主要特許プールライセンス代行機関の標準特許	4,158件
標準特許の現状	・ 各種標準特許関連の統計状況	9種
標準特許関連情報	・ 国内外の標準特許関連ニュース及び動向標準特許関連の国内外の状況、概要及びリンクの提供	805件 150余り
教育情報	・ 国際標準特許の専門教育課程	3件
関連機関事業情報	・ 政府機関、公共機関、出捐研など関連機関の事業情報	300件
参考資料	・ 標準特許関連の技術動向、論文及び研究・分析報告書の提供	146件

産・学・研における標準特許の重要性に対する認識向上、創出戦略の拡散を図り、標準特許人材を養成するため、ソウル・京畿、大田、大邱、光州で産・学・研の研究人材を対象に標準特許創出戦略拡散教育を実施した。また、教育効果を最大に上げるため、韓国情報通信技術協会、研究開発特区と共同で運営し、計110機関198名が教育を履修した。

<図Ⅲ-1-17> 2011年標準特許教育の履修状況



ハ. 評価及び発展方向

2011年標準特許ポータルサイトにアクセスしたユーザーは13,641名であり、主要利用情報は標準特許の統計状況と主要技術動向分析資料及び標準特許の教育情報であった。主な活用実態は標準特許出願業務と標準特許企画関連及び国内外特許動向の把握であることが分かった。標準特許ポータルサイトで提供されているサービスの中で標準特許教育情報に対する利用が多かったが、相対的に教育コンテンツが足りず、産・学・研の標準特許統計に対するより詳しい情報提供へのニーズもあることが分かった。

2012年には標準化機関別の標準特許DB構築計画に基づき、上半期にはETSIのLTE-Advanced、UMTS関連標準特許3000件とISO/IEC、IEEEなど標準化機関の標準特許2,000件をアップデートし、標準特許基礎及び高級教育コンテンツを追加する予定である。また、標準特許関連の国内外の情報(ニュース、教育情報資料など)をアップデートして標準特許ポータルサイトに提供することで、産・学・研の多様なニーズを単一ウェブサイトを通じて解決できるように支援する予定である。そして、四半期毎に主要技術分野に対する標準特許状況を分析して標準特許動向分析報告書を作成し、これを標準特許ポータルサイトを通じて配布する予定である。

そして、国内外の標準化動向情報を活用するため、技術標準院、放送通信委員会など関係機関との協力関係を拡大し、産・学・研を対象に標準特許創出を支援するために標準特許DBを拡充する計画である。



2011年人材養成のための標準特許教育は産・学・研における標準特許の重要性に対する認識と創出能力を高めるために研究開発特区及び韓国情報通信技術協会と共同で運営されている。教育参加者を対象にしたアンケート調査の結果、標準特許の重要性に対する認識が高まったことが分かった。また、ほとんどの教育参加者は、自分が属する産・学・研では費用と人材の不足のため標準化活動が難しく、実質的な標準特許の創出活動には制約が多いため、標準特許を創出するための専門人材が必要であると答えたことがわかった。

2012年には標準特許人材養成計画に基づき、既存産・学・研の研究人材を対象にした教育は標準化活動方法と標準と特許を連携した標準特許の創出戦略に対する内容を強化し、基礎及び高級課程で上・下半期各1回ずつ、標準化関係機関と共同で運営する予定である。また、産業界の標準特許に対する関心が高まっているため、これをバックアップできる標準特許専門家の養成に向けて弁理士研修制度を活用し、標準専門教育、実務経験の提供などを通じて標準と特許の専門性を備えた標準特許専門人材養成プログラムを開発・運営する予定である。

第2章 知識財産権に強い中小・中堅企業の育成

第1節 IP-R&D連携戦略の高度化

1. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援

産業財産政策局 産業財産政策課 電算事務官 シン・ヒョンチョル

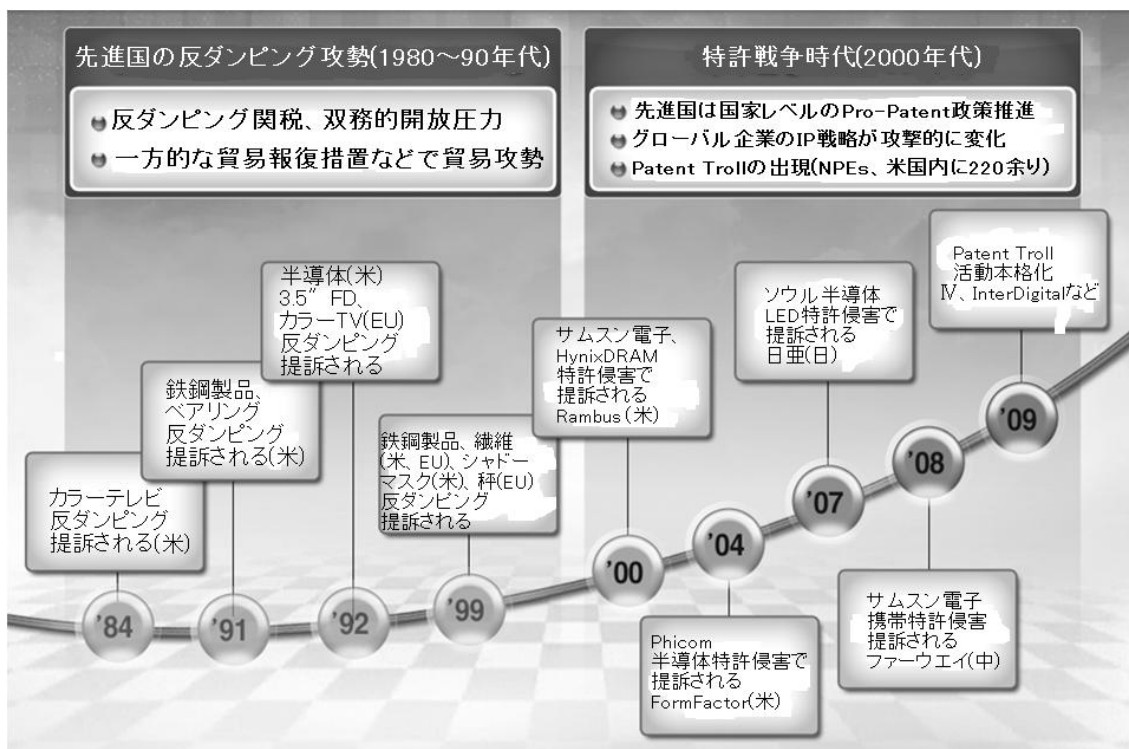
イ. 推進背景及び概要

21世紀は土地・資本など有形資産が競争力の源泉である産業社会を経て技術力・ブランドなど無形資産を付加価値創出のエンジンとする知識基盤社会といえる。

特に、無形資産の中でも特許など知的財産権分野では国家間・企業間で熾烈な紛争や訴訟が展開されつつある。一例として、韓国の中堅企業であるソウル半導体は日本企業との特許紛争で勝利をあげたにもかかわらず、訴訟費用で約5千万ドル以上を費やした。

また、米国・日本など主要先進国も知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が全て特許侵害関連事件であった事実は多くのものを物語っている。

<図Ⅲ-2-1> 貿易紛争の展開様相



このように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的に量的投資が増加したにもかかわらず質的生産性は低かった。そこで、特許庁はR&Dの体質を改善し、効率性を高めることで、将来有望な技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権中心の技術獲得戦略」事業を推進している。

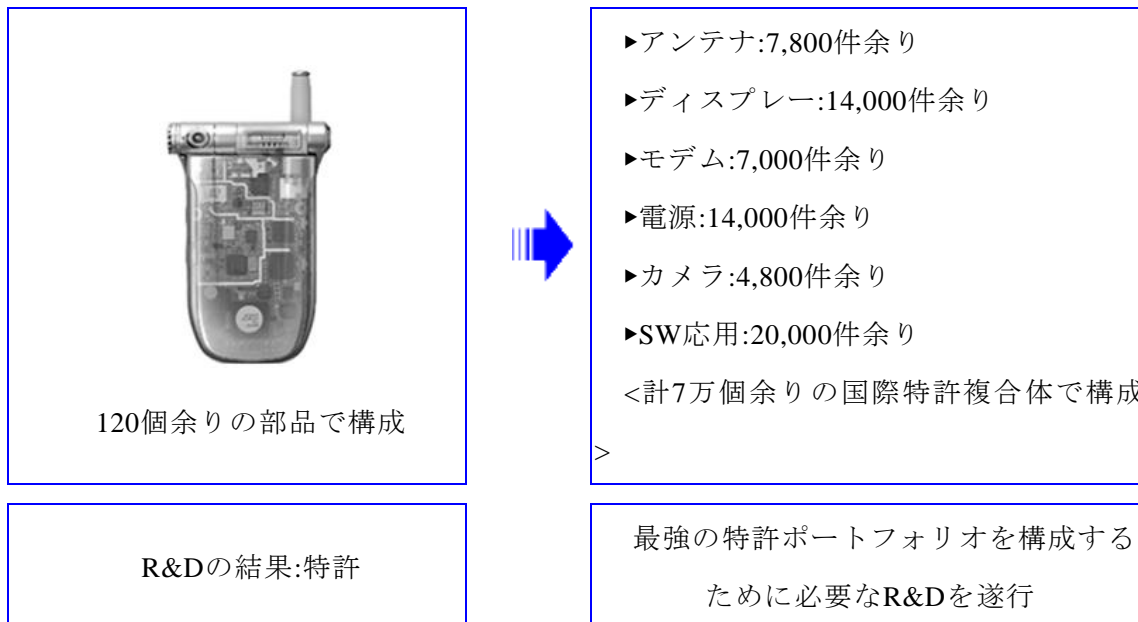
知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく技術を予測し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を提供することである。

これは製品を「部品の結合体」と看做す見方に、「特許複合体」という観点を追加的に加え、研究開発の主要目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占におくことである。

<図Ⅲ-2-2>製品と技術に対するパラダイムの転換

技術的な見方:部品結合体

知的財産権的な見方:国際特許の複合体



知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

(1段階)未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階)国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階)「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、自治体R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供することである。

ロ. 推進内容及び成果

2008年未来有望技術分野の中で核心・源泉特許の確保が急がれる次世代半導体、デ

ディスプレイ素材など4大分野に対して知財権中心の技術獲得戦略パイロット事業を推進し、産・学・研のR&D、知財権専門家からその有用性に対する検証を受けた。これを通じて、知財権はR&Dの単なる副産物であるという認識から、むしろ知財権ポートフォリオの結果がR&D課題であるという認識の変化を呼び寄せた。

そこで、特許庁は2009年4月17日「知的財産権中心の技術獲得戦略推進計画」を国家科学技術委員会に報告し、「国家R&Dを効率化する事業」として議決し、本格的に推進している。2009年には企業のニーズに応じて太陽電池、IPTVなど19の分野に対する「知財権中心の技術獲得戦略事業」を推進した。

2009年には19の技術分野に対する知財権中心の技術獲得戦略を通じて計1,415個の核心特許を発掘し、1,396件の知財権獲得戦略、282件のR&D戦略などを導き出し、60余りの機関に提供した。R&D課題の遂行が終わる3年後には1課題当たり2件以上の核心・源泉特許が創出され、企業の競争力をさらに高めてくれるものと期待している。また、同事業で導き出された特許連携型の国家R&D推進課題を知識経済部の「産業源泉技術開発事業」の需要調査段階に反映するなど政府R&Dの効率性向上にも貢献している。

2010年には、31の技術分野に対する知的財産権中心の技術獲得戦略を通じて計2,001の核心特許を発掘し、1,851件の知的財産権獲得戦略、353件のR&D戦略などを導き出し、35の企業・公共研究機関に提供した。

2011年には、40の技術分野に対する知的財産権中心の技術獲得戦略を通じて計1,740の核心特許を発掘し、それに対する知財権獲得戦略と398件のR&D戦略などを導き出し、40の産・学・研に提供した。また、知財権戦略の樹立を通じた特許出願(182件)及び特許紛争予防を通じた費用節減(7.7億)などのIP戦略効果とR&D期間短縮(6.8ヶ月)及び予算節減(2.7億)などのR&D戦略効果が予測でき、雇用創出、売上増加など企業の経営戦略の樹立に大きく役立ったという評価を得た。

このような知財権獲得戦略は国家と企業の核心・源泉特許の確保を目指したR&D推

進に活用され、政府R&D研究企画機能を補強し、企業の特許紛争予防及び主要企業との技術提携などに活用され、企業の強い知財権の創出及び確保を通じた収益創出、技術料(ロイヤルティ)負担の緩和、特許紛争の予防、知財権取引の促進などビジネス能力強化に役立つと期待している。

ハ. 評価及び発展方向

知財権中心の技術獲得戦略は企業のニーズや状況に合ったオーダーメイド型特許戦略を提供することで、強い知財権を創出するためには必ず必要な事業として認められている。特に、現場のR&D専門家及び企業のCEOから好評を得ている。

<表Ⅲ-2-1> 支援企業優秀事例

- (W社、2011年参加) 外国企業が独占している自社主力製品に対し、先進企業の特許分析に基づいた対応戦略の樹立及び独自の製品設計を通じて、2012年から国内企業に製品販売が確定する。
- (V社、2011年参加) 燃料電池技術に対し、事業化必須技術及び源泉特許2件を含めて計37件の新規特許を創出し、導出され有望R&D分野に対する後続追加開発及び事業化が推進中である。
- (技術企業、A副社長)「国策事業として毎年数兆ウォンのR&D費用が投じられているが、むしろこの事業の方が企業が本当に望むことを理解し、将来企業にとってドル箱になりそうなものを提供してくれる感じがした。」
- (技術企業、C社長)「私は職員と共に(中略)私たちの給与を自ら削減するという決意を通じて、その財源を特許ポートフォリオによるR&D開発のための研究開発費として投入する予定であり(中略)私たちに羅針盤のような、ナビゲーターのような知的財産権中心の技術獲得戦略事業を展開してくれたことに感謝致します。」
- (技術企業、A副社長)「政府がこれほど企業のためにサービスする姿は初めて見ました。米国最高のIPコンサルティンググループに発注すれば、200万ドル以上の価値がある事業であると思います。また、会社がどの方向に知的財産権を念頭におきながら事業を行うべきかについて答えをくれているような気がします。」

2012年には、32の核心技術課題を中堅企業中心に集中支援する予定であり、産・学・研が自ら強力な特許ポートフォリオを備えられるよう、IP-R&D戦略樹立方法論の教育課程開発など様々な拡散プログラムを開発し、知識経済部、中小企業庁など機関間の協力モデルを構築して事業間のシナジー効果を最大化する計画である。

2. 先端部品・素材のIP-R&D戦略支援

産業財産政策局 産業財産政策課 電算事務官 シン・ヒョンチョル

イ. 推進背景及び概要

部品・素材産業分野は他の産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が大きく、次世代成長エンジンと言われる。また、部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことで、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に政策方向を転換し、部品・素材産業を競争力を高めるための支援を強化している。しかし、韓国はここ数年目に見えるくらい技術水準が高くなったにも関わらず、唯一部品・素材産業分野では日本、ドイツなど先進国に比べて比較劣位が続き、中国の追い上げが加速化するなど困難に直面している。

代表的に2011年部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は227億ドルで、2010年の243億ドルに比べて16億ドルが減少したが、依然として改善までにはほど遠い状態である。2011年電算業対部品素材分野の対日貿易赤字の比重は79.4%を占めているが、このような対日貿易赤字は部品・素材分野における国産化が低迷しているためである。

2008年大韓商工会議所の調査によると、部品・素材国産化の低迷要因として源泉技術開発の能力不足(39.1%)と海外企業の知財権先占(21.2%)を指摘している。特に、韓国の通貨危機時代、日本は核心源泉技術に対する特許網を形成し、関連技術に対する

特許ポートフォリオを構築することで、その格差をさらに広げたことも対日貿易インバランスの原因である。

部品・素材産業の競争力を強化するためには知財権(IP)を中心に未来市場の動向を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオの設計や技術獲得(R&D)の戦略が求められる。

また、それを通じて部品・素材企業のR&D効率性を高め、高付加価値を創出するよう誘導する体質改善が急がれる。

特許庁は部品素材中小企業のR&Dの全周期にかけて市場価値の高い知財権が獲得できるようにオーダーメイド型コンサルティングを支援している。

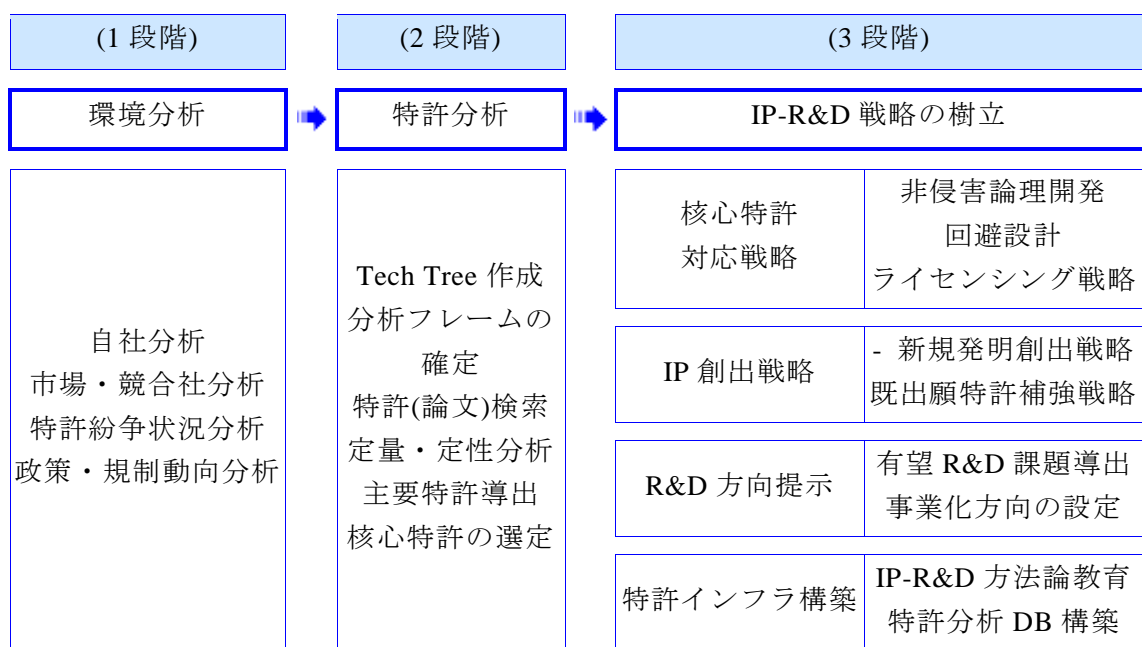
このような趣旨でR&D全周期にかけて市場価値の高い知財権が獲得できるように支援体系を構築し、部品・素材中小企業に「知的財産(IP)－研究開発(R&D)戦略」を支援している。

ロ.推進内容及び成果

IP-R&D連携戦略は環境分析、特許分析、IP-R&D戦略の樹立の3段階で構成されている。

第一段階の環境分析段階では企業ニーズ及び状況把握などの自社分析を通じて戦略目標を定め、市場及び競合社分析とともに特許紛争状況、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。次に、特許分析段階では特許(論文)の定量・定性分析を通じて核心特許を導出する。最後に、導出された核心特許に対応するための非侵害論理開発、回避設計などの核心特許対応戦略を提示し、新規発明の創出戦略、有望なR&D課題を導出したり事業化方向設定を提示するR&D方向の提示、特許分析DB構築などの特許インフラを構築し、参加企業にIP観点からR&Dを眺めさせる戦略を提示する。

<図Ⅱ-2-3>先端部品・素材IP-R&D戦略支援のプロセス



特許庁は2011年度本事業を通じて参加企業のIP-R&D戦略樹立を支援する戦略樹立課題と、既支援企業を対象に戦略履行状況診断及び追加分析で補完戦略を提示する戦略履行課題など、計82個を選定して「特許戦略専門家」を派遣し、企業オーダーメイド型・密着型知財権ポートフォリオの構築を支援した。特に、デザイン-特許、デザイン-ブランドの知財権融複合戦略樹立方法論を開発し、差別化された成果をあげた。

<表Ⅲ-2-2>2011年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の支援状況

(単位：件)

段階	上半期	下半期	合計
戦略樹立	40	30	70
戦略履行	-	12	12
合計	40	42	82

その主な成果としては、新規IP創出などのIP獲得戦略を企業1社当たり平均10.3件導

出し、企業が事業を展開する上で問題となり得る核心特許対応戦略、事業化や生産性向上と関連したR&D方向の提示及び特許インフラ構築戦略などが挙げられる。また、導出された新規R&D課題を関係機関と連携、または企業が独自R&D課題として進めるように誘導するなど、IP-R&D拡散に努めている。

＜表Ⅲ－2－3＞2011年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の成果分析

(単位：個)

区分	IP獲得戦略 (買入、補強、 新規)	核心特許 無力化 戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、 R&D課題)	ライセン シング 戦略	特許 インフラ 構築戦略	合計
75社*	771	1,193	345	73	186	2,568
平均	10.3	15.9	4.6	1.0	2.5	34.3

*2011年パイロット課題として推進されたIP融複合課題(7)は除く

本事業を通じて1,376億ウォンの経済的な成果と98億ウォンの対日輸入代替効果及び297名の雇用創出効果が発生するなど部品素材分野中小企業の競争力向上と雇用創出及び対日貿易インバランスの改善に寄与した。

ハ．評価及び発展方向

2011年本事業の支援を受けた企業の主要事例及び反応を整理すると以下のとおりである。

＜表Ⅲ－2－4＞支援企業の優秀事例

○B社(2011年) 知財権融複合パイロット課題(デザイン-特許)としてデザインに松毬パターンなど生態模倣工学を融合し、既存製品に比べて放熱効率が42%以上アップしたLED照明を開発した。製品企画から試作品の製作まで5ヶ月で完了し、関連特許3件、デザイン8件を出願し、国内外に製品発売して3ヶ月間5億ウォン余りの売上

を記録した。

- L社(2011年) 先進企業の特許先占によって後発企業の参入が難しいレッドオーシャンにおいて、本事業を通じて新規物質15個の発掘及びそれに対する特許出願で安定的な市場参入に成功した。
- T社(2011年) 技術開発の難題を本事業で解決して海外展示会に出す試作品に適用することで、先進競合社の最新製品に反映された特許の対応戦略の樹立と改善案の導出を通じて次期モデル開発の方向を設定した。
- I社(2011年) 航空機の核心部品を国産化するための設計改善案を樹立する上で、先進競合社の特許に対する対応戦略の樹立と改善案の導出及びシミュレーションによる妥当性を検討し、部品の国産化に寄与した。該当部品の需要企業は共存協力会議で部品政策を担当する他企業に本事業を代表事例として発表した。

2012年には特許戦略の樹立だけでなく、デザイン-特許、デザイン-ブランドの知財権融・複合課題の支援範囲を拡大し、中小企業の製品競争力強化を支援する計画である。また、事業の全周期にかけて体系的な保安全管理方策を講じて、企業の核心技術の保安全管理を強化する予定である。

部品・素材産業における対日貿易赤字を解消し、投資活性化及び雇用創出につながる好循環成長を牽引することができるように知的財産権(IP)-研究開発(R&D)戦略支援事業を持続的に拡大・発展させ、核心・源泉特許を武器とする世界的レベルの部品・素材強小企業を育成することに貢献する。

第2節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化

1. 地域特許総合コンサルティング事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 イ・オクウ

イ. 推進背景及び推進内容

地域別知的財産の創出及び活用支援を通じて地域の知的財産能力及びインフラを強化して地域経済発展を牽引する目的で、2006年から特許庁と自治体が協力し、地域中小企業及び個人発明家を対象に特許情報総合コンサルティング事業を通じて特許情報の調査及び分析、特許戦略コンサルティングを提供している。

企業経営において特許の重要性がますます増加し、企業間で特許紛争が急増している現実を踏まえると、地域の中小企業を対象に現場で特許支援を行う本事業の重要性及び役割が大きくなりつつあると言える。

1)事業概要

特許情報総合コンサルティング事業は、地域の知的財産権インフラを構築するため、特許庁と地方自治体が事業費をマッチング方式に設け、特許情報の分析、活用及び保護のためのコンサルティングを地域知識財産センターに常駐している特許専門コンサルタントを活用して支援することで、地域の個人発明家及び中小企業などが総合的かつ体系的な知的財産権創出活動を行えるように支援している。

地域特許情報総合コンサルティング事業は特許情報を事前に調査・分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発に活用することで研究開発の効率性を高めている。一方、特許権利の確保及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と地域経済の活性化に貢献している。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50、マッチング金額2～5億ウォン内外)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に合った事業開発を通じて、地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出するための実質的な支援を提供している。

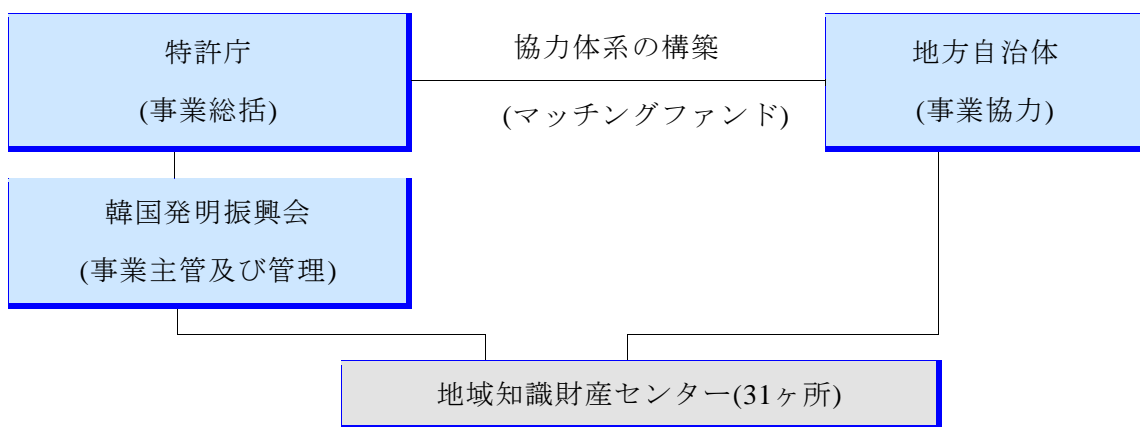
2005年に2つの地方自治体(大田、京畿)で試験的に運営し、2006年には8つの広域地方自治体、2007年には9つの広域地方自治体、2011年には17の広域地方自治体及び34の基礎自治体とマッチングファンドを構成して運営した。

＜表Ⅲ－２－５＞特許情報総合コンサルティングの事業規模及び自治体マッチング状況

NO	自治体	地方費マッチング金額							
		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年		
							広域	基礎	小計
1	京畿	2.5億	2.5億	3.5億	3.5億	4.8億	4.8億	3.6億	8.4
2	大田	3億	3億	3億	5億	6.5億	8億	-	8
3	忠北	2億	2億	2.5億	2.5億	4.8億	6億	1.3億	7.3
4	忠南	2億	2億	2億	2億	3.3億	4億	7.95億	11.95
5	慶南	2億	2億	2.5億	2.5億	3.8億	4億	4.85億	8.85
6	仁川	2億	2億	3億	5.2億	6.8億	8億	0.5億	8.5
7	大邱	2億	2億	2億	2億	2億	2.5億	0.4億	2.9
8	釜山	2億	2億	2億	3億	9.5億	12億	1.5億	13.5
9	江原	-	1.5億	2億	4億	3.8億	6億	2.5億	8.5
10	全南	-	-	2億	2.5億	2.3億	5億	7.6億	12.6
11	光州	-	-	2億	2億	3.8億	4億	1.9億	5.9

12	全北	-	-	2億	2億	3億	5億	0.4億	5.4
13	済州	-	-	1.5億	2億	2億	2.4億	-	2.4
14	蔚山	-	-	-	1.5億	2億	3億	-	3
15	慶北	-	-	-	1.5億	1.5億	2億	1.26億	3.26
16	ソウル	-	-	-	3.2億	3.8億	3.5億	-	3.5
17	京畿道 第2庁	-	-	-	-	2億	2億	-	2
自治体の総マッチング金額		17.5億	19億	30億	44.4億	65.7億	82.2億	33.76億	115.96億
全体マッチング金額 (国費+地方費)		35億	38億	60億	88.8億	131.4億	164.4億	67.52億	231.9億

<図Ⅲ-2-4> 地域特許情報総合コンサルティング事業の推進体系



ロ.細部支援内容及び及び成果

特許情報総合コンサルティング事業は、①中小企業に対する特許コンサルティングの提供、②特許権の確保に向けた国内外出願費用の支援、③中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ支援という3つの細部事業で構成されている。

また、成長潜在力のある地域の有望な中小企業を戦略的に発掘し、知財権に対する

集中支援を通じてIPスター企業として育成している。

＜表Ⅲ－2－6＞特許情報総合コンサルティング事業の推進における主要実績

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
特許コンサルティング	3,713件	6,195件	8,604件	9,966件	9,641件
オーダーメイド型特許マップ	90件	169件	219件	176件	159件
国内外出願費用	753件	1,218件	2,110件	2,844件	3,327件

1)特許コンサルティング及び権利化の支援など

同事業は特許情報の提供と開発された技術の特許事業化を支援するための特許コンサルティング及び権利確保への支援をワンストップ総合サービスとして提供することを主要内容としている。特許情報総合コンサルティングは特許分野で一定の経歴を有する専門家を特許コンサルタントとし採用して実施している。また、特許コンサルタントは地域知識財産センターを設置して運営する機関の契約職員という身分になる。

まず、特許情報総合コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力の弱い地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術動向及び市場情報などを調査して提供することで、技術開発の方向を提示するとともに特許紛争を予防することに焦点を当てている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する先行技術調査サービスの提供、特許出願費用の支援なども含まれている。

2011年には計9,641件の特許コンサルティングを支援し、オーダーメイド型特許マップ159件、国内外出願費用3,327件などを支援した。

＜表Ⅲ－2－7＞地域知識財産センターの設置状況

広域市道	センター名	指定機関	登録日付
------	-------	------	------

ソウル	ソウル	(財)ソウル産業通商振興院	2009. 2.18
仁川	仁川	仁川商工会議所	2001. 7. 1
京畿	水原	水原商工会議所	2001. 7. 1
	富平	富平図書館	2003. 1.13
	京畿	(財)京畿テクノパーク	2003.10.16
	富川	富川産業振興財団	2005. 7. 5
	京畿北部	京畿北部商工会議所	2010. 2. 2
江原	江原	江原道産業経済振興院	2001. 7. 1
	春川	韓国発明振興会江原支部	2001. 7. 1
	江陵	江陵商工会議所	2003.10.16
	太白	太白商工会議所	2005.11.18
忠北	忠北	清州商工会議所	2001. 7. 1
	忠州	忠州商工会議所	2005. 7. 5
忠南	忠南	天安商工会議所	2001. 7. 1
	瑞山	忠南西部商工会議所	2005.11.18
大田	大田	(財)大田テクノパーク	2008. 4. 1
慶北	慶北	浦項商工会議所	2001. 7. 1
	亀尾	亀尾商工会議所	2001. 7. 1
	安東	安東商工会議所	2005.11.18
慶南	慶南	昌原商工会議所	2001. 7. 1
	晋州	晋州商工会議所	2001.12.24
大邱	大邱	大邱商工会議所	2001. 7. 1
釜山	釜山南部	韓国発明振興会釜山支部	2001. 7. 1
	釜山	(財)釜山テクノパーク	2003. 3.17
蔚山	蔚山	蔚山商工会議所	2001. 7. 1
全北	全北	全州商工会議所	2001. 7. 1

	群山	韓国発明振興会群山支部	2011. 3. 2
全南	順天	順天・光陽商工会議所	2001. 7. 1
	全南	木浦商工会議所	2005. 7. 5
光州	光州	韓国発明振興会光州支部	2001. 7. 1
済州	済州	済州商工会議所	2001. 7. 1
31センター			

2) 中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援

特許情報に対する分析能力が弱い地域中小企業にとって、特許情報を分析・活用し、企業のR&D方向の設定、競合社の技術開発動向の分析、特許リスクの回避などに向けた戦略を立てることは大変難しい作業である。

そこで、特許情報総合コンサルティング事業ではオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援を通じて、地域中小企業を対象に特許技術に対するオーダーメイド型調査・分析を支援し、企業にとって実効的な研究開発の方向提示及び特許活用戦略の樹立をバックアップしている。

2006年60件のオーダーメイド型特許マップ作成支援を始めに、2007年には90件、2011年には159件のオーダーメイド型特許マップ作成を支援し、分析対象技術に対する特許及び競合社の技術開発動向把握、特許リスク回避戦略の樹立、企業R&D方向の設定など中小企業の知的財産戦略の樹立を支援した。

3) IPスター企業の育成

特許庁は地域中小企業の知的財産の創出・活用を強化するため、IPスター企業の育成に力を入れている。IPスター企業の育成政策は、成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して先行技術調査、出願費用、オーダーメイド型特許マップ、試作品の製作などを集中的に支援すると同時に、中小企業の知的財産経営コンサルティングとの

連携を通じて特許庁の審査官や特許コンサルタントによるオーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の体表的な企業として成長できるように支援することが目的である。

2010年には108社、2011年には203社の地域中小企業をIPスター企業として育成するために集中支援した。2011年に選定・支援したIPスター企業の場合、特許コンサルティング支援をきっかけに、2011年には前年に比べて売上が25.5%、雇用規模12.7%がそれぞれ増加したことが分かった。

<表Ⅲ-2-8> IPスター企業に対する支援の成果(2011年)

区分	2010年スター企業 (108社)	2011年スター企業 (203社)
IP出願増加率	10.7	△1.91 (中小企業△17.56)
売上高増加率	30.3	25.5
雇用規模増加率	6.4	12.7
専担人材保有企業増加率	13.2	9.9
職務発明補償実施増加率	19.3	18.0

<表Ⅲ-2-9> 2011年IPスター企業の現状(203社)

NO	センター	企業名	分野(業種)
1	仁川	(株)バイオFDNC	化学/バイオ
		(株)SNPワールド	化粧品容器製造
		(株)エコマイスター	機械
		(株)ユソン継電	電気/電子
		チョンエックスアジア(株)	電気/電子
		(13)	

		(株)シングァン産業		機械
		(株)コリナ		流し台製造
		(株)NEXIO		電気/電子
		(株)インケルPA		電気/電子
		(株)エバーネット		電気/電子
		(株)イルヤハイテク		電気/電子
		(株)モリス		オフィス用品製造
		(株)セルトリオン		生物学的製剤製造業
2	京畿	(株)ISCテクノロジー	(10)	電気/電子
		APシステム(株)		機械/金属
		(株)ハレックス		電気/電子
		シンジンエムテク(株)		機械/金属
		(株)FRテク		電気/電子
		(株)ナノブリック		電気/電子
		(株)セミシスコ		電気/電子
		(株)EMOT		電気/電子
		(株)テス		半導体装備製造
		(株)ジンヨン電気		機械/金属
3	京畿 北部	(株)韓国KINGYOO電子	(7)	電気/電子
		デボハウジング(株)		機械/金属
		(株)セコニックス		電気/電子
		(株)GTECHインターナショナル		電気/電子
		(株)P.S.TECH		機械/金属
		天然エネルギー(株)		機械/金属
		(株)シンプルライン		電気/電子
4	ソウル	INBエアー(株)	(10)	電気/電子

		(株)CLPHARM		化学/バイオ
		(株)SUDOプレミアムエンジニアリング		機械/材料
		現代インフラコア(株)		電気/電子
		(株)IDSIS		電気/電子
		(株)TOOLGEN		化学/バイオ
		(株)DNASOFT		電気/電子
		(株)NTL		電気/電子
		(株)CKNB		電気/電子
		(株)コヨンテクノロジー		電気/電子
		(株)科学技術分析センター		情報/通信
5	大田	WINテクノロジー(株)	(13)	電気/電子
		(株)OMICISIS		化学/生命
		チャンシン情報通信(株)		情報/通信
		(株)NEWGRID		情報/通信
		(株)CIOS		電気/電子
		(株)チャンチュンドン王豚足		化学/生命
		(株)VSI		電気/電子
		(株)COXEM		電気/電子
		(株)GENDOCS		化学/生命
		(株)ZINITIX		電気/電子
		(株)WIWORLD		情報/通信
		(株)RPMTECH		機械/金属
6	忠北	(有)チョンテク	(17)	電気/電子
		(株)DASSTECH		電気/電子
		(株)ソンウ特装		機械

		(株)セイルハイテク		化学
		(株)ADDウェルビーイングテク		建設
		(株)HMAX		バイオ
		(株)ZENITHワールド		電気/電子
		(株)HURUM		バイオ
		(合)トンソコンクリート		建設
		テホ(株)		機械
		ソボ産業(株)		建設
		EOテクノロジー(株)		電気/電子
		コリア-ダック(株)		バイオ
		コスモ精密化学(株)		化学
		KOSIバイオ(株)		バイオ
		FMエグテク		バイオ
		(株)META-BIOMED		バイオ
7	忠南	ADM21	(13)	機械
		SMテクテックス		化学
		ウヨン産業		機械
		テカシステム		電気/電子
		CRUCIALTEC		電気/電子
		BIWONテク		電気/電子
		D-MINDテク		機械
		ヨン化学		電気/電子
		セゾンENC		機械
		ミゴン医療機		機械
		オールパックモール		機械
		テソン電装		電気/電子

		ウリ生命科学(株)		獣医業製造
8	釜山	(株)第一油圧	(17)	機械
		(株)ソニイルSIM		機械
		テチャンメタル株式会社		機械
		(株)TREKSTA		靴製造
		(株)ファイン		機械
		(株)LIOELE		化学
		(株)BICOM		電気/電子
		(株)HELIXケア		靴製造
		(株)サムチャンSC		機械
		ソンジンエンジニアリング		機械
		(株)DUTコリア		機械
		テソンENG		電気/電子
		株式会社コグアンUVC		天井材製造
		(株)JPSマイクロテク		化学
		ネガクロン		機械
		(株)イルファゴンヨン		機械
		(株)コリノックス		機械
9	大邱	DENSTAR	(11)	歯科用機器製造
		図形精密		機械/金属
		(株)ロハス		電気/電子
		(株)モドゥンエレベーター		機械/金属
		(株)ソンジン通商		製造
		(株)ユソンFT		機械/金属
		立体コーポレーション		機械/金属

		(株)キングテク		機械/金属
		韓国物産		製造
		(株)韓国消防器具製作所		機械/金属
		(株)ジンヤンオイルシール		化学/生命
10	慶南	(株)AUTOELEX	(12)	機械
		KJI工業(株)		バイオ
		(株)SUNPREIN Co.		機械
		(株)BABELシステム		電気/電子
		晋州バイオフード		バイオ
		カンナム産業		機械
		(株)テホINT		電気/電子
		(株)NTテク		機械
		(株)ハンセルテク		電気/電子
		テリム産業(株)		機械
		(株)テミョンエンジニアリング		機械
		(株)JR		バイオ
11	蔚山	(株)ENFテクノロジー	(8)	化学
		トクサン産業(株)		機械/金属
		(株)ベバストドンヒHoldings		機械/金属
		(株)チュンサン企業		機械/電子
		SIS(株)		機械/金属
		(株)韓国モールド		機械/金属
		トクサンハイメタル(株)		電気/電子
		(株)トンヒ産業		機械
12	慶北	メクソムソクGM(株)	(9)	バイオ/機械
		(株)テウオンGSI		機械

		(株)アプライドカーボンナノ		化学/素材
		(株)SYNOPEX		機械
		DISEC(株)		機械
		WINTEC(株)		電気/電子
		シリコンバレー(株)		電気/電子
		(株)ETA		電気/電子
		BKSOFT		ソフトウェア
13	江原	テサンENC(株)	(14)	化学/建設
		トンジンメディカル(株)		医療機器
		(株)クレミ		食品
		(株)ハナCNS		機械
		サムソン生薬(株)		食品
		(株)DOOSANエコビズネット		機械
		(合)現代鉄具産業		機械
		(株)グッドプル		医療機器
		(株)プラコ		製造
		(株)イノファニ		機械
		ナノインテク(株)		機械
		メガメディカル		医療機器
		(株)AGI		バイオ
(株)ケアテク	医療機器 製造業			
14	全南	(株)ヒョンジン企業	(13)	機械
		(株)ニューテク		機械
		(株)W1		機械
		へピョ産業(株)		機械
		(株)東洋環境		機械

		(株)潭陽韓菓ミョンジン食品		食品
		(株)チャムドンマウル		食品
		(株)自然と未来		化学
		(株)ELIX		その他
		(株)SOLTREE		食品
		(株)健康を守る人たち		食品
		(株)ZIVON COSMETIC		化学
		(株)スプロ		その他
15	光州	SOLENSYS(株)	(13)	電気/電子
		THELEDS(株)		電気/電子
		フォンシステム(株)		情報/通信
		(株)ハンドンテク		電気/電子
		(株)オープンテクノロジー		電気/電子
		(株)アルゴコリア		化学/生命
		(株)IBT		電気/電子
		(株)XLT		電気/電子
		(株)DAYOU A-TECH		機械/金属
		イントップスLED(株)		電気/電子
		(株)ユーマン電子		電気/電子
		(株)ニューピア		電気/電子
		ジュンENC(株)		機械/金属
16	全北	(株)ウンファ	(15)	化学/生命
		(有)ETI		建築/建設
		GLONM(株)		化学/生命
		DICSビジョン(株)		情報/通信
		(株)HM環境		機械/金属

		(株)RHEOFORGE		機械/金属
		(株)エコプロテックSH		その他
		(株)CMD技術団		化学/生命
		(有)ウォンジナルミニウム		機械/金属
		(株)ヘットルナル		化学/食品
		(株)ENEテック		機械/金属
		バイハブ株式会社		化学/生命
		(株)DEC全州工場		製造、卸
		(株)セウォンハードフェーシング		製造
		満船営魚組合法人		化学/生命
17	濟州	ミリュンECO(株)	(8)	機械/金属
		(株)サムダ		食品加工
		(株)LG産業		電気/電子
		(株)テリム商社		食品加工
		(株)テイルCM		電気/電子
		農業会社法人(株)OH ‘濟州		食品
		ソムン企業		製造
		ドゾンシステム		機械/金属

ハ. 評価及び発展方向

特許情報総合コンサルティング事業は企業が必要とする分野の特許情報を事前に調査・分析・提供することで技術開発の方向設定を支援し、分析された特許情報を土台に技術の権利化や事業化も充実に支援している。

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘し、先行技術調査、出願費用支援、試作品製作などを支援するIPスター企業を2010年108社、2011年には203社選定・支援し、特許庁審査官出身のコンサルタントを通じた中小企業知的財産経営コンサルティング

事業と連携して、オーダーメイド型知的財産経営コンサルティングの提供も持続的に推進した。

2011年からは従来広域地方自治体とだけ事業費マッチングをしたものを、基礎地方自治体とも事業費マッチングを通じて同事業に参加できるようにした。また、これまでの一方的な支援形態から脱し、各地域の知財権ニーズと特性に従って知財権支援の規模及び方式を変更し、需要者中心のOne-Stop総合コンサルティングサービスを提供している。

2. 中小企業知的財産経営コンサルティング

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 イ・ソクヒョン

イ. 推進背景及び概要

世界は現在土地など伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別的な技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤経済社会に突入した。そこで、米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の知財権の創出・活用・保護を積極的に推進している。したがって、輸出を根幹としている韓国は企業が知的財産を経営に導入するよう積極的に働きかける必要がある。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で極めて消極的な対応をしている。

多数の中小企業は国内または海外において製品と関連する優秀特許の確保、競合社との知財権紛争の可能性など知財権関連の懸案を認識し、特許庁はその解決策に対する中小企業からの問合せを持続的に受けてきた。特許庁が小企業を対象にコンサルテ

ィングを支援する前は、主に担当審査部署で個別的に電話相談を受けてきたが、該当企業に対する体系的な支援までは至らなかった。

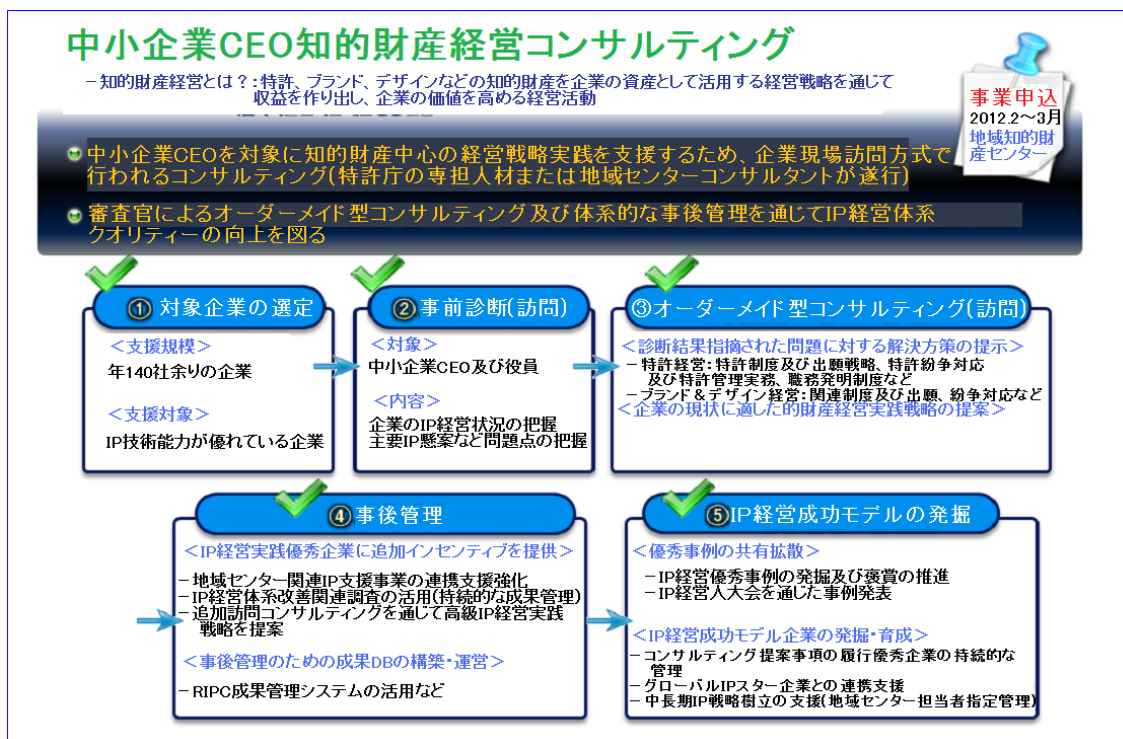
そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力を強化するとともに、韓国経済の成長潜在力を拡大するため、知的財産経営コンサルティングを本格的に支援することにした。特許庁は2006年9月に技術分野別審査官を中心に「中小企業特許経営支援団」を発足させ、中小企業を対象に特許分野のコンサルティングを提供した結果、良い反応を得た。特許庁は特許の他に、商標、デザインに対する中小企業からのコンサルティング需要が持続的に増加したため、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に、2007年12月には「産業財産経営支援チーム」に拡大・発足させた。

先進国の事例からも分かるように、企業の知財権状況を把握して必要な支援を具体的に提示する相談及びコンサルティングが高い成果を上げていることが分かった。²⁵ 特許庁の中小企業を対象にした知的財産経営コンサルティング支援事業はこのような先進国の中小企業支援政策の傾向とも一脈通ずるといえる。

コンサルティング過程は、特許庁の知的財産経営の専任人材と地域知識財産センターのコンサルタントが革新能力の優秀な企業を選定し、選定された企業を直接訪問して中小企業の知的財産専任組織の設置有無や職務発明の運営状態などに対する事前診断を行う。それから、事前診断の結果と対象企業が希望する分野をもとにオーダーメイド型コンサルティングを提供するという順で行われる。また、コンサルティング対象企業のニーズを反映した、より充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専任人材だけでなく、公益弁理士、弁護士など民間のIP専門家を活用したコンサルティングも実施する。

²⁵ WIPO SME division の best practice, http://www.wipo.int/sme/en/best_practices/を参照

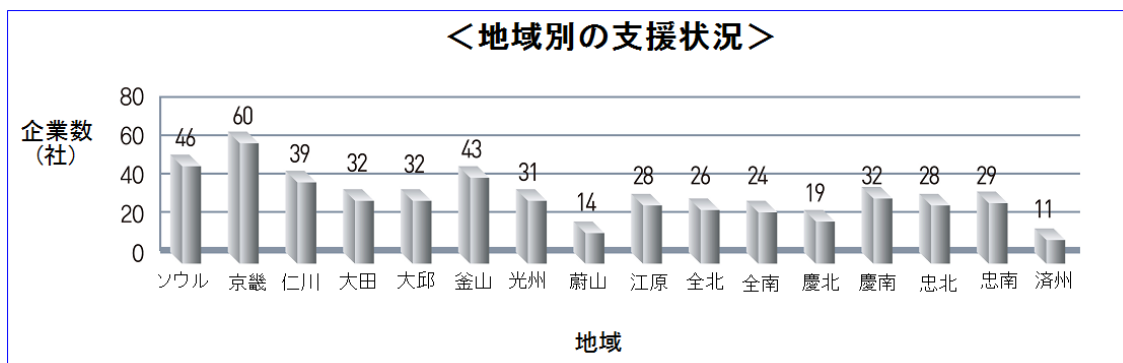
<図Ⅲ-2-5> 中小企業知的財産経営コンサルティングの概要



ロ. 推進内容及び成果

中小企業知的財産経営コンサルティングは2006年34社の中小企業を対象にスタートし、2007年から2011年まで計500社余りの企業に特許。ブランド・デザイン経営コンサルティングを支援し、年鑑平均99社、地域別には平均31社の企業を支援した。

<図Ⅲ-2-6> 中小企業知的財産経営コンサルティングの年度別支援状況



コンサルティングを通じて自社の戦略品目に対する研究開発及び知財経営がより体系的に行われるよう、特許マップ及びIP経営戦略報告書を提供するなど知的財産経営に対する中小企業の認識改善と業務担当者の実務能力の強化に力を入れている。また、2011年には中小企業のIP経営を改善するために170件余りの具体的な実践方案を提示した。

<図Ⅲ-2-8>2011年コンサルティングの主要内容及び分布

(単位：件、%)

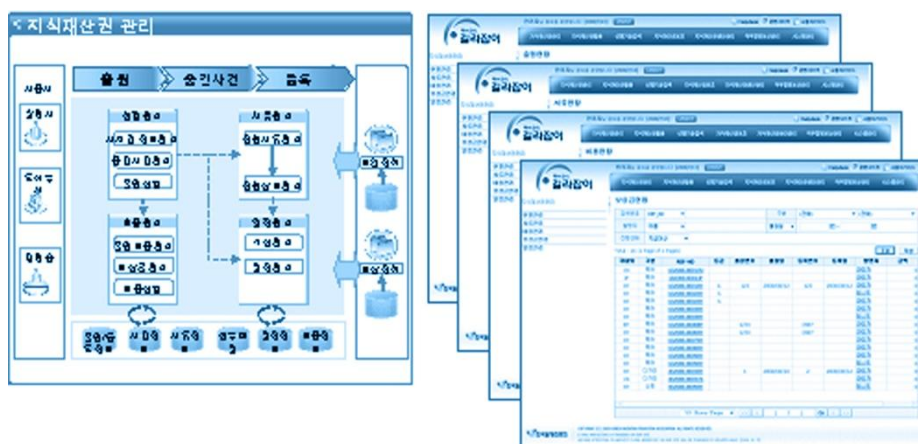
コンサルティングの主要内容	件数	構成比
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 知財権出願戦略 <ul style="list-style-type: none"> - 出願戦略樹立の必要性 - 自社技術の権利化及び請求範囲の作成方案 - 海外市場に参入するための知財権出願戦略 	51	29.8
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 支援事業の案内 <ul style="list-style-type: none"> - 資料及び情報提供、懸案に適した制度の案内など 	32	18.7
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自社技術開発戦略 <ul style="list-style-type: none"> - 先行技術を活用した空白・回避技術の設計 - 特許動向調査を通じた研究開発 - 競合社の動向把握 - 研究開発事業の妥当性検討方案 	26	15.2
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 知的財産基礎相談及び認識向上 	16	9.4
<ul style="list-style-type: none"> ◦ IP経営のための戦略方案 <ul style="list-style-type: none"> - IP経営の概念及び必要性 - 専担人材及び専担部署の管理戦略 	14	8.2
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 訴訟及び紛争の対応策 <ul style="list-style-type: none"> - 紛争事例の提示及び紛争対応策 	7	4.1
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 知財権の活用戦略 	6	3.5

- 技術取引、実施、評価などを通じた事業化戦略		
◦ 他機関による支援事業の紹介及び活用戦略	4	2.3
◦ 保有知財権に対する検討及び改善事項の提言	3	1.8
◦ 営業秘密 - 概要及び関連支援事業の紹介	2	1.2
◦ その他	10	5.8
計	171	100

中小企業はコンサルティングを受ける中でコンサルティング、特許管理のためのソフトウェア(S/W)の支援などを継続的に求めてきたため、そのような企業からのニーズを反映し、特許管理S/Wを開発してコンサルティング支援を受ける企業に提供した。

特許管理S/Wは知的財産権を創出するための知的財産権の企画、出願、中間登録及び活用計画など体系的な管理プログラムであり、中小企業における知財権業務の効率を増進するために開発された。特許管理のためのS/W開発及び普及を通じて、企業は知的財産経営の能力を強化することができた。

<図Ⅲ-2-9> 特許管理S/Wの実行画面(例)



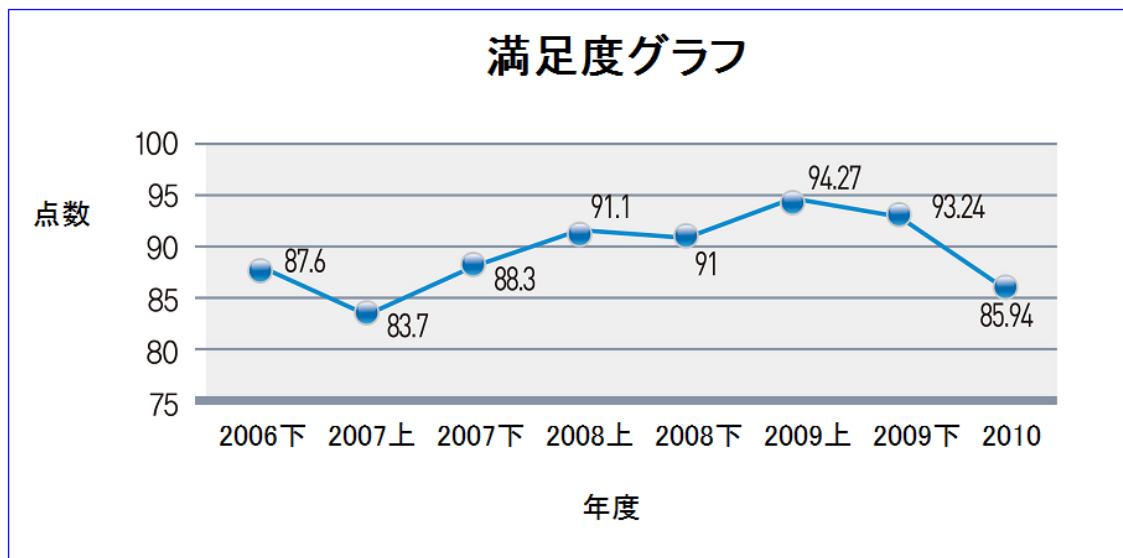
コンサルティングの後も「中小企業特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランド・デザイン・経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策ガイド」、「職務発明補償手続きのガイドライン」、「特許情報ハンドブック」、「事例中心の知的財産経営マニュアル」など多様な知的財産経営の案内書を提供し、企業のCEOや担当人材が参考できるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じて中小企業に研究開発時の事前特許調査、核心技術保護のための特許出願及び登録、企業の顔である商標及びサービス標の出願及び権利化、デザインの開発及び権利化、知的財産担当人材の配置及び持続的な教育、研究人材の士気高揚と企業の技術流出防止のための職務発明補償制度導入などをコンサルティング対象企業のCEO及び経営陣に提案した。

ハ．評価及び発展方向

中小企業知的財産経営コンサルティングを通じた中小企業知的財産経営の基盤構築支援は、中小企業が優秀知財権を確保して自ら知財権能力を強化することに役立っている。コンサルティング以後、特許庁の顧客である中小企業CEOを対象に、支援に対する満足度調査を行った結果、コンサルティングに対して高く評価していることが分かった。このような結果は中小企業を訪問する専門担当者の専門性と努力の結果であると言える。2010年からは完成度の高い知財経営コンサルティングを実行するため、満足度調査項目をさらに具体化・体系化して再設定した。ただし、知財経営に対する中小企業CEOの期待水準が高まったため、前年比満足度点数は多少低くなったが、コンサルティングに対する需要は引き続き増加する傾向を示している。

これはコンサルティングを受けた中小企業CEOから特許庁長宛に送られてきた感謝の手紙からも読み取ることができる。

<図Ⅲ-2-10> 中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度



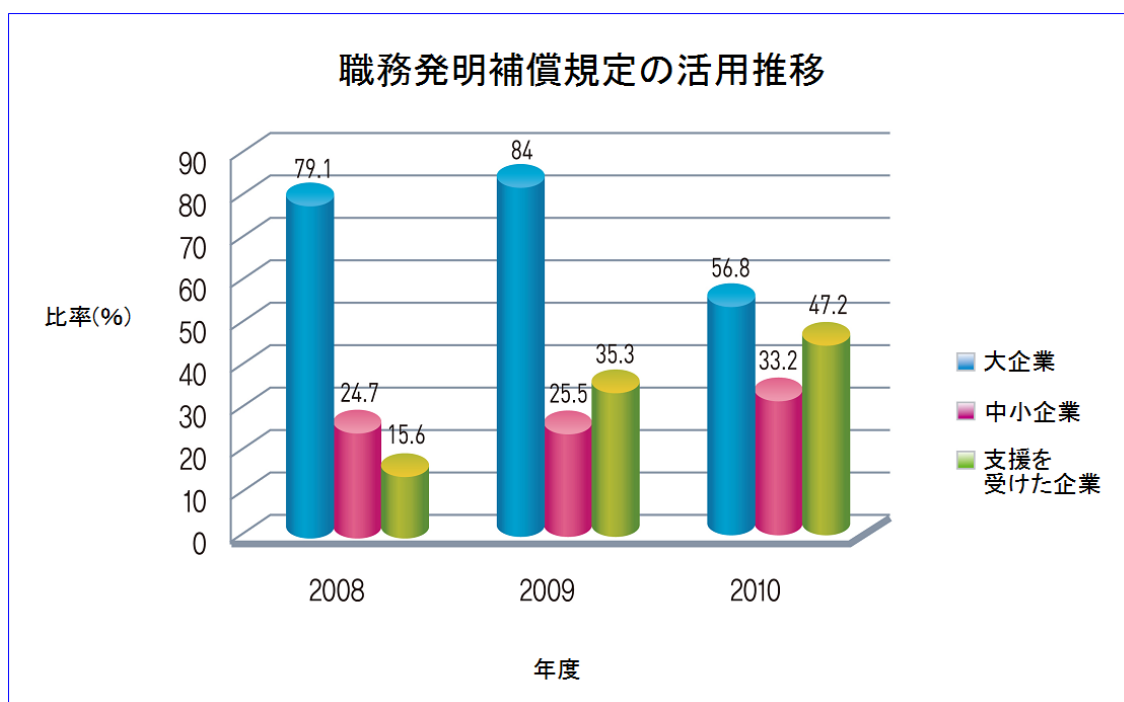
<図Ⅲ-2-11> 中小企業CEOからの感謝の手紙

안녕하세요.
 (주)에일전자 대표이사 김용규입니다.
 지난 12월 11일 발명대전에서 금상을 수상하여
 청장님께 상장을 수여 받은 사람입니다.
 청장님을 뵈게 되어 영광입니다.
 폐사는 특허청에서 시행중인 지식재산경영 컨설팅
 지원을 받으며 특허의 질을 판단계 높이게
 되었습니다. 그동안 무조건 출원만 하면
 되는 줄 알았지만 이제는 특허 전략과
 특허 map 의 중요성을 알았습니다.
 또 인천에서 특허 스타 기업에도 선정되어
 PM 지원 사업도 받아서 영업하는데 많은 도움도
 받고 있습니다.
 폐사도 특허 강국으로 가는 길에 앞장서서
 열심히 노력하겠습니다.
 청장님? 새해 복 많이 받으시고
 건강하세요.
 감사합니다.

弊社は特許庁が施行中である知的財産経営コンサルティング支援を受けたことで特許の質を更に高めることが出来ました。これまで
 はただ出願さえすれば良いと思っておりましたが、今は特許戦略と特許マップの重要性に気付きました。また、仁川で特許スター企業として選定され、PMの支援も受け、営業に大変役立ちました。
 弊社も特許強国を目指す上で少しでも役に立てるよう頑張ります。

中小企業知的財産経営コンサルティング提供企業に対する満足度調査の結果、絶対多数の中小企業経営陣が企業経営に知的財産権が必要であることを認め、中・長期的にコンサルティングで提案された事項を導入・適用する計画があると答えた。このような事項は2009年コンサルティングを受けた企業の、2010年末知的財産経営体系の中で企業の職務発明補償規定の活用推移から確認することが出来る。2009年～2010年の職務発明補償規定の活用状況を企業類型別に見ると、大企業は27.2%ポイントの減少、一般中小企業は7.7%ポイントの小幅増加を記録したが、コンサルティング支援を受けた企業は11.9%ポイントの増加を記録した。また、企業の平均売上高及び雇用人材を見ても、2010年コンサルティングを受けた企業を対象にコンサルティング前後の平均売上高は34%、平均雇用人材は11.7%の増加を記録し、コンサルティングが企業の認識転換と経営体系の改善に貢献したことが分かる。

<図Ⅲ-2-12> 企業類型別の職務発明補償規定の活用推移



その他にもパッケージ支援事業、コンサルティング支援を受けた企業、IP経営先導企業などを選別して民間のIP専門家を企業に派遣するなど集中的に支援したことで、

国内中小企業の実情に適した知的財産経営の成功モデルを創出した。支援方式は企業のIP経営状況の診断、戦略樹立及び実行支援、事後管理で進められ、これを通じて支援を受けた企業はIPの創出・保護・活用及びインフラ構築などIP経営全体にわたって総合的な支援を受ける。これを通じて短期的には支援を受ける企業における知財権の懸案を解決することができるだけでなく、中長期ときにはIP経営戦略が立てられることから、企業の基礎体質の改善はもちろん、競争力の強化にも大きく役立つものと期待している。

今後は企業のニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系の構築を通じて、知的財産経営成功モデルを創り出す計画である。まず、国際出願費用・試作品製作・特許技術の価値評価費用などのパッケージ支援事業、発明特許大典での製品展示、技術取引、技術保証などと知的財産経営コンサルティングと連携支援し、コンサルティングの実効性を高めていく計画である。

また、中小企業の知的財産認識・理解程度による企業の水準別(先導企業、中間企業、後発企業)オーダーメイド型支援から、事業化及び還流までワンストップトータルサービス体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルの創出を促進・拡大していく計画である。

添付： 中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容

○ 特許経営コンサルティング	
特許経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －特許経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明 (中小企業事例を含む) －特許専担部署及び人材の業務内容の紹介
特許制度 及び 出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －特許・実用新案制度及び出願手続きの案内 －特許明細書・請求範囲の理解と作成戦略の教育 －特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
特許情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行技術調査など特許検索方法の説明

	<ul style="list-style-type: none"> －企業の主力技術分野の特許動向資料の提供
特許紛争の 対応	<ul style="list-style-type: none"> －企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明
特許事業化及び 取引・評価	<ul style="list-style-type: none"> －特許事業化及び取引・評価関連の政府支援施策の紹介 －特許譲渡・ライセンス契約実務の案内(特許流通相談官の協力)
職務発明制度	<ul style="list-style-type: none"> －改正職務発明制度の紹介 －企業の職務発明報償規定の標準モデル提供及び内部規定化の誘導
○ ブランド経営コンサルティング	
ブランド経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －ブランド経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
商標制度及び 出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －商標制度、出願手続き・戦略の紹介 －商標審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
商標情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行商標調査などの商標検索方法の説明 －企業の生産製品分野の商標動向資料の提供
商標紛争の対応	<ul style="list-style-type: none"> －商標分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介
○ デザイン経営コンサルティング	
デザイン経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
デザイン制度 及び出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 －デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
デザイン情報 の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行デザイン調査などデザイン検索方法の説明 －企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供
デザイン紛争 の対応	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

添付2：知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業のCEOインタビュー内容





새로운 타임의
필름형 구강청량제
'인기몰이'




의 도전이 있을 것으로 예상합니다. 때문에 하반기부터 케 이블 광고를 시작으로 지파철 광고, 나아가서는 베이비급 TV 광고 등을 통해 인지도를 확보하는 데 권역을 기울여 시장에서 선두지위를 확고히 할 계획입니다. 또 세계 최고 의 기술을 자부하는 자갈의 기술력에 안주하지 않고 다양 한 분야에 진출이 가능한 업그레이드 제품 개발에 지속적 으로 정력을 기울일 것입니다.”

지난달 비차발리불평사에 공차 후환사로 나선 것도 그러한 후로 권력의 하나, 하반기에는 잡지 저널 광고를 비롯해, 케 이블 TV 3개 채널, 지파철, 데이비 커워드 광고 등 골격적 인 홍보를 펼친다는 계획이다.

가식성 필름 원천기술과 접목, 전세계 제약업계에서 자리매김할 터

장식준 사장이 경영을 하면서 가장 중요하게 생각하는 것 을 '무엇보다 우리 회사의 생산제품이 내림에 100% 만족 하는, 1등 제품이어야 한다'는 것이다.

“내가 만든 제품에 자식감이 있어야 한다는 흥분 세계 어느 곳에서 제품을 팔더라도 자신감 있게 세일즈를 할 수 있습 니다. 비록 그동안 오랜 준비과정을 거쳐 올 하반기부터야 수익을 확보할 수 있는 단계에 이른, 중소기업이지만 제품 비로하여 세월관 20년 권력원은 우리 제품이 이제 1등 제 품이라는 자부심을 공유하고 있습니다. 때문에 당장의 대 가가 주어져서 않아도 모두가 뽕뽕 뽕뽕 비제의 꿀을 위해 노력할 수 있는 것이므로, 저 스스로 그런 직원들에게 지금 은 중소기업으로서 힘들거면 회사 성장과 함께 상심 불 대

기업 보직자들은 대부분 해를 짊어지고 있습니다.”

한편 인터뷰 일리에 미국 등 세계 각국을 돌며 비즈니스맨 으로부터 왕성한 창작품 사장은 국내에서 사업을 하면서 아쉬 워 있던, 그리고 30여년간 경험을 이야기하며 신진적인 중소 기업을 육성 환경화에 대한 비전의 마음을 전했다.

“현재 시라준인 제품의 브랜드명이 애니메이션입니다. 하지 만 처음에는 아이메이션이라는 브랜드로 등록을 했었지요, 그 런데 8개월 만에 ‘정기’가 나왔습니다. 포스터, 라벨, 박스 등을 모두 다시 제작하면서 금전 손실은 물론 사업 일정에 도 차질이 불가피해 잠시 심각한 상황을 경험했었습니다. 한편 후원한 기회에 특허청이 중소기업의 중·전심발사업 에 참가하게 되었는에 급입력 시험과 더불어 전심 어떤 도 움을 받으면서 저 입장에서는 정말 큰 힘이 된 경험이 있 습니다. 모두가 중소기업 특성을 강조하지만 알뜰한 중기 육성을 강조하는 것이 아니라 특허청의 사업과 같이 전정 으로 중소기업에 도움이 되는 중기 육성이 이루어졌으면 하는 바램입니다.”

의류비즈니스, 화장품비즈니스 등 평생을 국내에서 미 크니스의 함께 전제가 깊은 특성의 CEO, 장식준 사장, 그 는 이제껏 '돈을 쫓아서 일한 적은 단 한 번도 없었다고, 단지 하고 싶은 일을 쫓아서 최선을 다했다'고 말한다. 그리고 그런 그가 지금 '가식성 필름 원천기술을 접목, 전 세계의 제약업계에 이를 최대로 남기겠다'는 뜻을 향해 매 령하고 있다. 특성의 CEO, 장식준 사장이 그가 꿈은 '클 루오션'의 세계에서 마음껏 나태를 펼치기를... 기대한다.

문의: 02-466-7007

3. 地域ブランド・デザイン価値の向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 キム・ゾンギョン

イ. 推進背景及び概要

地域所在の中小企業はブランド・デザイン開発の際、予算及び専門人材不足を訴えているが、開発人材の非専門性及び権利化に対する認識不足で紛争などの経営負担に積極的に対応できていないのが実情である。(資金不足36.1%、専門人材不足34.3%2007Design Census、KIDP)地域ブランド・デザイン価値向上事業は、このような要求を積極的に解決するために地域中小企業にブランド・デザイン開発を支援し、商標権・デザイン権で権利化を推進して企業の商標・デザイン知財競争力を強化するために2010年からスタートした。

ロ. 推進内容及び成果

1)事業概要

地域ブランド・デザイン価値向上事業は、地域中小企業にブランド・デザイン経営コンサルティングを実施すると同時に、ブランドと製品デザイン開発支援事業を通じて企業の経営環境を改善して知財権を強化することで、地域の雇用創出と地域経済活性化を目的としている。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果性と責任性を担保し、地域別特性に適した事業支援を通じて地域中小企業に知識財産創出のための実質的な支援を提供している。2011年度にはブランドで14地方自治体、デザインで10地方自治体とマッチングファンドを構成して事業を展開した。

＜表Ⅲ－２－１０＞2011年地域ブランド・デザイン価値向上事業の内容

主要支援事業	内容	支援金額(1件当たり)	
国内出願費用支援	地域中小企業の国内権利化費用を支援	国内：25万ウォン以内	
国外出願費用支援	地域中小企業の国外権利化費用を支援	海外：250万ウォン以内	
ブランド 開発 支援	優秀中小企業製品のブランド新規開発 及び権利化を支援	2,500万ウォン以内	
	ブランドリニューアル開発支援	2,000万ウォン以内	
	非英語圏ブランド	非英語圏国家に進出する中小企業の現 地語ブランド開発などを支援	4,000万ウォン以内
デザイン 開発 支援	国内出願費用支援	地域中小企業の国内権利化費用を支援	国内：35万ウォン以内
	国外出願費用支援	地域中小企業の国外権利化費用を支援	海外：280万ウォン以内
	製品デザイン開発	特許技術に対する製品デザインの開発 及び権利化を支援	2,500万ウォン以内
	包装デザイン開発	出願商標に対する包装デザインの開発 及び権利化のを援	1,500万ウォン以内
	デザインマップ	特許技術に対するデザインマップ開発 を支援	1,500万ウォン以内

＜表Ⅲ－２－１１＞2011年地域ブランド・デザイン価値向上支援事業の遂行地域

自治 体	地域センター (事業運営機関)	住所	マッチング 金額		備考
			ブラ ンド	デザ イン	
大田	大田知識財産センター(大 田テクノパーク)	大田市儒城区長洞23-14	4億	3億	ブランド/ デザイン

釜山	釜山知識財産センター(釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	6億	2億	ブランド/デザイン
仁川	仁川知識財産センター(仁川商工会議所)	仁川市南洞区論峴洞447	7億	2.5億	ブランド/デザイン
大邱	大邱知識財産センター(大邱商工会議所)	大邱市東欧新川3洞107	3.5億	1億	ブランド/デザイン
忠北	忠北知識財産センター(清州商工会議所)	清州市上党区北門路2街116-84	6億	2億	ブランド/デザイン
江原	江原知識財産センター(江原道産業経済振興院)	江原道原州市牛山洞405-29番地	4億	2億	ブランド/デザイン
全南	全南知識財産センター(木浦商工会議所)	全南木浦市中東2街1番地	6.5億	1.5億	ブランド/デザイン
光州	光州知識財産センター(韓国発明振興会光州支会)	光州市光山区道泉洞621-15中小企業振興センター2階	3億	2億	ブランド/デザイン
全北	全北知識財産センター(全州商工会議所)	全北全州市完山区電動2街140-11番地	3億	1億	ブランド/デザイン
済州	済州知識財産センター(済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L	2.5億	-	ブランド/デザイン
ソウル	ソウル知識財産センター(ソウル産業通商振興院)	ソウル市麻浦区上岩洞D MC産学協力センター	3億	-	ブランド
慶南	慶南知識財産センター(昌原商工会議所)	慶南昌原市義昌区中央路98	2億	1億	ブランド/デザイン
忠南	忠南知識財産センター(忠南南北部商工会議所)	忠南天安市西北区仏堂洞492-3番地	2億	-	ブランド
蔚山	蔚山知識財産センター(蔚山商工会議所)	蔚山市南区トッジル路97番地	2億	-	ブランド

ハ. 推進内容

地域ブランド・デザイン価値向上事業は、大きく分けてブランド・デザイン経営分析及びコンサルティングサービスの提供と地域中小企業のブランド・デザイン開発支援という二つの細部事業で構成されている。既存のブランド・デザインスター企業選定事業は2011年から廃止され、グローバルIP強小企業として生まれ変わるよう、特許、ブランド、デザインを各々個別的に選定、支援していた従来の方式から脱し、統合的に支援する形態である。

地域ブランド・デザイン価値向上事業は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘し、ブランド・デザインの集中支援を通じて地域のブランド・デザイン代表企業として育成することで、地域に良質な雇用創出と地域競争力の向上、地域経済活性化に寄与している。

1)ブランド・デザインコンサルティング

同事業は、ブランド・デザイン経営コンサルティングを通じたブランド・デザイン開発支援及び出願費用支援まで**One-Stop**総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは地域知識財産センター内に常駐するブランド・デザインコンサルタントによって行われる。

コンサルティングを行うため、2010年にブランドコンサルタント11人、デザインコンサルタント9人が該当地域の知識財産センターに契約職員として新規採用された。また、2011年には全国14の広域自治体に拡大され、ブランドコンサルタント14人、デザインコンサルタント10人に増員された。

<表Ⅲ-2-12> 2011年地域ブランド・デザインコンサルタントの採用状況

地域	ソウル	仁川	江原	忠南	大田	忠北	釜山	蔚山	大邱	慶南	全南	光州	全北	済州	計
----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---

ブランド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
デザイン	-	1	1	-	1	1	1	-	1	1	1	1	1	-	10

ブランド・デザインコンサルティングは、ブランド・デザインの専門知識と開発能力が足りない地域中小企業・小商工人を対象に、ブランド・デザイン経営分析、開発方向、権利化方案などを提供することで、ブランド・デザイン経営強化に焦点を当てている。また、コンサルティング過程に必要なブランド・デザイン先行調査、商標・デザイン出願の費用支援などを含めている。

2011年に14のセンター(ソウル、仁川、江原、忠南、忠北、大田、大邱、釜山、蔚山、慶南、光州、全南、全北、済州)でブランド経営コンサルティング2,252件、出願費用支援1,886件が行われた。また、10のセンター(仁川、江原、大田、大邱、釜山、光州、全南、全北、慶南)でデザイン経営コンサルティング1,587件、出願費用支援781件が行われた。

<表Ⅲ-2-13>2011年地域ブランド・デザイン主要事業の推進状況

区分	主要支援事業	ソウル	仁川	江原	忠南	大田	忠北	釜山	蔚山	大邱	慶南	全南	光州	全北	済州	計
ブランド	出願費用支援	167	332	113	81	113	203	139	94	97	70	136	121	90	119	1,875
	ブランド新規	3	14	8	1	5	12	4	3	4	3	8	8	4	3	80
	ブランドリニューアル	2	5	3	4	4	6	11	4	2	3	13	2	3	3	65
	非英語圏	2	1	1	1	2	1	2	0	2	0	2	1	2	1	18

	ブランド															
	出願費用 支援	-	162	42	-	121	125	46	-	47	46	47	95	50	-	781
デ ザ イ ン	製品デザ イン開発	-	16	8	-	12	4	9	-	3	2	5	6	6	-	71
	包装デザ イン開発	-	7	5	-	3	11	5	-	6	4	7	4	8	-	60
	デザイン マップ	-	1	1	-	5	2	2	-	1	2	2	2	1	-	19
計		174	538	181	87	265	364	218	101	162	130	220	239	164	126	

2)ブランド・デザイン開発支援

ブランド開発支援は専門人材及び開発資金が不足している地域の有望中小企業を対象に、企業の地域特性に適したブランド(CIまたはBI)を開発またはリニューアルし、権利化を支援する事業であり、今年は計145件を支援した。

デザイン開発支援は特許技術を有する企業には製品デザインを、出願された商標を有する企業には包装デザインを開発し、権利化を支援する事業であり、今年は計131件を支援した。デザインマップは特許技術を有する企業にデザイン開発のための先行調査と市場調査、デザイン開発の方向を提案する情報支援事業であり、今年は計19件を支援した。

<表Ⅲ-2-14>2011年地域ブランド事業支援企業の状況

センター	企業名
仁川	(株)モーニングアート、(株)バイオFDNC、(株)シングァン産業、(株)ネオマス、(株)ザンチマダン、ドゥリ地域福祉センター、(株)ウリ青年事業団、テアメタル、(株)アイティグリーン、セサック総合食品(株)、(株)アールテク、(株)エバー

	ネット、(株)ハンソン、(株)ユソン継電、(株)インケルPA、(株)エコマイスター、(株)政府物品リサイクル、UBテク
ソウル	(株)ロボビルダー、(株)プラス技術、(株)韓国問題銀行、(株)バイオミステクノロジー、(株)ウィバスマインド
大田	BNFテクノロジー(株)、(株)テチョンFNC、(株)CIOS、WINテクノロジー(株)、(株)OMICSIS、(株)NEWGRID、(株)チャンチュンドン王豚足、(株)ナルム、(株)バイオニュトリジェン
忠南	韓国人参生薬営農組合、(株)ヨンテク、(株)チュハン産業、(株)SPC、デコリア製菓(株)
忠北	テホ(株)、(株)セイルハイテク、KOSIバイオ(株)、(株)HURUM、コリア-ダック(株)、(株)ソドン、(株)ドンファ、(株)UBCOM、(株)ドハム、ボウン棗韓菓、(株)ハンウルICテク、ソウォンバイオ、ジェチョン韓菓、ドンジンエコ産業
釜山	(株)JPSマイクロテク、インフォ部ブックス(株)、(株)チョンファ船舶意匠、(株)LIOELE、(株)ジオマテイクコリア、ケイアイ、テソンENG、ネオテク、FULL&FILLバイオ、(株)インビドットコム、THE SYSTEM、(株)イトウン、(株)コダクト、グリーンコン技術(株)、(株)バイコム
蔚山	(株)チュンサン企業、JM MOTORS(株)、(株)USIS、(株)エムピオンス、ソウォンENG、(株)ナムジョン
大邱	(株)韓国物産、(株)キングテク、(株)韓国消防器具製作所、立体コーポレーション(株)、(株)ソンジン通商、(株)モドゥンエレベーター
江原	テソンENC、(株)ウォンイセラミック、(株)ザイワールド、(株)エドバイオテク、(株)ハナCNS、(株)コステク、(株)サムソン生薬、ビドマスター、(株)ボディテクメド、トンヘ食品(株)、(株)スリーエンフォーバイオ
慶南	(株)世界化学工業、(株)テミョンエンジニアリング、(株)ケチャース、(株)ブマCE、(株)AUTOELEX、カンナム産業
全南	(株)トンヤン環境、(株)自然と未来、(株)ZIVON COSMETIC、BM生命工学研究所(株)、グリーンエコバイオ(株)、(株)緑香、ハルセキ営農組合法人、(株)チャムドンマウル、デュアルライフ(株)、(株)青山緑水、(株)健康を守る人たち、(株)ニューテク、潭陽韓菓ミョンジン食品、(株)ピクスン、(株)太平塩、ダミアン、

	セオンエンテック(株)、(株)ボムウ、(株)イノコップ、エコマインド
光州	(株)CLFハイテック、ヒューマン電子(株)、イントップLED(株)、(株)ハンドンテック、(株)オープンテクノロジー、(株)フェースパワー、(株)ビジョンメカテック、ナノビズ(株)、(株)セマンテック、ボヒョン産業(株)
全北	チョンヤン製紙(株)、(株)ヘットルナル、GLONM(株)、キョンボ製紙(株)、(株)睡眠と健康、バイハブ(株)、(株)シンファ
済州	(株)リコリス、(株)テリム商社、(株)ユハンD&S、ハンラサン清静村、オレーシーフード、ソムン企業

<表Ⅲ-2-15>2011年地域デザイン事業支援企業の状況

センター	企業名
仁川	(株)モリス、(株)SNPワールド、(株)ユソン継電、ビジョンエックスアジア株、(株)シングァン産業、(株)コリナ、(株)NEXIO、(株)ナスケム、(株)ヨンウォンコーポレーション、(株)テヨンKTX、ヒュリア(株)、モーニングアート(株)、UBテック(株)、(株)ドクトラ、(株)エコサイクリング、(株)YL産業、(株)エバーネット
大田	(株)チャンチュンドン王豚足、(株)COXEM、BRIDGE、(株)VSI、(株)MOテック、(株)ナルム、WINテクノロジー(株)、(株)BIONUTRIGEN、(株)OMICISIS、(株)LSテック、(株)CIOS、(株)SPS、(株)タウムコステック、(株)テジョンFNC
忠北	ジャファ電子、(株)ソドン(株)、ソンウ特装、(株)SNDインターナショナル、ドリームレンズ技術研究所、(株)セイルハイテック、FMエグテック、(株)HURUM、(株)カン食品、(株)ビジョンデコリエ、(株)HMSX、コリア-ダック(株)、ソウル包装(株)、(株)グリーンファームテック、(株)クムチョン、(株)ソギョンCNC
釜山	(株)セクソ、ヘネス株式会社、(株)TREKSTA、KMG(コミョン)、ヘソンテックピック(株)、イシン機械、(株)ビジョンテック、テソンENG、(株)ヘワン、ナラシステムズ(株)、キョンイルハイテック、(株)LIOELE、テギョンFNB(株)、FULL&FILLバイオ、(株)クグァンUVG、ソジン産業
大邱	KCW(株)、ミョンイルフォームテック(株)、DENSTAR、(株)イガ、立体コーポレーション、(株)プウォン生活家電、(株)オトクロバ、大邱サンドンチェリー営

	農組合法人
江原	ボディテクメド(株)、(株)ヌリテク、(株)ドゥサンエコビズネット、(株)ソニックワールド、(合)現代鉄具産業、(株)グッドプル、(株)エムキュア、(株)トンジンメディカル、(株)スパテック、サムソン生薬(株)、セリン食品(株)、(株)ウェルビーイングLS、(株)エネルギープラス
全南	ヒョンジン企業、(株)ELIX、(株)DUALLIFE、(株)自然と未来、へピョ産業(株)、チャンソンペクヤン干柿営農組合、(株)健康を守る人たち、(株)SOLTREE、(株)チャンア食品、(株)潭陽韓菓ミョンジン食品、(株)チャムドンマウル
光州	(株)アルゴコリア、(株)LINUXIT、フォンシステム(株)、(株)ニューピア、(株)テュエイテク、(株)ヒューマンテク、(株)エコワークス、SOLENSYS(株)、ウリミル食品(株)、(株)バイオプロテク
全北	(株)カイゼン、(株)HM環境、チョンヤン製紙(株)、(株)TWINテク、バイハブ株式会社、(株)UNC、(株)ヘットルナル、(株)アラムソリューション、(株)ラファエンライフ、ハルノアチム、満船営魚組合法人、ポリムプロテク、(株)シンファ、(有)韓国ロハス食品、GLONM(株)
慶南	(株)BABELシステム、(株)ハンセルテク、(株)JR、(株)シンテク、イエウオンテク、トンソンサンギ、ナルアト、金海食品エボヤ営魚組合法人

その他にも地域中小企業のブランド・デザイン経営に対する認識を高めるため、関係機関との協力を通じたマーケティング支援、地域単位の公募展、知財権アカデミー、地域デザインコンファレンスなどのイベントを展開している。

ハ. 評価及び発展方向

地域ブランド・デザイン価値向上事業はブランド・デザイン開発と権利化に難航している地域中小企業に商標権とデザイン権を確保させることで、特許とともに強い知財権を有する強小企業として育ち上げる上で大きく役立っている。

地域ブランド・デザイン価値向上事業の2011年顧客満足度総合点数は平均88.4点を記録した。具体的に見ると、ブランド分野は88.3点で2010年に比べて2.2点高くなり、

デザイン分野は88.5点で2010年に比べて2.4点上昇した。

2012年からは発明振興会が統合・進行していた非英語圏ブランド開発及び権利化支援事業と社会的企業ブランド・デザイン開発支援事業を地域ブランド・デザイン価値向上事業の中にも含める予定であり、融複合支援を中心とするデザイン・特許融合支援、ブランド・包装デザイン開発及び権利化支援事業を細部項目として新設する計画である。

4. 非英語圏ブランド開発支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 コン・ジョンイ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は人材と予算が不足している中小企業の非英語圏市場への進出を手助けするため、非英語圏ブランド開発支援事業を実施している。

同事業は非英語圏国家に進出予定である中小企業に対する現地オーダーメイド型ブランド開発及び権利化支援を通じて、知的財産権に強いグローバル中小企業として育ち上げるために推進している事業である。

2008年パイロット事業としてスタートし、非英語圏国家(中国圏、南米圏、ロシア圏、アラブ圏など)に進出もしくは進出予定である、売上高30億ウォン以上または輸出額50万ドル以上300万ドル以下の中小企業を対象に、国庫補助金80%、企業負担金20%のマッチング方式(現金)で、約40百万ウォン程度を支援している。

特に韓国外大教授及びブランド専門家などで構成された運営委員会を構成し、中小企業の専門性を積極的に補完し、中小企業のニーズに応えるオーダーメイド型現地語ブランド開発を目指した。また、開発段階で現地商標登録がされているかどうかを徹

底調査して、開発後に現地語ブランドの現地出願はもちろん登録もできるようにした。



ロ. 推進内容及び成果

2011年度には18社の現地語ブランド開発を支援した。非英語圏現地ブランド開発支援の国別分布を見ると、中国10件、ロシア2件、アラブ4件、南米1件、日本1件である。

中小企業事業説明会を通じて事業に参加を希望する事業参加者の事業理解度を高める一方、中小企業の意見を聞いて課題の範囲を調整することで中小企業の事業満足度を高めた。

また、事業を遂行する側と中小企業間の円滑なコミュニケーションのため、直接的な意見交換が行われる体系を構築した。また、ブランド需要者である中小企業に、ブランド経営戦略樹立(現地事情及び企業分析)、ブランドネーミング開発(ネーム開発戦略樹立及びネーミング開発など)、ブランド・デザイン開発(デザイン開発戦略樹立及び基本デザイン開発など)、現地出願費用支援(現地国家出願及び事後ブランド教育など)などの方法で、実質的なオーダーメイド型ブランド開発に向けた支援を展開している。

<表Ⅲ-2-16>非英語圏ブランドの開発状況

NO	企業名	進出品目	進出国家	開発前	開発後
1	ミゴン 医療機器	健康機能 食品	ロシア		 健康な生活のために安全で信頼できる健康機能食品の意味及び健康な微笑みと活気溢れる人の姿を同時に表している。

2	ロハスヨ ンジョン ベッド	ヨンジョ ンベッド	アラブ			<p>新しい概念で安らかな眠りを提供する意味及びロハスの技術力、ヨンジョン体というサツマイモ澱粉から抽出した高分子炭水化物新素材をモチーフにして現代的で上品なイメージを表現。</p>
3	第一油圧	油圧機器	中国			<p>最高の有益さを盛り込んだ油圧機の意味及び油圧機器の柔らかく力強いイメージを地球として形状化。</p>
4	コスメッ カコリア	機能性化 粧品	中国			<p>美しい女性の姿を意味し、中年女性の美しさを花で象徴して表現。</p>
5	タコス	幼児安全 用品	中国			<p>安心してすくすく成長するイメージの意味及び赤ちゃんの安全と幸せを考えるブランドで表現</p>
6	新羅宝石	ジュエリ ー	日本			<p>女性のアイデンティティを完成するという意味で、</p>

				若い女性の爽やかな感じをキャットリングで象徴。	
7	IBT	再充填用 ブタンガ ス	アラブ		
				グリーン太陽の意味で、エネルギー関連で環境にやさしいという意味を含むと同時に、ワードマーク内のシンボルを活用してRecycleイメージを表現。	
8	ZIVON COSMETIC IC	基礎化粧品	アラブ		
				うぶ肌を夢見る女性たちの願いを表現し、美しさの価値を表すユニークで上品なイメージを視覚化。	
9	セシン精 密	ネイル用 ハンドド リル	ロシア		
				健康でツヤのある爪の意味及びメインターゲット顧客である女性の感性に合わせて上品で信頼できる感じのカラー及びデザインを適用。	
10	ウンファ	幹細胞	中国		
				各時期に適した健康食品を摂らなければならないという意味を反映。各季節に相応しい健康食品を提供するという意志を英語の「i」を赤色で表現して表す。	

11	青梅園営 農組合	梅 チョコチ ュジャン	中国			<p>皇帝の料理人が作った最高級梅チョコチュジャンの意味。梅名人のキャラクター及びエンブレムで制作し、差別化されたアプリケーションを進行。</p>
12	チャンチ ュンドン 王豚足	冷凍ご飯 類	中国			<p>美味しく食べる、幸運でいっぱいのお食べ物袋という意味。ユニークで、面白い書体でロゴを制作し、数字とロゴそのものをグラフィック要素として使用。</p>
13	コリナ	キッチン 流し台	アラブ			<p>최고 아름다움과 고귀함 표현, 빛나는 삶과 행복을 제공하겠다는 코리나의 의지를 블루다이아몬드로 형상화한 디자인</p>
14	ボカス	キッチン 用ナイフ	中国			<p>[作]のハングル発音を英語発音に再解釈。ナイフの鋭い属性を審美性と可読性で表現</p>

15	KNテク	アロマシャワーヘッド				<p>「青く健康な雨」の意味で製品を連想させるネーム。水と木の葉の形状でアロマシャワーのイメージを表現。</p>
16	サムダ	畜産 水産物 加工食品	中国			<p>済州の新鮮な味を盛り込んだ意味で、新鮮な材料だけを使って作るジェジュダムンブランドのまっすぐな感じと農水畜産物の感じを表現。</p>
17	CL Pharm	フィルム型 うがい薬	南米			<p>クールな味coolをわざとKoolで表記し、意外性と好奇心を刺激。既存のシンボルを維持しつつ、ラインの強弱と曲線を整理。</p>
18	グッドプ ル	医療機器	中国			<p>人々に安定して楽しい生活をもたらすという意味。「GOODPL」のアイデンティティを反映し、信頼と安定感を与えるカラーとパターンで構成</p>

ハ. 評価及び発展方向

中小企業の実情を考慮して特化された主力商品の販売ルートを開拓し、売上を伸ばせるため、現地に適合したブランドを開発して大企業と差別化された戦略で、中小企業が生き残れる実質的な支援を行うという点で意義がある。

また、商標登録を通じて新規ブランドを企業資産として成長させるなどブランドの企業資産化を実現することで、企業の価値を高めることにも寄与している。

2008～2011年の成果を基により充実に同事業を発展させるため、持続的に予算を増額して支援する中小企業を拡大する予定である。また、非英語圏進出国の現地消費者やバイヤーなどを対象にブランドに対するアンケート調査を実施するなど、結果を分析してフィードバックを行うことで、持続的にブランド競争力の確保に努める計画である。

第3節 地域における知的財産権インフラの構築

1. 地域知識財産センターの運営

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 チェ・グィナム

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知識財産センター」を設置・運営している。地域知識財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた地方特許資料閲覧所にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知識財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2011年12月末現在、全国に31の地域知識財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて特許情報サービスの提供、知的財産権の総合相談、知的財産権サポーターズの運営、訪ねていく知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知識財産センターに地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させた。そこで、地域知識財産センター運営事業の目標は地域の発明ムードを作り、知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の発展と国家競争力の向上を図ることである。

地域知識財産センターは特許情報サービスと総合相談サービスを提供し、知的財産

基盤を構築するための知的財産説明会や教育課程を運営している。それを通じて、地域の知的財産権に関する需要を顧客の近い場所で満足させることで、顧客価値経営を実現している。

また、地域知識財産センターは知的財産権総合支援体制の構築によるワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進するとともに地域経済の活性化に寄与している。また、自治体との有機的な協力事業を推進し、地域の特色に適した戦略的支援を強化している。

2006年、本格的な自治体マッチング事業を始め、地域知的財産権サポーターズ、地域住民の知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2010年には地域ブランド・デザイン価値向上事業を新たに推進し、名実ともに知財権総合支援機関としての機能と役割を強化した。これを基に、2011年には特許情報提供30,013件、知財権相談28,239件、説明会606回などを実施した。

2006年から陸軍を中心としてスタートした軍兵士の知財権教育を2011年には陸軍、空軍、海軍の三軍に拡大して教育を行い、2011年にハ1,007件のアイデアを発掘した。

また、時間と人材、予算が不足している中小企業を対象に176回の訪ねていく知財権教育を実施し、87.8点という高い満足度評価を得た。

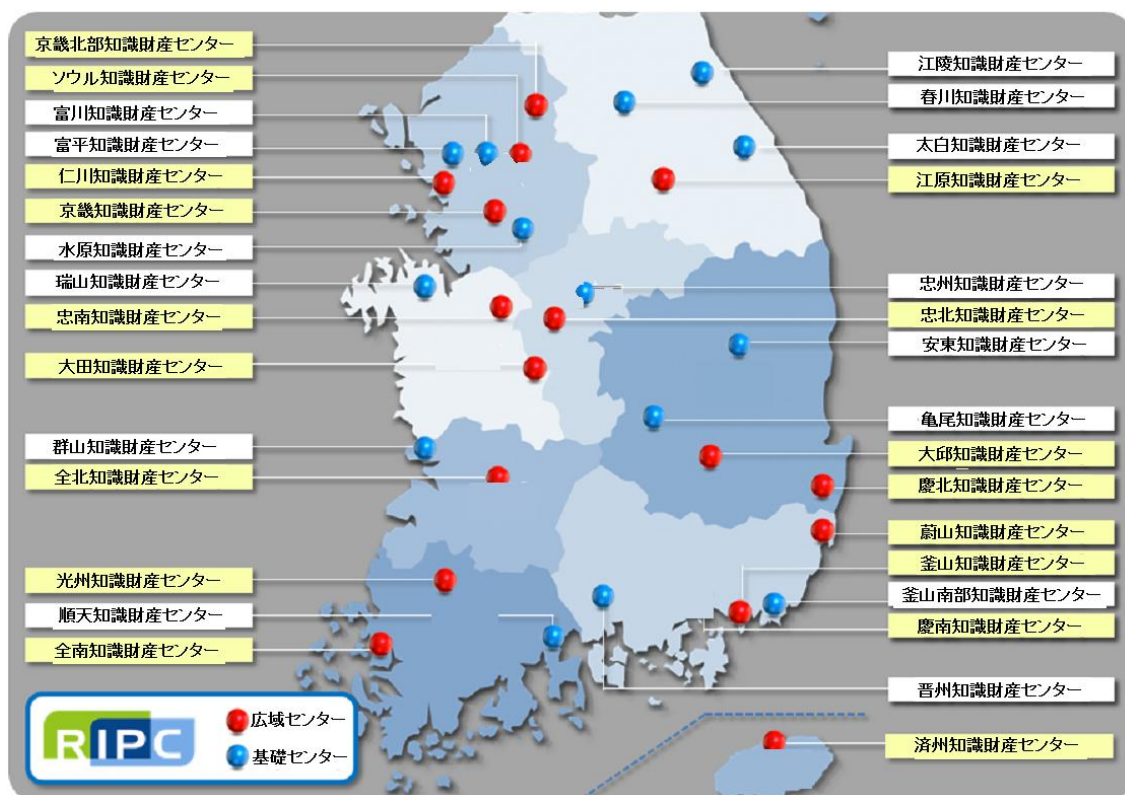
ハ. 評価及び発展方向

今後地域知識財産センターを地域における知財権創出の総合支援ハブとして育成するため、自治体、関係機関など地域機関との共同事業及び協力体制を強化していく計画である。

また、地域特化・伝統産業を発展させるため、基礎自治体とのマッチングをさらに拡大し、地域伝統産業の競争力を強化する予定である。そして、地域知識財産センタ

一専門担当人材の知的財産専門能力を高めるため、専門教育プログラムを制作し、教育履歴管理を実施するなど体系的な教育を実施する計画である。2011年度から実施し始めた学習クラブ(Cop)活動をさらに拡大し、自発的な学習を誘導する計画である。

<図Ⅲ-2-13> 地域知識財産センターの状況



<表Ⅲ-2-17> 地域知識財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録(設置)日	住所
1	釜山南部知識財産センター	韓国発明振興会 釜山支部	051) 645-9684	2000.2	釜山市南区門岷3洞243
2	大邱知識財産センター	大邱商工会議所	053) 242-8081	2000.2	大邱市東区新川3洞107
3	仁川知識財産センター	仁川商工会議所	032) 810-2838	2000.2	仁川市南東区論岷洞447
4	光州知識財産センター	韓国発明振興	062) 954-3841	2000.2	光州光山区道泉洞621-15

	センター	会光州支部			
5	蔚山知識財産センター	蔚山商工会議所	052) 228-3083	2000.2	蔚山市南区新亭3洞589-1
6	水原知識財産センター	水原商工会議所	031) 244-3453	2000.2	京畿道水原市長安区亭子2洞80-17
7	春川知識財産センター	韓国発明振興会 江原支部	033) 258-6580	2000.2	江原道春川市後坪洞198-25
8	忠北知識財産センター	清州商工会議所	043) 254-4281	2000.2	忠北清州市上党区北門路 2街116-84
9	忠南知識財産センター	忠南北部商工会議所	041) 556-7131	2000.2	忠南天安市西北区仏堂洞492-3番地
10	亀尾知識財産センター	亀尾商工会議所	054) 454-6601	2000.2	慶北亀尾市松亭洞454
11	浦港知識財産センター	浦港商工会議所	054) 274-2233	2000.2	慶北浦港市南区上道洞10-2
12	全北知識財産センター	全州商工会議所	063) 288-3013	2000.2	全北全州市完山区前洞 2街140-11
13	順天知識財産センター	順天・光陽 商工会議所	061) 741-5511	2000.2	全南順川市長泉洞58-2
14	済州知識財産センター	済州商工会議所	064) 757-2164	2000.2	済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L
15	慶南知識財産センター	昌原商工会議所	055) 283-0608	2001.7	慶南昌原市新月洞97-6
16	江原知識財産センター	江原道中小企業 支援センター	033) 749-3310	2001.7	江原道原州市牛山洞405-29
17	晋州知識財産センター	晋州商工会議所	055) 753-0411	2001.12	慶南晋州市上大洞341-3
18	富平知識財産センター	仁川広域市 富平図書館	032) 512-8023	2003.1	仁川市富平区十井洞186-454
19	釜山知識財産センター	釜山テクノパーク	051) 974-9066	2003.3	釜山市江西区智士洞1276番地 釜山TP POST-BI 306号
20	京畿知識財産センター	京畿テクノパーク	031) 500-3030	2003.10	京畿道安山市常緑区四1洞1271-11
21	大田知識財産センター	大田テクノパーク	042) 867-4002	2003.10	大田市儒城区長洞23-14
22	江陵知識財産センター	江陵商工会議所	033) 643-4411	2003.10	江原道江陵市校2洞349-2
23	忠州知識財産センター	忠州商工会議所	043) 843-7002	2005.7	忠北忠州市文化洞562番地
24	富川知識財産センター	富川産業振興財団	032) 621-2082	2005.7	京畿道富川市遠美区若大洞198

25	全南知識財産センター	木浦商工会議所	061) 242-8581	2005.7	全南木浦市中洞2街1番地
26	安東知識財産センター	安東商工会議所	054) 859-3090	2005.11	慶北安東市雲興洞300-6
27	瑞山知識財産センター	忠南西部商工会議所	041) 663-3063	2005.11	忠南瑞山市邑内洞114-1
28	太白知識財産センター	太白商工会議所	033) 552-5555	2005.11	江原道太白市黄池洞264-6
29	ソウル知識財産センター	ソウル産業通商振興院	02) 380-3640	2009.3	ソウル市麻浦区上岩洞宅地開発地区E3-2DMC産学協力研究センター1F
30	京畿北部知識財産センター	京畿北部商工会議所	031) 853-7431	2010.2	京畿道議政府新谷洞801-1
31	群山知識財産センター	韓国発明振興会群山支部	063) 471-1284	2011.3	全北群山市箕箕島洞515-1

第3章 産・学・研における優秀特許技術の創出・活用の促進

第1節 大学・公共研究機関の優秀特許の創出・活用の促進

1. 特許管理専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ. 推進背景及び概要

2010年大学・公共研究機関の技術移転率は23.1%で前年比0.4%p増加したが、先進国に比べて依然として低い水準である。また、技術料収入とR&D生産性(研究開発費投入対比技術移転収入料の比率)においても、米国に比べて極めて低い水準である。

＜表Ⅲ－3－1＞米国との大学・公共研究機関の技術移転の状況

(単位：百万ドル、%)

区分	韓国(2010)			米国(2009)		
	大学	研究所	計	大学	研究所	計
技術移転率	13.8	38.1	23.1	25.6	33.5	26.4
技術料収入	39.5	111.0	150.5	1,757	519	2,276
R&D生産性	0.85	2.02	1.48	3.70	10.22	4.32

*韓国：知識経済部、2010年度公共研究機関の技術移転・事業化調査分析(2011、10月)

*米国：AUTM U.S.Licensing Survey、FY2009

このように技術移転成果が低迷している主な理由は、大学・公共(研)の専門的な知的財産管理インフラが全般的に脆弱であるを上げられるが、2010年の調査によると、技術移転事業化専門部署が設置された大学が69.9%であるが、専門人材のうち特許管

理及び技術移転を担当する人材は1機関当たり2.6人に過ぎないことが分かった。

＜表Ⅲ－3－2＞大学の技術移転・事業化専担(主管)部署設置などの現状

区分	設置	未設置	計
大学数	107	46	153
比率	69.9%	30.1%	100%
平均人数	4.8名	-	-
	特許管理及び技術移転(2.6名)		
	研究振興・管理(0.6名)		
	その他(1.6名)		

* 出所：教育科学技術部、大学産学協力白書（2010年）

そこで、大学及び公共研究機関の知識財産管理能力を強化するため、2006年から特許専門家を派遣してIPインフラ構築及び特許事業化を支援している。

ロ．推進内容及び成果

企業などで知識財産管理経験を豊富に積んだ特許専門家を大学・公共研究機関に派遣して、職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略樹立など多様な活動を通じて、大学・公共研究機関に適する特許管理体系を構築し、知的財産権セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問提供などを通して大学・公共研究機関の知識財産に対する認識を高めることに貢献している。

＜表Ⅲ－3－3＞特許管理専門家派遣機関の状況

時期	派遣機関（計20機関）
2008年	慶尚大
2009年	檀国大、仁済大、中央大、亜洲大、韓国技術教育大

2010年	光州科学技術院、蔚山科学技術大、群山大、忠州大、ソウル大、高麗大、食品研究院
2011年	東亜大、州大、木浦大、東国大、国立癌センター、生命工学研究院、カトリック大

特に、特許管理専門家は大学の知的財産権管理能力アップの他に、該当大学が保有している特許技術を民間企業に移転して収益を創出することにも大きく貢献した。2011年には425件の技術移転を通じて147億ウォンの技術料収入を獲得し、大学・公共研究機関の知的財産創出・活用に大きな役割を果たした。

＜表Ⅲ－3－4＞特許管理専門家派遣機関の実績状況

(単位：百万ウォン、件)

区分	技術移転収入	セミナー及び説明会	技術移転件数	相談及び諮問
2009年	7,094	307	310	2,060
2010年	13,159	300	454	1,743
2011年	14,674	275	425	1,952

また、地域の産・学・研人材プールを構築し、地方自治体、特許情報や事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連の情報交流に積極的に乗り出すことで、地域革新主体との協力ネットワーク構築に努めている。

ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許管理専門家派遣事業が安定化段階に入り、2010年からは大学のみならず、知的財産管理能力が足りない公共研究所にまで支援対象を拡大した。特許管理専門家派遣を通じて相談及びセミナーの開催、職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化など大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と派遣機関の知的財産創出インフラの構築に寄与した。しかし、これからは創出された技術の事業化など大学・公共研究機関が保有している技術の活用に力を入れる必要がある。

したがって、特許管理専門家の役割としてIPインフラ構築とともに技術事業化支援機能を強化するため、派遣機関の知的財産の創出・活用に貢献できる実務能力強化教育を展開した。

2. 大学・公共(研)の有望技術発掘及び特許事業化の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ. 推進背景及び概要

研究成果の体系的な管理・活用を通じた大学・公共(研)のR&D効率化が国家革新及び産業競争力強化の鍵として浮上したことで、技術革新の核心主体である大学と公共研究機関の研究生産性を高めるための政府レベルでの政策支援が加速化するようになった。

大学・公共(研)は2010年度国家総R&D投資の25.2%を使用し、博士級研究人材の81.9%を保有しているが、内国人全体の特許出願件のうち大学と公共研究機関のシェアは11%に過ぎず、高付加価値を持つ知的財産を創出するための潜在能力対比特許成果が不十分な状況である。

<表Ⅲ-3-5> 研究開発費及び博士級研究人材の状況(2010年)

区分	大学	公共研究機関	企業	計
使用研究 開発費	47,455 億ウォン (10.8%)	63,061 億ウォン (14.4%)	328,032 億ウォン (74.8%)	438,548 億ウォン (100%)
博士級 研究人材	53,947 名 (66.2%)	12,818 名 (15.7%)	14,677 名 (18.0%)	81,442 名 (100%)

*資料：教育科学技術部、2011研究開発活動調査報告書(2010年実績)

＜表Ⅲ－3－8＞特許出願件数及びシェア(2008年～2010年)

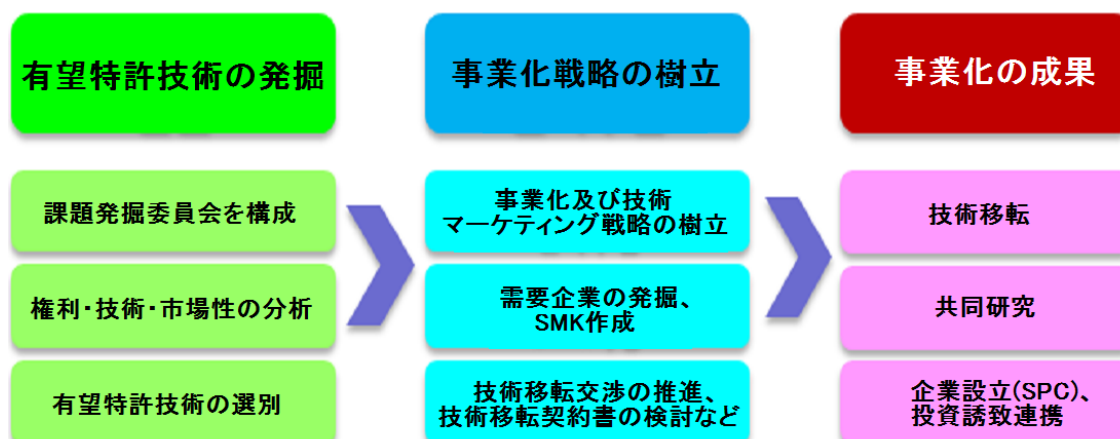
区分	2008	2009	2010
大学	8,413(4.9)	9,760(6.0)	10,667(6.3)
公共研究機関	7,386(4.1)	8,880(5.2)	9,522(5.6)
大企業	49,838(29.2)	41,824(25.6)	45,658(26.8)
中小企業	28,897(16.9)	31,883(19.5)	32,558(19.1)
その他(外国、政府、個人など)	76,473(44.8)	71,560(43.7)	71,726(42.2)
計	170,632	163,523	170,101

*資料：特許庁知的財産主要統計

ロ．推進内容及び成果

2011年には「有望特許技術の発掘及び事業化支援事業」を通じて、大学・公共(研)が保有している未活用特許技術の中で優秀技術を発掘し、特許分析、事業化戦略樹立、特許補強、特許価値評価、需要企業の発掘及び技術マーケティングを支援した。

＜図Ⅲ－3－1＞有望特許発掘及び事業化の段階別プロセス



* SMK(Sales Material Kit)：事業化による主要SWOT分析、技術移転条件などを作成

*SPC(Special Purpose Company)：特殊目的会社、大学・公共(研)の技術出資と企業の現金出資を通じて特定技術の事業化を目的として設立

*資料：特許庁の有望技術発掘及び特許事業化支援事業計画

2011年には産学協力団及び研究成果管理専門部署が設置されている28の大学・公共研究機関が保有するBT・IT・NTなど技術分野の有望特許の中から、技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入の容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術176課題を発掘した。この中で89課題を戦略支援課題として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及びSMK作成、技術マーケティング支援などを通じて、未活用特許の産業界への移転を支援した。

<表Ⅲ-3-7> 有望特許の発掘及び特許事業化の主な支援内容

区分	段階	戦略	支援内容	支援規模
未活用特許技術の事業化	有望技術の発掘	有望技術の発掘	未来有望技術分野(IT、BT、NT)別機関保有特許を対象に有望技術を選別・導出	25機関内外
	特許事業化支援	技術移転、投資誘致など特許事業化の支援	発掘された有望技術(前年度支援課題を含む)の中から事業化できる特許技術に対して事業化推進戦略の樹立及び戦略履行 * 事業化支援課題の中で必要な場合、IP戦略または技術価値評価を追加的に支援	60課題内外
発明の事業化	発明インタビュー制支援	発明評価を通じて優秀特許を創出(S、A級)	申告された発明に対して権利・技術市場性専門家評価及び発明者コンサルティングを通じて優秀特許を確保	15機関内外
	海外権利確保支援	PCT出願	海外競争力が有望な技術に対し、PCT出願費用の一部を支援	25課題内外

＜表Ⅲ－3－8＞2011年特許事業化戦略支援課題の成果

(単位：件)

区分	企業設立		技術移転			共同研究開発			海外権 利化確 保の支 援	技術マ ーケテ ィング 推進
	設立 推進	設立 完了	交渉 推進	契約 条件 合意	契約 完了	交渉 推進	契約条 件合意	契約 完了		
89課題	1	1	23	5	23	2	1	1	26	6

*残りの課題に対しても技術事業化戦略樹立及び技術マーケティング資料集の発刊などを通じて追加的に事業化を支援

ハ．評価及び発展方向

2011年には発掘された有望技術に対して特許事業化戦略に集中し、前年に比べて優秀な技術移転成果を出し、2012年には大学・公共(研)のIP創出から活用まで連携した統合支援を試験的に実施することで大学・公共(研)のIP活用を促進する計画である。

また、技術移転及び事業化を活性化するため、発掘された有望技術を創意資本(IC)及び投資資本(VC)などとの連携を強化し、R&D特許センターの技術信託事業と連携して技術事業化の活性化体系を構築する予定である。

3. 創意資本の育成

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 ユ・チョルボン

イ．推進背景及び概要

知的財産の経済的な価値の増大することにより、世界的に知的財産を基盤とする多

様な事業が登場している。その中でも商品やサービスの生産・提供なく知的財産の売買、ライセンスを通じて受益を作り出す特許管理会社(NPEs、Non Practicing Entities)の活動が増加している。最近はアイデアを購入した後、追加開発などを行い、大規模な特許ポートフォリオを構築する新しいタイプの特許管理会社も登場した。

このように、知的財産投資市場が米国など先進国を中心に急成長しているにもかかわらず、国内では知的財産を評価して投資できる専門人材や経験がまだ不十分な状態である。また、国内の知的財産投資資本及び市場が成熟していないため、国内で創出された創意的なアイデアや特許が活用されず、海外に流出してしまいう可能性も指摘されている。

したがって、アイデア・特許など知的財産の価値を高め、活用を促進するため、特許管理会社に投じられる創意資本を造成・運営することで経験を蓄積し、知的財産に対する国内資本の投資を誘導することで国内知的財産市場を活性化させる必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

第15回国家競争力強化委員会(2009年7月)では創意資本造成計画などを盛り込んだ「知的財産強国の実現戦略」を樹立・推進することとなった。特許庁は国内の状況に適合する韓国型創意資本を造成するために多様な意見を集めた。大学・公共(研)のアイデア確保及び事業化に向けた専門家フォーラムを開催(2009年6月～8月)し、海外の多様な知的財産基盤のビジネスモデルをベンチマーキングした。これを基にして投資企業、運用会社、金融機関、法律専門家などで構成された実務協議(2009年6月～12月)を経て、具体的な創意資本の造成及び運営方針を設けた。

創意資本の造成が必要であるにもかかわらず、国内では知的財産を資産や投資対象として認識するレベルが低く、民間からは自発的に創意資本が造成され難い状況の中で、資本及び市場形成の初期段階には政府がシード・マネー(Seed Money)を支援し、民間の参加で専門性を確保する、官民共同型での創意資本作りが望ましいと判断された。

具体的には、企業及び金融機関などの民間投資と特許庁が出資したマザーファンド資金を通じて、2009年2回にかけて計295億ウォンの創意資本を造成した。同資金はアイデア及び特許開発、技術移転などの業務を専門的に行う特許管理会社に投資されている。また、マザーファンド資金を活用して2011年1月には300億ウォン規模の特許事業化企業に投資するファンドが造成され、同資金の一部である150億ウォンをアイデアや特許を買い入れる特許管理会社に投資する計画を立て、計445億ウォンの創意資本を造成した。

＜表Ⅲ-3-9＞マザーファンド組合と子ファンド組合の結成及び創意資本の投資計画

(単位：億ウォン)

事業回数	運用者	マザーファンド出資額	総結成額	創意資本投資
第1回事業	スカイレイクインキュベスト及びイエンネットワークス	250	1,100	50*
第2回事業	産銀キャピタル	90	245	245
第3回事業	産銀キャピタル	100	300	150
計		440	1,645	345

*特許庁マザーファンド出資金額(250億ウォン)の20%(50億ウォン)以上を特許管理会社に投資する計画

ハ. 評価及び発展方向

創意資本の造成により、国内資本を基に大学・公共(研)など公共研究機関の研究成果が価値のある特許として創出・活用され、知的財産が効果的に流通できる環境づくりの土台を構築した。さらに、創意資本の成功的な運営を通じて韓国においても知的財産基盤のビジネスが活性化できる可能性を示した。今後は民間中心の投資が活発に行われるように基盤を構築する必要がある。

今後も知的財産市場を活性化するため、特許の創出、発掘、投資、事業化まで知的財産のライフサイクル全体を支援する生態系構築を積極的に支援する計画である。

4. 知的財産生態系の事業化・活性化の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ. 推進背景及び概要

知識基盤経済の時代に突入したことで、知的財産権が企業の競争力を左右し、収益創出の手段として浮上している。そこで、外国企業は未来市場を先占し、収益を作り出すため、知的財産権を武器に訴訟や防御ファンドの運営、特許競売などの新たな特許ビジネスモデル戦略を駆使し始めた。

そこで、特許のビジネス的価値の増大による国内外の特許ビジネスモデルに対応するためには戦略が求められるが、知的財産権の創出主体である国内大学・公共(研)は機関を連携するネットワークの不在で主に個別機関による特許事業化に頼っているため、共同で知的財産を戦略的に管理し、事業化できるシステムが必要な状況である。

したがって、高級研究人材の集合体である大学・公共(研)が核心・源泉知財権を創出し、それを通じて収益が確保できるように技術移転協力ネットワークを構築して支援する必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

IPビジネスモデルなどに共同対応して国内大学・公共(研)がR&D成果を効果的に創出・活用できるよう、大学・公共(研)の特許管理責任者で構成された「R&D IP協議会²⁶」を教科部と共同で構成・運営している。

²⁶ 全国の大学・公共(研)の特許管理責任者が参加する協議体(2009年11月設立、教科部と共同で運営)であり、2012年現在85(大学60、公共(研)25)機関が会員として参加。

<図Ⅲ-3-2> R&D IP協議会の組織



R&D IP協議会は実務委員会・分科委員会など協議会組織の運営、R&D IP協議会フォーラム、R&D IP協議会－国家科学技術委員会(知的財産専門委員会)共同ワークショップの開催などを通じて、公共協力ネットワークの構築、研究開発関連制度の改善事項に対する対政府政策建議、意見交換などの役割を果たしている。

2011年4月に特許庁は教科部と共同で、複数の大学・公共(研)が個別的に保有している類似分野の特許技術を特定技術テーマ別にパッケージングし、特許ポートフォリオの構築と事業化を支援する「公共機関保有技術共同活用支援事業」を推進した。

同事業は大学・公共(研)コンソシアムの構成、核心技術の導出、製品分析、共同ポートフォリオの構築、技術移転マーケティングなどを支援するもので、2011年には3つの分野(15の公共機関)を選定・支援し、2つの分野に対して技術移転・MOUなどの成果を上げた。

<表Ⅲ-3-10> 公共機関保有技術共同活用支援事業における構築段階別支援事項

段階	戦略	所要 期間	支援内容	備考
----	----	----------	------	----

コンソシアム構成	機関間の コラボレーション	2週	面積特許指標の作成	課題 1段階
核心技術の導出	技術の実体把握	4週	機関別核心技術、研究者ピックアップ、研究者ミーティング	
製品・BM分析	企業の事業戦略、 技術ニーズ把握	6週	核心技術適用製品・BM分析、企業の事業戦略・技術ニーズを把握	
共同ポートフォリオの構築	技術間 パッケージング	4週	移転対象企業別共同ポートフォリオの提示	課題
マーケティング	技術移転交渉	24週	共同ポートフォリオの再構成、技術料算定作業の補強	2段階

同事業は複数の大学や研究機関の協力の下で製品単位で特許ポートフォリオを構築し、技術マーケティングを進めることで、企業が求める特許技術をより簡単に確保できる技術移転方法として評価されている。

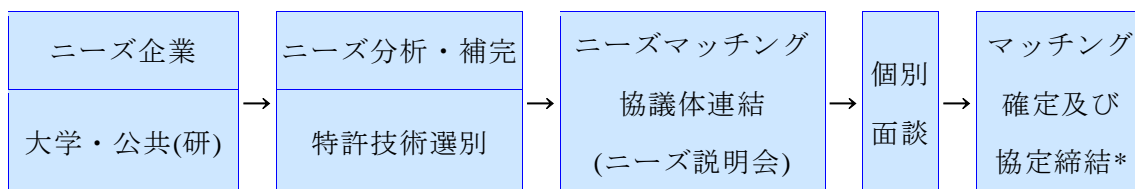
同時に、大学・公共(研)が保有している特許技術を基に事業化を進める企業が優秀な特許技術を保有しているにもかかわらず、投資資金の確保に失敗し、事業化が難航するケースが発生している。そこで、特許庁は大学・公共(研)などが保有している有望特許技術の事業化を促進するため、マザーファンド特許勘定運用会社で構成された「知的財産投資管理協議会」など投資資本を対象に投資説明会を開催した。

これを通じて創業して初期段階にある企業の資金誘致問題を解消し、公共部門特許技術の事業化を促すことができると期待している。

また、大学・公共(研)の特許技術が企業の技術需要を見つげずに未活用のままになってしまうことを防止し、特許技術の事業化を促進するため、企業の技術ニーズを発掘して大学・公共(研)に技術ニーズに適した特許技術をマッチングさせる「技術ニーズ説明会」を推進した。同説明会を通じて企業3社、6つの技術分野に対して9つの大学・公共(研)、12件の特許技術提案を受け、4つの大学・公共(研)、4件の特許技術と

マッチングさせ、技術移転・共同研究に対する交渉が進行中である。

<図Ⅲ-3-3>技術ニーズ説明会の推進過程



ハ. 評価及び発展方向

2012年には特許ポートフォリオを構築する技術分野を計10つの技術テーマに拡大し、研究者の技術諮問を含む技術マーケティングを支援する計画である。

また、大学・公共(研)特許技術事業化企業に対する投資リスクを減らすため、投資資本の範囲を既存の財務的投資家(FI)中心からエンジェル投資家(AI)、戦略的投資家(SI)まで拡大し、オーダーメイド型投資資本の連携を活性化する計画である。

同時に、技術ニーズマッチング協議体(R&D IP協議会、韓国研究財団、韓国ベンチャー協会、KOSDAQ協会などで構成)を運営し、企業の技術需要を把握して需要に適した大学・公共(研)の特許を連携する支援を本格的に推進する予定である。

最終的に、R&D IP協議会、技術ニーズマッチング協議体、投資資本を政府支援事業に繋げ、知的財産事業化生態系の活性化を産・学・研協力モデルとして構築する予定である。

第2節 優秀な知的財産権の創出・活用に向けたインフラの拡大

1. 需要者中心の特許技術取引システムの構築

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産にシフトしつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。それにより、国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保、そして事業化の成功が核心的な成功要因として浮上している。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっている一方、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加し、技術革新環境は徐々に悪化している。このような環境の中で、外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されていない技術は外部にライセンスングして活用する開放型技術革新(オープン・イノベーション)の傾向が広がっている。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じて特許技術取引市場を運営しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に努めている。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は、産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供できるのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

2000年4月からオンライン上に構築した特許取引市場であるインターネット特許技術広場(IP-MART : <http://www.ipmart.or.kr>)は、このような情報技術を活用し、優秀特許技術の移転を通じて事業化に成功させるため、技術需要者と供給者間の情報交換を支援している。

2011年からは、常時競売システムを構築・支援し、オンライン上で特許技術の需要—供給者間の取引を可能にした。現在、2.8万件余りの移転希望技術DBを含め、計19万件余りの技術情報DBを構築している。

インターネット特許技術広場に情報が登録されると、該当技術の需要者に自動的に情報が提供されるPush-Mailシステムを構築・運営し、中小・ベンチャー企業が必要とする技術情報及び産業現場から求められている技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。その他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など技術取引のための総合情報が提供され、より手軽に技術移転契約が結ばれるよう支援している。

<図Ⅲ-3-4>インターネット特許技術広場のホームページ



オンラインの他にオフライン上でも特許技術取引相談及び仲介を支援するため、ソウル江南区駅三洞にある韓国知識財産センター(KIPS)2階に特許取引情報センターを運営している。特許取引情報センターでは特許技術取引の専門相談官が常住しており、特許技術取引に関する一連の手続きを支援している。

また、特許取引情報センターを訪問すれば、いつでも特許技術移転及び事業化に対する総合情報、技術取引の斡旋及び技術移転関連の契約支援を受けることができ、常設展示場の特許技術取引情報及び知的財産図書館の知的財産専門情報を一ヶ所で手に入れることができる。

そして、技術購買者に供給技術に対する客観的な資料(技術性、事業性、権利性)を提供するため、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

これまでオン・オフライン特許技術取引広場を通じて移転された技術は10年間計2,732件に達している。

<表Ⅲ-3-11> 権利別の技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	計
特許	54	48	72	86	127	259	281	388	441	561	2,317
実用新案	9	28	26	24	39	39	55	34	36	32	322
デザイン		9	-	-	2	1	7	2	14	27	62
商標	1	6	-	-	-	-	-		8	13	28
ノウハウ										3	3
計	64	91	98	110	168	299	343	424	499	636	2,732

＜表Ⅲ－3－12＞類型別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	計
権利譲渡	2	18	19	3	32	26	43	62	89	82	376
実施許諾	62	73	79	107	136	273	300	362	410	554	2,356
計	64	91	98	110	168	299	343	424	499	636	2,732

一方、予備創業者、中小・ベンチャー企業に特許技術の事業化に成功した企業のノウハウを学べる機会を提供するため、毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では、優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発から事業化、流通過程、販売過程など事業化に関するすべての過程に対する推進内容を発表し、現場で金賞(知識経済部長官賞)、銀賞(特許庁長賞)、銅賞(韓国発明振興会長賞)など計7件の優秀事例に対して授賞及び賞金を授与している。

21世紀知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融・複合化や消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くなっている。このような技術サイクルの短縮により、不必要な技術を売却する、または新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを示唆している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていない。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者のニーズを無視した技術開発で未活用特許を量産し、需要企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

したがって、特許庁は国内特許技術取引市場の環境下では、知的財産権創出の当事

者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、需要者中心の特許技術取引を促進するため、需要者が要求する技術内容を先に把握した後、それに適合した供給技術を見つけ出す、需要技術調査を実施し、特許技術移転説明会を行っている。

また、2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに高めるため、技術需要者のうち、中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方案など特許技術導入から事業化までの全過程を関連専門家に相談できるように需要企業オーダーメイド型のコンサルティングを支援している。また、技術需要者が供給技術に関する客観的な分析資料を基に技術導入を判断することができるよう、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価できる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

ハ. 評価及び発展方向

オン・オフラインの特許技術取引市場の運営による特許技術取引支援実績は、持続的に改善されているが、特許技術取引の活性化のためにはまだ多様な努力が必要である。特に、特許技術取引に参加する当事者が取引及び価格交渉などの意思決定をする時、それに関連する参考資料を提供するための基盤は極めて不足しているのが現状である。今後、特許技術取引を促進するため、特許技術取引市場を運営するとともに、技術取引基盤を構築して特許技術取引を支援し、認識を高めるために努力する予定である。

特許技術取引市場の運営は2007年から重点的に推進した需要者中心の技術取引と供給技術から出発して取引対象を物色する供給者中心の技術取引を2大軸として展開していく計画である。また、インターネット特許技術広場(IP-Mart)と特許取引情報センターとの連携を強化し、有機的な支援体系を構築する予定である。また、他の技術取引機関及び事業との連携もさらに強化することで良質の特許技術DBを構築し、特許技術移転相談の履歴管理を通じて事業の効果を高めていく計画である。また、需要者

が求める技術を具体化できる需要者インタビュー及びコンサルティングを持続的に強化し、供給者中心の技術取引のみならず、需要者中心の特許技術取引の効用性をさらに強化する計画である。

また、特許技術取引基盤を構築するため、国内外の特許技術取引関係機関間の協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じてネットワークを確固たるものにすると同時に、優秀事例の発掘及び関連情報提供のためのセミナーを開催し、特許技術取引に対する認識を高める予定である。特許技術取引の意思決定を支援するため、2009年開発された特許自動評価システムを基に、2010年に技術取引用の付加サービスを追加的に開発・完了してシステムに搭載し、取引される特許の価値に対する信頼度を高めるように特許技術取引DBを構築していく計画である。今後は米国に対してもオンライン上で自動的に特許を評価し、類似特許などが分析できる評価/分析システムを構築する予定である。

2. 特許技術の初期商用化支援事業

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

特許技術の初期商用化支援事業(旧優秀発明試作品製作支援事業)は1982年からスタートした事業であり、初期試作品製作費用に困っている個人・中小企業が保有している特許・実用新案として登録された権利を対象に、技術性と事業性が優秀であると認められた発明品に対し、特許技術製品量産前の必須段階である3D設計及びワーキング・モックアップ(Working Mock-up)製作を支援することで、事業化及び製品開発を促進する制度である。

ロ. 推進内容及び成果

支援申請の受付は毎年1～2月に行われ、製作費用の70～90%(10～30%は申請者の負担)以内で最大2,000万ウォンの資金を支援している。3D設計(製品生産に必要な構成要素及び作動原理を3Dで構成)とワーキング・モックアップ(金型製作前の設計検討及び製品広報に活用)を支援金額限度内で支援している。

最近の試作品製作支援実績は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－3－13＞最近5年間の初期商用化支援事業の実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2007	2008	2009	2010	2011
予算	3,230	2,184	2,300	1,800	1,700
申請件数	673	769	589	376	270
支援件数	135	91	76	65	67

同事業は発明振興法第35条に基づき、申請技術がグリーン認証技術もしくは低炭素グリーン成長重点育成課題である場合、申請企業が職務発明補償制度を実施している企業もしくは申請者が国家功労者、障害者、女性である場合、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業、特許庁が主催する支援事業の支援を受けた技術または企業の発明である場合、選定審査の際に優遇している。

試作品の製作は別途選定された専門企業が行い、支援費用は事業完了後の検収を経て、支援企業ではなく試作品製作企業(専門企業)に支給される。

初期商用化支援事業として支援を受けた特許技術の事業化率を見ると、一般企業の事業化率(2011年59.7%)より高い71.4%(2011年調査)の事業化率を示しているが、これは技術性と事業性は優秀であるが、資金力が足りない特許保有個人及び中小企業に大変有用な事業として評価されている。

＜表Ⅲ－3－14＞最近3年間支援を受けた試作品の事業化実績

(単位：件、%)

年度別	製作支援件数	回答件数	事業化件数	事業化率
2008年	91	84	75	89.3
2009年	76	66	41	62.1
2010年	65	56	31	55.4
合計及び平均	232	206	147	71.4

*事業化数(比率)は3年間累積調査された数値で、2011年支援した事業は翌年の下半期に調査を実施

事業完了の後、支援を受けた企業を対象にアンケート調査を実施した結果、前年度(2010年80.1点)に比べて支援事業の総合満足度(2011年83.8点)が上昇した。これは権利者の特許技術事業化の問題及び同事業に対する要求事項を直接集め、問題点として指摘された事項に対して着実に改善した結果であると推測される。

ハ. 評価及び発展方向

初期商用化支援事業は資金力の不足でそのまま眠ってしまう危機に立たされた個人及び中小企業の優秀特許を製品化するのにとても有用な制度と評価されている。しかし、制度に対する情報不足で支援を受けられない発明企業(発明家)が発生しないよう、地域別の事業説明会及び地域別の選定者会議などを開催し、訪ねていくサービスを提供している。

＜図Ⅲ－3－5＞地域別巡回事業説明会の様子(ソウル)



今後は特許技術の活用を促進するため、初期商用化支援、発明評価費用の支援及びIP活用戦略支援を連携し、申請手続きにかかる時間を最少化するなど、利用者利便性の増進及び特許技術事業化率の向上を計画している。2012年からは、段階的に選定支援していた3D設計とワーキング・モックアップ支援を単一化して順次に支援(3D設計→ワーキング・モックアップ)するとともに、支援金額を現実化して成果が最大になるよう事業を運営する計画である。

3. 中小企業のIP活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は知的財産専門家及び経営戦略専門家などを活用し、中小企業に知的財産基盤の経営コンサルティング及び企業の多様な経営環境を考慮して企業がIP経営戦略を樹立し、知的財産が事業化及び取引につながり、活用できるようコンサルティングを支援している。細部的にはIP経営戦略、海外進出IP戦略、IP活用新事業の発掘戦略、IP連携製品化戦略のコンサルティングを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

毎年1～2月に申請を受け、最大7,000万ウォン以内(海外進出IP戦略は最大2,000万ウォン、企業負担金10～20%)でIP経営コンサルティングを提供し、最大5ヶ月以内のIP活用戦略及びIP経営戦略樹立のための深層コンサルティングを提供している。支援プロセスは、事業公告→企業選定(書類及びPT審査)→事業遂行会社の選定(公開競争入札)→企業負担金の納付→契約締結→戦略樹立及び実行方案の提示→事後管理という流れである。

最近3年間の中小企業IP活用戦略の支援(旧民間IP専門家派遣支援)の状況は以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-15> 中小企業IP活用戦略の支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011
予算	1,735	1,735	1,626
申請件数	71	71	91
支援件数	23	24	24

中小企業のIP活用戦略支援事業は大きく4つのタイプでコンサルティングが支援されている。細部的に見ると、第一、IP経営戦略コンサルティングは企業のビジネス戦略と連携されたIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を中小企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。これはIPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、競合社から自社の事業領域を保護または競合社を排除しようとする企業、特許費用を節減もしくはIPから収益を作り出そうとしている企業、企業の経営戦略に特許戦略を統合させて運営しようとする企業などに有用な事業である。

第二、海外進出IP戦略コンサルティングは、海外出願必要性の検討、国家選定、明細書補正など費用・時間の節減及び強い特許権を確保するための海外出願及び海外進出戦略をコンサルティングする事業であり、特許技術の海外事業化を進行または準備中である中小企業が海外出願予定または進行の案件を保有している企業が申請対象となる。

第三、IP活用新事業発掘戦略コンサルティングは事業多角化に必要な(新)事業分野を導出し、事業妥当性の分析など企業オーダーメイド型IP事業化戦略を樹立できるようにコンサルティングする事業であり、IPを活用した新規事業アイテムの導出を必要としたり、新事業アイテムの発掘の後に事業化戦略を必要とする企業が支援対象とな

る。

最後に、IP連携製品化戦略コンサルティングは、優秀IPを保有した中小企業を対象に、保有IPの活用を通じて企業の収益を最大にするため、デザイン経営及びマーケティング戦略の樹立を支援するプログラムである。保有IPの製品化及び事業化を計画中である中小企業を対象に、細部的には国内外のIP動向及び先行技術調査を通じて製品設計方向を提示し、IP補強及び強化を通じて強力なIPポートフォリオを構築する。また、デザインスケッチ、2D、3D、レンダリング及びデザイン・モックアップを製作し、マーケティング戦略報告書の作成を支援する。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、支援を受けている企業を対象に成果活用度調査を実施している。調査の結果、主な活用分野は事業戦略の樹立、研究開発戦略の樹立、海外市場進出及び海外紛争対応戦略の樹立、インフラ構築、特許情報調査及び分析を通じた空白技術または回避技術の発掘、マーケティング及び広報などで、毎年80%内外の高い活用率を示していることから、中小企業の経営戦略樹立に大きく貢献していることが分かった。

<表Ⅲ-3-16>最近3年間の中小企業IP活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2008	2009	2010	3ヵ年平均
活用率	79.57	78.57	81.67	79.94

*活用率調査は前年度支援を受けた企業を対象に実施する(2010年度の活用率：2010年度支援を受けた企業を対象に2011年12月に調査を実施)。

ハ. 評価及び発展方向

中小企業のIP活用戦略支援事業は、多数の特許群を保有しているもののIP経営戦略が不足したり、製品化・事業化の戦略樹立能力が不足している技術力中心のベンチャー・中小企業が、コンサルティング支援を通じて事業化準備段階から特許技術の収益

を最大化できるように、事業方向の設定や持続可能なIP経営体系の構築を手助けする事業であり、満足度調査の結果、2011年度は85.37%を記録した。

2012年度には支援を受けた企業の満足度を最大にするとともに優れた成果を出すため、本格的に課題を推進する前に各プロジェクトの企画を担当し、推進状況の監督や方向提示の役割を担当するPD(Project Director)及び該当プロジェクトのメイン遂行機関であるPM(Project Manager)の監督を強化するためにIP経営委員会を運営するなど、顧客を配慮した事業運営を推進する計画である。

また、特許技術取引、特許技術評価及び試作品の製作など関連支援政策を連携して支援することで、単純な戦略を樹立するためのコンサルティングではなく、中小企業の特許技術が収益を作り出す手段として活用されるようにトータルサービスを提供する計画である。また、課題を支援した後、2～3年間持続的に追跡・管理するなど、支援を受ける企業に実質的な事後管理サービスを提供することで、中・長期的に成果が獲得できるように事業を運営する予定である。

4. 特許技術評価の支援事業

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

産業財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与したものであるとして、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化の主要対象として認識されている。しかし、産業財産権として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2011年知的財産活動実態調査を行った結果、企業の特許事業化率が59.7%であったことから確認することができる。

産業財産権の活用率を高めるためには、その経済的な価値を客観的に評価し、企業

経営陣、技術投資家、技術買収者などに合理的な意思決定の方向を提示する機能も必要である。しかし、より根本的な部分から見ると、本格的な技術開発に先立って事業性の有望な技術アイテムを発掘して特許化する、効率的な特許戦略の実行がより求められているといえる。この二つの側面から、最も求められる機能は技術の優秀性と事業化妥当性を公正に評価できる評価基盤の構築であるといえる。

特許庁は評価基盤作りのため、発明の評価機関を指定・管理し、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。同時に、高価な評価費用負担のために技術評価を受けられない個人、中小企業を対象に評価費用の一部を政府から支援することで、技術評価に気軽に接することができる機会を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 推進内容

特許技術評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行されている。技術評価にかかる評価費用の70%以内で、申請人1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申請及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者として、個人、中小企業基本法第2条に基づく中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、申請技術がグリーン認証技術もしくは低炭素グリーン成長重点育成課題技術である場合、申請企業が職務発明補償制度を実施する企業もしくは申請者が国家功労者、障害者、女性である場合、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業、特許庁が主催する支援事業の支援を受けた技術または企業の発明である場合、

加点を付与して優遇支援している。

2011年には計249件に対し評価費用が支援され、最近5年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-17>最近5年間の評価費用支援の実績

(単位：百万ウォン)

区分	2007	2008	2009	2010	2011
予算	5,938	5,460	2,600	1,942	2,200
申請件数	3,372	4,578	549	439	469
支援件数	1,416	1,443	218	218	249

特許技術を評価する時は、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして無体財産権である特許権の金銭的な価値まで算定できるため、関連評価報告書は特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、特許技術の現物出資のための適正価額の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、技術の寄贈・処分・償却のための税務計画の樹立及び税金納付、企業の価値増進、技術商品化、スピノフ(Spin-off)その他、長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産又は構造調整による資産評価、債務返済計画の樹立、特許権の侵害、債務不履行、その他財産紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

2)推進成果

産業財産権を利用して創業するベンチャー企業が事業化過程で直面する最も大きな難関は資金調達である。特許庁はこのような問題を特許技術評価を通じて解決できるように支援するため、技術保証基金と協力して優秀な特許を基に保証を支援する事業を推進している。民間の銀行11社(国民・企業・慶南・光州・大邱・釜山・新韓・スタンダードチャタード・ウリ・全北銀行・農協)及び韓国輸出入銀行、韓国政策金融

公社などと協力し、特許技術評価の結果を基に貸し出しを支援する事業を展開している。また、2011年度からはベンチャーキャピタルが投資を検討しているベンチャー中小企業が保有する特許技術に対する評価を支援し、投資を決定する上で特許技術が正しい評価を受けるように支援するなど、特許技術を通じた技術金融活性化のための支援を拡大しつつある。このような努力の結果、2011年には特許技術価値評価を通じた技術金融保証/貸出実績が169件、375億ウォンに達している。

＜表Ⅲ－3－18＞2011年技術金融連携評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	支援件数	支援金額	保証/貸出金額(件数)
保証連携の特許技術評価	147	732	31,870(146)
貸出連携の特許技術評価	40	74	2,100(21)
投資連携の特許技術評価	3	93	3,500(2)
計	190	899	37,470(169)

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、評価費用支援を受けている者を対象に評価報告書を事業化に活用した程度を調査している。調査結果評価報告書の主要活用内容は、マーケティング、技術認証、技術取引、現物出資、資金調達(投資誘致)などで、初期段階の中小・ベンチャー企業が最も苦勞する部分で大きく役立っていることが分かった。

＜表Ⅲ－3－19＞最近3年間の発明評価結果の活用率

(単位：%)

区分	2008	2009	2010	3年間の平均
活用率	93.2	73.1	73.3	79.9

*2011年調査結果－調査対象243個の中の126個回答者から101個を活用する。

*2011年支援を受けた者を含めて、以前3年間の活用率調査は翌年11月に実施する。

特許技術評価報告書で最も重要なのは対外的な信頼度といえる。特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は、評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁が指定した発明の評価機関は計9つの機関であり、評価機関として指定した後も各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するため、2007年2月から3年間一定水準の評価能力強化計画の樹立と履行を各評価機関に要求して推進した。

＜表Ⅲ－3－20＞発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会

ハ．評価及び発展方向

特許技術評価事業は個人及び中小企業に一般・金融の評価支援を通じて事業化のための資金調達、特許技術取引、事業妥当性の検討、国内外の技術認証、現物出資などのための基礎資料として活用している。特に、優秀特許技術を基に事業化につながるように経営資金を調達する制度として評価されている。

今後は企業に実質的な資金調達的手段として活用される保証・貸出連携評価に対する支援を持続的に拡大する計画である。2011年試験的に推進したベンチャーキャピタルとの協力モデルの具体化及び教育プログラムの本格的な推進など、金融機関と連携した評価・教育の活性化で、一律的な評価から脱して評価目的に合ったオーダーメイ

ド型評価ができるように評価技法、事後管理の体系を改善していく計画である。

5. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは、国家公務員の職務過程で発明したものを国家が所有権を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利(以下「国有特許」とする)を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972.12.14制定・公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項及び第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務と関連して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は、国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(地方公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者の公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許を受ける権利の売却及び専用実施権の設定または通常実施権の許諾を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、発明の実施で1年間の処分収益金が1,000万ウォンを超過する特許権の場合、発明機関に機関褒賞金を支給する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2011年12月末基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は計2,573件が登録され、前年比約14%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が80%で最も多く、実用新案権が10%、デザイン権が8%、海外登録国有特許が2%(67件)を占めている

2011年に新規登録された国有特許は353件で、2010年の244件に比べて約45%増加し、特に特許権は前年比63%増加した。

＜表Ⅲ－3－21＞年度別国有特許権の保有状況

(単位：件数)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
1993	6	1	4		11	1(特)	20	9	5	-	34
1994	8	1	-	-	9		28	10	5	-	43
1995	3	4	-	-	7		31	14	5	-	50
1996	15	2	1	-	18		46	16	6	-	68
1997	38	8	4	2	52	1(特許)	83	24	10	2	119
1998	100	16	2	2	120		183	40	12	4	239
1999	101	14	13	2	130	5(実4、デ1)	284	50	24	6	364
2000	111	52	24	3	190	2(特1、実1)	394	101	48	9	552
2001	122	41	18	4	185	5(実3、デ2)	516	139	64	13	732
2002	149	45	25	6	225	6(特1、実3、デ2)	664	181	87	19	951
2003	153	36	11	2	202	61(特50、実9、デ2)	767	208	96	21	1,092
2004	171	54	6	2	233	30(特21、実6、デ3)	917	256	99	23	1,295
2005	147	31	4	5	187	75(特51、実24)	1,014	263	103	28	1,408
2006	163	44	7	9	223	49(特35、実14)	1,142	293	110	37	1,582

2007	198	10	6	1	215	38(特18、実12、 デ8)	1,322	291	108	38	1,759
2008	223	15	15	2	255	75(特67、実5、デ 3)	1,478	291	120	40	1,929
2009	15	9	20	9	188	32(特23、実8、デ 1)	1,605	292	139	49	2,085
2010	188	15	30	11	244	70(特27、実41)	1,763	265	169	60	2,257
2011	307	11	28	7	353	37(特14、実22、 デ1)	2,056	254	196	67	2,573

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは、登録された国有特許権または出願中の職務発明に対する特許を受ける権利などを売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権が有償または無償で実施された件数は、2009年324件、2010年359件で、毎年持続的に増加している。2011年度には計473件の有償または無償の通常実施契約を締結し、計12.8億ウォンの実施料収入を記録した。

＜表Ⅲ－3－22＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

区分 年度	実施許諾(件)			実施料収入
	登録	出願中	計	
1994以前	6	-	6	30,760
1995	4	-	4	8,129
1996	5	-	5	1,224,138
1997	5	-	5	5,345
1998	18	-	18	87,806
1999	24	-	24	92,209
2000	36	-	36	67,320

2001	62	49	111	313,074
2002	57	29	86	279,116
2003	53	42	95	315,170
2004	82	59	141	376,130
2005	98	63	161	486,212
2006	149	57	206	635,629
2007	193	60	253	574,213
2008	162	109	271	717,709
2009	203	121	324	675,137
2010	224	135	359	742,894
2011	239	234	473	1,281,561

3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員職務発明を奨励し、国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来は処分補償金は登録された特許権や出願中に特許が受けられる権利を有償で処分した場合、その処分収益金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、2005年からは一括して処分収入金額の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2011年は処分補償金として236件に対して2億9千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として267件に対して1億2千万ウォン余りを支給するなど、これまで4,330件に対して36億8千2百万ウォンを公務員職務発明補償金として支給した。

＜表Ⅲ－3－23＞ 国有特許登録・処分補償金の支給状況

(単位：ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
1992	3(特許)	3,000,000	1	602,060		
1993	10(特 5、実 1、デ 4)	6,700,000	1	3,615,300		
1994	9(特 8、実 1)	8,500,000	4	2,209,200		
1995	6(特 3、実 3)	4,500,000	4	2,025,840		
1996	18(特 15、実 2、デ 1)	16,300,000	5	125,703,830		
1997	39(特 28、実 8、デ 3)	32,900,000	5	1,471,320		
1998	32(特 26、実 3、デ 3)	27,350,000	2	603,210		
1999	114(特 96、実 18)	103,050,000	13	13,097,560	1	1,000,000
2000	166(特 129、実 15、デ 22)	133,339,900	29	26,095,680	4	4,000,000
2001	231(特 157、実 45、デ 29)	145,059,000	67	42,355,450	2	2,000,000
2002	193(特 148、実 20、デ 25)	93,162,000	111	113,594,710	12	16,000,000
2003	106(特 87、実 4、デ 15)	44,290,000	72	63,138,260	7	11,000,000
2004	117(特 109、実 7、デ 1)	48,647,500	114	75,482,310	6	14,000,000
2005	148(特 125、実 21、デ 2)	58,724,850	111	129,488,650	-	-
2006	193(特 168、実 16、デ 9)	74,759,980	232	335,879,130	10	22,000,000
2007	103(特 94、実 7、デ 2)	44,235,000	212	212,498,350	14	31,000,000
2008	264(特 230、実 17、デ 17)	113,237,000	213	240,672,000	14	22,000,000
2009	131(特 118、実 11、デ 2)	58,427,000	187	293,573,000	20	24,000,000
2010	166(特 145、実 7、デ 14)	68,730,000	268	315,256,810	16	20,000,000
2011	267(特 226、実 20、デ 21)	119,558,540	236	292,389,260	21	21,000,000

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関の職務発明担当者に対する教育を実施し、インターネット技術広場及び特許庁ホームページに「国有特許有・無償」のバナーを掲載することで国有特許技術に対して一般人が簡単にアクセスできるようにした。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上長期未活用の状態である国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。また、2007年から2011年まで計674件の国有特許権に対する選別評価を実施し、国有特許権ユーザーに対して技術性及び事業性などを提供している。

2011年には、国有特許権の活用率を高めるため、国有特許権に対する処分・管理業務の一部を農業分野専門技術取引機関である「農業技術実用化財団」に委託する契約を締結した。それによる委託業務の処理プロセス及び細部事項を規定した「国有特許権の処分・管理業務の委託に関する運営要領」を制定・告示した。

今後、委託された国有特許権の技術移転実績など効果分析を通じて水産分野など他の分野の国有特許権に対する委託を検討する予定である。

6. 職務発明補償制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

伝統産業社会では土地、資本、労働が競争力の鍵であったとすれば、21世紀知識基盤社会ではこのような有形資産ではなく、無形資産が競争力の鍵となっている。

すなわち、核心・源泉技術の確保が国家と企業の技術競争力を判断する尺度であり、生存及び発展のための必須戦略として位置づけている。

最近産業がますます発達し、技術が複雑・多様になるにつれ、ほとんどの核心技術が莫大な研究費と組織化された専門研究人材を備えた企業、研究所及び大学で開発され、特許出願されている。また、これらの大部分は「職務発明」に該当するといえる。国内特許出願対比職務発明出願が占める割合は毎年約80%に達している。

<表Ⅲ-3-24> 近年韓国における法人の特許出願の推移

(単位：件、%)

区分	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
個人出願(A)	21,275	22,104	24,368	27,062	32,189	33,443	35,588	33,267
法人出願(B)	97,377	118,001	136,553	139,127	140,280	137,189	127,935	136,834
計(C)	118,652	140,115	160,921	166,189	172,469	170,632	163,523	170,101
法人出願 比重(B/C)	82.1	84.2	84.9	83.7	81.3	80.4	78.2	80.4

* 出処：2011年度知的財産主要統計

近年国内外の企業間で起きた特許紛争がマスコミに取り沙汰されている。また、相当数の国内企業が他の企業やパテント・トロールからの特許攻撃に露出される可能性があり、企業の産業機密の漏洩が増加してその被害金額も数億ウォンに達するという話しも出ている。

このように特許などの知的財産は攻撃と防御の武器であり、付加価値を作り出す核心源泉として浮上したことで、世界経済をリードする企業は既に以前から優秀な知的財産を開発・蓄積することに力を集中してきた。

また、知的財産をめぐる企業間の競争はもはや国家間の政策競争につながり、既に米国、日本など先進国では政府レベルで知的財産戦略が推進されている。韓国も1月に知識基盤時代を迎えて韓国が世界をリードしていくという意味で、「知的財産未来強国、先んずる大韓民国」というスローガンを定め、知的財産強国元年の宣布式を開

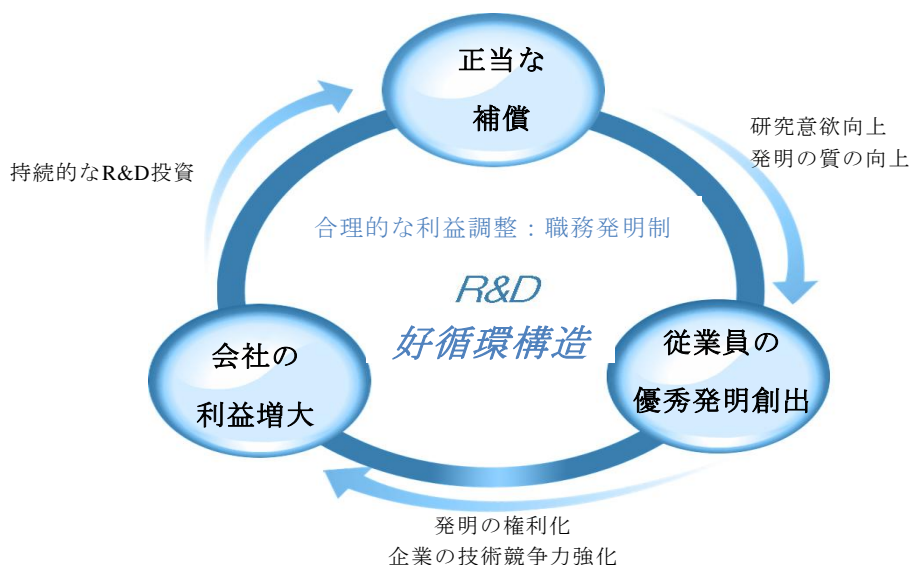
催した。

このような点を踏まえると、企業などにとって特許は極めて重要であるため、創意的な研究で職務発明をした職員に正当な補償をすることで研究意欲を高めれば、さらに多くの優秀発明が誕生すると思われる。これを通じて、企業などは技術蓄積と収益という好循環構造を構築することができ、同時に優秀な人材と技術の流出を防止できる。

そこで、特許庁は職務発明制度の定着とこれに対する社会的な認識を高めるため、企業を対象に「訪ねていく職務発明説明会」、「争点別職務発明判例集」など説明資料を提供している。また、職務発明制度を導入した企業に対しては政府支援事業の対象者選定時に各種のインセンティブを提供している。

職務発明制度は発明を創出する基盤、即ち、研究開発(R&D)投資と施設などを提供した使用者と創造的な発明を完成した従業員間の利益を合理的に調整することで、使用者にはより積極的な投資を誘導する一方、従業員には経済的な補償を提供することで創造的な発明に邁進できるように支援することで、従業員と使用者がともにWin-Winするための制度である。

<図Ⅲ-3-6> 職務発明制度のメカニズム



ロ. 推進内容及び成果

職務発明制度に対する使用者と従業員の認識転換のために、企業、大学及び公共研究機関など主要研究開発主体を対象に需要者中心の訪問型職務発明説明会を2011年²⁷に67回を実施し、計²⁸1,758名が参加した。この説明会には職務発明制度に詳しい弁理士、教授、企業CEOなどを講師として活用し、職務発明説明会を行った。

また、2011年下半期には「職務発明制度運営の優秀事例公募」を開催し、職務発明制度の正しい運営を通じて優秀成果を創出している企業を発掘・授賞した。また、国内企業の職務発明制度の認識拡散のために「職務発明国際フォーラム」を同時開催し、日本・台湾など海外先進事例を国内に伝播した。

同時に、企業・大学・公共機関などが職務発明制度を導入する上で役立つように先進外国の職務発明制度と国内職務発明制度を簡単に説明し、関連判例、補償規定モデル及び関連法令を収録した「職務発明制度便覧」を発刊した。

また、職務発明制度運営の優秀事例公募を通じて発掘された優秀企業事例を紹介し

²⁷ 説明会の開催件数：(2008年)53回→(2009年)60回→(2010年)61回→(2011年)67回

²⁸ 説明会の参加人数：(2009年)1,140名→(2010年)1,563名→(2011年)1,758名

た「2011年度職務発明制度運営優秀事例集」の冊子を製作・配布し、職務発明と関連する紛争が従業員の範囲、真の発明者など職務発明の成立要件などに多様化している傾向を踏まえ、最近5年間韓国と日本の職務発明関連の判例を整理した「争点別職務発明韓・日判例90選」を配布した。また、職務発明の先進事例伝播のために日本の「新職務発明制度における手続き事例集」を翻訳して普及した。

そして、中小企業中央会、韓国女性発明協会など関係機関を活用して「企業と従業員のWin-Win、職務発明制度が企業の未来を変える」というテーマで、職務発明制度が企業にとっては独占的な地位確保、技術蓄積及び利潤創出による企業成長の直接的なエンジンとなり、発明者(従業員など)にとっては正当な補償によって技術開発意欲を高めるなど、企業と従業員に役立つものであることを広報した。また、職務発明制度の紹介及び制度導入によるメリット、国内外制度運営の優秀事例などを内容とする「職務発明制度広報動画」を企画・製作し、国際フォーラムなどの行事及び発明関係機関のホームページを通じて広報した。

そして、職務発明制度導入企業に対するインセンティブを拡大・提供するため、既存の優秀特許技術事業化支援事業、中小企業庁中小企業技術開発事業の他に2011年からは特許情報総合コンサルティングを追加し、制度導入を積極的に誘導した。

ハ. 評価及び発展方向

職務発明補償規定を保有し、これを活用している民間企業の職務発明補償の実施率は42.6%であることが分かった。

<表Ⅲ-3-25> 民間企業の職務発明補償の実施率

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
実施率	38.3%	36.3%	39.6%	46.4%	42.6%

* 出处：知的財産活動実態調査(2011.12、韓国知識財産研究院)

補償種類		2011年	補償金額		2011年
発明提案補償		15.3%	発明提案補償金		75.8万ウォン
²⁹ 出願補償	国内	22.3%	出願補償金	国内	46.5万ウォン
	海外	13.7%		海外	45.1万ウォン
³⁰ 登録補償	国内	24.9%	登録補償金	国内	76.3万ウォン
	海外	16.3%		海外	71.4万ウォン
実施補償	自社 ³¹	10.7%	実施補償金	自社	316.1万ウォン
	他社 ³²	4.7%		他社	319.4万ウォン
³³ 処分補償		5.5%	処分補償金		305.3万ウォン

* 出処：知的財産活動実態調査(2011.12、韓国知識財産研究院)

* 既存の母集団推定値である。

職務発明補償の類型別実施率を見ると、国内特許の出願及び登録補償を実施する企業が全体調査対象企業の25%を占め、海外特許の出願及び登録補償を実施する企業は15%を占めた。職務発明補償の核心といえる実施補償と処分補償を実施する企業の比率は約10%内外に過ぎないことが分かった。

韓国企業が企業競争力を強化し、核心技術・人材の流出を防止するため、昨年よりも職務発明制度に対する議論はより活発になると見られる。したがって、既存の訪問型職務発明説明会とともに、中小企業が多く参加する関係機関と連携して説明会の拡大開催及び充実化を図る計画である。中小企業CEOが職務発明制度に対して「費用ではなく、投資」という認識転換を誘導し、自発的な実施を通じて職務発明補償の実施

²⁹ 従業員がした発明に対して使用者が特許を受ける権利を承継して出願した場合に支給する補償

³⁰ 使用者が承継して出願した発明が特許登録された場合に支給する補償

³¹ 特許などを受ける職務発明を自社で直接実施して利益が発生した場合に支給する補償

³² 職務発明特許などをライセンス契約などを通じて実施料収入が発生した場合に支給する補償

³³ 職務発明に対する特許を受ける権利、または特許権を他人に譲渡したり、実施権を許諾して利益を得た場合に支給する補償

率を高めていく予定である。

また、職務発明を導入する企業に対して信頼性のある検証を実施し、それを基に政府R&D関係機関の事業で制度導入企業に対するインセンティブを強化する計画である。また、職務発明制度運営優秀事例を発掘・授賞することで、職務発明制度に対する社会的な認識を広げる計画である。

7. 国際出願費用支援を通じた権利化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 イ・オクウ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は個人発明家及び中小企業など技術革新主体が熾烈な技術戦争で国際特許の獲得を通じて競争優位を確保するよう、開発された技術を外国に出願する場合、特許・実用新案・デザインの出願費用を支援する国際出願費用支援事業を1982年から行っている。

申請資格は外国に特許、実用新案を出願した個人及び中小企業であり、特許性、技術性などを評価して優秀な発明に限り、PCT費用及び個別国出願費用の一部を支援している。

特に、2012年からは地方自治団体と事業費マッチングを通じて、地域別支援の拡大と海外出願費用支援の全国的な拡散を図っている。全国17の広域市・道に存在する地域知識財産センターで各地域別海外出願費用支援の申請を受け、優秀技術を選別して費用支援及び事後管理を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

最近個人発明家及び中小企業に対する国際出願費用支援の状況は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－3－26＞国際出願費用支援実績の細部状況

(単位：億ウォン、件)

年度	支援規模			申請	支援	競争率	備考
	国費	地方費	その他*				
2007	15.4	-	-	2,148	509	4.2:1	個人:180、企業:311、研究所:18
2008	25.0	-	-	1,620	547	3.0:1	個人:255、企業:292
2009	28.0	-	-	2,910	574	5.1:1	個人:217、企業:357
2010	31.0	-	10.0	2,441	782	3.1:1	個人:309、企業:473
2011	18.2	-	10.0	997	165	6.0:1	個人:42、企業:123

また、支援技術に対する登録率は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－3－27＞国際出願費用支援件の登録率状況

(単位：件、%)

調査年度	2007	2008	2009	2010	2011
調査件数*	1,249	1,497	1,674	1,630	1,903
登録件数(A)	506	517	693	762	858
拒絶件数(B)	230	185	215	205	249
審査中及びその他の件数	513	795	766	663	796
登録率(A/(A+B)**)	68.2	73.7	76.3	78.8	77.5

* 調査対象：評価年度を基準に最近3年間支援を受けた企業を対象に調査

(ex. 2010年度事業化率の調査時、2007～2009年度支援を受けた企業を対象に調査)

** 審査中の件数を除く審査完了の登録、拒絶件数を基準に登録率を換算(登録率＝登録件数/(登録件数＋拒絶件数)×100)

海外出願費用支援事業は資金力が不足している個人発明家及び中小企業の特許技術に対する資金支援を通じて海外知的財産権利化に貢献している。また、企業間で特許紛争が激化している最近の流れを見ると、韓国企業の製品輸出と特許紛争において有利な地位を占めるためには海外権利の確保が必須であるといえる。

中国、日本などのような主要国も政府レベルで中小企業の海外出願を奨励するための施策を積極的に推進している。中国は中小企業の積極的な海外特許出願支援のために2010年から5千万元(約80億ウォン)以上の資金を支援している。また、日本政府もまた海外出願支援金額を2011年8千万円から2012年1億5千万円に増額した。

ハ. 評価及び発展方向

2007～2011年度に国際出願費用の支援を受けた技術を対象に登録率を調査した結果、平均登録率75.5%を記録し、個人及び中小企業の海外権利確保支援に一定部分効果を見せていることが分かった。

2012年度には海外出願費用支援の政策効果を高めるため、特許性のみならず事業化可能性判断を通じて優秀技術を選別するための過程をさらに強化する予定である。また、適正な支援予算規模に対する検討及び自治体などとの協力を強化し、韓国中小企業の海外権利確保を積極的に支援する予定である。

第4節 伝統産業の知的財産競争力の強化

1. 伝統産業IP競争力向上支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 ユ・ジャンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、伝統産業³⁴に従事する企業の知財権能力を強化するため、知的財産権の権利化及び管理体系構築支援のための「地域伝統産業のIP権利化支援」、地理的表示団体標章を支援する「伝統産業ブランドの権利化支援」、地自体の共同ブランド概念及び地域優秀ブランド育成のための「共同ブランド競争力強化支援事業」を推進している。



ロ. 推進内容及び成果

伝統産業ブランド権利化支援事業は、知財に対する認識が低い地域伝統産業企業を対象に、伝統産業IP権利化のために知的財産Total Serviceを提供(1段階:IP戦略の樹立・コンサルティング、2段階:IP権利化・初期事業化の支援)している。2009年には、全額国庫でパイロット事業を実施し、2010年からは地自体と共同で推進した。

主要推進内容を見ると2009年3地域3品目を始めに、2011年には咸陽の山養参、光州光山のウリミルなど6品目に支援対象を拡大した。推進実績としてはIP権利化支援が82件(特許3件、デザイン22件、商標57件)、パッケージデザインなど初期事業化支援が35件である。

³⁴ 伝統産業:一定の地域社会で特性のある資源を開発あるいは活用して付加価値を創出する産業で、地域を基盤として相当な期間にわたって自生的に現れた地域産業の形態-日本の地場産業と類似する概念

特に、2006年31品目でスタートした地理的表示団体標章支援事業は2011年には38品

目を支援し、  など38品目に対して出願を完了し、堤川の黄芪など7品目に対しては海外出願を完了した。

また、地理的表示団体標章に対する教育及び広報を強化するため、「伝統産業ガイドブック」冊子を発刊し、放送12回、報道資料199件、地域フェスティバル2件など広報を展開した。

「共同ブランド競争力強化支援」事業は、9地域(慶北の栄州・奉化、忠北の堤川、全南の求礼・咸平・羅州、全北の高敞、忠南の瑞山・泰安)の地自体が保有する共同ブランド実態調査及び商標・デザインの問題点を分析し、コンサルティングを行った。

＜表Ⅲ－4－1＞2008～2010年の支援実績：江原寧越郡(東江愛)など42の地自体を支援

年度別	2008年	2009年	2010年	2011年	計
地自体数	14	16	3	9	42

ハ. 評価及び発展方向

2011年にはFTA締結などによるグローバル市場における知的財産権保護の流れに備えるため、支援件数を2010年20件から2011年38件に拡大し、海外商標出願も積極的に奨励して7件に対しては海外出願を完了した。地理的表示団体標章支援企業の成果調査の結果、2011年主要支援企業の売上が支援前に比べて3.1%、雇用増加率が4.4%増加した。

今後は地域伝統産業に対する持続的かつ体系的な支援を強化するため、コンサルティングを基盤にブランド・デザイン、特許・デザインなど融・複合支援を並行し、支援事業の効率性を高め、地域フェスティバル、観光資源などと連携を図るなど成果を

最大化する予定である。

また、地域伝統産業に従事する者に対する持続的な知的財産認識向上教育を実施し、地域伝統産業が世界的な競争力を備えるよう努力する予定である。

2. 伝統産業DB構築事業

電気電子審査局 特許審査協力課 工業事務官 キム・ギルス

生命工学の発展により、伝統医薬知識及び遺伝子原の経済的・産業的重要性が増加しつつある。特に、米国が2000年8月に「天然医薬品の産業化のためのガイドライン」を発表した後、中国・インドを中心に伝統医薬知識を保護しようとする動きが活発になっている。

これに伴い、2001年からWIPO政府間委員会(Intergovernmental Committee)を中心に伝統知識の概念定義、伝統知識の保護、伝統知識の先行技術化方案などの議論が活発に行われている。

このように知財保護が先端科学技術分野のみならず、伝統知識(Traditional Knowledge)分野まで拡大されている。そこで、特許庁は韓国の伝統知識に対して外国人が国内・海外で特許権を取得することを防止するため、韓国の伝統知識を国文・英文DBで構築する事業を推進してきた。

特に、2008年4月にはPCT国際調査機関会議で韓医学・食品・薬学・生物分野の韓国の主要伝統知識関連学術誌47種で構成された韓国伝統知識ジャーナルをPCT最小文献³⁵に選定されるようにし、韓国の伝統知識が国際的に保護されるという成果をあげた。

³⁵ PCT最小文献(PCT Minimum Documentation:PCT国際調査機関が国際特許出願を審査する時、必ず備えて検索しなければならない最小限の先行技術文献をいう。

2008年までは主に伝統韓医薬分野に限定してDBを構築してきたが、2009年及び2010年には伝統食品分野まで拡大してDBを構築するため、農村振興庁及び韓国食品研究院と協力して伝統郷土食品と天然染色など伝統農業生活知識及び伝統料理と関連したDBを構築した。2011年度には農業振興庁から移管された後に登載された伝統知識DBの英文化を推進した。

＜表Ⅲ－4－2＞ 伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績

(単位：100万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2004	・ 伝統知識DB構築に向けた情報化戦略計画(ISP)の樹立	45
2005	・ 韓医学分野の論文DB8,100件を構築 ・ 各国の伝統知識保護体系及び活用戦略の比較研究	998
2006	・ 論文(14,052)、天然薬剤(5,500)、伝統処方(20,100)、漢方病症(5,500)に対して計45,152件のDB構築	4,675
2007	・ 論文(1,559)、病症(7,000)について計8,559件のDB構築 ・ 伝統知識DB国・英文検索システム(韓国伝統知識ポータル、 www.koreantk.com)開通	1,434
2008	・ 韓国伝統知識がPCT最小文献として選定(2008.4、2009.1.1.より効力発効) ・ 論文(1,649)、化合物索引(8,039)について計9,688件のDB構築	418
2009	・ 論文(1,600)、化合物索引(8,000)DB構築及び検索システム機能改善	400
2010	・ 論文(1,600)、化合物索引(8,600)DB構築 ・ 農村振興庁伝統知識10,449件、韓国食品研究院伝統料理2,569件の移管搭載	352
2011	・ 伝統食品3,000件、食材料200件、健康栄養成分DB3,078件、論文DB1,602件、化合物DB8,330件のDBを構築	772

また、2009年から一般人の伝統知識DBへのアクセスや活用を簡単にすることで、関連分野の産業・学問のR&Dを促進するため、NAVERなど検索ポータルサイトで伝統知識が検索できるように特許庁の伝統知識DBを民間のポータル検索サービスと連携した。また、英文化された伝統知識DBをWIPOの伝統知識ポータルに連携した。

第4編

知的財産を通じた 公正社会の実現に寄与

第1章 需要者中心の請願サービス改善

第2章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成

第3章 国内・外における知的財産保護の強化

第1章 需要者中心のサービス改善

第1節 顧客中心のサービス体制の構築

1. 顧客指向的な手数料体系への改編

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 キム・ミスン

イ. 推進背景

特許庁は顧客が手数料をより一層便利に納付できるように納付方法を多様化し、厳しい経済状況の中で手数料の納付負担を減らすことができるよう、ATM(銀行業務自動化機器)納付制度と、軍の兵士などに対する手数料の免除制度を導入した。一方、健全な商標使用慣行を確立し、公正な商取引秩序を維持するため、商標出願及び登録時の基本商品数を超過する指定商品に対し、手数料加算制度を導入した。

ロ. 推進内容

1)ATM(銀行業務自動化機器)納付制度の導入

これまで特許手数料の納付方法は、銀行を訪問して納付したり、インターネットバンキングを利用する方法であった。しかし、銀行訪問は時間が多く必要とされ、銀行業務の締め切り時間の制約もあり、インターネットバンキングはインターネット接続が不可能な環境では手数料が納付できない限界などがあった。そこで特許庁は、納付者の納付便宜を向上するために、銀行訪問やインターネットバンキングでなくても周辺にたくさんあるATM(Automatic Teller machine:銀行業務自動化機器)からも特許手数料を納付することができるようにした。現在ATMで納付できる手数料は、特許・実用新案・デザインの年次登録料であり、納付者は年次登録料の納付案内書にある仮想口座へ特許手数料を納付できる。今後特許庁は、ATMで納付できる手数料の種類を出

願料、審査請求料などに拡大する計画である。

2)軍兵士などに対する手数料免制度の導入

軍兵士の士気を高め、発明創作意欲を鼓吹するために、軍兵士などに対する手数料の免除制度を導入した。(2012.4.1.施行)具体的には軍服務遂行中の一般兵士、公益勤務要員、戦闘警察隊員など転換服務修行者^{*}には、特許・実用新案・デザイン出願の出願料、審査請求料、設定登録料が100%免除される。手数料免除を受けたい申請人は、サービスを立証する書類を提出しなければならない。

* 転換服務:矯正施設警備員、戦闘警察隊員または、義務消防員の任務に従事させるために現役兵を他の身分に転換すること。

3)優先審査申請の取下げ・放棄時における優先審査申請料の返還制度導入

これまで優先審査の対象でないと決定されれば、申請人は優先審査申請料の約80%が返還されたが、優先審査対象の有無決定前に優先審査申請の取下げや放棄した場合には、優先審査申請料は返還されなかった。これによって優先審査却下の決定を受けた申請人よりも優先審査申請の取下げや放棄した申請人の方が不利な処遇を受け不合理であった。従って、このような問題点を解消するために、申請人が優先審査対象の有無決定前に優先審査申請の取下げや放棄した場合、優先審査申請料の80%を返還されるように制度を改善した。

4)基本商品数を超過する指定商品に対する手数料加算制度導入

これまで商標出願料及び登録料は指定商品の数に関係なく、1つの商品類を基準に同じ金額が賦課されていたため、1件当たりの出願に対する指定商品の数が大きく増加し、実際使わない商品まで不必要に過多指定して出願・登録する傾向であった。これに対して商品をたくさん指定しようが、少なく指定しようが同じ金額の出願料、登録料を納付していたため、不公平だということ指摘が多かった。実際登録された商品の

使用率も低く、他人の商標選択権を制限する問題があった。そこで特許庁は、収益者負担原則にともなう公正な費用負担原則を確立し、実際に使う商品だけを出願するように誘導して、使わない商品に対する商標が第三者の商標選択や営業活動の妨害を予防するなど、公正な商取引秩序を形成するために、出願・登録時に1商品類当たり20を超える指定商品ごとに2,000ウォンの加算料を賦課した。(2012. 4. 1. 施行)

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、特許顧客の手数料納付に対する便宜向上を図るため、既存の納付方法と差別化した新しい納付方法を持続的に発掘しサービスを行い、特許顧客に実質的に役に立つ行政サービスの開発に努めてきた。今後も特許庁は責任運営機関として、財政の健全性を害しない範囲内で特許顧客の納付便宜を図ると共に、納付負担を減らす顧客指向的な政策を行うなど、合理的な手数料制度の確立に努めていく計画である。

2. 出願・登録分野の特許行政制度の改善

顧客協力局	出願課	行政事務官	クオン・オデ
	登録課	行政事務官	クオン・イングク
	国際出願課	行政事務官	キム・ウォンヨン
	国際出願課	行政事務官	キム・キホン

イ. 出願分野の制度改善

1) One-Stop書式作成システムの構築

書式作成機と電子文書作成機及び添付書類入力機など特許路の文書作成編集ツールの関係を強化することにより、電子出願による出願書類作成時に編集ツールの転換にともなう不便をなくし、書式作成手続きを簡素化した。すなわち、特許路の書式作成機を使って書式作成する際に、電子文書作成機と添付書類入力機への移動が可能なり

リンク機能を追加し、編集ツールの転換なしで要約書、明細書(図面)の作成や添付書類の入力を可能にして出願人の便宜を向上した。

2)段階別の誤謬お知らせサービス施行

特許路Web出願(WEB-PASS)システムを使用する個人出願人が抱えている誤謬問題に対して効率的に解決できる方法を支援するため、エラーの深刻性を段階別に区分・表示して案内した。ウェブ出願オンライン検証を通じて提出文の誤謬有無の確認ができる。例えば、誤謬が検出される場合、深刻性が軽微で補正理由に該当する誤謬は「注意」段階として分類、発生した誤謬が修正できないほど深刻で返還理由に該当する場合は「警告」段階として分類し案内することにより、誤謬の深刻性に相応する警戒心を喚起させ、出願人が受ける不利益を事前に予防できるようにした。

3)提出書類の見本案内制度の施行

補正要求書など通知書の発送時に、提出書類に対する見本を提供して出願人の正確な書類作成を誘導し、発生可能な書類作成の誤謬を事前に予防できるように支援した。これまでは添付書類を間違えて提出した場合、単純に「添付書類の未提出または、ミス提出」の案内文句だけを発送していたため、書類作成に不慣れな出願人に提出書類作成の追加的な負担が発生した。そこで書類作成に対するガイドラインとして委任状、持分約定書など提出書類の見本を提示し記載要領をわかりやすく案内した。

4)出願関連通知書の内容改善

延長可能期間(4ヶ月)を超過した指定期間延長申請時に、審査官が判断する超過期間の認定理由に対し、改正された審査指針書の内容を反映し、手数料の事後減免に対する法的根拠を明示するなど、出願書方式審査時に発送する各種通知書の内容を改善した。

ロ. 登録分野の制度改善

1)特許権などの登録令及び施行規則の制定

法令内容で重複する特許・実用新案・デザイン・商標登録令及び各施行規則を統合し、特許権などの登録令及び施行規則を制定した。これによって計200の登録令条文を61の条文に、計173の登録令施行規則の条文を69の条文に、計41の書式を29の書式に簡素化した。また、既存の登録書類は、受付当日だけ補正することが可能だったが、登録書類の修正可能な欠陥は1ヶ月以内に補正することができるように登録補正制度を整備(2012. 7. 1. 施行)した。合わせて、別紙書式の各申込書に住所欄を新設し、記載された住所が住民登録簿本などの住所と一致すれば、出願人コード上の住所を申込書に記載された住所で職権変更ができるように制度を改善(2012. 7. 1施行)した。

2)外国語特許証の発給

これまでは、ハングルと英文が混用された特許証だけを発給したが、国内企業の活発な海外進出の傾向に応じて、特許権者が知的財産権を英文ホームページに広報したり、外国企業との契約時に活用することができるように、特許法及び実用新案法施行規則を改正して英語、日本語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、アラビア語の計8言語で外国語特許証を発給することができるように制度を改善した。

3)郵便による登録書類の受付方式改善

郵便で申請した登録書類は、到達した日の翌日に登録課で受付番号を付与し、1～2日後の電子化により方式担当者と申請人を確認することができた。これによってリアルタイムに受けられるオンライン登録申込書類の方式審査の期間も、受付順位の確認のために2日ほど遅延している。これを解決するために郵便による申請登録書類の受付手続きを迅速化にして当日受付ることにより、受付の確認のために不必要に待機する期間を短縮した。また、登録書類の受付番号付与体系をオンラインと郵便申請を統合して単一体系に一元化することによって、受付番号だけで各申込書の相互間優先

順位を明確に把握することができるようになった。

4)知的財産権変動登録の誤謬事前点検システム構築事業の推進

2008年以降から登録方式審査の品質向上の政策を実施により権利変動関連についての安全性は高まったが、変動登録申込書の不受理率と登録再申請件数が急増した。知的財産権変動申請人の便宜向上と不受理率の減少のために「知的財産権変動登録の誤謬事前点検システム構築事業」を推進した。このシステムは、権利変動登録申請時にしばしば発生する多様な誤謬事例をDB化にし、事前に確認が必要な項目を申請人にオーダーメイド型で案内することが主要機能で、知的財産権変動登録申請人はオンラインで申込書を提出する前に、同システムを活用して作成した書類に誤りがあるか否かを確認することで、無欠点の申込書を提出することができるようになった。

5)知的財産権年次料納付案内サービスの改善

2002年から権利者の錯誤または、不注意などで権利が消滅するのを防止するために、発送される年次登録料納付案内書の内容を叙述型にわかりやすく記載し、納付時期別の納付金額、権利事項を図表で提供して権利者の理解度を向上させ、一方、従来の年次登録料の納付目録だけを提供していた、一ヶ月の年次登録料の納付件数が5件以上の多登録権利者にも、「年次登録料の納付案内書」を提供し、権利者の年次登録料の納付便宜を向上した。

ハ. 国際出願分野の制度改善

1)WIPOから郵便送達される通知書の受付プロセスの改善

WIPOから郵便送達されるPCT関連通知書に対し、従来は方式担当者が直接受け付けて電子化したが、迅速かつ正確な方式審査のために業務を二元化した。受付は方式担当者が遂行し、電子化は専門機関の特許情報院の特許文書電子化チームで遂行するように業務プロセスの改善を推進した。

業務の二元化のために、PCT指定官庁の方式審査システムで受付け、目録照会及びバーコード出力画面を実現させた。これを通じて2011年6月からは、方式担当者が通知書受付後に関連書類を電子化機関に移管し電子化したことによって業務の能率性を向上させ、方式審査官の業務負担も軽減することができた。

2)マドリット国際出願書式の作成プログラムMM書式作成機の改善

マドリット国際出願オンライン書式の内部作成プログラムであるMM書式作成機の利用において、国際出願人が最も不便に思っていた指定商品記載欄の問題点を2011年2月に改善し、国際出願人の便宜を図った。改善前のMM書式作成機の指定商品記載欄は、国際事務局で提供したDTD定義(XML文書に対する構造的定義)により、一行に60字以内の文字だけを記載できるようになっていたため、多数の指定商品を記載する際に不便であったが、このようなDTD定義上の60字制限規定を削除するなど、指定商品入力フォーマットを改善して一行に800字まで指定商品を入力できるようにした。このような持続的なプログラム改善の努力の末、マドリット国際出願施行初期の30%台の電子出願利用率が95%以上に達している。

3. 顧客と共にするサービス・制度の改善

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 グ・ジェミョン

イ. 顧客満足サービス向上推進計画の策定

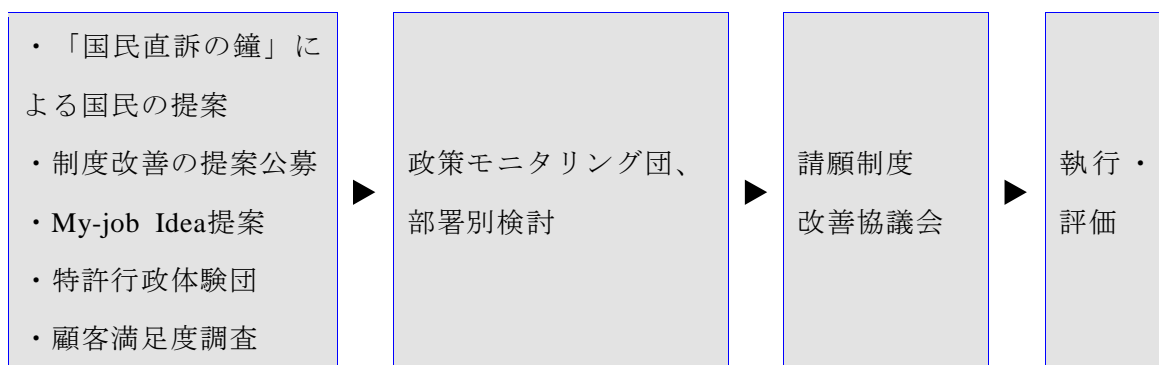
特許庁は、「21世紀知的財産先進一流国の実現」という特許庁のビジョン達成と共に、世界最高の顧客サービスを通じた顧客感動経営を体系的に推進するため、2011年度も顧客満足サービス向上の推進計画を策定し施行した。顧客を感動させるサービスを提供するために、顧客指向のサービス基盤強化、顧客中心の積極的な制度改善、顧客オーダーメイド型サービス強化、迅速かつ正確な審査・審判サービス提供など4分

野57の細部課題を推進した。これを通して顧客のための積極的なサービスの提供と、全職員に対する顧客サービスのマインド育成などの成果を達成した。

ロ. 顧客と共にする請願・制度改善

1) 「国民参加型の請願・制度改善プロセス」の活性化

不必要な行政制度の改善事項(国民提案)を取り入れて顧客の請願に応じるために、特許庁は「国民参加型の請願・制度改善プロセス」を運営しているが、特許行政制度改善への提案公募、特許行政の体験団運営などを通して提示された制度改善の課題に対し、該当部署及び政策モニタリング団がその妥当性の検討を行い、請願制度改善協議会を通じて最終的に実施可否を検討している。



2011年度の代表的な制度改善事例は、特許権などの権利移転登録申請時の印鑑証明提出義務の廃止、外国語による特許証発給制度の導入、年次登録料の一括前払い割引制度の導入、特許審決文の電子送達制度導入、国有特許権処分管理業務の民間委託などがある。

2)特許行政体験団の運営

特許行政体験団は、特許庁新規職員、行政インターン、関連機関の職員などで構成され、特許庁で提供しているすべての特許行政サービスを実際に顧客の立場で直接経験し、改善事項を提示するプログラムである。

体験団員は、特許・商標・デザイン分野の電子及び書面出願過程、設定登録・移転登録など登録過程、優先審査・異議申請など審査過程、各種審判請求、知的財産関連の教育申請など26の細部分野について各種書式を作成して手数料を納付し、訪問及び電話相談業務などを体験する。体験活動により各種手続きの案内、担当公務員の態度、書式種類及び書式数の適正性、請願対応時間などに対し請願人の立場で点検を行い、ささいな不便から制度・法律変更事項に至るまで多様な改善事項を発掘して受容する。

2012年初めに3世代特許ネットシステムが開通する見込みであるため、2011年には、体験団の活動により提示された提案事項を、新しいシステムに反映することが時期的に間に合わない問題があるので、過去2年間の提案事項のうち、所管部署の反映についての有無、長期検討課題に対する進行状況の点検などのフィードバックを通じて体験団運営に充実を期した。

3)特許行政制度改善提案公募の実施

特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導し制度改善の課題を発掘するため、「発明の月」のイベントと連係して2011年5月に、特許顧客を対象に制度改善の提案公募を実施した。提案公募を通じて計231件の提案を受け、このうち21件の制度改善課題を発掘した。優秀な提案事例として、電子出願システムの手数料納付方式の改善、デザイン登録出願後の図面補正時の図面方式変更(2D⇔3D)可能、QRコードを活用した「KIPO SMART DIGEST」の発刊、顧客にわかりやすい申込書作成要領の提供などがある。

4)請願制度改善協議会の運営

特許庁は、制度改善の提案公募、革新提案など多様な発掘調査により提起された顧客サービス改善課題に対し、民間委員及び公務員などで構成された請願制度改善協議会において審議及び推進の有無を決めている。

2011年には協議会を4回開催し、ATM(銀行業務自動化機器)納付制度の導入、複数デザイン登録出願料に対する免除適用規定の明確化、オンライン申請環境に応じた登録補正制度の導入、侵害訴訟履歴の登録原簿記載を通じた紛争履歴関連情報の接近性向上など計20件に対して審議した。

ハ. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

1)顧客満足度の調査

＜表IV-1-1＞5年間特許顧客満足度の推移

(単位:件)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
満足度	72.92	73.46	73.81	73.81	72.70

特許庁は、分野別の特許行政サービスを正確に診断し、顧客の意見を取りまとめて制度改善に反映するため、毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判・サービスなど5分野を対象に、出願人、代理人、請願人など約2,400人余りを対象に、特許行政全般に対する満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するために外部のリサーチ専門機関に委託して施行している。顧客満足度の結果は各局の成果指標(KPI)として設定し、報酬、昇進など成果評価に反映させ、顧客満足度の改善が成果評価システムと連動できるように制度化した。特許顧客満足度は毎年伸びていたが、2011年度は下落したため、これに対する総合対策を講じている。

2)電話親切度の調査

＜表IV-1-2＞5年間電話親切度の推移

(単位:件)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
満足度	89.03	89.50	89.32	89.48	92.85

特許庁は分期別に、職員の電話応対の態度をモニタリングして局と課別に点数を発表し、これを成果評価に反映するなど、電話応対の態度を向上させようと努力している。最初の受信状態、応対態度、連結状態、まとめの部分等に区分し、分期別の持続的なモニタリングを行い、2011年の総合点数は92.85点で2010年の総合点数(89.48点)に比べ3.37点上昇し、職員らの親切マインドが大きく向上したことが分かった。2012年からは半期別で実施するものの、調査対象を傘下機関まで拡大して顧客満足制度改善の資料として活用する計画である。

3) 請願行政サービスに対する評価を強化

請願行政サービスの満足度調査は、行政サービスを利用した経験のある請願人を対象に、請願行政サービス提供における総合的な満足度を測定するものであり、国務総理室の主管で実施している。これは全体中央行政機関に対する満足度を測定し、競争による国民指向的な行政サービスの実現を通じた請願行政サービスの質的向上を図るためのものである。特許庁も顧客の不満及び要望事項に対する迅速かつ正確な処理の重要性を認識し、各種請願の対応について受付経路別にモニタリング体系を構築し顧客の意見を積極的に受け入れている。請願行政サービス満足度向上のために顧客満足サービス向上の推進計画など、具体的な実行計画の策定と努力の結果により、韓国特許庁の2011年度の請願行政サービス満足度は、2010年(77.20点)に比べ4.45点上昇した81.65点となった。

第2節 顧客感動電子請願サービスの提供

1. 24時間電子請願サービスの支援

情報企画局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、1999年から世界で初めてインターネット基盤の電子出願サービスを提供してきたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内と限定されていたため、請願人からサービス時間の拡大要望が多かった。

特許庁は請願人の要望に応じ24時間365日、いつでもどこでも電子請願サービスの利用ができるように特許ネットシステムを改善することに決め、24時間365日Non-stopの電子出願サービスを提供することができるマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランにより、「2003年から特許ネットシステムをリアルタイム(Real-Time)サービス体系に切り替える作業を着手すると同時に、関連法制度も改善して2005年11月から24時間電子請願サービスを提供できるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

2003年度には、マスタープランにより一括処理(Batch Processing)方式の特許ネット構造をリアルタイム業務処理(Real-Time Processing)体系に切り替える特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業を遂行した。また、請願人が電子出願サービスを簡単に利用できるように、出願人コードの付与申請、電子文書の利用申告など事前登録の手続きを簡素化にし、インターネットの「Giro」による銀行振り込み納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

＜表Ⅳ-1-3＞2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コードの付与申請、電子文書の利用申告などオンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 過剰支払い手数料のオンライン払い戻しなどの手数料管理体系の改善 ・ メールを通じた通知書受信など、使用者の便宜を中心に電子出願ソフトウェア改善
特許ネット基盤構造の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするアーキテクチャーの再設計 ・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワークの統合設計 ・ 24時間データベース起動の無中断リアルタイムバックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管・複製作業除去のためのデータベース統合設計 ・ 特許ネットシステム最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用

2004年には、一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編する作業を実施すると共に、電子出願システム障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出の期限調整など、関連法制度の改編作業も併行した。これは電子出願システムに障害が発生する場合、書類提出の期限が自動的に延長となるなど、制度変更により請願人に不利益が発生しないよう制度的な装置を取ったものである。書類提出期限の末日が土曜日の場合、提出期限の末日を次の勤務日まで延長できるように改善した。

＜表Ⅳ-1-4＞2004年完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・電子出願システムの障害によって提出期限のある書類を提出できない場合の処理策を構築 ・週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜のために、提出期限末日が土曜日の場合には次の勤務日まで延長
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・翌日一括処理形式のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 ・リアルタイム侵入探知及びセキュリティ モニタリングのために統合セキュリティ管理システム (ESM:Enterprise Security Management)適用 ・無中断サービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システムの構築 ・オンライン リアルタイム受付及び通知機能の実現
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の誤謬検証機能の実現 ・多様な添付書類の受付及び通知機能の実現 ・書類提出にともなう後続手続き関係機能の実現 ・電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現 ・書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現

2005年2月に特許ネットⅡシステムの開通により、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行され、これにより特許顧客の電子請願サービス利用便宜のためにサービス時間を拡大し、2005年11月からは夜間及び休日にも電子出願など電子請願サービスを利用することができるようにした。24時間提供されるサービスは、出願書類の受付、特許庁で発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発給、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など大部分の電子請願サービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期しない不利益を未然に防止するために、請願人が納付すべき特許手数料及び提出する書類の誤謬を書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

＜表IV-1-5＞2005年24時間電子請願サービスの拡大

対象サービス	推進内容
オンライン 出願	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯サービス→ 24時間サービス(方式審査は現行維持) ・欠陥書類の提出前に検証/校正サービスを24時間 提供
オンライン 通知	<ul style="list-style-type: none"> ・請願処理過程の通知に対し <ul style="list-style-type: none"> －翌日一括処理→リアルタイム処理 －勤務時間帯サービス→ 24時間サービス
諸証明 申請/発給	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯サービス→ 24時間サービス ※申し込みサービスは24時間サービスするものの、発給サービスは手数料が納付された場合に限り24時間サービス
審査進行 情報など検索	<ul style="list-style-type: none"> ・非リアルタイム サービス→リアルタイム サービス

＜表IV-1-6＞24時間電子請願サービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス(1段階)	休日サービス(2段階)	24時間サービス (3段階)
時期	2005.2～2005.6	2005.7～2005.10	2005.11～
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:08～24時 ・土曜日:08～24時 ・公休日:なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:06～24時 ・土曜日:06～24時 ・公休日:09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:00～24時 ・土曜日:00～24時 ・公休日:09～21時

2006年度には24時間電子請願サービスの提供により、翌日に処理された業務が当日リアルタイムNon-stopで処理されることによって、請願処理時間の短縮にともなう請願費用の節減及び行政効率向上など請願サービスの画期的な改善が行われた。特に、単純なサービス時間の延長でなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築されることによって、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな

個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間の制約なしで外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外における地位が高まった。

一方、請願書式の簡素化作業を行い334種の請願書類を149種に縮小し、手数料の過剰支払にともなう請願人の不便解消のために、手数料の納付事項をオンラインで問い合わせ訂正しリサイクルできるシステムを構築するなど、手数料払い戻し及び納付手続きを簡素化にすることで、請願処理時間を大幅縮小した。

<表IV-1-7> 2006年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の請願書式統廃合(334種→149種) ・記載項目の簡素化(6,881個→1,336個)
手数料納付事項の オンライン訂正	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能 ・手数料納付事項のオンライン訂正機能
国有特許活用度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国有特許の閲覧・管理機能 ・通常実施権のインターネット申請及び契約機能
寄託微生物の 管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物寄託機関との連携 ・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能 ・微生物の分譲申請及び発給手続きのオンライン化

これまで持続的な電子請願サービス拡大により、いつでもどこでもNon-stopで請願の処理が可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便は解消することができなかった。そこでオーダーメイド型の電子請願サービスを開発し、請願人が該当サイトに訪問しなくても請願人が処理しなければならないTo-Do情報を一箇所で集め提供するサービスを2007年11月から施行している。

また、これまで電子出願をするためには特許庁で提供する専用ソフトウェアをダウ

ンロードし設置してこそ可能であったが、Web基盤の電子出願システムを構築することにより、専用ソフトウェアを設置せずに誰でも特許庁ホームページに接続すれば電子出願を容易にできるようにした。さらに、クレジットカード、携帯電話、リアルタイムの「Giro」による銀行振り込みなど、手数料の納付手段を多様化にし特許顧客の手数料の納付便宜を大幅に強化した。

＜表IV-1-8＞2007年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の統廃合 及び簡素化に伴う 電子出願システムの 改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書式統廃合(347種→149種、57%縮小) ・ 利用者便宜機能の提供により書式作成時間の短縮 (件当たり10分、年間236,237時間短縮予想) ・ ウィンドウ ビスタなど多様なPC環境による支援
電子出願SWの 機能改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書記載不備による意見提出の通知率縮小 (43.62%→4.36%、90%縮小) ・ 請願書類の再作成・提出による請願費用の節減 ・ 記載不備による審査処理の遅延予防
オーダーメイド型 電子請願サービスの 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願サービスの接近段階縮小(5段階→3段階) ・ 請願処理結果などリアルタイム オーダーメイド型 連絡情報の提供により処理期限満了による請願の被害の予防
Web基盤電子出願サ ービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標をはじめ全権利に拡大 ・ 個人出願人の利用増加(商標の場合、前年対比5.6%増加)
手数料納付手段の 多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料の納付手段拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振り替え、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問) ・ 手数料の納付時間短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付) ・ 納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上

2008年度には、これまで需要者中心の電子請願サービスの拡大により主な請願書式を作成・提出することができたが、サービス対象の書式が出願書中心に限られていたため、サービスの利用に限界があった。これに対しWeb出願サービスの支援対象書式を、登録書式、審判書式などすべての請願書式に拡大し、各種便宜機能を2008年11月からサービスを提供している。これと共に、出願人が作成した請願書式の作成誤謬を最小化できるコールセンター相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のために公共I-PIN適用し、障害者・老弱者など情報疎外階層の利用と多様なPC運営環境を支援するWeb標準・Webアクセスの適用を通じ、特許顧客のホームページ利用の便利性を向上した。

また、これまで出願・登録・審判基本情報中心の特許情報Webサービスの提供により、サービスの利用及び特許情報活用に限界があったが、諸証明書発給情報、手数料納付情報及び期間到来情報など、サービス対象の範囲を拡大し特許情報管理及び活用活性化に寄与した。このように電子請願サービスの持続的な拡大を通じて個人出願人などのWeb出願サービスの利用が前年に比べ76.7%増加となり、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

<表IV-1-9>2008年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
Web出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web出願サービス対象書式の拡大 － 出願書式→登録・審判書式 － Web出願人の利用増加(前年対比76.7%増加)
特許情報ウェブサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許情報Webサービスの提供情報拡大 － 特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明書・手数料・期間到来情報 ・ 特許情報Webサービス拡大策の策定 － 特許検索及び統計情報に拡大 － 特許情報Webサービス インフラ拡大

<p>請願サービス 改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築 ・ 書類ファイルの履歴照会を通じた諸証明書発給システム改善 ・ 電子出願専用サイト(特許路)の拡大 ・ オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編
<p>ホームページWeb 標準・Web接近性 適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページWeb標準・Webアクセシビリティの強化 ・ 個人情報保護のための公共I-PIN適用

2009年度には、これまで電子出願サービスを中心に運営されていた特許路を特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)に改編した。顧客は特許路Webサイトを通じて出願進行情報、登録、審判情報など使用者別のすべての特許情報をひと目で確認でき、簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識の分かち合い、ブログサービスを構築して使用者が参加して活動できるように拡大するなど、使用者の疎通活動も強化した。

また、顧客オーダーメイド型サービスの強化のために未公開情報、通知書情報、締切り期限日情報などに対するWebサービスを拡大した。Webサービス拡大による安定的なサービス提供のために主要サーバー、ミドルウェアを交替するなどインフラ拡大にも努力を傾けた。その結果として顧客は、拡大されたWebサービスを通じてより多くの特許情報を、顧客が使う内部システムに連係して活用及び加工することができるようになった。

電子文書作成機分野では、安全性、互換性及び編集機能が優秀な商用ワード基盤の特許文書作成機の開発を通じて、顧客が特許文書をより便利に作成できるようになった。そして共通出願書式(CAF)の適用により、国内出願書式からPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成の負担が大きく減少した。

一方、手数料管理では顧客の手数料納付の便宜向上のために、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料の自動納付サービスは、顧客が別途の納付行為をこななくても顧客本人の口座から特許など手数料が自動振り替え方式で引き出される方法のことである。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来すれば顧客が直接納付をしなければならぬ不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりこのような不便さが解消された。7月から施行した手数料自動納付サービスにより12月まで14,048件の30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表IV-1-10>2009年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
オーダーメイド型特許管理ポータル構築	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の特許保管箱を通じて特許関連業務の全社管理を実現 ・知識共有、ブログなど使用者参加型の空間構築
特許情報Webサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年49種から2009年181種にコンテンツ拡大 ー未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など ・サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラ拡大
商用ワード基盤電子文書作成機の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・出願書及び補正書作成の便宜向上 ・共通出願書式(CAF)適用による国内/外出願作業簡素化
特許手数料自動納付システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築 ・自動納付お知らせサービスを通じた請願人便宜向上

2010年度には、これまでソウルを中心に実施した電子請願サービス懇談会を全国に拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便な事項を直接意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)し、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、地域知識センターの地域実情に合うオーダーメイド型の教育と面談の実施と、2009年開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルを提供することにより高い関心を集めた。

<表IV-1-11> 2010年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通出願書式(CAF)の適用を通じ、一度提出した出願文書を翻訳だけすれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出できる電子出願ソフトウェア機能改善を遂行 ・ 塩基配列目録作成機の便宜機能の改善
諸証明サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸証明書発給サービスにおいてマドリード国際商標の事後指定件に対する謄・抄本交付申請の発給機能追加 ・ 諸証明書発給サービスにおいて1件単位で発給した最初出願の確認書を何件かに併合して申請することができるように改善
手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定比率をポイントで換算し現金のように使用可能な手数料マイレージ システム反映 ・ 個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業に拡大
特許路ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善 ・ 特許路の出願人コード付与申請の本人証明書類欄を新設し、案内文を追加

2011年度も電子請願サービス懇談会を持続的に実施し、地方所在の出願人・代理人の不便な事項を直接意見聴取して電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学校と協議して特許に関心のある大学生を対象に電子出願関連の教育を行い大きな反響を呼んだ。

<表IV-1-12> 2011年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

電子出願SW	・グローバル特許文書作成機の性能改善及び誤謬検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を反映して使用者の便宜を向上
諸証明書 サービス分野	・登録原簿の写本申請を出願人コード発給及び認証書発給/登録など事前登録の手続きをなくし、基本の個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発給できるように改善を遂行
手数料分野	・一部の特許手数料(年次登録料)に対しオンラインだけでなくATMで納付ができるように仮想口座サービスの構築
特許路 ホームページ	・出願件に対し審査進行状況をひと目で確認できるように、審査処理進行事項確認機能の改善遂行

ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子請願サービス高度化により、特許顧客の電子出願の満足度及び電子出願率が持続的に向上した。これに伴い、今後は顧客オーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用化のために特許情報の普及インフラ拡大及び情報提供の範囲を持続的に拡大していく予定である。

まず、既存の複雑で不便だった電子出願SW機能を統合・簡素化することにより、電子出願時の複雑な過程を単純化にし、作業速度も短縮させる予定であり、先行技術検索のための情報検索機能も共に提供する計画である。

また、安全性・互換性及び編集機能が優れた商用ワード基盤の特許文書作成機に対しては、使用者の意見を持続的に反映して使用者の便宜機能を強化する予定であり、今後グローバル活用に備えて多国語、PCT出願書式なども支援する機能を追加する計画である。さらに、手数料納付の便宜向上のために外貨仮想口座サービスを構築し、最多出願・最多登録の特許顧客のための特許マイレージ サービス制度なども持続的に改善していく計画である。

2. ホームページ(特許路)を通じた電子出願サービスの支援

情報企画局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は特許手続きや電子出願S/W(ソフトウェア)使用法が不慣れな個人出願人などのために、特許庁ホームページ(特許路)を通じオンラインで出願できる新しい概念の電子出願サービス(Web出願サービス)を2005年から提供している。

既存の電子出願のために提供されたS/W(ソフトウェア)は、書式作成機(KEAPS)、電子文書作成機、添付書類入力機、通知書閲覧機など6種類で、小規模出願をする個人出願人などの初心者が専門的に利用するには多少難しいところがあった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁Web出願サービスは、2005年11月から商標に対するサービスを提供し始め、2007年11月に特許・実用新案・デザイン出願及び各種中間書類まで拡大し、2008年12月には登録及び審判書類までサービスを行い、現在は、大部分の特許関連書類はホームページを通じて作成し提出できるようになった。このようなWeb出願サービスは、次のようないくつかの便宜機能を提供している。

第一、特許出願書など作成したい書類を手続き別の書式目録から簡単に探せるようにし、提出した書類の結果に関する照会画面や本人の特許情報画面でも後続作業が可能な書式目録を提供して、便利な書式選択及び作成を助ける。

第二、作成したい書式に、姓名、住所、出願番号など本人に係わる共通の記載事項は自動に入力されるようにし、残り必要な記載事項だけを簡単に作成する。

第三、作成した書式に対しては、記載事項の誤謬や重複提出の可否などを自動検証

できる機能を提供し、出願過程での失敗を減らす。

2009年度には電子請願ホームページを、特許情報を総合的に管理するポータル(www.patent.go.kr)として改編した。これを通じて出願人は、出願の進行情報、登録、審判情報などすべての特許情報を一目で確認することができるようになり、簡単かつ便利に自分の特許を管理することができるようになった。これと共に、知識分かち合い、ブログ サービスなども実現し、特許庁と出願人との疎通も強化した。

また、電子出願S/W(ソフトウェア)の場合、PCT書式の国語作成機能、提出文書の検証機能など36件の機能改善を行い、改正された手数料の徴収規則も反映し使用者の便宜を図り、電子文書作成機の最終原本のダウンロード機能、XML変換機能、出願書作成ガイドなど10件を改善した。

ハ．評価及び発展方向

ホームページ(特許路)を利用したWeb出願件数は、2005年にサービスが始まって以来着実に増加し、2008年末には1万件余りに達したが、その以後からは商用ワード基盤の電子文書作成機の普及、電子出願SW(ソフトウェア)の改善努力により順次に減っている。

<表IV-1-13> ホームページ(特許路)を通じたWeb出願の状況(2005.11～2011.12)

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
出願件数	476件	4,618件	5,743件	10,147件	7,169件	2,258件	3,978件

これまでWeb出願サービスを利用する大部分の顧客は、特許関連手続きに不慣れで小規模出願をする個人出願人や中小企業などと把握されている。

しかし、このようなサービスは顧客のPC環境に束縛されず、どこでもオンライン

で利用できるメリットがあるため持続的に発展させる必要がある。既存のWeb出願システムの不便事項を補完するなどWeb画面を単一化し、問答式出願ウィザードの提供など出願人の便宜さを大幅に改善したWEB基盤Easy出願システムを構築し、顧客が必要とするオーダーメイド型サービス環境を持続的に支援する計画である。

Web出願サービスは、「特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr) →特許路(オンライン特許出願)」、または「特許路(www.patent.go.kr)」サイトにアクセスして利用することができる。

3. 顧客指向型特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営

情報企画局 情報管理課 放送通信事務官 ユン・ビョンス

イ. 推進背景及び概要

特許制度は、国が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開し、技術発展を促進することにより、産業発展に貢献するための制度である。これに伴い、米国、日本、ヨーロッパなど先進特許庁は、自国の技術保護及び技術活用増大のため特許情報の普及に努めてきている。韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報検索サービス(KIPRIS: Korea Intellectual Property Rights Information Service)を通じて国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。

ロ. 推進内容及び成果

1)特許情報の普及促進

特許庁は、特許情報の活用拡大に重点を置いた多様な政策を持続的に広げている。2006年から中小企業や研究機関などのホームページに、KIPRIS検索窓の生成ができる「訪問特許検索サービス」を実施した。2008年には9箇所の子な大学図書館でも特許

検索が可能となり、一般大学生らに近づく契機となった。2010年からは企業、研究機関、情報事業者などが、特許庁が保有する特許情報データベースを自分の情報サービスに連携し、共同活用できる「開放型知的財産権情報共有システム(KIPRISPlus)」の示範サービスを行い、民間の特許情報市場の活性化に寄与している。

2)検索及び照会情報の拡大

KIPRISで提供する情報は、初期は国内特許だけであったが、2002年に商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文抄録(2003年)を始め、2006年からは海外特許専門(全文、full text)サービスを実施している。海外特許に対する継続的なサービス提供の努力により、2008年中国、2009年英国、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索も可能になった。2011年には特許庁ホームページを通じてのみ提供していたインターネット技術公示検索サービスを提供するなど、サービス範囲を持続的に拡大している。

3)普及及び使用方法の改善

このようなデータの規模拡大とともに、利用者の便宜を考慮した政策及びコンテンツ開発を持続的に推進した。会員加入及びログインなしで自由に検索することができるようにし(2006年)、言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供(2007年)し始めた。発行された公報をKIPRISで提供するための所要期間も着実に短縮して2005年3日で2日、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年にはKIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同一に提供し、2010年には利用者の検索便宜を高めるため、関心のある特許情報を自動検索し、その結果を提供するオーダーメイド型特許サービスを実施している。

4)これまでの成果

このような特許情報の活用拡散政策によりKIPRISの利用量も毎年大幅に増加した。

KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べてみると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初めて年間検索回数1,000万回を越え、11年には4,058万回(KIPRISPlus検索含む)に達した。特許情報の普及により、国と産業界が進むべき産業発展の方向指針を提供し、研究開発の重複を未然に防止できる道具としての比重と重要度が日増しに増加することによって、KIPRISの利用者も持続的に増加すると期待している。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は、2010年からKIPRISデータベースを活用したスマートフォン用「特許検索」アプリ サービスを提供し始め、2012年にはモバイル用Webサイトを構築する計画である。また、初心者、脆弱階層など多様な利用者のために検索機能を改善し検索時の不便さを最小化する安定したシステムの運営と、多様な請願処理サービスを提供する予定である。

特許庁は一般国民が知的財産権の情報を迅速かつ正確、簡単で便利に利用することができるように顧客の声に耳を傾けている。これを基盤に持続的に充実した高品質サービスを提供するために最善の努力を尽くしている。

<表Ⅳ-1-14>年度別特許情報検索サービス(KIPRIS)の使用者状況

(2011年12月現在)

区 分	～2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
KIPRIS 使用者 登録状況 (入、新規 加入者)	大企業	10,919	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480	926	221	253	235	360	318
	中小企業	23,900	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594	905	886	1,059	830	872
	弁理士	760	372	400	315	308	68	16	10	17	56	58	21
	研究所	3,812	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473	1,119	430	410	506	388	412
	個人	70,034	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095	7,863	3,052	2,018	2,268	2,243	2,190
	その他	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953	6,295	7,260	6,998	1,889	5,690
	合計	119,874	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471	10,913	10,844	11,122	5,768	9,503
検索回数 (千回)	期間別 (増加率)	879	2,033	5,514	6,858	9,242	13,049	16,107	18,699	23,785	27,675	27,361	
		-	(131.4%)	(171.2%)	(24.4%)	(34.8%)	(41.2%)	(23.4%)	(16.1%)	(27.2%)	(16.4%)	(-1.1%)	
KIPRIS Plus 検索回数 (千回)	期間別 (増加率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,729	13,216	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(71.0%)	
ホームペー ジ訪問 回数 (千回)	期間別 (増加率)	1,601	3,279	3,765	4,104	4,220	4,429	7,808	11,214	15,914	13,863	15,594	16,914
		-	(104.8%)	(14.8%)	(9.0%)	(2.8%)	(4.9%)	(76.3%)	(43.6%)	(41.9%)	(-13%)	(12.5%)	(8.5%)

4. 知的財産権判例情報の統合検索サイト構築

情報企画局 情報企画課 行政事務官 キム・ジョンジャ

イ. 推進背景及び概要

韓国国内の先端産業発展により主力輸出品目に対する先進国の特許攻勢が急増しているが、特許専門担当部署がない多数企業らは、紛争に対する情報不足により国際特許紛争に対し適切に対応できなくなっているのが現状である。

これにより特許庁では、韓国企業の進出が活発なIP5(米国、日本、ヨーロッパ、韓国、中国)の判例の中で、紛争発生頻度が高い技術分野の判例を1ヶ所で簡単に探すことができるように、知的財産権紛争判例情報の統合検索システムを構築して検索サービスを提供し、韓国企業らの知的財産権に係わる紛争業務を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産権の判例情報DB構築事業は、2009年から11年までの国内判例4,762件と特許主要国IP5の紛争判例6,238件で、計11,000件の国内外の知的財産権紛争判例DBを構築した。特に、2011年には海外判例DB構築の権利範囲を商標、デザインに拡大し、海外特許の侵害訴訟判例情報も構築範囲に含めた。また、これと共に特許判例DB構築の技術分野を、韓国判例の場合は、WIPO分類技術分野の21分野から全分野の32個に拡大し、海外判例の場合は、6大技術分野から紛争発生が頻繁な技術分野の21分野に拡大した。

<図IV-1-1>判例DBの構築状況



また、構築された知的財産権紛争判例情報DBを基盤に、韓国企業らの海外判例に対する理解及び検索を支援するため、事件の題名、当事者など書誌情報と法律争点、判断要旨などを韓国語で作成して判例原文と共にONE-STOP知的財産権判例情報の総合検索サービスを提供している。付加的に上下級審判決文、引用判例、関連の知的財産権、関連の法令情報などを視角化した判例マップをサービスしている。

その他にも、法律争点別、産業技術別、国際分類別(IPC、ニース、ロカルノ)検索など多様な検索機能を提供し、類義語検索、韓国語、日本語、英語に対する交差言語検索機能³⁶国際特許紛争用語辞典、法律用語辞典などと連係したポップアップ辞典機

³⁶ 交差言語検索機能とは、検索語の言語と検索対象の文書に使われた言語が異なる場合に使用する方式で、韓国語の検索語を入力しても、英語、日本語などの外国語文書の検索が可能な機能

能など付加サービス機能を支援する。また、国内外紛争ニュースを提供して終結した紛争だけでなく現在進行中の紛争に対する情報も提供している。

ウ. 評価及び発展方向

知的財産権判例情報の統合サービスは、韓国企業の知的財産権紛争に対する情報接近性を向上させ、国際知的財産権の紛争予防及び紛争での訴訟戦略の策定など対応能力の強化に役に立つと予想される。また、言語的制約及び費用的負担が大きい海外判例を韓国語で提供し、韓国企業の費用節減にも一助となると予想される。

今後、特許庁は相対的に保有規模が低い中国、ヨーロッパ連合(EU)の知的財産権の判例を積極的に補強する計画である。

第2章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成

第1節 知的財産専門人材の養成

1. 知的財産権に強い大学(院)人材の養成

イ. 大学(院)の知的財産講座

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ネハン

1) 推進背景及び概要

基盤特許、お金になる特許の創出は研究者の創意的な能力だけでなく、特許に対する事前調査を通じた特許戦略の確立により成否が左右される。ますます増加している韓国国内の企業に対する海外の先進企業と特許パテントロールの特許訴訟も、特許の事前調査と適切な特許戦略の確立で最小化することができる。したがって該当技術分野の専門知識と特許活用能力を兼ね備えた研究者と特許専門担当人材の養成が必要な状況である。

これに伴い2006年から本格的に工学及び自然科学系列の大学(院)生のために特許教育を実施し、2010年には、将来有望の知的財産権創出分野の医薬、経営、デザイン系列まで知的財産教育を拡大して実施し、2011年には、大学の自律的な知的財産教育の基盤構築のために知的財産教育の先導大学選定を行うなど事業基盤を構築した。

2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育活性化のために理工系及び医薬、デザイン系列大学(院)だけでなく経営大学まで知的財産の科目を正規課程として開設し、知的財産に対する学生たちの関心を高め、特許など知的財産制度の全般に対する講義とともに、特許検索

及び明細書作成などの実習も実施した。

2011年大学の知的財産正規課程は、51大学で162講座を開設し8,639人が受講した。大学院は22大学院で45講座を開設し1,123人が受講した。全体の受講生は9,762人で、2010年の受講生8,316人対し1,446人が増加した。

一方、大学の講座当たり学生数は、2010年の54.4人から53.3人に減少、大学院は、2010年の30.1人から25.0人に減少となり、実習中心の講義に適合した講義の環境が若干改善された。

<表IV-2-1>大学の知的財産教育支援の状況

区 分	大学				大学院			
	2008	2009	2010	2011	2008	2009	2010	2011
大学数	40	46	49	51	6	10	13	22
講座数	93	111	138	162	15	20	27	45
講座履修学生数	4,775	6,295	7,502	8,639	506	660	814	1,123
1講座当たり学生数	51.3	56.7	54.4	53.3	33.7	33.0	30.1	25.0

2010年度に示範的に推進した医薬、デザイン系列大学(院)の知的財産教育の場合、2011年度には、医薬系列は4大学の7講座で77人が受講、デザイン系列は11大学の17個講座で645人が受講し、知的財産権の教育に対する関心が高いことが分かった。

基盤特許創出のため理工系学生の能力向上のために、大学院及び理工系学部用教材の「理工系のための特許の理解(2)」を開発し、デザイン系列のための「デザイン教材及びデザイン-知的財産教材用事例集」を出版した。

3)評価及び発展方向

大学(院)の特許講座は、2006年から本格的に実施され量的に持続的な成長を続けている。学部講座は、2006年44講座、2011年162講座で3.7倍増加、大学院講座は、2006年2講座、2011年45講座で22.5倍増加した。

これからは教養課程の授業または理論中心の基本的な内容から一步進んだ、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、デザイン権公募展と連係した実務中心の実習型教育を強化し、多様な教育課程に対する学生たちの要求と実務的人材を必要とする企業の要求に合わせる必要がある。また、大学の自律的な知的財産教育を誘導するために、知的財産専門担当の教授採用を支援し、工学認証プログラムに特許科目を取り入れるように推奨する計画である。

<表IV-2-2>2011年大学講座開設運営の支援状況

NO.	大学名	所属学科	講座名
1	江陵原州大学	産業情報経営工学部	科学技術と知的財産
2	江陵原州大学	機械自動車工学部	科学技術と知的財産
3	江原大学	コンピュータ情報通信工学	発明学概論1
4	江原大学	コンピュータ情報通信工学	発明学概論2
5	江原大学	コンピュータ情報通信工学	発明学概論
6	江原大学	コンピュータ情報通信工学	発明学概論
7	江原大学	自動車工学科	器具メカニズム
8	江原大学	自動車工学科	油圧システム設計
9	建陽大学	製薬工学科	発明と特許
10	建陽大学	コンピュータ学科	発明と特許
11	建陽大学	機械工学科	発明と特許
12	建陽大学	製薬工学科	発明と特許

13	慶尚大学	生命化学工学科	知的財産権概論
14	慶尚大学	生物産業機械工学科	知的財産権創出論
15	慶熙大学	機械工学科	特許と知的財産権A
16	慶熙大学	機械工学科	特許と知的財産権B
17	慶熙大学	産業デザイン科	デザイン戦略と保護政策
18	慶熙大学	機械工学科	特許と知的財産権A
19	慶熙大学	機械工学科	特許と知的財産権B
20	高麗大学	産業経営工学科	技術経営及び戦略
21	高麗大学	産業経営工学科	知的経営論
22	高麗大学	産業経営工学科	技術経営及び戦略
23	高麗大学	産業情報デザイン学科	デザイン知的財産権
24	公州大学	新素材工学科	文献収集及び特許設計
25	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許A
26	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許A
27	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許A (夏学期)
28	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許A (夏学期)
29	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許
30	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許
31	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許
32	公州大学	機械自動車工学部	機械工学研究
33	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許
34	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許
35	公州大学	化学工学部	エネルギー工学
36	光州保健大学	メガネ光学科	創業と知的財産
37	国民大学	電子工学部	司祭同行セミナー
38	国民大学	電子工学部	司祭同行セミナー

39	国民大学	経営情報学部	知的財産権
40	金鳥工科大学教	機械工学科	発明特許概論
41	檀国大学	コンピュータ科学科	ソフトウェアシステム開発
42	大邱大学	電子工学部	科学技術と知的財産
43	大田大学	IT経営工学科	創意的設計
44	大真大学	コンピュータ応用機械設計工学科	発明と特許
45	大真大学	コンピュータ応用機械設計工学科	発明と特許
46	東国大学	情報通信工学科	技術創造と特許
47	東国大学	情報通信工学科	技術創造と特許
48	東国大学	情報通信工学部	工学法制
49	東西大学	産業デザイン学科	プロダクトデザイン3
50	東西大学	エネルギー生命工学部	発明と特許
51	東西大学	エネルギー生命工学部	創意工学設計
52	東西大学	応用生命工学部	発明と特許
53	東西大学	応用生命工学部	創意的工学設計
54	東西大学	応用生命工学部	特許学概論
55	牧園大学	テクノ科学大学	特許と法令
56	牧園大学	テクノ科学大学	特許と法令
57	釜慶大学	海洋工学科	発明と特許
58	釜慶大学	海洋工学科	発明と特許
59	釜慶大学	デザイン学科	デザインと知的財産
60	祥明大学	著作権保護学科	特許法
61	祥明大学	著作権保護学科	産業財産権
62	ソウル科学技術大 学	新素材工学科	科学技術と知的財産権
63	ソウル大学	材料工学部	特許と技術移転

64	ソウル女子大学	産業デザイン学科	芸術創作物と 知的財産権
65	ソウル女子大学	コンピュータ通信マルチメディア	知的財産権法
66	ソウル女子大学	コンピュータ通信マルチメディア	知的財産権法
67	ソウル女子大学	産業デザイン学科	芸術創作物 果 枝式財産権
68	ソウル女子大学	コンピュータ通信マルチメディア	知的財産権法
69	ソウル女子大学	コンピュータ通信マルチメディア	知的財産権法
70	世明大学	バイオ環境工学科	特許と環境新技術
71	淑明女子大学	法学部	インターネットと法
72	淑明女子大学	法学部	知的財産権1
73	淑明女子大学	法学部	知的財産権2
74	崇実大学	法学科	知識財産の理解
75	崇実大学	コンピュータ学科	創意性開発及び特許
76	崇実大学	法学科	知的財産の理解
77	亜洲大学	建築工学部	建築工学総合設計 及び実習
78	亜洲大学	エネルギーシステム工学部	発明と特許
79	亜洲大学	エネルギーシステム工学部	発明と特許
80	亜洲大学	産業工学科	知的財産論
81	亜洲大学	エネルギーシステム学部	発明と特許
82	亜洲大学	エネルギーシステム学部	発明と特許
83	安山大学	インターネット商取引科	知的財産と特許
84	安山大学	インターネット商取引科	知的財産と特許
85	安山大学	インターネット商取引科	知識財産と特許
86	嶺南大学	コンピュータ工学科	データ通信1

87	嶺南大学	コンピュータ工学科	データ通信1
88	霊山大学	室内環境デザイン学科	室内デザインスタジオ
89	霊山大学	室内環境デザイン学科	室内デザインスタジオ
90	圓光大学	その他学科	科学技術と知的財産
91	圓光大学	その他学科	知的財産権基礎
92	圓光大学	その他学科	科学技術と知的財産
93	圓光大学	その他学科	知的財産権基礎
94	梨花女子大学	科学技術連係専攻	知的財産権管理
95	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知的財産1
96	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知的財産2
97	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産3
98	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産4
99	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産5
100	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産6
101	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産7
102	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産8
103	仁荷大学	土木工学科	創意積功学説界(TRIZ)
104	仁荷大学	物理学科	科学技術と知識財産
105	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
106	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
107	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
108	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
109	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
110	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
111	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
112	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産

113	仁荷大学	工学教育革新センター	創造的な思考訓練
114	仁荷大学	工学教育革新センター	創造的な思考訓練
115	仁荷大学	生命工学	創意的生命工学設計
116	仁荷大学	機械工学	創意的工学設計
117	仁荷大学	機械工学	創意的工学設計
118	仁荷大学	新素材工学部	創意的な新素材工学設計
119	仁荷大学	新素材工学部	創意的な新素材工学設計
120	仁荷大学	工学教育革新センター	創造的な思考訓練
121	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産1
122	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産2
123	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産1
124	全南大学	化学工学科	科学技術と知的財産
125	全南大学	土木工学科	科学技術と知的財産
126	全南大学	土木工学科	科学技術と知的財産
127	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産1
128	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産2
129	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産2
130	全南大学	化学工学科	科学技術と知的財産
131	全南大学	土木工学科	科学技術と知的財産
132	全北大学	機械設計工学部	知的財産権と技術移転
133	全北大学	機械設計工学部	知的財産権と技術移転
134	全州大学	生産デザイン工学科	製造工程管理
135	全州大学	生産デザイン工学科	製造情報システム
136	済州大学	生物産業学部	科学技術と知的財産
137	済州大学	衣類学科	デザインと知的財産
138	済州大学	生物産業学部	発明と特許

139	済州大学	電子工学科	半導体工学
140	中央大学	産業デザイン学科	デザイン プロジェクト経営 論
141	清州大学	工芸デザイン	陶磁造形
142	忠南大学	医薬バイオ人材養成センター	医薬バイオ特許法
143	忠南大学	医薬バイオ人材養成センター	医薬バイオ特許法
144	忠北大学	電子情報大学	特許と商標
145	忠北大学	コンピュータ工学科	コンピュータ工学設計課題
146	KAIST	知的財産専攻	知的財産の理解
147	KAIST	知的財産副専攻プログラム	知的財産の理解
148	韓国技術教育大学	電子工学科	一般物理学及び実験
149	韓国外国語大学	産業経営工学科	技術経営戦略
150	韓国海洋大学	電子通信工学科	科学技術史
151	韓東大学	電算電子工学部	キャップストーン設計1
152	Hanbat大学	電波工学科	知的財産権
153	Hanbat大学	情報通信工学科	知的財産権
154	Hanbat大学	電波工学科	知的財産権
155	漢陽大学	法学専門大学院	知的財産権法
156	漢陽大学	学部大学	特許法の理解
157	漢陽大学	法学専門大学院	知的財産権法
158	漢陽大学	学部大学	特許法の理解
159	湖西大学	産学協力団	ベンチャー紙植栽山の創出 戦略
160	湖西大学	産学協力団	ベンチャー知的財産の活用
161	湖西大学	工学教育革新センター	特許法と工学技術
162	湖西大学	産学協力団知的財産経営室	ベンチャー知的財産の創出

		戦略
--	--	----

＜表IV－2－3＞2011年大学院講座開設運営の支援状況

NO.	大学名	所属学科	講座名
1	慶尚大学	生物産業機械工学科	知的財産権実務特論
2	高麗大学	産業経営工学科	特許と情報分析1
3	高麗大学	産業経営工学科	特許と情報分析2＜IP基本過程＞
4	光州科学技術院	新素材工学科	特許概論＜IP基本過程＞
5	東国大学	機械工学科	特許と情報分析＜IP基本過程＞
6	東西大学	産業デザイン学科	デザインマネジメント
7	釜慶大学	海洋工学科	海洋知的財産管理
8	釜慶大学	IT融合応用工学科	分散運営体系特論
9	釜慶大学	海洋工学科	専攻特許マップ作成＜IP基本過程＞
10	釜慶大学	IT融合応用工学科	デジタル著作権管理システム＜IP基本過程＞
11	ソウル大学	材料工学部	特許と情報分析
12	ソウル大学	材料工学部	研究者のための技術管理と事業化
13	ソウル大学	材料工学部	特許と情報分析＜IP基本過程＞
14	ソウル大学	材料工学部	研究者のための技術管理と事業化
15	ソウル市立大学	化学工学科	発明と特許
16	成均館大学	衣装学科	衣類生産管理現場研究

17	成均館大学	デザイン学科	デザイン知的財産権
18	成均館大学	衣装学科	衣類生産管理現場研究
19	崇実大学	情報通信工学科	特許と情報分析
20	亜洲大学	産業工学科	特許と情報分析
21	亜洲大学	エネルギーシステム 学部	特許と情報分析<IP基本過程>
22	亜洲大学	分子科学技術学科	新薬開発と知的財産権
23	延世大学	コンピュータ科学科	特許と情報分析
24	延世大学	コンピュータ科学科	特許と情報分析<IP基本過程>
25	延世大学	生活デザイン学科	デザイン経営戦略研究
26	蔚山大学	医学科	生命工学科医療分野の知的財産権
27	仁荷大学	土木工学科	特許情報検索と明細書作成
28	仁荷大学	土木工学科	特許情報検索と明細書作成<IP基本 過程>
29	全南大学	化学工学科	技術情報と特許戦略
30	忠南大学	医薬バイオ 人材養成センター	医薬バイオ特許法特論
31	忠南大学	医薬バイオ人材養成 センター	医薬バイオ特許法
32	浦項工科大学	技術経営大学院	知的財産権<IP基本過程>
33	KAIST	知的財産副専攻プロ グラム	特許分析と発明出願A班
34	KAIST	知的財産	特許分析と発明出願B班

		副専攻プログラム	
35	KAIST	知的財産副専攻プログラム	特許分析と発明出願A班
36	KAIST	知的財産副専攻プログラム	特許分析と発明出願B班
37	KAIST	テクノ経営大学院	知的財産経営
38	漢陽大学	応用電子工学部	特許と情報分析A
39	漢陽大学	応用電子工学部	特許と情報分析B
40	漢陽大学	応用電子工学部	特許と情報分析A
41	漢陽大学	応用電子工学部	特許と情報分析B
42	漢陽大学	電子電気制御計測工学科	特許と情報分析
43	漢陽大学	コンピュータ工学科	特許と情報分析
44	弘益大学	化学工学科	特許と情報分析
45	弘益大学	デザイン経営	デザインと知的財産

ロ. 大学創意発明大会の開催

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ヨンシン

1) 推進背景及び概要

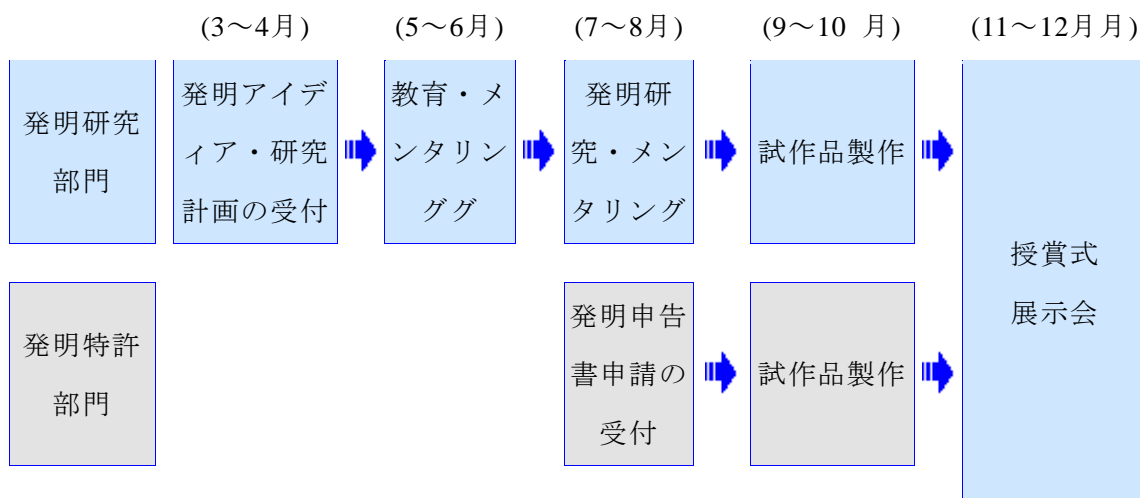
知財戦争に勝つためには、特定分野に対する工学的知識を整え、創造力と知的財産に対する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を土台に、技術課題に対し創意的な解決策を講じる過程と、知的財産と連係した研究計画の策定及び発明の事業化などR&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材と

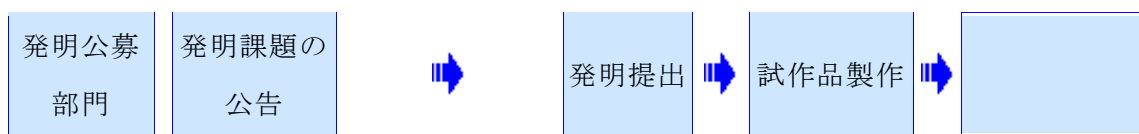
しての能力を育てることができるはずだ。

このような認識の下に、知的財産に強い創意的な発明人材を養成して大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のために「2011大学創意発明大会」を開催した。2002年から続いた学部生徒及び発明サークル中心の「全国大学発明大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展させ統合し、2010年から「大学創意発明大会」として運営されている。

2011年の大会では、大学生が発明アイデアを発明提案書で提出した後、教育と研究を経て発明として完成させ、発明内容を特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明研究部門」と、卒業作品または、論文などの研究成果を特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明特許部門」など、既存の2部門の他にも企業で必要とする発明と技術課題に対し大学生らが特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明公募部門」が新設され、3部門で進行した。そして大会波及力の拡大と成功的な開催のために、韓国科学技術団体総連合会、韓国科学創意財団と大会を共同で主催し、大韓機械学会など7の工学専門学会及び韓国ベンチャー企業協会が後援機関として参加、ヒュロメレス（株）が発明公募部門において協賛企業として参加した

<図IV-2-1>大会の主要進行日程及びプロセス





<図IV-2-2>大会の審査プロセス及び基準

	1次審査	2次審査	3次審査 (統合審査)
発明研究部門	<ul style="list-style-type: none"> - 3技術分野別審査 - 基礎的要件審査 	<ul style="list-style-type: none"> - 3技術分野別審査 	<ul style="list-style-type: none"> - 発明研究・発明特許部門の統合審査 - 部門別順位名簿及び部門・分野別順位名簿作成
	<ul style="list-style-type: none"> - 学会推薦教授 - 弁理士 	<ul style="list-style-type: none"> - 1次審査委員と同一審査委員で構成 	<ul style="list-style-type: none"> - 学会・特許庁・産業界推薦審査官構成
	<ul style="list-style-type: none"> - 発明提案書評価 - 教育大賞選定 	<ul style="list-style-type: none"> - 修正提案書評価 - 発明研究費支給対象選定 	<ul style="list-style-type: none"> - 書面・試作品・発表審査 - 発明研究部門の先行技術調査結果を審査に反映
発明特許部門	<ul style="list-style-type: none"> - 3個技術分野別基礎的要件審査 	<ul style="list-style-type: none"> - 技術分野別に構成 	<ul style="list-style-type: none"> - 統合審査委員会で最終賞格及び受賞者決定
	<ul style="list-style-type: none"> - 弁理士 	<ul style="list-style-type: none"> - 学会・弁理士・産業界推薦審査委構成 	
	<ul style="list-style-type: none"> - 先行技術調査 	<ul style="list-style-type: none"> - 試作品製作支援対象選定 	
発明公募部門	<ul style="list-style-type: none"> - 基礎的要件審査 	<ul style="list-style-type: none"> - 発明課題別に構成 	<ul style="list-style-type: none"> - 発表・試作品審査
	<ul style="list-style-type: none"> - 弁理士 	<ul style="list-style-type: none"> - 参加企業推薦審査委員 	<ul style="list-style-type: none"> - 参加企業推薦審査委員 - 特許審査官

		－弁理士	
	－先行技術調査	－試作品製作支援対象 選定	－最優秀賞、優秀賞決定 －最優秀賞は自動的に対象 候補として推薦

<表IV-2-4>2011年大学創意発明大会の授賞内訳

区 分		発明研究部門	発明特許部門	発明公募部門
優秀 発明	大賞(国務総理)	1チーム(700万ウォン)		
	特別賞(WIPO総長)	1チーム(600万ウォン)		
	最優秀賞 (教育科学部長官、知識 経済部長官)	5チーム(各500万ウォン) (教育科学部長官2、 知識経済部長官3)	1チーム (各500万ウォン) (知識経済部長官)	
	優秀賞(特許庁長)	4チーム (各300万ウォン)	4チーム (各300万ウォン)	4チーム (各300万ウォン) (Hurom社 社長)
	奨励賞(学会長13、 ベンチャー企業協会 会長1)	8チーム (各100万ウォン)	6チーム (各100万ウォン)	
	小計	34チーム(計9,300万ウォン)		
指導 教授	指導教授賞(科学技術団 体総連合会会長)	8人(各200万ウォン)		
団体	最優秀発明サークル賞 (科学創意財団理事長)	1個(300万ウォン)		
	優秀発明サークル賞 (科学創意財団理事長)	2個(各200万ウォン)		
	発明サークル奨励賞 (韓国発明振興会長)	7個(各100万ウォン)		

	小計	10個(計1,400万ウォン)
	計	52件(計12,300万ウォン)

大会の受賞者には大賞は国際発明展の出品支援を、優秀作品は特許出願費用、技術移転、事業化などを支援する。そして大会を通じて発生した知的財産権は、発明研究部門と発明特許部門の発明者は大学に移転することになるが、大学で権利を行使する場合には、職務発明に準ずる補償をすることを原則とし、一方が同意しない場合は発明者の所有とした。発明公募部門の場合は発明者が知的財産権を所有し、協賛企業は知的財産権実施に対する優先交渉権を持つことになる。

2)推進内容及び成果

2011年大会は、計122大学から2,360件が出品され、申請件数を基準に前年の実績と比較すると19%増加した。優秀発明33件を選定して授賞したが、大賞は「PC基盤視野自己診断システム」を出品した浦項工科大学の李・ペクヒ・李・ジヒョンチームが受賞した。団体では、最優秀発明サークル賞を成均館大学校発明サークル「奇想天外」が、2010年に続き2011年にも受賞する栄誉に授かった。

<表IV-2-5>大学創意発明大会の出品状況

区分	2009年	2010年	2011年			
			発明研究	発明特許	発明公募	計
申請件数	967	1,990	1,431	741	188	2,360
参加大学	85	120	95	76	44	122

<表IV-2-6>2011年大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況

賞格	出品名	氏名	学校	氏名	学校	氏名	学校
----	-----	----	----	----	----	----	----

大賞	PC 基盤視野自己診断システム	李・ペクヒ	浦項工科大学校	李・ジヒョン	浦項工科大学校		
WIPO 賞	アップル ワーム ゲーム (空間知覚能力向上のためのパイプ 繋ぎ型 3D パズル)	キム・ヒョンシク	成均館大学校	パク・ヒヨジン	同徳女子大学校	イム・ジョンミン	成均館大学校
最優秀賞 (教育科学部)	伝導性クリック ボタンを利用したタッチスクリーン入力装置	ファン・ソングジェ	韓国科学技術院				
	分散形式の魚餌の自動供給装置	イ・ヒョンソン	水原大学校	イ・インソン	成均館大学校	ユ・フアロン	成均館大学校
最優秀賞 (知識経済部)	内部回路とソケット間の連結可能な構造を持つ LED ソケット	ソン・ヒョクジン	東義科学大学				
	視覚障害者のための点字温度表示の鍋取っ手	イム・デホ	嶺南大学校				
	Stand Card	李・スン	慶北大学校	キム・キュテ	大邱カトリック大学校		
	分散型雨水リサイクルのための道路の境界石構造及び貯水装置	パク・ビョンチャン	ソウル大学校	パク・ビョンフン	韓国科学技術院		
優秀賞 (特許庁長)	連結可能な洗濯ピンセット	イ・スンチョル	済州大学校	李・ユナ	済州大学校		
	脱付着が可能な蛍光灯ソケット	パク・ヒョンジン	韓南大学校	キム・チャン	韓南大学校	パク・ヒグオン	韓南大学校
	フレキシブル パイプとウォームギアを活用したビニールハウス	ジュ・ジェクアン	崇実大学校	イ・ヒョンソク	崇実大学校	パク・スルギ	崇実大学校
優秀賞 (特許庁長)	自転車に脱着可能な保管箱装置	ペ・ヘリム	永同大学校				
	後面キーボード入力スマートフォン	李・ウイヒョン	暎園大学校				
	温度で遺伝子発現を調節できるシステムの開発	パク・ドンヨム	忠南大学校	ユン・ジュファン	忠南大学校		
	多機能ボラード	チェ・ジェサン	祥明大学校	イ・ヨンテク	祥明大学校		
	温度により変わる温灸器	イ・ジンヨン	ヨンドン大学校				
優秀賞 (Hurom 社)	選択的加熱とトゥギマツチュムを通した加熱体固定 (苦情) 及び重さ測定節電型電気レンジ	パク・ジェヒョン	全南大学校	チョン・ホソン	全南大学校		
	創意的な誘引道具製作	チョン・スンヨプ	慶北大学校	シン・ギヨンソプ	慶北大学校	キム・ジンテク	慶北大学校
	食卓ベッド	イ・ソ	慶北	コン・	慶北	キム・	慶北

		ンウン	大学校	ジュン ソン	大学校	ヒョン テ	大学校
	エスカレーター型循環 型粉砕機	チェ・ ウォン ソク	Hanbat 大学校	パク・ サンホ	Hanbat 大学校	チョ・ テヒョ ン	巫州 大学校
奨励賞 (大韓機 械学会)	自転車安全運搬道具	キム・ ケリ	崇実 大学校	チャ ン・チ ウン	崇実 大学校	ソン・ ミスク	崇実 大学校
奨励賞 (大韓機 械学会)	on/off が便利なマイク	ソン・ ボソク	成均館 大学校	ナム・ ウンミ	成均館 大学校		
奨励賞 (大韓機 械学会)	調節ねじを利用した幅 調節椅子	キム・ ヒョン ジ	慶尚 大学校	キム・ ウジヨ ン	慶尚 大学校		
奨励賞 (大韓機 械学会)	折り畳み式泡立て器	キム・ ドンヒ ョン	慶尚 大学校	パク・ ヨンウ ン	慶尚 大学校	ファ ン・ジ ンウ	慶尚 大学校
奨励賞 (大韓機 械学会)	固定型下敷台	ヨ・イ ンヒョ ク	ソウル科 学技術 大学校	チェ・ ドンハ ク	ソウル科 学技術 大学校	カン・ ソンフ ン	ソウル科 学技術 大学校
奨励賞 (大韓電 気学会)	Smart Projector	カン・ ギョン シク	朝鮮 大学校	キム・ ビョン ジェ	全南 大学校	シン・ チョル ギユ	朝鮮 大学校
奨励賞 (大韓電 気学会)	使用者最適化グリップ マウス	キム・ チョン ヒュ	韓国科学 技術院	キム・ ヒジヨ ン	韓国科学 技術院		
奨励賞 (大韓金 属材料 学会)	スマート素子(エネルギー 変換素子)を利用した 工作機械スピンドルベ アリングの新概念可変 予圧装置	キム・ ドンヒ ョン	昌原 大学校	チャ・ ナヒョ ン	昌原 大学校		
奨励賞 (大韓電 子工学 会)	統合胸部圧迫及び除細 動システム	李・イ ンゴン	ソウル 科学技術 大学校	キム・ ドンフ アン	ソウル 科学技術 大学校	ソ・サ ンヨブ	ソウル科 学技術 大学校
奨励賞 (大韓電 子工学 会)	能動的に変わる携帯電 話振動の動き	李・ジ ョンピ ョ	延世 大学校	ハン・ ヨンソ ク	延世 大学校	ヤン・ ジンホ	延世 大学校
奨励賞 (大韓化 学工学 会)	Real Anti タール火災防 止タバコ パイプ	パン・ サンユ ン	崇実 大学校	パク・ ボジヨ ン	崇実 大学校		
奨励賞 (大韓 化学会)	洗濯機内蔵型液体洗剤 保存及び投入装置	チョ ン・リ ム	昌原 大学校	クア ク・ド ンフン	昌原 大学校	イ・イ ンホ	昌原 大学校
奨励賞 (生化学 分子 生物学 会)	カンに入っているハム を簡単に取り出すため のカンの底の部分の改 善	キム・ インチ ョル	仁荷 大学校	キム・ ミンジ ョン	仁荷 大学校	李・ミ ンソン	仁荷 大学校
奨励賞 (ベンチ ャー企 業)	アイコン生成方法 (Method for generating Icon)	パク・ ジョン ヒョン	崇実 大学校	キム・ ヨンス	弘益 大学校		

業協会 長)							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

＜表IV-2-7＞2011年大学創意発明大会の団体受賞者状況

賞格	学校名	サークル名
最優秀発明サークル賞	成均館大学	奇想天外
優秀発明サークル賞	永同大学	APOS
	崇実大学	風車
発明サークル奨励賞	延世大学	年齢アイデア研究会
	金烏工科大学	亀甲船神話
	韓国科学技術院	KAINNOVATOR
	梨花女子大学	柔らかい脳
	ソウル科学技術大学	発明開発研究会
	淑明女子大学	とんでもない人々
	仁荷大学	アイデアバンク

＜表IV-2-8＞2011年大学創意発明大会の指導教授受賞者状況

賞名	氏名	学校	学科
大賞 指導教授	ユ・ヒチョン	浦項工科大学	産業経営工学科
WIPO 賞 指導教授	クオン・チョルシン	成均館大学	システム経営 工学科
最優秀賞 指導教授	ウォン・グァンヨン	韓国科学技術院	デジタル文化コンテンツ専攻
	イ・チャンス	水原大学	電子工学科
	キム・キワン	東義科学大学	電子科
	チョン・ソンフン	嶺南大学	産業デザイン科

	イ・ギョンヨン	慶北大学	視覚情報デザイン学科
	オ・ジュンソン	全南大学	エネルギー資源工学科

<図IV-2-3>2011大学創意発明大会の受賞作品集

			
[大賞] PC 基盤視野 自己診断システム	[WIPO 賞] アップルワーム ゲーム 3D パズル	[最優秀賞] タッチスクリーン 入力装置 TouchCup	[最優秀賞] 分散形式魚餌自動 供給装置
			
[最優秀賞] 連結可能な LED ソケット	[最優秀賞] 点字温度表示 鍋取っ手	[最優秀賞] StandCard	[最優秀賞] 道路境界石構造 及び 貯水装置

3) 評価及び発展方向

2011年の大学創意発明大会を通じて大会の安定と充実化を期し大学発明活動の底辺を拡大した。参加者らは大会において発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワークなどの経験を経てR&D及び知的財産創出・活用能力を向上することができた。前年度の大賞受賞作に対しては、

国際発明品展示会の出品を支援し、2010年度大会の大賞受賞作が2011年ジュネーブ国際発明展示会で金賞及び特別賞を受賞する成果を収めた。また、大学発明サークル活動の支援を行い大学生らの自発的な発明活動へと導き、発明ノウハウと知識を共有することができた。今後は大会受賞者のための持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。出品された発明の事業化、技術移転、創業・後続開発及び受賞者らのためのネットワーク構築等を通じて大学生らの持続的な発明活動の支援を行い、延いては受賞学生をR&Dの核心人材、創意的リーダーとして育成する努力を続けなければならない。

ハ. 知的財産教授教育プログラム(T3)の運営

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ネハン

1) 推進背景及び概要

大学における知的財産に対する知識とこれを活用できる能力は、教授にとってより一層必要なものである。特に理工系の教授は、知的財産に対する理解を土台に教育を実施しなければならない知的財産教育者であり、科学技術研究の第一線に立つ研究開発者である。

大学で開設される知的財産講座は、大部分特許庁の支援によって弁理士など特許関連専門家によって講義が行われている。これは多くの理工系大学において、専門分野と融合した知的財産の教育が実施できる教授がいないか、または不足しているからである。そして教授が研究開発に取り組む場合、知的財産に基づく研究戦略の策定や進行などを行ってこそ、お金になる強い特許権を創出するなど成果を極大化することができる。このために研究教授は知的財産に対する基本的な素養と能力を整える必要がある。

したがって、教授の知的財産の能力向上のために、理工系教授中心を教育対象とする知的財産教授教育プログラム(T3:Teaching The Teachers)を構築し施行した。

2)推進内容及び成果

大学教授らが教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用することができるよう段階・分野別の教育プログラムを構築し、実際に講義に適用することができるように事例中心の教育を実施した。

教育に参加できなかった教授らの便宜を図り、大学に直接訪ねて講義するプログラム、中間試験の期間や夏休みを利用した短期集中教育プログラム、そして深化学習のための海外深化学習プログラムを運営した。

また、知的財産教育に対する認識向上と知的財産イシュー伝播のために大韓電子工学会、大韓化学会、大韓機械学会、韓国工業化学会、大学産業工学会、大韓金属材料学会、韓国通信学会、韓国発明教育学会、韓国衣類学会など9の工学専門学会と協力して学会の定期学術大会に知的財産セッションを設け、イシューとなる分野の特許動向と研究戦略の発表を行い、知的財産の講義を実施した。

2008年に初めて取り入れたこの教育課程は、知的財産教育の必要性を認識した教授の参加が多かったが、2011年は、2010年の294人に比べ多少減少した289人が教育課程に参加し修了した。そして成果について調査した結果によると、教育履修後の現業(講義・研究課程)の活用は、現業の適用度が85.73点であり、教授教育履修後の能力向上度は38.25%であった。

<表IV-2-9>大学の知的財産教授教育状況

区分	主要内容	2008	2009	2010	2011
----	------	------	------	------	------

		大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数
訪ねる教育 (週1回2時間、8回)	特許制度、明細書作成など	2	17	4	36	6	47	4	51
短期集中教育 (課程別2泊3日)	知的財産権入門、特許明細書の作成など	28	112	55	174	78	238	66	228
海外深化教育	先進国の特許制度など	2	4	8	10	6	9	9	10
合計		32	133	56	220	81	294	79	289

＜表IV-2-10＞大学の知的財産教授教育プログラム

訪問教育	短期集中教育	海外深化教育
<ul style="list-style-type: none"> ・地域別の大学訪問教育による需要者便宜性向上 ・知的財産権に対する興味誘導 ・大学名(4大学):朝鮮大、公州大、全州大、大真大 ・2011.4月～6月 	<ul style="list-style-type: none"> ・教授の知的財産能力向上及び特許活用能力強化 ・課程名 <ul style="list-style-type: none"> -上半期 (知的財産権入門、特許情報調査入門、デザイン・商標入門) -下半期 (特許明細書作成入門、特許技術価値評価) -夏季 (特許明細書作成、特許情報調査、デザイン課程) -冬季 (創意的研究開発技法) ・2011年4月、8月、10月、12月4回 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国特許制度教育 ・優秀受講教授及び知的財産権に関する講義教授として選抜 ・教授教育参加動機誘発

＜表IV-2-11＞学会学術大会の知的財産セッション開設状況

区分	行事名	日時	場所	出席者	主題
大韓電子工学会	夏季学術大会	2011.6.23	済州ラマダホテル	21人	知的財産とスマートフォン及び3DTV技術
大韓化学会	秋季学術大会	2011.9.29	大田コンベンションセンター	31人	化学分野での知的財産戦略
大韓金属材料学会	秋季学術大会	2011.10.27	大田コンベンションセンター	64人	知的財産と金属・材料特許動向
大韓機械学会	秋季学術大会	2011.11.2	大邱EXCO	59人	知的財産と機械分野関連特許動向

韓国工業化学会	秋季学術大会	2011.11.3	嘉泉大学	38人	燃料感応型太陽電池 IP-R&D戦略策定
大韓産業工学会	秋季学術大会	2011.11.5	崇実大学	15人	知的サービス産業の 情報通信基盤融合技 術
韓国衣類産業 学会	秋季学術大会	2011.11.12	ファッション グループピョ ンジビルディ ング	192人	エコデザインと知 的財産権
韓国通信学会	秋季学術大会	2011.11.19	西江大学	23人	知的財産と通信技術 関連特許動向
韓国発明教育 学会	学術発表大会	2011.12.2	永同大学	147人	発明教育活性化戦略
計				590	

3) 評価及び発展方向

教授を対象とする知的財産教育プログラムに参加する教授は、持続的に増加している。また、学生向けの知的財産講義に対する必要性を認識している教授らは、高い関心と熱意を持って教育に参加し、知的財産の講座を開設するなど教育課程の運営成果が現れている。しかし、量的規模においては不十分な点が多く、韓国の理工系教授19,755人の1.5%である294人しか教授教育プログラムを修了していないなど、教育履修率は少ない方である。

より多くの教授らが教育に参加できるように、知的財産に対する認識を広範囲に拡大できる方策が必要であり、特許庁主導の教育プログラム運営だけでは限界があるため、大学が自主的に教育を始めることが望ましいといえる。

現在のプログラムをレベル、専攻別にプログラムを体系・多様化にし、教授らが簡単に参加できるようにして、学会との協力を拡大するなど知的財産に対する認識向上を図る必要がある。また、知的財産教授間のネットワーク構築を推進して知的財産教育に対する情報と教案共有、研究活動活性化などを期するならばより効果的であると言える。

二．知的財産専門学位課程の運営

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ソン・シギョン

1) 推進背景及び概要

最近、国内外で知的財産紛争が激しくなり、このような紛争に効果的に対応し、知的財産権基盤の戦略的R&D・技術投資戦略を策定できる知的財産専門担当者の必要性が強調されている。知的財産専門担当者は工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学的な能力と経営戦略に対する深い理解が必要とされる。したがってこのような人材を養成するためには、大学院レベルの学問間の融合教育を実施しなければならないが、既存の工大、法大、経営大はこのような融合教育の実施が困難であった。

特許庁は、知的財産専門担当者の養成のため、特化した大学院修士課程の「知的財産専門学位課程」を支援することになった。2009年にはKAISTと弘益大学が運営大学に選ばれ、2010年初めて入学生を募集し本格的に知的財産専門担当者の養成を開始した。

2) 推進内容及び成果

2011年にKAISTが45人、弘益大学が44人の入学生を選抜して修士学位の知的財産専門学位課程教育を始め、学術大会を開催するなど知的財産関連の研究活動も併行した。

<表IV-2-12> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位	登録人数
----	------	-------	------	----	------

KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法専門)	週末	2年 (6学期)	33単位	2010年40人 2011年45人
弘益大	知的財産学修士(MIP) (Master of IP)	週間 (平日夜間 週末昼間)	2年 (4学期)	24単位	2010年42人 2011年44人

3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は、韓国内で初めて知的財産分野の専門家養成のために工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この課程を修了した専門担当者は、特許戦略の策定、特許紛争への戦略的対応、知的財産の創出及び活用など、企業と国家の知的財産の競争力強化に核心的な役割を果たすものと期待される。今後、大学別に特化した課程を強化して社会で必要とされる教育を実施するなど、より一層活発な活動を繰り広げる計画である。

2. 企業・大学間の新産学協力プロジェクト推進

イ. 推進背景

産業財産政策局 産業財産人材課 書記官 チョン・スンチョル

最近、企業経営界ではオープンイノベーション(Open Innovation)が話題となっている。内部に限定された研究開発(R&D)から脱離し、外部の多様な技術または、アイデアを積極的に活用して、原価低減はもちろん新製品・新事業発掘など企業内部の革新を加速化することが、オープンイノベーションの重要内容である。これに伴い、企業と企業間の産・産協力、企業と大学間の産・学協力が重要な経営戦略として注目されている。特に、大学と企業間の協力は、優秀人材の円滑な需給を通じて企業競争力を強化する

という側面で大変重要な課題である。このような意味で、特許庁、韓国工
学翰林院、韓国貿易協会などが共同で推進しているキャンパス特許戦略ユ
ニバーシアドとデザイン権公募展は、企業と大学間の新しい共存協力モ
デルを提示しているという点で大きな意義がある。

ロ．キャンパス特許戦略ユニバーシアド

産業財産政策局 産業財産人材課 書記官 チョン・スンチョル

1)事業概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアドは、特許教育に対する大学の関心
向上及び大学の実用的な特許教育の拡大により、企業が必要とする特許に
強いエンジニアを養成すると共に、大学の斬新なアイデアを産業界に供
給するために推進された。企業は問題の出題と審査、賞金を負担、大学
(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題に対し将来の獲得戦略を提
示し、特許庁は大会運営を支援する。このようにキャンパス特許戦略ユニ
バーシアドは、企業、大学、政府の実質的な産・学官の協力事例である。
そして企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは、企
業内部に限定されたR&Dから果敢に脱皮し、外部の技術やアイデアを積
極的に活用して内部の革新に連結するオープンイノベーション(Open Inno
vation)の事例である。

2)大会概要

イ．競合部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアドの競合部門は、特許戦略の策定部
門と先行技術の調査部門の2部門である。特許戦略策定部門は、細部的な技
術テーマに対し国内外の特許を分析して研究開発の戦略及び特許獲得の方

向を策定することである。先行技術の調査部門は、産業別の仮想出願書または、発明要約書に対し関連した先行技術を調査した後、特許の可能性を判断したり出願書を補正または作成することである。

ロ．参加資格

韓国内の理工系大学(院)生を対象に、特許戦略策定部門については3人以内のチームまたは、個人と指導教授1人が参加しなければならない。先行技術の調査部門については個人参加である。

ハ．審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で進行される。書類審査は、参加資格の可否、参加確認書、指導教授確認書のチェックなど基礎審査を行い、書面審査は、企業が、提出された答案を審査基準により発表審査の対象者を選抜する。発表審査は、書面審査で選抜された対象者に対し、作成した論文発表を通じて最終順位を定める。最終審査では、企業が推薦した最優秀学生を対象に、特許庁長賞以上の上位賞を選定することになる。

ニ．審査基準

審査基準は、競合部門別に審査基準を定め評価をすることになる。先行技術調査部門の審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略の策定部門は、先行特許調査及び分析、特許戦略の策定を評価項目とし評価指標を定めた。

<表IV-2-13>競合部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
----	------	------	------

先行技術調査部門	先行技術検索	先行技術の調査達成度	効果的な検索方法の使用可否、先行技術の調査結果達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との符合性
	請求範囲作成・補正	請求範囲作成・補正の適正性	最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用など
		特許要件関連意見の妥当性	新規性及び進歩性などに関する説得力ある意見陳述の可否
特許戦略策定部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人格別分類など核心特許導出など
		核心特許の導出、選別、分析など	主要特許検索のレベル、選別・分析の適正性など
	特許戦略策定など	将来の技術開発方向・戦略など提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得の戦略策定の具体性・適正性など	基盤特許確保のための特許戦略提示など回避技術設計方策など内部開発、外部導入戦略など判断

＜表IV-2-14＞競合部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術調査部門	学生答案	先行技術検索など	先行技術の調査達成度レベル 検索先行技術の適正性など
		請求範囲作成・補正など	請求範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など
	企業成果	問題解決寄与度	問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果程度など
		発展可能性など	今後の研究課題採択の可能性、実務適用計画など
特許戦略策定部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人格別分類など 核心・基盤特許導出など
		核心特許の導出、選別、分析など	重要特許の検索程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略策定など	将来の技術開発方向・戦略など提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など

	技術獲得の戦略策定の 具体性・適正性など	核心特許確保のための特許戦略提示など 回避(空白)技術設計の方策など 内部開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発可否判断など
特許分析と戦略策定(回避設計)間の論理的連係性など		

ホ. 2011年の授賞内訳

2011年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略の策定部門においては、特許庁長賞以上の上位賞に学生6チームと指導教授6人を選定し、後援機関CEO賞は、優秀賞と奨励賞を合わせて62チームを選定した。先行技術の調査部門においては、特許庁長賞以上の上位賞に4人を選定し、後援機関CEO賞は、優秀賞と奨励賞を合わせて74人を選定した。団体賞は、最多受賞大学賞として京畿大学校、最多応募大学として仁荷大学が受賞した。授賞式には、大学総長、企業CEOなど社会著名人140人余りを含んだ計400人余りが参加し、挑戦的で熱情的な努力により受賞した受賞者らにお祝いの言葉を述べ、続く晩餐会でも大学生特有の機知とはつらつした受賞所感が発表され、会場がほほえましい雰囲気であった。

<表IV-2-15>2011年の授賞内訳

区 分	特許戦略策定部門		先行技術 調査部門
	学生	指導教授	
知識経済部長官賞	1チーム(1千万ウォン)	1人 (5百万ウォン)	1人 (3百万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞	1チーム(1千万ウォン)	1人 (5百万ウォン)	-
特許庁長賞	4チーム (問題当たり8百万ウォン)	4人 (問題当たり5 百万ウォン)	3人 (問題当たり 2百万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞	問題当たり1チーム (6百万ウォン)	問題当たり1人 (1百万ウォン)
	奨励賞	問題当たり2チーム (2百万ウォン)	問題当たり2人 (5十万ウォン)
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)	1大学(1千万ウォン)		

最多受賞大学賞 (韓国工科大学長協議会 長賞)	1大学(1千万ウォン)
-------------------------------	-------------

へ. 2011年の主要日程

2011年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードは、2011年2月25日に大会公告を開始し、申込書受付、論文提出、審査順で進行された。

<表IV-2-16>2011年の細部推進日程

区 分	詳 細 内 容	2011年日程
公告・受付	大会公告	2011. 2. 25
	参加申込書の受付	2011. 2. 25～3. 31
先行技術 調査部門	問題公告	2011. 5. 11
	答案提出	2011. 5. 11～26
	基礎・書面・発表・最終審査など	2011. 5. 27～7. 29
特許戦略 策定部門	論文提出	2011. 8. 25
	基礎・書面・発表・最終審査など	2011. 8. 26～10. 30
授賞式		2011. 12. 12

3)推進実績及び結果

イ)電機電子、造船機械金属、化学生命など3分野に46の後援機関が参加

特許戦略ユニバーシアード後援機関は、2010年度に三星電子、LG電子、現代起亜自動車など43の後援機関が参加し、2011年度には、コーロン、LG生命科学、IBK企業銀行、韓国化学研究院など4機関が後援機関としての参加を放棄したため、韓国電力公社、DOOSANインフラコア、大林産業(株)、新韓銀行、韓国電気研究院、韓国航空宇宙研究院、韓国原子力研究院など7の後援機関が追加され計46の後援機関が参加した。受賞者に対

する就職優遇も2011年度にLG電子、現代製鉄株式会社など19企業が支援した。

<図IV-2-4>2011年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加後援機関(46機関)

三星電子株式会社、JUSUNGエンジニアリング(株)、Hanhwa Chemical、現代起亜自動車、湖南石油化学、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、三星SDI株式会社、現代製鉄株式会社、(株)ハイニックス半導体、LGシルトロン、SKイノベーション株式会社、現代重工業、大宇造船海洋、三星重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、SLS造船、DAESUN造船、(株)タップエンジニアリング、三星電気、三星精密化学株式会社、ソウル半導体株式会社、(株)パンテック、株式会社緑十字、日進ダイヤモンド、日進電気、(株)イントゥロメディック、三星コニン精密素材、LIGエイディピ(株)、韓国電力公社、DOOSANインフラコア、大林産業(株)、新韓銀行、韓国機械研究院、KIST、ETRI、韓国生命工学研究院、韓国標準科学研究院、韓国電気研究院、韓国航空宇宙研究院、韓国原子力研究院

*受賞者の就職優待企業(19企業):JUSUNGエンジニアリング、HANWHAケミカル、湖南石油化学、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、現代製鉄株式会社、LGシルトロン、LIGエイディピ(株)、(株)イントゥロメディック、現代重工業、大宇造船海洋、三星重工業、韓進重工業、STX造船海洋、SLS造船、(株)タップエンジニアリング、ソウル半導体株式会社、大林産業(株)

ロ)参加状況

大学の積極的な参加により2010年度は、97大学の3,731チームが参加し、2011年度には、99大学3,201チームが参加した。この中で76大学1,388チームが論文を提出し、この中から37大学146チームを受賞者として選定した。大学別には京畿大学が16チーム、慶熙大学が9チーム、ソウル大学8チーム、仁荷大学12チーム順で受賞した。

＜表IV-2-17＞部門別の受賞状況

区 分	特許戦略策定		先行技術調査		合計	
	大学	チーム	大学	人	大学	チーム
参加申請	82	808	89	2,393	99	3,201
論文提出	57	235	68	1,153	76	1,388
発表審査	40	117	32	169	47	286
受賞者	29	68	27	78	37	146

ハ)大学別の受賞者状況

2011年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて受賞者を出した大学は37大学(146チーム、259人)である。大学別の受賞者を見ると、京畿大学が16チーム、慶熙大学9チーム、ソウル大学8チーム、仁荷大学12チーム順であり、最多受賞大学賞は京畿大学、最多応募大賞は仁荷大学が占めた。

＜表IV-2-18＞最多受賞大学及び最多応募大学の順位

順番	最多受賞大学					最多応募大学				
	大学名	先行	戦略	小計	点数	大学名	先行	戦略	小計	点数
1	京畿大学	12	4	16	18	仁荷大学	112	33	145	211
2	慶熙大学	3	6	9	17	延世大学	135	3	138	144
3	ソウル大	1	7	8	15.5	忠南大学	106	9	115	133
4	仁荷大学	8	4	12	13	江原大学	60	0	60	60
5	釜山大学	2	4	6	12	檀国大学	17	21	38	80
	韓国技術教育大学	6	3	9	12					

※最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0)+(特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)
*(上位賞受賞チーム数×1.5)+(優秀賞受賞チーム数×1.0)+(奨励賞受賞チーム数
×0.5)
*上位賞:知識経済部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

※最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0)+(特許戦略樹立部門の論文提出チーム数
×3.0)
*書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映

4)評価

2011年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生たちは、大会について肯定的な評価をした。ある企業は「全般的に過去と比べ技術分析及び先行調査の方法、結論導出の方法などが非常に発展したと見られ、参加者の熱意が高かった」とし、また、「技術及び特許に対し正確に理解していて、発表力も優秀であり、報告書も論理的で説得力がある」と述べた。参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性を悟ったとし、特許戦略を策定しながら将来の技術発展の方向を予測する経験ができたと評価し、就職学生たちも大会を通じて習った知識が企業の研究開発と特許経営にどのように役に立つかを面接官に説明でき肯定的な評価を受けたとし、大会の参加主体全てがキャンパス特許戦略ユニバーシアードの現在及び将来に対し、明るく楽観的な評価をした。

ハ. 2011「D2Bデザイン・フェア」

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ネハン

1)推進背景及び概要

デザイン権公募展は、デザイン権の認識向上を通して国家産業競争力の強化を目的としたもので、2006年の大学生デザイン公募展(Design & Right)から始まった。2008年にその対象と方法を画期的に変え、デザイン権公募展(Design Right Fair)となった。韓国貿易協会と共同で開催して輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には、外国人の出品と外国企業の参加も可能にして作品の多様性を高め、2011年には、「D2Bデザインフェア」として参加者に対するIP教育を拡大し、参加企業の現場における教育とインターンシップを拡大するなど、より多い支援を強化した。

数多くの他のデザイン公募展は、各企業の広報と安い費用で優秀なデザインとアイデアを得ることを目的にしているため、出品者は、すべての知的財産権を主宰側に譲り渡し所定の賞金だけ受けることが現実であった。しかし、デザイン権公募展は、出品作のデザイン権など知的財産権を、創作者のデザイナーが所有でき、デザイン権を媒介に企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション(open innovation)であることが最も大きな特徴である。

この公募展は、企業が新しいデザインが必要な物品を提示すれば、デザイナーはこの物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の1次審査を通過したデザイナーらは予備デザイナーのキャンプに参加し、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは本人のデザインの問題点を修正して最終出品する一方、自らデザイン登録の出願を行う。特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会(kaid)所属のデザイン教授で構成された審査委員団が最終受賞作を選定する。この過程で企業の意見を最大限反映する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結して、受賞者は製品売り上げにともなうロイヤリティーを受けることになる。

<図IV-2-6> 2011年大賞及び金賞受賞作



携帯電話用ケース
(知識経済部長官賞)



洗濯取り込み箱が付着された洗濯乾燥台
(特許庁長賞)

3) 評価及び発展方向

出品作が1,400点で前年に比べ142%が増加し、参加大学も前年に比べ43%が増加するなど量的な成長を遂げ、知的財産権の出願も190件で前年に比べ134%増加した。しかし、出品作が首都圏に集中するなど多様な広報が必要

であり、企業のデザイン品目も製品デザインに止まり、今後、視覚デザインとマルチメディアのような分野に拡大する必要がある。

また、大学と企業の積極的に参加させるための広報戦略を多角化にし、多様な企業を選定して事業化を簡単で効果がある分野に拡大すべきであり、前年度の指導教授にT3教授教育など関係教育を強化する計画である。この他に1次合格者に対する教育と出題企業のメンタリングを通じて知的財産権管理及び活用能力を強化し、今後、受賞作品に対するライセンス管理を徹底的にして名品公募展で跳躍できるようにする計画である。

<表IV-2-19>2011年「D2Bデザインフェア」受賞者状況

区分	出題企業	受賞者	
		学校	名前
大賞	知識経済部長官賞	Sinjimoru	大邱カトリック大学 イ・スンヒ
金賞	特許庁長賞	TAEJOO照明研究所	Injae大学 キム・ミョンジン
	韓国貿易協会長賞	デザインモール	漢城大学 キル・スジ
	毎日経済会長賞	-	一般 イ・ヨンジュ
銀賞	韓国デザイン振興院長賞	麴醇堂	国民大学 キム・ホンソク、オ・ジョンテク
		クリームボックス	国民大学 ジャ・シン、ユン・ジョンテク
		KT-tech	SADI ソン・ヒョンス
	韓国デザイン団体総連合会長賞	LOOFEN	一般 ヤン・ヘウン
		AEKYUNG	一般 ムン・ソンヒ
		LOOFEN	国民大学 ウォン・ヨンジュ
		ENEX	一般 ジン・ソンミン、キム・ジウン
	韓国産業デザイナー協会長賞	WOONGJIN COWAY	東国大学 チェ・ギョハ
ソウル通信技術		国民大学 ユ・ウンジ、パク・ジュンギ	

		Nothing Design Group	ソウル科学技術	キム・ボギョン
		(株)杏南磁器	国民大学	イヒョン
CEO賞		空間セラミック	清州大学	ヤン・キョンエ
		麴醇堂	東西大学	キム・ミンギユ、キム・セビョル
		Nothing Design Group	ソウル科学技術	ハン・ギョンファン
		デザインDada	清州大学	キム・スヒョン
		デザインモール	国民大学	チェ・ミソン、チョウ・ミョンゴン
		LOOFEN	一般	ソンナクヒ
		Bentek fimiture	一般	パク・テイル
		AEKYUNG	建国大学	ヤン・チュンギユ、ヤン・スンギユ
		WOONGJIN COWAY	国民大学	ユン・ジヨン、ユンセリム
		クリームボックス	東西大学	ペックソンア
		TAEJOO照明研究所	桂園造形芸術	ピョン・スヒョン
		(株)杏南磁器	誠信女子大学	キム・ミンジョン
		KYK	一般	ユ・ジフン
		MAAD STUDIO	一般	イ・ミギョン
			国民大学	イ・ソヨン
	小計 (受賞した参加者)			
功労賞(最多出品指導教授)			東明大学	イ・サンヨン
			SADI	李・ユンドン
			建国大学	ユン・ミョンハン
			湖西大学	キム・ビョンス
小計 (受賞した教授)				
合計				

*12大学、受賞作30作品(38名)選定

3. 企業の知的財産専門担当者養成及びインフラ構築

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・トンゴル

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来により知的財産が付加価値創出の核心基盤となり、企業の競争力を左右する核心要素として注目されている。最近、知的財産を巡って企業間の紛争が急増することにより、知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の策定が要求されている。このような業務はますます高度化・専門化となっている。これに伴い、知的財産に対する専門知識を持ち企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の養成が急を要する。

しかし、現状は一部の大企業を除いた大部分の韓国内企業は、知的財産の人材基盤が劣悪で、急変する知的財産環境に適切に対処できなくなっている。2011年の知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門担当の組織を保有している企業の比率は7.9%に過ぎないと調査され、専門担当の人材を保有している企業の比率も19.2%程度で低い水準であることが分かった。³⁷特に、資金と人材が不足した中小企業の場合、知的財産紛争に無防備に露出しており、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

したがって、特許庁では中小企業の知的財産専門担当者を体系的に養成し知的財産の能力を高めるために、中小企業の知的財産専門担当者の養成及びインフラ構築のための政策を策定し推進している。

ロ. 推進内容及び成果

³⁷ 2011年度の知的財産活動実態調査2012年2月、特許庁、貿易委員会

1) 中小企業中心の知的財産職務教育課程の運営

中小企業の人材レベルに合う多様な教育課程の提供と教育運営の効率性向上のために、2010年に各々運営していた特許庁の国庫支援企業教育事業(12科目)と、発明振興会の教育事業(30科目)を2011年に統合し運営した。両事業は教育対象と目的が似ていて、同一遂行機関(発明振興会)において教育生の募集などを遂行したが、教育需要者の混乱が憂慮される非効率的な側面があり、両事業の中で類似科目の再調整及び新規科目の追加等を通して教育支援及び運営を一元化した。統合した教育課程は基礎・中級・上級課程などレベル別・段階別に細分した37科目で構成され、需要者がレベルに合う教育科目を選択できるようにした。

基礎課程は、入門段階の知的財産基礎教育が必要な中小企業の人材を対象に構成され、中級課程は、明細書作成・請求範囲の解釈など実務知識を中心に構成され、深化課程は、特許訴訟・ライセンス契約など専門家レベルの業務知識を中心に構成された。

<表IV-2-20> 2011年の中小企業知的財産職務教育課程状況

(単位:科目、人)

区分	教育内容	課程数	中小企業 修了生数
基礎課程	知的財産権基礎課程、簡単な韓国内外特許段階別の期日管理方法など	7	57
中級課程	強い特許作り(明細書作成)、海外特許検索サイト100%活用するなど	15	62
上級課程	特許侵害損害賠償額の算定実務、企業M&A時IP交渉戦略など	15	71
計		37	190

また、大企業の人材に対する教育費支援を中断し、知的財産の基盤が脆弱な中小企業の人材に対する支援を強化するため、中小企業の人材に対する教育費支援比率を前年より10%増しの80%に上方修正した。

2009年から本格的に運営された企業の知的財産職務教育課程は、持続的な業務改善の課程を通じて、企業の知的財産能力の強化及び専門性向上に寄与した。また、知的財産の理論と実務中心の教育内容を併行したことにより、参加教育生の講義満足度も高く、業務に役立つ中小企業対象の知的財産教育課程として位置づけている。

2)海外知的財産戦略の人材養成課程運営

海外最多出願及び海外における特許紛争が予想される、中小企業人材の海外出願及び訴訟能力を強化するために、韓国内で海外の知的財産制度及び訴訟手続きなどの教育課程を開設すると共に、海外研修課程も併行した「海外知的財産の戦略人材養成課程」を開設し運営した。

2009年から2010年まで運営した「国際知的財産実務人材の養成課程」は、企業の知的財産人材を3ヶ月間、海外ローファーム(米国、Finnegan & Henderson)に派遣し教育を行う科目で、1人当たりに対し必要な教育費がかなり高く、教育受恵者が少ないなど、投入した費用に対応する効果が不十分であったので廃止となり、そこで2011年に「海外知的財産戦略の人材養成課程」を開設した。

Finnegan & Hendersonローファーム本社(米国)及び支社(中国、日本など)の所属弁護士などを韓国に招請し、韓国企業らが特許最多出願及び紛争が頻繁な米国、中国、日本など主要国の知的財産制度及び訴訟戦略の策定に関する教育を行った。2011年には韓国内で、米国特許法及び訴訟手続きの教育4回、中国及び日本特許出願・商標戦略の教育各1回など計6回、短期海外研修(米国)1回など計7回の教育を実施し、中小企業人材の海外知的財産の実務能力を高めることに努めた。米国特許制度以外に、中国

と日本の特許出願及び商標戦略に対する教育課程を開設し、需要者に多様な教育機会を提供した。

短期海外研修は、Finnegan & Hendersonローファーム(米国、ワシントンDC)が運営する「U.S. Patent Litigation Training Program for Asian Corporations(アジア企業のための米国特許訴訟の訓練プログラム)」に参加させ、韓国内で習得した米国の特許訴訟科目に対するレビュー機会の提供及びMock Trial(模擬裁判)の参加など、実際に米国裁判所などで行われる実務の体験ができる機会を提供した。主要教育内容は、米国法律制度の紹介、事前の訴訟戦略、警告状発送、証拠提示、和解交渉、連邦巡回裁判所に上訴、訴訟チーム戦略会議などで構成され、バージニア東部地域の地方法院の見学など多様な体験プログラムを運営した。そして中小企業の費用負担を減らし、参加率を高めるために中小企業の人材に限り研修費の80%を国庫で支援した。

<表Ⅳ-2-21>2011年の海外知的財産戦略人材養成課程状況

(単位:日、人)

課程名	教育期間	中小企業 修了生数
米国特許法基礎及び特許要件	2011. 7. 27～7. 29 (3)	15
米国特許出願及びOA対応・訴訟基礎	2011. 8. 17～8. 19 (3)	12
米国特許訴訟及び制度(上級)	2011. 8. 31～9. 2 (3)	9
米国特許ライセンスと交渉	2011. 9. 21～9. 23 (3)	7
短期海外研修	2011. 9. 26～9. 30 (5)	13
中国特許出願及び商標戦略	2011. 10. 24～10. 25 (2)	30
日本特許出願及び商標戦略	2011. 11. 21～11. 22 (3)	18
計		104

同課程は、海外ローファーム専門家を招請し講演して頂き、海外特許出願及び訴訟制度など実務中心の深層教育を実施し、教育生らの海外知的財

産制度の理解に役立たせ、Mock Trial(模擬裁判)等多様な体験プログラムの参加を通じて海外の知的財産能力を高める機会となった。

3) 中小企業研修院と関係した知的財産教育課程の運営

中小企業の教育機関である中小企業振興公団傘下の中小企業研修院と関係し、中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小企業研修院の既存教育科目に知的財産科目を追加で開設し、特許庁は教育コンテンツ提供及び専門講師派遣を担い、中小企業研修院は、受講生募集及び教育する場所などを提供した。

2011年に、中小企業研修院(中央研修院、安山市)で運営中の名品CEO課程、高級管理者課程など5課程に知的財産科目を設け、中小企業の人材311人を教育した。

<表IV-2-22> 2011年中小企業研修院と関係した知的財産課程の状況

(単位:人)

区分	教育課程名	教育日程	教育主題名	教育生
1	名品CEO	2011.5.14 15:00～17:00	海外特許、商標など知的財産権活用戦略	22
		2011.6.4 09:00～11:00	中小企業が分からなければならない知的財産権活用(管理)戦略	55
2	高級管理者	2011.4.13 16:00～17:50	アイデア一つで社長になる (おもしろい発明話)	25
		2011.9.21 16:00～17:50	アイデア一つで社長になる (おもしろい発明話)	25
3	製品開発 Project Management	2011.3.31 11:00～12:50	特許及び知的財産権100%活用する	31
		2011.5.18 16:00～18:00	特許及び知的財産権100%活用する	21
		2011.8.25 11:00～12:50	特許及び知的財産権100%活用する	23
		2011.10.20 11:00～12:50	特許及び知的財産権100%活用する	30
4	開発/設計の ためのTRIZ	2011.4.7 11:00～12:50	特許及び知的財産権100%活用する	13

	技法活用	2011.7.13 11:00～12:50	特許及び知的財産権100%活用する	17
5	製品開発/改善のための 価値工学(VE)	2011.6.30 11:00～12:50	アイデアと価値革新、そして企業の 効率的な特許管理策	23
		2011.9.29 11:00～12:50	中小企業が分からなければならない知的 財産権活用(管理)戦略	26
計	5つの課程(12回)			311

教育課程は、深化した教育内容よりは、知的財産に対する関心と興味を誘発する基礎知識及び事例を中心に運営した。同課程の運営を通じて中小企業人材の知的財産に対する教育機会を拡大することができ、中小企業研修院で運営する既存の教育課程よりも、知的財産課程に対する教育生の満足度が多少高く評価され、教育の効果が高いことが分かった。

4)企業間で知的財産ノウハウ共有などのためKINPA設立

現在、企業間の知的財産ノウハウの共有と知的財産教育等を通じた企業の知的財産人材の能力強化などを目的に、韓国知的財産協会(KINPA)³⁸が設立され活動している。

2011年には、KINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争など8の分科委員会を計36回開催し、企業の特許担当者らの知的財産ノウハウの共有及び事例発表を行った。また、会員企業の特許実務者らで構成される企画調停委員会を隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決め議論する役割を遂行している。これと共に、全体ワークショップ、コンファレンスなどの対外行事を主管し、日本JIPA、米国IPO及びドイツGRURのような海外知的財産民間団体を訪問して協力策を模索した。また、新規

³⁸ 韓国知的財産協会 (KINPA、 Korea INtellectual Property Association) : 2008年6月4日、三星電子、LG電子、現代自動車、POSCOなど韓国内の主要企業67社が集まって知的財産に関するノウハウの共有及び拡散、大中小企業が知的財産の共存協力などを目的に設立された。

会員会社の加入を決め、分科委員会の活性化方策などのようなKINPAの内実を固める多様な活動を遂行した。そして、最近の知的財産 이슈をテーマにした韓国内外の知的財産専門家の主題発表などで構成された「KINPA Annualコンファレンス」を開催すると共に、2011年には650人余りの企業関係者などが参加し、国家知的財産政策の推進方向、特許紛争の解決のためのWIPOの国際調査、FTAにともなう知的財産の経営戦略など、知的財産の環境変化にともなう知的財産戦略及び実務者の専門性向上のための主題で遂行した。

<図IV-2-7>KINPA Annualコンファレンス開催模様



2011年にも企業内で知的財産を総括しているCIPO(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、海外企業の特許戦略、韓国内企業の特許紛争及び獲得戦略などを紹介した。

<表IV-2-23>2011年のCIPO朝食会セミナー開催状況

日時	発表主題	発表者
2.16	パラダイム変化と特許経営	LG電子、コ・チュンゴン常務
4.20	知的財産基本法制定推進状況	国務総理室、チェ・テヒョン局長
6.15	NPE出現と特許経営環境の変化	三星モバイルディスプレイ、 キム・クァンジュン専務

8.24	ETRIの知的財産戦略と事例	ETRI、シン・ジョンヒョク室長
10.7	WIPOの仲裁・調整制度及び事例	WIPO仲裁調整センター、 ミン・ウンジュ チーム長
12.14	中国冶金グループの特許戦略	冶金グループ、 LIU ZUOXIN部長

そして、知的財産分野企業代表の団体として活動するための対外信頼度を高め、運営の独立性向上及び自律した財政確保のためにKINPAを社団法人化した。

また、知的財産基盤が脆弱な中小企業的能力強化のために、KINPA内の知的財産先導企業が、メンタリング申請をした非会員の中小企業8社を対象に、知的財産ノウハウメンタリングを実施し、中小企業から良い評価を受けた。

同協会の運営を通じて、これまで「秘密と競争」の代表とされる知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気を作り出し、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などの活動により企業の知的財産能力を高める契機となった。

ハ．評価及び発展方向

本事業は、中小企業知的財産の人材を対象に、知的財産の理論と現場で適用可能な実務中心の教育科目を併行し、中小企業担当者の知的財産業務能力を高めるのに大きく寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などKINPAの活動は、企業人材の知的財産能力強化及び企業間の知的財産協力インフラ構築など、知的財産専門担当者を養成する土台を構築することに貢献した。

今後、本事業の運営方向は、知的財産基盤が脆弱な中小企業の実務人材の他、CEO、役員など経営陣に対する教育を推進し、海外出願及び訴訟中心の海外知的財産教育に紛争・交渉分野を強化する予定であり、中小企業関連機関と連携した教育課程を拡大する計画である。

細部的に、中小企業の知的財産経営基盤構築のためには、CEOなど経営陣の知的財

産経営マインドの向上が優先されなければならない、特に、知的財産基盤が脆弱な地域所在の中小企業CEOの会合に出向き、会合毎の特性に合う知的財産のテーマを特別講演の形で運営する計画である。また、韓国内における海外からの講師招へいの規模を拡大することにより、多くの中小企業人材が海外知的財産制度の教育を受けるようにし、その中でも、知的財産紛争・交渉関連分野に対する教育を強化する予定である。さらに、中小企業中央研修院の他に、地域研修院とも関係を推進し、延いてはより多くの中小企業教育機関と連携し知的財産教育を拡大する計画である。

社団法人KINPAが独立性と自律性を確固たるものにし、名実共に知的財産分野の企業協議体として発展できるように支援する計画である。

4. 弁理士情報公開及び研修制度の導入

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 カン・ユンソク

イ. 推進背景及び概要

2011年の韓国は、世界で最短期間である62年目に、特許登録の累積件数が100万件を突破した。特許など産業財産権は出願も重要であるが、審査過程に対する適切な対応により権利の登録を受けることが重要である。これに伴い、産業財産権の出願、登録、審判などすべての業務を代行する弁理士の重要性が強調されている。最近5年間の出願状況をみると、全体の産業財産権出願のうち、約80%が代理人を通じて出願されており、弁理士の能力が出願人の権利獲得に必須要因となっていることが分かる。

<表IV-2-24>代理人有無別の出願件数

(単位:件、%)

年度	2006	2007	2008	2009	2010

代理人	299,959 (80.5)	306,221 (80.5)	297,698 (79.9)	290,019 (79.5)	294,074 (81.2)
直接出願	72,561 (19.5)	73,982 (19.5)	74,999 (20.1)	74,971 (20.5)	68,000 (18.8)
合計	372,520 (100.0)	380,203 (100.0)	372,697 (100.0)	364,990 (100.0)	362,074 (100.0)

このように、権利獲得に大きな役割を担う弁理士を選任する時、出願人は出願しようと思う技術分野に対する専門性があるのかどうかを最も重要に考慮しているが、弁理士の専門分野に対する情報不足により希望する弁理士の選任に苦勞している。特許庁で実施したアンケート調査によると、73.2%の依頼人が周囲の推薦や近い距離にいる弁理士に頼んでいることが明らかになった。これに伴い、すべての弁理士の専門分野など、選任に必要な情報を一括して公開すべきだという意見が持続的に提起されてきている。

一方、弁理士試験合格者は、大韓弁理士会で主管する教育の履修と、特許法人・特許事務所などにおける実務インターンを経て弁理士として登録することになる。しかし、弁理士登録の以後に別途の義務教育がなく、変化する技術と制度に対する理解は、弁理士の自律的な学習にだけ依存していた。特に、韓国の産業財産権法に対する法令改正の状況を調べてみると、1980年代36回、1990年代85回、2000年代140回など法令改正の回数が大きく増加している。このような法令改正に対する体系的な教育が脆弱な実情である。このような現実を改善するために弁理士に対する研修教育の必要性が持続的に提起されてきている。

<表Ⅳ-2-25>1980年以降の産業財産権法改正状況

(単位:件)

区分	1980～1989	1990～1999	2000～2009	合計
特許法	13	24	46	83

実用新案法	7	22	35	64
商標法	8	18	30	56
デザイン法	8	21	29	58
合計	36	85	140	261

*資料:法制処国家法令情報センター(法、施行令、施行規則全部含む)

ロ. 推進内容及び成果

韓国は、2000年に弁護士情報公開制度を導入し、各地方の弁護士会で会員の情報を公開している。日本は、2007年に弁理士情報公開制度を導入し弁理士選択に必要な情報をホームページを通じて提供している。

<表IV-2-26>韓国弁護士と日本弁理士の情報公開制度の比較

区分	韓国弁護士法第76条(2000年新設)	日本弁理士法第77条の2 (2007年新設)
目的	依頼人の弁護士選任便宜を図る	弁理士選択に必要な情報提供
公開主体	地方弁護士会	経済産業長官及び日本弁理士会
公開内容	情報公開範囲は地方弁護士会が定める	経済産業省令で定めた情報を公開
基本情報	氏名、生年月日など	資格取得理由、主要代理分野
選択情報	写真、Eメール、学歴、経歴	学歴、取り扱い業務、 試験選択科目など

また、韓国は、2007年に弁護士研修制度を導入し、年間8時間の研修を義務的に受けるように規定しており、日本は、弁理士資質向上のために2007年に弁理士研修制度を新設し5年間70時間の研修を受けるようにしている。

＜表IV-2-27＞韓国弁護士と日本弁理士の研修制度の比較

区分	韓国弁護士法第85条 (2007年新設)	日本弁理士法第31条の2 (2007年新設)
目的	弁護士の専門性と倫理意識鼓吹	弁理士資質向上
研修主体	大韓弁護士協会	日本弁理士会
研修内容	研修方法、手続き、委託機関の指定 などは大韓弁護士協会で定める	経済産業省令で履修時間、 免除条件などを規定
年数時間	8時間(年間)	70時間(5年間)

特許庁は、このような韓国内外の制度をベンチマーキングして、2009年から弁理士情報公開・研修制度を導入するため、弁理士法及び施行令改正を推進した。

大韓弁理士会で主催した公聴会において、弁理士らは情報公開の基本趣旨には賛成できるが、学歴、経歴、懲戒処分に対する情報公開に対しては再検討を要求した。情報公開の主体も特許庁ではなく大韓弁理士会に変更してくれることを要求した。また、研修制度の場合にも、制度導入には賛成するが高齢者など教育修了が難しい場合などを考慮し、例外規定が必要だという意見を提示した。

一方、韓国知的財産協議会(KINPA)をはじめとする企業らは、弁理士の専門分野情報など、多様な情報公開を要求した。FTAを通じた法律市場の開放に備え、弁理士の専門性を向上させるための研修制度は必ず導入しなければならないという意見を明らかにした。

弁理士・企業などに対する広範囲な意見収集を通じて、具体的な情報公開の範囲及び研修時間は大統領令で規定することにし、情報公開・研修制

度の施行主体を大韓弁理士会とする弁理士法改正案を2009年8月31日国会に提出した。

2011年5月24日に法改正が完了し、弁理士情報公開・研修制度の詳しい内容を規定した弁理士法施行令の改正に着手することにより2011年11月1日に施行令が公布された。施行令では、弁理士の名前、生年月日、事務所情報、資格取得種類、専門分野などを必須公開対象者の基本情報とし、その他、学歴など弁理士選任と関連した情報については弁理士が選択的に公開するようにした。また、弁理士義務研修の履修時間は、倫理研修2時間を含み2年で計24時間とし、休業、病気、軍服務などの理由により3ヶ月以上の弁理士業務を正常に遂行できない場合は研修義務を減免する内容が含まれている。

このような制度的基盤下に、2011年11月25日に弁理士情報公開及び研修制度が本格的に施行された。特許庁に登録されたすべての弁理士の情報は、弁理士会ホームページ(www.kpaa.or.kr)を通じて公開され、弁理士会主管により既存の弁理士に対する義務研修を開始した。

<図IV-2-8> 弁理士情報公開システム



ハ．評価及び発展方向

弁理士情報公開制度の施行により、出願人は、特許庁に登録されたすべての弁理士の事務所情報、資格取得状況及び専門分野などをインターネットを通じて難なく確認することができるようになった。また、弁理士検索サービスを通じて地域や専門分野別に弁理士を一度に検索することができるようになり、出願人の代理人選任に対する便宜と適合性が向上されると期待される。一方、弁理士研修制度により弁理士の専門能力が強化され、弁理サービス品質が一層高まるものと見込まれる。

出願人の便宜のために弁理士情報公開・研修制度が導入されたので、今後、制度運営を通じて出てくる不備点を改善し、より効率的な弁理士情報提供と弁理士教育の充実に万全を期する計画である。

第2節 創意的発明人材の発掘・育成

1. 発明教育の基盤構築及び制度化

国際知識財産研修院 創意発明教育課 技術書記官 ハン・トグォン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、21世紀の知識基盤社会を先導する将来の発明家に対する潜在力を見出し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び養成する発明教育基盤を構築するために、発明教育の正規教科反映の推進、発明教育センター運営などを推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1)発明教育の制度化

これまでの発明教育は、正規の教育ではない特別活動の形で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師たちの指導意気込み低調など、発明教育の拡大に限界があったが、発明教育関連機関及び教師らの努力により、教育科学技術部は「2007改正教育科目」及び「2009改正教育科目」において初・中・高等学校の正規の教育科目として反映し、発明教育の量・質的転換のための契機が構築された。

<2009改正教育課程「発明単元」反映状況>

- 小学校の実生活課程 (必須) 5～6学年課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)
- 中学校技術・家庭(必須) 1～3学年課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)
- 高等学校技術・家庭(選択) 1～3学年科目:技術革新と設計(大区分)(2013年適用)
- 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的問題解決(中単元)(2012年適用)

2)発明教師の専門性向上及び教育機会拡大

特許庁は、発明教育の活性化を目指し、発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上など多様な政策を推進している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会及び研究会支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には、発明教師の職務研修を大幅に拡大し、発明教育の正規教科への反映に備えて発明教育の質的レベルを向上した。

(イ)発明教師の職務研修支援

21世紀型の知識基盤人材養成に向けて、詰め込み式教育の枠組みから抜け出し、創造力及び問題解決力を育てるオルタナティブ教育として発明教育が注目されている。これに伴い、現場の発明教師対象の研修機会の拡大及び専門性向上のため、多様な教育サービスの要求も大きくなっている。

2005年まで発明教師職務研修は、主に休み期間を活用した集合教育により進行された。国際知識財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才団で実施された同研修を通じて年間200～300人の発明教師を養成し、発明教育の土台を構築した。

そして、2006年から韓国発明振興会を通じて市・道教育庁の委託研修機関に、発明教育の職務研修科目を設けて運営するために、発明教育の職務研修費用支援を推進しており、2011年には10の研修機関に発明教育の職務研修費用を支援した。

<表Ⅳ-2-28> 発明教育の職務研修費用支援機関数

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011
機関数	2	4	5	9	12	10

また、2009年には社会的条件及び教育環境の変化に応じ、現場教師の要求レベルを

反映するために、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規でオンライン発明教育システムを構築して運営した。発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大を目指し、2006年7月から教育科学技術部の認可を受け運営しているサイバー発明教育研修院(www.ipteacher.net)で、2011年は8の正規課程を運営し、4,791人に新しい発明教育機会を提供した。

<表IV-2-29>サイバー発明教育研修院の教育状況

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011
教育人数	330	1,146	3,175	3,835	4,063	4,791

ロ. 発明教育の研究学校指定及び支援

特許庁では、発明教育に対する多様な適用模範と研究機能の強化に向け、2000年度から市・道教育庁別に、毎年発明教育研究学校を指定し支援している。発明教育研究学校では、地域別の特性及び時代的な状況に合う多様な発明教育プログラム及び方法を模範として適用し、研究結果の共有を通じて発明教育を広め質的向上を図っている。また、市・道教育庁では、指導教師に研究加算点を付与し指導に対する意気込みを奮い起している。

<表IV-2-30>発明教育の研究学校運営状況

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
研究学校数	16	16	16	14	16	16	19	20	21	22	24	23

3)発明教育センター運営

発明教育センターは、発明教育の環境変化に応じ、発明教員の専門化向上の必要性が高まり、発明教育総合支援センターとしての役割を遂行するために、2005年12月に

竣工した。

創意的発明人材育成のための教育基盤を構築し、発明指導者の専門性を強化することにより、育つ学生たちを将来の知識財産核心人材として育成することを目標に、発明教育センターは教育課程を運営している。2011年には発明教育に関心がある学生及び発明指導者を対象に10科目を運営し計14,098人に対する教育研修を実施した。

(イ)教員の発明教育課程運営

発明指導教員の教授・学習能力の啓発など専門性を向上させるため、発明教師の深化課程と、奨学官、校長など教育管理者の発明に対する認識向上のための教育管理者課程など計6課程を運営した。

2011年には、教育需要者の要求を反映するために、発明教師入門課程と教育管理者課程を課程毎に各2回増設し運営した。教育内容が類似・重複した発明教師高級課程と深化課程を統廃合し教育課程運営の効率性を向上した。また、教育需要者が混同したり、代表性が低かった「発明英才教師深化課程」と、「明教育プログラム指導課程」を、「発明英才教師課程」と「発明指導事例科目課」に変え、教育需要者が課程の名称で教育課程の内容を簡単に理解できるようにした。

(ロ)学生発明の教育課程運営

2011年の学生発明教育課程は、発明教室、発明英才クラス学生たちを対象に創意的問題解決課程と知的財産権創出課程の2課程を運営した。教育内容が類似・重複したアナース(Honors)過程を知的財産権創出課程と統合して運営し、教育科目運営の専門性確保のために教育課程別に専門担当講師を拡充して教育効果を向上した。

(ハ)オーダーメイド型の教育課程運営

オーダーメイド型の教育課程は、1987年「学生発明巡回教育事業(現発明巡回課程)」

をスタートに、全国民を対象に発明教育を実施し、発明人口のすそ野を広げることに寄与した。2011年には、全国小・中・高校の生徒を対象にオーダーメイド型の教育課程を220回運営し10,824人を教育した。

<表IV-2-31>2011年発明教育センターの教育運営状況

(単位:回、人)

課程名		教育対象	回数	人数
教員発明	教育管理者	奨学官、奨学士、校長、教頭	6	176
	発明教師上級	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	38
	発明英才教師上級	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	16
	技術・家庭教師	中・高校技術・家庭教師	2	64
	発明教育プログラム指導	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	3	120
	発明教師入門	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	3	88
	6課程		16	502
学生発明	創意的問題解決	学校発明班及び発明教室で推薦した小・中・高校学生	13	302
	知的財産権創出	学校発明班及び発明教室で推薦した高校生	5	103
	2課程		18	405
オーダーメイド型	発明体験	発明に関心がある学生	75	2,367
	発明巡回	発明に関心がある学生	220	10,824
	2課程		295	13,191
合計	10課程		329	14,098

特に、2011年には発明巡回課程の対象機関が、前年に比べ100校余りが増加し、円滑な教育課程の運営に向けて「発明巡回課程講師募集」を通じて、全国各地域で活動中の発明教室と発明英才クラスの指導教師など65人を新規講師として委嘱した。これで計98人の講師poolを活用でき、75回の発明体験課程、220回の発明巡回課程、62回の分け合い発明教育を支障なく遂行した。

ハ．評価及び発展方向

2009年に改正した教育課程（2011年8月確定）により、これまで放課後の教育として行ってきた発明教育を、2015年からは小・中・高校の正規教科目の内で発明教育ができるようになったことは、発明教育の大きい転換点であると言える。

今後、正規の教科目に反映された発明教育の充実化と発明教育の活性化に向けて、発明教育に専門性を整えた教員を養成する体系的な教員育成システムの構築のために努力する計画である。

2. 学生レベル・学校レベル別の発明教育推進

国際知識財産研修院 創意発明教育課 工業事務官 ナ・ヨンミン

イ．推進背景及び概要

特許庁は、1995年から教育庁と共同で設置した全国190の発明教室を通じて、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、発明教室単位で、自主的に推進された発明英才教育が本格的に推進できるように関係部署との協力を強化した。教育科学技術部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」に積極的に参加し、発明教室を活用

した発明英才教育の拡大を推進するなど、発明英才養成のための推進根拠及び基盤を構築し、これの一環として2008年から発明英才の選抜道具及び発明英才教授の学習資料を毎年開発し普及している。

一方、政府レベルで推進中の「政府部署による特性化専門係の高校育成」事業の一環として、「発明・特許特性化 高校プログラム支援学校」の4校を選定して2008年から本格的な支援に突入した。同事業を通じて高校段階において体系的な発明及び特許分野専門教育を通じて創意的で問題解決力が優れた学生たちを養成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

ロ. 推進内容及び成果

1)発明教室の運営支援

発明教室は、1995年ソウル インホン中学(現、奉天中学)で模範設置された以後、全国市・郡・区の教育庁別に1ヶ所ずつ計182の発明教室の設置を目標に推進された。各市・道教育庁と連携し毎年16内外の発明教室を設置した。2006年に24教室を設置し182の発明教室設置事業を一次的に完了した。2008年には市・道・教育庁が自主的に5の発明教室を追加で設置、2009年には2の発明教室、2010年には1の発明教室が追加で設置され、2011年を基準に全国で計190ヶ所の発明教室が設置されている。

<表IV-2-32>年度別発明教室の設置状況

年度	1995～2006	2007	2008	2009	2010	2011	計
設置数	182	-	5	2	-	1	190

特許庁は、2006年まで発明教室設置事業を完了し、2007年からは発明教室の内

実ある運営のために、発明教室運営費支援を持続的に推進している。

このような多角的な努力により、発明教室の利用者が毎年増加し、学生だけでなく父兄など一般人に対する教育も拡大して、地域の知的財産権の認識向上に寄与している。

＜表IV－2－33＞発明教室の利用者状況

区 分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
学生	326,533	350,657	395,158	491,031	597,060	692,851	622,736	759,715	777,813
父兄	28,370	24,994	37,828	35,317	33,990	27,995	28,415	29,459	42,001
教師	9,655	10,162	19,167	19,598	23,235	16,529	23,753	26,071	21,629
利用者 合計	364,558	385,813	452,153	545,946	654,285	737,375	674,904	815,245	841,443

2)発明英才教育

特許庁は、2007年に政府レベルで推進中の「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の策定に積極的に参加し、発明英才養成に向けた基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は、2007年12月に国家人的資源委員会で確定され、同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許庁など6部署が参加した。特許庁は、同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院設置など発明英才を体系的に発掘・養成できる制度的装置を構築した。

(イ)市・道教育庁の発明英才教育支援

2008年から発明英才の選抜道具の開発を通じて、発明英才の選抜装置を構築し、

また、教授・学習プログラム開発により選抜された発明英才のための体系的な教育プログラムを構築した。

2010年からすべての16市・道教育庁で、発明英才クラスを運営(ソウル・大邱・慶南3ヶ所は2010年から実施)しており、2011年には、242の発明英才クラスで4,650人の学生たちに発明英才教育を実施した。

＜表IV-2-34＞発明英才教育状況

(単位：クラス、人)

年度	2008年	2009年	2010年	2011年
発明英才クラス数	51	96	192	242
発明英才学生数	1,752	1,978	3,765	4,650

2008年に、小・中学の初級レベルプログラムとして各1種類(計2種類)を開発し、2009年には、小・中学の中級レベル及び高校の初級レベル各1種類(計3種類)を開発して普及した。2010年には、発明・設計プロセス基盤の発明英才教育プログラム3種類(初・中・上級)と、チーム プロジェクト中心の創意的問題解決の教育科目中級3種類(発明、人文社会、数理科学分野)を開発して普及し、2011年には、発明教育標準教材を小・中・高校の各1種類(計3種類)と、発明英才教育内容の標準指導ガイド3種類(初・中・上級)を開発して普及した。

そして、2008年に続き2009年にも、発明英才選抜道具4種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して普及し、2010年と2011年には、発明英才選抜道具8種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種類)を開発した。最近の英才選抜傾向を反映して観察・推薦制度の選抜マニュアル4種類(小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して普及した。

＜表IV-2-35＞発明英才教育プログラム開発状況

年度	内 容	対象	遂行機関
2008年	発明とSTEM	小(初級)1種類、 中(初級)1種類	忠南大学
2009年	多重知能理論に基づいた発明 英才教育プログラム	小(初級)1種類、 中(初級)1種類、 高校(初級)1種類	忠南大学
2010年	発明・設計プロセス基盤	小、中、高校各1種類	光州教育 大学
	チームプロジェクト中心の創 意的問題解決教育科目	中級3種類 (発明、人文社会、数理科 学、問題解決)	崇実大学
2011年	発明教育標準教材	小、中、高校各1種類	国庫/忠南大学
	発明英才教育内容 標準指導ガイド	初、中、高級各1種類	光州教育 大学

(ロ)大学付設の発明英才教育

特許庁は、教育・企業界など現場の意見を反映した新しい概念の発明英才選抜・育成計画の策定に向けて、韓国科学技術翰林院と共同で2009年3月から諮問団と企画団を構成して運営した。諮問団は、KAIST POSTECH大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファKAIST招へい教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルスKAIST客員教授など最高の碩学で構成され、企画団は、発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業など関連分野の専門家で構成された。企画団は1～5回の会議を開催し、人材像から選抜・育成体系まで異なった背景を持つ企画委員の中でコンセンサスを導出し、導出した計画を2009年9月の諮問会議に報告することにより、政策方向の諮問結果を含んだ選抜・育成計画が策定された。

2009年2月に、韓国理工系大学の先頭に立つKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を作った。その後、共同の目標を目指し事業推進パートナーとして随時に推進団会議を開催し選抜・育成策を議論した。2009年9月には、両大学に次世代英才起業家教育院を指定し設置した。

英才教育担当の奨学官など市・道教育庁教育関係者を対象にした次世代英才起業家育成説明会、ベンチャー企業CEO、学界などベンチャー専門家が参加する創造経済と創造企業フォーラムなどを開催し、現場における共感帯を形成すると共に協力関係の維持のために努力した。

このような過程を経て選抜及び育成計画を策定した結果、KAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生を2009年12月に181人を選抜し、2010年から本格的に教育過程を運営している。教育目標に対する学生・父兄・指導教師など政策需要者の大きな共感と関心により初めて選抜したのにもかかわらず5.3:1の高い競争率を記録した。

両教育院は、小数精鋭の英才らが英才起業家として備えなければならない基盤知識である創意的問題解決力・未来技術・起業家の精神・知的財産専門性などを育成するために、多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生たちが、将来社会が要求する融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野に接することができるように教育機会を提供している。

<表IV-2-36> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育内容

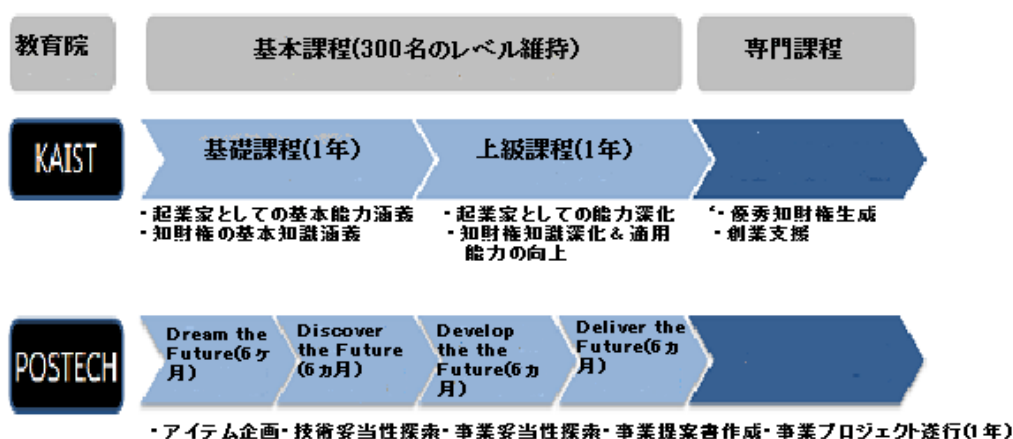
	KAIST	POSTECH
教育目標	・ 価値あるIPを創り出し、時代的流れを先導する創造的起業家養成	将来の市場を創り出す破壊的技術革新を主導する起業家養成
教育科目構成	・ 未来技術の変化に対するビジョンを育てる未来技術・人文学(企業発達史)、知的財産を創造するための知的財産権、これを基盤に企業を設立して運営するリーダーシップを培養する起業家精神の教育で構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ Creativity & Innovation(創意性及び技術革新) ・ Future & Technology(未来先見及び技術) ・ Product Design & Development(製品化) ・ Economy & Management(技術事業化及び経営) ・ Business Development(適用・実習)で構成

2010年9月には、次世代英才起業家教育生らが、認知的な領域の発達と共に、情緒的な領域においても安定的に成長できるよう、オーダーメイド型の成長支援を

提供するため、韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野などの修士・博士レベルの専門担当者5人で構成された次世代英才起業家センターを開所し、教育生個人別の心理、能力などを分析して次世代英才起業家教育生、父兄らを対象に進路などに対する個別相談サービスを提供している。

2010年末には、3.3:1の競争率で2期教育生を152人、2011年末には、165人の3期教育生を選抜し、2011年から2年課程の教育対象者数を計300人余りに対し基本課程の教育プログラムを運営している。

<図IV-2-9> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育体系



3) 知的財産創出能力を整えた産業技術実務人材の育成

特許庁は、高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じ、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するために、2007年に4の専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。教育人的資源部など7部の2庁が参加し、「政府部署による特性化専門系高校の育成事業」の一環として推進中の事業である。

事業計画書評価、現場実態調査、発表審査等を通して2007年6月に特性化高校に選ばれた学校は、サムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、

公立)、デクァン工業高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)等4校である。

2007年には、発明・特許特性化高校の運営策に対する研究を推進した。これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営など、学校別の事業推進計画を具体化にし、特許庁、教育人的資源部、4の教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結して支援主体間の役割を明確にした。

これを土台に2008年には、本格的に発明・特許特性化高校の運営支援を始め、初年度には、特性化高校の成功的な運営基盤を整えるするための基本枠の構築に重点を置き、学校別の専門家コンサルティングなどにより運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続する予定である。

ハ. 評価及び発展方向

発明教室を通じた発明教育の拡散が、発明教育の正規教科目の反映に寄与し、「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「政府部署による特性化専門系高校育成」などにより、発明教育の底辺が英才教育と特性化高校にまで拡大した。

今後も発明教室教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育がより一層広がるようにするために、各分野別にこれまでの成果を評価し、意見を取りまとめて、学生のレベル別・学校レベル別に体系的な中長期推進計画を構築する計画である。

3. 発明活動が優秀な学生及び教員の発掘・拡散

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 ソン・イング

イ. 推進背景及び概要

特許庁では、創造力が優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高め、望ましい発明人材像を確立するために、多様な発明・創意性大会を運営し、優秀発明活動学生と教員を選抜して支援している。

＜優秀発明活動の発掘・拡散活動＞

発明・創意性大会	優秀発明活動学生及び 教員選抜・支援
大韓民国学生発明展示会	発明奨学生 大韓民国発明教育大賞
大韓民国学生創造力チャンピオン大会	
青少年発明家プログラム(YIP)	

大韓民国学生発明展示会は、創意性ある発明品の考案及び製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発し、発明を生活化することによって、知識基盤社会の主役になる将来の発明家を発掘・養成するため、去る1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、「他人と違う私」と「一緒に暮らす私」の調和を基盤に置き、協同的な問題解決の過程を通じて青少年らの幅広い思考力と創造力の育成を目的に、2002年から特許庁と三星電子が共同で開催している。この大会は、5～7人の学生たちがチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生たちの創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、企業らが提示した課題に対し中・高校の学生たちに、創意的なアイデアで解決策を提示するようにし、特許出願まで行うよう支援して青少年らに創造力、協同精神、起業家精神を育てるプログラムである。

発明活動が優秀な学生を選抜する制度では、発明奨学生選抜制度があり、2011年度には、発明教育の拡散及び発明文化の先祖に貢献した教育者を発掘・授賞することに

より、発明教育者の志気と自負心を鼓吹するために、大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

1)大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は、小・中・高校の生徒たちの優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会で、2011年には24回目を迎える。

同大会の出品対象は、小・中・高校の生徒たちの発明及び考案品であり、出願及び登録可否とは関係がなく、書類審査→先行技術調査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選ばれる。

優秀な発明品は、大統領及び国務総理賞など個人賞と団体賞に分けて授賞している。上位受賞者らには、賞状及び賞金の他にも発明キャンプ、海外研修などの機会を提供している。

2011年開催された第24回大韓民国学生発明展示会は、前年に比べ約38%ほど増加した9,768件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された160件の出品作は、2011年7月20日から7月29日まで果川の国立科学館に展示した。そして、国立果川科学館内キャンプ場において銀賞以下の受賞学生が参加する2泊3日間の発明キャンプを運営し、金賞以上の受賞学生及び指導教師などには海外研修を支援し、発明指導の意欲を鼓吹して学生発明活性化を図った。

<表IV-2-37>大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
受付作品	3,879	4,463	4,228	5,473	5,572	6,344	7,060	9,768

2)大韓民国学生創造力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創造力オリンピック)

2002年から開催された大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、2009年16市・道別に予選大会を開催したが参加チーム数が大きく増加し、今年には、市・道別予選大会の実施前である2008年に比べ約4.7倍に達する1,240チームが参加した。

全体参加チーム中で書面審査を通じて1,202参加チームを選抜し、6月開催された全国16市・道予選大会を通じて100ヶチームを選抜して、8月5日から7日までソウル コエックスで本戦大会を開催した。本戦大会で金賞を受賞した9ヶチームに対しては海外研修機会を提供した。

＜表IV-2-38＞大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2003	2004	2005	2006		2007	2008	2009	2010	2011
				冬	夏					
参加チーム数	224	102	269	144	205	263	259	1,022	1,036	1,240

3)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年には、DUOBACK KOREA 及びCOREX自転車(前INFIZABIKE社)等2企業が参加したが、2010年には、後援企業が6企業に拡大し、今年は企業8社が参加し、30チームを選抜することとなり、さらに多くの青少年らが発明教育の支援を受けられるようにした。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加した。2009年度は134チームが参加申し込みをし、2010年は386チーム、2011年は586チームが発明アイデアを提出した。

YIP参加チームに選ばれた学生たちのアイデアは、教育を通じたアイデア改善

の過程を経て、全部産業財産権として出願している。

<表IV-2-39> YIP(青少年発明家プログラム)状況

年度	2009	2010	2011
後援企業数	2社	6社	8社
申請チーム数	134	386	586
参加チーム数	30チーム	30チーム	40チーム

* 2011年YIP後援企業:KT、RENAULT SAMSUNG自動車、モーニンググローリー、U
OBACK KOREA、RYNKOREA、NEOWIZGAMES、WINIAMANDO、AMOREPACIFIC

4)発明奨学生を選抜

特許庁では、21世紀の知的財産基盤社会を主導する創意的潜在力を持つ優秀発明学生の発明活動を促進するために、2003年から「発明奨学生」選抜事業を施行している。

発明奨学生の選抜は、2008年までは書類評価により、産業財産権出願及び登録実績・学生発明大会の参加及び入賞実績・発明教育履修実績などの発明活動を総合的に評価して選抜し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)によって奨学金を支給した。

2009年からは、発明奨学生の選抜人数を320人から100人に調整し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)を廃止し、多くの学校の学生たちが受けられるよう1校当たり申請人数を5人に制限した。そして、選抜方式を定量的な書類評価の1次選考から、書類評価と深層面接評価で構成された2次選考方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を啓発して持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するために、金銭的支援による教育的補償を強化する方向へと、選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2010年からは、発明奨学生の選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校の学生に変更して、選抜方式も書類評価と深層面接評価から書類評価と

キャンプ遂行観察評価に切り替えた。

2011年には、既存の選抜制度に、地域の均衡選抜のために最小選抜人数の配分制度が導入され、発明活動が不振な地域の発明文化の拡大を試みた。

<表IV-2-40> 発明奨学生 の 年度別選抜人数

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
人数	411	298	320	320	315	98	100	101

5) 大韓民国発明教育大賞の新設

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場で発明教育に献身する優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広く共有し励ますために推進された。

受賞者は、候補者の推薦を受けて書類審査と面接審査を経て選ばれるが、2011年には、計7人の受賞者が最終的に選ばれた。選抜基準は、教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育的熱意及び持続性などであり、過去3年間の功績を対象に評価した。

大賞を受賞したソ・ジェフン教師など一般発明教師6人とキム・ビョンオ校長には、年末に開催された授賞式において特許庁長賞と共に賞金が授与された。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁では、発明・創意性大会の運営を通じて、対国民の発明認識の拡散と発明文化活性化のために多様な努力を傾けてきている。

大韓民国学生発明展示会は朝鮮日報と、大韓民国学生創造力チャンピオン大会は三

星電子と各々共同で主催しており、YIPは、RENAULT SAMSUNG自動車、KTなど8企業の後援を受けて運営するなど、企業及び報道機関などと連携して大会開催の効果を高めることに努めた。また、毎年、大会の制度改善と褒賞の拡大により大会参加の動機を高めることに努め、その結果、大韓民国学生発明展示会の過去5年間の申請作品数が約78%増加するなど、最近は発明・創意性大会の参加者数が大きく増加している。

今後、発明教育に対する教育界と社会の関心に応じ、増加する大会の参加ニーズに歩調をそろえ、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的においても忠実度を向上させ、公正で透明な大会を運営するために多様な努力を傾ける計画である。

第3節 社会的弱者に対する配慮拡大

1. 疎外地域・階級の青少年に対する分かち合い発明教育

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 チョ・ナムギョン

イ. 推進背景及び概要

島嶼僻地の学校、保育園そして地域の児童センターなどの青少年らに発明教育を提供し、教育を通じた分かち合いの教育文化を広く伝えるため、2008年から実施した。

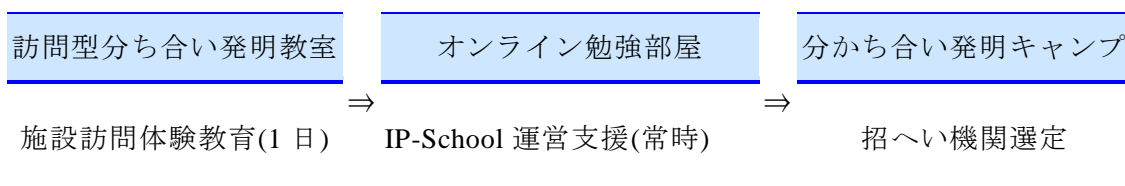
疎外地域や階級の青少年らに対する発明教育を行い、発明教室が設置されていない地域の発明教育の活性化を図り、既存の発明教室中心に発明教育を補完し、発明教育を通じて夢と希望を与えることが目的である。

ロ. 推進内容及び成果

1)疎外地域や階級の発明体験教育「訪問型分かち合い発明教室」運営

島嶼僻地所在の小・中学校、保育園、地域児童センターなど50機関を訪問し、1,616人の学生たちに発明の体験教育を実施した。この課程は、教育対象の年齢別の特性を考慮して1日課程の創造力向上の体験プログラムであり、教育対象機関を直接訪問して発明体験実習の活動を実施した。また、機関の劣悪な教育環境を助けるために、創造力増進のための図書と学習用教具を寄贈し、年中持続的な発明教育ができるよう支援するためにオンライン課程(IP-School)を開設し支援した。

<図IV-2-10>2011年の訪問型分かち合い発明教室運営体系



2)発明教育の弱い地域の学生向け「分かち合い発明キャンプ」の運営

「訪問型分かち合い発明教室」の対象機関うち、相対的に教育環境が劣悪な学生と教育熱意が高い学校の学生たちを招へいし、深化した発明体験教育を6回にかけて計605人の学生と教師に対し実施した。分かち合い発明キャンプは2泊3日の課程で発明教育センターにおいて進行した。疎外地域や階級の学生たちが日頃接することができなかった都市文化の体験とテドク研究団地の見学など、多様な体験活動も共に実施した。

3)疎外階級児童向け放課後発明教育課程の「分かち合い発明体験教室」の運営

大田広域市と光州広域市の保育園及び地域児童センター12機関、287人の学生たちを対象に、5週間の発明教育の課程を開発して放課後の発明体験教育を通年にわたり運営した。この課程は、発明教育センターの発明体験室と連携したセンター訪問教育として毎期ごと計5段階にわたり連続的にプログラムを進行し、発明の理解から最終発明アイデアの結果物である発明品製作までプロジェクト形式で進行した。

<表IV-2-41>2011年分かち合い発明教育の運営状況

(単位:回、人)

課程名		教育対象	回数	人数
分かち 合 い 発 明 教 育	訪問型分かち合い発明教室	島嶼僻地など疎外地域・階級学生	50	1,616
	分かち合い発明キャンプ	島嶼僻地など疎外地域・階級学生	6	605
	分かち合い発明体験教室	島嶼僻地など疎外地域・階級学生	12	287
	計		68	2,508

＜表Ⅳ-2-42＞年度別疎外地域・階級のための分かち合い発明教育の状況

(単位:回、人)

年度	2008年	2009年	2010年	2011年	計
教育回数	5	27	55	68	155
教育人数	154	1380	2,131	2,508	6,173

ハ. 評価及び発展方向

2008年の発明体験課程運営時に疎外地域や階級を対象に分かち合い発明教育を実施した以降、毎年教育人数が増加し、2011年の分かち合い発明教育課程を、訪問型分かち合い発明教室、分かち合い発明キャンプ、そして、地方自治体と連携した分かち合い発明体験教室として拡大運営し、教育脆弱階級の青少年を対象に分かち合い文化の拡散に貢献した。

このために、教育対象別のオーダーメイド型教育プログラムを運営し、脆弱階級の青少年の潜在された創意性を啓発した。また、年末の一回だけの教育ではなく通年にわたり有機的な関係教育を支援することにより持続的な連帯感を向上した。

今後、持続的な発明に対する関心と参加を誘導するために、1機関当たり教育時間を拡大し運営を行い、島嶼僻地など疎外地域の学生たちに夢と希望を与えることに努めていく計画である。

2. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 キム・テギョ

イ. 推進背景及び概要

高価の弁理サービスを受けられない国民基礎生活保障法上の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業及び大企業と紛争中の中企業などの社会的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民らに対する産業財産権創出・保護を支援するために、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所し運営している。

現在、弁理士12人及び図面士・行政職員など計15人で構成されており、相談業務、書類作成支援、知的財産権保護説明会、中小企業の産業財産権関連紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の発明意欲を奨励し、知的財産権保護に寄与するために、審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律構造事業も2001年から施行している。

ロ. 推進内容及び成果

持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大により、相談実績は毎年増加している傾向である。運営を始めた初年度の2005年4月から12月までは1,387件、2006年3,144件、2007年5,160件、2008年6,240件、2009年6,923件、2010年7,121件、2011年には8,670の相談業務を遂行した。

これと共に、知的財産権の底辺拡大による相談ニーズの増加に対応するために、公益弁理士を8人から12人に増員した。

また、疎外地域の無料弁理サービス提供の拡大のために、光州広域市、亀尾市を追加し、計13地域の地域知的財産センターと協力して2011年は、通年622件の地域巡回相談を実施した。

＜表Ⅳ-2-43＞特許相談センター類型別の運営実績

(単位:件)

知的財産権関連相談				書類作成支援	その他	合計
電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談			
4,445	1,290	1,652	622	652	9	8,670

*その他:知的財産権教育説明会、農業分野コンサルティング、疎外階級に対する訪問相談など

＜表Ⅳ-2-44＞特許相談センター相談請願人別の運営実績

(単位:件)

基礎生活受給者	次上位階層	国家功労者	障害者	在学生	満19才未満	小企業	その他	合計
580	156	492	1,270	1,412	380	2,187	2,193	8,670

*その他:小企業を除外した企業、疎外地域住民及び一般人

審判・訴訟代理費を支援する特許法律救済事業は、2011年から特許審判院・特許裁判所事件について代理費の一部を支援していた既存方式の代わりに、特許相談センターの公益弁理士が直接代理を務めることにより、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を向上した。

＜表Ⅳ-2-45＞審判・訴訟関連の支援実績

(単位:件)

審判代理	審決取消訴訟代理	最高裁上告代理	民事侵害訴訟費の支援	合計
19	15(8)	5(4)	19	58(12)

* ()は直接代理の施行前に費用を支援した事件に対し、追加的に費用を支援した件数

＜表Ⅳ-2-46＞審判・訴訟関連対象者別の支援実績

(単位:件)

中小企業	個人発明家	障害者	国家功労者	基礎生活受給者(次上位階層)	合計
31	10	13	2	2(2)	58

そして、社会的弱者に対するサービス支援活性化のために、多様な広報活動も実施した。パンフレット、ガイドブックなど広報パンフレットの配布をはじめ、中央日刊紙、地域新聞、インターネット バナー及び地下鉄広告を通じて相談及び支援の拡大に努めた。

ハ. 評価及び発展方向

2012年には、「特許料などの徴収規則」に基づいて特許料などの免除を受けている対象者の中で、公益弁理士の特許相談センターの支援対象に含まれてない5・18民主有功者、枯葉剤後遺症患者、特殊任務有功者、軍兵士などに対し「発明振興法施行令」の改正を施行して支援対象者に追加するなど、サービス支援対象を拡大する予定であり、また、疎外地域の住民に対する無料弁理サービスの接近性を向上するために、新規に巡回相談の要請があった春川、鬱陵島などを巡回相談地域に追加する計画である。

3. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 イ・ビョンハ

イ. 推進背景及び概要

FTA締結の拡大などグローバル化した経済市場において、模倣品の流通は、健全な商取引の秩序を乱し、企業の固有ブランドの開発と正規品市場の発展を阻害するだけでなく、韓国の国家競争力など知的財産権保護関連のイメージを毀損し、国家経済に否定的な要因として作用している。したがって、特許庁では、知的財産権の保護レベ

ルの向上のために、模倣品の不法に対する消費者の認識向上が最も重要な要因であるとの判断の下に、知的財産権の尊重と消費者の認識向上のために、多様な広報活動を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

1)消費者団体との共同キャンペーンなど広報実施

2011年から消費者中心の知的財産権の尊重文化を作るために、消費者団体の「韓国消費生活研究院」と共同で、模倣品流通根絶のための全国決議大会を2011年6月16日に開催した。ソウル特別市明洞芸術劇場の前で1,097人、その他15広域市・道において計5,180人の消費者団体会員たちと市民が参加した中、「グッバイニセモノ」というスローガンを掲げ、模倣品の不法に対する街頭キャンペーンを開催した。さらに、青少年・大学生・主婦・会社員などを対象に、模倣品流通根絶の自発的な参加を促すため、計20回にわたり2,481人に対し消費者教育も実施した。

<図IV-2-11>消費者団体と共同で広報実施



		
<p>模倣品展示</p>	<p>広告公募展受賞作品の展示</p>	<p>消費者アンケート調査</p>
		
<p>「模倣品は000だ」 メッセージ</p>	<p>「捉えろ! 模倣品!」消費者参加イベント ゲーム</p>	

<図IV-2-12>消費者団体と共同で広報街頭キャンペーン・パフォーマンス

		
<p>模倣品流通根絶の街頭キャンペーン・パフォーマンス</p>		

2)多様な媒体を活用した知的財産権保護広報の強化

特許庁は、TV公益広告、新聞広告、ポータルサイト、ブログ、ツイッ

ターなど多様な媒体を利用して、消費者の認識を高めるために国民に対する広報を強化した。特に、KBS TV公益広告及びKBS TV放送プログラム(「生の情報通」、「女性共感」等)を通じて模倣品の弊害を知らせ、正規品の消費文化定着のために国民の共感に努力した。

<図IV-2-13>TV公益広告及び地上波放送の広報映像

TV 公益広告の主な画面	KBS TV 「生の情報通」放送映像
	

また、消費者が直接参加して知的財産権保護の重要性を認識し、正規品の消費文化の定着と率先のために、大学生を対象に知的財産権保護広告公募展を開催した。また、消費者団体と協力して模倣品流通根絶のための国民キャンペーンを展開し、TV公益広告など言論広報も強化した。さらに、大学生・主婦・会社員を対象に、知的財産権保護に対する消費者教育も実施した。

<図IV-2-14>広告公募展対象作品及び青少年教育コンテンツ

新聞広告公募展大賞受賞作品	青少年教育用教育ネット掲示コンテンツ
	

特に、幼い時から知的財産権保護の重要性を認識できるように、小・中学の学生たちを対象に、知的財産権保護教育用の動画コンテンツを製作して配付すると共に、教育部オンライン教育サイト「教育ネット」にもコンテンツを掲載した。また、教室で直接見て感じることができるように、正規品と模倣品の比較体験ができる青少年体験学習も実施した。

< 図Ⅳ-2-15 > 青少年体験学習活動の様子



3) 知的財産権保護関連機関間の協力強化のための懇談会開催

知的財産権保護ネットワークの基盤造成及び模倣品流通防止のため、特許庁・放送通信審議委員会・商標権者(ルイビトン、ナイキ)・オープンマーケット(e-bay 코리아などオンライン ショッピングモール)担当者など関連機関と懇談会を開催し、知的財産権保護に対する政策的な対策及び相互協議事項を議論した。特に、オープンマーケットの市場規模が拡大することによって模倣品の取引も増加しているのが現状であり、これに対する特許庁の知的財産権保護政策及び模倣品流通根絶のための事業推進の状況などを相互交換し、模倣品取締まりのための協力強化策を模索した。

また、地方自治体の不正競争防止業務の担当公務員及び司法警察公務員とワークショップを開催し、模倣品取締まり担当公務員の能力強化及び関連機関間の業務協力体

系を強化した。

<図IV-2-16> 関連機関とのIP保護協力チャネルの活性化

IP 保護関連機関懇談会	司法警察公務員ワークショップ
	

ハ. 評価及び発展方向

消費者団体との共同キャンペーン実施、青少年に対する知的財産権保護教育用のコンテンツ制作・体験学習の実施、大学生の知的財産権保護広告公募展等を通して自発的な参加を誘導した。また、波及効果が大きいTV公益広告と地上波放送プログラムを制作して送出し、模倣品の流通根絶に対する社会的共感を形成し、国民の認識を向上させる成果を上げた。

しかし、未だ模倣品の取引は根絶されず、今後も商標権特別司法警察を通じたオン・オフライン取締り強化と、知的的産権保護に対する国民の認識向上の事業は、持続的に推進する計画である。

これから特に、青少年・大学生・主婦・会社人など階層別の消費者を対象に、オーダーメイド型の教育と広報を積極的に実施すると共に、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用した広報を実施する計画である。

4. 社会的企業の知的財産競争力向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 コン・ジョンイ

イ. 推進背景及び概要

社会的企業に対する役割と関心が高まる中、政府部署別の多様な支援策が実施されているが、知的財産と関連した政府レベルの創出支援は一度もなかった。

知的財産権に対する基盤が脆弱な社会的企業を対象に、知的財産創出基盤の強化により雇用拡大などに寄与するため、2011年下半期からモデル事業を実施した。

ロ. 推進内容及び成果

雇用労働部で認める社会的企業5社を選定し、ブランド及びデザインの新規開発支援事業を実施した。ブランド開発支援2社とデザイン開発支援3社に対し各々実施した。

この事業を通じて参加した社会的企業に対し、知的財産権に対する認識を向上する一方、知的財産経営に対する体系を確立させる重要な機会となった。

また、従来の知的財産権関連の出願件数が全体で4件に過ぎなかったが、支援してからは10件に、2倍以上増加する成果を収めた。



特に、支援企業のうち、慶南梁山に所在のブルーインダス(製品デザイン開発支援)社は、既存デザインの溶接服/手袋に、IP先行調査及びデザイン分析を通じて使用便性と機能性を適用した独特のデザインを開発して新製品を製作した。

その結果、既存の取引先である城東海洋造船以外の現代重工業、三星重工業など、中小企業から大企業へと販路を多角化し、月1億ウォンの追加売り上

げを上げる成果を取めている。

<表IV-2-47> 社会的企業の支援状況

番号	企業名 (所在地)	支援 区分	主要支援内 容[品目]	開発前	開発後
1	Nuriddle. co.kr (忠北)	ブラ ンド	BI、スロー ガン[ソフト ウェア]		
				-プログラム名称をそのまま活用した既存ブランドに新しいブランドネーミング及びデザイン開発適用	
2	Junglip 電子 (ソウル)	ブラ ンド	CI、BI [電子製品]		
				-差別化のない既存ブランドに Identity を付与し CI と BI を同時に開発して相関関係確立	
3	Blueind. co.kr (慶南)	デザ イン	製品デザイン [溶接服、 溶接手袋]		
				-差別化のない既存デザインの溶接服/手袋に新素材を適用し便宜性及び機能性を向上した新製品製作	
4	Chenhyang. co.kr (江原)	デザ イン	製品デザイ ン、包装 デザイン、		

			CI(リデザイン)及び BI [石鹼]	-新規開発製品の枠組みデザインを開発し包装に使われる CI 及び BI 新規開発活用	
5	独島 クッキー 事業団 (ソウル)	デザ イン	包装デザイン [パン/クッキー]	 	
				-一貫性なしで使われてきた包装デザインの Identity を確立して高級型、普及型、ギフトセットなどで区分	

ハ. 評価及び発展方向

知的財産権基盤が脆弱な社会的企業に対し、知的財産権の支援拡大により政府の政策に参加させ、知的財産創出支援の強化及び雇用拡大に寄与した。

2011年のモデル事業実施結果を基に、支援事業をより拡大させる計画であり、社会的企業に対する知的財産の経営実現のために、コンサルティング支援事業及びその他出願費支援など、特許庁で実施している支援事業の範囲内で、連係を通じて支援していく計画である。

また、社会的企業の知的財産権に対する認識向上を高めるため、知的財産権教育及び知的財産経営ブーム造成のために、全国単位の発明大会などの参加支援も推進する計画である。

第4節 発明振興イベントの開催

1. 第46回「発明の日」記念式開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 チェ・ナレ

イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産先循環構造の確立有無は、国家と企業競争力の主な基盤となっている。

このような循環の出発点である知的財産の創出促進は、社会各界の各層における知的財産創出の底辺拡大のために法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。このために発明家に対する尊重と共に、発明と知的財産の重要性に対する共感を拡大し、国民レベルにおける発明秀囲気を造成する必要がある。

政府は、知的財産に対する認識の重要性を向上し、発明の生活化を定着させるために、1957年に世宗大王が世界最初に測雨器発明を公布した日(1442.5.19)を記念して、5月19日を「発明の日」と法廷記念日に指定した。発明の日記念式典では、発明家らの士気を奨励するために有功者褒賞、発明優秀事例発表、優秀発明品の展示など多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2011年の第46回「発明の日」記念式典は、「特許100万件突破、知的財産が国家競争力だ!」という主題で、韓国内での特許100万件突破を祝い、知的財産の育成を通じた国家競争力強化の意志を表明した。記念式典には、国務総理をはじめ発明有功者、優秀発明業者、発明学生及び指導教師など約700人余りが参加した中で5月19日(木)に、ソウル大韓商工会議所で開催され

た。

記念式典では、発明及び特許分野に貢献してきた有功者78人に、金塔産業勲章など政府褒賞があった。これと共に、大韓民国を代表する発明家1人を今年の発明王に選定して月桂冠を授けた。並行して行われたイベントでは、広報映像の上映、優秀発明品展示会などがあり、発明に関する一般人らの関心と参加を誘導した。特に、国務総理が3年連続で記念式典に臨席して知的財産に対する重要性と発明家が尊重される文化作りのための政府の意志を表明するなど、発明の日の重要度が高くなった。

社会的認知度を持つ著名人の寄稿文を言論媒体に掲載し、「発明の日」の広報効果を極大化できる契機を設け、韓国民族の発明DNAを主題に、国民的関心を向上した李・スウォン特許庁長の寄稿文をはじめ、チェ・チョンヒョプ発明振興会長、シム・ヨンテク ソウル大法学専門大学院教授、ペク・マンキ韓国知識財産サービス協会長などの寄稿文が、発明の日を前後して主要日刊紙に掲載され、発明の月の雰囲気を高めた。

<図IV-2-17> 第46回発明の日の国務総理祝辞



ハ. 評価及び発展方向

第46回の発明の日記念式典は、単純に褒賞を行い政策情報を伝えるイベントから脱離し、発明に対する関心を持続的に誘導するために多様な試みを行った。発明の日記念式典に展示された優秀発明品は、2011年の大韓民国発明特許大展に展示し、今年の発明王は、政府大田庁舎の発明家の殿堂に展示するなど、1回限りで終わってしまう発明の日の意味を再確認させることにより、地域発明家などの発明意識を奨励する契機となった。また、広報動画は、政策紹介ではなく特許登録100万件突破を祝う米国特許庁長のインタビューと強い小企業の成功談などで構成した。

特に、多様な付帯イベントを通じて参席者らが楽しめるようにするなど、参席者オーダーメイド型の構成を試みた。式典前のイベントとして発明・創意に合うフュージョン ジャンルの電子弦楽公演により参加者らの耳目を集中させ、後に続く記念式典に集中させることができた。1部の授賞式が終わった後も、カードマジック公演を行い、2部の授賞式まで参加者らが退屈しないよう準備をした。

<図IV-2-18>電子弦楽公演



<図IV-2-19>2011年今年の発明王
月桂冠の授与



<図IV-2-20>受賞者の発明品紹介



<図IV-2-21>優秀発明品の展示



2. 特許技術賞授賞

電機電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 ソン・ベックムン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、発明者の発明意欲の奨励と国民的な発明雰囲気作りを拡散させて産業技術競争力を向上し、延いては国家産業発展の貢献に向けて、韓国国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は、1992年から毎月1つの優秀発明を選定していたが、1996年からは分期別に、2007年下半期からは半期別の授賞に切り替え実施した。特許技術賞授賞規模の増加により申請件数も増加し、一般人の関心度が増大している。

<表IV-2-48>授賞種類

区分	種類	授賞数	賞金	受賞者
----	----	-----	----	-----

特許・実用新案	世宗大王賞	1	1,000 万ウォン	発明者
	忠武公賞	1	500 万ウォン	
	池錫永賞	2	300 万ウォン	
デザイン	丁若鏞賞	1	500 万ウォン	創作者

* 選定審査協議会の審査結果、特許技術賞の選定に適さないと判断した場合、奨励賞(賞金 30 万ウォン)の授賞や、当該特許技術賞を選定しない場合もある。

< 図IV-2-22 > 受賞マークの種類

世宗大王賞	忠武公賞	丁若鏞賞	池錫永賞
			

* 奨励賞は受賞マークから除外

ロ. 推進内容及び成果

2011年度の特許技術賞は10の発明品を選定し、韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。

2011年には高い競争率を突破し、上半期には、世宗大王賞に韓国水力原子力(株)社の「中・低レベル放射性廃棄物のガラス固体化装置及び工程」が、下半期には、世宗大王賞の代わりに奨励賞として、忠武公賞に(株) S SENG社の「引上げ式空隙制御繊維ろ過器」が選ばれた。

<図IV-2-23>2011年上半期の特許
技術賞授賞式



<図IV-2-24>2011年下半期の特許
技術賞授賞式



特許技術賞は1992年から2011年まで計273の優秀発明・デザイン(特許199、実用新案21、デザイン53)を選定して授賞することにより、発明の雰囲気拡散に大きな役割を担った。

<図IV-2-25>2011年上半期の受賞
発明品紹介



<図IV-2-26>2011年下半期の発名
品紹介



ハ. 評価及び発展方向

1992年から始まった特許技術賞制度は、マンネリズムに落ち込むことなく、発明者の発明意識を奨励するために大きな役割を果たした。2011年度にも特許技術賞に190件が応募し19:1の競争力を見せるなど発明者の関心度が高かった。特に、授賞者選定時に、個人または、中小企業を優遇する条項を設け、大企業の発明と競争した場合、実質的な均衡が成り立つように

運営し、2011年度にも授賞件数10件のうち、個人及び中小企業が4件を占めた。

一方、年間2度授賞することにより、優秀発明の発掘が難しくなる場合に備え、特許技術賞の品格に適合しないと判断した場合には、奨励賞を用意し賞の品格が低下しないよう防止している。また、応募期間を上半期は3月、下半期は9月と各々1月を維持し、発明家が特許技術賞に応募する時期に対する予測可能性を高め、多数の発明家が応募できるように制度を運営している。

3. 発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 チェ・ナレ

イ. 推進背景及び概要

発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展は、知的財産権に対する国民の認識を向上させ、発明の雰囲気を広め、国内外の発明家の交流を拡大し、国際的なネットワークを構築することにその目的がある。また、延いては、今回の展示を通して優秀発明品を一般の国民に広く知らせるなど、販路を切り開いて流通を活性化させることができる。技術先進国への跳躍のため、通年の発明と特許を決算して授賞することにより新技術を発掘することができ、ますますその価値が重要となっている商標とデザインの発展を向上する効果もある。

これまで大韓民国発明特許大会は、1982年から毎年開催し30回目を迎え、商標・デザイン権展は、2006年から毎年開催して6回目、ソウル国際発明展は、2002年から2008年まで隔年開催したが、2009年からは毎年開催することとなり7回目を迎えた。

ロ．推進内容及び成果

2011年度には、大韓民国発明特許大会及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展を同時に開催し、韓国内の優秀な特許と商標及びデザインだけでなく、世界各国の発明品を共に展示することにより、名実共に韓国内最大規模の知的財産権展示会を開催した。韓国内外の発明特許イベントのレベルを高め国際的イメージ向上にも大きく寄与した。

大韓民国発明特許大会は、受賞作94作品を展示するだけでなく多様な見どころを提供して一般国民の関心を集め、展示会のレベルを高めようと試みた。2011年度に、最新 이슈として浮上したハイテク製品を展示するハイテク館を構成し、最新スマートフォン、LTE新技術などを直接比較する体験ができるようにした。

商標・デザイン展は、優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作品をはじめ、正規品・模造品展示館、有名スター広告ブランド展示館、国内キャラクター展示館など多様な構成を通じ、多様な年齢層の観覧客らのための面白みを増した。有名キャラクターのポロロとディボ展示館には、児童だけでなく大人の観覧客らにも大人気を呼び展示館での写真撮影の場所となった。

ソウル国際発明展は、歴代最大の規模で、韓国の国内88社(人) 145品目、海外30ヶ国523品目を出品及び展示し、世界的な発明展示会と言え、国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の場となった。また、購買相談館を運営し発明家とバイヤーの相談の場を提供することによって、参加者に発明品を広報するだけでなく事業化の実績向上にも貢献した。

ハ．評価及び発展方向

＜図IV-2-27＞商標・デザイン権展のキャラクター展示館



展示会に出品し参加した企業等に、実質的に役立つ特許技術事業化の支援政策説明会を開催し、企業らが支援を受けられる多様な政策を紹介すると共に、各々専門家を置いて企業運営スタッフが相談を受けられる場を用意した。技術保証基金、特許技術評価、寄付採納技術など企業運営に実質的に役立つ分野に対し10講座を設け、約200人余りの企業家が参加するなど、展示と情報共有の機会を提供した。

また、展示会参加者とバイヤー間の購買、技術移転、投資誘致などの相談ができる購買相談館を運営して268件の相談実績を収め、展示参加者らに事業化の機会を提供した。観客が直接参加できる特許証交付イベント、ポラロイドイベントなどを実施し、参加者らに展示会の記念品を提供するなど、高い評価が得られた。

主に、中小企業家らがたくさん参加するという点を考慮して、講座を中小企業が必要とする内容に改善し、分野別の専門家を配置して実質的なコンサルティングができるように支援する計画である。

<図IV-2-28>大韓民国発明特許大典の開幕式



<図IV-2-29>優秀発明品の観覧



<図IV-2-30>国務総理表彰受賞作の試演



<図IV-2-31>ポラロイド写真撮影イベント



<図IV-2-32>授賞式



第5節 女性発明振興活動の展開

1. 女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識の向上

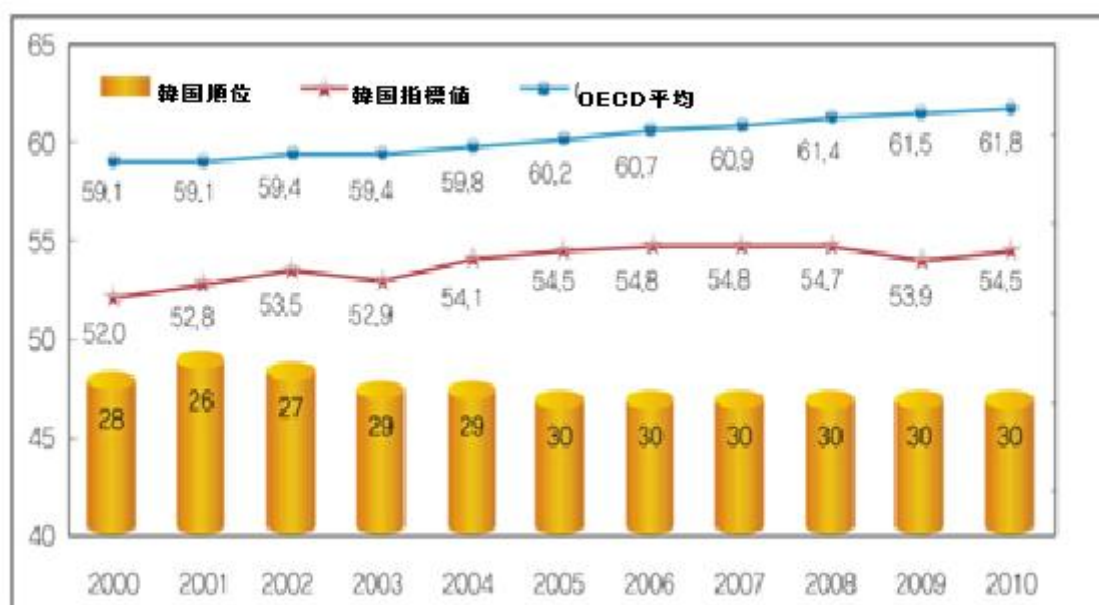
産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性経済活動参加人口は着実に増加しているが、韓国の女性経済活動の参加率は、2011年基準の54.5%で、OECD会員国平均の61.8%より低いレベルである。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

<図IV-2-33> 韓国の女性経済活動参加率推移(34ヶ国基準)

(単位:%)



* 資料:企画財政部

これに伴い、政府は女性特有の創意性と創造力の啓発のために、女性を対象に体系的な知的財産権教育、女性発明創意教室及び女性発明競合大会などを支援し、女性発明の底辺拡大と発明人材を育成している。

路．推進内容及び成果

女性発明の底辺拡大及び優秀女性人材の発掘のために、韓国女性発明協会を設立し、2001年から本格的に女性を対象に発明振興事業を繰り広げてきた。その結果、知的財産権説明会、女性発明競合大会、女性発明情報誌発刊など本格的な女性発明振興事業が始まった2001年以後の女性の知的財産権の登録件数は、年平均5.8%増しとなり、韓国内の知的財産権の全体登録増加率2.3%より高い増加率をみせた。全体登録において女性が占める割合も2001年3.1%から2010年4.2%に増加した。

<表Ⅳ-2-49> 女性の知的財産権登録状況

(単位:件、%)

区 分	2001	2003	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許	153	345	743	1,252	1,529	1,133	850	1,085
実用新案	1,821	1,950	1,974	1,915	211	284	240	284
デザイン	793	1,225	1,733	2,121	2,838	2,570	1,973	2,219
商標	1,265	2,032	3,039	3,889	3,498	3,784	2,771	3,135
計 (増加率)	4,032	5,552 (9.7)	7,489 (15.3)	9,177 (22.5)	8,076 (Δ12.0)	7,771 (Δ3.8)	5,834 (Δ24.9)	6,723 (15.2)
登録合計 (占有率)	130,850 (3.1)	155,840 (3.6)	198,094 (3.8)	250,557 (3.7)	227,606 (3.5)	193,939 (4.0)	145,927 (4.0)	159,977 (4.2)

また、女性の知的財産権出願状況をみると、2001年以降の女性の知的財産権出願は、年平均6.8%増しとなり、韓国内の知的財産権全体出願増加率2.5%より大きく増加し、全体出願において女性出願が占める割合も2001年3.9%から10年5.7%に増加した。

<表Ⅳ-2-50> 女性の知的財産権出願状況

(単位:件、%)

区 分	2001	2003	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許	1,279	1,586	2,268	2,932	3,672	3,898	4,089	4,012
実用新案	2,044	2,442	2,386	2,429	1,572	1,310	1,661	1,255
デザイン	2,159	2,226	3,178	5,911	4,807	5,615	4,764	4,607
商標	5,937	7,591	8,323	8,982	9,598	9,322	10,212	10,883
計 (増加率)	11,419	13,845 (11.1)	16,155 (13.1)	20,254 (25.4)	19,649 (△3.0)	20,145 (2.5)	20,726 (2.9)	20,757 (0.1)
出願合計 (占有率)	289,420 (3.9)	306,001 (4.5)	359,207 (4.5)	372,520 (5.4)	380,203 (5.2)	372,697 (5.4)	364,990 (5.7)	362,074 (5.7)

女性発明家の裾野拡大及び知的財産認識向上のための支援事業としては、

①全国巡回の女性知的財産権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上をさせ、潜在力ある女性発明家の発掘及び育成のために、各地方自治体、地域女性団体などと協力して発明に関心がある主婦、発明教室参加学生、父兄、女子大生などを対象に「全国巡回の女性知的財産権説明会」を2001年から開催している。

弁理士、発明教育の現場専門家、成功した女性発明家などを講師として構成し運営される同説明会は、知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容に講義を実施し、知的財産権に対する認識を向上させ底辺の拡大に大きく寄与している。2011年度には、女性の知的財産権説明会を計56回開催し4,316人が参加するなど好評であった。

②女性発明競合大会の開催

女性発明競合大会は、女性に斬新な創造力を発揮する機会を提供し、創作アイデア啓発に対する意識高揚と発明の活性化を図る大会である。既存の「女性発明アイデア公募大会」を統合して発展させ、2003年に初めて開催された。2011年には、一般

部329件、学生部105件、障害者部16件など計450件が出品され、この中でアイデア創出過程、独創性、実用性、経済性を総合的に考慮し大賞(大統領賞)の他計54件を授賞した。

③女性発明の弁理諮問

女性の発明アイデアを具体化にし、特許出願を助ける知的財産権の無料弁理相談、政府の知的財産権支援制度の案内及び知的財産権関連の各種諮問、特許出願時の弁理費割引などを内容とする「女性弁理諮問事業」が2004年9月に初めて施行された。2011年には313件の無料弁理諮問相談を実施し、この中で35件を出願した。

④女性発明情報誌(月刊「発明する人々」)発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種ニュース情報の発信、政府の知的財産権創出促進事業の紹介をするために、韓国女性発明協会主管で2002年7月に創刊された。「発明する人々」は、発明マインド向上、発明家の自負心奨励及び権益擁護、国民レベル発明生活化運動の展開、発明家と企業間の関係推進、発明企業広報などナマ情報と多様なニュースを、発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者及び登録者などに提供している。

ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業は、より多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加させ、延いては韓国の産業発展を促進することを目標に繰り広げられた。また、創意的女性発明家の育成と活用を行い、優秀女性発明出願及び事業化を支援するための体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。事業目標の達成のために女性発明の親和的社会環境作りに注力し、女性発明支援インフラを構築して国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤づくりに努力を傾けている。

今後、女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識向上のために、関連機関との女性人

材活用に対する方策などを模索する計画である。

2. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

21世紀は、土地と資本などの有形資産が、競争力の基盤となる産業社会から情報と知識に基づいた技術力・ブランド・デザインなど無形資産中心の知識基盤社会に転換する、知識を活用した新しい産業が成長動力として台頭している。特に、このような状況において、低出産-高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は新しい活動主体として重要性がより一層高くなっている状況である。

したがって、女性発明の事業化を通じた国家競争力の向上のため、販路開拓及びビジネス マッチング機会の提供ができる世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などを支援すべきである。

ロ. 推進内容及び成果

①世界女性発明大会及び女性発明品博覧会開催

世界初の大規模国際女性発明大会によって、韓国が世界女性発明の主導国としての地位を確保することに大きく寄与した。2008年から大韓民国世界女性発明大会と大韓民国女性発明品博覧会・女性発明国際フォーラムを共に開催することによって、韓国内の女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネス マッチングの機会を与えシナジー効果を創り出した。

2008年から毎年開催される世界女性発明大会及び世界女性発明品博覧会は、すでに第4回目の大会を迎えた。第4回目の大会は2011.5.4～5.7まで4日間コエックスHall A(旧太平洋ホール)で開催され、25ヶ国で7万人余りが参加し、バイヤー相談は、国内19,170回、計15億ウォン、海外11,950回、計35億ウォンの相談を行うなど年を増すごとに高い反響を呼んでいる。

このような世界女性発明大会において全世界女性発明家の国際的連帯とネットワークを構築し、韓国内の女性発明企業家の海外進出の橋頭堡を構築した。また、積極的な広報活動により多様な媒体において紹介され、女性の発明文化の振興に重要性及び関心を高める契機となった。

<図IV-2-34>大韓民国世界女性発明大会の開幕式



<図IV-2-35> 女性発明品博覧会



<図IV-2-36> 女性発明国際フォーラム



②今年的女性発明・起業家賞(女性発明優秀事例発表会)

今年的女性発明・起業家賞は、女性の繊細な感受性を土台に斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範を見せた女性発明家を発掘して授賞することにより、女性の発明意欲と潜在した創造力を生み出すために1995年から開催している。

2011年度は、ソウルポスティールタワーで11月3日に開催され、計51件の応募作品のうち、5人の女性発明・起業家が選抜されるなど約200人が参加した。

③試作品製作支援事業

女性の優秀な発明アイデアを発掘して試作品製作を支援し、権利化を誘導して事業化を促進するために、女性発明の試作品製作支援を2007年から実施した。知的財産権として登録されなかった特許、実用新案、デザインの範疇に属するアイデアを対象に、試作品を通じて具体化させられるように支援し、2011年180件の申請の中から36件を支援して事業化に連結した。

ハ. 評価及び発展方向

2011年には、女性創意発明教室の教育需要者が大きく増加したため、目標人数を超過して教育を実施した。特に、試作品製作支援事業と世界女性発明大会及び女性発明

品博覧会等は女性発明家から大きな反響を呼んだ。

また、世界知的所有権機関(WIPO)と緊密な協力を通じて世界的な規模の唯一な女性発明大会を韓国で開催でき、特許強国として大韓民国の品格を高めることに寄与し、韓国内外の女性発明品を国際的に広報でき、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

女性の潜在力と創造力開発は、国家産業発展の新しい原動力であり、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例がたくさん出るよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

第3章 国内・外における知的財産保護の強化

第1節 韓国内の知的財産権保護活動の強化

1. 特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 パク・ノイク

イ. 推進背景

韓国は、特許、商標、デザインなど産業財産権出願が世界4位で、知的財産権創出面において米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を維持している。このような国際的地位の強化により知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより一層強調されている。

昨年、スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力の評価資料によると、韓国の知的財産権保護レベルは、全体59ヶ国のうち31位であった。韓国の知的財産権保護レベルがこのように低く評価された原因は、韓国内に模倣品の流通が蔓延し海賊行為が根絶されていないからである。韓国内に模倣品が氾濫することになれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜により輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など、国家経済全般にわたり深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は、模倣品流通根絶と知的財産権保護の基盤を強化するために、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月に、特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これにより特許庁は、ニセ商標関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保することになった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は、模倣品の犯罪を効率的に取締るために、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3地域の事務所に取締る人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。一方、近年急増しているオンラインによる模倣品流通に対する強力な取締りのために、去年12月に特別司法警察隊ソウル事務所にデジタルForensic(Digital Forensics)装備を整えた「オンライン捜査班」を発足させた。

特許庁は2011年の1年間、模倣品に対する強力な取締り活動を行い、模倣品犯罪者139人を刑事立件し、模倣品を約3万件を押収するなど、所期の目標成果を上げている。特別司法警察隊の導入後の実績は、導入前の実績に比べると月平均刑事立件人数は約6倍、押収物品数量は約10倍程度増加している。また、特別司法警察隊導入後の取締り実績が大きく増加した理由は、商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模の零細販売業者よりは、模倣品製造業者及び大規模の流通業者に対する取締りに注力した結果と分析される。

<表Ⅳ-3-1> 模倣品取締まり状況

(単位:人、件)

区分		特別司法警察隊導入前 (2010.1~8)	特別司法警察隊導入後		
			(2010.9~12)	2011	小計
刑事立件	人数	15	45	139	184
	押収	2,860	28,629	28,589	57,218

押収物品に対する分析結果、有名ブランド商品を模倣したカバン類、衣類、装飾類、履き物類が大部分を占め、正規品の市場価額で換算すると145億ウォンを越える。

＜表Ⅳ-3-2＞主要品目別の取締り状況(2011)

(単位:件)

品目	カバン類	衣類	装飾類	履き物類	メガネ類	時計類	その他	合計
数量	4,158	2,751	1,443	1,176	223	171	18,667	28,589

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、特別司法警察権を確保することにより、関連機関との合同取締りに依存せず、独自で模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察隊は、オン・オフラインにおいて猛威を振るっている模倣品の根絶のために、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、模倣品流通頻発地域に対する集中取締りの他にも、ニセモノ医薬品の製造会社など、国民の生命と健康を威嚇する模倣品製造・流通業者などに対する捜査を強力に実施する計画である。特に、昨年新設されたオンライン捜査班の運営を活性化し、オンライン模倣品流通に対する追跡捜査などを強力に推進する方針である。

＜図Ⅳ-3-1＞模倣品取締りの写真



2. 模倣品の申告褒賞金制度

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 パク・ノイク

イ. 推進背景

米貿易代表部(USTR)は、1989年から毎年各国の知的財産権保護状況に対する審査を行い「スペシャル301条報告書」を発表し、自国の通商圧力手段として活用している。韓国は、これまで監視対象国(Watch List)に分類されたが、2009年から昨年まで3年連続、監視対象国目録から除外された。このような成果は、韓国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けて政府レベルで持続的な努力を傾けた結果である。

模倣品流通根絶のためには、これに対する関係機関の強力な取締りが必要であるが、国民の意識転換と民と官の協力が伴わないと限界にぶつかる。特許庁は、2006年から模倣品の不法に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に関する申告の活性化を図るために、「模倣品の申告褒賞金制度」を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

申告対象は模倣品製造業者や流通・販売業者で、国民なら誰でも申告ができ、申告の信頼性確保のために実名申告を原則としている。

2011年度は219件の申告内容に対し計2億 1560万ウォンの申告褒賞金を支給した。2011年度に褒賞金を支給した申告内容を類型別に調べてみると、卸・小売り流通の申告109件(103.5百万ウォン)、オンライン販売の申告5件(2.5百万ウォン)、倉庫保管の申告39件(39.5百万ウォン)、製造工場の申告66件(70.1百万ウォン)であった。

＜表Ⅳ-3-3＞類型別の褒賞金支給状況(2006～2011)

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2006		2007		2008		2009		2010		2011	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売り流通	48	146.5	30	68.2	34	93	77	101.5	117	107	109	103.5
	インターネット販売	19	41.3	10	20.6	19	40	20	17	12	8	5	2.5
	倉庫	5	17	11	44.0	14	43.5	19	27.5	15	26	39	39.5
	小計	72	204.8	51	132.8	67	176.5	116	146	144	141	153	145.5
製造業者	製造工場	35	118.3	38	117.2	17	43.2	79	103.6	42	59	66	70.1
合計		107	323.1	89	250	84	219.7	195	249.6	186	200	219	215.6

申告褒賞金制度の実施初年度の2006年には、計107件の3億 2,300万ウォンの褒賞金を支給し、昨年までの過去6年間は、計14億 5,800万ウォンの褒賞金を支給した。この褒賞金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は、計2兆337億ウォンに達する。

ハ．評価及び発展方向

模倣品申告褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な申告を誘導し、模倣品流通に対する強力な取締りを効率的に推進する民・官協力体制を構築することにより、模倣品の不法及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。模倣品の申告褒賞金制度の運営に必要とされる予算に比べ、押収された模倣品の正規品価額がはるかに多いことからわかるように、模倣品の申告褒賞金制度は、模倣品の流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も引き続き発展させていかなければならない政策である。

第2節 新知的財産権の保護強化

1. 企業の営業秘密保護のための制度改善

産業財産政策局 産業財産保護チーム 施設事務官 ク・ボンチョル

イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定(NAFTA)によって営業秘密保護が国際協定において初めて明文化された後、WTO体制の発足などにより技術及び知識が無制限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は、営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立することである。

近年、営業秘密流出事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が要求されている。

<表IV-3-4>企業の産業機密流出状況

区分	募集团数 (社)	標本集团 数(社)	流出比 率(%)	平均流出 回数(件)	件あたりの 被害金額 (億ウォン)	被害 金額 (億ウォン)
大企業	700	150	11.3	1.8	39.2	5,581
中小ベンチャー 企業	16,129	1,350	13.2	1.6	14.9	50,755
合計	16,829	1,500	13.0	1.6	16.7	56,336

* 出処:中小企業庁、2010

<表IV-3-5>企業の営業秘密管理実態

*技術流出の発生原因に対する意見として48.3%(複数応答)が役職員のセキュリティ意識不足だと回答(中小企業庁、2010.12)

*企業の法務・特許・セキュリティ担当者対象のアンケート調査結果、58%が営業秘密保護の要件に対しほとんどが知らないと回答(特許庁、2011.5)

*中小企業のセキュリティに対する能力のレベルは、大企業の60%程度(中小企業庁、2010.12)

これを受けて特許庁では、営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理インフラの構築を支援することによって、営業秘密保護の基盤造成に努力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

2011年には、不正競争行為または、営業秘密侵害行為に対する訴訟の際に、準備書面、証拠調査など訴訟手続きにより知り得た企業の営業秘密に対し、裁判所が当事者に秘密保持命令の発令ができるようにし、裁判過程における営業秘密の流出を防止するため、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正した。

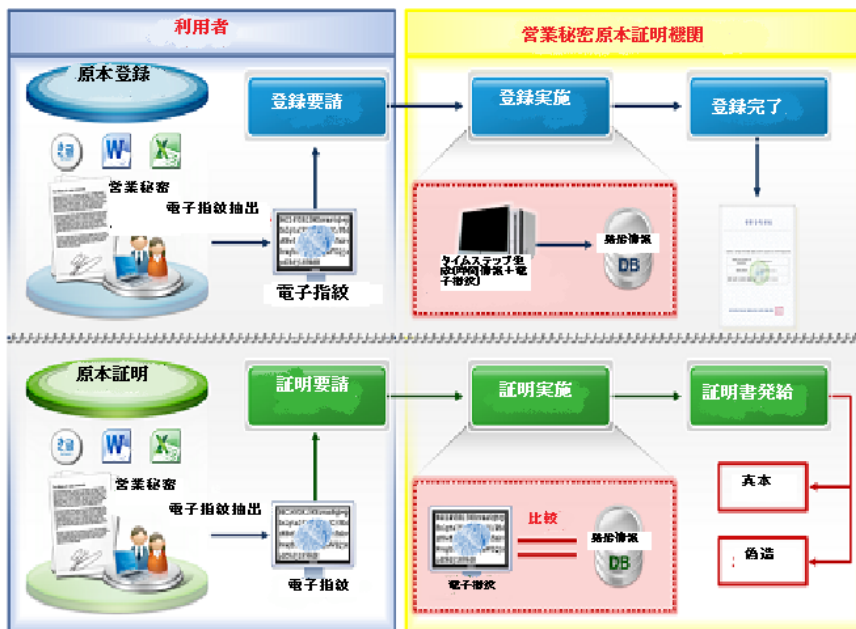
また、営業秘密侵害に対する立証負担を緩和するために営業秘密原本証明制度の法的根拠を導入し、罰則規定の営業秘密保持の主体を「企業」から「営業秘密保持者」に拡大する法律改正案を国会に提出した。

営業秘密原本証明制度は、営業秘密である電子文書から抽出した固有の識別子と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスタンプ*を生成し、これを国家公認機関に登録することによって、営業秘密情報の外部流出せず、営業秘密侵害の際に営業秘密の原本存在及び保有時点を立証できる制度である。

*タイムスタンプ:電子文書がある特定時刻に存在していたとを証明すると

もに、その時刻以降データが変更されていないことを証明する電子的技術


<図IV-3-2> 営業秘密原本証明制度利用流れ図



* 韓国特許情報院(www.tradeseecret.or.kr)で 2010 年 11 月から制度施行中

特許庁は、これと共に営業秘密保護に関するセミナーを実施し、関連広報・教育資料を企業に配布することによって企業が自主的に営業秘密管理能力を備えられるように支援している。

<図IV-3-3> 営業秘密保護教育・広報資料

営業秘密管理マニュアル	営業秘密保護制度の紹介	広報パンフレット
		

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、2012年にも広報動画及びオン・オフライン教育のコンテンツ製作・配布、地域説明会とコンファレンス開催、情報提供のためのホームページ運営など多様な活動を行い、企業役職員の営業秘密保護認識の向上のために努めていく計画であり、企業の営業秘密管理インフラ構築を直接的に支援するため、コンサルティング及び営業秘密の標準管理システム開発・普及を推進している。

2. 半導体設計財産の振興

電機電子審査局 標準特許半導体財産チーム 放送通信事務官 イ・サンドン

イ. 推進背景

2011年の世界半導体市場は3,128億ドル規模であり、韓国は、全体市場において約13.5%を占有し、米国と日本に続き世界3位の半導体生産国である。しかし、国内半導体産業構造は、メモリー分野では世界市場(673億\$)の約51%を占めている反面、メモリー市場の3倍規模のシステム半導体分野(1,975億\$)では約4%の占有に過ぎないのが現状である。

一方、システム半導体産業は、製造工程技術の発達にともなうチップの集積度増加³⁹と、多様な分野において技術融合一体化が加速され、SoC(System on Chip、システムチップ)製品が市場を主導している。このようなシステムチップは集積度の増加に至らない設計能力⁴⁰と、はやい市場変化にとも

³⁹ ムーアの法則は、インテルの共同創業者であるゴールデンムーアにより主張された理論で、トランジスタの大きさが2年ごとに0.7倍縮小されチップ内の集積されるトランジスタの数が2倍ずつ増加するという理論。

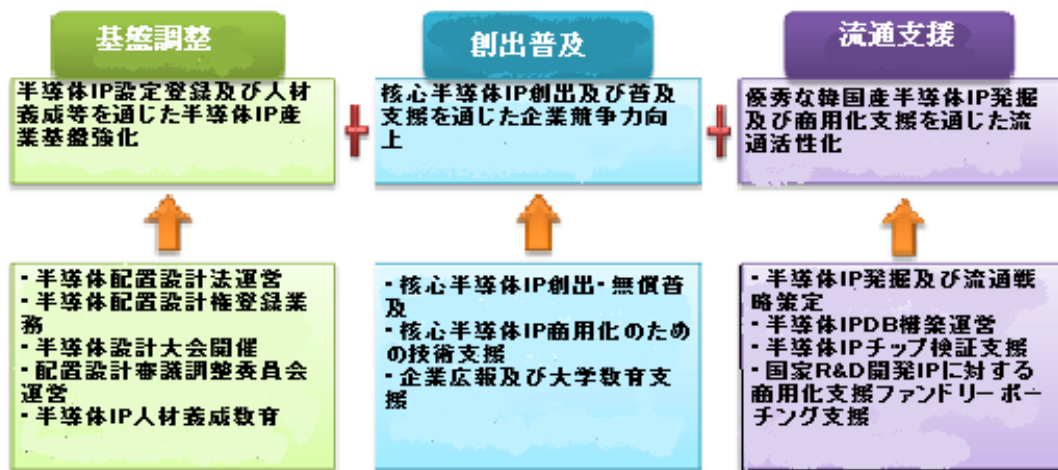
⁴⁰ ムーアの法則によりチップの集積度は毎年約58%ずつ増加する反面、設計者の設計能

なって安価な製品を適正な時期に市場に進入するTTM(time to market、money)が重要視されることにより、半導体設計財産(または、半導体IP)⁴¹を再使用することが必須の設計技法となった。

しかし、国内の現状を調べてみると、競争力があるチップリース企業⁴²は少数に過ぎず、国内fabless企業⁴³が自社のシステムチップ設計時に必要な半導体IPの約85%を外国から輸入しているのが実情であり(韓国半導体産業協会、2010)、システム半導体の基盤に該当する半導体設計財産産業が脆弱な状態である。

そこで、特許庁は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づき、半導体IP産業を育成するための方策として、半導体設計財産基盤造成、核心半導体設計財産創出及び半導体設計財産流通支援事業などを推進している。

<図IV-3-4>半導体設計財産の振興事業体系図



ロ. 推進内容及び成果

力(生産性)は毎年21%程度しか増加しない。

⁴¹ 半導体設計財産：システムチップ設計時に反復的に使用できるように設計してある回路ブロック

⁴² チップリース企業：半導体IPだけを設計して販売する企業(ARM、 Synopsisなど)

⁴³ ファブレス企業：製造工場なしで多様な半導体IPを組み合わせシステムチップを設計し販売する企業 (クアルカム、ブロードカムなど)

1)半導体設計財産基盤造成

半導体設計財産の基盤造成事業は、半導体設計財産の発掘と保護及び人材養成など国内半導体IP産業のインフラを作るためのもので、配置設計権の登録業務、大韓民国半導体設計大会の開催及び半導体設計財産の専門人材養成のための教育事業などを推進している。

2011年には88件の配置設計権の設定登録申請を受け、計84件の半導体設計財産を権利化し、半導体配置設計法施行規則改正及び半導体設計財産振興事業の中長期事業計画(2012～2014)審議のために配置設計の審議調停委員会を2回開催し、産学研の多様な意見を反映した。

また、国内優秀半導体設計財産を発掘し創作者の士気高揚のために、第12回大韓民国半導体設計大会を開催し、大統領賞に(株)現代モービスの車両用のビューアーモニターなど計14の優秀半導体設計作品を選定して授賞した。

<表Ⅳ-3-6>第12回大韓民国半導体設計大会の授賞状況

等級	所属	設計作品名
大賞	現代モービス	AVM(Around View Monitor)用 ASIC 開発
金賞	西江大学校	単一基準電圧を使うレンジ-スケーリング技法基盤の13ビット 100MS/s 0.13um CMOS ADC
銀賞	高麗大学	The Referenceless Transceiver for DisplayPort v1.2 Interface
銀賞	電子部品研究院	無損失基盤 UHD システム用映像及び音響圧縮復元 SoC
銀賞	韓国電力	ユビキタス PLC SoC
銅賞	電気研究院	core-A を応用したリアルタイム位置認識用 SoC 製作
銅賞	東国大学	低電力、低雑音 Digital Correlated Double Sampling 技法を使った CMOS イメージ センサー

銅賞	ソウル大学	次世代高速大容量メモリーインターフェースのための4.8Gb/s メモリーコントローラーシステム
銅賞	科学技術院	高速広帯域デジタル-アナログ転換機
銅賞	西江大学	二つのチャネル間の回路共有技法基盤の低電力 10ビット 200MS/s 0.18um CMOS A/D 転換機
特別賞	科学技術院	誤謬に強い多チャンネル大容量 MLC SSD コントローラーの設計
特別賞	科学技術院	時間領域でラッチ インターポールレーション技法を利用した低電力フラッシュ アナログ/デジタル転換機設計
特別賞	高麗大学	A Regulated Switched-Capacitor DC-DC Converter With Fast Start-up in Fluctuated Weather Condition for Solar Energy Harvesting
特別賞	電子部品研究院	磁気維持支援のため超低電力無線通信 SoC

そして、半導体設計財産専門人材養成のためにIDEC(KAISTの半導体設計教育センター)を委託教育機関に選定し、大学で正規講座の運営及びこれに必要なCore-A専門講師プール構成、実習機資材と実習プロジェクト開発・普及などの支援活動を行い、プロセッサIPに対する国内の大学(院)生らの専門性向上に寄与した。

<表IV-3-7>2011年Core-A教育支援状況

講義教材支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ Core-A 開発ボード活用法:95 冊 ・ Core-A Computer Architecture and Design:107 冊 ・ Core-A プロセッサを活用したプラットフォーム設計:85 冊 ・ 半導体配置設計関連の知識財産権:33 冊 ・ Core-A プログラマーガイド:97 冊
実習機資材の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育用実習ボード:40set ・ 研究用実習ボード:10set
講座開設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師 Pool 構築:専門講師 17 人、一般講師 30 人、法制講師 4 人 ・ 公開講座 6 件(112 人)、訪問講座 10 件(133 人)、協約大学 大学正規講座開設 11 件

2) 核心半導体設計財産の創出事業

核心半導体設計財産の創出事業は、半導体IPの中で市場占有率と国内企業の海外依存度が高い半導体IPを国内技術に変えるための事業であり、エンベッディド プロセッサIPを核心半導体設計財産として選定し、2009年に300MHz級エンベッディド プロセッサIP(Core-A)を開発した。また、2011年には500MHz級エンベッディド プロセッサIP(Core-A 2G)の開発に成功した。

特に2011年には、国産エンベッディド プロセッサIP(Core-A)を、国内のfabless企業がロイヤリティー負担なしで使えるように32件のソースコードを無償で補給するなど、国内企業が自社製品にプロセッサIPを簡単に適用することができるように技術支援を行い、計3件のCore-A適用チップが製作され商用化のためのチップテストを進行している。

<表IV-3-8> 2011年Core-A適用チップの製作状況

No	製作企業	Core-A 適用製品	進行状況
1	A 社	タッチセンサーMCU チップ	9月チップ製作完了後テスト中
2	B 社	タッチセンサーMCU チップ	12月チップ製作完了後テスト中
3	C 社	一般用MCU(制御用チップ)	12月チップ製作完了

3) 半導体設計財産の流通支援事業

半導体設計財産の流通支援事業は、国産半導体IP発掘及び取引支援を通じて半導体IPの流通活性化のための事業であり、2009年から事業主管機関を専門性が高い韓国半導体産業協会に選定し、優秀半導体IP企画・発掘と流通総合情報体系強化及び取引活性化などの多様な支援を遂行している。

2011年には、計43件の国産半導体IPを発掘してDB化し(累計170件)、企業のニーズが高い5件の半導体IPに対し、信頼性検証のためのチップ製作を支援した。

<表IV-3-9>2011年の半導体IP検証支援状況

検証半導体 IP	活用製品群
Dual 10bit 40MSPS Pipeline ADC	通信用/放送用 Chip
Frequency Synthesizer PLL	ほとんどすべての Chip に内蔵
Real to Complex FFT Core	通信用 Chip(デジタル放送、無線ランなど)
0.18um Embedded EEPROM	Touch IC、MCU、Audio application など
High-Speed Interface 適用のための Link IP	インターフェース

このような信頼性の高い半導体IP DBと、使用者中心の取引システム構築などの流通基盤と多様な広報等を通じ、2011年に計135件の半導体IPが仲介され、この中で29件の半導体IPがライセンス契約を締結する成果を上げた。

ハ. 評価及び発展方向

半導体IPが流通できる国内基盤を構築し、実質的に国産半導体IPが取引きされる成果を上げ、大部分外国からの輸入に依存していたエンベディド プロセッサIPを、国内技術で開発して商用化⁴⁴させることによって国内半導体IPの可能性を立証するなど、国内半導体設計財産の産業育成のために多様な政策が著しく成果を現わしている。

このような成果を基盤に、2012年には300MHzに合う多様な応用分野⁴⁵の統合プラ

⁴⁴ 2010年Core-Aが適用されたT社のtiming controllerが製作され、現在L社納品中

⁴⁵ 300MHz級エンベディド・プロセッサ使用製品群には産業用機器と家電製品の制御用チップ、スマートフォンのタッチセンサーなどがある。

ットホームを開発し、企業の商用化支援を強化する計画であり、2011年に開発完了したCore-A 2Gに対しては、コンパイラーとティボゴの性能改善及び公信力あるベンチマークを通じた性能検証等を行い、商用化基盤を構築する計画である。

また、国家R&D事業の半導体IP成果物に対するDB化の推進と積極的な技術支援により、国内のfabless企業が保有した半導体IPの発掘を行い、国産半導体IPがより一層拡大できる条件を整える計画である。また、半導体IP流通のために企業中心の教育プログラムを開発し、国内企業が自生的に半導体IPを流通できるように企業能力を強化する計画である。

第3節 海外知的財産権の保護強化

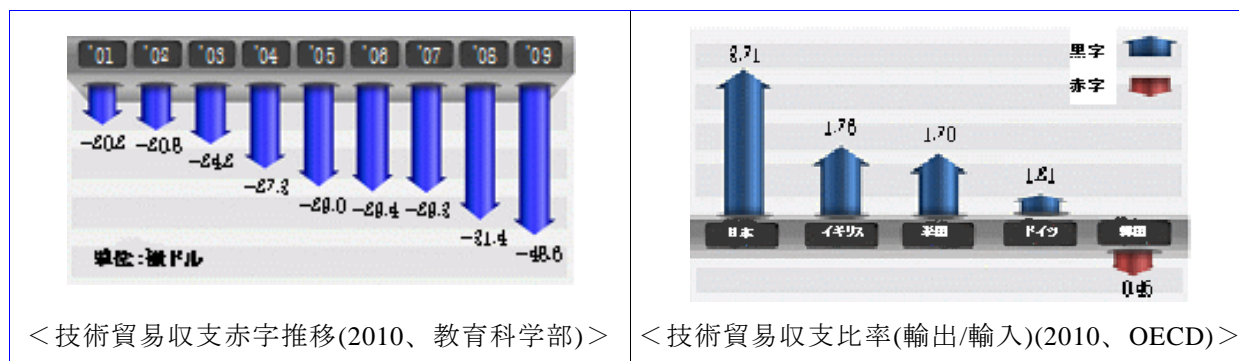
1. 海外での知的財産保護の必要性

産業財産政策局 産業財産保護チーム 技術書記官 キム・キリョン

近年、韓国は急速な環境変化の中で企業経営が困難な状況に陥っている。中国の浮上、為替レートの問題、オイル価格などいろいろな問題に直面し、前代未聞のグローバル金融危機まで克服しなければならない状況に置かれている。韓国が輸出中心の経済体制である点において、最近の対外経済環境の変化は非常に重要であると言える。

特に、グローバル技術競争が深刻化となり、保護貿易の主要手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とする輸入禁止など強力な水際措置に変化している。⁴⁶先進企業らは、基礎固有技術に対するロイヤリティー要求と積極的な特許訴訟提起など知的財産権攻勢を強め、競争相手である後発企業を牽制するなど知的財産権の競争が激しくなっている状況であり、核心・基盤特許の不足により技術貿易収支の赤字規模が持続的に増加する傾向であるため、輸出基盤型の韓国経済における知的財産権の重要性は日増しに重要となっている。

<図IV-3-5>技術貿易収支赤字の推移及び主要国の技術貿易収支比率



⁴⁶ 米国の場合は半ダンピングによる貿易制裁は1998年以降年平均2%減少した反面、特許侵害を根拠にした輸入禁止決定は年平均15%増加している傾向 (2009年、米国ITC)

さらに、韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国など開発途上国において知的財産権を侵害する事例が急激に増加している。海外における韓国企業の知的財産権の侵害は、単純な該当商品の輸出減少に留まらず、韓国商品の国際的公信力と評判の低下を誘発し、長期的に韓国の輸出市場開拓にも大きな威嚇となる。もちろん大企業は、知的財産権侵害に対応できる商品の認知度と問題解決の能力を整えているが、中小企業の場合には、海外における知的財産権の侵害が発生する場合、専門担当者の不足と訴訟に必要な費用及び時間に対する対応の無策により侵害を受けているのが現状である。

したがって、韓国企業、特に中小企業に海外投資を通じて積極的に国富の増進に寄与させるためには、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、事後の侵害発生時に積極的に支援すべきである。

2. IP-Deskを通じた知的財産権支援強化

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 チョン・イルナム

イ. 推進背景及び概要

特許庁では、海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の保護強化及び創出支援を目的に海外IP-DESK事業を運営している。2008年には、知識経済部と特許庁が共同で運営したが、2009年からは、特許庁が中国北京・上海・チンタオ・広州・瀋陽、タイ、バンコク、ベトナム、ホーチミンなど7地域のIP-DESKを運営し、さらに2010年からは、事業運営体系を二元化しKOTRA(中国北京・上海・チンタオ・広州ベトナム)4ヶ所、韓国知識財産保護協会(中国、瀋陽、タイ、ベトナム)3ヶ所を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権を保護するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保し、確保された知的財産権に対する侵害が発生しているかを正確に調査・把握することが基本的に必要である。知的財産権の確保のために現地の弁護士または、弁理士など知的財産権専門家の知的財産権あい路相談、商標出願及び登録費用の支援、説明会開催、情報提供などの事業を推進し、細部事業別の成果は2010年に比べて飛躍的に増加した。特に侵害調査支援を通じて計21億ウォンの模造品を没収した。

- * 知財権相談:(2010年)1,335件→ (2011年)1,924件、44%増加
- * 商標出願支援:(2010年) 355件→ (2011年)470件、32%増加
- * 侵害調査支援:(2010年) 6億ウォン→ (2011年)21億ウォン、350%増加

この他に一般知的財産権説明会以外にも現地進出の関連機関(商工会議所、中小企業振興公社)と協力し、Canton Fair(中国輸出入商品交易会)の説明会及び現地公務員向けの模造品説明会を開催(2011.4)すると共に、韓・中・日3国が「東アジア知的財産権セミナー」を共同で開催することにより、知的財産権侵害に対する予防及び侵害行為に対する共助方策を協議した(2011.6)。

また、持続的に展示会及び企業を訪問して現場における知的財産権あい路相談及び解決を支援した。

中国はいわゆる人的関係が重視される文化なので、現地の知的財産権関連機関との協力チャネルの構築及び関係形成のために、現地における知的財産権の執行権限がある行政機関(工商行政管理局、税関)、公安部を個別企業と韓国特許庁が共に訪問し(民官合同代表団派遣)、韓国企業のジレンマを伝えると共に(2011年11月)、中国及びベトナム公務員を韓国に招へいして知的財産保護に対する認識を共にする共助議論を具体化した(2011年11月)。

タイに進出した企業を対象に「タイ法律フォーラム」(2011年7月、10月)を開催し、タイでの知的財産権紛争の事前予防及び保護のための1:1個別コンサルティングを支援した。

ハ. 評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなど知的財産権法の制度施行は比較的短く、社会一般的に知的財産権保護の認識レベルが低く、取締まり担当機関との人的ネットワークが必要な地域では、現地の知的財産権の権利化を支援し、個別の民間企業が接近し難い知的財産権の担当政府機関とのネットワーク形成は、かなり高い実効性があると判断される。

今後も特許庁は、韓国企業の海外知的財産の保護レベルを高めるために、KOTRA及び韓国知識財産保護協会など関連機関と協力して、韓国企業の海外知的財産権の保護レベルを強化し、輸出競争力を向上するための各種施策を持続的に推進して行く計画である。

3. 企業の国際特許紛争対応能力向上

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 キム・ヨングン

イ. 推進背景及び概要

世界市場において競争優位を確保するための手段として、知的財産権紛争への対応が重要な課題として台頭している。三星とアップル間のスマートフォン市場での主導権争いは2011年の特許紛争により発生し、国内企業らの発光ダイオード(LED)市場進出が活発になることによって、フィリップス、ニッチアなど多国籍企業らは、国内企業らを相手取り特許訴訟を随時に提起している。また、米国国際貿易委員会(ITC)において、自国企業の要請により輸入物品の知的財産権侵害の有無を調査した事例は、2007年以降、年平均22.6%増加の傾向である。

しかし、韓国企業らの知的財産権の紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2011年知識財産活動実態調査によると、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約19.2%に過ぎなく、知的財産権関連の年間投資費用は平均約1.5億ウォンに過ぎないことが分かった。

これを受け特許庁は、韓国企業の知的財産権の紛争対応能力への努力を誘導するために、情報及び多様なインセンティブを提供し、産業波及効果が大きい場合には、紛争発生に従う産業被害を最小化するための紛争対応を支援している。

ハ. 推進内容及び成果

特許庁は、韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に対し円滑に対応できるように情報インフラを構築し、必要な場合には、特定企業を対象に紛争対応に必要な資源を提供している。

1)国際知的財産権の紛争関連情報提供

知的財産権紛争及び特許管理企業(Non-Practicing Entity:NPEs)活動動向を随時に把握して関連データを体系的に整理し、これを土台に国内企業らが紛争対応に活用可能な各種分析報告書を発刊している。

<参考> 特許管理専門会社(NPE)とは?

NPEは多様に定義されるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは、①特許権を企業に行使しロイヤリティーを受ける攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応し、今後攻撃を受けることになる特許らを買収することによって将来特許紛争を遮断する防御型のNPEに分類できる。最近 이슈 になっている特許怪物(Patent Troll)は、攻撃型NPEの一部に該当する。

また、最近外国の知的財産権の訴訟判決傾向を提供するために、主要国家の知的財産権判例及び訴訟事例分析報告書を提供し、国別の知的財産権法・制度及び進出企業の事例を整理した海外知的財産権保護ガイドブックを発刊した。

<表IV-3-10>海外知的財産権保護ガイドブック発刊状況(計21ヶ国)

アジア (11ヶ国)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)
ヨーロッパ (5ヶ国)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ
アメリカ (4ヶ国)	米国、メキシコ、ブラジル、チリ
アフリカ (1ヶ国)	南アフリカ共和国
企画物	輸出企業チェックポイント

このような情報を効果的に提供するために2011年から国際知的財産権紛争情報ポータル(IP-Navigation, www.ipnavi.or.kr)を運営し、国内外で各種セミナーを開催している。特に情報ポータルは、企業実務者に必要な情報を速かに提供するため詳細検索の機能を提供している。

<図IV-3-6>国際知的財産権紛争情報ポータル詳細検索機能画面

The screenshot displays a search interface for the International Intellectual Property Dispute Information Portal. It features a search bar at the top with a search icon. Below it, there are several input fields and dropdown menus for search criteria. On the left side, there are radio buttons for selecting search stages (e.g., 'Invention', 'Patent', 'Trademark') and a dropdown for country selection. On the right side, there are input fields for IPC code, classification, and other identifiers. A 'Search' button is located at the bottom right of the search area.

また、利用者の便宜を図るためにモバイル ウェブ(m.ipnavi.or.kr)及びスマートフォン アプリケーション(商品名:海外知的財産権保護ガイドブック)を開発した。

2)知的財産権紛争予防・対応コンサルティング

知的財産権紛争発生のおそれがあったり、紛争が発生した中堅・中小企業72社を選定し、コンサルティング費用の一部(中堅企業50%、中小企業80%)を支援した。支援を受けた企業らはコンサルティングを通じ、自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認でき、他社の権利主張にどのように対応していくかについて戦略を策定できる。

<表IV-3-11>知的財産権紛争対応のコンサルティング成功事例

- (紛争事実)日本 K 社がセラミック部品を開発する C 社に特許侵害を理由に警告状を計 5 回発送し、C 社の輸出取引先である英国 G 社に C 社製品の購入中止を要請した。G 社は C 社に特許侵害の事実がないことを保証することを要請
- (支援内容)警告状に記載された問題の特許及び日本 K 社の登録特許分析、無効資料の確保及び対応策を提供。
- (成果)コンサルティング結果を G 社に通知し輸出を再開

3)知的財産権訴訟保険の加入支援

企業が外国で知的財産権訴訟に直面した場合に、莫大な法律費用の負担を背負うことになる。これに対し特許庁は、保険会社(東部火災、LIG、現代海上)に訴訟時に発生する費用を保全する保険商品を販売するよう誘導している。2011年には、産業財産権(特許権、商標権、デザイン権)を保有した中堅・中小企業に対して訴訟保険加入費用の一部(80%)を支援した。

ハ. 評価及び発展方向

2011年には、知的財産権紛争対応に必要な国際知的財産権の紛争情報ポータル開発を完了し、紛争対応情報に対するアクセスを画期的に改善した。そして、コンサルティング支援事業は、その経済的効果が約39,186百万ウォンとなり、政府予算投入に対比し13.06倍の効果を上げたと評価されている。(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の成果分析研究、2011.12.)

今後も韓国企業が、外国企業との知的財産権紛争を円滑に解決できるよう、知的財産権の紛争関連情報を量的・質的に継続して拡充していき、企業が情報を有用に活用できるように積極的に支援する計画である。これに伴い、今後海外知的財産権保護ガイドブックを随時に改正することによって、常に最新化された内容を提供し、企業が国際知的財産権の紛争情報ポータルが保有するデータベースを、自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

一方、制限された予算内でコンサルティングと訴訟保険加入の支援を受けられる企業を拡大するため、所要費用のうちの国家負担の割合を縮小していき、より良いコンサルティングサービスができるよう、国内外の知的財産権専門家情報(用役遂行履歴、評価結果など)を引き続き収集・整理して積極的に提供する計画である。

第5編

分野別の出願、審査・審判、登録の 現状

第1章 国内出願分野

第2章 PCT及びマドリッド国際出願分野

第3章 登録分野

第4章 審査分野

第5章 審判分野

第1章 韓国の国内出願分野

第1節 産業財産権全般

1. 産業財産権の出願動向

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ

2011年度の産業財産権出願件数は全体で371,016件となり、2010年349,273件(商標登録更新出願件数を除いた新規出願件数)に比べ6.2%(21,743件)増加した。

* 商標法改正(2010.7.28)により商標更新登録出願が商標更新登録申請に変更

各々の権利別出願動向を調べてみると、特許出願は178,834件で前年比5.1%の増加となった反面、実用新案の登録出願は11,853件で13.2%、デザインの登録出願は56,522件で1.2%の前年度に比べ各々減少した。

また、商標の登録出願を見ると、123,807件で前年比14.3%増加したことが分かった。

<表V-1-1>過去5年間の権利別出願状況

(単位:件、%)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
特許	172,469	170,632	163,523	170,101	178,834
増減率	3.8	△1.1	△4.2	4.0	5.1
実用新案	21,084	17,405	17,144	13,661	11,853

	増減率	△35.9	△17.4	△1.5	△20.3	△13.2
デザイン		54,362	56,750	57,903	57,187	56,522
	増減率	6.5	4.4	2.0	△1.2	△1.2
商標	新規	108,071	99,986	103,433	108,324	123,807
	更新	24,217	27,924	22,987	12,801	-
	小計	132,288	127,910	126,420	121,125	123,807
	増減率	3.3(8.1)	△7.5(△3.3)	3.4(△1.2)	4.7(△4.2)	14.3(-)
計	新規	355,986	344,773	342,003	349,273	371,016
	合計	380,203	372,697	364,990	362,074	371,016
	増減率	0.3(2.1)	△3.1(△2.0)	△0.8(△2.1)	2.1(△0.8)	6.2(-)

注) 1. 出願受理基準である。

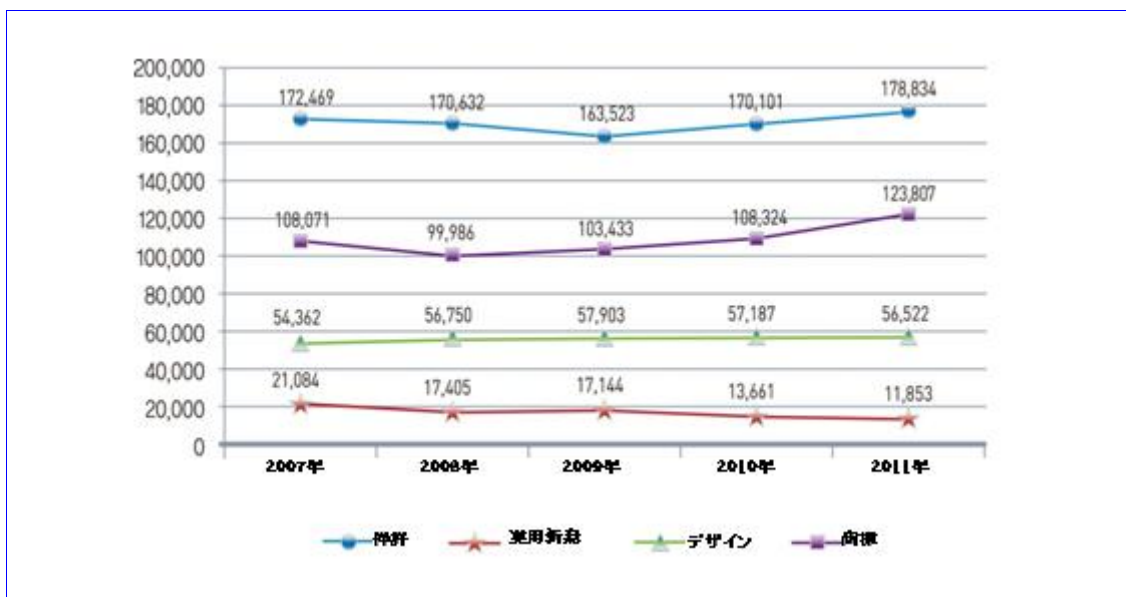
2. ()は商標更新登録の出願件数を含んだ増減率である。

3. 複数デザイン、多流商標出願の場合は含まない。

4. 2011年の統計は暫定数値である。(以下同様)

産業財産権の年度別出願推移は、2007年度356千件、2008年度345千件、2009年度342千件となり、2007年以降からは世界的な経済不況により出願件数の減少が続いた。2011年度には、2010年度に続き、出願件数が連続して増加し371,016件となった。これは新しい技術とブランドの先行獲得するためのR&Dなど、未来指向型投資の結果と見える。

<図V-1-1>過去5年間の権利別出願推移



2. 外国人の出願動向

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ

2011年度の外国人出願は全体で56,138件となり、産業財産権の全体出願の371,016件に対し15.1%を占め、権利別で調べてみると、前年比の特許出願は6.5%、デザイン登録出願は3.6%と各々増加し、実用新案登録出願は16.2%、商標登録出願は21.1%と各々減少した。

<表V-1-2>自国民と外国人別の出願状況

(単位:件、%)

区分	2010年		2011年		前年比増減率	
	件数	比率	件数	比率		
特許	自国民	131,805	77.5	138,031	77.2	4.7
	外国人	38,296	22.5	40,803	22.8	6.5
	計	170,101		178,834		5.1

実用新案	自国民	13,193	96.6	11,461	96.7	△13.1
	外国人	468	3.4	392	3.3	△16.2
	計	13,661		11,853		△13.2
デザイン	自国民	53,601	93.7	52,807	93.4	△1.5
	外国人	3,586	6.3	3,715	6.6	3.6
	系	57,187		56,522		△1.2
商標	自国民	106,896	88.3	112,579	90.9	5.3
	外国人	14,229	11.7	11,228	9.1	△21.1
	計	121,125		123,807		2.2
合計	自国民	305,495	84.4	314,878	84.9	3.1
	外国人	56,579	15.6	56,138	15.1	△0.8
	計	362,074		371,016		2.5

3. 法人及び個人の出願動向

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ

2011年度の法人出願は244,461件となり、前年比0.1%の減少し、個人出願は126,555件となり、前年比7.9%の増加となった。

法人の場合、実用新案登録出願、デザイン登録出願、商標登録出願が前年に比べ各々9.0%、3.6%、7.6%減少した反面、特許出願は126,555件で前年比4.9%の増加となった。個人の場合は、実用新案登録出願が15.4%減少した反面、特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願が前年比各々6.2%、1.9%、16.4%の増加となった。

＜表V-1-3＞法人・個人別の出願状況

(単位:件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2010年	2011年	増減率	2010年	2011年	増減率	2010年	2011年	増減率
特許	136,834 (80.4)	143,511 (80.3)	4.9	33,267 (19.6)	35,323 (19.7)	6.2	170,101	178,834	5.1
実用 新案	4,614 (33.8)	4,200 (33.6)	△9.0	9,047 (66.2)	7,653 (66.4)	△15.4	13,661	11,853	△13.2
デザ イン	31,732 (55.5)	30,596 (55.5)	△3.6	25,455 (44.5)	25,926 (44.5)	1.9	57,187	56,522	△1.2
商標	71,611 (59.1)	66,154 (55.9)	△7.6	49,514 (40.9)	57,653 (44.1)	16.4	121,125	123,807	2.2
計	244,791 (67.6)	244,461 (66.9)	△0.1	117,283 (32.4)	126,555 (33.1)	7.9	362,074	371,016	2.5

注) ()案は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生の出願動向

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ

2011年度の女性出願は26,095件で前年比25.7%の増加となり、学生出願は3,041件で前年比11.2%の減少となった。

女性出願の場合、2007年度に横這い推移が続いたが、その後持続的な増加傾向を見せた。女性たちの社会進出及び地位の向上など、環境変化と女性発明品博覧会、女性発明優秀事例発表会など、女性発明のための特許庁の政策的な努力が持続的に推進され、女性出願は持続的に増加すると判断

される。

学生の場合、出願手数料はこれまで出願件数と関係なく100%の減免(商標登録出願手数料除外)支援を受けていたが、2009年から権利別に各々年間10件に対してのみ手数料免除が認められ、それ以上の出願手数料については、免除の対象から除外され、2009年以降から減少となっていると分析される。

<表V-1-4>女性及び学生の出願状況

(単位:件、%)

区 分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
女性	19,649 (Δ3.0)	20,145 (2.5)	20,726 (2.9)	20,757 (0.1)	26,095 (25.7)
学 生	5,637 (16.0)	6,532 (15.9)	4,273 (Δ34.6)	3,425 (Δ19.8)	3,041 (Δ11.2)

注) 1. ()案は前年比の増減率である。

2. 学生出願の場合、商標登録出願は除外

5. 代理人有無別の出願動向

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ

特許行政電算化システム(KIPO-Net)による電子出願の実施及びインターネットによる各種請願サービスの拡大を通じ、産業財産権に関する専門知識がない一般国民も複雑な出願手続きをより簡単かつ正確に進行できるようにより、代理人なしの直接出願の比率が持続的に上昇したが、2010年には、比較的個人出願の割合が多い実用新案登録出願が、先登録制度及び二重出願制度の廃止などの影響により減少を見せ、直接出願が前年度に比べ減少傾向となった。

しかし、電子出願システム機能の改善、特許顧客相談センターの専門相談者を通じた出願書類作成の遠隔相談支援及び段階別の誤謬連絡サービスの施行など、出願人の便宜向上と誤謬解決の支援政策を充実に推進した結果、2011年には直接の出願割合が増加傾向を見せた。

＜表V-1-5＞代理人有無別の出願件数

(単位:件、%)

区 分	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
代理人出願	306,221 (80.5)	297,698 (79.9)	290,019 (79.4)	294,074 (81.2)	299,860 (80.8)
直接出願	73,982 (19.5)	74,999 (20.1)	74,971 (20.6)	68,000 (18.8)	71,156 (19.2)
計	380,203 (100)	372,697 (100)	364,990 (100)	362,074 (100)	371,016 (100)

注) ()案は代理人有無別の構成比である。

6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願動向

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 チェ・キュヨン

産業財産権主要4ヶ国(米・日・ヨーロッパ・中)の過去5年間の出願動向を、特許出願を通じて調べてみると、出願件数が最も多い国は米国で、過去5年間の出願件数が全体で2,284,773件となり、その次に出願件数の多い国が日本、中国、ヨーロッパ(EPO)順であることが分かった。

特に中国の場合、開放化及び産業化の影響により急激な出願増加を見せており、2010年には、近年出願件数が持続的に減少している日本よりも多い出願件数を記録した。

＜表V-1-6＞主要国の過去5年間の特許出願状況

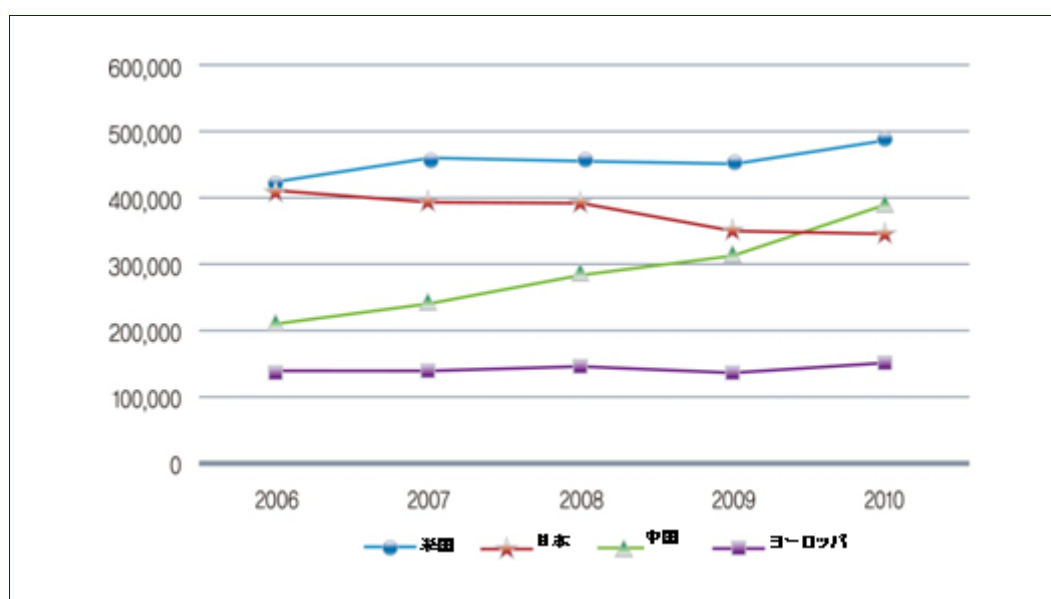
(単位:件、%)

区 分	2006	2007	2008	2009	2010
米 国	425,966 (9.0)	456,154 (7.1)	456,321 (0.0)	456,106 (Δ0.0)	490,226 (0.1)
日 本	408,674 (Δ4.3)	396,291 (Δ3.0)	391,002 (Δ3.1)	348,596 (Δ10.8)	344,598 (Δ1.1)
中 国	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)	289,838 (18.2)	314,604 (8.5)	391,177 (24.3)
ヨーロッパ	135,231 (5.1)	140,763 (4.1)	146,150 (3.8)	134,580 (Δ7.9)	150,961 (12.2)

注)1. WIPOホームページ参考

2. ()は前年比の増減率

＜図V-1-2＞主要国の過去5年間の特許出願推移



7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願動向

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 チェ・キュヨン

＜表V-1-7＞過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況

(単位:件、%)

区 分		2006	2007	2008	2009	2010	平均 増減率 *
米 国	韓 国 人 出 願	21,685 (26.0)	22,976 (6.0)	23,584 (2.6)	23,950 (1.6)	26,040 (8.7)	4.7
	米 国 全 体 出 願	425,966 (9.0)	456,154 (7.1)	456,321 (0.0)	456,106 (Δ0.0)	490,226 (7.5)	3.6
日 本	韓 国 人 出 願	7,220 (5.5)	6,347 (Δ12.1)	5,599 (Δ11.8)	4,782 (Δ14.6)	4,872 (1.9)	△9.4
	日 本 全 体 出 願	408,674 (Δ4.3)	396,291 (Δ3.0)	391,002 (Δ3.1)	348,596 (Δ10.8)	344,598 (Δ1.1)	△4.2
ヨ ー ロ ッ パ (EPO)	韓 国 人 出 願	4,596 (19.3)	4,934 (7.4)	4,347 (Δ11.9)	4,193 (Δ3.5)	4,715 (12.4)	0.6
	ヨ ー ロ ッ パ (EPO) 全 体 出 願	135,231 (5.1)	140,763 (4.1)	146,150 (3.8)	134,580 (Δ7.9)	150,961 (12.2)	2.8
中 国	韓 国 人 出 願	9,187 (13.0)	8,467 (Δ7.8)	8,022 (Δ5.3)	5,909 (Δ26.3)	7,178 (21.5)	△6.0
	中 国 全 体 出 願	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)	289,838 (18.2)	314,604 (8.5)	391,177 (24.3)	16.8

注)1. WIPOホームページ参考

2. ()は前年比の増減率

3. 「*」は2006～2010年の5ヶ年平均

第2節 権利別・産業部門別の出願

1. 特許・実用新案登録出願の動向

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ

特許出願の産業部門別構成比は、自国民と外国人双方とも電気・通信分野の出願が各42.2%、47.2%となり、全体出願の大部分を占めている。自国民の場合は機械分野の出願比が17.3%であり、外国人の同分野出願比の12.1%に比べ相対的に高い反面、外国人の場合は化学分野の出願比が20.4%であり、自国民の同分野出願比の8.4%に比べ高かった。

また、2011年の実用新案出願の産業部門別構成比は、自国民は機械分野の出願が25.1%であり、電気・通信分野19.1%より高く、外国人の場合はかえって電気・通信分野の出願が38.5%であり、機械分野の出願比の22.2%に比べ高かった。

<表V-1-8>産業部門別の特許・実用新案登録出願状況

(単位:件、%)

権利	国名	機械	化学	繊維	電気	土木	採光	飲み物	事務	農林	雑貨	その他	計
特許	自国	23,933 (17.3)	11,548 (8.4)	1,906 (1.4)	60,960 (42.2)	9,318 (6.8)	5,105 (3.7)	11,593 (8.4)	713 (0.5)	2,553 (1.8)	5,942 (4.3)	4,460 (3.2)	138,031
	外国	4,955 (12.1)	8,342 (20.4)	325 (0.8)	19,258 (47.2)	524 (1.3)	1,520 (3.7)	3,853 (9.4)	212 (0.5)	179 (0.4)	581 (1.4)	1,054 (2.6)	40,803
	小計	28,888 (16.2)	19,890 (11.1)	2,231 (1.2)	80,218 (44.9)	9,842 (5.5)	6,625 (3.7)	15,446 (8.6)	925 (0.5)	2,732 (1.5)	6,523 (3.6)	5,514 (3.1)	178,834
実用新案	自国	2,874 (25.1)	194 (1.7)	334 (2.9)	2,193 (19.1)	1,215 (10.6)	219 (1.9)	690 (6.0)	259 (2.3)	541 (4.7)	2,412 (21.0)	530 (4.6)	11,461

	外国	87 (22.2)	14 (3.6)	12 (3.1)	151 (38.5)	23 (5.9)	5 (1.3)	19 (4.8)	5 (1.3)	2 (0.5)	63 (16.1)	11 (2.8)	392
	小計	2,961 (25.0)	208 (1.8)	346 (2.9)	2,344 (19.8)	1,238 (10.4)	224 (1.9)	709 (6.0)	264 (2.2)	543 (4.6)	2,475 (20.9)	541 (4.6)	11,853
合計	自国	26,807 (17.9)	11,742 (7.9)	2,240 (1.5)	63,153 (42.2)	10,533 (7.0)	5,324 (3.6)	12,283 (8.2)	972 (0.7)	3,094 (2.1)	8,354 (5.6)	4,990 (3.3)	149,492
	外国	5,042 (12.2)	8,356 (20.3)	337 (0.8)	19,409 (47.1)	547 (1.3)	1,525 (3.7)	3,872 (9.4)	217 (0.5)	181 (0.4)	644 (1.4)	1,065 (2.6)	41,195
	小計	31,849 (16.7)	20,098 (10.5)	2,577 (1.4)	82,562 (43.3)	11,080 (5.8)	6,849 (3.6)	16,155 (8.5)	1,189 (0.6)	3,275 (1.7)	8,998 (4.7)	6,055 (3.2)	190,687

2. デザイン登録出願の動向

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ

2011年度のデザイン登録出願状況を調べてみると、自国民は住宅設備用品が13.6%、土木及び建築用品が11.1%、衣服及び身近品が11.0%であり、比較的の高い出願増加率を見せ、外国人の場合は電気・電子・通信機械器具分野の出願率が22.1%で最も高く、次に産業用機械器具が12.1%、生活用品が10.7%順で出願増加率を見せた。

<表V-1-9> 産業部門別のデザイン登録出願状況

(単位:件、%)

区 分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
加工食品及び嗜好品	166	0.3	22	0.6	188	0.3
衣服及び身近品	5,809	11.0	382	10.3	6,191	11.0
生活用品	4,144	7.9	398	10.7	4,542	8.0

住宅設備用品	7,201	13.6	270	7.3	7,471	13.2
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	1,133	2.1	193	5.2	1,326	2.3
事務用品及び販売用品	5,806	11.0	235	6.3	6,041	10.7
輸送及び運搬機械	1,262	2.4	275	7.4	1,537	2.7
電気、電子機械器具及び通信 機械器具	4,318	8.2	820	22.1	5,138	9.1
一般機械器具	1,308	2.5	260	7.0	1,568	2.8
産業用機械器具	1,727	3.3	450	12.1	2,177	3.9
土木、建築用品	5,877	11.1	42	1.1	5,919	10.5
その他基礎製品	4,527	8.6	117	3.1	4,644	8.2
その他	9,529	18.0	251	6.8	9,780	17.3
計	52,807	100	3,715	100	56,522	100

3. 商標登録出願の動向

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ

NICE分類による2011年度の産業部門別商標出願状況を調べてみると、自国民はサービス業が35.0%で最も高い出願比を見せ、菓子・食品・飲み物類は12.0%、化学品・薬剤・化粧品類は10.6%で比較的高く、外国人の場合には化学品・薬剤・化粧品類が17.5%、機械・電気機械・輸送機械器具類が17.2%、サービス業が9.7%順で比較的高い出願の比率を見せた。

<表V-1-10>NICE分類別の商標登録出願状況

(単位:件、%)

区 分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	11,954	10.6	1,963	17.5	13,917	11.2

一般金属材、建築材料、手動利 器類、非金属製建築材料	1,750	1.5	191	1.7	1,941	1.6
機械、電気機械、輸送機械器具	11,932	10.6	1,937	17.2	13,869	11.2
繊維、繊維製品、衣類	8,869	7.9	882	7.9	9,751	7.9
家具、敷物類、台所用品	3,883	3.4	261	2.3	4,144	3.3
貴金属、時計、皮革、カバン類	3,786	3.4	326	2.9	4,112	3.3
楽器、玩具、運動器具、タバコ	2,537	2.3	410	3.7	2,947	2.4
紙、文房具、印刷物	3,428	3.0	137	1.2	3,565	2.9
菓子、食品、飲み物	13,517	12.0	868	7.7	14,385	11.6
ゴム、プラスチック材料	356	0.3	78	0.7	434	0.4
サービス業	39,382	35.0	1,092	9.7	40,474	32.7
多類指定	649	0.6	6	0.1	655	0.5
その他	10,536	9.4	3,077	27.4	13,613	11.0
計	112,579	100	11,228	100	123,807	100

第3節 公的機関及び大学の特許出願

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ

1. 公的機関の特許出願動向

公的機関の特許出願は2011年8,917件となり、前年度比6.1%減少した。

＜表 V-1-11＞公的機関の特許出願状況

(単位:件、%)

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
公的機関特許出願	7,784	7,021	8,496	9,492	8,917
前年度比増減率	13.3	△9.8	21.0	11.7	△6.1

イ. 公的機関の最多特許出願順位

1992年から2011年まで公的機関の中で、最多特許出願1位の機関は31,770件を出願した韓国電子通信研究所であり、全体の公的機関出願の36.3%を占め、その次の機関が浦項産業科学研究院、韓国科学技術研究院、韓国機械研究院、韓国電力公社の順であった。

＜表 V-1-12＞公的機関の最多特許出願順位

(単位:件、%)

順位	機関名	1992～2011 出願件	特許占有率
1	韓国電子通信研究所	31,770	36.3
2	浦項産業科学研究院	7,970	9.1
3	韓国科学技術研究院	5,374	6.1
4	韓国機械研究院	3,259	3.7
5	韓国電力公社	3,133	3.6

その他	その他	36,052	41.2
合計	-	87,558	100

2. 大学の特許出願動向

イ. 大学の特許出願動向

大学の特許出願は、2007年と2008年には20%を越える比較的高い増加傾向を見せたが、2009年からは増加傾向が横這いとなり、2010年に続き2011年にも一桁の増加率に留まった11,581件となり、前年比8.6%の増加となった。

このような理由は、大学における研究結果が事業化に繋がらず、大学の研究実績評価が、相対的に配点の高い学術誌寄稿論文に重点を置いた結果などが起因と見られる。

<表V-1-13>大学の特許出願状況

(単位:件、%)

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
大学の特許出願	6,129	8,413	9,760	10,667	11,581
前年比増加率	45.3	37.3	16.0	9.3	8.6

ロ. 大学の最多特許出願順位

1992年から2011年まで、大学における最多出願1位の学校は、7,767件を出願した韓国科学技術院であり、全体の大学出願のうち10.6%を占め、延世大、高麗大が各々2位と3位を占めた。

特に、上位5位までの大学が占める比重は27.8%となり、知名度が高い一

部の理工系大学の特許出願の比重が比較的高いことが分かった。

＜表 V-1-14＞大学の最多特許出願順位

(単位:件、%)

順位	機関名	1992～2011 出願件	占有率
1	韓国科学技術院	7,767	10.6
2	延世大学	3,494	4.8
3	高麗大学	3,387	4.6
4	漢陽大学	3,050	4.1
5	ソウル大学	2,758	3.7
その他	その他	53,069	72.2
合計	-	73,525	100

第4節 自国民・外国人の地域別・業者別出願

顧客協力局 出願課 行政事務官 クオン・オデ

1. 自国民の出願動向

イ. 地域別の出願

ソウル・仁川・京畿など首都圏における自国民の出願比は、2010年度70.6%、2011年度69.5%となり、小幅減少した傾向を見せた。これは中小企業の知的財産権の重要性認識、電子出願の実施及び国土の均衡発展政策などによって、首都圏の出願集中現象が多少緩和されたと判断される。

＜表V-1-15＞自国民の地域別出願状況

(単位:件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年
ソウル	42,136	43,151	3,600	3,270	18,638	18,679	54,085	55,500	118,459	120,600	38.8	38.3
釜山	3,722	4,133	904	847	1,985	2,088	4,028	4,473	10,639	11,541	3.5	3.7
大邱	3,459	3,570	692	507	3,199	2,757	2,862	2,945	10,212	9,779	3.3	3.1
仁川	5,779	6,134	656	570	3,315	3,381	3,335	3,975	13,085	14,060	4.3	4.5
光州	2,203	2,092	202	154	670	799	1,449	1,646	4,524	4,691	1.3	1.5
大田	10,457	10,107	562	344	884	1,157	2,302	2,723	14,205	14,331	4.7	4.6
蔚山	1,806	2,725	179	541	395	358	549	684	2,929	4,308	1.0	1.4
京畿	39,208	40,116	4,116	3,387	17,155	16,605	23,281	24,110	83,760	84,218	27.5	26.7
江原	1,612	1,630	182	142	657	581	1,571	1,688	4,022	4,041	1.3	1.3
忠北	3,503	2,572	322	260	1,216	1,089	2,321	1,877	7,362	5,798	2.4	1.8
忠南	3,456	4,902	328	336	1,275	1,343	2,158	3,216	7,217	9,797	2.4	3.1
全北	2,512	3,053	286	184	1,140	901	1,690	1,964	5,628	6,102	1.8	1.9
全南	1,594	1,946	168	166	471	681	1,606	1,732	3,839	4,525	1.3	1.4
慶北	6,046	7,006	404	266	1,245	883	2,813	2,524	10,508	10,679	3.4	3.4
慶南	3,840	4,418	550	441	1,206	1,379	2,070	2,663	7,666	8,901	2.5	2.8
済州	451	461	39	44	144	124	740	835	1,374	1,464	0.4	0.4
その他	21	15	3	2	6	2	36	24	66	43	0.1	0.1
計	131,805	138,031	13,193	11,461	53,601	52,807	106,896	112,579	305,495	314,878	100	100

ロ. 韓国国内の最多出願企業別出願動向

2011年度の韓国国内の最多出願企業のうち、上位10企業の出願件数は全体で29,855件となり、自国民の出願合計件数の9.5%を占めた。特に、特許出願の場合は10企業の出願件数が24,397件となり、17.7%を占めている。

また、最多出願企業を調べてみると、三星電子、LG電子、現代自動車、LGイノテック、韓国電子通信研究所が各1～5位を占めた。

<表V-1-16> 韓国国内10位の最多出願企業出願状況

(単位:件)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	三星電子	5,786	4	804	165	6,759
2	LG電子	3,140	-	791	721	4,652
3	現代自動車	2,754	-	141	114	3,009
4	LGイノテック	2,712	-	152	2	2,866
5	韓国電子通信研究所	2,303	-	9	-	2,312
6	(株)アモーレパシフィック	271	111	526	1,274	2,182
7	現代重工業	1,600	450	41	16	2,107
8	LGディスプレイ	2,064	-	12	5	2,081
9	三星電気	1,979	1	2	6	1,988
10	ポスコ	1,788	-	3	108	1,899
	小計 (自国民出願中の占有率)	24,397 (17.7)	566 (4.9)	2,481 (4.7)	2,411 (2.1)	29,855 (9.5)
	自国民の出願合計	138,031	11,461	52,807	112,579	314,878

注)共同出願は各出願人ごとに1件として処理

2. 外国人の出願動向

イ. 出願人の国別出願動向

2011年度の国別の最多出願件数を調べてみると、2010年度に続き日本と米国が各々1位と2位を占め、2010年度と同様、2011年度も日本と米国が外国人(法人含む)全体出願の半分以上の65.9%を占め、変わらない強みを見せた。最多出願国の上位の順は、昨年度と同じ順位であった。

権利別には、特許及びデザインの部分において日本が、商標の部分においては米国が優位を見せた。

＜表V-1-17＞外国(法)人の国別出願状況

(単位:件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計		2010 順位
							件数	占有率	
1	日本	2010年	14,346	37	1,498	3,936	19,817	35.0	1
		2011年	15,191	45	1,668	2,929	19,833	35.3	
2	米国	2010年	11,516	38	926	4,962	17,442	30.8	2
		2011年	12,125	29	826	4,202	17,182	30.6	
3	ドイツ	2010年	3,412	9	203	526	4,150	7.3	3
		2011年	3,594	7	250	242	4,093	7.3	
4	フランス	2010年	1,575	-	97	601	2,273	4.0	4
		2011年	1,749	-	79	355	2,183	3.9	
5	スイス	2010年	1,028	3	99	484	1,614	2.9	5
		2011年	1,073	2	114	240	1,429	2.5	
6	オランダ	2010年	918	2	127	194	1,241	2.2	6
		2011年	1,045	-	100	97	1,242	2.2	
7	英国	2010年	572	4	81	569	1,226	2.2	7
		2011年	736	1	79	410	1,226	2.2	
小計		2010年	33,367	93	3,031	11,272	47,763	84.4	

	2011年	35,513	84	3,116	8,475	47,188	84.1
その他の国	2010年	4,930	375	555	2,957	8,817	15.6
	2011年	5,290	308	599	2,753	8,950	15.9
計	2010年	38,297	468	3,586	14,229	56,580	100
	2011年	40,803	392	3,715	11,228	56,138	100

ロ. 最多出願企業別の出願動向

外国人の最多出願の上位10位企業は、日本会社の7社が大部分を占め、米国2社、ドイツ1社がランキング入りした。

最多出願の順位を見ると、米国のクアルコムが1位、日本のソニーが2位、日本のパナソニックが3位、日本の東京エレクトロン、日本の住友化学が各々4位と5位を占めた。

<表V-1-18>外国人上位10位の最多出願企業別出願状況

(単位:件)

順位	出願人	国名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クアルコムインコーポレイテッド	米国	1,411	1	-	7	1,419
2	ソニー	日本	575	-	39	36	650
3	パナソニック	日本	433	-	50	10	493
4	東京エレクトロン	日本	455	-	22	2	479
5	住友化学	日本	410	-	16	14	440
6	キヤノン	日本	427	-	7	3	437
7	半導体エネルギー研究所	日本	431	-	-	-	431
8	三菱電機	日本	291	-	74	9	374
9	3Mcompany	米国	302	3	57	7	369
10	BASF SE	ドイツ	350	-	-	17	367

第2章 PCT及びマドリット国際出願分野

第1節 PCT国際出願

顧客協力局 国際出願課 行政事務官 オ・ヨンギ
行政事務官 キム・ウォンヨン

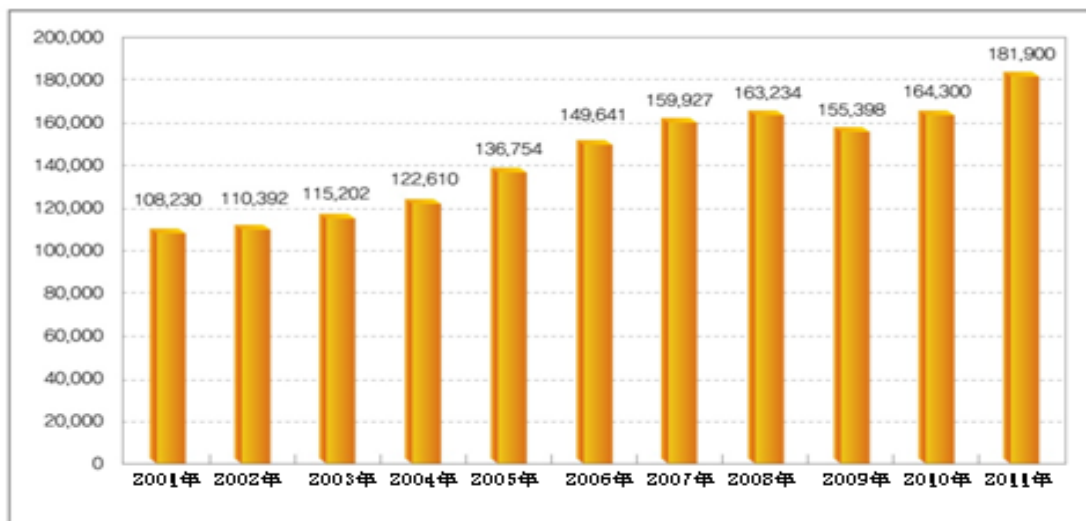
1. 全世界PCT国際出願の動向

WIPOで発表した資料(暫定)によると、2011年の全世界のPCT国際出願は181,900件となり、2010年(164,300件)に比べ10.7%増加している。これは最大出願国である米国の出願増加(8.0%)と、中国(33.4%)、韓国(8.0%)、日本(21.0%)などアジアの国のPCT国際出願が急増した結果である。韓国は、2010年(9,668件)に比べ8.0%増しの10,447件となり、全世界の出願量の5.7%を占め、米国、日本、ドイツ、中国に続き世界5位を記録した。

世界PCT国際出願において最も大きい比重を占めている国は米国であり、2011年の全世界PCT国際出願の26.7%(48,596件)を占め、日本21.4%(38,888件)、ドイツ10.2%(18,568件)、中国9.0%(16,406件)がその後に続いた。PCT国際出願の上位10ヶカ国の中で、2010年に比べ出願増加率が最も高かった国は中国で33.4%を記録し、韓国は8.0%、日本が21.0%、米国が8.0%であった。

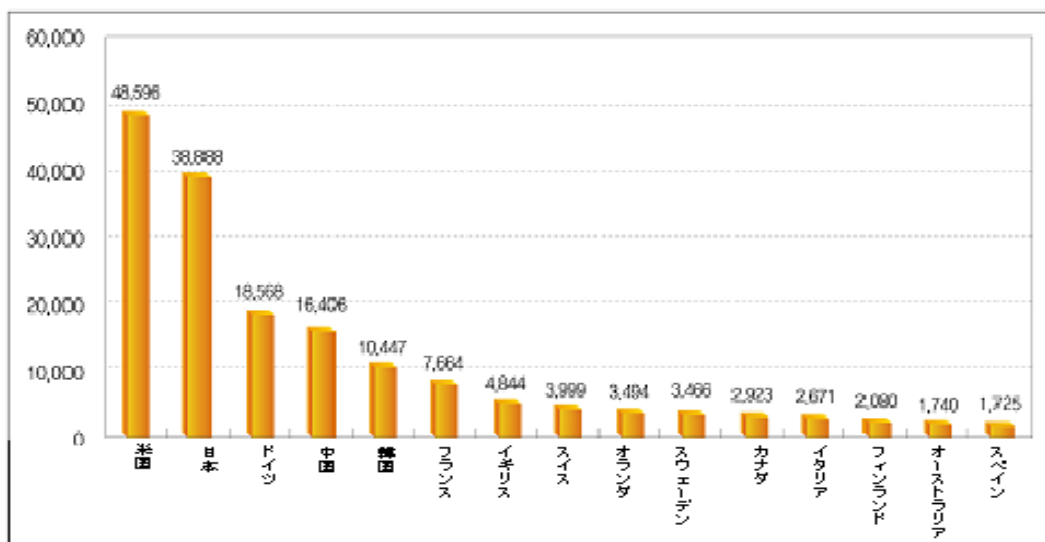
2011年の全世界PCT最多出願企業別の順位は、中国のZTEが2,826件で1位、2010年に1位であった日本のパナソニックが2,463件で2位、中国のHUAWEIが1,831件で3位を占めた。韓国企業はLG電子が前年より一段落ちた1,336件で8位、三星電子が757件で15位、LG化学が214件で66位を記録した。

<図V-2-1>全世界のPCT国際出願状況



*資料出所:WIPO PCT Yearly Review(2011年の資料はWIPO発表(暫定資料である))

<図 V-2-2> 2011年の全世界PCT最多出願国の順位



*資料出所:2012. 3. 5 WIPO発表(暫定)資料(WIPO資料は変動の可能性があります、韓国特許庁の受付資料と異なる場合があります)

2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し

イ．自国民のPCTによる海外出願(受理官庁)

2011年に韓国特許庁が受理した（受理官庁）PCT国際出願は10,412件であり、2010年の9,639件に比べ773件が増えた8.0%の増加率を見せた。これは前年度の増加率(20.1%)に比べ低い水準であるが、景気回復水準の影響により着実に増加傾向を維持している。

韓国が増加傾向を見せているのは、PCT制度が持つ長所に対する理解力と知的財産権の重要性に対する認識拡大、海外における特許権確保のための韓国企業の持続的な努力が融和された結果である。また、特許権の国際調査及び国際予備審査機関としてのレベル高い役割の遂行、PCT国際出願の説明会実施、主要出願企業の訪問及び専用ホームページ運営などによる支援努力が効果を現わしたと分析される。

また、2009年から韓国語がPCT国際公開語として採択され、これまで言語的な問題でPCT制度を利用できなかった中小企業や個人発明家らも、PCT制度を利用して海外に特許を出願する機会が与えられたことが重要な要素として作用した。

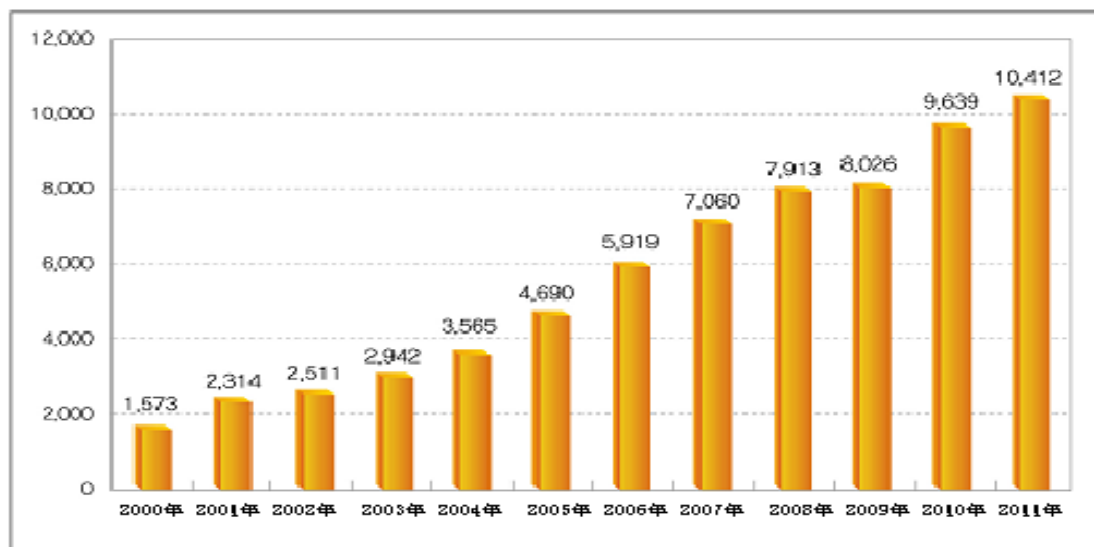
＜表V-2-1＞韓国のPCT国際出願件数

(単位：件、%)

年度 区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
出願件数	1,573	2,314	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919	7,063	7,913	8,026	9,639	10,412
増加率	84.0	47.1	8.5	17.2	21.2	31.6	26.2	19.3	12.0	1.4	20.1	8.0

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

＜図V-2-3＞韓国のPCT国際出願状況



*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

*国際事務局の受付日基準のWIPO統計と韓国の受付統計は若干の差がある。

ロ. 韓国の国内上位10位PCT最多出願法人(企業)動向

2011年の韓国国内PCT最多出願法人(企業)別の動向をみると、上位10位の最多出願法人の出願件数は3,056件であり、全体の出願件数の29.4%を占め、2009年の34.2%、2010年の34.1%に比べ低くなっている。これは経済危機を迎えた大企業が特許の充実化に重点を置き、海外における特許獲得戦略を推進したものと分析される。しかし、最多出願上位企業らが占める比重が低くなったにもかかわらず、全体的な出願件数が増えていることは、大企業だけでなく中小企業もPCT制度を利用して出願していると分析される。

上位10位の法人のうち、一般企業が7社、大学が2校、研究所(院)が1ヶ所ランキング入りし、LG電子は2011年に1,253件を出願し6年連続1位を占めている。一方、LG電子の出願は減っているが、三星電子など残りの企業らが出願増加を牽引し、また、大学・研究所も研究成果物を積極的に権利化していると把握される。

<表 V-2-2> 韓国国内の最多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況

(単位:件)

順位	出願人	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 (増減率)	
1	LG 電子	432	691	902	1,173	1,098	1,361	1,253	(Δ7.9)
2	三星電子	463	554	617	659	536	719	752	(4.6)
3	LG 化学	210	321	279	241	197	184	314	(70.7)
4	LG イノテック	33	37	60	85	78	140	190	(35.7)
5	韓国電子通信研究所	181	258	429	485	184	101	121	(19.8)
6	韓国科学技術院	16	28	38	37	58	86	99	(15.1)
7	パンテック		2		2	2	58	90	(55.2)
8	SK テレコム	58	33	30	53	74	59	87	(47.5)
9	ソウル大学校	38	41	60	48	84	68	83	(22.1)
10	アモーレパシフィック	22	44	47	30	35	52	67	(28.8)
	計	1,453	2,009	2,462	2,813	2,346	2,828	3,056	(8.1)

* 資料出所:特許庁の特許情報統計システム

ハ. 個人対法人のPCT国際出願動向

2011年の個人PCT国際出願件数は1,960件となり、2010年(2,046件)に比べ個人出願が占める比率は4.2%減であった。個人の出願比が減少した原因は、企業に比べ個人は言語、手続き、費用の面において、利用が容易でないことを現わしている。

しかし、2009年から韓国語がPCT国際公開語として施行され、すべての国際出願関連の書類をハングルで作成し提出することが可能となり、言語的な問題で困っていた個人や中小企業が、より便利にPCT国際出願制度を利用できる契機が構築された。また、特許庁の海外出願費用の支援事業も多角的に行われ、その規模も拡大され、個人も良いアイデアや技術さえあれ

ばいくらでも外国で特許権を確保できる道が開かれる。

＜表V-2-3＞個人対法人のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

区 分	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
個人 (比率)	1,253 (26.7)	1,477 (25.0)	1,617 (22.9)	1,707 (21.6)	1,831 (22.8)	2,046 (21.2)	1,960 (18.8)
法人 (比率)	3,437 (73.3)	4,442 (75.0)	5,446 (77.1)	6,206 (78.4)	6,195 (77.2)	7,593 (78.8)	8,452 (81.2)
計 (比率)	4,690 (100.0)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

二. PCT-EASY(FD出願)及びE-filing(電子出願)によるPCT国際出願動向

書面やPCT-EASYによる出願は減っている傾向であり、E-filingによるオンライン出願は増加傾向で、2011年には92.4%を記録した。これは2010年に全世界PCT出願においてE-filingによるオンライン出願が78%程度であることを勘案すると、韓国のオンライン出願環境が世界最高のレベルまで上がってきており、出願人もまた、このような利点を積極的に活用していることが分かる。

これと共に、出願人の立場ではE-filingによって出願する場合は、国際出願手数料の中の300スイスフラン(約387,000ウォン)を、PCT-EASY(Electronic Application System)で出願する場合には100スイスフラン(約129,000ウォン)の減免が受けられるので、費用節減の効果も期待できる。

＜表V-2-4＞媒体別のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
On-Line (比率)	4,793 (81.0)	6,094 (86.3)	6,940 (87.7)	7,383 (92.0)	9,015 (93.5)	9,616 (92.4)
FD(PCT-EASY) (比率)	687 (11.6)	713 (10.1)	775 (9.8)	489 (6.1)	440 (4.6)	611 (5.9)
その他 (書面など) (比率)	439 (7.4)	256 (3.6)	198 (2.5)	154 (1.9)	184 (1.9)	185 (1.8)
計 (比率)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

*2005年 2月からオンライン出願施行

ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2011年のPCT国際出願の中で韓国語による出願が8,394件であり、全体の80.6%を占め、英語による出願は2,018件で全体の19.4%を占めた。韓国語による出願の比率は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に続き2010年には70%を越えた。これは2009年1月1日から韓国語PCT国際公開語が施行され、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成し出願することが可能になったからであり、また、優先日から14ヶ月内に英語翻訳文を提出した手続きがなくなったことによって、言語的に便利な韓国語による出願を積極的に利用した結果と見ることができる。

ただし、韓国語による出願が可能になったとしても、出願人が英語で出願したい場合には英語で出願することができるが、英語で出願した場合には、英語で国際公開となり、韓国語で出願した場合には、韓国語で国際公開となることを留意しなければならない。

＜表V-2-5＞言語別のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
韓国語 (比率)	2,880 (61.4)	3,741 (63.2)	4,592 (65.0)	4,982 (63.0)	5,800 (72.3)	7,336 (76.1)	8,394 (80.6)
英語 (比率)	1,809 (38.6)	2,177 (36.8)	2,471 (35.0)	2,928 (37.0)	2,226 (27.7)	2,303 (23.9)	2,018 (19.4)
日本語 (比率)	1 (-)	1 (-)	- (-)	3 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
系 (比率)	4,690 (100.0)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)

* 資料出所:特許庁の特許情報統計システム

3. 国際調査・国際予備審査の動向

イ. 韓国特許庁に対する国際調査及び/または、国際予備審査の請求動向

韓国特許庁は1997年のPCT総会で、国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行してきた。2011年末現在、米国をはじめとする12ヶ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人の国際調査及び/または、国際予備審査業務を遂行している。

※業務協定締結国:フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インドネシア(2004)、モンゴル(2005)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)

2011年に韓国特許庁で受付けた国際調査は全体で25,666件となり、2010年の22,707件に比べ13.0%増加した。その中で、韓国出願人が申請した件数は9,950件で2010年に比べ12.7%増加し、米国をはじめとする外国の出願人が申請した件数は15,716件で2010年に比べ13.3%の増加であった。米国出願人が

申請した件数は、韓国特許庁が受付けた全体の国際調査の59.1%、外国国際調査の96.5%を占めた。

韓国は、国際調査料を2008年まで225千ウォン、2009年には、韓国語調査の場合は45万ウォン、英語調査の場合は90万ウォンに引き上げ、さらに2010年からは、英語調査の場合は130万ウォンで大幅引き上げしたが、値上げにもかかわらず、外国出願人(特に米国出願人)が韓国特許庁に継続して国際調査を申請したことは、値上げ後も先進国の国際調査機関に比べ相対的に安い国際調査料と、国際調査の品質の良さにより、満足できる調査結果が得られるためと分析される。

<表V-2-6>PCT国際調査用写本の受付状況

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
大韓民国 (比率)	3,850 (99.5)	5,163 (87.5)	6,071 (68.0)	7,165 (38.1)	7,090 (33.6)	8,830 (38.9)	9,950 (38.8)
米国 (比率)	- (-)	690 (11.7)	2,735 (30.7)	11,371 (60.4)	13,356 (63.4)	13,319 (58.7)	15,167 (59.1)
その他の国 (比率)	20 (0.5)	45 (0.8)	118 (1.3)	282 (1.5)	622 (3.0)	558 (2.4)	549 (2.1)
計 (比率)	3,870 (100.0)	5,898 (100.0)	8,924 (100.0)	18,818 (100.0)	21,068 (100.0)	22,707 (100.0)	25,666 (100.0)

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

2011年に韓国特許庁が受付けた国際予備審査は226件であり、2010年の270件に比べ16.3%の減少であった。このような減少傾向は、ここ数年間続いている。その理由は、2002年から国際予備審査を請求しない場合も、指定国進入期間が20ヶ月から30ヶ月に自動延長となるようにPCT制約規則を改正し、また、2004年から国際調査機関でも特許性検討など国際予備審査機能を遂行しているためと分析される。

<表V-2-7>PCT国際予備審査の請求状況

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
国際予備審査請求書受付	655	599	511	359	341	270	226
増加率	△29.4	△8.5	△14.7	△29.7	△5.0	△20.8	△16.3

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

ロ. 韓国出願人の国際調査機関指定動向

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁(ISA/KR)以外に、オーストリア特許庁(ISA/AT)、オーストラリア特許庁(ISA/AU)、日本特許庁(ISA/JP)を国際調査機関(ISA)に指定し国際調査を受けることができる。

2011年に韓国特許庁を受理官庁としたPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した比率は99.2%、外国特許庁を国際調査機関に指定した比率は0.8%であった。2010年に比べ外国特許庁を国際調査機関に指定した比率がより低くなった。これはオーストリアやオーストラリアの国際調査料が韓国より高いため、オーストリアやオーストラリア特許庁を国際調査機関として指定する件数が減少し続けていると分析される。

<表V-2-8>PCT国際調査機関の指定状況

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
大韓民国(KR) (比率)	4,209 (89.7)	5,368 (90.7)	6,571 (93.0)	7,590 (95.9)	7,442 (92.7)	9,422 (97.8)	10,334 (99.2)
その他の国 (比率)	481 (10.3)	551 (9.3)	497 (7.0)	323 (4.1)	584 (7.3)	217 (2.2)	78 (0.8)
計 (比率)	4,690 (100.0)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行動向

イ. 2011年度PCT韓国の国内段階(指定官庁)移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて大韓民国において特許権(実用新案権)を獲得するため、2011年のPCT出願後に韓国の国内段階へ移行した件数は29,158件であり、前年比4.7%増となった。これは韓国の国内特許(実用新案)出願件数である191,581件の15.2%に該当する。

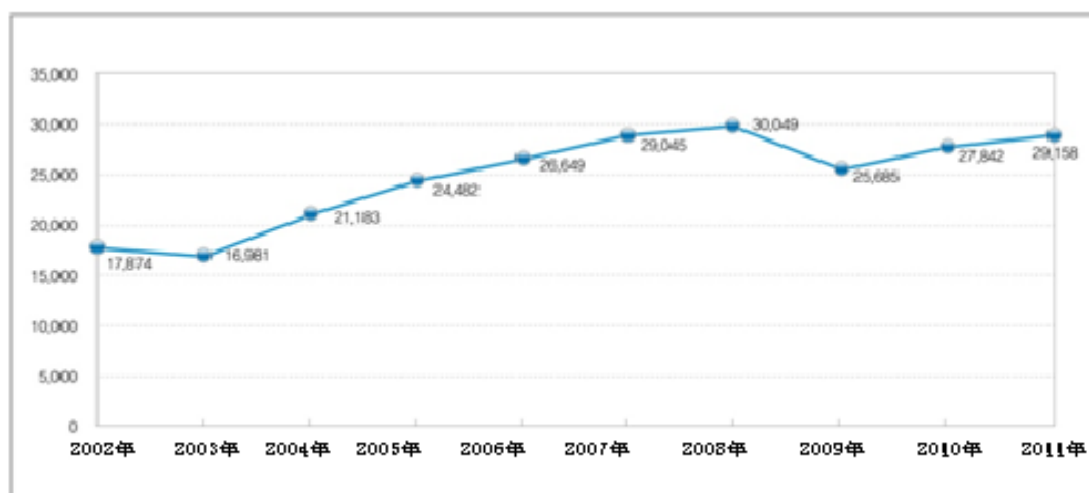
＜表 V-2-9＞PCT国際出願の韓国の国内段階(指定官庁)の移行件数

(単位:件、%)

年度 分析	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
出願件数	17,874	16,981	21,183	24,482	26,649	29,045	30,049	25,685	27,842	29,158
増減率(%)	7.1	△5.0	24.7	15.6	8.9	9.0	3.5	△14.5	8.4	4.7

*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

＜図 V-2-4＞PCT韓国の国内段階(指定官庁)の移行状況



*資料出所:特許庁の特許情報統計システム

ロ. 韓国の国内段階(指定官庁)への移行動向

2000年以前から増加傾向を維持してきたPCT国際出願の韓国の国内段階への移行件数は、2003年に $\Delta 5.0\%$ のマイナス成長を記録した。これは2003.03.12から、韓国の国内段階への移行期間が優先日から30ヶ月の適用を受けることになり、優先日から20ヶ月以内に国内段階へ移行しなければならない出願件が、10ヶ月の期間延長を受けることによって、移行時期を遅らせたと分析される。このような出願件が2004年以後に国内段階へ移行したため、2004年と2005年は各々24.7%と15.6%の急増した傾向をみせた。2006年と2007年には8.9%と9.0%の増加率をみせ、国内段階への移行傾向が安定したが、2008年には下半期から始まった世界金融危機により、増加率が3.5%と平年水準より減少し、グローバル景気低迷が本格化した2009年度には $\Delta 14.5\%$ と急減した。

2010年以後は、世界経済がグローバル金融危機から逃れ、安定した回復傾向をみせ、韓国の国内段階への移行件数も再び増加し始め、2010年は8.4%、2011年は4.7%の増加を記録した。

第2節 マドリット国際商標出願

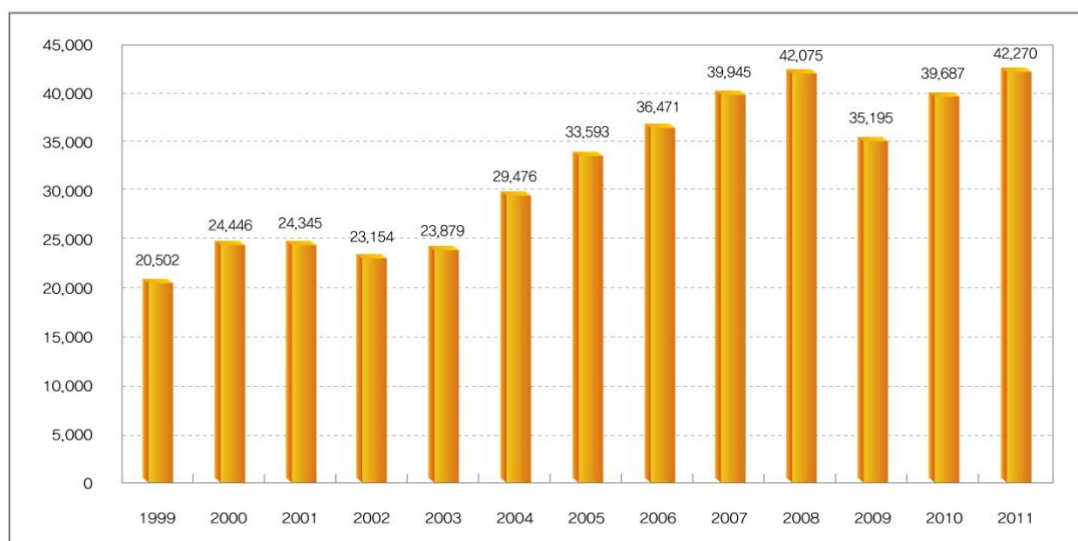
顧客協力局 国際出願課 行政事務官 キム・キホン

1. 世界の国際商標出願動向

イ. 世界の国際商標出願動向

2011年度の世界マドリット国際商標出願件数は42,270件であり、2010年度(39,687件)に比べ2,583件(6.5%)増加した。

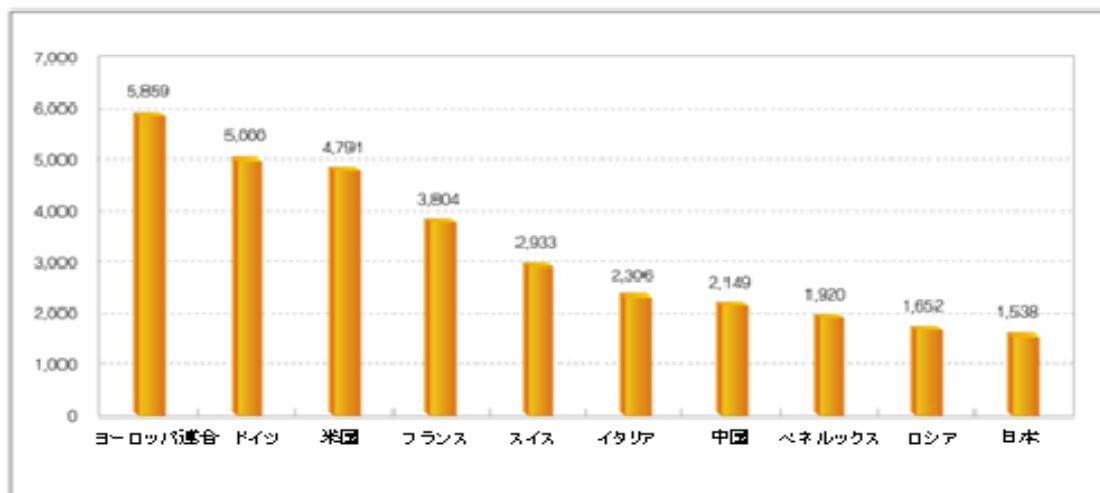
<図V-2-5>年度別の世界国際商標出願状況



*資料:WIPO統計

2011年度の世界マドリット国際商標の最多出願国上位10位は、以下と同じである。韓国は489件であり、2010年度(354件、17位)に比べ135件(38.1%)増加し16位を占めた。

<図V-2-6> 2011年度の世界国際商標の最多出願国上位10位



*1)資料:WIPO統計

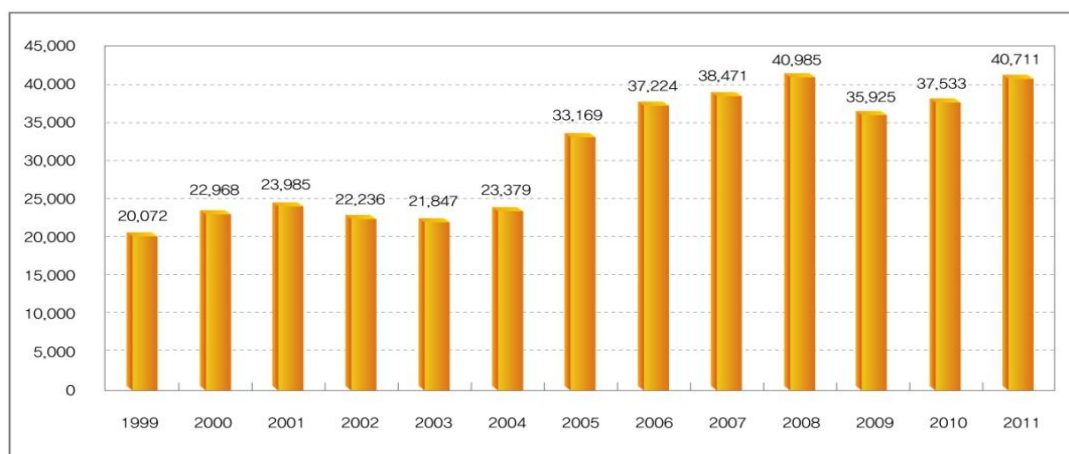
2) WIPO統計はWIPO受付基準で、KIPO統計はKIPO受付の基準であるため、統計値の

差が発生(WIPO統計489件、KIPO統計536件)

ロ. 世界の国際商標登録動向

2011年度のマドプロ国際登録の標章件数は40,711件であり、このうち韓国を本国官庁としたマドリット国際出願は433件が登録された。

<図V-2-7> 年度別の世界国際商標登録状況

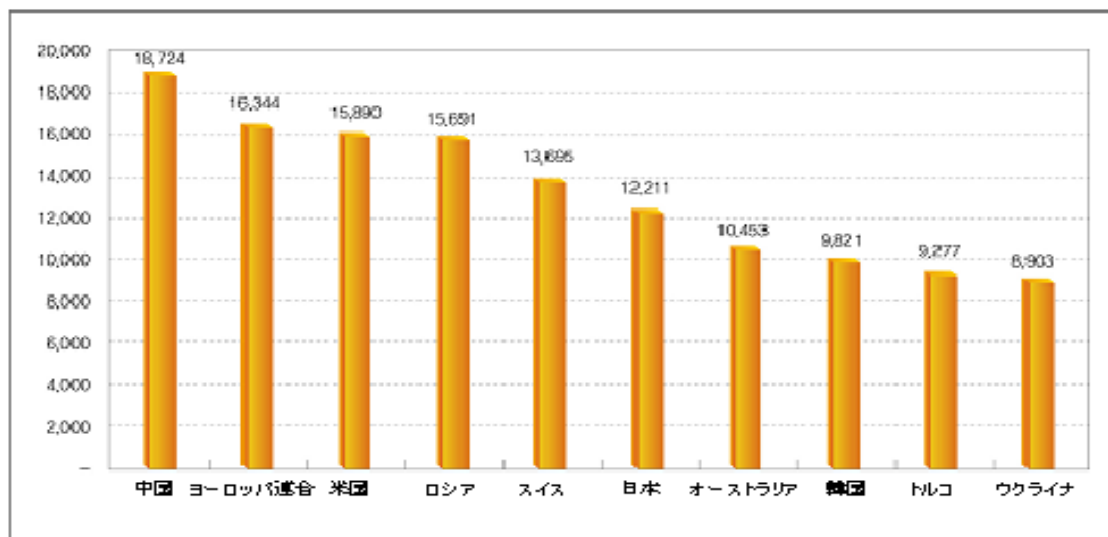


*資料:WIPO統計

ハ. 世界上位10位の指定国動向

2011年度のマドリット国際商標出願を通じた指定国の順位は、中国が18,724件で1位を占め、ヨーロッパ連合、米国、ロシアなどがその後に続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は9,821件(国際登録8,411件、事後指定1,410件)で世界8位を記録した。

<図V-2-8>2011年度の世界10位指定国状況



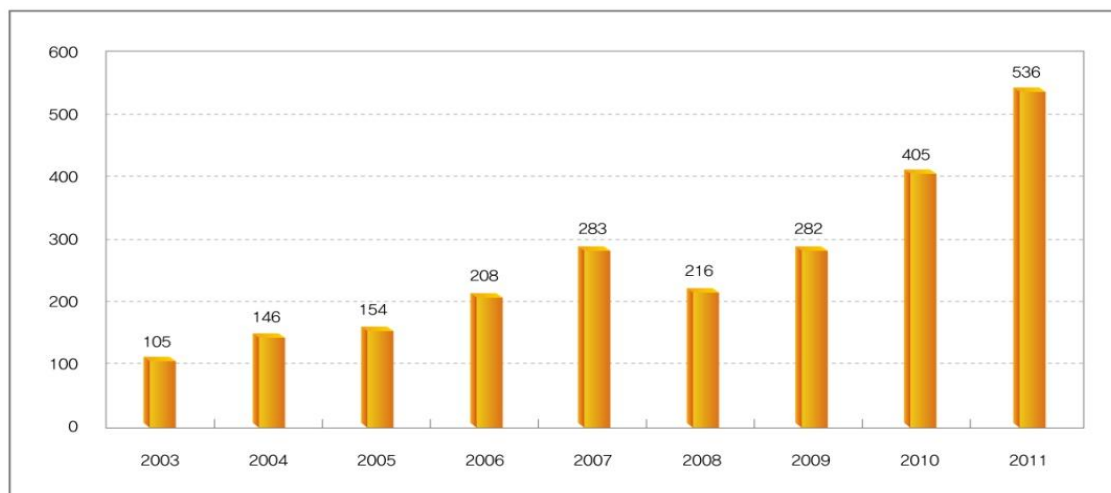
*資料:WIPO統計

2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の動向

イ. 国内出願人の国際商標出願状況

2011年度の韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリット国際商標出願は536件(事後指定40件は除外)であり、2010年度の405件に比べ32.3%増加した。

＜図V-2-9＞年度別の韓国国際商標出願状況



*1)資料:KIPO統計

2)WIPO統計はWIPO受付基準で、KIPO統計はKIPO受付基準のため、統計数値の差が発

生 (WIPO統計489件、KIPO統計536件)

ロ. 韓国国内出願人の国際商標電子出願動向

2003年4月にマドリットシステム制度の施行時から実施されたオンライン電子出願は、施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリット国際出願書書式作成機のMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2011年には95.1%まで増加した。

＜表V-2-10＞年度別の韓国の国際商標電子出願状況

(単位:件、%)

区分	年度									
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
電子出願 (占有率)	37 (35.2)	44 (30.1)	39 (25.3)	154 (74.0)	196 (69.3)	180 (83.3)	258 (91.5)	384 (94.8)	510 (95.1)	
書面出願 (占有率)	68 (64.8)	102 (69.9)	115 (74.7)	54 (26.0)	87 (30.7)	36 (16.7)	24 (8.5)	21 (5.2)	26 (4.9)	

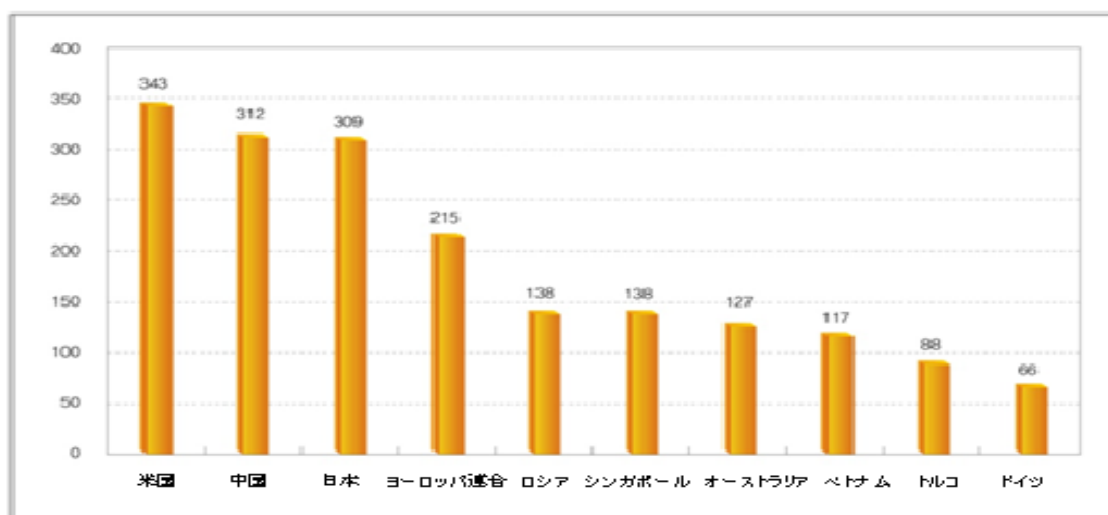
計	105	146	154	208	283	216	282	405	536
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

*資料:KIPO統計

ハ. 韓国国内出願人の国際商標出願上位10位の指定国動向

2011年度のマドリット国際商標出願を通じた国内出願人の外国指定件数は計3,792件であり、2010年度の3,309件に比べ483件(14.6%)増加し、米国(343件)、中国(312件)、日本(309件)、ヨーロッパ連合(215件)などを指定した。

<図V-2-10>2011年度の韓国国内出願人上位10位の指定国状況



*資料:KIPO統計

二. 韓国上位10位の国際商標最多出願企業動向

2011年度も韓国マドリット国際商標最多出願企業は、CELLTRION、三星電子、WOONGJIN COWAYなどの順であった。

<表V-2-11>2011年度の韓国上位10位の国際商標最多出願企業状況

(単位:件、%)

順位	国内出願企業	2011年出願件数	占有率
----	--------	-----------	-----

1	CELLTRION	13	2.43
2	三星電子	9	1.68
3	WOONGJIN COWAY	9	1.68
4	ESTSOFT	8	1.49
5	SK C&C	8	1.49
6	LG	6	1.12
6	0to7.com	6	1.12
6	INCROSS	6	1.12
9	LG ディスプレー	5	0.93
9	DAESANG	5	0.93
	その他	461	86.01
合計		536	100.00

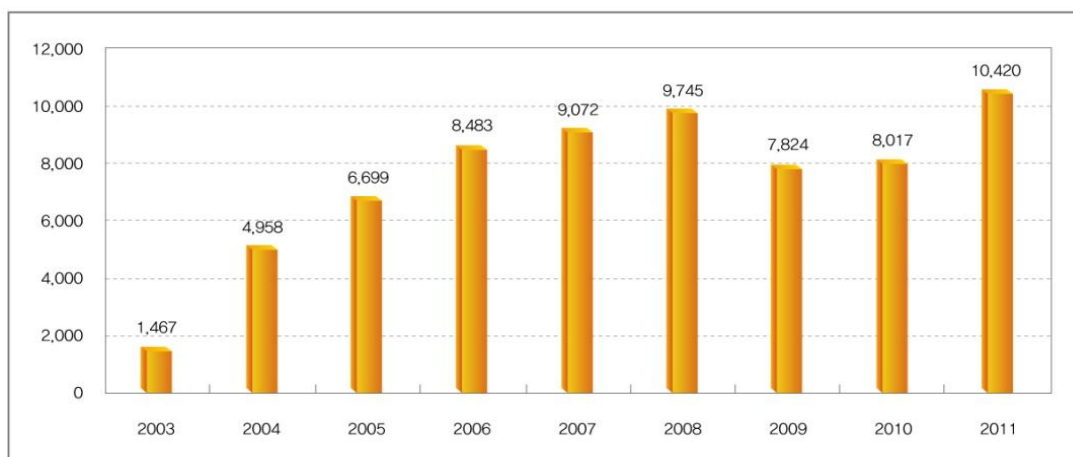
* 資料:KIPO 統計

3. 韓国国内の指定国官庁動向

イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録出願動向

2011年度の外国人が韓国を指定したマドリット国際商標登録出願は10,420件であり、2010年度の8,017件に比べ30.0%増加した。

<図V-2-11>外国人韓国を指定した国際商標登録出願状況

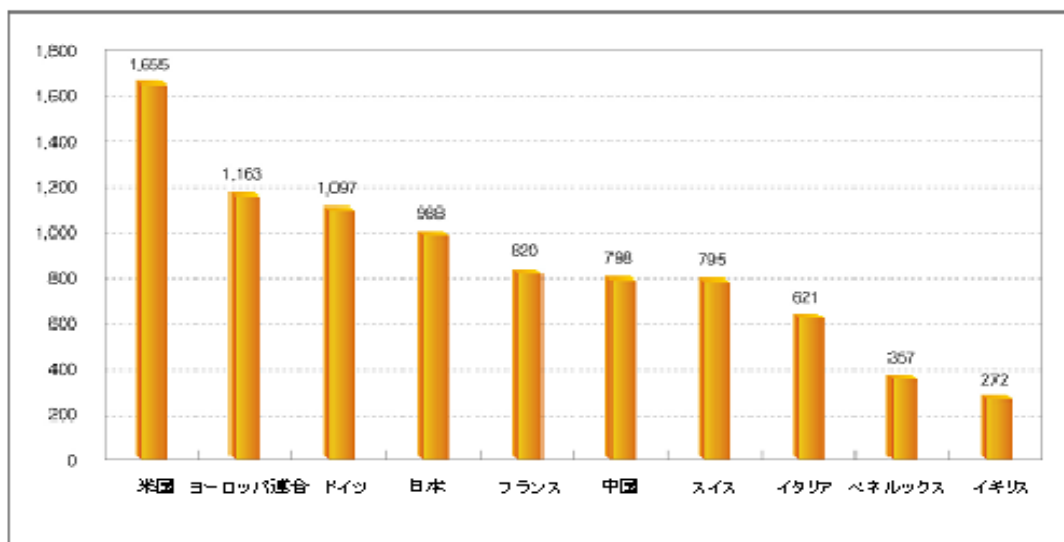


*資料:KIPO統計

ロ. 韓国を指定した上位10位の締約国の動向

2011年度マドリット国際商標登録出願を通じて韓国を指定した10の締約国は、米国、ヨーロッパ連合、ドイツ、日本などの順であった。

<図V-2-12>2011年度の韓国を指定した上位10位の締約国状況



*資料:KIPO統計

ハ. 韓国を指定した上位10位の外国最多出願企業動向

2011年度のマドリット国際商標登録出願を通じて、海外で韓国を指定し

た外国企業の出願動向は、スイスのNovartis(医薬品)が62件、ドイツの自動車会社BMWが54件、スイスのAbercrombie(衣類・ファッション・ビューティー製品)が49件を出願し、外国多出願企業の上位を占めた。

<表V-2-12>2011年度の韓国を指定した上位10位の外国最多出願企業状況

(単位:件、%)

順位	外国出願企業	国名	2011年 出願件数	比重
1	Novartis	スイス	62	0.60
2	BMW	ドイツ	54	0.51
3	Abercrombie & Fitch Europe	スイス	49	0.47
4	SANOFI	フランス	48	0.46
4	TEMASEK HOLDINGS	シンガポール	48	0.46
6	Philip Morris	スイス	46	0.44
7	Boehringer Ingelheim	ドイツ	40	0.38
8	Apple	米国	33	0.32
9	Koninklijke Philips Electronics	オランダ	31	0.30
10	BAYCREW'S	日本	26	0.25
	その他		9,983	95.81
	合計		10,420	100.00

* 資料:KIPO 統計

第3章 登録分野

第1節 産業財産権全般

顧客協力局 登録課 行政事務官 クォン・イングク

1. 産業財産権登録動向の概要

2006年に新規登録件数の最高点を記録した後、2009年まで持続的な減少傾向をみせ、2010年から漸進的な回復傾向となり、2011年には強力な審査処理期間の短縮政策の推進により前年比33.8%の高い増加率を見せた。

2008～2009年には、米国の金融危機にともなう景気不況と審査品質中心のパラダイムの転換により、審査処理量及び登録決定率が減少して新規登録件数が落ちたが、2010年から審査人材の拡充と審査処理量を拡大するなど特許庁の積極的な審査処理期間短縮の政策推進により、2011年の新規設定登録件数が大幅に増加した。

また、権利者の産業財産権保有・活用意志が分かる年次登録件数も着実に増加し、2010年は前年比9.6%、2011年は前年比3.5%の増加となった。

2. 2011年度登録の細部動向

イ. 過去5年間の設定登録動向

2011年の新規設定登録は214,013件で前年比33.8%増加した。各権利別に見ると、〈表V-3-1〉で分かるように、特許、実用新案、デザイン及び商標がすべて前年比37.6%、36.1%、25.2%、34.1%と各々増加した。

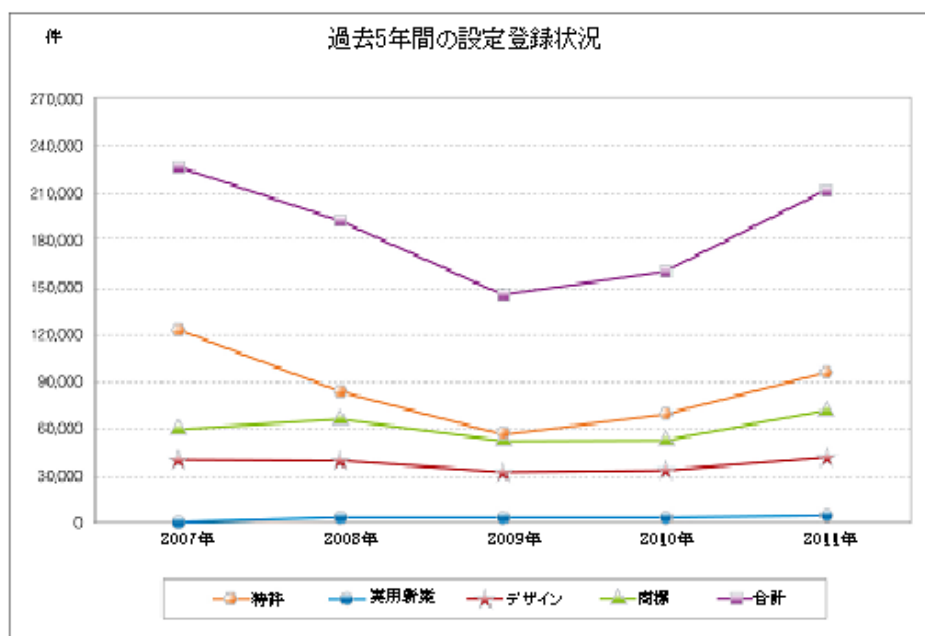
実用新案の場合は2006年10月1日に実用新案先登録制度の廃止にともない正常な審査処理期間を経て登録され、登録件数が急激に減少したが、2008年から正常化となった。

<表V-3-1> 過去5年間の設定登録状況

(単位:件、%)

年度別 権利別	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
特許	123,705 (2.4)	83,523 (Δ 32.5)	56,732 (Δ 32.1)	68,843 (21.3)	94,720 (37.6)
実用新案	2,795 (Δ 90.6)	4,975 (78.0)	3,949 (Δ 20.6)	4,301 (8.9)	5,853 (36.1)
デザイン	40,745 (19.1)	39,858 (Δ 2.2)	32,091 (Δ 19.5)	33,697 (5.0)	42,185 (25.2)
商標	60,361 (Δ 8.3)	65,583 (8.7)	53,155 (Δ 19.0)	53,136 (0)	71,255 (34.1)
合計	227,606 (Δ 9.2)	193,939 (Δ 14.8)	145,927 (Δ 24.8)	159,977 (9.6)	214,013 (33.8)

*注:()は前年比の増減率



ロ. 権利別の設定登録動向

1)産業部門別の特許・実用新案設定登録動向

2011年度の特許・実用新案の新規設定登録件数は100,573件であった。〈表V-3-2〉のように、産業部門別の特許・実用新案設定登録状況を調べてみると、2010年と同様、電気通信分野(48.2%)、機械分野(14.6%)の占有率が62.8%となり、他産業分野に比べ高い比重を占め、その次に化学9.2%、飲み物衛生7.3%、土木建設7.1%などの順で比重が高いことが分かった。前年に比べすべての産業部門の新規設定登録件数が増加しており、雑貨(125.8%)、繊維(85.9%)、飲み物衛生(56.5%)部門などの順で、増加率が高かった。

〈表V-3-2〉2011年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況

(単位:件、%)

区 分		機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採光 金属	飲料 衛生	事務 用品 印刷	農 林 水 産	雑貨	合計
2011 年	件数	14,710	9,300	1,889	48,430	7,130	3,445	7,317	590	1,588	6,174	100,573
	占有率	14.6	9.2	1.9	48.2	7.1	3.4	7.3	0.6	1.6	6.1	100.0
2010 年	件数	11,024	7,592	1,016	36,413	5,312	2,783	4,675	411	1,184	2,734	73,144
	占有率	15.1	10.4	1.4	49.8	7.3	3.8	6.4	0.6	1.6	3.7	100
前年度比増減率		33.4	22.5	85.9	33.0	34.2	23.8	56.5	43.6	34.1	125.8	37.5

2)物品群別のデザイン登録動向

2011年度のデザイン新規設定登録件数は計42,185件であった。〈表V-3-3〉のように、物品群別の登録占有率を見ると、衣服・身辺品15.7%、住宅設備用品15.1%、事務用品及び販売用品13.6%、土木及び建築用品12.9%、電機電子機械器具及び通信機械器具11.2%などであった。前年比の増減率を見ると、衣服身辺品128.2%、生活用品48.2%、住宅設備用品32.3%、輸送または、運搬機械24.3%、事務用品及び販売用品18.6%、電機電子機械器具及び通信機械器具18.5%などが各々増加した反面、製造嗜好食品35.2%、産業用機械器具3.6%などが減少し、全体的には25.2%の増加とな

った。

<表V-3-3> 2011年の物品群別デザイン登録状況

(単位:件、%)

区分		製造嗜好食品	衣服身用品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽および運動競技用品	事務用品および販売用品	輸送または運搬機械	電機電子機器および通信機器	一般機械器具	産業用機械器具	土木および建築用品	その他	計
		2011年	件数	105	6,643	3,850	6,372	835	5,742	1,283	4,725	1,183	1,700	5,443
	占有率	0.2	15.7	9.1	15.1	2.0	13.6	3.0	11.2	2.8	4.0	12.9	10.2	100.0
2010年	件数	162	2,911	2,598	4,817	803	4,843	1,032	3,989	1,088	1,764	5,160	4,530	33,697
	占有率	0.5	8.6	7.7	14.3	2.4	14.4	3.1	11.8	3.2	5.2	15.3	13.4	100
前年比増減率		△35.2	128.2	48.2	32.3	4.0	18.6	24.3	18.5	8.7	△3.6	5.5	△5.0	25.2

3)部門別の商標登録動向(NICE分類)

2011年度の商標新規設定登録件数は71,255件であり、(<表V-3-4>参照)。部門別の登録占有率を見ると、サービス業16.3%、化学品・薬剤16.2%、その他16.2%、機械・電気機械15.3%などの順であった。部門別の前年比の登録増減率を見ると、大部分の部門において増加しており、その他(240.4%)、貴金属・時計・カバン類(61.9%)、機械・電気機械(55.8%)部門の順で増加率が高かった反面、サービス業は25.4%が減少し、全体的には34.1%の増加となった。

＜表V-3-4＞2011年の部門別商標登録状況

(単位:件、%)

区分	化学品 薬剤	一般金 属製、 建築 材料	機械、 電気 機械	繊維、 衣類	家具、 台所 用品	貴金属 時計、 カバン 類	楽器、 玩具、 タバコ	紙、 文房具	菓子、 食品、 飲み物	ゴ ム、 プラ ステ ック 材料	サービ ス業	その他	計	
2011年	件数	11,547	1,803	10,877	5,870	2,427	2,975	1,819	2,280	8,354	336	11,649	11,518	71,255
	占有率	16.2	2.5	15.3	8.0	3.4	4.2	2.5	3.2	11.7	0.5	16.3	16.2	100.0
2010年	件数	7,770	1,188	6,983	4,282	1,881	1,838	1,475	1,678	6,766	270	15,621	3,384	53,136
	占有率	14.6	2.2	13.1	8.1	3.5	3.5	2.8	3.2	12.7	0.5	29.4	6.4	100
前年度比 増減率	48.6	51.8	55.8	32.4	29.0	61.9	23.3	35.9	23.5	24.4	△25.4	240.4	34.1	

ハ．個人・法人別の登録動向

2011年度の設定登録件数を個人・法人で区分すると(＜表V-3-5＞参照)、個人29.6%、法人70.4%の割合となった。

権利別に区分すると、特許の場合は個人15.1%、法人84.9%となり、法人登録の比率が相当高いことが分かった。これは産業の高度化と構造的な変化・調整により資本力と体系的な研究基盤が取りそろった大企業研究所などが、産業財産権の発展を主導しているためである。デザインと商標も同じく開発能力を整えた法人登録の比率が目立つが、個人の産業財産権に対する認識の変化と個人出願人に対する出願登録料など各種手数料の減免拡大などにより、個人登録も一定比率を維持している。

ただし、実用新案の場合は、個人登録(52.7%)が法人登録(47.3%)より多いのは、特許とは違い発明の相対的な容易性に起因すると見られる。

＜表V-3-5＞2011年の個人・法人別登録状況

(単位:件、%)

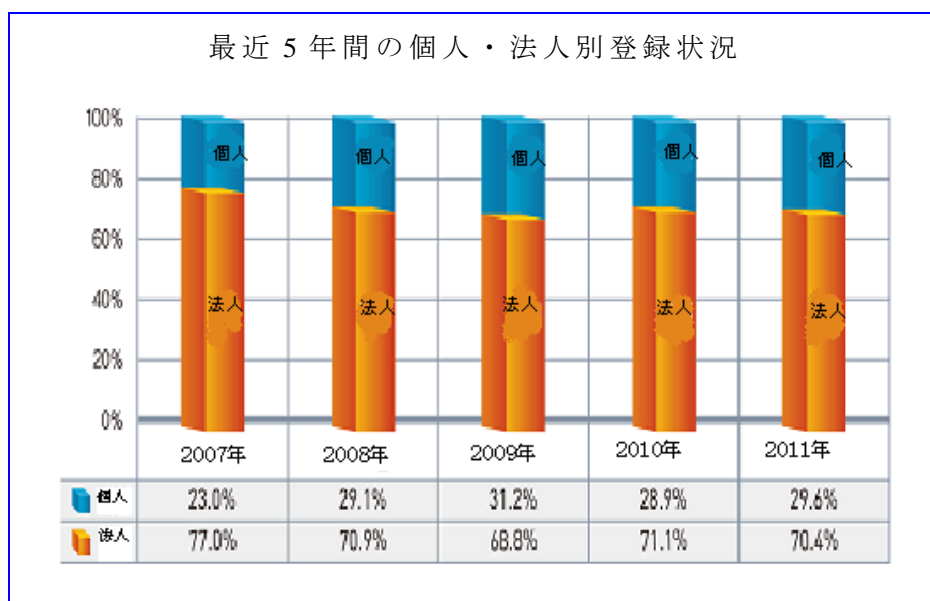
区 分	個 人		法 人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	14,283	15.1	80,437	84.9	94,720	100
実用新案	3,084	52.7	2,769	47.3	5,853	100
特・実小計	17,367	17.3	83,206	82.7	100,573	100
デザイン	17,294	41.0	24,891	59.0	42,185	100
商標	28,779	40.4	42,476	59.6	71,255	100
計	63,440	29.6	150,573	70.4	214,013	100

過去5年間の個人・法人別の登録推移を見ると、＜表V-3-6＞のように、2007年以降の個人及び法人登録件数は2009年まで減少し続けたが、2010年からは増加傾向に回り、2011年には前年に比べ各々37.0%、32.5%が増加した。

＜表V-3-6＞過去5年間の個人・法人別登録状況

(単位:件、%)

区 分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	前年比増減率
個 人	52,378 (23.0)	56,476 (29.1)	45,588 (31.2)	46,313 (28.9)	63,440 (29.6)	37.0
法 人	175,228 (77.0)	137,463 (70.9)	100,339 (68.8)	113,664 (71.1)	150,573 (70.4)	32.5



二. 代理人有無別の登録動向

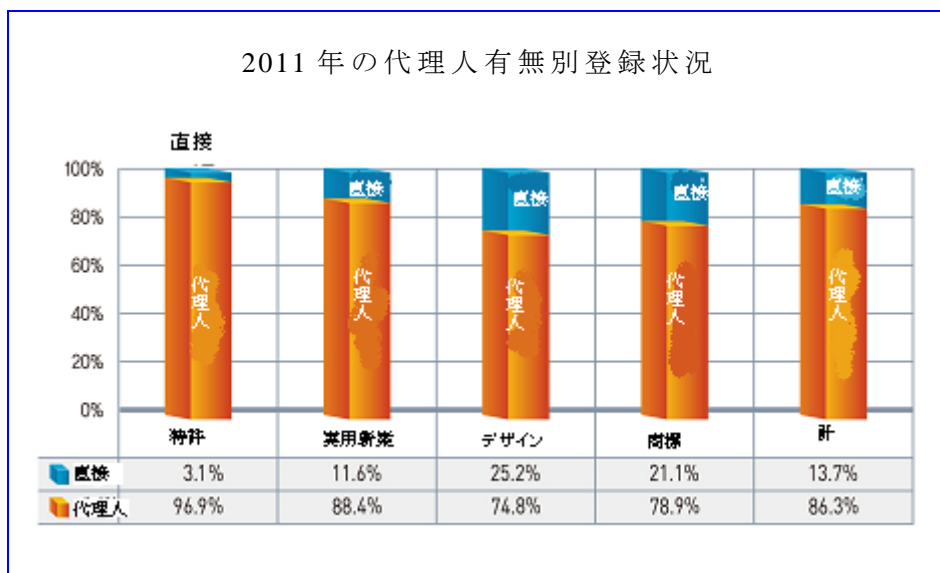
登録手続きを誰が行ったかを見ると、＜表V-3-7＞のように、代理人86.3%、権利者が直接登録手続きを行った比率は13.7%であった。権利別に見ると、特許が96.9%で他の権利に比べ代理人の選任を通じた登録比率が高く、デザインが74.8%で最も低く現れた。

＜表V-3-7＞2011年の代理人有無別登録状況

(単位:件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録
2011年	件数	91,808	2,909	5,176	677	31,557	10,628	56,179	15,060	184,720	29,274
	構成比	96.9	3.1	88.4	11.6	74.8	25.2	78.9	21.1	86.3	13.7
2010年	件数	66,839	2,004	3,891	410	24,954	8,743	41,695	11,441	137,379	22,598
	構成比	97.1	2.9	90.5	9.5	74.1	25.9	78.5	21.5	85.9	14.1
2009	件数	54,945	1,787	3,566	383	22,961	9,130	41,141	12,014	122,613	23,314

年	構成比	96.9	3.1	90.3	9.7	71.5	28.5	77.4	22.6	84.0	16.0
---	-----	------	-----	------	-----	------	------	------	------	------	------



ホ. 自国民・外国人別の登録動向

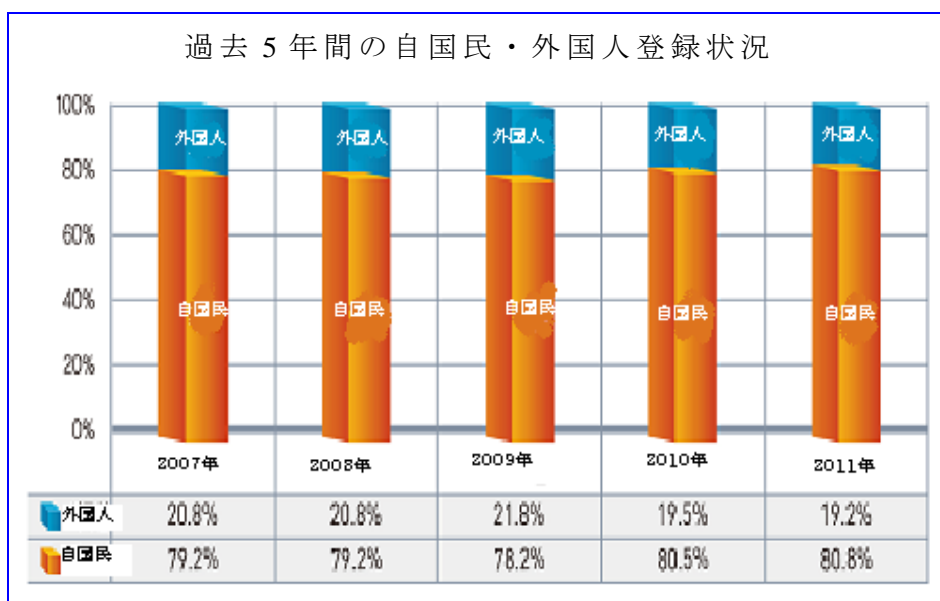
2011年の設定登録状況を自国民と外国人別に区分してみると、＜表V-3-8＞のよ
うに、自国民が172,977件(80.8%)、外国人が41,036件(19.2%)であり、登録件数が前年
度より増加した。自国民の登録件数は前年比34.3%、外国人登録件数は前年比31.8%
の増加率を見せ、全体的に前年度に比べて33.8%増加した。

＜表V-3-8＞過去5年間の自国民・外国人登録状況

(単位:件、%)

区 分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	前年度比 増減率
自国民	180,281 (79.2)	153,562 (79.2)	114,175 (78.2)	128,838 (80.5)	172,977 (80.8)	34.3
外国人	47,325 (20.8)	40,377 (20.8)	31,752 (21.8)	31,139 (19.5)	41,036 (19.2)	31.8
合計	227,606 (100)	193,939 (100)	145,927 (100)	159,977 (100)	214,013 (100.0)	33.8

*注:()は占有比率



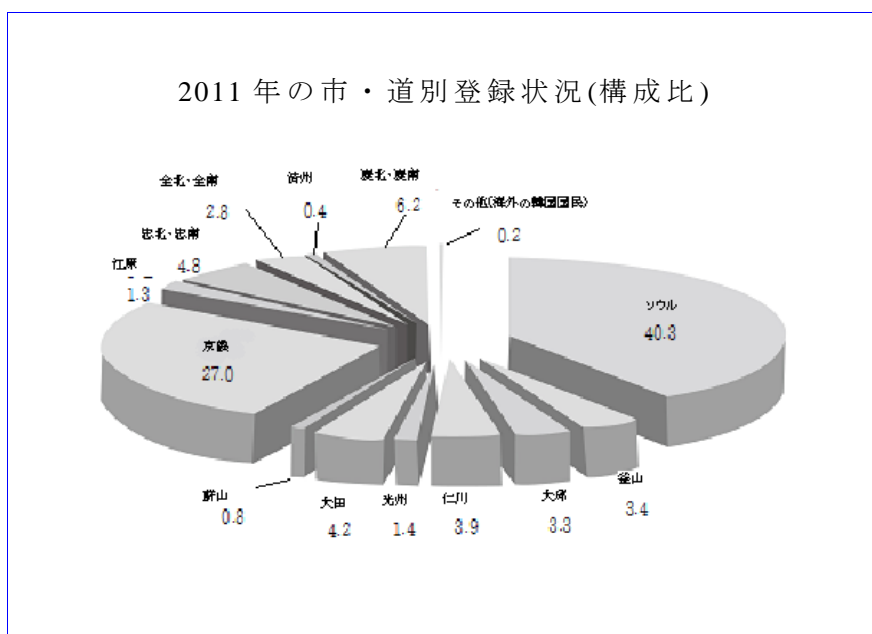
へ. 自国民の地域別登録動向

2011年の自国民の登録動向を<表V-3-9>のように、市・道別の住民登録上の住所地を基準として調べてみると、ソウル40.3%、京畿27.0%であり、ソウル・京畿地域の居住者が67.3%で最も高く、ソウル・京畿以外の地方自治体の中では大田市4.2%、仁川市3.9%などの順で高かった。道別では、京畿・慶北・忠南・慶南の居住者の順であった。

<表V-3-9>2011年市・道別登録状況

(単位:件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿)	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	その他	合計
件数	69,767	5,905	5,760	6,786	2,394	7,264	1,400	46,797	2,212	3,072	5,187	2,530	2,204	5,983	4,647	705	364	172,977
構成比	40.3	3.4	3.3	3.9	1.4	4.2	0.8	27.0	1.3	1.8	3.0	1.5	1.3	3.5	2.7	0.4	0.2	100.0



ト．外国の国別設定登録動向

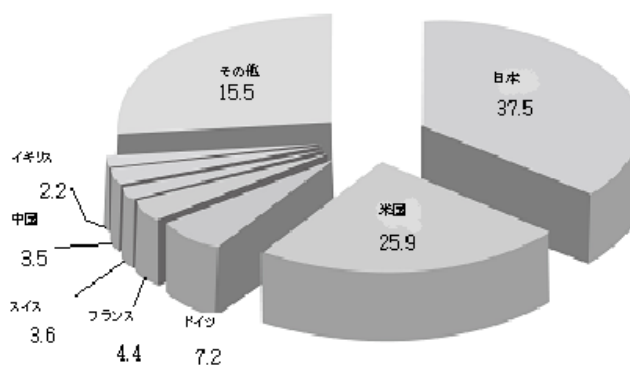
2011年度の新規設定登録件数のうち外国人登録を<表V-3-10>のように、国別に調べてみると、累計が41,036件でそのうち日本が15,407件(37.5%)、米国が10,631件(25.9%)であり、これら二ヶ国の登録件数が50%以上を占めている。基礎固有技術を保有した技術先進国であるほどデザイン・商標権よりは、特許・実用新案権の登録が多く占めていることが分かる。

<表V-3-10> 2011年の外国の国別設定登録状況

(単位:件、%)

区分	日本	米国	ドイツ	フランス	スイス	中国	英国	その他	合計
特許	11,083	5,874	1,443	714	418	326	244	2,360	22,462
実用新案	14	9	1	0	1	25	2	96	148
特・実小計	11,097	5,883	1,444	714	419	351	246	2,456	22,610
デザイン	1,197	689	131	96	82	54	52	441	2,742
商標)	3,113	4,059	1,393	1,006	974	1,041	624	3,474	15,684
合計	15,407	10,631	2,968	1,816	1,475	1,446	922	6,371	41,036
構成比	37.5	25.9	7.2	4.4	3.6	3.5	2.2	15.5	100.0

2011年の国別設定登録状況(構成比)



チ. 最多登録法人の動向

2011年の自国民最多登録法人は<表V-3-11>のように、LG電子(株)、三星電子(株)、(株)アモーレパシフィックなどの順序であった。最多登録順位の20位内の電子・電気・自動車・通信分野の法人は、主に特許・実用新案権に、生活密着形用品分野の法人は、主にデザイン・商標権に相対的に登録の比率が高かった。これは法人が注力する特許技術戦略と密接な関連があると見られる。

<表V-3-11> 2011年の韓国の国内最多登録法人状況

(単位:件)

順位	法人名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	LG 電子株式会社	2,467	0	828	726	4,021
2	三星電子株式会社	1,665	3	916	106	2,690
3	(株)アモーレ パシフィック	117	97	720	1357	2,291
4	株式会社ハイニックス半導体	1,856	0	0	3	1,859
5	三星電気株式会社	1,359	0	11	10	1,380
6	現代自動車株式会社	1,153	0	148	61	1,362

7	株式会社ポスコ	1,084	0	0	122	1,206
8	CJ 第一精糖	45	3	799	254	1,101
9	(株)KT	716	5	48	285	1,054
10	LG ディ스플레이(株)	998	0	5	0	1,003
11	LG イノテック株式会社	701	2	158	3	864
12	株式会社 LG 生活健康	58	1	200	477	736
13	株式会社 LG 化学	624	0	4	3	631
14	起亜自動車株式会社	426	0	122	74	622
15	三星モバイルディスプレイ(株)	584	0	0	1	585
16	LG ハウシス	53	2	468	58	581
17	SK テレコム(株)	249	1	2	319	571
18	三星 SDI 株式会社	505	0	0	0	505
19	ソウル大学産学協力団	424	0	10	68	502
20	高麗大学産学協力団	448	0	0	0	448

* 注)自国民の法人を対象、共同権利者基準

第2節 年次登録の動向

顧客協力局 登録課 行政事務官 クォン・イングク

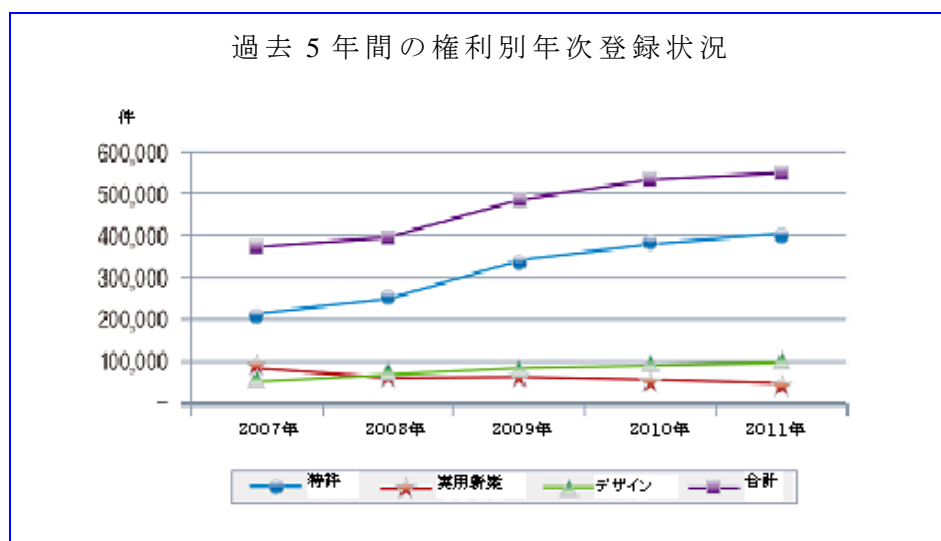
産業財産権は、新規設定登録以後にも権利の存続期間の間は所定の年次登録料を納付してこそ権利を存続させることができる。権利者の産業財産権保有・活用意志を現す指標の年次登録件数は、2011年554,451件で前年比3.5%増加し(<表V-3-12>参照)、権利別には特許、デザインが各々4.8%、11.6%増加した反面、実用新案は19.1%減少した。

<表V-3-12>過去5年間の権利別年次登録状況

(単位:件、%)

権利別	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
特許	215,284 (5.1)	254,150 (18.1)	332,110 (30.7)	382,129 (15.1)	400,608 (4.8)
実用新案	93,373 (Δ3.7)	75,477 (Δ19.2)	73,355 (Δ2.8)	57,965 (Δ21.0)	46,903 (Δ19.1)
デザイン	64,146 (13.6)	71,795 (11.9)	83,283 (16.0)	95,815 (15.0)	106,940 (11.6)
合計	372,803 (4.0)	401,422 (7.7)	488,748 (21.8)	535,909 (9.6)	554,451 (3.5)

* 注) :()は前年比の増減率



第3節 存続権利の動向

顧客協力国局 登録課 行政事務官 クォン・イングク

韓国の産業財産権登録は、1948年11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)を始め、2011年末現在、全体で3,225,347件が登録された。(＜表V-3-13＞参照)、この中で存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は1,461,472件、存続権利件数は1,763,875件である。

自国民と外国人を区別すると、自国民は全体で2,536,851件のうち1,357,164件、外国人は全体で688,496件のうち406,711件を維持している。権利別の存続比重を見ると、特許・実用新案権は自国民、デザイン権は外国人に権利存続意志が強く現れている。

＜表V-3-13＞2011年現在の存続権利状況

(単位:件、%)

区 分		自国民		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	732,445	100.0	335,335	100.0	1,067,780	100.0
	消滅	242,568	33.1	147,090	43.9	389,658	36.5
	存続	489,877	66.9	188,245	56.1	678,122	63.5
実用新案	登録	416,185	100.0	14,412	100.0	430,597	100.0
	消滅	342,597	82.3	12,918	89.6	355,515	82.6
	存続	73,588	17.7	1,494	10.4	75,082	17.4
デザイン	登録	559,299	100.0	48,077	100.0	607,376	100.0
	消滅	337,827	60.4	27,211	56.6	365,038	60.1
	存続	221,472	39.6	20,866	43.4	242,338	39.9
商標	登録	828,922	100.0	290,672	100.0	1,119,594	100.0
	消滅	256,695	31.0	94,566	32.5	351,261	31.4
	存続	572,227	69.0	196,106	67.5	768,333	68.6
合計	登録	2,536,851	100.0	688,496	100.0	3,225,347	100.0
	消滅	1,179,687	46.5	281,785	40.9	1,461,472	45.3
	存続	1,357,164	53.5	406,711	59.1	1,763,875	54.7

第4節 国際商標(マドリット)登録の動向

顧客協力局 登録課 行政事務官 クォン・イングク

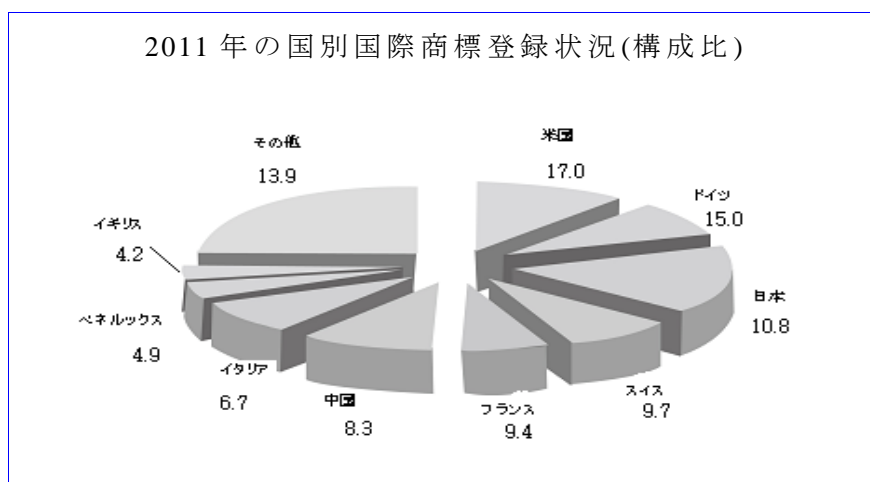
韓国が2003年4月10日にマドリット議定書に加入した以降、2004年4月27日に初めて国際商標が登録された。2011年末まで、2004年636件、2005年3,098件、2006年4,226件、2007年4,426件、2008年6,781件、2009年8,058件、2010年5,339件、2011年8,226件の全体で44,790件の国際商標が登録され、2011年の国別国際商標最多登録国は、米国、ドイツ、日本、スイス、フランス、中国などの順であった。(＜表V-3-14＞参照)

2004年には、新規設定登録の業務だけを行い、2005年以降からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの登録業務も併行しているため、国際商標登録件数も持続的に増加すると見込まれる。

＜表V-3-14＞2011年の国別国際商標(マドリット)登録状況

(単位:件、%)

区分	米国	ドイツ	日本	スイス	フランス	中国	イタリア	ベネルクス	英国	その他	合計
登録	1,400	1,235	892	798	777	681	553	402	343	1,145	8,226
構成比	17.0	15.0	10.8	9.7	9.4	8.3	6.7	4.9	4.2	13.9	100.0



第4章 審査分野

第1節 総括

電機電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 イム・ヘヨン

2011年の産業財産権1次審査処理件数は全体で37万1,090件であり、前年度29万2,908件より26.7%増加した。権利別に調べてみると、特許17万4,283件、実用新案1万7,953件、商標12万3,773件、デザイン5万5,081件で前年に比べ各々38.7%、45.8%、14.7%、15.7%が増加した。このように審査処理件数が増加した理由は、2011年度に審査官が93人(特許・実用新案分野70人、商標・デザイン分野23人)増員され、審査効率性を向上したためである。

外国人のPCT国際調査申請件数の増加によりPCT国際調査報告書の作成件数は22,986件となり、前年度20,810件より10.5%増加した。

一方、特許庁は特許・実用新案16.8ヶ月、商標10.0ヶ月、デザイン8.8ヶ月の1次審査処理期間を達成した。

<表V-4-1>権利別の審査処理状況

(単位:件)

区 分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2001	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,041)	267,372 (305,380)
2003	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)
2005	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)

2006	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)
2011	174,283	17,953	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)

*注:1. 特・実は、その他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効など)含む、デザイン・商標は、取下げ、放棄、無効含まない。

2. 1次審査処理基準である

3. デザイン・商標の場合、()は複数デザイン・多類商標の基準である

第2節 特許及び実用新案の審査

電機電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 イム・ヘヨン

1. 特許出願審査

2011年の特許出願の1次審査処理件数は17万4,283件であり、2010年に比べ38.7%が増加した。このうち9.9%に該当する17,280件が1次審査と同時に登録決定され、88.0%に該当する15万3,326件に対し意見提出が通知された。審査請求した日から1次審査まで必要とされた特許審査処理期間は、主要国のうち最も速い16.8ヶ月を維持した。

＜表V-4-2＞特許1次審査処理状況

(単位:件)

区分	計	登録決定	意見提出通知	その他の通知	取下げ・放棄	審査処理期間
2005	131,115 (100.0%)	21,860 (16.7%)	106,096 (80.9%)	410 (0.3%)	2,749 (2.1%)	17.6ヶ月
2006	195,395 (100.0%)	39,440 (20.2%)	151,365 (77.5%)	912 (0.4%)	3,678 (1.9%)	9.8ヶ月
2007	129,147 (100.0%)	26,801 (20.8%)	96,997 (75.1%)	693 (0.5%)	4,656 (3.6%)	9.8ヶ月
2008	95,504 (100.0%)	12,190 (12.8%)	79,461 (83.2%)	505 (0.5%)	3,348 (3.5%)	12.1ヶ月
2009	94,300 (100.0%)	7,682 (8.1%)	83,280 (88.3%)	491 (0.6%)	2,847 (3.0%)	15.4ヶ月
2010	125,633 (100.0%)	11,276 (9.0%)	110,822 (88.2%)	573 (0.4%)	2,962 (2.4%)	18.5ヶ月
2011	174,283 (100%)	17,280 (9.9%)	153,326 (88.0%)	676 (0.4%)	3,001 (1.7%)	16.8ヶ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録決定される比率は、2005年以降は約2

0%を維持し、2008年12.8%、2009年8.1%、2010年9.0%、2011年9.9%が維持されている。これは世界的な審査品質重視の基調に応じて審査品質を中心とする特許審査政策のパラダイムに転換(2008.6)した後、多様な審査品質の向上政策を施行した結果と分析される。

2011年の特許出願の審査終結処理件数は全体で15万1,184件であり、2010年に比べ37.0%増加した。このうち65.5%に該当する9万8,979件が登録決定され、32.5%に該当する4万9,204件が拒絶決定された。これは前年比の登録決定比率が2.8%増、拒絶決定比率は2.1%減となり、出願の取下げ・放棄・無効は3,001件と、全体審査終結処理件数の2.0%に該当するものであり、2010年に比べ0.7%減少した。

<表V-4-3>特許審査終結処理状況

(単位:件)

区 分	計	登録決定	拒絶決定	取下げ・放棄・無効
2005年	118,092 (100.0%)	78,397 (66.4%)	36,946 (31.3%)	2,749 (2.3%)
2006年	174,631 (100.0%)	127,298 (72.9%)	43,655 (25.0%)	3,678 (2.1%)
2007年	152,417 (100.0%)	112,344 (73.7%)	35,417 (23.2%)	4,656 (3.1%)
2008年	108,897 (100.0%)	72,161 (66.3%)	33,388 (30.6%)	3,348 (3.1%)
2009年	89,266 (100%)	52,729 (59.1%)	33,697 (37.7%)	2,840 (3.2%)
2010年	110,356 (100%)	69,162 (62.7%)	38,232 (34.6)	2,962 (2.7%)
2011年	151,184 (100%)	98,979 (65.5%)	49,204 (32.5%)	3,001 (2.0%)

2011年の特許出願1次審査処理件数と、審査終結処理件数が前年比より増加したのは、審査官が70人増員され審査の効率性を高めたためである。

2. 実用新案出願審査

実用新案出願1次審査処理件数は、1999年7月に実用新案先登録制度の施行前に出願された出願量の審査請求が減少したことにより、2005年17件、2006年10件と審査処理件数が減少傾向を見せ、2006年10月に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主義に転換したことにより、実用新案審査請求件数が増加し、2011年には17,796件が審査処理された。

<表V-4-4> 実用新案1次審査処理状況

(単位:件)

区分	計	登録決定	意見提出通知	その他の通知	取下・放棄
2005年	17 (100.0%)	2 (11.8%)	15 (88.2%)	-	-
2006年	10 (100.0%)	-	10 (100.0%)	-	-
2007年	7,342 (100.0%)	1,953 (26.6%)	5,374 (73.2%)	15 (0.2%)	-
2008年	12,708 (100.0%)	1,713 (13.5%)	10,236 (80.5%)	73 (0.6%)	686 (5.4%)
2009年	10,732 (100%)	958 (8.9%)	9,222 (85.9%)	47 (0.5%)	505 (4.7%)
2010年	12,043 (100%)	1,286 (10.7%)	10,189 (84.6%)	52 (0.4%)	516 (4.3%)
2011年	17,796 (100%)	2,220 (12.3%)	14,968 (83.3%)	72 (0.4%)	536 (3.0%)

実用新案審査最終処理件数も2005年158件、2006年7件の減少を続けたが、2011年には15,559件を記録した。実用新案登録決定比率は2005年53.2%、2006年42.9%に減少し、2007年74.7%、2009年38.9%、2010年43.3%、2011年45.1%となった。

＜表V-4-5＞実用新案審査終結処理状況

(単位:件)

区 分	計	登録決定	拒絶決定	取下げ・放棄
2005年	158 (100.0%)	84 (53.2%)	74 (46.8%)	-
2006年	7 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	-
2007年	3,633 (100.0%)	2,714 (74.7%)	919 (25.3%)	-
2008年	12,266 (100.0%)	5,267 (42.9%)	6,313 (51.5%)	686 (5.6%)
2009年	10,791 (100%)	4,202 (38.9%)	6,084 (56.4%)	505 (4.7%)
2010年	11,216 (100%)	4,862 (43.3%)	5,838 (52.1%)	516 (4.6%)
2011年	15,559 (100%)	7,013 (45.1%)	8,010 (51.5%)	536 (3.4%)

1999年7月から施行された旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は、2006年10月に先登録制度の廃止により、2011年に1次審査処理157件、審査終結処理178件と減少した。

＜表V-4-6＞旧実用新案(先登録制度)審査状況

(単位:件)

区分	1次審査処理					審査終結処理			
	設定登録 登録維持	意見提出 補正命令	その他 通知	取下げ・ 放棄	計	設定登録 登録維持	取消し 決定	取下げ・ 放棄 無効・却 下	計
2005	31,247	17,885	63	105	49,300	41,428	4,485	3,833	49,746
2006	28,187	16,989	82	2	45,260	37,640	3,285	4,015	44,940
2007	2,250	4,785	29	1	7,065	6,376	2,738	646	9,760
2008	233	871	12	-	1,116	900	742	-	1,642
2009	96	375	5	-	476	306	308	-	614

2010	52	211	1	-	264	152	180	-	332
2011	46	111	-	-	157	113	65	-	178

3. PCT国際調査及び予備審査

2011年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は、2010年に比べ10.5%増加した22,986件を作成し、PCT予備審査報告書は、2010年に比べ30.9%減少した224件を作成した。

<表V-4-7>PCT国際調査及び予備審査状況

(単位:件)

区 分	PCT 国際調査		PCT 予備審査
	国際調査報告書	副生成宣言書	予備審査報告書
2005 年	3,649	14	841
2006 年	4,754	35	639
2007 年	8,280	51	586
2008 年	12,936	84	474
2009 年	16,926	124	362
2010 年	20,810	165	324
2011 年	22,986	180	224

第3節 商標及びデザイン審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 キム・ホンヨン

1. 商標登録出願審査

イ. 韓国の国内商標登録出願審査

商標登録出願の1次審査処理件数は153,322件であり、このうち47.4%に該当する72,732件は出願公告決定、52.6%に該当する80,590件は意見提出通知をした。前年度に比べ1次審査処理件数が増加したのは、審査処理期間短縮のために審査官別の処理目標を上方に調整したからである。1次審査の処理期間は、2011年10.3ヶ月となり、2010年10.6ヶ月より0.3ヶ月短縮した。

<表V-4-8> 商標登録出願の1次審査処理状況

(単位:件、%)

区分	計	出願広告	意見提出	その他	審査処理期間
2007年	171,858 (100)	82,020 (47.7)	88,164 (51.3)	1,674 (1.0)	5.7ヶ月
2008年	162,697 (100)	79,197 (48.7)	83,007 (51.0)	493 (0.3)	6.5ヶ月
2009年	109,245 (100)	63,285 (55.0)	45,960 (45.0)	-	9.7ヶ月
2010年	133,212 (100)	75,423 (56.6)	57,789 (43.4)	-	10.6ヶ月
2011年	153,322 (100)	72,732 (47.4)	80,590 (52.6)	-	10.3ヶ月

*注) : 多類商標基準、審査処理期間は、2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は127,733件であり、このうち74.3%である94,913件が登録決定となった。2011年の25.7%である32,820件が拒絶となり、前年度に比べ登録決定率が多少低くなった。

<表 V-4-9> 商標登録出願審査の終結処理状況

(単位:件、%)

区 分	計	登録決定	拒絶決定
2007 年	155,357 (100)	118,528 (76.3)	36,829 (23.7)
2008 年	169,507 (100)	133,297 (78.6)	36,210 (21.4)
2009 年	115,515 (100)	92,013 (79.7)	23,138 (20.3)
2010 年	125,161 (100)	99,127 (79.2)	26,034 (20.8)
2011 年	127,733 (100)	94,913 (74.3)	32,820 (25.7)

*注:多類基準、()は構成比

ロ. 国際商標登録出願の審査

国際商標登録出願の1次審査処理件数は24,564件であり、このうち28.1%に該当する6,891件は出願公告決定、71.9%に該当する17,673件は意見提出の通知をした。前年度に比べ1次審査処理件数が増加したのは、出願増加によって審査対象が増加したのと、国際商標審査官が一部増加したためである。1次審査処理期間は、2011年7.2ヶ月であり、2010年9.9ヶ月より2.7ヶ月短縮し、審査処理目標期間の10.0ヶ月以内を達成した。

<表 V-4-10> 国際商標登録出願の1次審査処理状況

(単位:件、%)

区 分	計	出願広告	意見提出	その他	審査処理期間
2007 年	17,746 (100)	2,888 (16.3)	14,858 (83.7)	-	8.9 ヶ月

2008年	23,578 (100)	4,479 (19.0)	19,099 (81.0)	-	7.6ヶ月
2009年	17,286 (100)	3,779 (21.9)	13,507 (78.1)	-	9.1ヶ月
2010年	15,932 (100)	3,713 (23.3)	12,219 (76.7)	-	9.9ヶ月
2011年	24,564 (100)	6,891 (28.1)	17,673 (71.9)	-	7.2ヶ月

*注:多類商標基準、審査処理期間は、09年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

2011年の最終的な審査処理件数は20,954件であり、このうち76.5%である16,028件が登録決定され、23.5%である4,926件が拒絶された。

<表V-4-11> 国際商標登録出願の審査最終処理状況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2007年	13,211 (100)	8,401 (63.6)	4,810 (36.4)
2008年	19,009 (100)	13,376 (70.4)	5,633 (29.6)
2009年	23,220 (100)	16,149 (69.5)	7,071 (20.5)
2010年	15,293 (100)	11,712 (76.6)	3,581 (23.4)
2011年	20,954 (100)	16,028 (76.5)	4,926 (23.5)

* ()は構成比

2. デザイン登録出願審査

デザイン登録出願の1次審査処理件数は60,550件であり、このうち50.0%

に該当する30,274件は登録決定、50.0%に該当する30,276件は意見提出の通知をした。前年度に比べ1次審査処理件数が増加したのは、商標と同じく増加傾向の審査処理期間短縮のために審査官別の処理目標を上方に調整したためである。

1次審査処理期間は2011年8.8ヶ月であり、2010年9.4ヶ月より0.8ヶ月短縮し、審査処理目標期間の10.0ヶ月以内を達成した。

<表V-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	意見提出	その他	審査処理期間
2007年	58,587 (100)	33,758 (57.6)	24,694 (42.1)	135 (0.2)	5.5ヶ月
2008年	51,492 (100)	26,844 (52.1)	24,549 (47.7)	99 (0.2)	5.6ヶ月
2009年	43,769 (100)	23,404 (53.5)	20,365 (46.5)	-	9.0ヶ月
2010年	49,778 (100)	26,985 (54.2)	22,793 (45.8)	-	9.4ヶ月
2011年	60,550 (100)	30,274 (50.0)	30,276 (50.0)	-	8.8ヶ月

*注:複数デザイン基準、審査処理期間は、1909年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

2011年の最終的な審査処理件数は58,222件であり、このうち84.7%に該当する49,330件は登録決定、15.3%に該当する8,892件は拒絶決定され、前年度に比べ登録決定率が多少高まった。

<表V-4-13>デザイン登録出願審査の最終処理状況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
----	---	------	------

2007年	54,999 (100)	46,539 (84.6)	8,460 (15.4)
2008年	55,514 (100)	42,466 (82.4)	9,048 (17.6)
2009年	44,178 (100)	36,179 (81.9)	7,684 (18.1)
2010年	48,237 (100)	40,387 (83.7)	7,850 (16.3)
2011年	58,222 (100)	49,330 (84.7)	8,892 (15.3)

*注:複数デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録出願に対する異議申立て件数及び異議申立て率、異議認容率などは次の表と通りである。商標登録出願を基準に簡単に調べてみると、2011年の商標登録異議申立て件数は2,345件で出願公告件数の3.2%に該当し、異議決定件数のうち異議申立てに理由があると認容された比率は45.1%であった。

<表V-4-14> 異議申立て件数、異議申立て率及び異議認容率

(単位:件、%、ヶ月)

区分	2010年			2011年		
	商標	デザイン	国際商標	商標	デザイン	国際商標
公告/登録件数(A)	75,423	9,871	3,713	72,732	10,095	6,891
異議申立て件数(B)	1,676	56	37	2,345	93	69
異議申立て率(B/A)	2.2	0.6	1.0	3.2	0.9	1.0
異議決定件数(C)	1,452	47	38	1,183	60	40

異議認容件数(D)	671	33	9	533	42	7
異議認容率(D/C)	46.2	70.2	23.7	45.1	70.0	17.5

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理動向

特許審判院 審判政策課 電算主事 キム・ウンギョン

1. 権利別の審判請求及び処理件数の動向

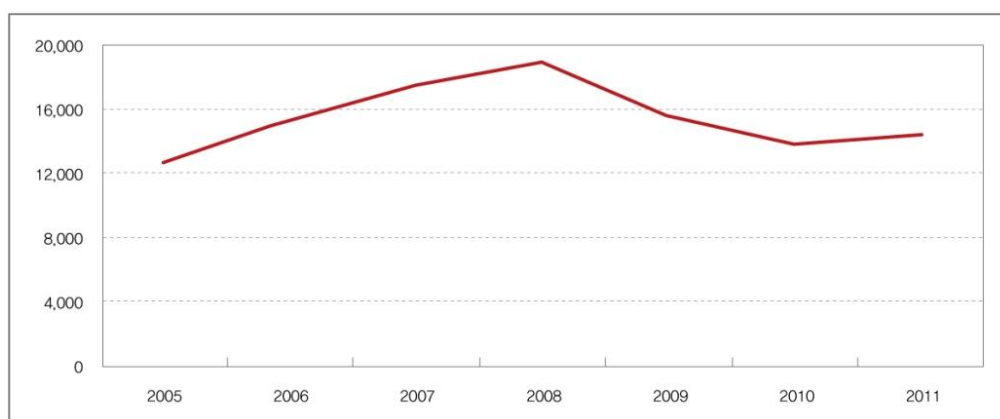
審判請求件数は2011年14,430件となり、前年比4.0%増加した。権利別にみると、特許4.3%、商標14.9%増加したが、実用15.4%、デザイン36.4%の減少となった。

<表V-5-1> 権利別の審判請求状況

(単位:件、%)

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
請求 (増加率)	特許	7,142 (48.8)	9,725 (36.2)	10,950 (12.6)	12,238 (11.8)	10,561 (Δ13.7)	9,270 (Δ12.2)	9,664 (4.3)
	実用	786 (Δ5.0)	765 (Δ2.7)	753 (Δ1.6)	906 (20.3)	828 (Δ8.6)	559 (Δ32.5)	473 (Δ15.4)
	デザイン	480 (Δ11.8)	503 (4.8)	601 (19.5)	766 (27.5)	663 (Δ13.4)	689 (3.9)	438 (Δ36.4)
	商標	4,346 (24.2)	4,498 (3.5)	5,296 (17.7)	4,954 (Δ6.5)	3,531 (Δ28.7)	3,354 (Δ5.0)	3,855 (14.9)
	計	12,754 (31.9)	15,491 (21.5)	17,600 (13.6)	18,864 (7.2)	15,583 (Δ17.4)	13,872 (Δ11.0)	14,430 (4.0)

＜図V-5-1＞権利別の審判請求状況



審判処理件数は、2011年10,570件で前年比14.0%の増加率を見せ、前年に比べ特許は10.1%、商標は23.7%増加した。

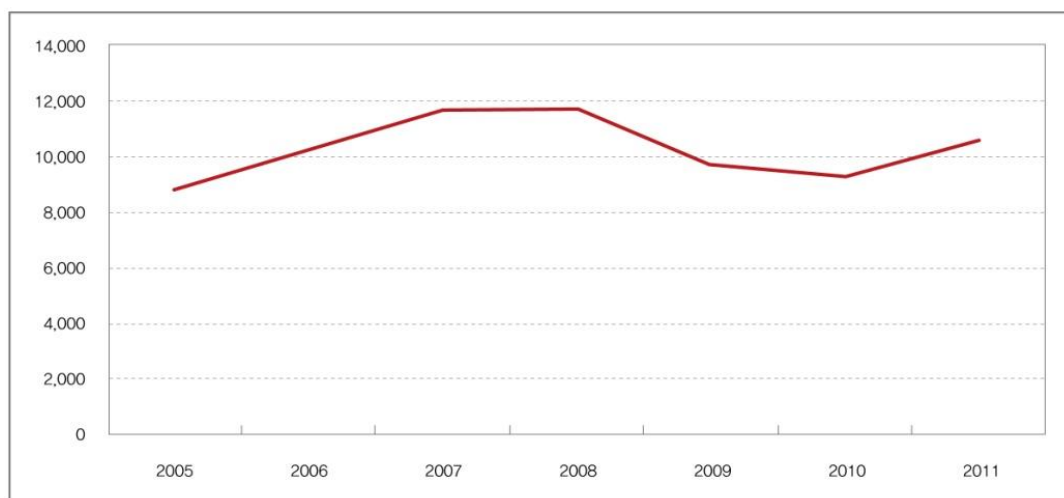
＜表V-5-2＞権利別の審判処理及び前置登録状況

(単位:件、%)

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
請求 (増加率)	特許	3,537 (54.3)	4,876 (37.9)	5,696 (16.8)	5,258 (Δ 7.7)	4,719 (Δ 10.3)	4,969 (5.3)	5,471 (10.1)
	実用	1,033 (19.0)	842 (Δ 18.5)	839 (Δ 0.4)	732 (12.8)	545 (Δ 25.5)	500 (Δ 8.3)	543 (8.6)
	デザイン	468 (Δ 9.8)	420 (Δ 10.3)	484 (15.2)	542 (12.0)	605 (11.6)	622 (2.8)	619 (Δ 0.5)
	商標	3,788 (12.6)	4,196 (10.8)	4,607 (9.8)	5,096 (10.6)	3,895 (Δ 23.6)	3,183 (Δ 18.3)	3,937 (23.7)
	計	8,826 (25.3)	10,334 (17.1)	11,626 (12.5)	11,628 (0.0)	9,764 (Δ 16.0)	9,274 (Δ 5.0)	10,570 (14.0)
前置 登録 (増加率)	特許	3,035 (72.5)	4,651 (53.2)	5,291 (13.8)	5,163 (Δ 2.4)	4,849 (Δ 6.1)	4,370 (Δ 9.9)	4,022 (Δ 8.0)
	実用	8 (0.0)	-	9	94 (944.4)	138 (46.8)	104 (Δ 24.6)	66 (Δ 36.5)
	デザイン	50 (Δ 24.2)	37 (Δ 26.0)	29 (Δ 21.6)	39 (34.5)	46 (17.9)	27 (Δ 41.3)	7 (Δ 74.1)
	商標	-	-	-	-	-	-	-
	計	3,093 (68.7)	4,688 (51.6)	5,329 (13.7)	5,296 (Δ 0.6)	5,033 (Δ 5.0)	4,501 (Δ 10.6)	4,095 (Δ 9.0)

* 処理は無効処分及び前置登録件数は除外

＜図V-5-2＞年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求動向

請求人別の審判請求件数の比率は、国内企業が39.6%、外国企業が35.6%、外国人を含む個人が19.8%を占めた。

＜表V-5-3＞審判請求別の審判請求状況

(単位:件、%)

年度		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
自国 個人	特許	977	1,275	1,743	1,719	1,664	1,441	1,355
	実用	415	413	388	449	474	302	249
	デザイン	232	246	334	354	338	329	196
	商標	1,011	1,007	1,163	1,008	677	798	932
	計	2,635 (20.7)	2,941 (19.0)	3,628 (20.6)	3,530 (18.7)	3,153 (20.2)	2,870 (20.7)	2,732 (18.9)
外国 個人	特許	79	82	91	94	72	74	81
	実用	-	1	2	-	2	4	1
	デザイン	2	2	1	2	3	7	4
	商標	40	47	70	56	30	32	46
	計	121 (0.9)	132 (0.8)	164 (0.9)	152 (0.8)	107 (0.7)	117 (0.8)	132 (0.9)

国内 企業	特許	3,127	4,510	4,771	5,195	4,347	3,623	3,757
	実用	354	338	352	443	335	235	217
	デザイン	219	226	235	363	283	316	178
	商標	1,739	1,643	2,022	1,816	1,424	1,386	1,558
	計	5,439 (42.6)	6,717 (43.4)	7,380 (41.9)	7,817 (41.4)	6,389 (41.0)	5,560 (40.1)	5,710 (39.6)
外国 企業	特許	2,701	3,434	3,854	4,494	3,775	3,449	3,770
	実用	15	6	7	6	9	12	4
	デザイン	26	26	26	41	38	33	60
	商標	1,454	1,687	1,975	2,020	1,342	1,098	1,297
	計	4,196 (32.9)	5,153 (33.3)	5,862 (33.3)	6,561 (34.8)	5,164 (33.1)	4,589 (33.1)	5,131 (35.6)
公的 研究 機関	特許	131	132	230	358	324	290	256
	実用	-	-	1	4	4	1	-
	デザイン	-	-	1	6	-	4	-
	商標	7	4	2	3	2	21	-
	計	138 (1.1)	136 (0.9)	234 (1.3)	371 (2.0)	330 (2.1)	316 (2.3)	256 (1.8)
大学	特許	90	62	200	331	330	364	405
	実用	-	-	1	1	2	2	1
	デザイン	-	-	-	-	1	-	-
	商標	5	7	12	4	26	6	14
	計	95 (0.7)	69 (0.4)	213 (1.2)	336 (1.8)	359 (2.3)	372 (2.7)	420 (2.9)
その 他	特許	37	230	61	47	49	29	40
	実用	2	7	2	3	2	3	1
	デザイン	1	3	4	-	-	-	-
	商標	90	103	52	47	30	16	8
	計	130 (1.0)	343 (2.2)	119 (0.7)	97 (0.5)	81 (0.5)	48 (0.3)	49 (0.3)

*その他:国、自治団体など

*（ ）は構成比(%)

3. 自国民・外国人間の当事者系の審判請求動向

2011年度の当事者系審判は全体で3,472件が請求され、このうち自国民と

外国人間の審判請求は2,543件(72.3%)、自国民と外国人間の審判請求は870件(24.7%)、外国人と外国人間の審判請求は103件(2.9%)であった。

<表 V-5-4> 自国民・外国人間の当事者系審判請求状況

(単位:件、%)

年度		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
自国民 と 自国民	特許	651	790	919	1026	899	966	954
	実用	474	481	457	445	313	250	213
	デザイン	317	356	415	495	418	459	272
	商標	1,005	1,045	1,073	1,055	957	929	1,104
	計	2,447	2,672	2,864	3,021	2,587	2,604	2,543
自国民 と 外国人	特許	87	90	98	107	95	79	136
	実用	1	-	3	8	1	2	-
	デザイン	1	7	2	6	-	3	2
	商標	209	153	205	219	149	203	136
	計	298	250	308	340	245	287	274
外国人 と 自国民	特許	20	18	58	43	29	16	25
	実用	4	6	5	3	1	-	-
	デザイン	9	21	10	17	3	10	24
	商標	436	567	548	713	457	477	547
	計	469	612	621	776	490	503	596
外国人 と 外国人	特許	19	6	5	7	5	9	14
	実用	-	-	-	-	-	-	-
	デザイン	-	-	-	1	-	-	-
	商標	94	79	92	124	65	69	89
	計	113	85	97	132	70	78	103

*自国民ト自国民:請求人自国民・被請求人自国民

*自国民と外国人:請求人自国民・被請求人外国人

*外国人と自国民:請求人外国人・被請求人自国民

*外国人と外国人:請求人外国人・被請求人外国人

4. 韓国の国内企業・外国企業間の審判請求動向

2011年度の韓国の国内企業と外国企業間の審判請求件数は、全体で519件となり、そのうち商標に対する審判請求が365件で70.3%を占めている。外国企業の審判請求は308件(59.3%)であり、韓国の国内企業が審判請求した211件(40.7%)より高く、特許及び実用新案の場合は、韓国の国内企業が外国企業に比べ5.9倍程度多く審判請求をしていることが明らかになった。

＜表V-5-5＞韓国の国内企業・外国企業間の審判請求状況

(単位:件、%)

区 分			2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
請求人	被請求人	権利別							
国内企業	外国企業	特許	85	88	73	70	72	58	118
		実用	1	-	-	8	2	1	-
		デザイン	1	6	-	5	-	3	2
		商標	126	107	147	137	105	130	91
		計	213	201	220	220	179	192	211
外国企業	国内企業	特許	16	14	55	37	21	12	20
		実用	6	5	5	3	1	-	-
		デザイン	3	11	2	7	-	5	14
		商標	258	281	300	353	226	257	274
		計	283	311	362	400	248	274	308

5. 中小企業・大企業間の審判請求動向

中小企業と大企業間の審判請求件数は、2011年の全体で204件となり、前年比21.4%の増加率を見せ、そのうち商標が141件で69.1%を占め、中小企業と大企業間で最も紛争が多く発生していることが明らかになった。

＜表V-5-6＞中小企業・大企業間の審判請求状況

(単位:件、%)

年度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
特許	47	44	70	63	49	32	55
実用	15	15	18	8	6	4	5
デザイン	25	14	7	18	18	9	3
商標	126	129	138	173	108	123	141
計	213	202	233	262	181	168	204

* 中小企業:中小企業基本法に基づく企業

6. 審判処理期間の動向

審判処理期間は、2011年9.5ヶ月の前年比0.4ヶ月が短縮された。

<表V-5-7>年度別の審判処理期間状況

(単位:件、%)

年度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
特許・実用	9.6	8.1	5.9	5.9	8.0	10.6	10.2
商標・デザイン	5.8	5.6	5.9	5.6	8.0	9.1	8.2
計	7.8	6.9	5.9	5.7	8.0	9.9	9.5

第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決動向

特許審判院 訴訟業務チーム 行政主査 イ・ヒョンジョン

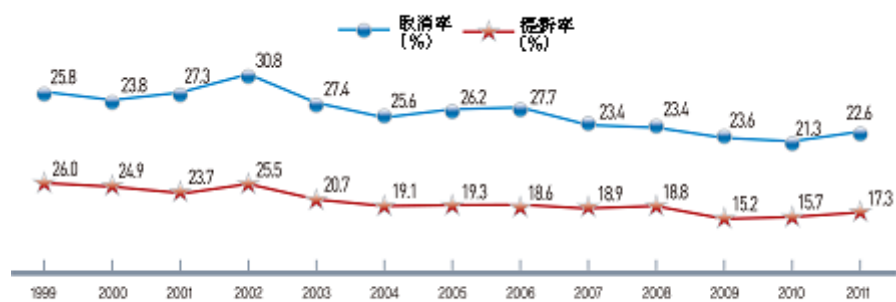
1998年に特許裁判所が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許裁判所に訴を提起した比率は、1999年26.0%、2011年17.3%の減少傾向を見せている。一方、2011年の審決取消率である22.6%を含む、過去5年間の審決取消率(特許裁判所の判決のうち、特許審判院の審決を取消した比率)は22.9%であり、2007年以降からは安定的な減少傾向となっている。訴訟提起率が2007年以降から持続的に減少しているのは、特許審判院の審決に対する全般的な受入れ率が高まったためであり、審決取消率が減少したのは、特許審判院の審決の正確度が高まったためと見られる。

＜表V-5-8＞特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

(単位:件、%)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
訴訟提起可能 審決	3,823	3,204	3,069	3,293	3,605	4,580	5,754	6,399	7,467	7,599	6,452	6,195	7,267
訴訟提起	995	797	726	840	747	873	1,111	1,191	1,414	1,431	979	973	1,254
提訴率(%)	26.0	24.9	23.7	25.5	20.7	19.1	19.3	18.6	18.9	18.8	15.2	15.7	17.3
判決件数	911	791	796	766	752	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144	992	1,237
取消し判決	235	188	217	236	206	219	246	328	293	340	270	211	280
取消し率(%)	25.8	23.8	27.3	30.8	27.4	25.6	26.2	27.7	23.4	23.4	23.6	21.3	22.6

[特許裁判所の訴訟提起率及び取消し率]



第3節 最高裁判所の上告提起及び宣告動向

特許審判院 訴訟業務チーム 行政主査 イ・ヒョンジョン

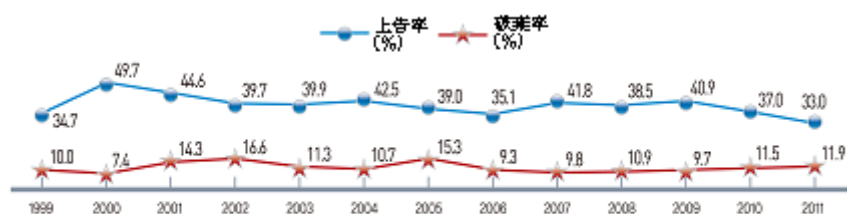
特許裁判所の判決に不服し最高裁判所に上告した比率は、2011年には前年比4%減少した33.0%であり、1999年以降の最低上告率を記録した。上告審で特許裁判所の判決を破棄した比率は、2011年11.9%となり、過去5年間の破棄率10.8%に比べ多少高かった。

<表V-5-9>最高裁判所の上告提起及び宣告状況

(単位:件、%)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
特許裁判所判決	911	791	796	776	752	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144	992	1,237
上告	件数	316	393	355	308	300	363	366	416	523	559	468	367
	上告率 (%)	34.7	49.7	44.6	39.7	39.9	42.5	39.0	35.1	41.8	38.5	40.9	37.0
最高裁宣告	241	365	461	368	283	383	294	473	520	580	556	399	369
破棄	件数	24	27	66	61	32	41	45	44	51	63	54	46
	破棄率 (%)	10.0	7.4	14.3	16.6	11.3	10.7	15.3	9.3	9.8	10.9	9.7	11.5

[最高裁判所の上告率及び破棄率]



付録

1. 歴代庁長
2. 機構・定員・予算状況
3. 特許庁所管法令の状況
4. 2011年の主要報道内容及び庁長広報活動

1. 歴代庁長

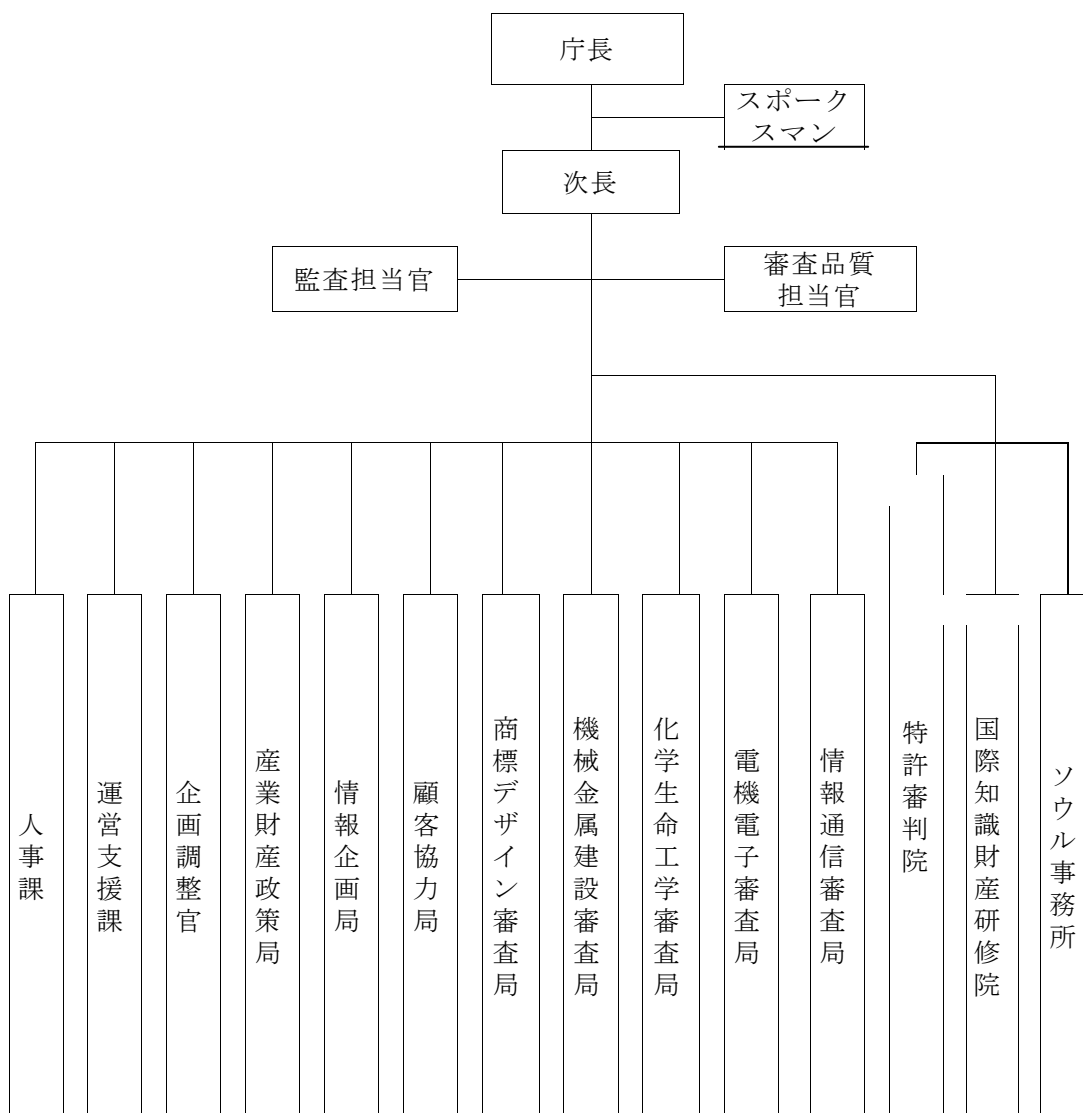
歴代	氏名(漢字)	任期期間	任命前の前経歴
初代	裴相稜	1977. 3.12～1977.12.22	工業団地管理庁長
2代	安永哲	1977.12.23～1978.12.29	特許庁次長
3代	李相燮	1978.12.30～1982.12.17	商工部重工業次官補
4代	洪性佐	1982.12.28～1985.10.18	商工部第1次官補
5代	車秀明	1985.10.19～ 1988. 3. 4	商工部第1次官補
6代	朴弘植	1988. 3. 5～ 1990. 3.19	特許庁次長
7代	金喆寿	1990. 3.20～ 1991. 9.18	商工部第1次官補
8代	金俊	1991. 9.20～ 1993. 3. 3	商工部第2次官補
9代	安光谷	1993. 3. 4～1995.12.25	商工部第2次官補
10代	鄭海洙	1995.12.26～1996.12.23	通産部次官補
11代	韓惠洙	1996.12.24～ 1997. 3. 6	通産部通商貿易室長
12代	崔弘建	1997. 3. 7～ 1998. 3. 8	通産部企画管理室長
13代	金守東	1998. 3. 9～ 1999. 5.26	特許庁次長
14代	吳剛鉉	1999. 5.26～ 2000. 8.10	産業資源部次官補
15代	林来圭	2000. 8.11～ 2002. 2. 4	特許庁次長
16代	金光琳	2002. 2. 5～ 2003. 3. 2	予算決算委首席専門委員
17代	河東万	2003. 3. 3～ 2004. 9. 2	国務調整室経済調整官
18代	金鍾甲	2004. 9. 3～ 2006. 1.31	産業資源部次官補
19代	全湘雨	2006. 2. 1～ 2008. 4.30	特許庁次長
20代	高廷植	2008. 5. 1～ 2010. 4.30	産業資源部エネルギー 資源政策本部長
21代	李秀元	2010. 5. 1～	大統領室非常経済 状況室長

2. 機構・定員・予算状況

イ. 機構

(2011年12月31日 基準)

局(官)	課(チーム)	所属機関		
		審判院	研修院	事務所
8局1官	51課17チーム	1課1チーム	4課	3課



ロ. 定員

(単位:人)

区分	庁長	高位 公務員 団	3・4 級	4級	4・5 級	5級	6級	7級	8級	9級	研究	機能	計
本庁	1	10	12	40	167	838	143	45	30	12	1	47	1,346
所属機関		13	4	42	61	35	32	12	11	4		16	230
計	1	23	16	82	228	873	175	57	41	16	1	63	1,576

ハ. 予算状況

1)歳入(純計基準)

(単位:百万ウォン)

区 分	2011 予算(A)	2012 予算(B)	増減(B-A)	
				%
責任運営機関事業収入	323,738	352,736	28,998	9.0
その他収入	35,596	46,750	11,154	31.3
合計	359,334	399,486	40,152	11.2

2)歳出

(単位:百万ウォン)

区 分	2011 予算 (A)	2012 予算 (B)	増減 (B-A)	%
総計	363,286	405,415	42,129	11.6
純計(=総計-勘定間の取引)	359,334	399,486	40,152	11.2
<損益勘定>	359,084	399,486	40,402	11.3
□産業振興高度化	198,760	212,973	14,213	7.2
・審査審判サービス提供	44,166	53,034	8,868	20.1
・知的財産創出基盤強化	90,573	93,416	2,843	3.1
・国内外知的財産権保護	21,203	24,644	3,441	16.2
・知的財産行政情報化	42,818	41,879	△939	△2.2

□産業・中小企業一般	160,324	186,513	26,189	16.3
・ 知的財産行政総合支援	116,686	124,908	8,222	7.0
・ 会計基金間の取引	9,686	9,676	△10	△0.1
・ 会計基金間の取引（預託金）	30,000	46,000	16,000	53.5
・ 勘定間の取引	3,952	5,929	1,977	50.0
<資本勘定>	4,202	5,929	1,727	41.1
□産業振興高度化	3,541	5,248	1,707	48.2
・ 知的財産創出基盤強化	2,182	3,479	1,297	59.4
・ 知的財産行政情報化	1,359	1,769	410	30.2
□産業・中小企業一般	661	681	20	3.0
・ 知的財産行政総合支援	661	681	20	3.0
※別途統計				
1. 人件費	97,183	105,380	8,197	8.4
2. 基本経費	14,312	14,464	152	1.1
3. 予備費	2,824	2,092	△732	△25.9

3. 特許庁所管の法令状況

法律(8)	大統領令(11)	付属令(9)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査政策課
	特許権などの登録令	特許権などの登録令施行規則	顧客協力政策課
	特許権の受容実施などに関する規定		産業財産振興課
		特許料などの徴収規則	顧客協力政策課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査政策課

デザイン保護法	デザイン保護法 施行令	デザイン保護法 施行規則	デザイン 審査政策課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	公務員職務発明の処 分・管理及び補償な どに関する規定	公務員職務発明の 処分・管理及び補 償などに関する規 定施行規則	産業財産振興課
不正競争防止及び営業 秘密保護に関する法律	不正競争防止及び営 業秘密保護に 関する法律施行令		産業財産保護チーム
半導体集積回路の配置 設計に関する法律	半導体集積回路の配 置設計に関する法律 施行令	半導体集積回路の 配置設計に関する 法律施行規則	標準特許 半導体財産チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課

4. 特許庁関連のマスコミ報道の目録(2011年)

報道 日時	報道内容	報道媒体	担当部署
1. 3	自己の特許権をより早く行使	慶南連合日報、忠 清日報など	情報管理課
1. 4	複雑な特許判例がひと目で把握できる。	電子新聞、 デジタルタイムズ など	審判政策課
1. 4	新人弁理士の実務修習集合教育を先輩がサポート	ソウル新聞、 明日新聞など	産業財産 人材課
1. 5	進化するタイヤ、 安全と親環境の2つを狙う。	ヘラルド経済、デ ジタルタイムズな ど	自動車 審査課
1. 6	特許庁キャラクター、キキとポーポー誕生	ソウル新聞、 ファイナンシャル ニュースなど	顧客協力 総括課
1. 7	特許庁、 情報化事業に中小企業の参加拡大	デジタルタイム ズ、中都日報など	情報企画課
1. 10	真の無公害自動車、「燃料電池自動車」	忠清 Today、 慶南連合日報など	環境エネルギ ー審査課
1. 10	生放送「朝がいい」の招待席	大田 mbc	庁長(インタ ビュー)

1. 11	特許庁、ヨーロッパ特許庁と特許外交推進	デジタルタイムズ、ファイナンシャルニュースなど	国際協力課
1. 12	幸福伝導師の命を奪った病気	デキョン日報、聯合ニュースなど	薬品化学審査課
1. 13	2011年「名品知的財産コンテンツ」が押し寄せる。	デジタルタイムズ、ファイナンシャルニュースなど	教授課
1. 18	特許庁、アジア-太平洋地域の知的財産教育リーダーに	ソウル経済、デジタルタイムズなど	情報協力チーム
1. 19	特許や商標に関する不明点はこのパンフレットで解決！	ソウル経済、デジタルタイムズなど	顧客協力総括課
1. 20	国家 R&D 特許成果、量的に優秀、質的に不十分	ファイナンシャルニュース ヘラルド経済など	産業財産政策課
1. 21	特許庁-三星電子と技術を通じたグローバルな分かち合いを	韓国日報、京郷新聞、聯合ニュース TV、MBN など	多者協力チーム
1. 24	李・スウォン特許庁長、2011年発明特許の新年挨拶会に出席	ソウル経済、デジタルタイムズなど	産業財産政策課
1. 24	特許庁ホームページ、Web 接近性の優秀認証マーク獲得	デジタルタイムズ、ファイナンシャルニュースなど	情報開発課
1. 26	中・小 SI 業者、特許ネット構築事業に参加して下さい！	デジタルタイムズ、ファイナンシャルニュースなど	情報開発課
1. 27	国内の景気回復が影響して韓国の国際出願が大幅に増加	ソウル新聞、ソウル経済など	国際出願課
1. 28	景気回復と共に、昨年度の知的財産権の出願件数が増加傾向	電子新聞、ヘラルド経済など	出願サービス課
1. 31	2011 ノーベル科学賞に挑戦	YTN サイエンス TV	庁長(インタビュー)
2 月号	多様性と創意性に私たちの未来がある。	科学創意	庁長(寄稿)
2. 2	特許庁職員が心を一つにして思いを込めた「教訓石」除幕式	ソウル新聞、聯合ニュースなど	教育企画課
2. 8	特許庁、600 件の優秀特許事業化支援	ソウル経済、電子新聞等	産業財産振興課
2. 9	国内特許、世界最短期間で 100 万件の登録達成！	朝鮮日報、ソウル新聞、KBS TV、YTN など	登録サービス課
2. 10	特許 100 万件突破... 知的強国時代がスタートした。	YTN	庁長(インタビュー)

2. 11	指輪、ネックレスなどファッション品目に対する審査期間を一ヶ月に短縮	ヘラルド経済、聯合ニュースなど	デザイン 審査政策課
2. 11	特許紛争のターゲットになった韓国企業を政府が支援	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	産業財産 保護チーム
2. 16	特許庁、地方自治体に対する特許・ブランド支援の大幅拡大	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	産業財産経営 支援チーム
2. 17	ニセ物商品追放で名品大韓民国を作る。	ソウル新聞、 聯合ニュースなど	商標権特別 司法警察隊
2, 18	政策説明の懇談会	MBN、 毎日経済 TV	庁長(記者 懇談会)
2. 21	特許庁、地域スター企業を支援して雇用創出に寄与	ファイナンシャル ニュース、デジ タルタイムズなど	産業財産経営 支援チーム
2. 22	2010 第4四半期、知的財産権動向	ヘラルド経済、フ ァイナンシャルニ ュースなど	情報企画課
2. 23	中小企業の研究員への知的財産教育が人気	毎日経済、忠清 Today など	教授課
2. 23	「フォーカス(FOCUS)人」-特許 100 万件登録関連	TBJ	庁長(インタ ビュー)
2. 24	韓国造船産業、本格的な特許競争に突入	デジタルタイムズ 大田日報など	運搬機械審査 課
2. 25	LED、都市を温かく明るく	デジタルタイム ズ、聯合ニュース など	ディスプレイ 審査チーム
2. 25	キャンパス特許戦略ユニバーシアード を狙え…	ファイナンシャル ニュース、中都日 報など	産業財産 人材課
2. 28	韓・英特許庁特許審査ベンチマ ーキングなど相互協力拡大	ファイナンシャル ニュース、大田日 報など	国際協力課
3. 2	学生発明家入門、「第24回大韓民国 学生発明展示会」の発明アイデア 受付開始	朝鮮日報、 大田日報など	創意発明 教育課
3. 3	地方自治体が「共同ブランド」権利 化の傾向	ソウル経済、 デジタルタイムズ など	サービス票 審査課
3. 3	政策説明の懇談会	韓国経済	庁長(記者 懇談会)
3. 7	世界初 3D 図面デザイン出願、順調に 施行	ファイナンシャル ニュース、デジ タルタイムズなど	デザイン審査 政策課

3. 8	特許庁、2011年度の知的財産都市造成事業を開始	デジタルタイムズ、アジア経済など	産業財産経営支援チーム
3. 9	使い捨て暗証番号、安全な電子金融サービスの技術として	デジタルタイムズ、中都日報など	情報審査課
3. 10	アジア-太平洋国家、特許法の調査共同声明を採択	デジタルタイムズ、アジア経済など	国際協力課
3. 10	お金になる基盤・核心特許の増加	韓国経済	庁長(対談)
3. 11	世界女性発明・起業家フェスティバル、コエックスに注目!	デジタルタイムズ、アジア経済など	産業財産振興課
3. 14	特許庁、「水処理及び機能性飲用水分野における特許審査基準」制定	忠清 Today、 聯合ニュースなど	環境エネルギー審査課
3. 14	特許庁、主要国における知的財産権動向の説明会を開催	忠清 Today 聯合ニュースなど	国際協力課
3. 15	IP5 国家間における審査協力、情報化分野で強化	デジタルタイムズ、忠清 Today など	情報協力チーム
3. 15	伝統産業支援で地域経済を生かす。	電子新聞、 聯合ニュースなど	産業財産経営支援チーム
3. 16	「群山知識センター」開所	デジタルタイムズ、全北日報、全州MBC、全州KBS など	産業財産経営支援チーム
3. 16	「群山知識財産センター」開所	全州 KBS	庁長(インタビュー)
3. 16	技術力が競争力	全州 MBC	庁長(インタビュー)
3. 17	スマート家電で電気料金を節減する。	ヘラルド経済、大田日報 TJB など	電気審査課
3. 17	特許庁の職員、禁煙運動宣言	大田日報、 聯合ニュースなど	顧客協力総括課
3. 18	安東市、最優秀知的財産都市に	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	産業財産経営支援チーム
3. 21	特許技術取引、特許庁がサポートします。	東洋日報、 聯合ニュースなど	産業財産振興課
3. 22	ゴルフスコアはパター(Putter)が左右する。	デジタルタイムズ、大田日報など	繊維生活用品審査課

3. 23	再注目される近距離無線通信技術 NFC	電子新聞、デジタルタイムズなど	通信審査課
3. 23	江原道における知的財産事業成果報告会を開催	中都日報、忠清 Today、原州 MBC など	産業財産経営支援チーム
3. 24	「企業が必要とする発明」を大学生が発明する!	韓国経済デジタルタイムズなど	産業財産人材課
3. 24	頑張ってください、日本の特許出願人の皆様!	忠清 Today、大田日報など	特許審査政策課
3. 25	第2回「R&D IP 協議会」フォーラム開催	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	産業財産振興課
3. 25	半導体、2次元を越えて3次元に	デジタルタイムズ、大韓毎日新聞など	半導体審査課
3. 26	大学生ブログ記者団の知的財産政策便り	デジタルタイムズ、大田日報など	スポークスマン室
3. 28	特許庁、大学・公的研究所の「土の中から真珠を探す」	ファイナンシャルニュース、デジタルタイムズなど	産業財産振興課
3. 28 3. 29	知的財産活用、人材育成こそ地震と津波の恐怖、特許で解消	MBN、デジタルタイムズ、大田日報、大田 MBC など	庁長(インタビュー) 建設技術 審査課
3. 30	一層早く、便利になった審決文の送達制度	聯合ニュース、ニュースなど	審判政策課
3. 30	WIPO 商標法委員会、韓国特許庁商標審査政策課長を選出	ソウル経済、ソウル新聞など	多者協力チーム
3. 31	「カバン・衣類に敏感なデザイン」権利獲得が迅速に	大田日報、京仁毎日など	デザイン審査政策課
4. 1	安全な再生エネルギー、生活が近くに	デジタルタイムズ、対韓毎日新聞、TJB など	映像機器 審査課
4. 1	Innovative IP Administration	Infomag	庁長(対談)
4. 4	情報提供、模倣商標を防止する近道	ファイナンシャルニュース 聯合ニュースなど	商標1 審査課
4. 5	居眠り運転を防ぐ奇抜な発明	ヘラルド経済、中都日報など	原動機械 審査課
4. 6	特許庁、研究開発特区支援本部と業務協定締結	デジタルタイムズ KBS 大田、TJB など	産業財産振興課

		ど	
4. 7	土壌を生き返らせる環境にやさしい有機質肥料!	聯合ニュース、ニューシスなど	生命工学 審査課
4. 8	全身でゲームを感じろ!	聯合ニュース、ニューシス、MBNなど	電子商取引 審査課
4. 8	ワンダフル! 韓国特許システム	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	多者協力 チーム
4. 11	放射能被爆治療剤、特許ゼロ	デジタルタイムズ、忠清 Today など	科学素材 審査課
4. 11	AN INTERVIEW WITH SOOWON LEE	World IP Review 3/4 月号	庁長(対談)
4. 13	私の手の中の 3D	デジタルタイムズ、大田日報など	デジタル放送 審査チーム
4. 14	Time is Brain、脳卒中	大田日報、 聯合ニュースなど	薬品化学 審査課
4. 15	韓国、知的財産権の国際分類協定に全て加入!	デジタルタイムズ、ニューシスなど	商標審査 政策課
4. 15	デザイン想像力を企業にライセンスする。	毎日経済、 聯合ニュースなど	産業財産 人材課
4. 18	済州オルレキル(散歩路)、商標出願が急増	朝鮮日報、 京郷新聞など	商標 2 審査課
4. 20	特許庁、教育科学技術部と協力して「公的機関における保有技術の共同活用事業」本格着手	聯合ニュース、ニューシスなど	産業財産 振興課
4. 20	営業秘密保護セミナー開催	聯合ニュース、ニュースワイヤーなど	産業財産 保護チーム
4. 21	「知的財産権保護」、斬新なアイデアで表現して下さい。	ファイナンシャル ニュース、忠清 Today など	産業財産 保護チーム
4. 21	偽造商品取締まり、情報システムの構築でより一層強化	聯合ニュース、ニュースワイヤーなど	情報開発課
4. 22	特許庁、3 世代特許ネット開発に本格着手	ヘラルド経済、 デジタルタイムズなど	情報企画課
4. 22	韓-ベトナム特許庁、知的財産権協力の船に乗る。	毎日経済、 デジタルタイムズ など	国際協力課

4. 23	上海商標取締り公務員、国内有名ブランド模造品識別要領を習得	大田日報、大韓毎日新聞など	国際協力課
4. 25	特許庁、デザイン マップで「今日の知的財産権」を情報提供	デジタルタイムズ、アジア日報など	デザイン審査政策課
4. 25	韓国、国際商標出願が大幅増加	ファイナンシャルニュース、電子新聞等	多者協力チーム
4. 26	韓-日間、商標分野協力強化	京畿毎日、大韓毎日など	商標審査政策課
4. 26	青少年よ、企業と一緒にアイデアを「特許」に	忠清日報、聯合ニュースなど	創意発明教育課
4. 27	大韓民国の「創造力チャンピオン」は誰の手に?	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	創意発明教育課
4. 28	世界女性発明品がコエックスに集合	中央日報、毎日経済、ソウル経済など	産業財産振興課
4. 29	GUI デザイン権がスマートフォン市場を支配する!	デジタルタイムズ、大田日報など	デザイン 2 審査チーム
4. 30	特許行政サービス改善の主人公、それはあなたです!	京都新聞、大韓毎日新聞など	顧客協力総括課
5. 2	特許庁、EBS と共同で発明教育のレギュラー放送を編成	デジタルタイムズ、ファイナンシャルニュースなど	創意発明教育課
5. 2	就任 1 周年の懇談会	大田庁舎 出入り記者	庁長(記者懇談会)
5. 3	「現場との意思疎通を中心」李・スウォン特許庁長の就任 1 年を迎えて	デジタルタイムズ、中都日報など	企画財政担当官
5. 3	2011 第一四半期の知的財産権動向	ファイナンシャルニュース、聯合ニュースなど	情報企画課
5. 3	知的財産政策、充実に推進	デジタルタイムズ	庁長(対談)
5. 4	隠れた病気の探索者、放射性医薬品	聯合ニュース、メディカルトゥデイなど	薬品化学審査課
5. 4	女性が作れば違う...全世界女性発明品総集合	YTN	庁長(インタビュー)
5. 5	ポロロと友達が世界各国で「発明先生」に!	ソウル新聞、ヘラルド経済など	多者協力チーム
5. 6	知的財産権者、権利行使さらに積極的に	ファイナンシャルニュース、忠清 Today など	審判政策課

5. 6	韓国の知的財産権保護戦線、異常なし	聯合ニュース、ニュースなど	国際協力課
5. 9	電子部品の熱を PCB が冷ます。	大田日報、聯合ニュースなど	電子審査課
5. 9	「韓国」ドメイン 名称登録使用時に商標法、不正競争防止法違反に注意	ファイナンシャルニュース、平和放送、ニュースなど	商標審査政策課
5. 11	有望な新材生エネルギー、「薄膜太陽電池」	デジタルタイムズ、大田日報など	複合技術審査3チーム
5. 12	4 世代移動通信は MIMO にかかっている。	デジタルタイムズ、大田日報など	ネットワーク審査チーム
5. 13	第 133 回国際商標協会年例会の参加	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	商標審査政策課
5. 13	放射線被害! 知って防ぐ	ヘラルド経済、京畿毎日新聞など	精密機械審査課
5. 16	発明の月、青少年発明記者団発隊式	ファイナンシャルニュース、大田日報、法律 TV など	教授課
5. 17	韓国の原子力発電所の安全はロボットが守る。	デジタルタイムズ、大田日報など	複合機械審査1チーム
5. 17	仁川知的財産事業の成果報告会を開催	聯合ニュース ニュースワイヤー など	産業財産経営支援チーム
5. 17	未来の国家競争力は特許管理能力に左右 5-10 年後の市場を主導する強い特許が重要	国民日報	庁長(対談)
5. 17	政策説明の懇談会	毎経科学技術部	庁長(記者懇談会)
5. 18	新しいブランド・デザイン開発で中小企業売上げアップ!	ヘラルド経済、聯合ニュースなど	産業財産経営支援チーム
5. 18	米国現地の特許教育、これからは国内で受講	聯合ニュース、ニュースなど	産業財産人材課
5. 18	中小企業の知的財産権成果「可視化」	ItsTV	庁長(インタビュー)
5. 18	韓国民族の「発明 DNA」	韓国日報	庁長(寄稿)
5. 19	2011 年第 46 回「発明の日」記念式典、 発明有功者計 78 人授与	朝鮮日報、東亜日報、ソウル新聞、YTN など	産業財産振興課
5. 19	発明・特許経営が企業競争力	YTN	庁長(インタビュー)

5. 19	「知的財産強国の跳躍元年」	YTN	庁長(インタビュー)
5. 19	論文提出で特許出願が認定	毎日経済	庁長(対談)
5. 20	特許庁-行政安全部、地域経済活性化のためのMOU締結	ヘラルド経済、大田日報など	産業財産経営支援チーム
5. 20	親環境デザイン、グリーン成長を主導する。	デジタルタイムズ ヘラルド経済など	デザイン 1 審査チーム
5. 20	46th Invention Day Ceremony Held in Seoul	アリラン TV	庁長(インタビュー)
5. 20	「発明の日」、知的財産強国へ跳躍	itsTV	庁長(インタビュー)
5. 20	[知的財産強国コリア]、「特許が生存力だ」	mbn	庁長(インタビュー)
5. 23	特許庁、発明教育で分かち合い文化を広める。	デジタルタイムズ、大田日報など	創意発明教育 課
5. 23	「デザイン戦争、知彼知己で百戦百勝」	ファイナンシャルニュース、YTN サ・イオン TV など	デザイン 審査政策課
5. 24	弁理士情報公開及び研修制度の導入	ソウル経済、ヘラルド経済など	産業財産人材 課
5. 24	特許庁、商標分野で G4 合流	ヘラルド経済、電子新聞等	商標審査政策 課
5. 24	韓国、名ばかり知的財産権強国…特許人材育ててこそ	韓国経済	庁長(対談)
5. 25	特許庁、ヨーロッパ知的財産権外交ネットワーク構築	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	国際協力チーム
5. 25	強小企業による知的財産権出願が大幅増加	京都新聞、忠清日報など	産業財産保護チーム
5. 26	中国特許情報へのアクセスが容易に	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	情報協力チーム
5. 26	特許庁、改正される特許制度の巡回説明会を開催	アジア Today、聯合ニュースなど	特許審査政策 課
5. 27	注目される「アバターディスプレイ」	ヘラルド経済 中都日報など	ディスプレイ審査チーム
5. 30	知的財産政策の推進状況と主要成果をひと目に	東洋日報、聯合ニュースなど	企画財政担当官
5. 30	中小企業の特許能力、強化教育を推進	聯合ニュース、ニュースなど	教授課

5. 31	デバイス間の障壁を越え	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	通信審査課
5. 31	次世代知的財産リーダー10年間 3,000人養成	ヘラルド経済、大田日報など	産業財産人材課
6. 1	特許手数料の返還金、手続き簡素化	デジタルタイムズ、京都新聞など	顧客協力政策課
6. 1	琉璃化技術、特許技術賞の世宗大王賞受賞	中央日報、毎日経済など	特許審査協力課
6. 1	「特許」を競売で取引	毎日経済、電子新聞等	産業財産振興課
6. 2	特許庁「国際特許審査チーム」発足	ファイナンシャルニュース、忠清Todayなど	生命工学審査課
6. 2	需要者中心の商標・ブランド政策のための疎通の広場	ヘラルド経済、聯合ニュースなど	商標審査政策課
6. 3	漢拏山の澄んだ空気を一杯いかが?	ヘラルド経済、大韓毎日新聞など	空調機械審査課
6. 3	知的財産権保護の第一歩「研究ノート」	電子新聞、デジタルタイムズなど	産業財産政策課
6. 6	放射はマスクだって? 防塵マスク!	ニューシス、メディカルトゥデイなど	複合技術審査2チーム
6. 6	特許と経済発展	ファイナンシャルニュース	庁長(寄稿)
6. 7	独島アワビ、独島サザエ、「知的財産」で生まれ変わる。	ファイナンシャルニュース、Money Todayなど	産業財産経営支援チーム
6. 8	IP5 民間拡散のためのセミナー開催	ヘラルド経済デジタルタイムズなど	国際協力課
6. 9	特許庁と国防部、知的財産に強い軍将兵を目標に育成	ヘラルド経済国軍放送など	産業財産経営支援チーム
6. 9	スマート症候群、君も私もスマート!	韓国日報、ヘラルド経済など	国際商標審査チーム
6. 9	企業を支援する特許政策を強化し、国家経済発展に寄与できるように最善を尽くす。	デジタル電気工業	庁長(対談)
6. 10	女性発明家の卵、一ヶ所に集まる	ヘラルド経済、デジタルタイムズ	産業財産振興課
6. 13	海外商標権確保は便利なマドリット国際商標出願で	ファイナンシャルニュース、忠清Todayなど	国際出願課

6. 14	社会的企業の商標権獲得	明日新聞 忠清日報など	商標 3 審査課
6. 14	営業秘密保護制度改善の討論会	聯合ニュース、ニ ューシスなど	産業財産 保護チーム
6. 15	国立バレエ団、大田庁舎で「白 鳥の湖」の公演	大田日報、 聯合ニュースなど	行政管理担 当官
6. 15	消費者とともに、「偽造商品根絶キ ャンペーン」開催	ヘラルド経済、 KBS、 YTN サイエンス TV など	産業財産 保護チーム
6. 16	特許庁、伝統食品の国際的保護に率 先	ヘラルド経済、デ ジタルタイムズな ど	特許審査 政策課
6. 17	化学産業の新しいパラダイム、「バ イオ化学産業」	聯合ニュース、メ ディカルトゥデイ など	生命工学 審査課
6. 20	特許出願に対する審査・審判の正確 度向上	ファイナンシャル ニュース、忠清日 報など	審判政策課
6. 20	優秀特許技術事業化のためのオ ーダーメイド型支援を推進	忠北日報、 聯合ニュースなど	産業財産 政策課
6. 21	韓国知識財産協議会、中小企業の知 的財産メントに出る。	ヘラルド経済、電 子新聞等	産業財産 人材課
6. 21	インテリジェント タイヤ関連の特許 獲得に対する努力が必要	忠清 Today、 聯合ニュースなど	自動車審査課
6. 22	高齢化社会に備え、モバイルヘルス ケア出願の増加	ヘラルド経済 デジタルタイムズ など	ユビキタス 審査チーム
6. 22	PCT 国際出願、こうすれば容易にで きます。	ヘラルド経済、電 子新聞等	国際出願課
6. 23	ナノ粒子、塗料に新しい生命を吹き 込む。	聯合ニュース メディカル Today など	精密化学 審査課
6. 23	YIP(Young Inventors Program)教育寄付 の協約式開催	京都新聞、 聯合ニュースなど	創意発明 教育課
6. 24	特許庁、G5 国際協力強化で審査期間 短縮	ソウル新聞、 大田日報など	国際協力課 特許審査 協力課
6. 24	特許庁、「成果管理システム高度化 事業」説明会を開催	聯合ニュース、ニ ューシスなど	情報開発課
6. 25	国家所有の特許を収益創出源に	聯合ニュース、ニ ューシスなど	産業財産 振興課
6. 27	全国の発明都市 TOP 10	京郷新聞、 マネーツデイなど	情報企画課

6. 27	特許戦争で勝つために、企業らが団結	聯合ニュース、ニュースなど	産業財産保護チーム
6. 28	偽造商品取締まりの死角地帯、特別取締まり実施	大田日報、聯合ニュースなど	産業財産保護チーム
6. 28	女性の斬新な発明特許の成功事例を公募します。	大田日報、デジタルタイムズなど	産業財産振興課
6. 29	「国家発展のための知的財産戦略国際セミナー」開催	大韓毎日新聞、聯合ニュースなど	産業財産政策課
6. 29	サーバー基盤コンピュータ(SBC)で特許ネットセキュリティの強化	電子新聞、聯合ニュースなど	情報企画課
6. 30	特許庁と農協中央会、知的財産権業務協力約定(MOU)締結	毎日経済、農民新聞など	顧客協力政策課
6. 30	世界最強の韓国造船の理由はこれだ。	世界日報、ファイナンシャルニュースなど	運搬機械審査課
7. 1	韓・EU、FTA 施行	ファイナンシャルニュース 忠清 Today など	商標審査政策課
7. 1	公報発刊日、予告サービス開始	ソウル経済 聯合ニュースなど	情報管理課
7. 4	世界で最初に発刊した「インターネット特許公報」、10周年を迎えて	ソウル経済、デジタルタイムズ、YTN サイエンスTV など	情報管理課
7. 5	隠れた特許名門大学	朝鮮日報、世界日報、ソウル経済など	情報審査課
7. 6	携帯電話の充電、これからは無線だ。	デジタルタイムズ、大田日報など	電気審査課
7. 7	キムチ、いまや健康機能食品のリーダー	京郷新聞、中都日報 KTV など	食品生物資源審査課
7. 7	特許庁、世界知的所有権機関(WIPO)と協力パートナーシップの拡大を発表	忠清 Today、大韓毎日新聞など	多者協力チーム
7. 7	インターネット特許公報時代、知的強国の牽引役!	YTN サイエンスTV	庁長(インタビュー)
7. 7	大企業の技術奪取、経済犯罪で処罰してこそ…「知的財産戦略国際セミナー」	mbn	庁長(インタビュー)
7. 8	国内法人が商標最多登録 100 位圏の91%を獲得	デジタルタイムズ、大韓 Today など	サービス票審査課
7. 8	「国家発展のための知的財産戦略国際セミナー」盛況に開催	デジタルタイムズ、YTN MBN、it's TV など	産業財産政策課

7. 10	インターネット特許公報時代、知的強国の牽引役!	YTN	庁長(インタビュー)
7. 11	造船会社、風力でポートフォリオ多角化	朝鮮日報、デジタルタイムズなど	原動機械審査課
7. 12	米に便利さと健康がプラス!	韓国日報、ソウル新聞など	食品生物資源審査課
7. 13	嶺南・湖南地域の小学生、発明で交流	ソウル新聞、ファイナンシャルニュースなど	創意発明教育課
7. 14	ニセ物、「ルイヴィトン」が最多	朝鮮日報、東亜日報、国民日報、MBNなど	商標権特別司法警察隊
7. 14	出入り記者対象の政策説明懇談会	大田庁舎 出入り記者	庁長 (記者懇談会)
7. 15	中央部署、国民に親しみやすいネーミング	ソウル新聞、忠清 Today など	サービス票審査課
7. 18	昼間に太陽光で生産した電気、夜はLEDを明るくする。	デジタルタイムズ、忠北日報など	映像機器審査課
7. 19	知的財産保護広告公募展、様々なアイデア作品がお目見え	ヘラルド経済、電子新聞等	産業財産保護チーム
7. 20	特許出願、論文や外国語でも可能	ソウル経済、ファイナンシャルニュースなど	特許審査政策課
7. 20	未来の大韓民国発明王が集合!	朝鮮日報、ヘラルド経済 EBS、YTN など	創意発明教育課
7. 20	Exhibition of Nation's Top Student Innventions Kicks Off at Gwacheon Science Museum	アリラン TV	庁長(インタビュー)
7. 21	特許庁、平昌(Pyeongchang)をグローバルブランドに	ソウル経済、アジア経済など	産業財産経営支援チーム
7. 21	未来の発明王一ヶ所に...	YTN	庁長(インタビュー)
7. 22	免疫力の向上、低下を全て薬で	京畿毎日新聞、聯合ニュースなど	薬品化学審査課
7. 22	アイデア天国、学生発明大会	itsTV	庁長(インタビュー)
7. 25	特許庁、「韓・日特許管理専門家交流会」及び「知的財産ブームアップ(BoomUp)セミナー」開催	ファイナンシャルニュース、電子新聞等	産業財産振興課
7. 26	塞がる河川に、生命の道を開く	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	建設技術審査課

7. 27	2011 年第二四半期の知的財産権動向	ファイナンシャル ニュース、デジタル タイムズなど	情報企画課
7. 28	「特許紛争対応策の構築のための 企業懇談会」開催	ヘラルド経済、デ ジタルタイムズな ど	産業財産 保護課
7. 29	泥の中の商標、新しく復活させな ければ	忠清 Today、 大韓毎日新聞など	商標 1 審査課
8. 1	商標にも「ロングセラー」がある。	朝鮮日報、 韓国経済など	国際商標 審査チーム
8. 2	特許庁、国家 R&D 研究団に 「新しい収益創出モデル」を提示	ヘラルド経済、聯 合ニュースなど	産業財産 政策課
8. 3	幹細胞治療剤の特許出願が大幅に増 加!	ソウル経済、 ファイナンシャル ニュースなど	生命工学 審査課
8. 4	食品を長持ちさせる 包装容器」	忠清 Today、 聯合ニュースなど	一般機械 審査課
8. 5	挑戦! 大韓民国学生創造力チャンピ オン	電子新聞、 MBN、デジタル タイムズなど	創意発明 教育課
8. 6	超高速審査が企業を生かす!	YTN	庁長(インタ ビュー)
8. 6	地球の主人は誰? 創造力大会の開幕	mbn	庁長(インタ ビュー)
8. 8	ノーベル賞受賞のクレピン、研究開 発活動が本軌道に乗って	ファイナンシャル ニュース、デジタ ルタイムズなど	半導体審査課
8. 8	知的財産権は、未来農業の鍵	農民新聞	庁長(対談)
8. 9	2011 大韓民国学生創造力チャンピ オン大会閉幕	デジタルタイムズ 忠清 Today など	創意発明 教育課
8. 9	特許庁、 社会的企業にブランド・デザイン開 発の支援	ヘラルド経済、中 都日報など	産業財産経営 支援チーム
8. 10	ソウル大、国内大学の中でデザイン 権最多保有	ソウル新聞、 デジタルタイムズ など	デザイン 1 審査課
8. 11	特許庁、2011 年「自動車燃費向上 技術大会」開催	デジタルタイム ズ、中都日報など	自動車審査課
8. 12	特許庁、小商工人向けの訪問型情報 化教育を大幅に拡大	忠清 Today、 聯合ニュースなど	情報管理課
8. 12	国際特許紛争急増... 対策は?	YTN サイエンス TV	庁長(インタ ビュー)

8. 16	地球村を感動させた中小企業の共押しフィルムハンマ	中都日報、忠清 Today など	金属審査課
8. 17	マッサージ機、どこまで進化するか?	ヘラルド経済、聯合ニュースなど	複合機械審査 2 チーム
8. 18	電子商取引の新しいパラダイム、ソーシャル コマース	デジタルタイムズ、大田日報など	コンピュータ審査課
8. 22	特許庁、第 9 回発明奨励学生選抜	中都日報、忠清 Today など	創意発明教育課
8. 23	鳳仙花の花汁で染めた自転車を見ましたか?	デジタルタイムズ、建設経済など	複合機械審査 1 チーム
8. 24	「特許データ品質管理情報システム改善事業」説明会開催	デジタルタイムズ、忠清 Today など	情報管理課
8. 25	国際特許紛争予測及び対応に必要な情報を一目で	電子新聞、大田日報など	産業財産保護チーム
8. 25	政策説明の懇談会	電子新聞	庁長(記者懇談会)
8. 26	携帯電話の電磁波遮蔽技術関連の特許出願減少	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	科学素材審査課
8. 29	発明起業家と発明王	毎日経済	庁長(寄稿)
8. 31	2012 年度次世代英才起業家の教育対象者選抜	ヘラルド経済、電子新聞等	創意発明教育課
9. 1	特許庁、発明教育大賞を新設	忠北日報、農民新聞など	創意発明教育課
9. 2	京畿道をはじめ、全国 5 地域で地域知的財産フォーラム開催	ヘラルド経済、聯合ニュースなど	産業財産経営支援チーム
9. 2	政策説明の懇談会	新東亜	庁長(記者懇談会)
9. 3	地域企業の特許競争力強化が必要	YTN	庁長(インタビュー)
9. 5	ロシア特許を探していますか?	デジタルタイムズ、ファイナンシャルニュースなど	情報管理課
9. 6	全世界の特許情報が集結「PATINEX 2011」	デジタルタイムズ、YTN サイエンス TV など	情報協力チーム
9. 7	人気芸能番組名を引用した商標出願が急増	朝鮮日報、ヘラルド経済など	サービス票審査課

9. 7	米国の特許情報が全てここに、「PATINEX」開催	YTN サイエンス TV	庁長(インタビュー)
9. 8	発足して1年、商標権特別司法警察隊の成果と課題	ヘラルド経済、ネイル新聞など	商標権特別司法警察隊
9. 8	生体活性インプラント素材の特許出願動向	聯合ニュース ニューシスなど	生命工学審査課
9. 9	韓-フランス、知的財産外交がスタート	ファイナンシャルニュース、デジタルタイムズなど	国際協力課
9. 14	デザイン知的財産権ポータル、「デザイン マップ」アクセス数が大幅増加	ファイナンシャルニュース、忠清日報など	デザイン審査政策課
9. 14	海外進出企業、特許紛争を避けるためには。	YTN	庁長(インタビュー)
9. 15	精密時計、機能性携帯品から高級ファッション時計へ	ヘラルド経済、忠清 Today など	精密機械審査課
9. 16	IT 競争の場で共生する「特許プール」	デジタルタイムズ、大田日報など	ネットワーク審査チーム
9. 19	郷土特産品の高級ブランド化	京郷新聞、ファイナンシャルニュースなど	商標1審査課
9. 20	スマートな安全対策、ホームオートメーション	聯合ニュース、ニューシスなど	ネットワーク審査チーム
9. 21	LED TV 関連の特許が着実に増加	聯合ニュース、ニュースワイヤーなど	ディスプレイ審査チーム
9. 22	危険物を捜し出す技術、テラヘルツ波関連の出願が増加	聯合ニュース、ニューシスなど	ユビキタス審査チーム
9. 23	画面が小さい? それなら広げては?	アジア Today、聯合ニュースなど	精密化学審査課
9. 23	特許戦争に勝つには、職員に対する補償をすべき。	毎経エコノミー	庁長(寄稿)
9. 26	マドリット国際商標出願はヨーロッパ諸国が強勢	ファイナンシャルニュース、デジタルタイムズなど	国際商標審査チーム
9. 27	特許庁長、WIPO 総会出席	韓国経済、ソウル経済、デジタルタイムズなど	多者協力チーム
9. 28	これからは ATM で特許手数料が払えます。	ソウル経済、大田日報など	顧客協力政策課

9. 29	世界の特許制度、統一化が加速	デジタルタイムズ、大韓毎日新聞など	国際協力課
9. 29	今年の女性発明・起業家は?	毎日経済 韓国経済など	産業財産 振興課
9. 29	特許戦争対応のインフラを強化すべき。	聯合ニュース	庁長(対談)
9. 30	グリーン技術超高速特許審査制度、施行2周年	京都新聞、 聯合ニュースなど	特許審査 政策課
9. 30	特許ネット、アフリカへ進出	コリアヘラルド、 大田日報など	情報協力 チーム
10. 4	特許出願しなくても創造的技術の保護がされる。	ソウル経済、 デジタルタイムズ など	情報管理課
10. 5	特許庁、「知的財産教育先導大学」を選定し、支援	京畿日報、 セハン日報など	産業財産 人材課
10. 6	特許庁、中小企業を訪ね、知的財産権サービスを提供	畿湖日報、 大経日報など	半導体審査課
10. 7	2011 職務発明制度運営の優秀企業を探します。	デジタルタイムズ、 電子新聞等	産業財産 振興課
10.10	秋の登山、山頂で取り出したデジカメが使えない?	聯合ニュース、 ニューシスなど	環境エネルギー 審査課
10.11	特許庁図書館をリニューアル、開かれた空間に	韓国経済、 セハン日報など	情報管理課
10.11	特許庁-韓国ロボット産業振興院間で業務協定締結	ソウル経済、it's TV、 デジタルタイムズ など	複合機械 審査1チーム
10.12	韓国の知的財産権 e-ラーニング コンテンツが中南米へ	ソウル新聞、 ソウル経済など	情報協力チー ム
10.12	「知的財産外交」の成果、李・スウォン特許庁長、特許ビッグ4の地位固めた。	アジア経済	庁長(対談)
10.13	韓国、ヨーロッパ特許が不足	ヘラルド経済、 ファイナンシャル ニュースなど	産業財産 保護チーム
10.14	国際標準の競争は、「特許戦争」	ヘラルド経済、 デジタルタイムズ など	標準特許 審査チーム
10.14	特許庁、専門家用の特許情報DB、民間に開放拡大	ソウル新聞、 聯合ニュースなど	情報企画課
10.17	皆で一緒に、茶、茶、茶、機能性茶の健康を飲む。	農民新聞、 聯合ニュースなど	食品生物 資源審査課

10.18	特許庁、アフリカに知的財産教育を支援	中都日報、 聯合ニュースなど	情報協力 チーム
10.18	ウェルビーイングのブーム、家庭用健康医療機のデザイン出願が増加傾向	大韓毎日、 聯合ニュースなど	デザイン 2 審査チーム
10.19	オンライン マーケットにも守らなければならない商道がある。	ヘラルド経済、忠 清日報など	商標 2 審査課
10.20	中小企業 CEO、特許への意欲も CEO	ヘラルド経済、聯 合ニュースなど	教授課
10.20	強化現実、仮想と現実を結合する。	電子新聞、 デジタルタイムズ など	電子商取引 審査課
10.21	面白くない 2 次元映像を、3D 立体映像に変える。	デジタルタイム ズ、聯合ニュース など	デジタル放送 審査チーム
10.24	オーダーメイド型の機能性シューズがブーム	アジア Today、忠清日報 など	繊維生活 用品審査課
10.25	コンピュータ関連の病気は退け!	ヘラルド経済、デ ジタルタイムズな ど	コンピュータ 審査課
10.25	特許審判、さらにわかりやすく。	アジア経済、 聯合ニュースなど	審判政策課
10.26	特許庁、大学・公的(研)特許の活用促進フォーラム開催	聯合ニュース、ニ ューシスなど	産業財産 振興課
10.26	外国の特許情報サービス業者、韓国特許情報の購買増加	電子新聞、 慶南毎日など	情報企画課
10.27	特許庁、来年予算(案)、知的財産強国への跳躍に向けて編成	ソウル経済、 忠清日報など	企画財政担 当官
10.27	特許庁-文化財庁、相互協力で伝統文化遺産を保護	聯合ニュース、ニ ューシスなど	特許審査 協力課
10.28	特許庁「先進 HRD 戦略」開発途上国と共有	聯合ニュース、ニ ューシスなど	教育企画課
10.28	特許庁、中小企業対象の情報化事業予算を大幅増	デジタルタイム ズ、 MoneyToday など	情報開発課
10.29	第 6 回大学(院)生の知的財産優秀論文公募展授賞式の開催	聯合ニュース、ニ ューシスなど	産業財産 政策課
10.31	Big data 鉱山で、情報鉱脈を探せ	忠清毎日、 京仁総合日報など	情報審査課
11. 1	特許顧客相談センター利用顧客、500 万人突破!	デジタルタイム ズ、 中都日報、 TJB など	顧客協力 政策課
11. 2	アイドル歌手の名称、商標出願でブランド化	朝鮮日報、韓国日 報、韓国経済など	商標 2 審査課

11. 3	韓・中知的財産権分野における交流・協力全面拡大	韓国経済、デジタルタイムズなど	国際協力課
11. 3	未就業の大学生を対象に知的財産サービス企業への就職教育支援	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	産業財産振興課
11. 4	胃腸疾患の原因菌ヘリコバクター、私も保菌者?	聯合ニュース、ニュースワイヤーなど	薬品化学審査課
11. 4	大韓民国の鉄鋼、「特許戦争」異常無し!	聯合ニュース、ニューシス、KBSなど	金属審査課
11. 7	今年の女性発明品「スマート マットレス」が栄誉の大統領賞受賞	中央日報、ソウル新聞、YTN など	産業財産振興課
11. 8	キャラクター模倣デザイン、もはや居場所なし	ソウル新聞、ファイナンシャルニュースなど	デザイン審査政策課
11. 9	IT 関連の企業がサービス業分野で商標最多登録上位圏を獲得	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	サービス票審査課
11. 9	特許庁、「金融分野 BM 特許の説明会」開催	聯合ニュース、ニュースワイヤーなど	電子商取引審査課
11.10	半導体 1 位の名声、次世代メモリー半導体においても続く。	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	複合機械審査 3 チーム
11.11	コンクリート都市に吹く黄土風	大田日報、聯合ニュースなど	複合機械審査 2 チーム
11.11	ニセモノの進化はどこまで…	大田日報、聯合ニュースなど	商標権特別司法警察隊
11.11	女性発明の小さく流用な発明品	YTN	庁長(インタビュー)
11.14	2011 年第三四半期の知的財産権動向	聯合ニュース、忠清日報など	情報企画課
11.15	もう敷いて座るだけの座布団は古い。	韓国日報、韓国経済など	建設手術審査課
11.16	特許庁、「第 3 回 R&D IP 協議会フォーラム」開催	聯合ニュース、ニューシスなど	産業財産振興課
11.16	中小業者「株生」が発明した廃水ろ過装置、特許技術賞の忠武公賞受賞	中央日報、聯合ニュースなど	特許審査協力課
11.17	ニセ電気マットの流通… 「消費者の生命を脅かす」	ファイナンシャルニュース、MBC、YTN、TJB など	商標権特別司法警察隊

11.18	「2011 年大韓民国発明教育コンテンツ公募展」	聯合ニュース、ニュースワイヤーなど	教授課
11.18	「知的財産教育先導大学」の選定結果発表	韓国経済電子新聞等	産業財産人材課
11.21	エチオピア特許庁訪問団が韓国で研修	ソウル新聞、韓国経済など	多者協力チーム
11.21	グローバル特許戦争、人材育成で備える。	ファイナンシャルニュース、忠清Today など	産業財産人材課
11.21	政策説明の懇談会	韓国経済科学ベンチャー中企部	庁長(記者懇談会)
11.22	特許紛争の流れを一目で把握	ヘラルド経済、聯合ニュースなど	審判政策課
11.22	韓国語国際特許公報、外国人も楽に読める。	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	情報協力チーム
11.23	国家 R&D 事業の特許成果、量的水準「不十分」	アジア経済、聯合ニュースなど	産業財産政策課
11.23	(株)Top エンジニアリング、職務発明最優秀企業に選定	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	産業財産振興課
11.24	自動車の未来、スマート自動車関連の特許出願が急増	デジタルタイムズ、大田日報など	自動車審査課
11.24	大韓民国の代表商標とデザインが一堂所に集合	ソウル経済、デジタルタイムズなど	産業財産振興課
11.25	これ以上の電力大乱はない。	デジタルタイムズ、大田日報など	環境エネルギー審査課
11.25	弁理士検索、ワンクリックで	ヘラルド経済、聯合ニュースなど	産業財産人材課
11.25	青少年発明アイデア「バンバン」と湧く。	EBS	庁長(インタビュー)
11.26	「2011 の特許庁デザイン セミナー」開催	韓国経済、聯合ニュース、YTN など	デザイン審査政策課
11.28	照明弾なくても夜間追跡可能、「発光地雷」が大賞受賞	京郷新聞、毎日経済、ソウル経済など	産業財産経営支援チーム
11.28	特許庁・KINPA、IP 専門コンファレンス開催	聯合ニュース、ニュースなど	産業財産人材課
11.29	今年の「知的財産経営者大賞」に東西コンクリートと Solexis 社を選定	ソウル経済、電子新聞、CJB など	産業財産経営支援チーム

11.29	デザイン公募展の受賞作がヒット商品に。	毎日経済、 ヘラルド経済など	産業財産 人材課
11.30	スマートフォン MEMS の特許出願が大幅増大	電子新聞、 デジタルタイムズ など	電子審査課
11.30	特許戦争の脱出口! 特許技術取引はどのように?	聯合ニュース、ニ ューシスなど	産業財産 振興課
11.30	アップルを越えるには。	ソウル新聞	庁長(寄稿)
12月	特許訴訟、勝ってもまける中小企業の弱みを解消	新東亜	庁長(対談)
12月	Being Intelligent to Protect Our Intelligence	高麗大学の英字新聞	庁長(対談)
12. 1	アイデアが現実になる場所、大韓民国発明特許大会に招待	朝鮮日報、韓国日 報、毎日経済、 it's TV など	産業財産 振興課
12. 1	太陽光発電、水面でも発電	デジタルタイム ズ、聯合ニュース など	複合機技術 審査1チーム
12. 1	中国で韓国企業の商標保護強化	韓国経済、 聯合ニュースなど	国際協力 政策課
12. 1	大韓民国発明品、ここに集合	YTN	庁長(インタ ビュー)
12. 1	生活の中に飛び込んだ「発明」	KBS	庁長(インタ ビュー)
12. 2	第12回大韓民国半導体設計大会の授賞式典の開催	朝鮮日報、韓国日 報、 KBS、MBC など	標準特許 半導体財産チ ーム
12. 2	国有特許の処分・管理業務を民間に委託	ソウル新聞、 YTN、デジタルタ イムズなど	産業財産 振興課
12. 3	国民へのメッセージからグローバルメッセージに	ソウル新聞、 ソウル経済など	映像機器 審査課
12. 3	農業技術の実用化拡大	YTN	庁長(インタ ビュー)
12. 5	特許庁、中小企業 IP リーダー向けインターネット放送教育	大田日報、 聯合ニュースなど	教授課
12. 5	商標分野 G4 正式スタート、企業への支援も G4 レベルで	ファイナンシャル ニュース、デジタ ルタイムズなど	商標審査 政策課
12. 6	知的財産で中小企業の先導企業の追撃戦略、「IP 経営コンファレンス(2011)」開催	ファイナンシャル ニュース、デジタ ルタイムズなど	産業財産経営 支援チーム
12. 6	近頃のデザイナーは 3D デザイン出願もスピーディーに	ヘラルド経済、 聯合ニュースな	デザイン2 審査チーム

		ど	
12. 7	「国際特許紛争」これからはナビゲーションで解決	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	産業財産保護チーム
12. 7	特許庁、電気自動車の特許研究会創立	中都日報 聯合ニュースなど	電気審査課
12. 7	特許庁、「研究ノート拡散セミナー」開催	聯合ニュース、ニューシスなど	産業財産政策課
12. 7	知的財産強国に向け、積極的にレースを続ける。	月刊リーダーズ	庁長(対談)
12. 8	地域特産物、デザイン出願を見れば分かる。	アジア経済、 聯合ニュースなど	デザイン1 審査課
12. 8	染料の再発見、染料が「光合成」をする。	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	精密化学 審査課
12. 9	丈夫な鉄鋼も寒さには弱い。	アジア経済、 聯合ニュースなど	金属審査課
12. 9	カンボジアに生命の水を伝える。	ファイナンシャル ニュース、聯合 ニュースなど	多者協力 チーム
12. 9	就職保証小切手、キャンパス特許戦略ユニバーシアード	ソウル新聞、毎日 経済、 ソウル経済など	産業財産 人材課
12.10	私の小さなボディガード	デジタルタイムズ、 聯合ニュース など	デジタル放送 審査チーム
12.12	特許庁、2011年の大韓民国発明教育大賞受賞者の選定	朝鮮日報、電子新 聞、EBS、アリラ ンTVなど	創意発明 教育課
12.12	2011年標準特許創出支援事業の成果発表会を開催	聯合ニュース、ニ ューシスなど	標準特許半導 体財産チーム
12.12	特許庁、「第4回商標フォーラム」開催	聯合ニュース、ニ ューシスなど	商標審査 政策課
12.13	創意的政策力を育成するための変化管理プログラムを運営	聯合ニュース、ニ ューシスなど	行政管理 担当官
12.13	特許登録申請が早く便利になる。	韓国経済、 ソウル経済など	顧客協力 政策課
12.14	高校生向けの特許実務教育でマイスターに	聯合ニュース、ニ ューシスなど	教授課
12.14	オンライン偽造商品の取締まり体制、本格稼働	デジタルタイムズ 中都日報、it'sTV など	商標権特別 司法警察隊
12.14	特許庁、漆の未来を開く	聯合ニュース、ニ ューシスなど	産業財産 政策課

12.14	KIPO Awards Distinguished Invention Educators	アリラン TV	庁長(インタビュー)
12.15	鉄の派手な変身! 表面処理降板	聯合ニュース ニューシスなど	金属審査課
12.16	韓・中・日 3 国間の特許出願が簡易化	ソウル新聞、ソウル経済 電子新聞等	国際協力と特許審査協力課
12.19	エレベーターの安全事故、特許技術で予防	聯合ニュース、ニューシスなど	運搬機械審査課
12.19	商標 G4 のスタートにより競争力向上	ファイナンシャルニュース	庁長(寄稿)
12.20	次世代英才起業家教育で 未来のリーダーに	聯合ニュース、ニューシスなど	創意発明教育課
12.20	商標出願にも「K-POP」の人気	中央日報、ソウル経済、 デジタルタイムズなど	サービス票審査課
12.21	業務の生産性向上のためのスマートオフィスを構築	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	情報基盤課
12.21	軍兵士、特許手数料 100%免除	大田日報、 中都日報など	顧客協力政策課
12.22	偽造商品取締り、情報提供から捜査までスマートに!	ヘラルド経済、 ファイナンシャルニュースなど	情報開発課
12.22	今年の最高大学生発明に、 「PC 基盤の緑内障検査システム」	朝鮮日報、 デジタルタイムズ、 EBS、it's TV など	産業財産人材課
12.22	大学生発明王「アイデア」ばんばんと湧く。	EBS	庁長(インタビュー)
12.23	スマートフォンのハッキング、セキュリティ関連の出願動向	デジタルタイムズ、 電子新聞等	コンピュータ審査課
12.23	特許庁、中小企業 CEO 向けの特許教育簡単になる。	ソウル経済、 アジア経済など	教授課
12.23	特許庁、金融決済院間の BM 特許 MOU 締結	ファイナンシャル ニュース、デジタル タイムズなど	電子商取引 審査課
12.24	特許庁、社会的企業にブランド・デザイン開発支援の拡大実施	ソウル経済、 ニューシスなど	産業財産経営 支援チーム
12.26	特許庁、2011 年の審査名人選定	ソウル新聞、韓国 経済、 デジタルタイムズ など	特許審査 政策課

12.26	PCT 国際特許出願手数料、来年から引き下げ	韓国経済、ファイナンシャルニュースなど	国際出願課
12.27	産業財産権、総出願数 700 万件突破	ソウル新聞、電子新聞、中都日報など	出願課
12.27	知的財産(IP)ポータルサイト オープン	聯合ニュース、ニューシスなど	情報企画課
12.28	特許庁、知的財産の基盤拡散及び地域の発明文化造成に	聯合ニュース、ニュースワイヤーなど	産業財産経営支援チーム
12.28	「書類見る審判」から「当事者の話を聞く審判」へ	連合ニュース、ニューシスなど	審判政策課
12.29	「デパート業、スーパーマーケット業」もサービス業の名称で登録	ソウル経済、聯合ニュースなど	商標審査政策課
12.29	特許庁、特許審査処理期間 14.8 ヶ月短縮	ソウル経済、デジタルタイムズなど	企画財政担当官
12.30	海外市場へ進出前に必ずチェック。「知的財産権ガイドブック」	聯合ニュース、ニューシスなど	産業財産保護課
12.30	特許行政、規制改革で国民の共感度向上	聯合ニュース、ニュースワイヤーなど	規制改革担当官
12.31	未来への成功のキーワード、知的財産教育	聯合ニュース、ニューシスなど	教育企画課

2011年度知識財産白書

発行日 : 2012年4月

発行人 : 李水元

発行処 : 特許庁

郵便番号 302-701
大田広域市 西区庁舎路 189
(政府大田庁舎 4棟)

定 価 : 15,000 ウォン

- ◆ 2011年度知識財産白書は政府刊行物販売センター (www.gpcbooks.co.kr)で販売しています。
- ◆ 本冊子は、著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製を禁じます。
- ◆ 本冊子に関する疑問等がありましたら、下記の連絡先までにお問い合わせ下さい。
 - 住所:(302-701)大田市広域市 西区庁舎路 189、4棟企画財政担当官室
 - 電話:042-481-8616